第４章
消防庁・消防機関等の活動

第4章 消防庁・消防機関等の活動

本章では、被害の拡大を防ぐために消防庁・消防機関等が実施した活動に幅広く触れる。

特に被災地の消防職団員や全国から集結した緊急消防援助隊の活動については、より詳細に記述した。

また、石油コンビナートの消火活動、東京電力福島第一原発への対応、海外からの救助隊への対応等は、個別に記述した。

なお、自主防災組織は取材に協力頂いた団体の活動事例を示した。

防災行政無線等、住民に対しての情報伝達についても記述した。

本文中の消防庁が発出した通知・事務連絡等の全文は、資料編に掲載した。

4.1 政府の対応

本節では、政府の初動対応、原子力事故への対応、関係省庁の対応につき、記述する。

4.1.1 ▶政府の初動対応[1)]

政府は、発災直後に官邸対策室を設置するとともに、関係省庁からなる緊急参集チーム*1を招集した。平成23年3月11日15時には、緊急参集チーム協議が開始され、①被害情報の収集に万全を期すこと、②人命救助を第一義として、住民の避難、被災者の救援救助活動に全力を尽くすこと、③被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等による被災地への広域応援を行い、被災者の救援、救助をはじめとする災害応急対策に万全を期すこと等が確認事項として決定された。

同日15時14分には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、同法制定以来初めて緊急災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置され、第1回の対策本部会議では「災害応急対策に関する基本方針」が決定された。

災害応急対策に関する基本方針を図4.1-1に示す。

図4.1-1 災害応急対策に関する基本方針[2)]（平成23年3月11日緊急災害対策本部決定）

「災害応急対策に関する基本方針」（平成23年3月11日、平成23年宮城県沖を震源とする地震緊急災害対策本部）

本日14時46分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。

2 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の救援救助部隊及び災害派遣医療チーム（DMAT）を最大限派遣する。

(2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。

(3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報（ノータム）の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。

3 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。

4 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。

5 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
2）内閣府　緊急災害対策本部　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について　平成24年8月28日 http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201208281700jisin.pdf（平成25年1月21日参照）

*1 緊急参集チームは、内閣危機管理監が主宰し、関係省庁等の局長等が官邸危機管理センターに参集し、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行い、内閣危機管理監が内閣総理大臣に報告する情報の集約、整理をすることを任務としている。緊急参集チームは、東北地方太平洋沖地震発生後の初動期においては、メンバーが官邸危機管理センターに参集し、昼夜を問わず常駐し、随時散発的に関係省庁の間で情報共有、連絡調整等を行っていたものであり、いわゆる一般的な会議体として開催されていたわけではない。

また、同日中さらに2回の緊急災害対策本部会議が開催され、第3回緊急災害対策本部会議の後には、官房長官から全省庁に帰宅困難者の対策に全力を挙げるため、駅周辺の公共施設を最大限活用するように指示がなされ、東京都を中心に所在する国の施設を帰宅困難者の一時滞在施設として開放するなどの対応が行われた。

発災当日の夜から翌朝にかけて、宮城県、岩手県及び福島県へ政府調査団を派遣した。3月12日6時には、宮城県に緊急災害現地対策本部が設置された。

3月17日に緊急災害対策本部長の決定により、被災者生活支援特別対策本部（5月9日から被災者生活支援チームに名称変更）が緊急災害対策本部の下に設置された[1)]。被災者生活支援チームにおいては、被災地への物資輸送・燃料供給、被災者・避難者の受入対策など、地震・津波による被災者に対する生活支援に関する府省をまたがる課題について取り組んでいる。また、後述する原子力被災者生活支援チームとも連携して、原子力災害被災者の生活支援についても取り組んでいる[2)]。

東北地方太平洋沖地震本震の後に複数回発生した余震の直後にも、緊急参集チーム協議が行われ、被害情報の収集や人命救助に全力を挙げること等がその都度確認された。

4月14日から未来に向けた創造的復興を目指すため、復興構想会議が開始された。また、5月2日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、6月24日には東日本大震災復興基本法が成立し、復興のための法整備も進められた。

また、原子力災害への対策についても、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置された。政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図を図4.1-2に示す。なお、原子力災害への対応については、「4.1.3　原子力発電所事故への政府の対応」に後述する。

図4.1-2　政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図（平成23年5月9日時点）[3)]

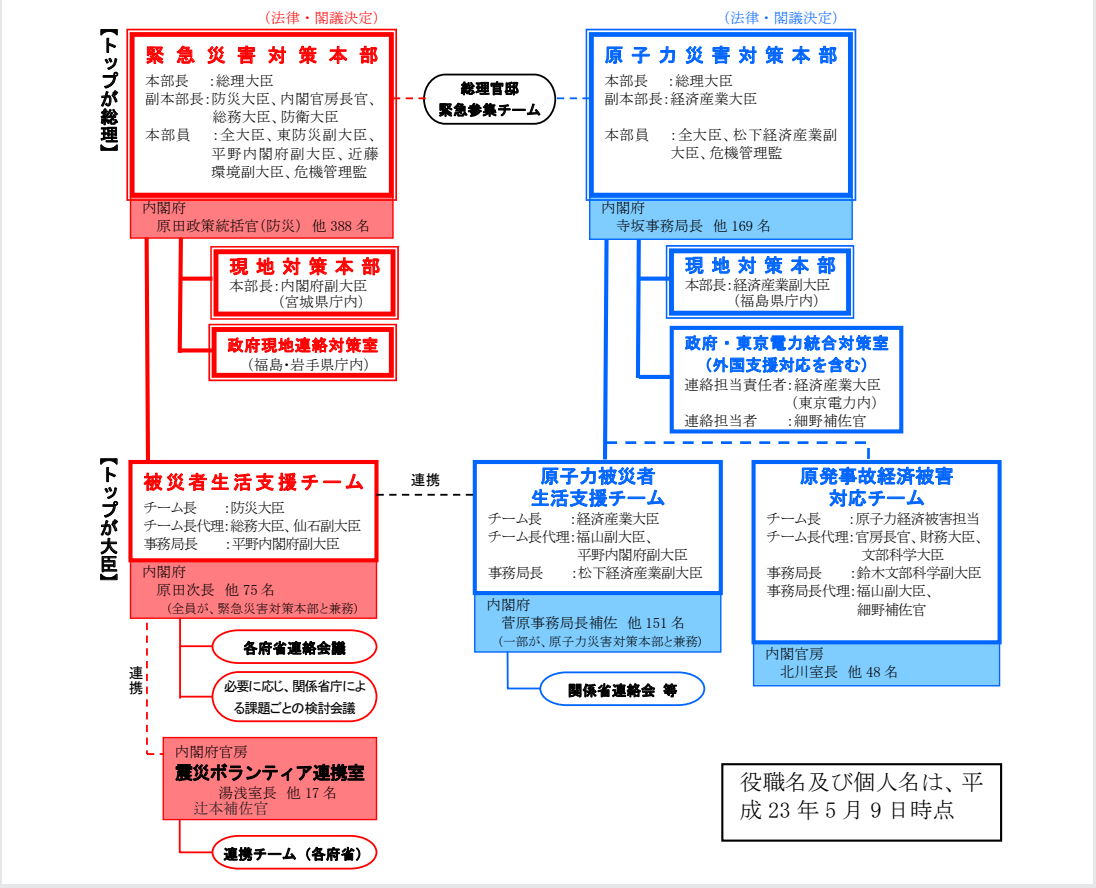

1）内閣府　被災者生活支援チーム　本チームの主な任務及び体制　http://www.cao.go.jp/shien/3-info/2-taisei/1-taisei2.pdf（平成25年1月21日参照）
2）内閣府　被災者生活支援チーム　ホームページ　http://www.cao.go.jp/shien/index.html（平成25年1月21日参照）
3）内閣府　被災者生活支援チーム　政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図
http://www.cao.go.jp/shien/3-info/2-taisei/1-taisei.pdf（平成25年1月21日参照）

1 発災日以降の主な対応[1)]

発災当日以降の主な対応を時系列から見た経過は、以下のとおりである。

なお、内閣総理大臣等の指示内容については二重線の枠で、その他確認事項等の内容は単線の枠で示した。

【3月11日】

14時50分：官邸対策室設置、緊急参集チーム招集

内閣総理大臣指示

> ①被災状況の確認
> ②住民の安全確保、早期の避難対策
> ③ライフラインの確保、交通網の復旧
> ④住民への的確な情報提供に全力を尽くすこと。

15時00分：緊急参集チーム協議開始

15時08分：緊急参集チーム協議確認事項

> 1. 被害情報の収集に万全を期すとともに、人命救助を第一義として、住民の避難、被災者の救援救助活動に全力を尽くす。
> 2. 被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の救援救助部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等による被災地への広域応援を行い、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急対策に万全を期す。
> 3. 災害応急対策の実施にあたっては、地方自治体と緊密な連携を図る。
> 4. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。
> 5. 災害応急対策を政府一体となって推進するための緊急災害対策本部の設置に向けて準備を進める。

15時14分：緊急災害対策本部設置

15時27分：内閣総理大臣指示

> 自衛隊は最大限の活動をすること。

15時37分：第1回緊急災害対策本部会議の開催（15時56分終了）（写真4.1-1）

写真4.1-1　平成23年宮城県沖を震源とする緊急災害対策本部第1回会議[1)]

16時00分過ぎ：第2回緊急災害対策本部会議の開催（16時22分終了）

16時25分：官房長官指示

> 1. 全省庁の政務三役は、全員自省庁に登庁のこと。
> 2. 現在、地方にいる政務三役については、直ちに東京に戻ること。ただし、東北地方に滞在している三役については、現地の状況を把握し、連絡すること。

18時20分：防災担当大臣指示

> 関係機関に、沿岸の車両運転者等に対しカーラジオを聞くよう呼びかけをすること。

18時42分：政府調査団を宮城県に向け派遣

19時23分：第3回緊急災害対策本部会議の開催（19時38分終了）

20時10分：官房長官指示

> 帰宅困難者の対策に全力を挙げるため、駅周辺の公共施設を最大限活用するよう全省庁は全力を尽くすこと。

21時05分：政府調査団、宮城県庁到着

22時00分：防災担当大臣指示

> 1. 各機関においては、明日、どういう救助をすべきかをよく考えて対応願いたい。例えば、山側、海側で違うはず。海側がより大変だ。どう助けるのか。ボートでやるのか。緊急に助けないといけないのは、どこなのか、などよく考えていただきたい。

1）首相官邸ホームページ　平成23年宮城県沖を震源とする地震緊急災害対策本部
http://www.kantei.go.jp/jp/kan/actions/201103/11touhoku_jisin.html（平成25年1月21日参照）

2. 朝一番から適切な対応を願いたい。

【3月12日】
6時00分：現地対策本部の設置
8時30分：第4回緊急災害対策本部会議の開催
8時53分：政府調査団を岩手県に向け派遣
9時18分：政府調査団を福島県に向け派遣
11時36分：第5回緊急災害対策本部会議の開催
21時40分：第6回緊急災害対策本部会議の開催
内閣総理大臣指示

人命救助を強力に進めるため、
1. 特に孤立者の救助活動に自衛隊の部隊を積極的に投入するなど、広域応援態勢の強化を図るとともに、
2. 役場の機能が失われているような地方自治体へのサポートの強化に取り組んでいただきたい。

閣議により、「東北地方太平洋沖地震による災害」について全国を対象とする激甚災害に指定した。

【3月13日】
8時30分：緊急参集チーム協議再開

（緊急参集チーム協議結果）
本事案における部隊運用について、以下の優先順位に基づき活動を実施する。
①生存者の捜索及び救出
倒壊家屋が多くある地域に対して、陸上部隊を重点的に投入し、生存者を救出。
震度分布と家屋倒壊・土砂崩れの把握状況等とを照合した上で、航空部隊を活用。
②孤立者対策
孤立者に対しては、航空部隊を活用し、医療の提供が必要なものについては医療機関への搬送、水・食糧・防寒具等が不足している地域については、当該物資の輸送を行う。
③未捜索地域の割り出し及び捜索
津波や火災の被害が甚大であるため未だ捜索が十分に行われていない地域については、航空部隊を活用するとともに、捜索の障害を速やかに除去し、捜索を実施する。
④遺体収容
津波や火災等による死亡者の遺体については可及的速やかに収容する。

9時32分：第7回緊急災害対策本部会議の開催
21時01分：第8回緊急災害対策本部会議の開催
21時38分：第1回電力需給緊急対策本部会議の開催
22時30分：防災担当大臣指示

津波警報等は解除されたが、海の近くで活動するものは、余震による津波を常に警戒し、無線、ラジオを常時聞き、避難路の確保など、十二分に注意すること。

【3月14日】
5時50分：緊急災害対策本部全省庁徹底事項

本日（3月14日）より計画停電が始まる。これにより様々な支障が生じることとなるが、各省庁の業務及び所管の事業においても、これらの支障を最小限とするため、各省庁内及び所管の事業者・関係団体に対して、
①徹底した節電
②支障が生じる場合においても、それを最小限に抑制するための方策の検討と早急な実施について、本日午前中に徹底すること。

21時03分：官房長官記者会見
閣議により、被災地域に対する物資支援について予備費の使用を決定した。
対象地域：岩手県、宮城県、福島県
予備費総額：約302億円

【3月16日】
21時40分：防災担当大臣指示

1. 明日以降は捜索・救助活動とともに、避難所における生活面のケアに相当の力を注ぐ。
2. 避難所の状況をよく把握し、「何か起きたらこうする」ということを事前によくシュミレーションせよ。近隣の公共施設や医療機関をよく調べておくこと。
3. 医療や、高齢者・子ども・妊産婦など要援護者へのケアが重要。厚労省が大きな役割を担う。
4. 生じてくる様々な課題について、内閣府防災が各省に担当を割り振る。担当する各省が自己完結的に責任を持って処理すること。チームを組んで、必要があれば政務官クラスを入れること。
5. 被災者だけではなく、自衛隊、警察、消防などの救助部隊にもPTSDが出るだろう。その対応を用意しなければならない。
6. 阪神淡路大震災の際は、救出後に多くの方が亡くなっていることを踏まえ、同様の事態が再び起きることを防ぐ必要がある。

閣議により「災害対策基本法施行令の一部を改正する政令」（政令第23号）を制定し、地方債発行の特例措置（発行要件、償還期限）を実施した。

【3月17日】
18時00分：第12回緊急災害対策本部会議の開催

1. 緊急災害対策本部の体制強化
   被災者の支援をより一層円滑に進めるため、副本部長に総務大臣、防衛大臣を追加。
2. 被災者生活支援の体制強化
   東北地方太平洋沖地震による被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、政府における体制の一層の強化を図るため、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の下に、被災者生活支援特別対策本部を置く（緊急災害対策本部長決定）。

（被災者生活支援特別対策本部）
1. 主な任務
   ア 孤立した避難場所等の解消
   イ 被災地への物資の輸送、補給
   ウ ライフラインの復旧
   エ 仮設住宅の建設
   オ 被災廃棄物の処理
   カ 遺体収容・埋葬対策
   キ 被災者・避難者の受入対策
   など被災者の生活支援に関し、関係行政機関、地方自治体、企業等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。
2. 構成員（当時の役職者）
   本部長 松本防災担当大臣
   本部長代理 片山総務大臣
   副本部長 平野内閣府副大臣（事務局長兼務）
   仙谷内閣官房副長官
   事務局 内閣府に各省から構成される担当事務局を新設
3. 初動対応との緊密な連携
   緊急災害対策本部の初動対応チーム（官邸危機管理センター）との緊密な連携を図る。

【4月1日】
17時31分：内閣総理大臣記者会見（18時14分終了）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害については、今後、「東日本大震災」と呼称することとする。（同日閣議了解）

【4月11日】
14時45分：第15回緊急災害対策本部会議開催
16時09分：官房長官記者会見

東日本大震災復興構想会議の開催を閣議決定

東日本大震災復興構想会議は、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめることが求められている。また、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、議論の結果を復興に関する指針等に反映させる。平成23年6月25日に復興への提言を取りまとめた[1)]。

1）内閣官房　東日本大震災復興構想会議　http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/（平成25年1月21日参照）

【4月14日】
14時00分：東日本大震災復興構想会議
【4月26日】
16時04分：官房長官記者会見
　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案を閣議決定
【4月27日】
17時15分：中央防災会議
「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の設置を決定。
【5月2日】
　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）施行
【5月6日】
10時16分：第16回緊急災害対策本部会議開催
【5月10日】
13時00分：東日本大震災復興構想会議
【5月20日】
8時00分：第17回緊急災害対策本部会議開催

東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針を決定

【6月24日】
15時59分：官房長官記者会見
・東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日法律第76号）施行
・東日本大震災復興対策本部及び岩手、宮城、福島現地対策本部設置

2 主な余震への対応[1)]

　東北地方太平洋沖地震の後に発生した静岡県東部を震源とする地震（平成23年3月15日発生）、宮城県沖を震源とする地震（平成23年4月7日発生）、福島県浜通りを震源とする地震（平成23年4月11日発生）及び福島県中通りを震源とする地震（平成23年4月12日発生）の発生直後にも、緊急参集チーム協議が行われ、被害情報の収集や人命救助に全力を挙げること等がその都度確認された。

(1) 静岡県東部を震源とする地震への対応

発生日時：平成23年3月15日22時31分
【3月15日】
22時45分：緊急参集チーム協議開始

（緊急参集チーム確認事項）
①被害情報の収集に全力を挙げるとともに、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
②被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、自衛隊の災害派遣による被災地への広域派遣を行い、被災者の救出・救助に万全を期す。
③東北地方太平洋沖地震に関連する救助・救援活動は計画どおり実施するが、状況に応じて一時的に東海地方の部隊の任務転用も考慮する。
④地方自治体と的確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

(2) 宮城県沖を震源とする地震への対応

発生日時：平成23年4月7日23時32分
【4月7日】
23時39分：緊急参集チーム招集
23時45分：内閣総理大臣指示

被災状況の確認に全力を挙げるとともに、人命救助に全力を挙げること。

【4月8日】
0時03分：緊急参集チーム協議開始
0時24分：緊急参集チーム協議確認事項

①東日本大震災の被災状況を踏まえ、特に原子力発電所をはじめ、被害情報の収集に全力を挙げるとともに、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
②既に派遣している緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、海上保安庁の救援部隊、災害派遣中の自衛隊により、被災者の救出・救助に万全を期す。
③地方自治体と的確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

1）内閣府　緊急災害対策本部　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について　平成24年8月28日
http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201208281700jisin.pdf（平成25年1月21日参照）

2時00分：宮城政府現地対策本部会議
（本部長代行指示）

避難所、避難者の状況を正確に把握すること。

⑶　福島県浜通りを震源とする地震への対応

発生日時：平成23年4月11日17時16分

【4月11日】

17時20分：緊急参集チーム招集

17時25分：内閣総理大臣指示

被災状況、特に原発の状況の確認に全力を挙げるとともに、人命救助に全力を挙げること。

17時30分：緊急参集チーム協議開始

17時49分：緊急参集チーム協議確認事項

①東日本大震災の被災状況を踏まえ、特に原子力発電所をはじめ、被害情報の収集に全力を挙げるとともに、既に派遣している消防庁の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、海上保安庁の救援部隊、災害派遣中の自衛隊により、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
②地方自治体と的確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

⑷　福島県中通りを震源とする地震への対応

発生日時：平成23年4月12日14時07分頃

【4月12日】

14時10分：緊急参集チーム招集

14時13分：内閣総理大臣指示

人命救助に全力を挙げるとともに、被災状況、特に原発の状況の確認に全力を挙げること。

14時27分：緊急参集チーム協議開始

14時36分：緊急参集チーム協議確認事項

①東日本大震災の被災状況を踏まえ、特に原子力発電所や避難所など、被害情報の収集に全力を挙げること。
②既に派遣している緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、海上保安庁の救援部隊、災害派遣中の自衛隊により、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
③地方自治体と的確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

4.1.2 ▶関係省庁の初動対応[1)]

以下に、東日本大震災に関して消防庁の活動と関連する省庁の初動対応につき、省庁ごとに対応状況を示す。

1　総務省の対応

【3月11日】

日本放送協会に対し、「被災地では停電が続くなどしており、ラジオによる情報伝達が重要になっている。地域住民が必要とする情報をしっかりと伝えるよう、NHK（日本放送協会）として取り組んでもらいたい。」旨、口頭要請。

日本民間放送連盟に対し、「東北地方の放送による災害情報の伝達について、当該地区の会員各社に対し、被災地の停電等の状況も踏まえ、特にラジオによる放送継続と災害情報の伝達に最大限の努力を払って頂くよう、民放連としても要請頂きたい。なお、総務省からも同様の内容で、東北地区のラジオ各社あて、口頭伝達する。」旨、口頭要請。

東北のラジオ各社（青森放送、エフエム青森、アイビーシー岩手放送、エフエム岩手、東北放送、エフエム仙台、秋田放送、エフエム秋田、山形放送、エフエム山形、ラジオ福島及びエフエム福島）それぞれに対し、「被災地では停電等が続くなどしており、ラジオによる情報伝達が重要になっている。地域住民が必要とする情報をしっかり伝えるよう、災害情報の伝達に最大限の努力を払って頂きたい。」旨、口頭要請。

1）内閣府　緊急災害対策本部　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について　平成24年8月28日
http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201208281700jisin.pdf（平成25年1月21日参照）

【3月12日】

7時39分以降順次、内閣府に対して、停電しているNTT、NHKの重要施設について、政府備蓄を回せないか要請。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び茨城県全域宛のゆうパック及びゆうメールの引受け停止を決定。

社団法人日本アマチュア無線連盟に対し、アマチュア無線機器の提供等について要請。（同日以降、非常通信用周波数を運用し、避難所情報等の提供を開始。アマチュア無線300台を貸与。）

宮城県及び新潟県津南町から災害対策用移動通信機器の貸与要請があり、新潟県津南町に対しては同日22時30分までに簡易無線15台を貸与済み、宮城県に対してはMCA無線70台及び簡易無線70台を貸与済み。

財団法人日本データ通信協会及び携帯事業者等に対し、誤った情報を内容とするチェーンメール等に関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。

【3月13日】

総務大臣、総務副大臣が岩手県及び宮城県を視察。

住民の安否確認や被災者に対して緊急に行うべき事務について、都道府県が条例に定めることにより住基ネットの保有する本人確認情報を適切に活用するよう、また、転出証明書を発行できない被災市区町村からの転入があった場合、転入地において、氏名、住所、転入年月日、生年月日、戸籍の表示等に各住民からの届け出に基づき、住基ネットの保有する本人確認情報を活用することにより転入届を受理するよう、各都道府県宛に通知。

【3月14日】

岩手県花巻市、奥州市及び茨城県鹿嶋市から震災に係る災害情報を市民に提供するための臨時災害放送局（FM放送）の開設について許可。

地方公務員共済組合に対し、共済組合の判断により一部負担金の徴収猶予及び減免ができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について連絡。

【3月15日】

国際電気通信連合（ITU）に衛星携帯電話の無償供与に関する支援を依頼。合計153台の衛星携帯電話の無償供与を受けることとした。（第1便45台は3月18日、第2便78台は20日、第3便30台は22日に総務省に到着し、県等に順次無償貸与。）

【3月16日】

被害を受けた地方公共団体が、今年度（平成22年度）において、①地方税等の減免によって生じる財政収入の不足、及び②災害応急対策等の地方負担の財源として地方債を発行することを可能とする政令改正を公布・施行。

【3月18日】

被災地域の災害対策を支援する体制強化のため、大臣官房総務課に災害対策支援室を設置し、3人の要員を配置。

【3月22日】[1)]

平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域の地方公共団体において、平成22年11月に成立した「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（法律第68号）の規定により平成23年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講じた。

措置の対象の指定市町村は、この日のほか3月24日、3月29日と3回にわたって公表された。

【3月29日】

岩手県災害対策本部、宮城県災害対策本部等に対し、携帯ラジオ1万台を配布。

【4月4日】

被災地に派遣されている者が円滑に不在者投票を行えるようにするため、30人の職員を岩手県滝沢村、遠野市及び宮城県仙台市の選挙管理委員会に派遣し、臨時不在者投票の記載場所の設置・運営等を全面的に支援。

【4月12日】

平成22年国勢調査速報結果を基に作成した、青森県、岩手県、宮城県及び福島県における浸水による被災地域の人口、世帯数を把握するための統計地図を、統計局ウェブページに掲載。

1）総務省　東日本大震災関連情報　選挙関連情報
http://www.soumu.go.jp/senkyo/chihou17_01.html（平成25年1月21日参照）

【5月9日】

東日本大震災の被災地における通信・放送インフラの復旧・復興を支援するため、東北総合通信局に「東日本大震災復興対策支援室」を設置。

【5月22日】[1)]

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により著しい被害を受けた地域において、公職選挙法の規定による選挙の期日を延期する等の措置を講ずる。

法律名を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（法律第55号）に改めた。

2 警察庁の対応[2)]

警察庁では、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察に対し、それぞれの県公安委員会からの援助の要求等により、全国から広域緊急援助隊員[*1]等延べ約91万人（平成24年3月11日時点）、1日につき最大約4,800人、車両約1,000台を派遣した。

発災当日以降の警察庁の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

14時46分：警備局長を長とする災害警備本部を設置

15時07分：中部・近畿・中国の広域緊急援助隊に出動指示

15時07分：北海道警1機、岩手県警1機、宮城県警2機、福島県警1機、警視庁1機が被害調査のためヘリコプター出動中

15時14分：長官を長とする緊急災害警備本部に格上げ

16時10分：千葉県警察広域緊急援助隊に出動指示

16時25分：警視庁広域緊急援助隊に出動指示

16時45分：長野・新潟・山梨・秋田・山形の各県警察の広域緊急援助隊に出動指示

17時30分：ヘリコプターの応援派遣予定
愛知県警察ヘリコプター×1機→宮城県
北海道警察ヘリコプター×1機→岩手県

22時20分：北海道警察、警視庁、山形・埼玉・千葉・秋田の各県警察の広域緊急援助隊（刑事部隊）に出動指示

23時41分：警視庁（増強）、新潟・長野・静岡・群馬の各県警察の広域緊急援助隊（刑事部隊）に出動指示

【3月12日】

9時00分：宮城県警察で行方不明者相談ダイヤルの開設

【3月15日】

身元確認ができない遺体について、DNA鑑定資料や指紋等必要最小限の資料を採取の上、検視等の迅速化を図るよう全国の警察に通達。

【3月17日】

違法情報等対応連絡会、大手サイト管理者等に対して、インターネット上の不確かな情報を鵜呑みにせず公的機関に確認することや、不確かな情報の書込み・転送をしないこと等について、利用者に注意喚起するとともに、ネット上の不審情報を発見した場合には速やかに適切な措置を取るよう要請。

1）総務省　選挙関連情報　東日本大震災関連情報
http://www.soumu.go.jp/senkyo/chihou17_01.html（平成25年1月21日参照）

2）警察庁　平成23年版警察白書　要約版
http://www.npa.go.jp/hakusyo/h23/youyakuban/youyakubann.pdf（平成25年1月21日参照）

*1 広域緊急援助隊は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災における災害警備活動の経験を踏まえ、災害対策のエキスパートチームとして、平成7年6月に全国の都道府県警察に設置されたもので、救出救助活動等を行う警備部隊、緊急交通路の確保等を行う交通部隊及び検視・身元確認等を行う刑事部隊で構成されている。

3 海上保安庁の対応[1)2)]

海上保安庁では、東日本大震災直後から捜索・救助にあたり、3月20日までに合計360人を救出した。捜索活動は、行方不明者の多い地域の沿岸部を中心に重点的かつ継続的に実施した。さらに、津波で港等から流されて漂流する船舶について生存者の有無の確認、臨海部で発生した火災に対して海上からの消火活動を実施した。

発災当日以降の海上保安庁の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

15時01分から15時44分：地震・津波に関する日本航行警報[*1]、NAVTEX航行警報[*2]済み

15時14分：緊急災害対策本部の設置を受け、日本海溝型地震動員計画[*3]を発動

21時16分から21時47分：原子力緊急事態・退避命令区域に関するNAVTEX航行警報済み101港で船舶への避難勧告、121港で警戒勧告を実施

ヘリコプターによる吊り上げで合計18人を救助。

【3月11日から3月12日】

千葉コスモ石油LPGタンク火災に対し、海上保安庁消防船等及び海上災害防止センター所属船により消火活動を実施。

3月12日は、5時35分から9時20分までの間に石巻市で津波により石巻港の外に座礁した建造中の貨物船から合計102人を救出。

【3月14日】

国土地理院との窓口を開設し、同院所属航空機からの情報提供体制を確立。

【4月6日】

3月28日、29日に測量船「明洋」により海底基準局の被害調査を実施し、観測可能であった海底基準局から得られたデータを解析し、結果を公表。（震源のほぼ真上の宮城県沖の海底が東南東に約24m移動、約3m隆起が判明。）

4 防衛省の対応[3)]

防衛省・自衛隊は、地震発生当初、まず被災者の捜索・救助に全力を挙げた。派遣部隊は、警察、消防、海上保安庁などと協力し、地震や津波により孤立した地域や倒壊家屋などから多数の被災者を救出した。特に水没により孤立した場所では、救難ヘリコプターや輸送ヘリコプターなどを活用して、数十人から数百人規模の被災者の避難支援を行った。

被災地周辺の海域においても、航空機及び艦艇を可能な限り動員して捜索・救助にあたった。これらの活動により、自衛隊では、全救助者の約7割にあたる約19,000人の被災者を救出した。

また、米軍の「トモダチ作戦」と命名された支援を受け入れ、最大時で人員約16,000人、艦船約15隻、航空機約140機を投入した人道支援・災害救援活動が大規模に行われた。被災により使用不能となっていた仙台空港の滑走路や鉄道、学校など被災地のがれき除去、さらには日米共同での行方不明者の集中捜索などが行われた。

発災当日以降の防衛省の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

14時52分：岩手県知事より災害派遣要請

15時02分：宮城県知事から東北方面総監に対し、災害対策派遣要請

15時23分：東北方面総監部から福島県庁へ連絡要員を派遣

15時26分：陸自第21普通科連隊の連絡要員を秋田県庁へ派遣

15時30分：陸自第2施設団から宮城県庁へ連絡要員を派遣

16時03分：陸自第6師団の連絡要員を宮城県庁へ派遣

1）海上保安庁　海上保安レポート2012　概要
http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2012/index.html（平成25年1月21日参照）
2）海上保安庁　東日本大震災への対応の記録　平成24年1月
http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/jisin/20110311miyagi/index.html（平成25年1月21日参照）
3）防衛省　平成23年版防衛白書
http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2011/2011/index.html（平成25年1月21日参照）

*1 日本航行警報とは、太平洋、インド洋及び周辺海域を航行する日本船舶に対して、インターネットで提供される船舶交通の安全に緊急に必要な情報のことである。

*2 NAVTEX航行警報とは、日本沿岸から約300マイル以内に航行する船舶に対して、緊急に必要な情報（航行情報や気象情報等）につき通信システムにより提供される情報のことである。

*3 日本海溝型地震動員計画とは、事前に災害の種類別に作成された対応計画の一つである。

16時20分：茨城県知事より災害派遣要請
16時47分：福島県知事から第44普通科連隊（福島）へ災害派遣要請
16時54分：青森県知事より災害派遣要請
18時00分：大規模災害対処派遣命令
18時50分：北海道知事より災害派遣要請
19時30分：原子力災害対処派遣命令

【3月16日】

閣議決定をもって予備自衛官、即応予備自衛官の災害招集に係る内閣総理大臣の承認を得て、防衛省・自衛隊として初めてとなる災害招集命令を発出。

【3月18日】

東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に係る予備費の使用を決定（閣議決定）。

【8月31日】

大規模震災災害派遣終結命令。（本命令の発出をもって、大規模震災災害派遣を終結する。）

5 厚生労働省の対応[1)]

厚生労働省は、地震発生後速やかに都道府県等に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行い、派遣要請を受けたDMATは3月11日から岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において病院支援、広域医療搬送等の救護活動を行った。3月13日には、最大規模の193のDMATが被災地で活動した。DMATの活動は3月22日をもって終了した。

また、被害が広範囲で避難所生活も長期化していることから、慢性疾患患者への医療ニーズが多数発生していた。このため、厚生労働省は、DMATによる災害急性期以降の被災地の医療を確保するため、3月16日、日本医師会や病院団体等の関係団体に対し、被災県の要請に基づいて医師等の派遣に協力するよう依頼した。

平成23年4月15日時点で1日最大156チーム（約706人）、平成23年7月12日時点で累計2,438チーム（約11,549人）の医療チームが被災地に入り、避難所への常駐、救護所を拠点とした巡回及び被災病院等での支援活動により、慢性疾患等への対応を中心とした医療の提供を実施した。

また、今回の大震災による被害の甚大さにかんがみ、被災地でない都道府県が積極的に避難者の救助にあたれるよう、災害救助法の弾力的運用について被災地でない都道府県を含め全都道府県に通知した。これにより、被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館・ホテルを借上げた場合でも相当な経費を国庫負担（被災自治体財政力に応じ50％から90％）にすることを明確化した。

都道府県が支出した費用は、予算措置後速やかに簡素な手続で交付した。

発災当日以降の厚生労働省の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

15時04分：全DMATに待機要請
15時45分：宮城県よりDMATの派遣要請があり派遣を指示
16時00分：対応可能DMAT146チーム、検討中116チーム
16時05分：福島県へDMAT派遣を指示
17時30分：茨城県からDMATの派遣要請
17時35分：茨城県へDMAT派遣を指示
17時41分：岩手県からDMAT派遣要請、同時刻に岩手県への派遣指示

東日本大震災の被災者に対し、「エコノミークラス症候群」の予防を図るよう、各都道府県に依頼。

【3月12日】

被災地の患者に対して、医師等からの処方せんの交付が無い場合でも、必要な処方せん医薬品を販売又は授与可能である旨を都道府県等に連絡。

【3月14日】

消防庁に対し、「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を通知。

被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベが枯渇したことにより止むを得ず工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用する場合の取扱いについて都道府県等に連絡。

1）厚生労働省　平成23年版厚生労働白書　東日本大震災に対する厚生労働省の対応
http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/11/dl/02-00.pdf（平成25年1月21日参照）

【4月8日】

「東日本大震災に伴う解雇、雇止め等に対する対応について」、「東日本大震災による影響を受けた派遣労働者への配慮に関する労働者派遣事業適正運営協力員を通しての周知啓発について」、「派遣労働者、派遣元事業主及び派遣先に対するハローワークの特別相談窓口の周知について」を発出。

【5月9日】

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における健康保険の標準報酬月額の改定、健康保険料等の免除の運用上の取扱いについて通知を発出。

【6月21日】

応急仮設住宅についてバリアフリー化に改めて留意するとともに、①必要な場合には完成後に簡易スロープ等のバリアフリー化の補修や応急仮設住宅敷地内通路を簡易舗装化する場合及び②暑さ寒さ対策として必要な場合の断熱材の追加や二重ガラス化、日よけ、風除室の設置等地域や入居者の実情に応じて追加的に対応した場合に必要となる相当な経費の増加額について国庫負担の対象となることを関係県に通知。

6 国土交通省の対応[1)2)]

国土交通省は、地震発生から30分後には国土交通省緊急災害対策本部を設置し、被災地内にある東北地方整備局や東北運輸局をはじめ省を挙げて緊急対応にあたった。

初動・応急復旧対応の段階においては、人命救助を第一義とし、被災者の救急救助、陸海空にわたる緊急輸送路の確保等に全力を挙げた。時々刻々変わる被害の状況、被災地のニーズの把握に努めるとともに、関係府省庁との連携、被災地方自治体をはじめとする地方公共団体との連携はもとより、関係する民間業界団体等とも緊密に連携し、様々な災害対応に取り組んだ。

国土交通省では、現地対策本部の活動支援や、特に今般の大震災の特徴である被災地方自治体への支援のため、職員を延べ24,779人派遣した（平成23年8月7日時点）。このうち、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）[*1]として、発災当日に62人、翌日には約400人を派遣し、最大500人以上の体制を構築するなど、これまでに平成19年の組織創設以来の派遣実績を上回る延べ18,053人を派遣したほか、災害対策機材を延べ19,512台派遣した。

発災当日以降の国土交通省の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

15時00分：宮城県庁（4人）、岩手県庁（2人）、福島県[*2]（2人）にリエゾン[*3]派遣

15時28分：東北地方整備局防災ヘリコプター離陸、宮城県沿岸を調査開始

15時30分：東京方面へ離陸、福島沿岸を調査開始

政府調査団の一員として、宮城県に大臣政務官等を派遣。

【3月12日】

津波被害の甚大な港湾の被災者支援等のため大型浚渫（しゅんせつ）兼油回収船3船に、地方整備局の備蓄物資（非常食、水、毛布等）を積載して派遣。

1）国土交通省　平成22年度国土交通白書
http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h22/index.html（平成25年1月21日参照）
2）国土交通省　東日本大震災の記録　―国土交通省の災害対応―　平成24年3月
http://www.mlit.go.jp/saigai/kirokusyu.html（平成25年1月21日参照）
*1 TEC-FORCEとは、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的としている。具体的には、被害状況の調査、被害の拡大防止、早期復旧に関する地方公共団体等の支援をする。
*2 福島県庁舎は被災したため、隣接の自治会館に現地対策本部を設置した。
*3 一般的には、情報連絡員のことをいうが、この場合のリエゾン（災害対策現地情報連絡員）とは、自然災害時に公共土木施設の被害等の情報交換を行い、適切に対処するため国土交通省から関係市町村に派遣する職員のことである。

緊急災害対策派遣隊の先遣隊として本省2班8人地方整備局3班10人によりヘリコプター5機にて東北地方の広域被害調査を実施した。

【3月13日】

東北地方整備局及び全国の地方整備局の応援TEC-FORCEが現地で被災状況の把握を開始。

【3月14日】

計画停電の実施に伴い、利用者の影響が最小限となるよう関係する鉄道事業者に指示した。

（社）プレハブ建築協会に対して、発注後2週間で600戸、4週間で4,800戸の生産の開始を要請済み。さらに、概ね2ヶ月で約3万戸程度が供給できるよう、準備の開始を要請した。国土交通大臣より、住宅生産団体連合会会長等に対し、直接要請をした。

建設用地等については、岩手県、宮城県、福島県とも調整されていない状況であり、3月14日、建設用地の確保要請及び建設支援のため、国土交通省職員を派遣した。

【3月24日】

農林水産省、経済産業省、環境省及び国土交通省合同で、住宅関連資材の需給状況について緊急調査を実施。

【3月30日】

第1回国土交通省被災地の復旧・再建に関する検討会議*1を開催。

6月8日までに8回にわたり開催し、学会関係者のヒアリングを行う等、被災地の本格的な復旧・復興に向けた検討を重ね、6月14日には、「国土交通省における東日本大震災の復旧・復興に向けた対応」を公表した。

【6月24日】

国土交通大臣を本部長とする国土交通省東日本大震災復興対策本部を設置。

4.1.3 ▶原子力発電所事故への政府の対応[1)2)3)4)]

原子力災害への対応については、平成23年3月11日15時42分に東京電力（株）より東京電力福島第一原発において原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条に基づく事象が発生したとの通報を受けて、官邸対策室を設置するとともに、既に地震の発生直後に招集されていた緊急参集チームを拡大し、協議を行った。

その後、被害がさらに拡大し、東京電力（株）から原災法第15条に基づく事象が発生したとの通報を受け、平成23年3月11日19時3分、内閣総理大臣は原子力緊急事態宣言を発し、原災法制定以来はじめて、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置された。

平成23年3月12日7時45分には、東京電力福島第二原発についても原子力緊急事態宣言が発せられた。

また、原子力発電所事故による原子力災害被災者の生活が喫緊の課題であったことから、平成23年3月29日に原子力災害対策本部の下に、原子力被災者生活支援チームを設立した[1)]。

被災者生活支援チームの主な任務としては、①避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務含む）、②子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、③環境モニタリングの総合的な推進、④災害廃棄物の処理や除染の推進等である[5)]。

原子力災害への政府の体制（平成23年5月9日時点）は、図4.1-2のとおりである。

1）内閣府　緊急災害対策本部　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について　平成24年8月28日
http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201208281700jisin.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
3）首相官邸　政策会議　原子力災害対策本部　配布資料
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku/（平成25年1月21日参照）
4）首相官邸災害対策ページ　東京電力（株）福島第一・第二原子力発電所事故関連情報
http://www.kantei.go.jp/saigai/gensai.html（平成25年1月21日参照）
5）内閣府　原子力被災者生活支援チーム　原子力被災者に対する取組　平成23年9月
http://www.aec.go.jp/jicst/NC/tyoki/sakutei/siryo/sakutei6/siryo5-1.pdf（平成25年1月21日参照）
*1 会議の名称について第2回開催までは「国土交通省被災地の復旧・再建に関する検討会議」、第3回開催以降は「国土交通省被災地の復旧・復興に関する検討会議」に変更。

発災当日から4月22日の避難指示区域の見直しまでの政府の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

15時42分：原子力安全・保安院は、東京電力福島第一原発にて東京電力（株）を通じて原災法第10条の通報（原子炉の運転中に全交流電源からの電気供給が停止し、かつその状態が5分以上継続することから第10条第1項の特定事象に該当すると判断）を受け、官邸、関係地方公共団体等に対して連絡

16時36分：官邸対策室を設置

16時45分：原子力安全・保安院は、東京電力（株）から、原災法第15条通報を受け、確認

17時35分：原子力安全・保安院は、経済産業大臣に状況を説明し、原子力緊急事態宣言発出の了承を得る

17時42分：経済産業大臣は、総理に原災法第15条通報の状況を説明し、原子力緊急事態宣言発出の了承を求め、18時30分頃に了承を得た

18時08分：原子力安全・保安院は、東京電力福島第二原発第1号機にて原災法第10条の通報を受けた

18時33分：原子力安全・保安院は、東京電力福島第二原発第2及び第4号機にて原災法第10条の通報を受けた

19時03分：東京電力福島第一原発で起きた事象について原子力緊急事態宣言発令
第1回原子力災害対策本部の開催
（19時22分終了）

21時23分：内閣総理大臣指示

> 東京電力福島第一原発から半径3km以内の住民に避難指示。3kmから10kmの住民に自宅待機の指示。

21時23分：内閣総理大臣指示（経済産業大臣より伝達）

> 避難する際は、10kmより遠くに避難するように指示。

【3月12日】

0時30分：東京電力福島第一原発から半径3km以内の対象住民の避難措置完了

5時44分：内閣総理大臣指示

> 東京電力福島第一原発から10km以内の住民は、圏外に避難すること。

6時50分：原子力安全・保安院は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、東京電力福島第一原発第1号機及び第2号機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命令

7時45分：東京電力福島第二原発で起きた事象について原子力緊急事態宣言発令

9時15分：第2回原子力災害対策本部の開催

12時08分：第3回原子力災害対策本部の開催

17時00分：東京電力福島第一原発の放射線量の値が制限値を超えたため、原災法第15条通報を受けた

17時39分：内閣総理大臣指示

> 東京電力福島第二原発から半径10km圏内の住民の避難指示。

18時25分：内閣総理大臣指示

> 東京電力福島第一原発から半径20km圏内の住民の避難指示。

【3月15日】

11時00分：内閣総理大臣指示

> 東京電力福島第一原発から20km以上30km圏内の住民の屋内待避指示。

14時00分頃：東京電力福島第一原発から半径10km以内の対象住民の避難措置完了

20時05分：原子力安全・保安院は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、東京電力福島第一原発第1号機の海水注入等を命令

【3月20日】
内閣総理大臣指示

東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

○東京電力福島第一原子力発電所施設に対する放水、観測、及びそれらの作業に必要な業務に関する現場における具体的な実施要領については、現地調整所において、自衛隊が中心となり、関係行政機関及び東京電力（株）の間で調整の上、決定すること。

○当該要領に従った作業の実施については、現地に派遣されている自衛隊が現地調整所において一元的に管理すること。

【3月25日】
11時46分：官房長官記者会見

屋内退避指示対象者に対する生活支援の促進等について（要旨）

○区域内住民の生活支援及び自主避難の積極的な促進

○避難指示を想定した諸準備の加速化

○政府として生活支援の充実を図り、避難に際して移動手段の確保、受け入れ施設の確保等、円滑な実施に向け最大限に努力

○地元市町村においては自主避難を促進し、避難指示が出された場合は直ちに実施に移せるよう、国、県と密接な連携を図るなど適切に対応

【4月22日】
「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定

4.2 消防庁の対応

発災直後、消防庁内にある消防防災・危機管理センターに消防庁全職員が参集し、役割別に予め定められた班体制の下で災害情報の収集、緊急消防援助隊の指示などを行った。また、現地に職員を派遣し、的確な情報収集、緊急消防援助隊の派遣に係る円滑な連絡調整等を図った。本節では、消防庁災害対策本部や現地に派遣した消防庁職員の派遣実績を中心に消防庁の対応を記述する。

4.2.1 ▶消防庁の役割

消防庁は、平常時では、国の機関として、市町村の組織を基本とする消防機関の活動環境を整備している。具体的には、火災・地震・水害などの災害や事故が発生した場合に被害が最小限となるよう、必要な法令の整備や消防制度の見直し、車両などの資機材の配備に係る財政支援などを行っている。

一方、大規模な災害時には、被害状況を迅速に把握するとともに、地域の消防力では対応できない事態においては、全国から被災地域に向け緊急消防援助隊の出動の指示などを行い、被害の軽減にあたっている。

4.2.2 ▶東日本大震災発生時の消防庁の応急体制

消防庁では、地震・台風・水害・林野火災等自然災害から火災・爆発事故・テロ災害まで、災害事象が発生した場合には、災害の規模、人的・物的被害の程度、社会的影響度に応じて第1次から第3次応急までの体制をとり、災害情報の収集や緊急消防援助隊の派遣、都道府県及び市町村への勧告・助言等を行うこととしている。

地震災害の場合には、震度4又は震度5弱の場合には第1次応急体制[*1]をとり、応急対策室長を室長とする災害対策室を設置することとしている。また、震度5強（東京23区の場合を除く。）の場合には、第2次応急体制となり、国民保護・防災部長を本部長とする災害対策本部を、震度6弱（東京23区の場合には5強）以上の場合には、第3次応急体制をとり、消防庁長官を本部長とする災害対策本部を設置することとしている。対応要員としては、第1次応急体制の場合には、初動対応要員4人、第2次応急体制の場合には、危機管理宿舎等に居住している職員約80人、第3次応急体制の場合には全職員（約180人）が参集し、対応にあたることとしている[*2]。

表4.2-1に東日本大震災発生当時の消防庁における地震災害等発生時の応急体制の概要を示す。

表4.2-1 消防庁における地震災害等発生時の応急体制の概要(東日本大震災発生当時)

応急体制	第1次応急体制	第2次応急体制	第3次応急体制	
体制設置基準（最大震度等）	・震度4 ・震度5弱	・震度5強 （東京都23区を除く。）	・震度5強 （東京都23区に限る。） ・震度6弱以上	・東海地震に関する警戒宣言
	・津波注意報 ・津波警報(津波) ・東海地震観測情報		・津波警報(大津波) ・東海地震注意情報 ・東海地震予知情報	
対策本部等	・災害対策室 （自動設置） 【室長:応急対策室長】	・災害対策本部 （自動設置） 【本部長:国民保護・防災部長】	・災害対策本部 （自動設置） 【本部長:消防庁長官】	・地震警戒本部 （自動設置） 【本部長:消防庁長官】
勤務時間外の参集要領	・初動対応要員が参集	・各班で事前に指名された者が参集	・全職員が参集	

*1 下線の部分は、東日本大震災発生当時の体制である。震災後見直されて、応急体制は震度5弱以上が設置基準となっている。(平成24年10月時点)
*2 下線の部分は、東日本大震災発生当時の体制である。震災後、次のとおり見直されている。(平成24年10月時点)
「対応要員としては、第1次応急体制の場合には、宿日直及び初動対応要員の合計4人、第2次応急体制の場合には、災害対応担当課室の職員約30人、第3次応急体制の場合には全職員（約180人）が参集し、対応にあたることとしている。」

前述のとおり大規模な地震が発生した場合には、第3次応急体制をとり災害対策本部を設置することとしており、消防庁内にある消防防災・危機管理センターに直ちに全職員が参集し、災害対策本部の役割別に予め定められた班体制をとり、情報収集・広域応援などの応急対応を行うことになっている。この全庁的な体制を、「Fシフト（Full shift）体制」と呼んでいる。

消防防災・危機管理センター内の災害対策本部の各班の配置図を図4.2-1に示す。

このFシフト体制は、平成16年4月に従来の災害対策本部体制を見直し、新たな班体制を整えたものである。

図4.2-1　消防庁内の消防防災・危機管理センターの配置図

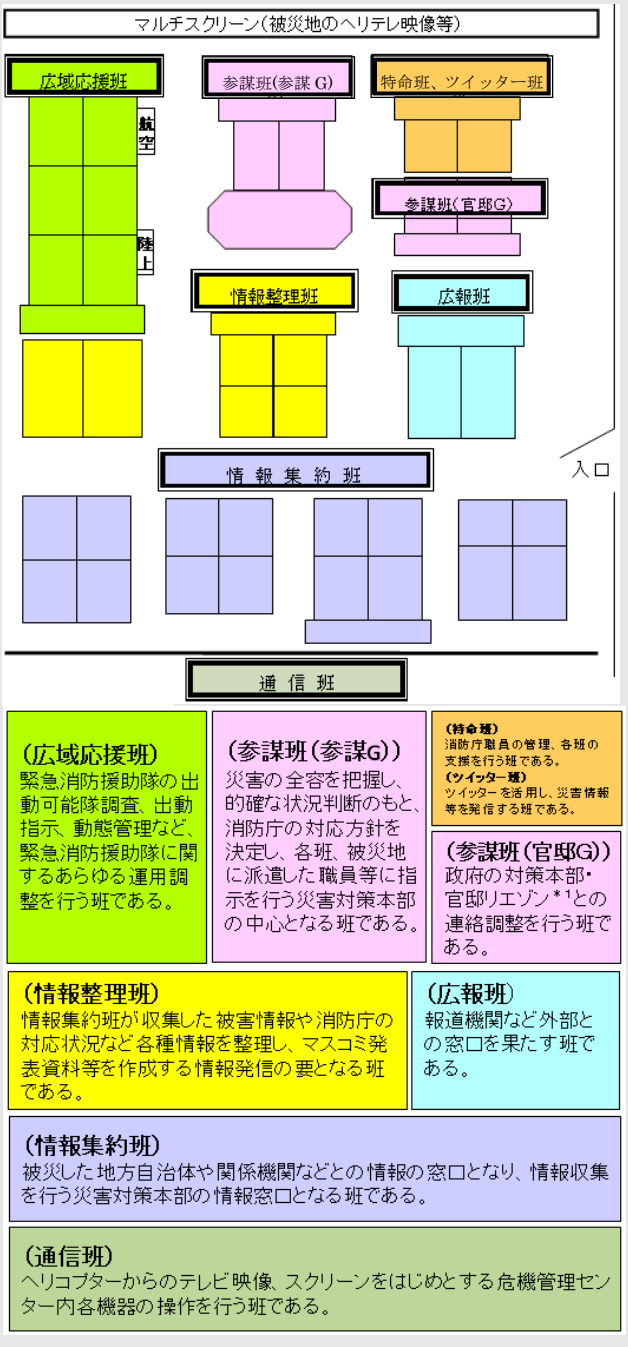

*1 官邸リエゾンとは、官邸（緊急参集チーム）や各省庁との連絡のため、官邸に派遣される連絡要員のことであり、消防庁では5人が派遣されることになっている。

表4.2-2に、消防庁災害対策本部の各班等における役割及び人数を示す。

表4.2-2 消防庁災害対策本部の各班における役割及び人数

班名	役割	人数*1
参謀班	○消防庁災害対策本部の運営（災害の特性に応じて特別な班を臨時に設定を決定） ○事態の把握、状況判断、長官指示（緊急消防援助隊の派遣等） ○政府災害対策本部長、総務大臣への報告 ○政府各種対策本部及び消防応援活動調整本部等への要員派遣の決定に関すること ○官邸等との連絡調整（緊急参集チーム及び官邸リエゾンとの調整） ○政府災害対策本部長が示す措置等通知文書の決裁・発簡手続き事務	参謀G：27人 官邸G：11人 計　38人
情報集約班	○都道府県、関係機関からの情報収集（避難、救援、被害、応援要請、応援状況等） ○都道府県に対する連絡・通知 ○各種情報の情報整理班への伝達	45人
情報整理班	○情報整理（時系列表作成、被害報作成） ○大臣への状況説明資料の作成 ○広報資料の作成 ○内部情報の集約	28人
広報班	○大臣、総務省幹部等への報告 ○国会議員対応 ○マスコミ対応 ○ホームページへの掲載	13人
広域応援班	○緊急消防援助隊（陸上部隊・航空部隊）の派遣指令・運用	陸上G：17人 航空G：12人 計29人
通信班	○情報通信体制の確保（ITセキュリティを含む。） ○映像の配信（ヘリコプターテレビ中継システム（ヘリテレ）映像等） ○被災地の消防防災関係無線の把握	11人
特命班	○特命事項の処理（避難を円滑に行うための勧告、職員の派遣のあっせん等） ○各班の人員体制の見直し、関係団体からの応援受入調整 ○職員の安全確保（避難誘導、安否確認） ○職員の管理支援（食事、健康管理等） ○庁内の保安	16人
ツイッター班	○消防庁ツイッターによる情報発信	3人
合計（全消防庁職員）		183人

*1 人数は東日本大震災時における計画上の人数（兼務の場合は主たる班で集計）

4.2.3 ▶東日本大震災発生時の消防庁の対応[1)]

消防庁では、平成23年3月11日14時46分の発災と同時に、Ｆシフト体制をとり、消防庁災害対策本部（本部長：消防庁長官）を設置し（写真4.2-1）、震度6弱以上を観測した県に対して適切な対応及び被害報告について要請するとともに、震度6弱以上を観測した県内各消防本部に直接被害状況の問い合わせを開始した。

しかし、発災初期は回線途絶や通信制限等により、電話、ファクシミリ等の通信設備が使用困難な状態となった。都道府県との通信回線については、衛星回線等により大きな問題が生じなかったが、被災地消防本部等との情報伝達に困難が生じた。被災地すべての消防本部と連絡がとれたのは、翌3月12日の朝であった。消防庁では、被害の甚大さを踏まえ、同3月11日15時40分、消防庁長官から緊急消防援助隊に対して、平成15年の緊急消防援助隊の法制化以降、初めて消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第5項の規定に基づく出動指示を行った。その後も情報収集を進め、甚大な被災状況が判明するに従い部隊の追加投入を決定していった（図4.2-2）。

また、石油コンビナート火災や原子力発電所事故に対応するために、臨時にそれぞれの特命班を消防庁災害対策本部内に設置した。

迅速・的確な情報収集、緊急消防援助隊の派遣に係る円滑な連絡調整等を図るため、発災後直ちに職員を青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の各県へ派遣した。他方、東京電力福島第一原発第3号機使用済燃料プールへの放水活動をはじめとする東京電力福島原子力発電所事故への対応に際しても、現地に職員を派遣し、関係省庁及び消防本部との連絡調整を行うとともに、消防組織法第44 条第4項に基づき出動した緊急消防援助隊の活動への支援を行った。

緊急消防援助隊の活動については、「4.6　緊急消防援助隊の活動」に、東京電力福島原発事故への対応については「4.8　原子力発電所事故に対する活動」に記載する。

写真4.2-1　消防庁災害対策本部
（平成23年3月12日10時頃撮影）

図4.2-2　消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示一覧[1)]

対応	月日	出動指示	派遣
1次出動指示	3月11日	15時40分	東京、新潟、群馬、埼玉、神奈川、富山、山梨、長野、静岡、岐阜、愛知、滋賀、三重、兵庫、京都、山形、奈良、大阪、秋田、北海道 【計　20都道府県】
2次出動指示	3月11日	23時15分	石川、福井 【計　2県】
3次出動指示	3月12日	6時8分	和歌山、鳥取、島根、広島、岡山、栃木 【計　6県】
4次出動指示	3月13日	22時00分	青森、千葉 【計　2県】
5次出動指示	3月14日	11時25分	福岡、香川、佐賀、大分、愛媛、山口、高知、宮崎、徳島、長崎、熊本、鹿児島、沖縄 【計　13県】
6次出動指示	3月25日	8時30分	茨城 【計　1県】

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

1 日時別の消防庁の対応状況

発災後の日時別の消防庁の対応状況を以下のとおり示す[1)2)]。

【3月11日】

14時46分：消防庁災害対策本部設置（本部長：消防庁長官／第3次応急体制）消防庁コンビナート特命班設置

14時55分：震度6弱以上を観測した都道府県に対し、適切な対応及び被害報告について要請

15時00分：震度6弱以上を観測した岩手県、宮城県及び各消防本部に対し、119番通報及び被害状況を確認するも、軒並み不通
→3月12日朝には全消防本部と通信可能

15時00分：岩手県及び宮城県に消防庁職員各2人派遣を決定

15時03分：消防庁長官から北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、富山県、山梨県の航空部隊に出動準備の指示

15時05分：岩手県庁と連絡確認 被害状況不明

15時40分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第1次）

16時30分：消防庁職員2人（出張中）を福島県に派遣→21時15分福島県庁到着

17時30分：消防庁職員2人を宮城県に派遣
→21時05分宮城県庁到着
消防庁職員2人を岩手県に派遣

18時00分：政府調査団の一員として消防庁職員1人（総務課長）を宮城県に派遣
→21時00分宮城県庁到着

18時50分：消防庁職員2人を茨城県に派遣

19時50分：消防庁職員1人（青森県八戸市合同庁舎に出張中）に現地での情報収集指示

22時40分：緊急災害対策本部要員として消防庁職員4人を派遣

23時15分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第2次）

【3月12日】

6時08分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第3次）

8時30分：政府調査団の一員として消防庁職員1人を岩手県に派遣

9時00分：政府調査団の一員として消防庁職員1人を福島県に派遣

【3月13日】

片山総務大臣及び鈴木総務副大臣等が岩手県及び宮城県を視察。

「救急搬送に伴う放射線汚染に係る情報提供等について」（事務連絡）を各都道府県に対して連絡。

16時00分：千葉県市原市のコンビナート火災に関して、有毒ガスが発生して危険な状態にあるという誤った情報のチェーンメールに対し、消防庁からツイッターによる発信及びマスコミへの情報提供を実施

22時00分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第4次）

【3月14日】

1時00分：消防庁災害対策本部が発信した「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施について（通知）」を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡

3時00分：「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡

11時25分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第5次）
「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について」（事務連絡）を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡

1）消防庁　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第146報）
http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　福島原子力発電所事故（東日本大震災）に関連する消防の対応について（第114報）
http://www.fdma.go.jp/bn/2012/detail/738.html（平成25年1月21日参照）

【3月15日】

14時00分：消防庁災害対策本部が発信した「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施について（通知）」を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡

「東北電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡

22時55分：消防庁長官から緊急消防援助隊として東京消防庁の指揮支援部隊及び横浜市消防局の航空部隊へ静岡県に出動指示。すでに出動指示を受け、東北地方に向け付近を前進中の福岡県及び宮崎県に対して転戦指示

23時50分：「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について」（事務連絡）を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡

【3月16日】

「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項について」（事務連絡）を各都道府県及び消防本部に対して連絡。

【3月17日】

7時00分：東京電力福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班を設置

「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項に係る啓発用資料の送付について」（事務連絡）を各都道府県及び消防本部に対して連絡

「救急救命士の特定行為の取扱いについて」（事務連絡）を各都道府県に対して連絡

【3月18日】

東京電力福島第一原発対応のため消防庁職員1人を福島県へ派遣（3月18日から4月2日）。

東京消防庁や消防庁が東京電力福島第一原発で活動する消防職員の健康チェックを行うため、救急専門医を交替で派遣（3月18日から4月1日）。消防庁派遣の専門医には、消防庁職員が同行（3月21日から22日）。

【3月20日】

16時00分：消防庁災害対策本部に原発特命班を設置

【3月23日】

消防庁が、消防職員の曝露（ばくろ）放射線線量の推計を行うとともに専門的見地からのアドバイス等を行うため、診療放射線技師を派遣（3月23日から4月2日）。

「東北地方太平洋沖地震で現場活動に従事した消防職員の惨事ストレス対策について」（事務連絡）を各都道府県及び消防本部に対して連絡。

【3月25日】

8時30分：消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示（第6次）

【3月27日】

消防庁長官がJヴィレッジ及びいわき市立総合体育館において緊急消防援助隊等の状況を現地確認。

【3月28日】

「大規模災害時における救急救命士の特定行為に関するプロトコール及び指示体制等について」（事務連絡）を各都道府県に対して連絡。

「平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について」（消防予第92号及び消防危第52号）を各都道府県及び消防本部に連絡。

「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る石油コンビナート等特別防災区域の防災対策について」（消防特第35号）を関係道府県に連絡。

【3月30日】

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物等の流出事故等に係る対応について」（事務連絡）を各都道府県及び消防本部に連絡。

「被災地への消防車両等の無償譲渡について」を関係消防本部に連絡（30日から）。

【4月1日】

消防庁長官が宮城県及び福島県にて緊急消防援助隊等の状況を現地確認。

【4月2日】

東京消防庁からヘリコプターで活動隊員を早期投入し活動できるよう、いわき市消防本部へ消防車両等の管理を依頼。

【4月4日】

13時30分：消防庁職員1人を宮城県に追加派遣

【4月7日】

23時32分：宮城県沖を震源とする地震において、震度5弱以上を観測等した県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施
緊急消防援助隊について、出場中の部隊（岩手県に5隊24人、宮城県に162隊603人、福島県に133隊406人）とは別に、出動可能隊数の報告を求め、12県422隊1,528人が出動可能であることを確認（4月8日2時50分時点）

【4月8日】

0時34分：消防庁長官から東京消防庁、埼玉県、愛知県及び茨城県の航空部隊に出動準備の要請→解除（4月8日7時58分）

【4月11日】

17時20分：17時16分に発生した福島県浜通りを震源とする地震において、震度5弱以上を観測した県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施
緊急消防援助隊について、出場中の部隊（岩手県2隊5人、宮城県156隊565人、福島県47隊141人）とは別に、出動可能隊数の報告を求め、13県456隊1,736人が出動可能であることを確認（4月11日20時00分時点）

20時00分：福島県内の緊急消防援助隊のうち、指揮隊1隊（神奈川県隊）、救急隊6隊（神奈川県隊2隊、群馬県隊2隊及び千葉県隊2隊）が出動準備→いわき市田人（たびと）町石住の家屋倒壊現場へ出動（20時19分）→全隊現場到着し、救助活動を実施（22時34分）→消防隊活動終了（4月12日6時05分）

【4月22日】

消防庁から職員を派遣し、双葉地方広域市町村圏組合消防本部と郡山地方広域消防組合消防本部との業務調整及び現地確認を実施。

【4月27日】

消防庁から職員を派遣し、相馬地方広域消防本部、福島市消防本部、福島県災害対策本部及び原子力災害現地対策本部との業務調整及び現地確認を実施。

【6月6日】

消防庁国民保護・防災部長が福島県にて福島県下消防機関消防長と意見交換及び緊急消防援助隊全隊の帰任を確認。

2 消防庁災害対策本部の活動

発災直後に設置した災害対策本部における各班の体制や活動などについて以下に記述する。写真4.2-2は3月11日の災害対策本部における対応状況である。

(1) 参謀班

発災当時の事前計画では、参謀班は災害対策本部の意志決定などを行う参謀G（27人）と主に官邸との連絡調整を行う官邸G（11人）の38人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で32人が参集していた。

ア 参謀G

参謀Gは、消防庁災害対策本部の中核を担っており、消防庁災害対策本部の対応方針の検討及び決定を行った。発災当初、広域応援班の要員が不足していたことから、要員確保にあたり、参謀班から広域応援班に3人を応援した。

また、情報集約班及び情報整理班等から報告された被災地域の被害情報等を元に緊急消防援助隊の出動の指示又は要請に係る意志決定を行った。

宮城県や千葉県のコンビナート火災では、対応要員としてコンビナート特命班を臨時に立ち上げた。また、東京電力福島原子力発電所事故の対応要員として、臨時に原発特命班及び東京電力福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班を設置するほか、東京電力福島第一原発への放水活動にかかる関係機関との調整を行った。また、東京電力及び東北電力の計画停電実施についての連絡を受け、都道府県や消防機関に対し実施日時等を連絡するとともに、停電時の防火対策などについて通知した。

写真4.2-2 消防庁災害対策本部における対応状況（平成23年3月11日）

イ 官邸G

官邸Gは、被害の状況、緊急消防援助隊の活動状況及び避難の状況について随時、官邸へ報告するとともに、官邸からの指示事項や各省庁からの情報については、官邸リエゾンを通じて入手した。また、緊急参集チームの協議内容に係る確認や照会の対応を行った。官邸リエゾンとの兼務である職員も多く、長期の対応において交代要員が不足したため、兼務も含めて、19人に増員した。

(2) 官邸リエゾン

官邸リエゾンとは、官邸（緊急参集チーム、政府対策本部）や各省庁との連絡のため、官邸に派遣される連絡要員のことであり、消防庁からは5人が派遣されることになっていた。

事前計画において官邸リエゾンの派遣候補者は、各班に所属する25人が指定されていた。発災当時の事前計画により、指定されていた5人が速やかに官邸に移動し、対応にあたった。また、連絡体制を強化するため3月14日から3月22日までは1人の要員を官邸に追加派遣した。

消防庁災害対策本部の官邸Gからの被害情報等を政府緊急災害対策本部へ報告するとともに、緊急参集チームの協議事項や政府全体の対応状況、原子力発電所の状況について官邸Gを通じて消防庁災害対策本部へ報告した。

(3) 情報集約班

発災当時の事前計画では、情報集約班は45人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で40人が参集していた。

情報集約班は、被災した地方公共団体や消防本部をはじめ関係機関等との情報の窓口となり、被害情報や関係機関の対応状況等の情報収集を行った。

特に、被災地域の地方公共団体の首長の安否確認や連絡がつかない消防本部のリスト化を行い重点的に情報収集にあたった。

なお、発災直後から岩手県、宮城県の各県庁及び消防本部においてNTT電話が軒並み不通になって

いたことから、消防防災無線[*1]や地域衛星通信ネットワーク[*2]を活用して情報収集を行った。

(4) 情報整理班

発災当時の事前計画では、情報整理班は28人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で28人全員が参集していた。

情報整理班は、情報集約班が収集した情報、被害状況や緊急消防援助隊をはじめとする消防庁の対応状況を整理し、それらを取りまとめた被害報を作成するほか、大臣発言やマスコミ発表資料等、外部へ提供する資料を作成した（被害報の発出日時は、資料編を参照）。

また、災害対策本部内で情報を共有するための時系列表示システムである三段表の作成を行った。

(5) 広報班

発災当時の事前計画では、広報班は13人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で13人全員が参集していた。

広報班は、災害発生時における報道機関をはじめとする外部との窓口を果たすとともに、大臣等の総務省幹部及び国会議員等との連絡を行った。また、大臣等の被災地視察に係る対応も行った。

その他、消防庁被害報を消防庁ホームページに掲載した。発災当日の平成23年3月11日における消防庁ホームページへのアクセス数は平成23年1月の瞬間最大値の約4倍にまで達し、3月11日から3月16日ごろまでアクセスが多くつながりにくい状態であった。その間、臨時的な対応として、総務省ホームページに消防庁被害報を掲載する対応をとった。

(6) 広域応援班

発災当時の事前計画では、広域応援班は主に陸上部隊の派遣調整を行う陸上G（17人）と航空部隊の派遣調整を行う航空G（12人）の29人の消防庁職員で編成されていた。広域応援班において、発災当初、15時30分時点で20人は参集していたが、要員が不足していたことから、参謀班から3人の応援を受け23人となった。

広域応援班は、被災地域からの応援要請状況の把握、出動要請・指示と動態の把握、各県の緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の設置に関する調整を行った。

石油コンビナートや東京電力福島原子力発電所等の災害に関しても、緊急消防援助隊の派遣調整を実施した。

(7) 通信班

発災当時の事前計画では、通信班は11人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で11人全員が参集していた。

ヘリコプターからのテレビ映像（ヘリテレ映像）や大型スクリーンをはじめとする消防防災・危機管理センターに配備されている各種機器の保守管理を行った。

(8) 特命班

発災当時の事前計画では、16人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で13人が参集していた。

特命班は、参集状況を確認し、必要に応じて職員家族の安否確認を行うとともに、食料の手配などの活動上の支援を行った。

被災地域の県庁やJヴィレッジへの職員の派遣、緊急災害対策本部への派遣にかかる職員の選定と資機材の準備や移動手段の手配などの全般的な支援を行った。現地までの移動は、交通機関が復旧するまでの間は、消防庁車両を使用した。

また、海外からの救助隊受入れについては、緊急災害対策本部、受入先の県や緊急消防援助隊の指揮支援部隊と調整を行った。

さらに、緊急に放射線防護資機材の調達なども行った。

物資調整は、発災初期において消防庁から各都道府県に支援物資の提供可能数等の照会など、都道府県と国との連絡役として対応を行っていた。その後、事務の迅速化のために緊急災害対策本部の物資

*1 消防防災無線は、消防庁と全都道府県を結ぶ通信網である。電話及びファクシミリによる相互通信のほか、消防庁からの一斉伝達が可能な通信網である。
*2 地域衛星通信ネットワークは、衛星通信によって全国の地方公共団体及び防災関係機関等を結び、防災情報及び行政情報の伝送を行っている。

調整担当にその業務を移すことになった。

(9) ツイッター班

発災当時の事前計画では、ツイッター班は3人の消防庁職員で編成されていた。3月11日15時30分時点で3人全員が参集していた。

平成23年3月11日15時5分に東日本大震災を踏まえた最初のツイート（ツイッターでつぶやくこと）をし、消防庁災害対策本部の設置を伝達した。15時10分に消防庁ツイッターの災害時運用開始のツイートをし、その後、消防庁被害報を中心に、平成23年3月23日11時00分までに145回のツイートをした。

消防庁被害報がホームページに掲載されるごとに被害報の掲載についてツイートしたほか、津波への警戒や緊急消防援助隊の活動状況、東京電力福島原子力発電所の避難指示等についてツイートした。また、千葉県市原市のコンビナートに関し、チェーンメール等で誤情報が流れていたことから、それに関する正確な情報を発信して、チェーンメールへの注意喚起などを実施した。

また、計画停電の実施に際し、行政管理局（情報）からの依頼で厚生労働省の公式アカウントによるツイートについてリツイート（引用してつぶやく）したほか、計画停電に関する官房長官会見の概要についてもツイートした。図4.2-3は、消防庁ツイッター画面例である。

図4.2-3 消防庁ツイッター画面例[1)]

(10) コンビナート特命班

コンビナート特命班は、3月11日の災害対策本部設置と同時期に、コンビナート火災等が想定されたことから臨時に設置され、主にコンビナート災害を所管する特殊災害室の職員12人（各班から招集）で編成された。

石油コンビナート特別防災区域内の火災や危険物の漏えい等の被害状況について、被災地域の県や必要に応じて事業者に連絡し把握に努めた。また、千葉県市原市や宮城県仙台市のコンビナート火災への緊急消防援助隊の活動調整や大容量泡放射砲の手配を行った。コンビナート火災において有毒な物質が発生しているというチェーンメールが流れていたことから、正しい情報を国民に対して情報発信した。

(11) 原発特命班

原発特命班は、3月20日に東京電力福島第一原発及び東京電力福島第二原発事故の対応に係る関係機関との連携強化のため、臨時に設置され、特殊災害室が原子力災害も所管しているため、コンビナート特命班の職員12人（各班から招集）が兼務する形で編成された（当初、原発特命班が設置されるまでは、兼務となるコンビナート特命班により、原発関連の情報収集を行っていた。）。

双葉地方広域市町村圏組合消防本部など東京電力福島第一原発及び第二原発周辺の消防本部の活動に係る調整（原発周辺の火災対応や、防護服などの資機材手配や燃料確保のための調整など）や、原子力災害に係る関係機関（原子力・安全保安院、東京電力、福島県など）との調整を行い、避難指示の訓練や避難状況の把握に努めた。

また、各消防本部に対する防護資機材の配備（平成22年度末において配備予定のものを前倒しで配備）や、各消防本部に対し原子力に関する研修資料を配布（平成22年度末において配布予定であったものを早急に配布）を実施した。

(12) 東京電力福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班

東京電力福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班は、3月17日に東京電力福島第一原発事故による屋内退避区域（20km～30km）又は周辺にある病院等からの搬送に係る関係機関との調整のため、臨時に設置され、3人（各班から招集）の消防庁職員で編成された。

屋内退避区域の病院や社会福祉施設からの搬送に

1）消防庁　ツイッターホームページ　https://twitter.com/FDMA_JAPAN（平成25年1月21日参照）

ついて福島県や厚生労働省と調整を行った。対象施設と対象人数を把握し、福島県派遣職員から報告された実施結果を取りまとめて、官邸への報告や被害報への反映も行った。

屋内退避区域の主な搬送活動状況の詳細は、「4.8　原子力発電所事故に対する活動」にて記載する。

3 職員派遣の状況

(1) 現地への消防庁職員の派遣状況

ア 岩手県災害対策本部（岩手県庁）への消防庁職員派遣

政府現地連絡対策室及び岩手県災害対策本部（緊急消防援助隊応援活動調整本部）において、岩手県、県内消防本部、緊急消防援助隊指揮支援部隊及び関係省庁や関係機関と消防活動の調整を行った。

(ア) 政府調査団として派遣

平成23年3月12日から3月18日までに、岩手県政府現地連絡対策室に職員1人を派遣した。内訳を表4.2-4に示す。

表4.2-4 消防庁職員派遣状況（岩手県・政府調査団）

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月12日から3月18日	情報整理班1人

(イ) 消防応援活動調整本部要員として派遣

平成23年3月11日から4月12日までに、岩手県消防応援活動調整本部に職員10人を派遣した。内訳を表4.2-5に示す。

表4.2-5 消防庁職員派遣状況（岩手県・消防庁）

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月16日	情報集約班2人
3月16日から3月20日	情報集約班1人
3月16日から3月20日	消防研究センター1人
3月20日から3月24日	情報整理班1人
3月24日から3月28日	情報整理班1人
3月28日から4月 2日	情報整理班1人
4月 1日から4月 5日	情報集約班1人
4月 5日から4月 9日	広報班1人
4月 9日から4月12日	参謀班1人

イ 宮城県災害対策本部（宮城県庁）への消防庁職員派遣

政府現地災害対策本部及び宮城県災害対策本部（緊急消防援助隊応援活動調整本部）において、宮城県、県内消防本部、緊急消防援助隊指揮支援部隊及び関係省庁や関係機関と消防活動の調整を行った。

(ア) 政府調査団として派遣

平成23年3月11日から3月29日までに、宮城県政府現地連絡対策本部に職員5人を派遣した。内訳を表4.2-6に示す。

表4.2-6 消防庁職員派遣状況（宮城県・政府調査団）

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月15日	参謀班1人
3月14日から3月20日	情報集約班1人
3月20日から3月22日	参謀班1人
3月22日から3月25日	情報整理班1人
3月25日から3月29日	情報集約班1人

(イ) 消防応援活動調整本部要員として派遣

平成23年3月11日から5月10日までに、宮城県消防応援活動調整本部に職員25人を派遣した。内訳を表4.2-7に示す。

表4.2-7 消防庁職員派遣状況（宮城県・消防庁）

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月18日	参謀班1人
3月11日から3月15日	広域応援班（航空）1人
3月14日から3月18日	消防研究センター1人
3月16日から3月22日	広報班1人
3月18日から3月22日	消防研究センター1人
3月22日から3月28日	広域応援班（航空）1人
3月28日から4月 2日	参謀班1人
3月31日から4月 4日	広域応援班（航空）1人
4月 4日から4月 9日	広域応援班（陸上）1人
4月 4日から4月 8日	広域応援班（航空）1人
4月 8日から4月12日	情報集約班1人
4月 9日から4月15日	広域応援班（航空）1人
4月13日から4月17日	情報集約班1人
4月15日から4月20日	広域応援班（陸上）1人
4月18日から4月22日	広域応援班1人
4月20日から4月25日	情報整理班1人
4月23日から4月27日	広域応援班1人
4月25日から4月30日	広域応援班（航空）1人
4月28日から5月 2日	情報集約班1人
4月30日から5月 3日	広域応援班（航空）1人
5月 2日から5月 5日	情報整理班1人
5月 3日から5月 6日	通信班1人
5月 5日から5月 8日	特命班1人
5月 6日から5月10日	広報班1人
5月 8日から5月10日	情報整理班1人

ウ　福島県災害対策本部（自治会館）への消防庁職員派遣

政府現地連絡対策室及び福島県災害対策本部（緊急消防援助隊応援活動調整本部）において、福島県、県内消防本部、緊急消防援助隊指揮支援部隊及び関係省庁や関係機関と消防活動の調整を行った。

㈠　政府調査団として派遣

平成23年3月12日から7月6日までに、福島県消防応援活動調整本部に職員27人を派遣した。内訳を表4.2-8に示す。

表4.2-8　消防庁職員派遣状況（福島県・政府調査団）

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月12日から3月17日	官邸班1人
3月17日から3月22日	官邸班1人
3月22日から3月26日	広域応援班（航空）1人
3月26日から3月30日	情報集約班1人
3月30日から4月 4日	特命班1人
4月 4日から4月 8日	情報集約班1人
4月 8日から4月12日	情報整理班1人
4月12日から4月16日	情報整理班1人
4月16日から4月20日	広域応援班1人
4月20日から4月25日	通信班1人
4月25日から4月30日	情報集約班1人
4月30日から5月 3日	情報集約班1人
5月 3日から5月 6日	官邸班1人
5月 6日から5月 9日	参謀班1人
5月 9日から5月11日	参謀班1人
5月11日から5月15日	情報集約班1人
5月15日から5月19日	通信班1人
5月19日から5月23日	官邸班1人
5月23日から5月27日	特命班1人
5月27日から6月 1日	情報集約班1人
6月 1日から6月 6日	広域応援班1人
6月 6日から6月11日	広域応援班1人
6月11日から6月16日	特命班1人
6月16日から6月21日	情報集約班1人
6月21日から6月26日	官邸班1人
6月26日から7月 1日	情報集約班1人
7月 1日から7月 6日	情報集約班1人

㈡　消防応援活動調整本部要員として派遣

平成23年3月11日から6月7日までに、福島県消防応援活動調整本部に職員25人を派遣した。内訳を表4.2-9に示す。

表4.2-9　消防庁職員派遣状況（福島県・消防庁）

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月14日	広域応援班（陸上）2人
3月14日から3月19日	情報集約班1人
3月14日から3月19日	消防大学校1人
3月19日から3月23日	参謀班1人
3月19日から3月23日	消防大学校1人
3月23日から3月27日	情報整理班1人
3月27日から3月31日	情報整理班1人
3月31日から4月 4日	通信班1人
4月 4日から4月 8日	情報整理班1人
4月 8日から4月12日	通信班1人
4月12日から4月16日	参謀班1人
4月16日から4月20日	情報整理班1人
4月20日から4月24日	情報集約班1人
4月24日から4月28日	広域応援班1人
4月28日から5月 1日	広域応援班1人
5月 1日から5月 4日	情報集約班1人
5月 4日から5月 7日	広域応援班1人
5月 7日から5月10日	広域応援班1人
5月10日から5月14日	参謀班1人
5月14日から5月18日	情報整理班1人
5月18日から5月23日	ツイッター班1人
5月23日から5月28日	情報整理班1人
5月28日から6月 2日	参謀班1人
6月 2日から6月 7日	通信班1人

エ　福島県Jヴィレッジへの消防庁職員派遣

東京電力福島第一原発の事故対応の前線基地となっていた福島県Jヴィレッジにおいて緊急消防援助隊による放水活動について関係機関（消防機関、自衛隊、東京電力、原子力安全・保安院）と調整を行った。また、東京電力福島第一原発において傷病者が発生した場合の医療体制の構築に係る調整を行った。

平成23年3月18日から4月2日までに、福島県Jヴィレッジに職員9人を派遣した。内訳を表4.2-10に示す。

表4.2-10 消防庁職員派遣状況（福島県Jヴィレッジ）

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月18日から3月19日	情報集約班1人
3月20日から3月22日	情報集約班1人
3月22日	特命班1人
3月22日から3月24日	情報集約班1人
3月24日から3月26日	特命班1人
3月26日から3月28日	情報整理班1人
3月28日から3月30日	情報集約班1人
3月30日から4月 1日	参謀班1人
4月 1日から4月 2日	情報整理班1人

オ　青森県（八戸市合同庁舎）への消防庁職員派遣状況

青森県災害対策本部において、被害状況の収集等を行った。

平成23年3月11日から3月14日までに、青森県八戸市合同庁舎に職員1人を派遣した。内訳を表4.2-11に示す。

表4.2-11 消防庁職員派遣状況（青森県八戸市合同庁舎）

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月14日	情報集約班1人

カ　茨城県（茨城県庁）への消防庁職員派遣状況

茨城県災害対策本部において、被害状況の収集等を行った。

平成23年3月11日から3月12日までに、茨城県災害対策本部に職員2人を派遣した。内訳を表4.2-12に示す。

表4.2-12 消防庁職員派遣状況（茨城県庁）

派遣期間	派遣職員所属・人数
3月11日から3月12日	通信班1人
3月11日から3月12日	広報班1人

(2)　政府緊急災害対策本部への派遣

消防庁から派遣された職員は、官邸及び途中から移設された内閣府において、緊急災害対策本部要員として、輸送活動調整、物資調整、海外支援受入れ調整、広域医療調整などに従事した。

平成23年3月11日から4月4日までに、政府緊急災害対策本部に職員延べ139人を派遣した*1。内訳を表4.2-13に示す。

表4.2-13 消防庁職員派遣状況（政府緊急災害対策本部）

派遣日	派遣職員所属・人数*1
3月11日	参謀班3人、広域応援班1人
3月12日	参謀班2人、情報集約班1人、消防研究センター2人、消防大学校6人
3月13日	参謀班2人、消防研究センター2人、消防大学校2人
3月14日	参謀班1人、情報集約班2人、広域応援班1人、消防研究センター2人、消防大学校2人
3月15日	参謀班1人、情報集約班1人、広域応援班1人、広報班1人、消防研究センター2人、消防大学校2人
3月16日	参謀班2人、広報班1人、通信班1人、特命班1人、消防研究センター2人、消防大学校4人
3月17日	参謀班1人、情報集約班1人、情報整理班1人、特命班1人、ツイッター班1人、消防研究センター2人、消防大学校4人
3月18日	参謀班1人、情報集約班1人、情報整理班1人、通信班1人、特命班1人、消防研究センター2人、消防大学校4人
3月19日	参謀班2人、情報集約班1人、広報班1人、特命班1人、消防研究センター2人、消防大学校4人
3月20日	参謀班2人、特命班2人、ツイッター班1人、消防研究センター1人、消防大学校4人
3月21日	参謀班1人、情報集約班2人、広報班1人、通信班1人、消防大学校4人
3月22日	参謀班2人、情報集約班2人、特命班1人、消防大学校4人
3月23日	参謀班1人、消防大学校2人
3月24日	参謀班1人、消防大学校2人
3月25日	参謀班1人、消防大学校2人
3月26日	参謀班1人、消防大学校2人
3月27日	参謀班1人、消防大学校2人
3月28日	参謀班1人、消防大学校1人
3月29日	参謀班1人、消防大学校1人
3月30日	参謀班1人、消防大学校1人
3月31日	参謀班1人、消防大学校1人
4月01日	参謀班1人、消防大学校1人
4月02日	参謀班1人、消防大学校1人
4月03日	参謀班1人、消防大学校1人
4月04日	参謀班1人

*1 政府緊急災害対策本部には、主に半日交代で派遣しており、表中の派遣人数は派遣期間における延べ人数を示す。

⑶　被災者生活支援特別対策本部への派遣

平成23年4月8日から4月25日までに、被災者生活支援特別対策本部に職員18人を派遣した。内訳を表4.2-14に示す。

なお、被災者生活支援特別対策本部（平成23年5月9日から被災者生活支援チームに名称変更）は、平成23年3月17日に緊急災害対策本部長の決定により、緊急災害対策本部の下に設置された[1)]。

表4.2-14　消防庁職員派遣状況（被災者生活支援特別災害対策本部）

派遣日	派遣職員所属・人数
4月8日	情報整理班1人
4月9日	情報整理班1人
4月10日	情報集約班1人
4月11日	情報集約班1人
4月12日	情報集約班1人
4月13日	広報班1人
4月14日	情報集約班1人
4月15日	情報整理班1人
4月16日	情報集約班1人
4月17日	情報整理班1人
4月18日	情報集約班1人
4月19日	広報班1人
4月20日	情報集約班1人
4月21日	情報整理班1人
4月22日	情報集約班1人
4月23日	情報整理班1人
4月24日	情報集約班1人
4月25日	ツイッター班1人

4　国会への対応

第177回国会は、平成23年1月24日に召集され、平成24年6月22日までの予定だったが、東日本大震災発生後、災害応急活動への取組のため、平成23年3月16日まで休会を余儀なくされ、平成24年8月31日まで延長された。

3月下旬から4月にかけては、消防本部（緊急消防援助隊を含む。）や消防団の活動に関する質問も多数あり、対応をした。表4.2-15に主な関連する質疑の一覧を示す。答弁の内容については、資料編を参照。

1）内閣府　被災者生活支援チーム　本チームの主な任務及び体制
http://www.cao.go.jp/shien/3-info/2-taisei/1-taisei2.pdf（平成25年1月21日参照）

表4.2-15 東日本大震災における消防機関や消防団等に関する国会の質疑一覧[1)]

No.	日付	院名	会名	質問者	所属	主な質問内容	答弁者
1	3月22日	衆議院	総務委員会	重野　安正	社民	自治体間の防災協定について	総務大臣政務官（逢坂誠二）
2	3月24日	参議院	総務委員会	魚住　裕一郎	公明	消防防災施設関係補助金について	総務大臣（片山善博） 総務大臣政務官（逢坂誠二）
3	3月24日	参議院	総務委員会	山下　芳生	共産	原子力発電所への放水活動について	総務大臣（片山善博） 消防庁国民保護・防災部長（塚田桂祐）
4	3月24日	参議院	総務委員会	片山　虎之助	たちあがれ	消防団の再建について	総務大臣（片山善博）
5	3月25日	参議院	総務委員会	石川　博崇	公明	緊急消防援助隊が原子力発電所から20キロから30キロ圏内の患者を搬送しなかった事実関係について	総務大臣（片山善博）
6	3月29日	参議院	予算委員会	礒崎　陽輔	自民	東京電力福島第一原発事故における放水の要請について	首相（菅直人） 経済産業大臣（海江田万里） 総務大臣（片山善博）
7	4月12日	参議院	総務委員会	礒崎　陽輔	自民	消防団の活動状況について	総務大臣（片山善博） 消防庁長官（久保信保）
8	4月12日	参議院	総務委員会	礒崎　陽輔	自民	津波警報での住民の避難について	総務大臣（片山善博） 消防庁長官（久保信保）
9	4月12日	参議院	総務委員会	岸　宏一	自民	消防団の被害状況について	総務大臣（片山善博） 消防庁次長（株丹達也）
10	4月12日	参議院	総務委員会	寺田　典城	みんな	大規模な停電を含めた新たな防災計画の策定について	総務大臣（片山善博） 総務副大臣（平岡秀夫） 消防庁次長（株丹達也）
11	4月12日	参議院	総務委員会	片山　虎之助	たちあがれ	緊急消防援助隊の活動に要した費用について	総務大臣（片山善博）
12	4月13日	参議院	災害対策特別委員会	吉川　沙織	民主	津波の避難勧告等の発令基準の策定について	消防庁国民保護・防災部長（佐々木克樹）
13	4月13日	参議院	災害対策特別委員会	吉川　沙織	民主	Jアラートの活用について	消防庁国民保護・防災部長（佐々木克樹）
14	4月13日	参議院	災害対策特別委員会	吉川　沙織	民主	防災行政無線の整備について	消防庁国民保護・防災部長（佐々木克樹）
15	4月13日	参議院	災害対策特別委員会	武内　則男	民主	消防団の資機材充実化について 防災行政無線の整備について	総務大臣（片山善博）
16	4月27日	衆議院	厚生労働委員会	田村　憲久	自民	災害時要援護者の名簿の作成について	消防庁国民保護・防災部長（佐々木克樹） 内閣府官房審議官（長谷川彰一）
17	4月28日	参議院	総務委員会	礒崎　陽輔	自民	避難者情報システムと安否情報システムの有効な運用について	総務大臣（片山善博）
18	4月30日	参議院	総務委員会	谷　公一	自民	賞じゅつ金の弾力的運用について 被害を受けた防災行政無線の復旧状況について	消防庁長官（久保信保）
19	4月30日	参議院	災害対策特別委員会	長島　忠美	自民	被災した消防団員への配慮について	国務大臣（防災担当）（松本（龍））
20	5月2日	参議院	総務委員会	石川　博崇	公明	東京電力福島第一原発に出動した緊急消防援助隊の出動経費について	消防庁長官（久保信保）

1）国立国会図書館　国会会議録検索システムのデータより作成
http://kokkai.ndl.go.jp/（平成25年1月21日参照）

No.	日付	院名	会名	質問者	所属	主な質問内容	答弁者
21	5月2日	参議院	総務委員会	吉田　忠智	社民	東京電力福島第一原発事故の応援活動をした消防職員の放射線防護、被曝線量管理や健康状態のチェック体制について	消防庁長官（久保信保）
22	5月10日	参議院	総務委員会	魚住　裕一郎	公明	防災行政無線の整備について	総務大臣（片山善博）
23	5月17日	参議院	総務委員会	西　博義	公明	後方支援拠点の整備について	総務大臣（片山善博）
24	5月17日	参議院	総務委員会	吉川　沙織	民主	津波への避難指示基準の策定について	総務大臣（片山善博）
25	5月17日	参議院	総務委員会	吉川　沙織	民主	防災行政無線の復旧状況について 緊急消防援助隊の後方支援車両の整備について	消防庁長官（久保信保）
26	5月19日	参議院	総務委員会	山下　芳生	共産	殉職した自治体職員について	総務大臣（片山善博）
27	5月24日	衆議院	総務委員会	橘　慶一郎	自民	災害時相互応援協定について	総務大臣政務官（逢坂誠二）
28	5月26日	参議院	総務委員会	秋葉　賢也	自民	避難所のガイドラインの作成について	総務大臣（片山善博）
29	6月16日	参議院	総務委員会	魚住　裕一郎	公明	地域防災計画の見直しについて	総務大臣（片山善博）
30	6月21日	参議院	総務委員会	片山　虎之助	たちあがれ	消防団員への惨事ストレス対策について	消防庁長官（久保信保）
31	7月12日	衆議院	総務委員会	山口　俊一	自民	消防団員の賞じゅつ金について	総務副大臣（鈴木克昌）
32	7月12日	衆議院	総務委員会	重野　安正	社民	殉職した消防団員への弔慰金について	総務大臣（片山善博）
33	7月12日	衆議院	総務委員会	谷　公一	自民	殉職した消防団員の賞じゅつ金について	総務大臣（片山善博）
34	7月19日	衆議院	予算委員会	小池　百合子	自民	殉職した消防の関係者の数について 消防職団員の賞じゅつ金について	総務大臣（片山善博）
35	7月21日	参議院	予算委員会	室井　邦彦	民主	消防団強化について	総務大臣（片山善博）
36	8月2日	参議院	予算委員会	坂本　哲志	公明	弾力的な防災訓練について	総務大臣（片山善博）

4.2.4 ▶消防庁消防研究センターの災害調査活動[1)]

消防庁消防研究センターでは、この東日本大震災がもたらした様々な被害のうち、特に火災、危険物施設に係る被害及び消防活動の実態を後世に残すべく、3月23日から6月18日（震災から100日目）までに、30回、延べ287人を投じて現地調査を行ってきた。また、調査はその後も継続した。

本項では、消防庁消防研究センターが実施した広域火災現場調査、危険物施設の被害調査及び地震・津波による被害調査について記述する。

図4.2-4に消防庁消防研究センターが調査した火災現場、石油コンビナート等及び津波被害等の調査場所を示す。また、各調査の期間、回数、場所は以下のとおりである。

【火災現場調査】
調査期間　平成23年3月23日～8月26日
調査回数　23回
調査場所　岩手県（久慈市、野田村、陸前高田市、宮古市、山田町、大槌町）
宮城県（気仙沼市、石巻市、女川町、仙台市、名取市）
福島県（いわき市）

【危険物施設等現場調査】
調査期間　平成23年3月23日～8月19日
調査回数　22回
調査場所　岩手県（久慈市）
宮城県（気仙沼市、仙台地区）
福島県（いわき市）
茨城県（鹿島地区）
千葉県（市原市）
神奈川県（川崎市）
新潟県（新発田市、新潟市）
山形県（酒田市）

【地震・津波による被害と消防活動調査】
調査期間　平成23年3月23日～8月26日
調査回数　16回
調査場所　青森県（八戸市）
岩手県（久慈市、野田村、宮古市、山田町、釜石市、大槌町、大船渡市、陸前高田市）
宮城県（気仙沼市、南三陸町、登米市、仙台市、名取市）
福島県（いわき市、郡山市、二本松市）

図4.2-4　消防庁消防研究センターの現地調査場所[2)]

1　火災現場調査活動[1)]

広域火災になった現場において、将来起こる大規模災害時における延焼防止、出火防止に役立つような情報を得ることを目的として、以下の項目を調査した。

○出火原因や延焼範囲の把握
○焼け止まり要因の分析
○写真、ビデオによる現場情報の記録
○目撃証言の収集

1）消防庁消防研究センター　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害及び消防活動に関する調査報告書（第1報）平成23年12月　http://www.fri.go.jp/pdf/shiryo/shiryo_no82.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁消防研究センター

現地調査の日程及び対象地域は、以下のとおりである。

平成23年3月23日～26日
　気仙沼市、陸前高田市、大槌町、山田町
平成23年3月29日～4月1日
　気仙沼市、石巻市、名取市
平成23年4月4日～8日
　石巻市、気仙沼市
平成23年4月7日～10日
　久慈市、野田村、仙台市
平成23年4月13日～16日
　宮古市田老町、山田町、船越町
平成23年4月27日
　大槌町
平成23年6月16日～17日
　石巻市、女川町、気仙沼市
平成23年7月6日
　気仙沼市
平成23年7月12日
　いわき市（久之浜）
平成23年7月20日～21日
　気仙沼市
平成23年8月25日～26日
　気仙沼市

延焼範囲を記録するときの目印となる建物や道路等が津波に流されたり埋まったりしていたことから、住宅地図を使った記録が困難な場所もあった。そこで、火災延焼範囲を記録するために、GPS ロガーを持って火災延焼範囲の外周を歩くことで、トラックログデータとして火災の延焼範囲を測定・記録した。火災延焼範囲の作成手順を図4.2-5に示す。

また、消防庁消防研究センターの火災現場調査結果をもとに第3章「3.3.2火災による被害」を記載した。

図4.2-5　火災延焼範囲の作成手順[1)]

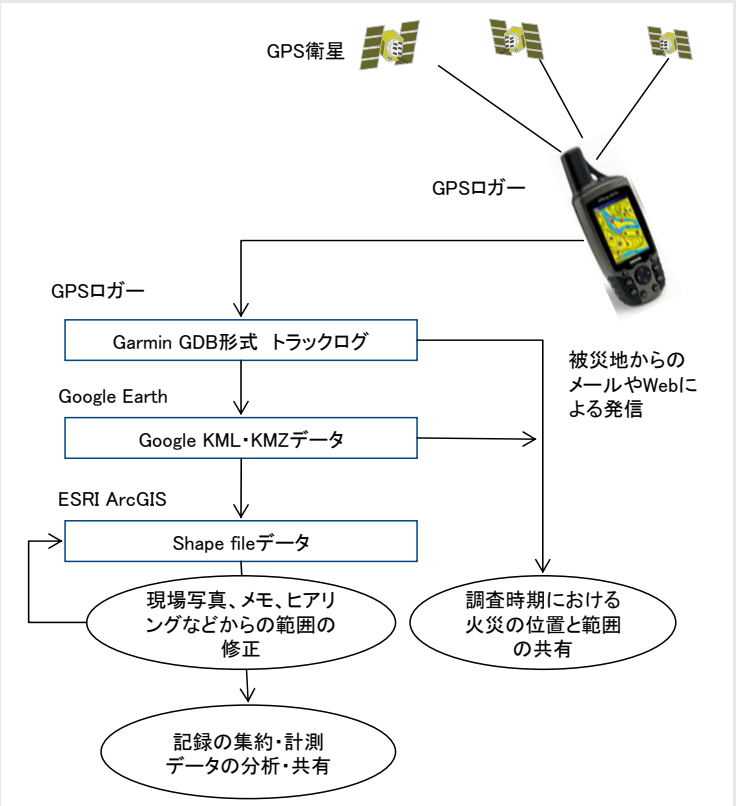

1）消防庁消防研究センター　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害及び消防活動に関する調査報告書（第1報）
　平成23年12月　http://www.fri.go.jp/pdf/shiryo/shiryo_no82.pdf（平成25年1月21日参照）

2 危険物施設等の被害調査活動[1)2)3)]

消防庁消防研究センターでは、危険物施設や石油コンビナート施設（以下「危険物施設等」という。）の被害について、千葉県内と宮城県内の製油所で発生した大規模な火災のほか、岩手県から茨城県にかけての太平洋沿岸、東京湾岸、山形県内、新潟県内の各地に立地する屋外貯蔵タンク（石油タンク）等の危険物施設に発生した地震動又は津波による被害の情報を収集し、耐震性及び安全性に対する資料を得るため平成23年3月23日から平成23年8月19日にかけて合計22回の現地調査を実施した。

危険物施設等の被害については、下記の視点で調査を実施した。

○タンク側板、床板、浮き屋根が受けた被害状況は消防法令の技術上の基準を見直す必要のあるものであるか
○仙台地区の火災の原因
○千葉県市原市のコンビナート火災の出火原因
○巨大な津波が来襲した地区における危険物施設の被害の状況はどうであるか

なお、千葉県市原市のコスモ石油（株）千葉製油所における火災については、消防庁長官による火災原因調査（消防本部から消防庁長官への依頼に基づく調査）が実施された。他の地域における火災の火災原因調査に関しては、消防本部から消防庁消防研究センター所長への依頼に基づく調査、又は消防庁消防研究センターの自主的調査であった。消防庁長官の火災原因の調査を実施するにあたっては、図4.2-6に示す調査体制で行った。

図4.2-6 消防庁長官による火災原因調査における体制[2)]

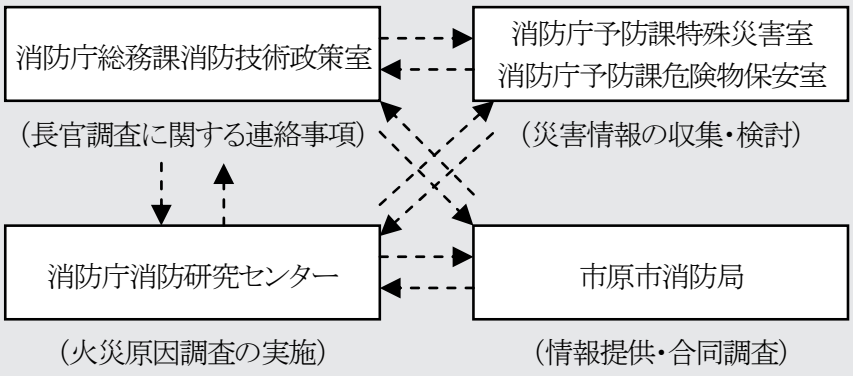

1）消防庁消防研究センター　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害及び消防活動に関する調査報告書（第1報）平成23年12月　http://www.fri.go.jp/pdf/shiryo/shiryo_no82.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁消防研究センター
3）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

3 地震・津波による被害と消防活動の現地調査活動[1)]

北は青森県八戸市から南は福島県いわき市にかけての東北地方太平洋側の地域において、地震動や津波による被害の状況を現地調査するとともに、消防職員や自治体職員から聞き取り調査を実施した。

現地調査とヒアリング調査日程及び対象地域は、以下のとおりである。

平成23年6月22日
　岩手県（盛岡市消防本部）
平成23年7月8日
　千葉県（千葉市消防局）
平成23年7月12日
　福島県（いわき市消防本部）
平成23年7月14日
　秋田県（秋田市消防本部）
平成23年7月15日
　山形県（山形市消防本部）
平成23年7月20日
　宮城県（石巻市消防本部）
平成23年7月22日
　岩手県（宮古地区広域行政組合消防本部）
平成23年8月18日～19日
　岩手県（釜石大槌地区行政事務組合消防本部、大船渡地区消防組合消防本部）
平成23年8月23日～24日
　宮城県（名取市消防本部、仙台市消防本部）

消防署所の立地と津波浸水域の関係についても調査をしているが、東日本大震災による津波遡上範囲は広大であり、津波で被災した全域を独自で調査することは困難であるため、研究機関、学会及び民間会社が作成した津波遡上範囲のGISデータや衛星データを収集した。

また、津波による被害の調査だけでなく、土砂災害の発生要因（地形、地質、地下水など）を把握するとともに、家屋や住民が巻き込まれた場合の救助活動のあり方を検討するための資料を得るため、平成23年3月11日及び4月11日の地震による土砂災害現場について調査を行った。

その他、消防庁消防研究センターが阪神・淡路大震災を契機として開発した簡易型地震被害想定システム（SEDES）[*1]等の検証も実施した。

1）消防庁消防研究センター　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害及び消防活動に関する調査報告書（第1報）平成23年12月
http://www.fri.go.jp/pdf/shiryo/shiryo_no82.pdf（平成25年1月21日参照）

*1 地震被害等（震度、火災、家屋倒壊、死者、負傷者、避難者）をPCで即座に計算し結果を面的に表示したり、市区町村単位で集計することのできるソフトウェア

4.3 被災地域の消防本部等の活動

東日本大震災では、災害が複合的かつ広範囲に発生した。

被災地域の消防本部は、職員（死者・行方不明者27人）、消防庁舎及び消防車両等に多大な被害*1を受けた。そのため、発災直後から県内応援隊や緊急消防援助隊が到着するまでの間、限られた消防力での対応を求められた。

多くの対応を求められる中、各消防本部は災害対応を継続させるため、活動拠点を内陸部の署所等に移して災害対応体制を確保するとともに、内陸部の消防署所から沿岸部の消防署所へ応援部隊を派遣するなど、津波災害への対応に全力を尽くした。

津波による漂流物、船舶、がれきを媒体として次々と延焼拡大し、山林にまで延焼する火災が発生するなど、被災地域の数箇所において大規模な火災が発生した。人命の救助・救出活動を優先して、消火活動が実施されたが、電話回線途絶による火災発生の覚知の遅れや広範囲に及ぶ道路の陥没・亀裂等の多くの障害が発生するとともに、津波による大量のがれきや水没等の影響で火災現場へ出動しても火点に近づけない状況も発生した。また、地震による断水から消防水利の確保が困難となり、河川や防火水槽からがれきの上を遠距離送水する消火活動を強いられた。

さらには、度重なる余震や津波警報により消火活動を中断することを余儀なくされたため、消火活動は困難を極めたが、各消防団と協力し、応援部隊が到着するまでの間、限られた消防力を駆使し、懸命の消火活動が実施された。

また、多くの現場で、消防本部による極めて困難な救助活動が展開された。広い範囲にわたって津波に襲われた地区では目標となる建物等がなくなり、自隊の現在位置や要救助者の位置を特定することに困難が生じた。

現場での救急活動においては、全般的に通信状況が悪く、救急隊は、病院と連絡が取りにくい状況となった。消防庁における東日本大震災に関する実態調査によると、発災後に救急搬送された傷病者等については、地震を直接の原因とするものが700人、津波を直接の原因とするものが499人（平成23年3月11日から17日までの津波被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の6県における調査結果）であり、平成23年3月11日から6月10日までの岩手県、宮城県及び福島県の避難所等（注：体育館、学校、公園等で消防本部において「避難所」と認識しているもの。）への救急出動件数は、それぞれ岩手県974件、宮城県2,625件、福島県985件となっている[1)]。

発災直後から応援要請までの消防本部の活動と必要な情報の例を図4.3-1に示す。

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
*1 消防職団員・消防施設等の被害については、「3.5　消防職団員・消防施設等の被害」を参照

図4.3-1　発災から応援要請までの消防本部における災害対応と必要な情報の例[1)]

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

4.3.1 ▶各消防本部の消防力

市町村における現在の消防防災体制は、大別して、以下の2つの体制となっている。

①消防本部及び消防署（常備消防*1）と消防団（非常備消防*2）とが併存している市町村
②消防団のみがある市町村

図4.3-2に市町村の消防組織を示す。

なお、岩手県、宮城県及び福島県の市町村では、②の非常備市町村はなく、消防が常備化されている。

本節では、岩手県、宮城県及び福島県を中心に特定被災地方公共団体を管轄する消防本部の当該区域での活動を記載する。

なお、被災地域における消防団の活動については、「4.4 被災地域の消防団の活動」で記載する。

また、これらの被災地域に同一県内から消防応援活動に駆け付けた消防本部や消防団の活動については、「4.5 県内消防本部及び消防団による広域応援活動」で記載する。

さらに、全国の消防本部が都道府県毎に隊を組織し被災地域に消防応援活動を行った緊急消防援助隊の活動については、「4.6 緊急消防援助隊の活動」で記載する。

図4.3-2　市町村の消防組織[1)]

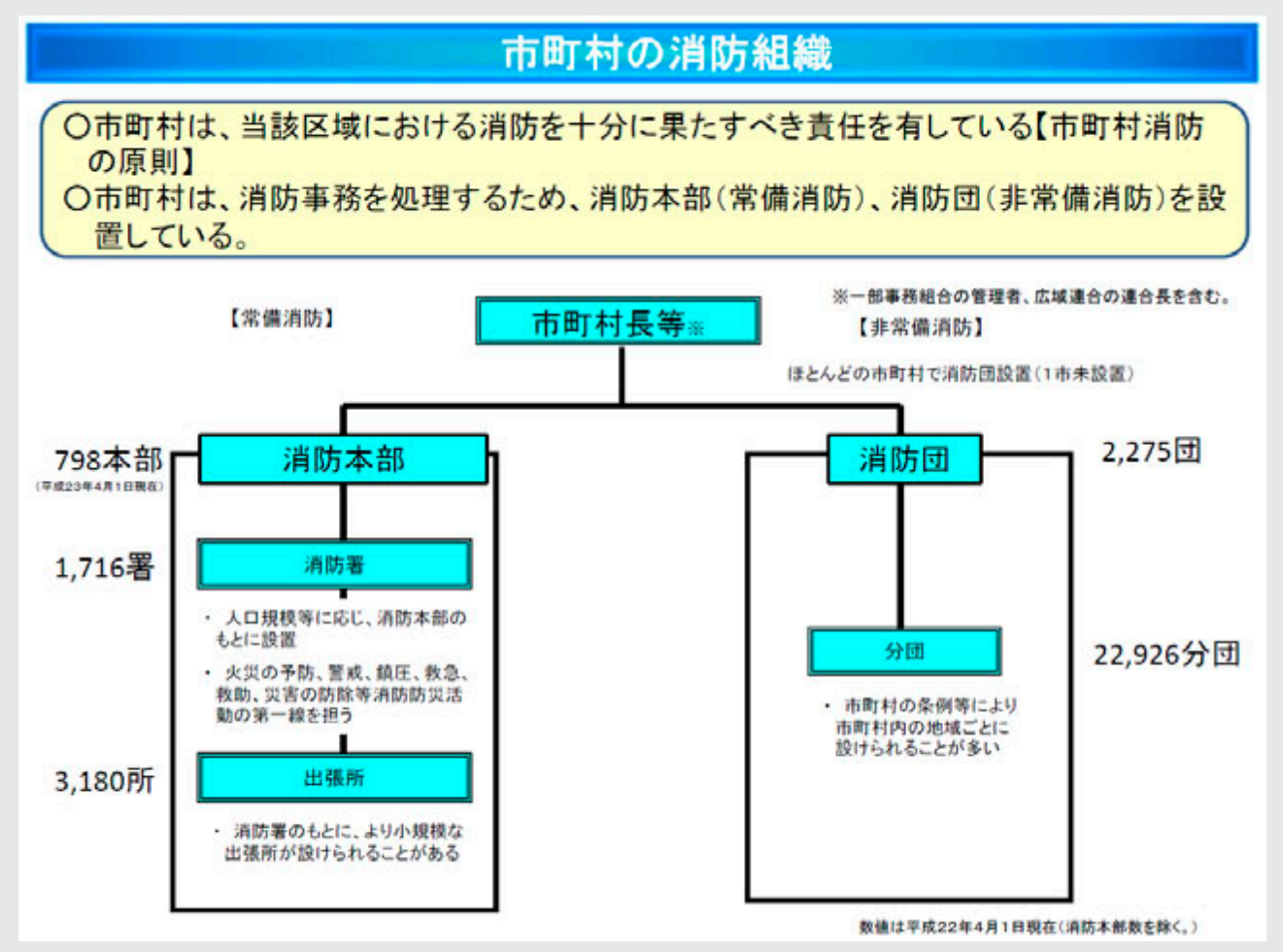

1）消防庁　第1回消防審議会　資料4　東日本大震災の被害状況及び消防の活動状況等について　平成23年6月
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23_shingi/01/shidai.pdf（平成25年1月21日参照）

*1 常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。平成23年4月1日時点では、全国に798消防本部、1,711消防署が設置されている。なお、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値（平成22年4月1日時点）により集計している。

*2 消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っている。

大規模な地震が発生した際、消防本部が災害対応するためには、その人員、施設、車両、装備、資機材及び水利等の消防力を早期に確保し、災害対応体制を確立することが重要となる。東日本大震災では、地震による災害対応体制を確立する中、想定をはるかに超える津波の発生により、職員の被災をはじめ庁舎、車両等に多大な被害*1を受けた消防本部もあり、その消防力に大きな影響を受けながら災害対応にあたらなければならなかった。

震災前（平成22年4月1日時点）の岩手県、宮城県及び福島県の消防本部の現勢（消防施設・職員数、消防車両等、現有消防水利）を表4.3-1及び表4.3-2に示す。

表4.3-1　岩手県、宮城県及び福島県の消防本部の現勢（消防施設・職員数、現有消防水利）[1)]

（平成22年4月1日時点）

	消防施設・職員				現有消防水利数			
	消防署・所		消防職員					
	署数	所数	定員	実員	合計 (A)＋(B)＋(C)	公設消火栓 (A)	公設防火水槽 (B)	その他 (C)
岩手県（12）	24	54	2,037	1,944	27,448	18,280	7,778	1,390
盛岡地区広域消防組合消防本部	5	17	549	549	8,590	6,320	1,835	435
宮古地区広域行政組合消防本部	3	4	253	192	1,621	824	650	147
一関市消防本部	4	6	236	218	2,689	995	1,535	159
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	2	2	108	107	1,194	986	100	108
奥州金ケ崎行政事務組合消防本部	2	4	172	170	2,813	1,960	687	166
久慈広域連合消防本部	1	5	143	142	1,474	710	740	24
花巻市消防本部	1	5	148	148	2,498	1,956	310	232
北上地区消防組合消防本部	2	3	135	135	2,349	1,952	397	0
大船渡地区消防組合消防本部	1	3	90	88	853	471	314	68
遠野市消防本部	1	1	53	53	592	440	150	2
陸前高田市消防本部	1	0	35	33	780	576	179	25
二戸地区広域行政事務組合消防本部	1	4	115	109	1,995	1,090	881	24
宮城県（12）	31	71	3,051	3,034	45,612	33,192	8,576	3,844
仙台市消防局	6	22	1,050	1,097	17,431	14,760	1,465	1,206
仙南地域広域行政事務組合消防本部	4	6	206	211	4,379	2,991	1,125	263
石巻地区広域行政事務組合消防本部	4	10	357	355	4,367	3,000	1,277	90
塩釜地区消防事務組合消防本部	5	1	227	226	3,493	2,636	589	268
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	2	5	197	181	2,162	1,445	511	206
大崎地域広域行政事務組合消防本部	4	10	338	307	4,147	2,923	1,021	203
岩沼市消防本部	1	0	50	49	1,159	944	26	189
名取市消防本部	1	3	95	94	1,168	1,029	113	26
栗原市消防本部	1	5	165	161	1,783	1,005	518	260
亘理地区行政事務組合消防本部	1	1	77	73	1,305	783	222	300
登米市消防本部	1	5	154	160	2,146	533	1,265	348
黒川地域行政事務組合消防本部	1	3	135	120	2,072	1,143	444	485
福島県（12）	29	71	2,479	2,425	38,324	27,279	8,039	3,006
いわき市消防本部	5	8	362	355	6,973	5,027	799	1,147
白河地方広域市町村圏消防本部	3	8	199	196	3,539	2,818	637	84
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	4	8	289	288	3,561	2,703	845	13
郡山地方広域消防組合消防本部	2	16	402	402	5,905	4,515	1,390	0
福島市消防本部	3	5	258	258	4,146	3,450	696	0
喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	2	2	100	100	1,282	938	344	0
須賀川地方広域消防本部	2	6	225	197	1,735	862	776	97
相馬地方広域消防本部	2	4	148	147	2,706	2,016	533	157
安達地方広域行政組合消防本部	2	2	120	120	2,996	1,889	676	431
伊達地方消防組合消防本部	1	4	165	153	2,380	1,297	521	562
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	2	3	127	125	1,967	1,424	479	64
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	1	5	84	84	1,134	340	343	451

（注）　県名の（　）内の数字は、各県消防本部の総数を示す。

1）全国消防長会　平成22年版消防現勢

*1 消防職団員・消防施設等の被害については、「3.5　消防職団員・消防施設等の被害」を参照

表4.3-2　岩手県、宮城県及び福島県の消防本部の現勢（消防車両等）[1)]

（平成22年4月1日時点）

	消防車両等																				
	ポンプ車（水槽付ポンプ車含）	はしご車	屈折はしご車	化学消防車	大型化学消防車	高所放水車	泡原液搬送車	排煙・高発泡車	林野工作車	救助工作車	電源車	救急車	高規格救急車	消防艇	ヘリコプター	指令・指揮車	査察・広報車	防災教室車	起震車	救急指導車	救援車（給食車含）
岩手県(12)	113	5	6	13	0	0	0	0	1	14	1	6	80	0	0	28	78	2	0	4	2
盛岡地区広域消防組合消防本部	22	1	1	1	0	0	0	0	0	2	0	4	13	0	0	6	18	0	0	0	1
宮古地区広域行政組合消防本部	11	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	10	0	0	3	9	0	0	1	0
一関市消防本部	21	1	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	10	0	0	2	13	1	0	1	0
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	6	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	2	4	0	0	0	0
奥州金ケ崎行政事務組合消防本部	11	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	8	0	0	3	11	1	0	2	0
久慈広域連合消防本部	8	0	1	2	0	0	0	0	1	1	0	0	7	0	0	2	5	0	0	0	0
花巻市消防本部	7	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	7	0	0	1	4	0	0	0	1
北上地区消防組合消防本部	8	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	2	5	0	0	0	0
大船渡地区消防組合消防本部	5	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	4	0	0	2	0	0	0	0	0
遠野市消防本部	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	3	3	0	0	0	0
陸前高田市消防本部	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0
二戸地区広域行政事務組合消防本部	7	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	1	6	0	0	0	0
宮城県(12)	166	13	1	22	2	2	3	1	0	21	2	10	82	2	2	60	113	4	1	1	2
仙台市消防局	54	6	0	6	1	1	2	1	0	9	1	0	22	0	2	14	52	1	1	0	1
仙南地域広域行政事務組合消防本部	18	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2	9	0	0	10	4	0	0	0	0
石巻地区広域行政事務組合消防本部	18	1	0	3	0	0	0	0	0	2	0	4	8	0	0	5	17	1	0	0	0
塩釜地区消防事務組合消防本部	8	2	0	5	1	1	1	0	0	1	0	0	5	1	0	7	3	1	0	0	0
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	11	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	6	1	0	4	5	0	0	0	0
大崎地域広域行政事務組合消防本部	21	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	9	0	0	9	8	0	0	1	1
岩沼市消防本部	4	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	0
名取市消防本部	6	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	2	3	0	0	0	0
栗原市消防本部	9	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	4	0	0	2	4	0	0	0	0
亘理地区行政事務組合消防本部	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	2	2	0	0	0	0
登米市消防本部	7	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	7	0	0	1	11	1	0	0	0
黒川地域行政事務組合消防本部	6	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	2	3	0	0	0	0
福島県(12)	143	15	0	17	2	2	2	0	0	22	1	55	60	0	0	59	96	1	0	2	1
いわき市消防本部	18	4	0	2	1	1	1	0	0	5	1	5	8	0	0	7	18	0	0	1	0
白河地方広域市町村圏消防本部	15	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	8	4	0	0	2	13	0	0	0	0
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	19	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	9	5	0	0	4	17	1	0	0	0
郡山地方広域消防組合消防本部	18	2	0	3	0	0	0	0	0	2	0	13	6	0	0	21	0	0	0	0	0
福島市消防本部	16	4	0	2	0	0	0	0	0	4	0	2	8	0	0	5	11	0	0	1	0
喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	6	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	4	0	0	7	0	0	0	0	0
須賀川地方広域消防本部	11	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	5	5	0	0	2	8	0	0	0	0
相馬地方広域消防本部	12	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	5	0	0	3	7	0	0	0	1
安達地方広域行政組合消防本部	6	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	6	0	0	3	8	0	0	0	0
伊達地方消防組合消防本部	10	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4	2	0	0	2	7	0	0	0	0
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	7	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	1	5	0	0	2	3	0	0	0	0
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	5	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4	2	0	0	1	4	0	0	0	0

（注）　県名の（　）内の数字は、各県消防本部の総数を示す。

1）全国消防長会　平成22年版消防現勢

また、震災前（平成22年4月1日時点）の岩手県、宮城県及び福島県の消防本部の位置図及び消防職員数を図4.3-3から図4.3-5までに示す。

図4.3-3　岩手県の消防本部[1)]

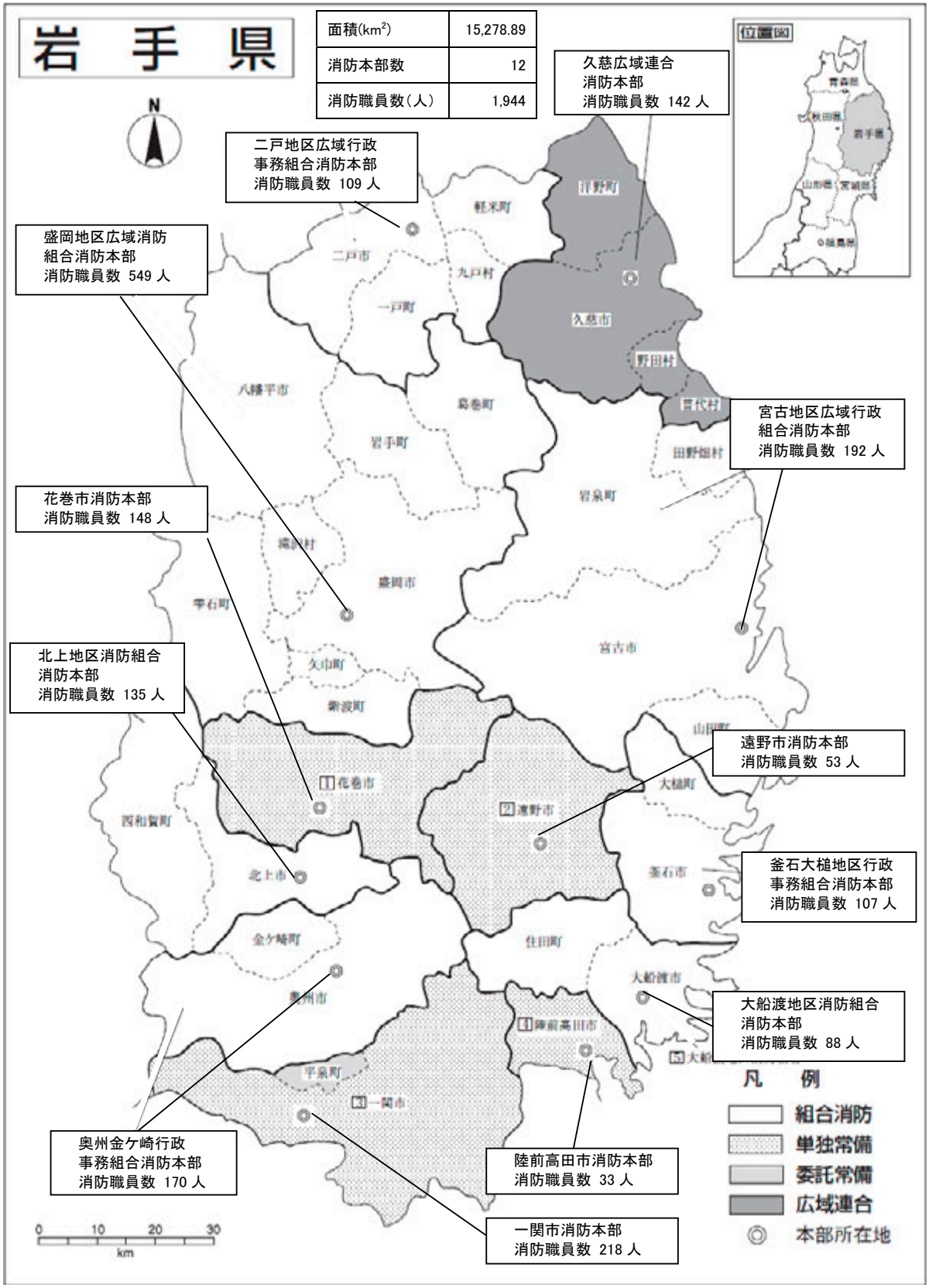

1)「消防庁　全国消防便覧　平成24年3月」及び「全国消防長会　平成22年版消防現勢」より作成

図4.3-4 宮城県の消防本部[1)]

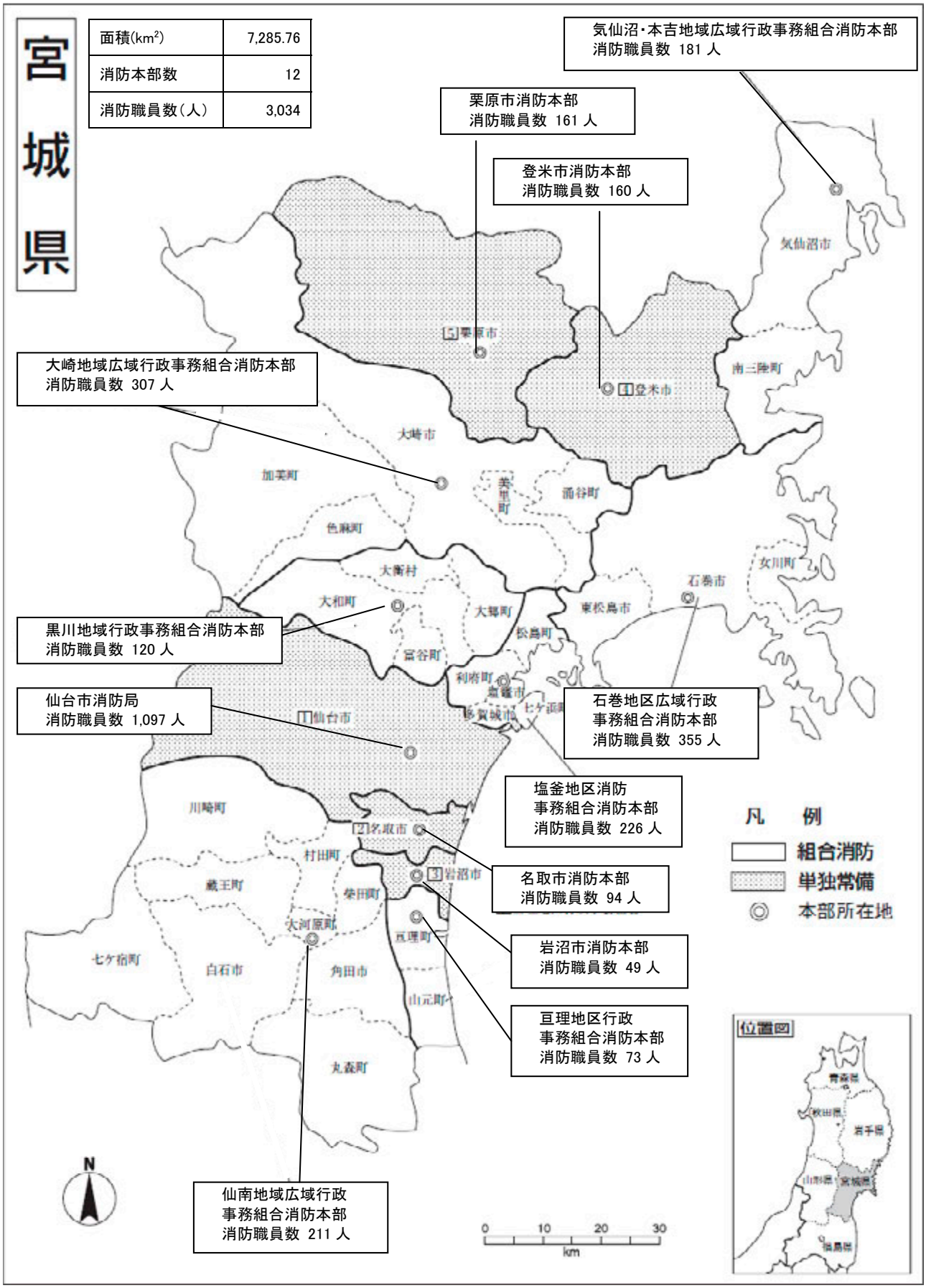

1)「消防庁　全国消防便覧　平成24年3月」及び「全国消防長会　平成22年版消防現勢」より作成

図4.3-5 福島県の消防本部[1)]

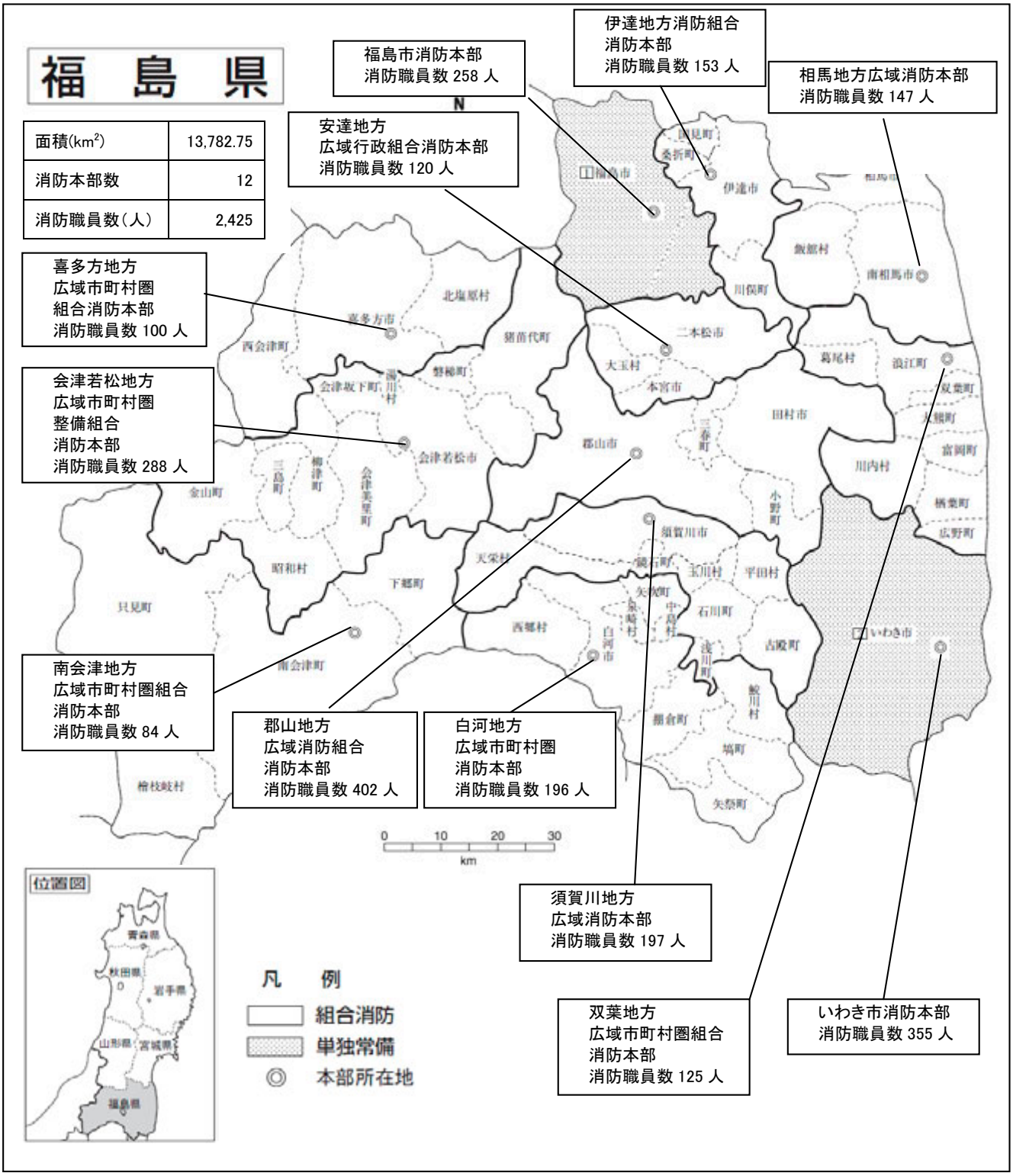

1)「消防庁　全国消防便覧　平成24年3月」及び「全国消防長会　平成22年版消防現勢」より作成

4.3.2 ▶各消防本部での火災件数・救助件数・救急件数

東日本大震災において発生した火災件数は全国で330件、青森県で11件、岩手県で33件、宮城県で137件、福島県で38件、千葉県で18件であった[1)]。

発災後1週間の岩手県、宮城県及び福島県の火災件数、救助件数、救急件数の推移のグラフを図4.3-6から図4.3-9までに示す。なお、これらのグラフは全国消防長会の「東日本大震災活動記録誌」にて取りまとめられた被災地域の5県17消防本部[*1]から報告された平成23年3月11日から3月31日までの火災件数、救助件数、救急件数と救助人員、救急搬送人員（表4.3-3）を基に作成した。

これらの図表より、火災に関しては発災当日の平成23年3月11日をピークに、3日後の3月14日には、ピーク時の5分の1程度まで減少している。

救助件数も火災件数と同様の推移で、発災当日をピークに3日後までにピーク時の10分の1程度まで減少している。

一方、救急件数は発災翌日の3月12日にピークを迎え徐々に減少したが、発災後1週間は発災当日の救急件数より多い又はそれに近い傾向にある。

消火活動、救助活動、救急活動のそれぞれに対応した部隊について、「4.3.3 各消防本部の活動内容」に詳述する。

図4.3-6 発災後1週間の岩手県、宮城県及び福島県における火災件数、救助件数、救急件数の推移[2)]

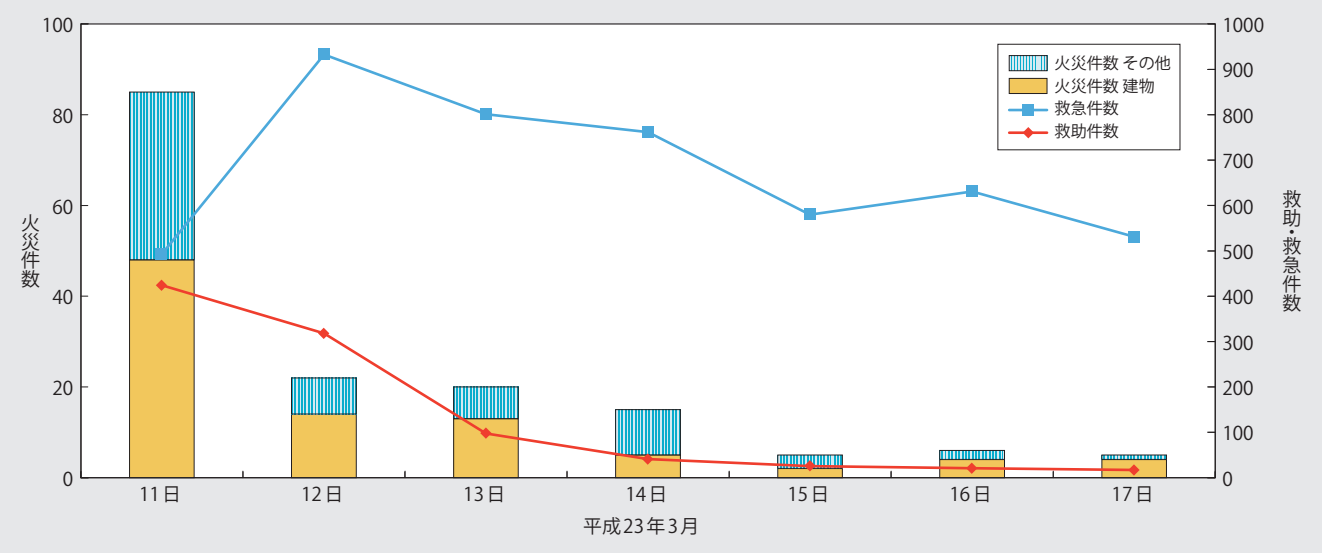

1）消防庁　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第146報）
http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌（平成24年3月）より作成
*1 5県17消防本部は、以下のとおりである。
青森県（八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部）
岩手県（宮古地区広域行政組合消防本部、釜石大槌地区行政事務組合消防本部、久慈広域連合消防本部、大船渡地区消防組合消防本部、陸前高田市消防本部）
宮城県（仙台市消防局、石巻地区広域行政事務組合消防本部、塩釜地区消防事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、岩沼市消防本部、名取市消防本部、亘理地区行政事務組合消防本部）
福島県（いわき市消防本部、相馬地方広域消防本部、双葉地方広域市町村圏組合消防本部）
千葉県（市原市消防局）

図4.3-7 発災後1週間の岩手県における火災件数、救助件数、救急件数の推移[1)]

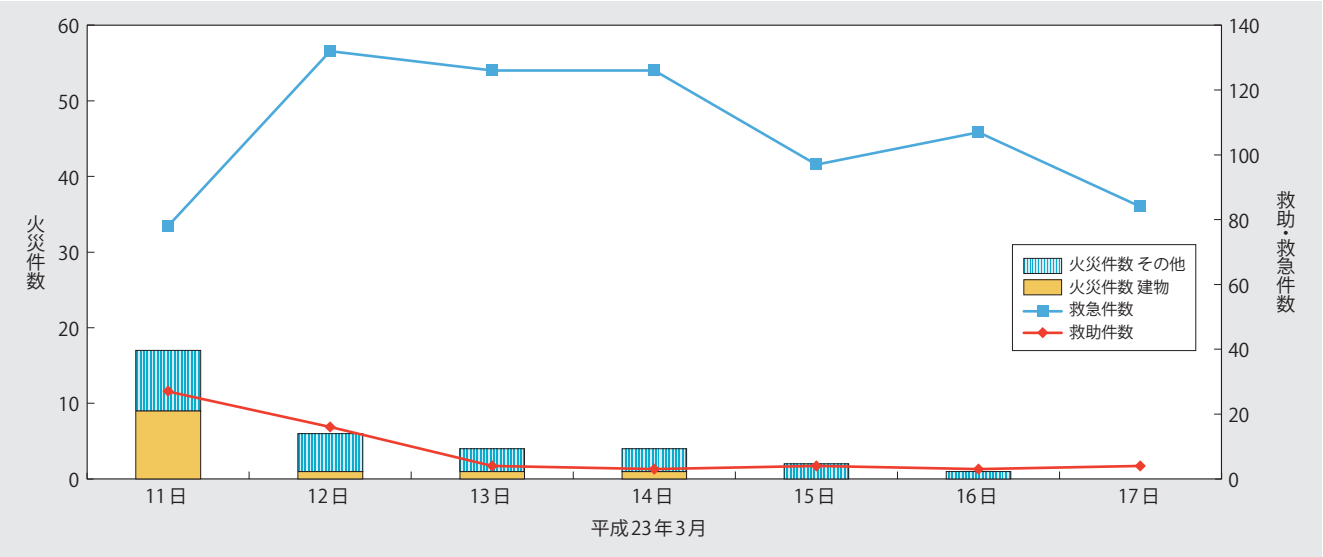

図4.3-8 発災後1週間の宮城県における火災件数、救助件数、救急件数の推移[1)]

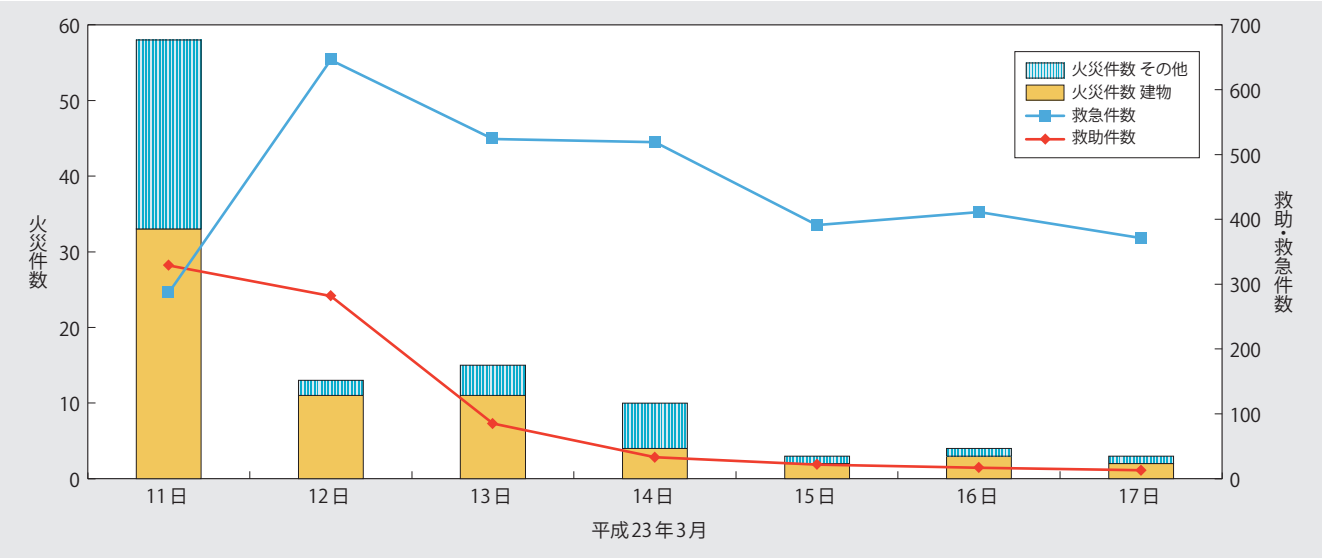

図4.3-9 発災後1週間の福島県における火災件数、救助件数、救急件数の推移[1)]

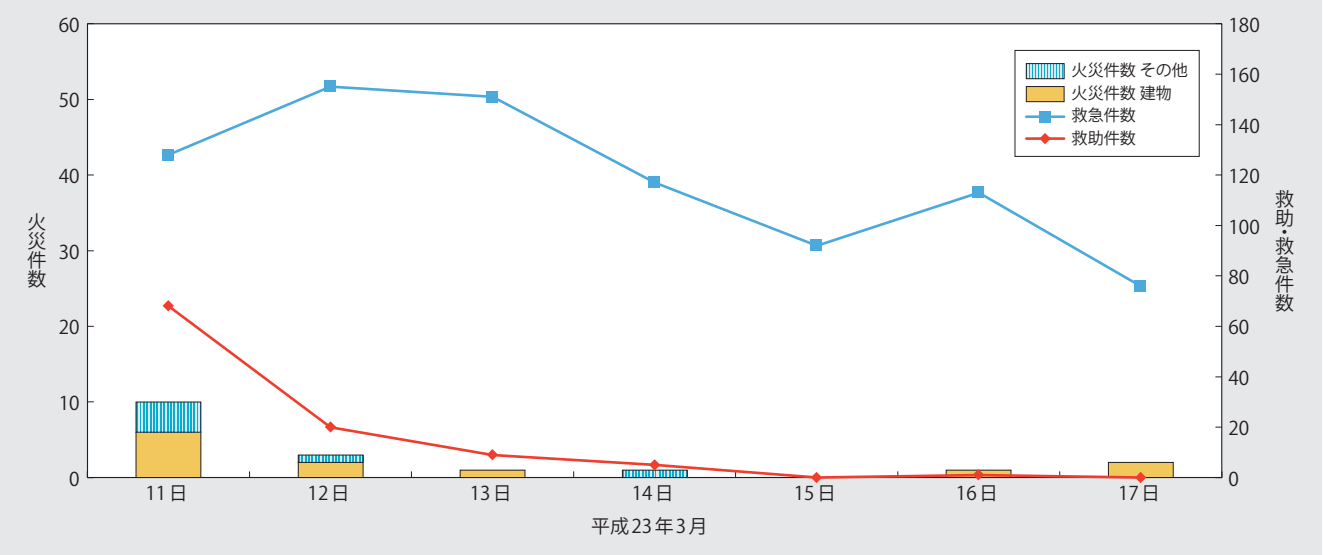

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌（平成24年3月）より作成

表4.3-3 5県17消防本部における火災件数、救助件数、救急件数、救助人員、救急搬送人員[1)]

県	消防本部	項目		平成23年3月								
				11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日～24日	25日～31日
青森県	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	火災件数	建物	1	4			1		1	1	2
			その他	3	1					1	2	
		救助件数・人員	件数	10	1	1	1	1			2	4
			人員	50	1			1			1	3
		救急件数・搬送人員	件数	69	75	64	42	41	42	40	235	227
			搬送人員	73	74	60	41	40	39	39	225	222
岩手県	宮古地区広域行政組合消防本部	火災件数	建物	6		1					3	1
			その他	3								
		救助件数・人員	件数	6	8	1	1	2	3	1	2	6
			人員	36	15							1
		救急件数・搬送人員	件数	25	72	52	43	31	47	32	187	144
			搬送人員	28	96	57	51	28	42	34	211	134
	釜石大槌地区行政事務組合消防本部	火災件数	建物	1	1							
			その他	5								
		救助件数・人員	件数	11	3		1	2				
			人員	39	5		4	2				
		救急件数・搬送人員	件数	4	4	17	22	18	17	9	59	63
			搬送人員	4	4	19	30	24	18	10	58	61
	久慈広域連合消防本部	火災件数	建物	1								
			その他		1						1	1
		救助件数・人員	件数	1	1					1		
			人員	1	7					1		
		救急件数・搬送人員	件数	25	26	10	11	8	5	11	50	30
			搬送人員	24	23	10	11	8	5	11	46	30
	大船渡地区消防組合消防本部	火災件数	建物									
			その他	2	1							
		救助件数・人員	件数	5	3	2	1					1
			人員	4								
		救急件数・搬送人員	件数	15	12	21	25	25	22	22	78	72
			搬送人員	14	11	21	26	27	20	21	73	74
	陸前高田市消防本部	火災件数	建物	1			1				1	1
			その他									
		救助件数・人員	件数	4	1	1				2	7	1
			人員	4	1	1				2	7	1
		救急件数・搬送人員	件数	9	18	26	25	15	16	10	69	63
			搬送人員	17	24	23	26	12	15	8	69	59
宮城県	仙台市消防局	火災件数	建物	15	8	9	2	1	2	1	7	3
			その他	6		1	2	1			2	3
		救助件数・人員	件数	199	83	32	13	9	3	4	30	4
			人員	303	269	10	7	1			5	1
		救急件数・搬送人員	件数	144	307	267	285	236	229	216	1,256	912
			搬送人員	122	274	217	231	222	220	206	1,100	801
	石巻地区広域行政事務組合消防本部	火災件数	建物	12	1				1		2	1
			その他	5							1	
		救助件数・人員	件数	37	34	13	6	4	6	4	4	
			人員	517	206	63	22	6	5		4	
		救急件数・搬送人員	件数	38	62	57	51	37	47	40	212	169
			搬送人員	34	76	75	49	37	45	39	205	167
	塩釜地区消防事務組合消防本部	火災件数	建物		1	2	1			1		4
			その他	3			2			1	6	3
		救助件数・人員	件数	44	52	8	9	3	4	3	1	
			人員	172	409	25	20	5	2		1	
		救急件数・搬送人員	件数	38	104	71	65	42	65	51	384	238
			搬送人員	34	100	69	62	39	68	45	393	240
	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	火災件数	建物	2		1						3
			その他	8		1	1					1
		救助件数・人員	件数	21	25	8	1	1	1	1		1
			人員	49	221	12	3	2				1
		救急件数・搬送人員	件数	18	31	57	53	51	44	40	214	165
			搬送人員	17	42	60	45	43	38	37	208	164
	岩沼市消防本部	火災件数	建物								1	1
			その他									
		救助件数・人員	件数	3	1	1	1	1	1	1	7	1
			人員	33	591	6	10	10	4	4	3	1
		救急件数・搬送人員	件数	16	30	25	11	8	7	12	67	40
			搬送人員	11	23	29	11	8	5	10	59	37
	名取市消防本部	火災件数	建物	4			1					
			その他	2	2	2	1					
		救助件数・人員	件数	10	62	18	1	2				
			人員	74	317	51	7	8				
		救急件数・搬送人員	件数	25	65	27	22	15	25	17	80	47
			搬送人員	22	67	20	23	14	21	15	82	43
	亘理地区行政事務組合消防本部	火災件数	建物					1				
			その他	1					1		1	3
		救助件数・人員	件数	15	25	5	2	2	2			
			人員	57	80	38	36	13	24			
		救急件数・搬送人員	件数	10	50	46	47	28	20	15	120	92
			搬送人員	10	50	38	44	21	18	14	121	86
福島県	いわき市消防本部	火災件数	建物	4	2					2	1	2
			その他	1	1							2
		救助件数・人員	件数	32	9	8	3				2	2
			人員	40	32	1	4					2
		救急件数・搬送人員	件数	71	85	90	73	52	71	55	370	282
			搬送人員	64	78	72	69	44	54	52	317	253
	相馬地方広域消防本部	火災件数	建物	1							2	2
			その他	2			1					
		救助件数・人員	件数	24	10	1	2		1			
			人員	106	28	3	7		4			
		救急件数・搬送人員	件数	33	38	46	25	28	34	21	117	70
			搬送人員	38	36	46	26	29	19	16	110	58
	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	火災件数	建物	1		1			1			9
			その他	1								
		救助件数・人員	件数	12	1							
			人員	55	1							
		救急件数・搬送人員	件数	24	32	15	19	12	8		14	2
			搬送人員	23	35	15	24	11	6		11	2
千葉県	市原市消防局	火災件数	建物								1	3
			その他	2			1				3	1
		救助件数・人員	件数	1		1			1		1	2
			人員	1		1			1		1	
		救急件数・搬送人員	件数	47	45	42	45	38	50	34	268	240
			搬送人員	39	41	39	40	34	46	29	247	215

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌（平成24年3月）より作成

4.3.3 ▶各消防本部等の活動内容

参集状況、119番通報、消火活動、救助活動、救急活動、航空隊の活動、緊急消防援助隊の受入れ対応、他機関との連携、活動上の課題の観点から被災地域の各消防本部の活動内容を以下に示す。

1 参集状況

東日本大震災発災直後、被災地域の消防本部の消防職員は身の安全を確保したのち、各消防本部に駆け付けて消防活動の任務についた。

多くの消防職員は、計画に基づき自主的に参集した。沿岸部を管轄する消防本部では、津波による被害のため、内陸部の消防本部より参集に時間を要する傾向にあった。

岩手県、宮城県及び福島県内の消防本部（各県12消防本部、計36消防本部。その内、沿岸部を管轄する消防本部は15消防本部。）における消防職員の非常招集についての調査結果[1)]を以下に示す。

(1) 消防職員の非常招集についての調査結果

ア 非常招集の主な体制

○被災地消防本部の非常招集体制は、震度に応じた自動招集又は呼出しによる招集となっており、そのうち約54%（20消防本部）が震度5弱で自動招集としている。図4.3-10に各消防本部において職員が自動招集となる震度を示す。

○職員の招集場所は、居住地から直近の署所や勤務場所である署所など消防本部により異なっている。

○非常招集に必要な装備については、ヘルメット、手袋等を貸与している消防本部や招集先署所に個人用装備の予備を配備している消防本部がある。

図4.3-10 職員が自動招集となる震度

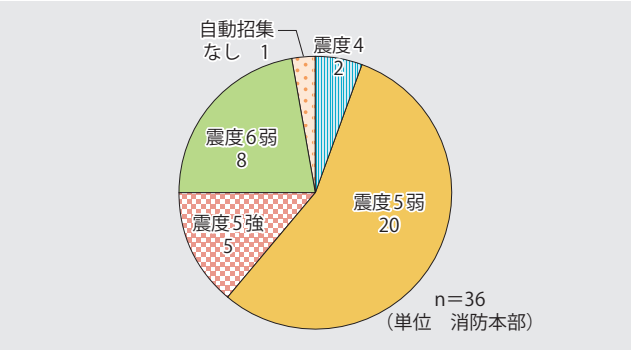

イ 非常招集の状況

○内陸部と沿岸部の消防本部で非常招集の状況は大きく異なり、内陸部では比較的計画どおりに実施されたものの、沿岸部にあっては、参集経路が津波による浸水で通行できない状態が発生したこと、参集経路にある信号機の停止、道路陥没による交通渋滞の発生、さらには参集途上での津波襲来などにより、職員の招集に時間を要した消防本部があった。

○また、通信が途絶したことにより、職員への連絡ができなかったため安否確認に時間を要した消防本部もあった。

○招集場所を居住地直近の署所としていた消防本部では、個人装備の不足や招集人員の偏りが生じ、部隊編成に影響した消防本部もあった。

ウ 招集完了時間

地震発生後からの非常招集については、約39%（14消防本部）が3時間未満で招集を完了しており、被災地消防本部全体の平均時間は7時間40分であるが、沿岸部を管轄する消防本部（回答があった12消防本部）では平均14時間28分であった（図4.3-11参照）。

図4.3-11 職員の招集完了時間

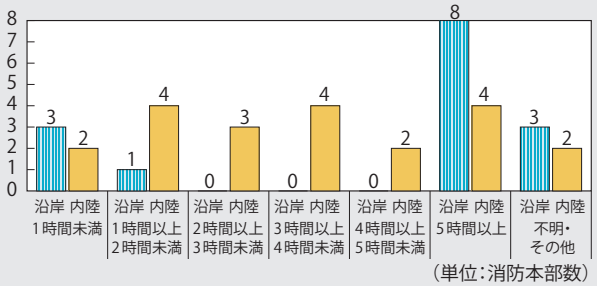

1）消防庁 大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書 参考資料
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

⑵ 各消防本部の参集状況

各消防本部*1における参集状況を以下に示す。

ア 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部（青森県）[1)]

地震発生後、「地震災害活動計画」の規定に基づき自動的に地震2号警備（震度5弱以上の地震が発生した場合、非常招集1号により職員を増強し警備警戒を行うものとする。）が発令となり、規定上は「分署及び分遣所にあっては1隊、消防署にあっては2隊に相当する必要な人員を、非番・公休者の中から招集する。」こととなっているが、ほとんどの職員が所属署所への自主参集を行った。

写真4.3-1は青森県三戸郡階上（はしかみ）町追越漁港付近への津波の襲来の状況である。

写真4.3-1 津波の襲来（青森県三戸郡階上町追越漁港付近）[2)]

イ 宮古地区広域行政組合消防本部（岩手県）[1)]

消防計画に基づき「大津波警報」発令時には、自動的に参集することとなっており、全員が参集した。

写真4.3-2は岩手県宮古市役所から撮影した津波襲来の状況である。

写真4.3-2 市役所より撮影（岩手県宮古市）[3)]

ウ 釜石大槌地区行政事務組合消防本部（岩手県）[1)]

釜石大槌地区行政事務組合消防本部庁舎・釜石消防署及び大槌消防署は津波により甚大な被害を受けた（写真4.3-3）*2。

地震発生後15分から30分までの間に約8割以上の職員が最寄の消防署・出張所に参集したが、一部非当務職員は自宅近く等の災害現場で活動し参集に日数を要した。

写真4.3-3 大槌消防署庁舎被災状況（岩手県大槌町）[1)]

エ 久慈広域連合消防本部（岩手県）[1)]

3月11日14時48分に第2次非常招集（全職員招集）が発令され、3月14日17時30分に第1次非常招集（一部の職員のみ招集）に移行した。

3月28日17時30分に第1次非常招集は解除された。

写真4.3-4は岩手県久慈市に襲来した津波の様子である。

写真4.3-4 津波の様子（岩手県久慈市）[4)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）青森県三戸郡階上町　階上町震災復興計画　平成24年2月
http://www.town.hashikami.aomori.jp/admin_file/infodisc/☆震災復興計画（最終版）-20120213084013.pdf（平成25年1月21日参照）
3）岩手県宮古市
4）岩手県久慈市
*1 本項で記載する被災地域の各消防本部とは、断りがない場合、239ページの＊1に示した5県17消防本部を示す。
*2 消防庁舎の被害については、「3.5.2　消防職員・消防本部等の被害」を参照。

オ　大船渡地区消防組合消防本部（岩手県）[1)]

震度4以上の地震発生で全職員招集となっていたが、今回の地震時、大船渡消防署では職員3人が管外（岩手県内、東京、アメリカ各1人）にいたため、最終の登庁者は平成23年3月15日15時であった。

三陸分署は発災当日16時40分（救急救命士東京研修所入校者1人を除く。）、綾里分遣所は17時5分、住田分署は17時までに全職員が参集した。

カ　陸前高田市消防本部（岩手県）[1)]

震度4以上の地震で事前命令により順次登庁した非番等職員は、以前から実施していた消防署機能移転訓練（宮城県沖地震で消防庁舎が50cmから1mまでの津波により浸水するシミュレーション）のとおり、車両や資機材を順次高台の陸前高田市立学校給食センターへ移動した。

津波襲来までに未参集職員は2人で、3月11日22時頃までに長期研修者以外全員登庁し災害対応を実施した。

写真4.3-5は、陸前高田市消防本部にて撮影された津波襲来の状況である。

写真4.3-5　消防庁舎に迫る津波（岩手県陸前高田市）[1)]
（上3月11日15時27分12秒、
下3月11日15時27分22秒）

キ　仙台市消防局（宮城県）[1)2)]

平成23年3月11日時点の所属職員数は1,093人（再任用職員を含む）で、消防学校入校者、他機関派遣職員、休職中の職員などを除いた参集対象職員数は1,034人であり、そのうち地震発生時は459人が勤務中であった。

発災当日の職員全体の参集状況は、発災時の459人から始まり、2時間後の17時で799人（77.3%）、発災から概ね4時間が経過した19時で944人（91.3%）となり、さらに2時間後の21時で992人（95.9%）が参集、発災から概ね9時間後の24時で1,006人（97.3%）の職員が参集を完了した。

なお、荒浜航空分署は、津波により庁舎1階天井まで水没し、荒浜航空分署11人、宮城県防災航空隊員10人、来庁者2人の計23人が庁舎屋上に避難し、3月11日19時45分に海上保安庁ヘリコプターにより、陸上自衛隊霞目（かすみのめ）飛行場へ搬送されたことが、若林消防署から報告された。写真4.3-6は、津波により被災した荒浜航空分署の駐車場の状況である。

写真4.3-6　荒浜航空分署駐車場（3月11日17時頃）[2)]

ク　石巻地区広域行政事務組合消防本部（宮城県）[1)3)]

通常の災害であれば、30分以内及び1時間以内で参集率100%に近い数値で参集可能であるが、今回の大震災については、津波の襲来により勤務署所への参集のほか、最寄りの署所へ参集した。また津波に遭遇し2、3日間孤立及び避難をしていた職員がいたため、参集率については不明で、職員の参集が完了したのは震災発生から約1週間経過後であった。

写真4.3-7は全壊した女川消防署の状況である。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）仙台市消防局　東日本大震災における消防活動記録誌　平成24年7月1日
3）川崎市消防局　東日本大震災　川崎市消防局活動記録誌～2011～　平成24年3月

写真4.3-7　女川消防署全壊
（平成23年4月25日宮城県女川町）[1)]

ケ　塩釜地区消防事務組合消防本部（宮城県）[1)]

消防計画「震災対策」に基づき、震度5弱以上であったことから、震災動員計画の自発的参集により、非常災害時の指定された署所に参集した。しかし、津波により、職員2人が参集途上に被災し、高層建物内に孤立して翌12日まで参集ができなかった。また、3人の職員は津波により参集署所への道路が寸断されたことから、指定署所へは行けず最寄の署所への参集となった。

13日昼過ぎには、ある程度の道路冠水等が収まったことから、人員シフトを実施し計画どおりの人員配置となった。

コ　気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

「消防活動規程」及び「消防警戒に係る招集計画」に職員の参集基準を定めている。震度5弱以上及び津波警報発表の場合は全職員の参集とし、各所属への参集を原則とするが、被災状況から難しい場合には最寄りの署所への参集を規定している。

地震発生後、全職員が各所属及び最寄りの署所に参集し、30分までには51人、1時間までには74人が参集し、対象職員の参集率は80%を超えた。全職員の参集が完了したのは、3月12日15時40分であった。

各署所では所属地が異なる職員によって隊編成が行われ初動活動を行った。各所属地に復帰したのは発災から1週間が経過し災害発生が一段落した3月17日であった。

写真4.3-8は、南三陸消防署、南町出張所及び歌津出張所の被災状況である。

写真4.3-8　消防署・出張所の被災状況
（上：南町出張所、左下：南三陸消防署、右下：歌津出張所）[2)]

サ　岩沼市消防本部（宮城県）[1)]

事前命令「岩沼市消防本部（署、団）の初動体制」に基づき地震発生後、家族等の安否確認後、遠隔地のため遅れた2人を除く全職員が、1時間以内に消防署に参集した。

シ　名取市消防本部（宮城県）[1)]

職員参集については、震度5弱以上が、自主参集となっており、地震発生30分後には職員の半数以上が参集して、約1時間後の参集率は全職員の90%であった。なお、沿岸部に居住している数人の職員は、家族や家が被災しており、1日から2日後に参集した。写真4.3-9は被災した閖上（ゆりあげ）出張所の状況である。

写真4.3-9　名取市消防署閖上（ゆりあげ）出張所[3)]
（平成23年3月13日名取市）

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）気仙沼・本吉地域行政事務組合消防本部　東日本大震災の概要及び被害の状況　平成24年1月11日
http://www.km-fire.jp/images_higashi/higashi_gai.pdf（平成25年1月21日参照）
3）名取市震災記録室　名取市における東日本大震災における記録
http://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/soumu/311kiroku/index/gazou/public（平成25年1月21日参照）

ス　亘理地区行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

73人全員参集が完了したのは平成23年3月14日21時30分（発災から55時間後）であった。

なお、地震に関しての自主参集基準は以下のとおりであり、亘理町は震度6弱を記録したことより、全職員自主参集した。

震度4又は津波注意報	指定幹部職員参集
震度5弱又は津波警報	課長補佐以上又は参事職以上及び警防課員参集
震度5強又は大津波警報	全職員参集

セ　いわき市消防本部（福島県）[1)]

いわき市で震度6弱以上の地震が観測されたこと及び大津波警報が発表されたことから、その時点で、いわき市地域防災計画に定める震災対策に基づき、第3配備体制をとり、職員は全員参集となった。地震は平日の昼間に発生したことから、日勤職員及び当直の隔日勤務職員はそのまま継続して勤務することとした。非番の職員については、可能な者は勤務する署所へ、震災により道路の寸断等で勤務する署所への参集が不可能な者は、直近の署所への参集となった。総職員数360人のうち当日勤務していた職員は156人で、地震発生から約1時間後の16時には68人が、18時にはさらに68人が参集完了し、総職員数に対する比率81.1%の職員が確保できた。その後、震災当日の11日中に98.3%の職員を確保した。

写真4.3-10はいわき市に襲来した津波の状況である。

写真4.3-10　津波の襲来（平成23年3月11日・福島県いわき市江名地区）[1)]

ソ　相馬地方広域消防本部（福島県）[1)]

3月11日は、147人中128人参集（当番・日勤者53人、参集者75人）した。3月13日に参集なしの3人（航空隊派遣、救急救命東京研修所派遣、病気休暇）を除き、全職員参集した。

写真4.3-11は、3月11日14時48分に相馬地方広域消防本部庁舎内に設置された地震災害消防対策本部の状況である。

写真4.3-11　地震災害消防対策本部の状況[1)]（相馬地方広域消防本部）

タ　双葉地方広域市町村圏組合消防本部（福島県）[1)2)]

招集手段は一斉メールと震度5弱以上の自動招集により、地震発生後30分以内に70人（約50%）、1時間後に110人（約90%）の職員が参集し、第二次非常配備体制を確保した。職員（124人）の被災状況については、1人も負傷者を出すことなく、ほぼ全職員が早期の段階で参集し、発災直後の初期対応の活動に従事できた。

写真4.3-12は、地震発生直後の双葉地方広域市町村圏組合消防本部事務室の状況である。

写真4.3-12　地震発生直後の消防本部事務室[2)]（双葉地方広域市町村圏組合消防本部）

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要

2 119番通報の状況[1)]

119番通報件数が出場可能件数を上回ったり、電話の不通等により119番通報が途絶する事態が生じたりする消防本部があった。

災害を覚知する方法としては、119番通報が最も有効な手段であるが、東日本大震災の被災地消防本部では約25%（9消防本部）において119番通報が途絶する状況が発生している。これは、地震や津波による通信事業者の中継局の被災によって広範囲において電話（携帯含む。）が使用できなくなったことをはじめ、消防本部の指令台や指令センターの被災、また、非常電源の被災によって電源供給が停止したことによるものである（図4.3-12参照）。

図4.3-12 岩手県、宮城県及び福島県における119番途絶の発生状況[1)]

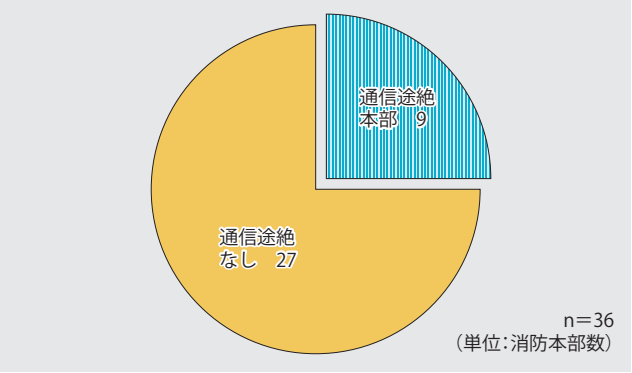

なお、一部ではバックアップ回線を利用した通信ができたことから、119番通報受信が可能となった消防本部もあった。

119番通報の途絶等が発生した消防本部では、次のような方法により災害を覚知した。

- 消防隊等の出動時や巡回による情報収集
- 職員の参集途上での情報収集
- 署所への駆け付け（本部によっては、119番通報が途絶したことから、消防署、消防団により巡回を行い、署所への駆け付け通報を呼びかけた。）
- 町役場、警察等の関係機関への駆け付け
- 消防団や関係機関からの情報提供
- 高所見張り員の配置による情報収集
- 避難所からの情報など

以下に119番通報が集中した例を示す。

〈119番通報の集中例〉[1)]

仙台市消防局では、発災当日から1週間で7,146件の119番通報を受信しており、これは前年平均の約10倍であり、ピーク時の3月12日には1,556件（55秒に1件）に至った。

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書　平成24年4月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

3 消火活動の状況

発災当日の津波被災地区では、浸水及び多くのがれきが障害となり、火災現場に近づくことができず、消火活動は困難を極めた。消防車両や消防水利が被災したケースも多く、残った車両や消防団から借用した車両により消火活動を行うなど、限られた資機材で消火活動を行った。仙台市のコンビナート火災*1や気仙沼市の市街地火災*2など大規模な火災が発生した箇所では、鎮火までに数日から十数日を要した。また、自然鎮火するまで監視することしかできないケースなどもあった。

(1) 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部（青森県）[1)]

津波による被災地域での火災が多数を占め、近くへ消防車両の配置ができないことや消火活動中の津波襲来により一時避難を余儀なくされるなど、困難を極めた。

(2) 宮古地区広域行政組合消防本部（岩手県）[1)]

山田地区と田老地区で大規模な火災が発生した。山田地区では津波で流出した家屋のがれきから出火し、残った建物等に延焼拡大したことから、地元消防隊、消防団、緊急消防援助隊が連携して活動した。建物火災から林野火災に延焼拡大したことから、自衛隊に空中消火活動を依頼した。

田老地区では2ヶ所のがれきから出火した火が林野に延焼し、大規模な林野火災となったことから、隣接の岩泉消防署と岩泉町消防団及び宮古地区の消防団が出動し活動した。田老地区で相次いで発生した火災の状況を写真4.3-13に示す。

写真4.3-13 津波襲来後、相次いで発生した火災（岩手県宮古市田老地区）[2)]

(3) 釜石大槌地区行政事務組合消防本部（岩手県）[1)]

釜石市・大槌町で津波により火災が発生した。消防車両が被災した中（写真4.3-14）、残った車両及び消防団車両を借用しての活動となり、数日間にわたって消火活動を実施した。

大槌町で発生した火災が山に延焼し広範囲に燃え広がり釜石市にまで到達し、消防署、消防団、緊急消防援助隊により消火活動を実施したが、山は急斜面であり入山が不可能な場所等もあるとの判断から、防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプターを要請し消火活動がなされた。

釜石大槌地区での津波による火災は、4月5日17時00分、消防長により鎮火宣言された。

写真4.3-14 津波によるポンプ車等の被災状況（岩手県釜石大槌地区）[1)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）岩手県宮古市　広報みやこ　№139　平成23年6月1日号（写真特集　津波）
http://www.city.miyako.iwate.jp/cb/hpc/Article-520-7038.html（平成25年1月21日参照）
*1 コンビナート火災への対応については、「4.7　石油コンビナート災害に対する活動」を参照。
*2 市街地火災の被害については、「3.3.2　火災による被害」を参照。

⑷ 久慈広域連合消防本部（岩手県）[1)]

震災に関連する火災は、3月11日及び12日に各1件発生するも、11日に発生した建物火災は津波浸水区域において浸水時に発生したため対応困難であった。また、12日に発生したその他火災は、がれき等の障害物により車両進入困難な浸水区域で発生した火災であったため、自然鎮火まで監視のみを行い、主に、水門閉鎖、避難広報、海面監視活動をした。

⑸ 大船渡地区消防組合消防本部（岩手県）[1)]

大船渡消防署では消火隊は3隊、分署・分遣所は各1隊を編成し、火災対応にあたった。火災は3月11日から31日までにその他火災が3件発生した（未確認事案は4件）。3月11日に大船渡市内の津波によるがれきから火災が発生した様子を写真4.3-15に示す。

写真4.3-15　岩手県大船渡市における火災発生の様子（3月11日16時49分）[1)]

⑹ 陸前高田市消防本部（岩手県）[1)]

3月11日の津波襲来時に市立気仙小学校体育館からの出火が確認されたが、同地区は津波により浸水し孤立していたため、消防車両の現場進入は不可能であり、翌日自然鎮火となった。

特異事例として、津波により浸水したハイブリッド車の電気系統からの出火と推定される住宅火災が1件発生したが、がれき堆積による消防水利被災があったため、遠距離送水を実施した。

また、津波により幹線道路が流失し、火災現場へ緊急消防援助隊の大型車両では進入困難な場所もあり、陸前高田市消防本部と地元消防団の小型の消防車両のみで消火活動を行った。

被災地域以外での不注意による火災も発生したが、近傍に自衛隊の野営地があり、駆け付けた多数の自衛隊員から消火活動応援を受けた。また、火災現場で水道事業所応援の他、岩手県給水車の協力もあり、初期消火に成功した。

なお、消防本部庁舎は津波により被災したため、災害対策本部は市立学校給食センターに移転した。写真4.3-16は、市立学校給食センターで待機している消防車両である。

写真4.3-16　市立学校給食センター（災害対策本部仮庁舎）付近の待機車両（岩手県陸前高田市）[2)]

⑺ 仙台市消防局（宮城県）[1)]

大規模地震災害の発生を想定した消防活動要領を定めており、今回の震災では、その要領に基づいて必要最小限の消防隊で消火活動を行うことを基本としていたが、大規模な火災については、緊急消防援助隊の応援を受けるなど効率的な消火活動を展開した。

3月11日から3月31日までの火災発生件数は63件であった。うち消火活動をした火災は29件であり、使用水利の内訳は、防火水槽10件、消火栓8件、タンク水7件、海水等4件であった。

石油コンビナート地区及びその周辺では、大規模火災と危険物漏えいが発生した。石油コンビナート災害に対する対応は、「4.7.1 石油コンビナート災害への対応」に詳述する。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）財団法人消防科学総合センター　消防防災博物館　東日本大震災特設コーナー
http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index.cgi（平成25年1月21日参照）

主な消火活動は、以下の事例があげられる。

〈宮城野区中野小学校付近　建物火災[1)2)]〉

500人以上の市民が避難した沿岸部に位置する中野小学校（宮城野区蒲生）は津波により、周囲が大量のがれきと海水に覆われ、内陸部へのさらなる避難が困難な状況となっていた。発災当日の夕方に、校舎西側約200mの場所で津波により流出した車両から火災が発生し、家屋、がれきも炎上するなどして、現地の小学校から「西風にあおられ中野小学校側に延焼拡大している」という情報が防災行政無線で伝えられ、当日深夜に仙台市消防ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターにより夜間空中消火（固定式消火タンク600ℓ×4回）を実施し、火勢の拡大を防いだ。

①発生日時：平成23年3月11日（金）17時10分
②覚知日時：平成23年3月11日（金）17時24分
③鎮火日時：平成23年3月12日（土）12時00分
④焼損物件：平屋1棟、津波で流出したがれき約1,600m^{3}及び車両約50台

〈JFE条鋼（株）仙台製造所　その他火災[1)2)]〉

敷地内に野積みされていた金属裁断物から出火し、10日間燃え続けた。津波のがれき等が道路を塞ぎ、出場消防隊が近づけなかったことから、自衛隊ヘリコプターの空中消火により延焼阻止を図りながら、建設重機による道路上のがれき撤去を行った後、遠距離大量送水システムの活用や緊急消防援助隊熊本県隊の応援を受けて消火した。原因は津波により金属裁断物の酸化反応が促進し、内部発熱の蓄熱により出火したもの。

写真4.3-17に、JFE条鋼（株）仙台製造所における消火活動状況を示す。

①発生日時：平成23年3月11日（金）17時10分頃
②覚知日時：平成23年3月13日（日）14時10分
③鎮火日時：平成23年3月21日（月）11時40分
④出動車両：仙台市消防局延べ31台
緊急消防援助隊熊本県隊延べ64台
自衛隊ヘリコプター
⑤焼損物件：金属裁断物（約100m^{3}焼損）

写真4.3-17　消火活動状況（JFE条鋼㈱仙台製造所）[1)]

〈東邦運輸倉庫（株）建物火災[2)]〉

倉庫1階に津波が浸水し、海水が引いた後に倉庫内の複数のフォークリフトから出火、ラックに積み重ねられた食品及び鉄骨2階建て延べ約9,000m^{2}の倉庫が全焼したもの。太白消防署隊、緊急消防援助隊熊本県隊及び宮城県解体工事業協同組合の活動により火災を鎮火させた。原因は津波により浸水し、フォークリフト電気配線接続部でのスパーク火花がれき等油分浮遊物に着火、出火したもの。

①発生日時：平成23年3月13日（日）10時50分頃
②覚知日時：平成23年3月13日（日）11時00分
③鎮火日時：平成23年3月18日（金）16時30分
④出動車両：仙台市消防局延べ13台
緊急消防援助隊熊本県隊延べ26台
自衛隊ヘリコプター
⑤焼損物件：鉄骨造2階建て倉庫延べ面積9,237m^{2}全焼

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）仙台市消防局　東日本大震災における消防活動記録誌　平成24年7月1日

⑻ 石巻地区広域行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

地震発生後、約1時間で3件の火災通報を受け消火活動をしていたところ、津波の襲来を受け、活動中の消防車両3台が被災した。津波襲来後、浸水により車両での進入が不可能となった地区が多く発生したことにより、ボートに小型ポンプを積載して、ホースを背負った隊員が徒歩で現場に向かい消火活動を行うとともに、消防団と連携して消火活動を行った。翌3月12日からは緊急消防援助隊の応援を受けた火災対応のほか、検索救助活動及びその他の災害事案に対応した。

〈宮城県石巻市門脇町を中心とした建物火災[2)]〉

宮城県石巻市門脇・南浜地区は、石巻市の日和山の南側に位置する住宅地であり、津波が襲来した後に複数の火災が同時に発生し、門脇小学校を含む200棟、56,100m^{2}の区域を焼失した。この地区から55人の焼死体が発見された。

震災当日の17時頃、石巻消防署中央出張所において日和山方向に白煙を確認し、消防団員とともに消防車両で出動し、出動途上の救助事案に対応しながら火災を確認した。火災は広範囲に及んでおり、さらにLPGボンベや車両のガソリンタンク等が爆発して数十メートルの火柱が至る所で上がる中、夜を徹しての火災防御活動を行った。

写真4.3-18は、門脇町地区火災現場の状況である。

写真4.3-18 宮城県石巻市門脇町地区火災現場の状況（3月11日18時30分）[1)]

⑼ 塩釜地区消防事務組合消防本部（宮城県）[1)]

震災直後の火災発生はなかったが、夜間になり仙台地区石油コンビナートで火災が発生し炎上中との通報を受けた。しかし、津波による冠水、がれき等により車両進入はできなかった。翌日早朝には隣接するLPGタンクの爆発のおそれから、2km圏内の住民に避難指示が発令された。コンビナート火災はがれき等除去を図りながら現場に進入、15日14時30分に鎮火した。鎮火に伴い避難指示も解除された。消火活動については各署消防隊が救助要請に対応していたことから、緊急消防援助隊消火隊17隊の協力のもと実施した。3月13日における多賀城市のコンビナート火災の状況を写真4.3-19に示す。

その他の火災は、停電時のロウソク使用による建物火災や停電後の通電による建物火災、津波流出車両の車両火災がほとんどであった。すべての火災において、断水のため消火栓が使用できず貯水槽に配置又はがれき等により直近の水利に部署できなかったためポンプ車数台による遠距離中継送水を基本とする火災防御となった。

写真4.3-19 自衛隊ヘリにて、宮城県多賀城市の上空から撮影（平成23年3月13日13時39分）[1)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）石巻地区広域行政事務組合消防本部　3.11 東日本大震災　石巻地区の消防活動現場　平成24年10月

⑽　気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

地震発生後の15時30分に、気仙沼内湾入口の陸上から立ち上る黒煙を、指揮本部のある気仙沼・本吉広域防災センターから覚知したのが、地震に起因する最初の火災（1件）であった。この後、発災当日の11日中には9件の火災が発生した。このうち3件の火災発生場所は、津波が繰返し襲来している浸水区域内であり、さらに道路ががれき堆積のため近づくことができず消防隊の未対応となった。

〈朝日町　冷蔵工場火災[2)3)]〉

3月11日、消防署員が覚知するも、津波のため対応できず、その後、18日に再燃を覚知、冷蔵庫内で堆積物がくすぶっており、破壊された一部の壁から内部に進入し放水を実施した。放水は気仙沼海上保安署巡視艇「ささかぜ」の放水銃から一線を延長し、大量放水により15時00分、ほぼ鎮火の状態となったが白煙はみられる状態であった。他への延焼のおそれはなく、重機による壁体の破壊を実施しない限り完全消火は困難と判断し現場を引き揚げた。19日、20日、21日と重機により壁体を破壊し消火活動を実施し、21日再度大量放水を行い15時30分鎮火となった。写真4.3-20に朝日町冷蔵工場火災後の状況を示す。

①火災覚知：平成23年3月11日15時30分
②鎮火日時：平成23年3月21日15時30分
③焼損延面積：約2,700m^2
④出火場所：気仙沼市朝日町地内 冷蔵工場

写真4.3-20　朝日町冷蔵工場火災後の状況（気仙沼市朝日町地内）[2)]

〈鹿折（ししおり）街区火災[2)3)4)]〉

気仙沼市陣山にて津波監視及び警戒広報を実施していた南町出張所救急隊が、中みなと町方面の火災を確認、さらに夜間となり鹿折方面の上空全体が赤くなっているのを確認し状況を無線報告したが、南町出張所ポンプ隊は気仙沼小学校で津波監視及び救助活動を行っていたため、気仙沼消防署ポンプ隊が現場に向かった。3月11日20時12分、火災現場到着時、鹿折街区全体に火災が拡大しており、大規模火災の様相を呈していた。鹿折市街地の北側鹿折バイパス高架橋付近及び東側鹿折変電所付近、さらに西側JR大船渡線を防火線帯とし、防御活動を実施したが、数回にわたって津波の襲来や津波警報による消火中断を余儀なくされ、延焼拡大した。翌12日から、消防庁長官の指示により緊急消防援助隊である新潟県隊2隊8人、東京都隊（東京消防庁）159隊728人の応援を受け、陸上と空中から消火活動を行った。津波による多量のがれきに阻まれる中、13日間にわたり警戒と消火活動を続けた。写真4.3-21に鹿折地区における消火活動の状況を示す。また、写真4.3-22に東北電力鹿折変電所付近の火災防御活動を示す。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）気仙沼・本吉地域行政事務組合消防本部　東日本大震災の概要及び被害の状況（平成24年1月11日現在）
http://www.km-fire.jp/images_higashi/higashi_gai.pdf（平成25年1月21日参照）
3）消防庁消防研究センター　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害及び消防活動に関する調査報告書（第1報）
http://www.fri.go.jp/pdf/shiryo/shiryo_no82.pdf（平成25年1月21日参照）
4）気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部　東日本大震災消防活動の記録　平成24年9月
http://www.km-fire.jp/images_higashi/higashikatudou.pdf（平成25年1月21日参照）

鹿折地区の市街地火災における火災の状況を第3章「3.3.2 2（8）宮城県気仙沼市鹿折地区の市街地火災」に、消防団による消防活動を第4章「4.4.3 3（2）宮城県の気仙沼市の消防団が常備消防、緊急消防援助隊と連携した消火活動の事例」に、緊急消防援助隊による消防活動を第4章「4.6.5 3（2）ア 気仙沼市・南三陸町（宮城県）」に詳細を記述した。

①火災覚知：平成23年3月11日15時58分（署隊）
②鎮火日時：平成23年3月23日7時48分
③焼失面積：約110,000m^2
④出火場所：気仙沼市西みなと町・中みなと町地内

写真4.3-21　気仙沼市鹿折地区における消火活動の状況（3月12日1時頃）[1)]

写真4.3-22　東北電力鹿折変電所付近の火災防御活動[2)]

図4.3-13　鹿折地区における火災防御図[2)]

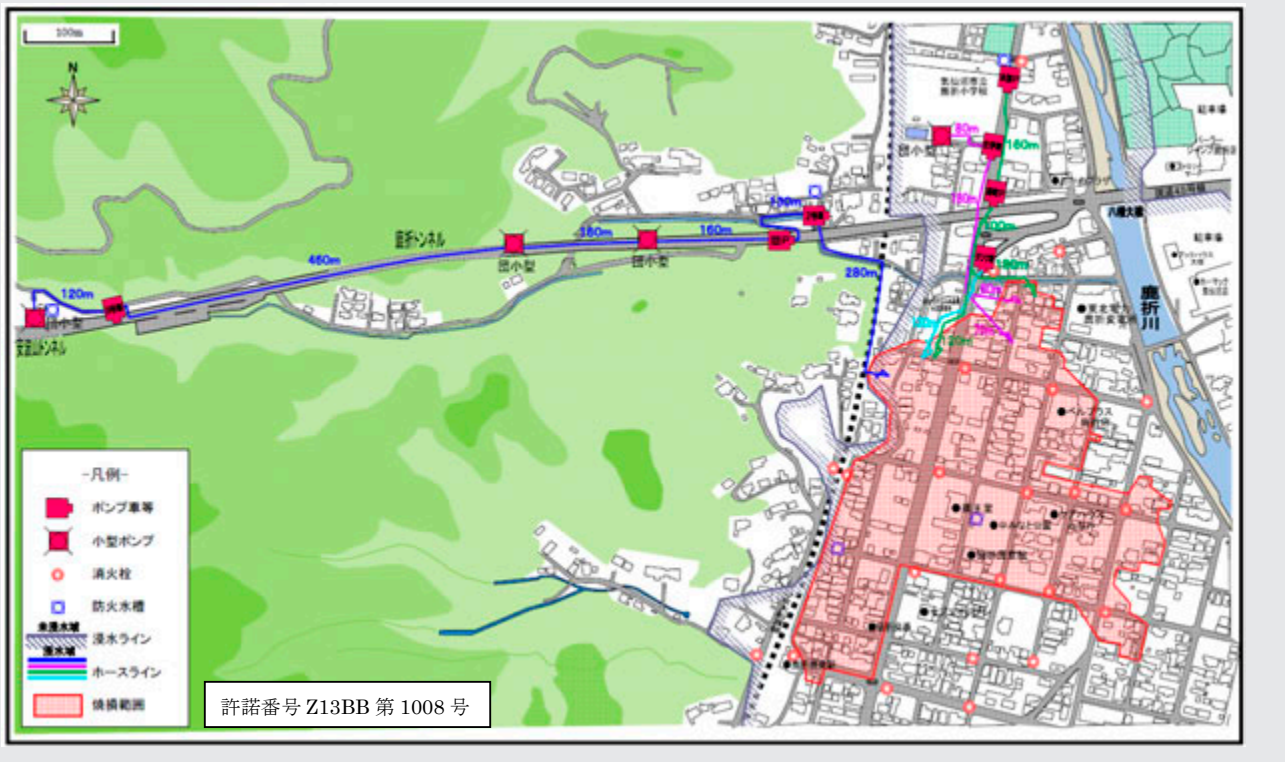

1）気仙沼・本吉地域行政事務組合消防本部
2）気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部　東日本大震災消防活動の記録　平成24年9月
http://www.km-fire.jp/images_higashi/higashikatudou.pdf（平成25年1月21日参照）

〈内の脇街区火災[1)2)]〉

3月14日、大浦・小々汐（こごしお）沿岸地区で火災防御活動中、対岸の内の脇地区の火災を覚知した。道路及び街区は、多量のがれきで埋め尽くされて跡形もなく、一面が冠水しており、容易に現場に近づくこともできず、さらに直近水利不便により、遠距離送水を余儀なくされた。また、がれき火災と車両炎上爆発が重なり、消火活動を阻んだ。写真4.3-23に内の脇街区火災の状況を示す。

①火災覚知：平成23年3月14日22時34分（署隊）
②鎮火日時：平成23年3月25日15時00分
③焼失面積：約38,000m^2
④出火場所：気仙沼市内の脇地内

写真4.3-23　内の脇街区火災（気仙沼市内の脇地内）[1)]

〈燃えている漂流物等に起因する主たる火災[1)]〉

○二ノ浜から浪板沿岸及び林野火災

津波の上げ潮に乗って、火が着いた油や漂流物・船舶等が燃えて、内湾へ移動、大浦・小々汐沿岸部のがれきや家屋等に着火、さらに山林に延焼拡大した。この火災は、道路が県道一本道でがれきや倒れた家屋等に阻まれ、また消防艇も被災したことから、防御活動に支障をきたした。写真4.3-24に二ノ浜から浪板沿岸及び林野火災の状況を示す。

①火災覚知：平成23年3月11日17時34分
②鎮火日時：平成23年3月18日15時40分
③焼失面積：家屋等約90,000m^2、林野約105ha
④出火場所：気仙沼市二ノ浜・浪板地内

写真4.3-24　二ノ浜から浪板沿岸及び林野火災（気仙沼市二ノ浜・浪板地内）[1)]

○大島地区林野火災

津波の上げ潮に乗って、火が着いた油や漂流物・船舶等が燃えて、内湾から大島瀬戸方面に移動、外浜沿岸部のがれきや家屋等に着火、さらに山林に延焼拡大した。この火災は、離島という環境の中で限られた人員と消防力で活動を余儀なくされたが、地元建設業者の協力を得てミキサー車2台のピストン輸送により水利を確保しながら、防御活動にあたった。なお、空中消火は、東京消防庁大型ヘリコプターで9回、山形県消防防災ヘリコプターで11回行った。

①火災覚知：平成23年3月12日22時58分
②鎮火日時：平成23年3月17日11時03分
③焼失面積：家屋等約100m^2、林野約117ha
④出火場所：気仙沼市外浜・亀山地内

(11)　名取市消防本部（宮城県）[3)]

3月11日の地震発生時、火災は発生しなかったが、津波襲来直後4件の建物火災とその他の火災2件が発生した。消火隊は出動したが、閖上（ゆりあげ）地区の主要道路等は浸水、がれき等で火災現場まで行くことができなかった。また、後日発生したがれきからの火災については、消火栓が使用不能状態であることから水利の確保が困難となるとともに再燃火災が多数発生した。写真4.3-25に閖上地区の火災の状況を示す。

1）気仙沼・本吉地域行政事務組合消防本部　東日本大震災の概要及び被害の状況（平成24年1月11日現在）
http://www.km-fire.jp/images_higashi/higashi_gai.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁消防研究センター　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害及び消防活動に関する調査報告書（第1報）　平成23年12月
http://www.fri.go.jp/pdf/shiryo/shiryo_no82.pdf（平成25年1月21日参照）
3）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

写真4.3-25　閖上（ゆりあげ）地区7丁目方面（平成23年3月11日）[1)]

写真4.3-26　クレーン車火災現場写真（原町火力発電所敷地内）[2)]

⑿　いわき市消防本部（福島県）[2)]

地震発生後24時間以内に発生した火災件数は8件あり、延べ50隊191人が消火活動に従事した。特に沿岸部にある久之浜地区においては、津波の発生により約50棟を焼損する火災が発生し、消防隊12隊52人が活動にあたった。

いずれの消火活動も、道路の損傷に伴う通行障害により、現場到着まで多くの時間を費やすとともに、上水道の断水などの理由により、消防水利の確保が困難となった。

さらに、沿岸部の消火活動においては、活動中に津波到達の情報により、活動をたびたび中断し隊員を退避させるなど、隊員の安全確保を最優先とし、延焼を最小限に止めることが困難な状況にあった。

⒀　相馬地方広域消防本部（福島県）[2)3)]

3月11日から14日までに合計4件の火災出動し、うち3件の火災が11日であった。4件の火災現場は、以下のとおりである。

3月11日に発生した火災は、原町火力発電所サービスビル4階の建物火災及び新地火力発電所敷地内の車両火災2件である。また、3月14日に発生した火災は、原町火力発電所敷地内のクレーン車の車両火災（写真4.3-26）である。

⒁　双葉地方広域市町村圏組合消防本部（福島県）[4)]

3月11日及び12日には、浪江町1件、双葉町1件及び楢葉町2件の合計4件の火災が発生し、消火活動を実施した。写真4.3-27に双葉町中田地区の建物火災の状況を示す。

3月16日には東京電力福島第一原発第4号機にて火災が発生し出動した。なお、原子力発電所事故対応については、「4.8 原子力発電所事故に対する活動」に示す。

写真4.3-27　双葉町中田地区建物火災（地震直後）[4)]

1）名取市震災記録室　名取市における東日本大震災における記録
http://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/soumu/311kiroku/index/gazou/public（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）相馬地方広域消防本部　平成23年消防年報
4）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要

4 救助活動の状況

(1) 救助活動と捜索活動

救助活動は、津波により建物、工場、橋、車両に取り残された人、外出中に高台に避難した人、四方を水に囲まれ身動きが取れなくなった人を救助するケースが多く発生した。津波被災地域では、海水及びがれきが障害となり、救助現場に消防車両が進入できないなど活動が困難を極めた。また、降雪やみぞれ模様の天気の中、水に浸っての作業は体温、体力を消耗させ、過酷な条件であった。

震災2日後には、多くの地域で、緊急消防援助隊、自衛隊、警察隊などの応援が入り救助活動に加わった。また、各消防防災航空隊、各県警・自衛隊・海上保安庁のヘリコプターなどが空からの捜索活動を実施した。

(2) 各消防本部における現場活動状況

ア 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部（青森県）[1)]

救助隊の活動としては、そのほとんどが津波の襲来により一般家屋や工場、橋、車両に取り残された住民等の救助であった。このうち、自宅周辺の冠水により2階に取り残されていた住民を隊員が背負い搬送にて救出した事案のほかは、津波浸水区域から安全な場所へ避難させたものがあった。また、救助隊が現場に到着した時点で既に自力脱出済みの現場もあった。津波による一般家屋等の被害状況を写真4.3-28に示す。

要請を受け現場まで進行する際、津波による浸水により消防車両の現場進行が困難となる場面があった。

写真4.3-28 被害を受けた家屋など（青森県三戸郡階上町大蛇（はしかみちょうおおじゃ）地区）[2)]

イ 宮古地区広域行政組合消防本部（岩手県）[1)]

津波により、がれきや浸水で道路が通行できない困難な状況の中、津波で浸水した住宅に取り残された住民の救出活動や捜索活動を実施した。写真4.3-29は、宮古市役所交差点前の浸水状況である。

写真4.3-29 浸水した宮古市役所交差点前（岩手県宮古市）[3)]

ウ 釜石大槌地区行政事務組合消防本部（岩手県）[1)]

消防庁舎、消防車両が津波により被災し、連絡は携帯無線機を使用した。職員が個々に避難した先々において救助資機材が流された中、周辺にあるものを使用し、消防団員及び付近住民と協力して建物内にいた逃げ遅れた者、川の中で溺れていた被災者等の救助にあたった。職員の中には自ら津波の危険にさらされながらも住民を救助していた事例もあった。2日目以降、自衛隊、緊急消防援助隊とともに倒壊家屋等からの救助活動及び検索活動を実施した。

エ 大船渡地区消防組合消防本部（岩手県）[1)]

大船渡消防署は救助隊1隊4人、分署・分遣所は消火隊兼任で対応した。

複数の救助事案が同時刻帯に発生しているため、消火隊、救急隊も救助活動にあたった。震災に関係した3月中の救助事案発生通報件数は管内で12件程あったが、実活動は4件であった。ほかは要救助者の確認ができない若しくは現場が浸水区域内での事案のため、また相次ぐ津波情報により活動できなかった。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）青森県三戸郡階上町　階上町震災復興計画　平成24年2月
http://www.town.hashikami.aomori.jp/admin_file/infodisc/☆震災復興計画（最終版）-20120213084013.pdf（平成25年1月21日参照）
3）岩手県宮古市　広報みやこ　№139　平成23年6月1日号（写真特集　津波）

オ　陸前高田市消防本部（岩手県）[1)]

発災当日は、通信手段が失われており駆け付けによる救助要請に対して、当番職員と参集した非番職員等を救急車・消防車に配置し各現場で救助要請に対応したが、がれきの中で足場が悪く資機材の活用が困難であった。第2波・第3波と津波が襲う中での救助活動は、安全確保が難しく、がれきと水に阻まれ非常に困難であった。

翌日からは、緊急消防援助隊の到着により各県隊に陸前高田市消防本部職員を2人配置した。救助捜索区域での地理案内や余震による津波が想定されることから、避難路の確認と情報伝達の業務を行った。また、他地域で要救助者を発見し救出困難な場合には、緊急消防援助隊の救助隊の出動を要請し、車両やがれきの切断等を実施し収容活動を行った。写真4.3-30に3月31日の気仙川河口から約4km付近での緊急消防援助隊埼玉県隊の捜索活動状況を示す。

写真4.3-30　JR大船渡線の鉄橋流出付近の捜索（気仙川河口から約4km付近）[1)]

カ　仙台市消防局（宮城県）[1)]

仙台市では、救助工作車以外の車両にも簡易救助器具を積載するとともに、救助資機材セットを消防署に配置していたことから、これら資機材を広報車等に積載して臨時の救助部隊を編成した。多発する救助事案には、管轄の消防署からの出場対応を基本とする一方、津波被災地である宮城野区及び若林区には、他区の消防署・消防団から応援隊を派遣する体制を組み、3月11日から9月10日までの半年間で、管轄署と合わせて職員延べ9,165人、団員延べ3,928人が検索救助活動を行い、899人を生存救助し、行方不明となっていた362人の方々を収容した。写真4.3-31は、3月20日に仙台市若林区で遺体を搬送する仙台市消防局隊員の様子である。

津波襲来直後は多数の救助要請があったが、がれきや海水が障害となり、救助現場に消防車両が進入できず活動が難航した。隊員は一人でも多くの命を救おうと、がれきと泥沼と化した被災地で懸命の検索救助活動を実施し、並行して災害協定を締結している宮城県解体工事業協同組合や重機を所有している消防団員等による道路のがれき撤去を行いながら、一歩一歩着実に津波被災地の中に進んでいった。発災当日は雪が舞う悪天候であり、また、度重なる余震のため津波の襲来やがれきの倒壊が懸念されるなど、各隊の検索救助活動は困難を極めたが、発災翌日の3月12日には、緊急消防援助隊神奈川県隊が到着し、その後も三重県隊、島根県隊、熊本県隊が続々と応援に駆け付け、さらには自衛隊等の関係機関とも連携し、検索救助活動を展開した。

写真4.3-31　宮城県仙台市若林区で遺体を搬送する消防隊員（平成23年3月20日14時頃）[1)]

〈宮城野区中野小学校　救助[2)]〉

平成23年3月11日の地震発生後、中野小学校には地震発生及び津波被害により多数の市民が避難しており、津波による浸水のため、校舎に取り残されることとなった（当初情報では最大約600人）。

3月11日は自衛隊ヘリコプター、3月12日は仙台市消防ヘリコプター、札幌市消防ヘリコプター、自衛隊ヘリコプターで取り残された避難者等を救助した。

地上からの活動は、津波による浸水のため現場まで到着することができず、また、余震の発生により活動の中断を余儀なくされながら、3月12日13時30分に消防団副団長個人所有の重機により中野小学校までの道路啓開活動を終了。15時16分には仙台市立工業高等学校まで市営バスによる全避難者の救助を完了した。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）仙台市消防局　東日本大震災における消防活動記録誌　平成24年7月

〈若林区荒浜地区　救助[1]〉

若林区荒浜地区も津波で壊滅的な被害を受けた。

地震発生当初は津波の浸水により地上での活動は制限されたため、平成23年3月11日は仙台市消防ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、3月12日はそれに東京消防庁ヘリコプター、札幌市消防ヘリコプター、宮城県警察ヘリコプター、海上保安庁ヘリコプターが加わり、上空からの救助活動を行った。

3月12日18時6分に荒浜小学校（写真4.3-32）の全避難者、18時20分には特別養護老人ホーム入所者の救助、搬送を完了した。

写真4.3-32　校舎の屋上で救助を待つ避難者（仙台市立荒浜小学校）[2]

キ　石巻地区広域行政事務組合消防本部（宮城県）[3][4]

地震発生当日の津波襲来後、中浦地区で多数の逃げ遅れ者がいるとの情報により1隊5人で出動し、救助ボート及び付近に流れ着いた小船を使用し、車両及び住宅に取り残された住民の救助活動を行った。また、非番参集者で編成した増強隊1隊も加わり、連携して救助活動を行った。翌12日からは緊急消防援助隊の応援を受け、広域管内で発生した救助に対応し、3月31日まで107件に出動、822人を救助（緊急消防援助隊を含めた総件数126件、救助人員1,390人）した。

また、3月14日からは自衛隊、警察等と連携して広域管内の検索活動を行った。

石巻市街地では、石巻消防署中央出張所が門脇・南浜地区の火災防御活動にあたりながら、駆け付け等による救助要請やガス漏れ警戒、救急支援等に対応するとともに、門脇町一丁目、二丁目の人命捜索活動を行った。

河北消防署は、河北消防団と手分けし、発災当日から主に間垣地区の救助作業にあたった。間垣地区は集落が水没しており活動が困難であったため、排水ポンプによる強制排水、仮設道路の補強等を進めながら活動をした。

津波により70％以上の住居等が全壊流出した雄勝地区では、女川消防署雄勝出張所が津波により庁舎が全壊、車両も流出し全装備を失った中での消防活動となった。3月13日から17日まで消防団、地区住民と合同で一斉捜索を実施した。

津波により半島地区の60％以上の家屋が被災し、一部集落が壊滅した石巻市牡鹿地区では、女川消防署牡鹿出張所が、津波襲来後に人命救助をし、翌13日からは行方不明者の捜索活動を実施した（写真4.3-33）。

写真4.3-33　石巻市牡鹿地区での検索救助活動（平成23年3月19日）[4]

東松島市大曲浜地区は、冠水のため数日間は地上からの接近は困難を極めたが、消防隊は徒歩及びボートを使用して捜索、救助を実施し、孤立状態となった多くの要救助者を救助した。

沿岸地区が壊滅的な被害を受けた鳴瀬地区は、海岸より約1.5km離れた小学校北側の高台市道を活動拠点として、徒歩により住民の救助活動にあたった。

消防職員の1人が死亡、2人が行方不明となった女川消防署では、発災直後から女川町内の救助活動を実施した。

1）仙台市消防局　東日本大震災における消防活動記録誌　平成24年7月1日
2）仙台市　東日本大震災における本市の被害状況等
http://www.city.sendai.jp/fukko/ayumi_1103.html（平成25年1月21日参照）
3）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
4）石巻地区広域行政事務組合消防本部　3.11　東日本大震災　石巻地区の消防活動現場　平成24年10月

ク　塩釜地区消防事務組合消防本部（宮城県）[1)]

今回の地震による救助事案の特徴は、建物崩落等による事案が極めて少なく、ほとんどの救助は津波襲来直後に発生している。津波により建物が流され2階部分に取り残された人、車両又は徒歩等にて避難中に津波が襲来し高台に避難した人、四方を水に囲まれた等その場所から身動きが取れなくなった人の救助事案となった。

また、震災2日後頃からは、行方不明者の家族から「身内を探して欲しい」、「がれきに挟まれた」、「被災した車内に取り残された人（死亡者）を救出して欲しい」等の要請に変わっていった。その後は行方不明者の捜索要請が多数あることから、活動は緊急消防援助隊と現地消防本部隊合同による中隊編成を行い、地域ごとによる捜索・救助活動となった。

写真4.3-34は、集結した緊急消防援助隊の情報収集及び作戦会議の様子である。

写真4.3-34　情報収集及び作戦会議（平成23年3月12日9時54分・宮城県利府町）[1)]

ケ　気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

多数の救助要請等の事案に対応するため、少人数で小隊編成を行い、1小隊1事案の対応を原則とした活動を展開した。

救助要請の多くは津波による倒壊等を免れ残存した建物からの救助要請であり、出動隊は津波による浸水とがれきによる安全管理に留意し活動を行った。活動は人海戦術となり、建物からの救出後の救助方法は、背負い法による搬送、バスケットストレッチャー*1を使用したがれき上の搬送、バスケットストレッチャーに発泡スチロールを巻いて浮力を利用した浸水域の搬送、現場付近に流れ付いたコンテナを使用して要救助者を搬送した事案もあり、限られた資機材のため付近にあった物を利用した救助方法を行った。

活動地域は沿岸部一円にわたる現場のため、浸水区域外への救出後は消防団や周囲の付近住民に避難所までの搬送を依頼し、次の現場へと転戦を重ね昼夜に及ぶ活動となった。多数の入居者がいた福祉施設には気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部隊、地元消防団のほか、緊急消防援助隊東京都隊の応援を受け連携した活動を行った。

〈津波による孤立住民の救助[2)]〉

津波により孤立しているとの情報あり（住民からの情報）。自宅玄関付近ががれきの堆積及び冠水（約1m）のため自力避難が困難なため孤立したもの。現地到着時は女性2人が2階に避難していたが、自力にて1階に移動。出口付近から1人ずつバスケットストレッチャーを曳航し搬送した。なお、バスケットストレッチャーの浮力を上げるため、現場周囲の漂流物から、断熱材（発泡ポリスチレン板）を利用し、底部に装着した。

①救助覚知：平成23年3月12日17時34分
②発生場所：気仙沼市南郷地内
③時間経過救出開始：17時40分
／救出完了18時30分
④活動隊：1隊3人 救助人員2人

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）気仙沼・本吉地域行政事務組合消防本部通信指令課　東日本大震災時の指令体制と特異火災・救助事例
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/sns_kinkyutsuhou/01/shiryo07.pdf
（平成25年1月21日参照）
*1 バスケットストレッチャーとは、怪我人や病人を寝かせたままの状態で救助することができる舟型の担架

コ　岩沼市消防本部（宮城県）[1)]

地震発生直後、直ちに救助要請（3件）が入り、当直及び日勤者で出動したがいずれも関係者等が救助済みであった。大津波警報が発令されていたため、沿岸地域の居住地に大津波と避難誘導の広報を実施した。

また、津波の襲来後は沿岸地域への進入禁止等の呼びかけを行う一方で、多くの救助要請に対しては直ちに臨場する事ができなかった。夜間になるまで救助ができない状況が続き、大津波警報が継続する中、阿武隈川堤防からの救助や、ボートによる救助を実施した。人員・ボート等をフル稼働して東部地域（沿岸）の救助、検索活動を実施した。3月12日からは山梨県隊の緊急消防援助隊24隊90人、隣接する仙南地域広域行政事務組合消防本部1隊4人の応援を受けた。7月3日まで継続して検索活動を実施し、救出人員609人、遺体発見55人となった。写真4.3-35は、がれきの中で救助活動を行う岩沼市消防本部の隊員の様子である。

写真4.3-35　がれきの中で救助活動を行う隊員（平成23年3月14日・宮城県岩沼市下野郷地区）[1)]

サ　名取市消防本部（宮城県）[1)]

沿岸部地区での救助事案となった。津波による浸水、さらにはがれき等が多数散乱している状態であるため、救出現場まで救助工作車、消防車両は近づくことさえ困難を極めた。また、ゴムボートを使用しての救出となったが、がれき等があることで、ボートの破損あるいは船外機が破損するおそれがあった。時期はまだ冬場でありみぞれ模様の天気の中、水に浸かっての救助活動は、隊員の体温、体力も消耗させた。

シ　亘理地区行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

地震発生直後、コンビニエンスストアの駐車場で車両が、崖崩れにより埋もれているとの通報により山元町内へ救助出動した。そのほかの救助要請はなかったが、地震から約1時間後の津波により、崖崩れの救助活動は中断した（後に脱出済みであることが判明）。

津波後の救助要請は、通信網が断絶している中であり、駆け付け通報が中心であった。

緊急度の高いと思われる現場を優先したが、出動途上、多数の要救助者を発見救出する場面もあった。活動は車両が進入可能な重点地区を中心に夜通し実施した。

翌3月12日は、前日同様の活動を実施したが、各消防防災航空隊、各県警航空隊、自衛隊ヘリコプター、自衛隊陸上部隊も救助活動を開始した。しかし、被災地消防本部との連携はなく各々の活動だった。

救助活動のほか冠水孤立した避難所に物資の輸送等も行った。

写真4.3-36　懸命の活動を続ける消防隊員、この時点でも水は引かない（平成23年3月19日10時15分・宮城県亘理町荒浜地区）[1)]

ス　いわき市消防本部（福島県）[1)]

地震発生後、市街地や山間地域では大きな被害は認められなかったものの、津波による家屋の倒壊や流出により多くの要救助者が発生し、また、津波による道路冠水が原因で建物に取り残された事案も多く発生した。3月12日から、これらの災害対応のため、各署救助隊のみならず、警防隊、救急隊が連携し、緊急消防援助隊、消防団、自衛隊、警察隊及びDMATとともに救助活動を行った。捜索活動については、4月26日までの延べ24日間、緊急消防援助隊、消防団、自衛隊、警察隊及びDMATととも

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

に沿岸地域の捜索活動を行った。

また、4月11日、12日に発生したいわき市内を震源とする震度6弱の余震では、内陸部で家屋の下敷き事故、エレベーター内への閉じ込め事故等が発生した。さらに山間地域では、家屋や車両を巻き込んだ山崩れが発生し、福島県内応援隊（須賀川、郡山、喜多方、安達、会津）、緊急消防援助隊（神奈川県、群馬県、千葉県）、消防団、自衛隊、警察、ケネル（災害救助犬）等と連携し救助活動を行った（写真4.3-37）。（余震に係る救助件数9件、救助人員4人）

写真4.3-37　いわき市内の土砂崩れの現場状況[1]
（平成23年4月11日）

セ　相馬地方広域消防本部（福島県）[2]

3月11日、津波の被害を受けた老人保健施設（写真4.3-38）において、現場直近に応急救護所を設置し、救助隊・消防隊・救急隊等により救助活動を実施した（入居者94人、デイサービス24人、グループホーム18人　計136人（うち死者36人））。

救急車で8人、民間人の車両等で88人を医療施設及び自宅等に搬送した。

写真4.3-38　老人保健施設被災状況（南相馬市）[2]

また、3月12日から6月17日まで東京電力福島第一原発から30km圏内屋内退避区域及び20km圏内避難指示区域を含む捜索活動を実施した（写真4.3-39）。（活動部隊延べ1,032部隊、活動人員延べ3,333人）

写真4.3-39　20km圏内区域での職員による捜索活動[1]
（南相馬市小高地区）

ソ　双葉地方広域市町村圏組合消防本部（福島県）[2][3]

3月11日15時50分頃、管内沿岸地区に津波が襲来したことによって、家屋・車両等の流失によりがれきが溢れる現場周辺は惨憺たる状況と化し、消防活動は困難を極めることとなった。津波到達区域の災害活動は、現場指揮者の判断により、救助活動を優先的に沿岸の全町で開始した。3月11日、12日の2日間に救助した津波による被災者は、浪江町11人、双葉町38人、富岡町12人、楢葉町4人、広野町1人の合計66人を数えた。また、倒壊家屋等からの救助については、浪江町で2人を救助するに至った（写真4.3-40）。

写真4.3-40　倒壊建物より下敷きになった要救助者を救出[1]

また、5月から7月までには救助活動が5件発生し、いずれも原子力発電所復旧作業に従事している作業員が、移動中の交通事故により車内閉じ込めになった救助事例であった。なお、原子力発電所事故対応については、「4.8 原子力発電所事故に対する活動」を参照のこと。

1）千葉県消防長会　東日本大震災記録誌～県内被害状況と千葉県隊派遣の全記録～　平成24年2月
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要

5 救急活動の状況

震災後の救急出場の件数は、通常時と比較し数倍の件数になり、管轄内の被災していない基幹病院への患者の搬送業務に追われた。津波被災地域では、発災初期は津波に巻き込まれて低体温を訴える患者が多かったが、時間の経過とともにがれきに挟まれるなどの負傷者が徐々に多くなっていった。

現場への駆け付けには、道路の寸断などで時間がかかり、特に津波浸水により進入が不可能な地域や、都市部での大渋滞箇所で、徒歩により現場に向かい活動を実施せざるを得ない状況が発生した。

被災後は、各病院に救急救命士を数人派遣し、病院との連携調整、患者のトリアージ*1、搬入患者の搬送支援などを行った。また、発災直後数日間は通信手段があまり使えなかったため、傷病者情報などの事前連絡なしで病院への受入れを了承してもらうなど、緊急時に臨機応変な対応が求められた。

緊急消防援助隊は、震災翌日に現地入りし、手術等を要する患者の内陸部への転院などの搬送業務を支援した。その際、消防本部職員など地元に詳しい者がルート案内係として同乗し、がれきにより通行不能箇所からの迂回ルートなどを案内した事例もあった。

(1) 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部（青森県）[1)]

救急隊の活動の大半は消防隊又は救助隊と協力しての活動であったが、救急隊単独の活動の中には、乗客約300人を乗せた新幹線が地震の影響でトンネル内で走行不能となり、新幹線内で計4人の急病人が発生するという事案があった。救急車3台が出動したが、配置できる位置は新幹線が停車している地点から300m以上離れており、トンネル内の照明が消えている中をメインストレッチャー*2及びトロッコで搬送した。

また、これ以外に、津波により自宅が浸水し取り残された住民が低体温症になる事案があった。傷病者は自宅2階に避難していたが、約1mの冠水により1階から進入できないため、約3m高台の隣家敷地に救急車を配置し、隣家のフェンスと傷病者宅の屋根にアルミ梯子を架けて屋内進入した。傷病者と接触し毛布で保温後、スクープストレッチャー*3に乗せ、梯子上を滑らせ隣家敷地に移動させた。

(2) 宮古地区広域行政組合消防本部（岩手県）[1)]

発災初期は、津波に巻き込まれて低体温を訴える患者が多かったが、徐々にがれきに挟まれるなどした負傷者が多くなった。

また、津波により主要道路である国道45号が通行できなくなったことから、迂回路を通って活動することとなり搬送時間がかかる結果となった。

(3) 釜石大槌地区行政事務組合消防本部（岩手県）[1)]

緊急消防援助隊及び岩手県内の応援隊の協力を得て活動を実施した。

管轄内には、津波により被災しなかった救急指定病院が2ヶ所あり、現場救急隊の判断で中等症以上を岩手県立釜石病院、軽症をせいてつ記念病院に搬送することとし対応した。なお、せいてつ記念病院へは、傷病者情報等の事前連絡は必要なしと了承を得た。

震災から数日間は、固定電話、携帯電話とも不通となり医療機関との連絡手段がなく、その対応として、岩手県立釜石病院へ救急救命士を交代で配置し情報連絡係として、病院からの搬送依頼、救急隊からの傷病者情報を、携帯無線機で連絡した。管轄内の救急では、市街地が被災し目標物がなく応援隊だけでの活動は困難と予想されたため、釜石大槌地区行政事務組合消防本部の職員を1人同乗させ、道案内係として対応した。岩手県立釜石病院は津波による被災はなかったものの地震による被害があり、手術等を要する患者にあっては内陸部への転院を余儀なくされ、そのほとんどが片道2時間かかるものであり、応援救急隊の協力がなければ搬送は不可能であった。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
*1 トリアージとは、限られた人的・物的資源の状況下で最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、傷病者の緊急度・重症度により治療の優先度を決めることで災害時には最も救命の可能性のある傷病者に医療資源を投入するために優先順位をつけること。
*2 メインストレッチャーとは、負傷者などを搬送するため救急車にある折り畳み式で担架のように使用できる器具
*3 スクープストレッチャーとは、脊椎・頚椎損傷の可能性のある負傷者等をすくいあげる様にして搬送する器具

(4) 久慈広域連合消防本部（岩手県）[1)]

震災当初は、救急隊全8隊（うち予備隊1隊）をフルに活用して災害対応にあたったが、国道45号寸断、あるいは国道45号が津波で浸水したため、管内の救命センターに搬送できず、相当の搬送時間を要する内陸の病院へ搬送する事案が発生した。迂回路確保後は、搬送困難事案はなかった。

岩手県内相互応援隊到着後は、管内の拠点病院（久慈病院救命救急センター）から内陸の病院までの広域搬送業務を応援隊の救急隊に依頼した。

さらに、緊急消防援助隊到着後においては、全救急事案への対応を緊急消防援助隊救急隊に依頼し、人員を受援業務に専念させた。

(5) 大船渡地区消防組合消防本部（岩手県）[1)]

大船渡消防署は2隊、分署・分遣所は各1隊の編成となった。発災当日は救急隊が救急事案に対応した。翌日より緊急消防援助隊並びに岩手県内広域応援の救急隊が大船渡署管内の日中（8時30分から17時）の救急対応にあたった。大船渡消防署管内での緊急消防援助隊・県内広域応援隊の救急出場に際してはナビゲート要員として大船渡署員が1人同乗した。

また、岩手県立大船渡病院から内陸の医療機関への転院搬送が多く、緊急消防援助隊・広域応援の救急隊が主に対応した。

(6) 陸前高田市消防本部（岩手県）[1)]

救急要請は、地震発生後、垂れ下がった電線へのオートバイの接触転倒1件であったが、津波被災後には市内各地域からの要請が増加するとともに、駆け付けや消防団無線による要請もあったが、消防署救急隊だけでは対応できないため、消防団車両による搬送等も行った。

また、国道や橋梁被災により孤立した地域は、隣接消防本部の応援を要請した。

緊急消防援助隊到着後は、各県救急隊へ職員を1人配置し、現場と病院のルート案内を実施し、陸前高田市消防本部救急隊は出動を行わないこととした。

陸前高田市内の医療機関すべてが被災したため、ほぼすべての患者を隣りの大船渡市の岩手県立大船渡病院救命救急センターへ搬送したが、全件事前連絡なしで受入れがなされた。

(7) 仙台市消防局（宮城県）[1)]

仙台市では、平常時、高度処置救急隊（ドクターカー）1隊を含め23隊を運用していた。発災直後から各消防署と救急ステーションに配置している救急予備車7台を追加運用したが、沿岸部に位置する荒浜航空分署の救急車が津波により被災し、またドクターカーの運用を停止したため、合計28隊での救急対応となった（救急隊の配置状況は、図4.3-14のとおり。）。

図4.3-14 震災発災当時の仙台市における救急隊の配置状況[2)]

病院収容については、地震発生直後、電話がつながりにくい状況であったため、市内4つのメディカルコントロール*1（MC）協力医療機関のうち、3医療機関に情報連絡員の派遣などを行い、これら医療機関を中心に受入れの情報収集を行った。また、発災から数日間は、この4つのMC協力医療機関を中心に、事前の収容依頼なし（アポなし）の受入れが行われ、多数の傷病者を搬送した。

表4.3-4 仙台市のMC協力医療機関[3)]

病院名	病床数	平成22年搬送人員
東北大学病院	1,308	約2,000
仙台医療センター	698	約3,500
仙台市立病院	525	約5,000
仙台オープン病院	330	約2,800

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）仙台市消防局
3）消防庁　平成23年度救急業務のあり方に関する検討会　第1回　資料2　東日本大震災における救急活動
http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/kyukyu_arikata_h23.html（平成25年1月21日参照）
*1 メディカルコントロール（MC）とは、救急患者を現場から医療機関へ搬送する間に医師以外の者（救命救急士を含む救急隊員）が医療行為を実施する場合、医師が必要な処置を指示あるいは指導して、それらの医療行為の質を保障すること。

発災後の救急出場件数は、平成23年3月11日が144件（発災前の件数72件を含めると216件）、翌12日が最も多く307件、13日が267件と、発災から1週間（17日まで）で、1,684件出場した。なお、平成22年中における1日平均出場件数は約115件である[1)2)]。写真4.3-41は、津波被災地域で活動する救急隊の様子である。

また、特異な救急活動としては次のような事案があった。

①一度に複数の負傷者を搬送
②大渋滞で救急車が現場に到着できず徒歩で向かった。
③病院引揚げ途上、路上に倒れている傷病者を収容
④津波の浸水やがれきにより救急車が現場に近づけない。
⑤停電等による酸素療法の継続不能や人工呼吸器、吸引器の作動停止等による在宅療養者からの要請
⑥通院先の被災や通院手段がなくなった人工透析患者からの要請
⑦エレベーターが停止した高層マンション等からの階段を使用した傷病者搬送
⑧被災により機能停止した病院からの転院搬送

写真4.3-41　津波被災地域で活動する救急隊[3)]

また、避難所等からの救急搬送事例は、以下のとおり大部分が急病による救急搬送であり、3月12日の搬送人員が78人と最多となっている。

○頭痛や吐き気を訴えた事例
○発熱や咳などの風邪症状を訴えた事例
○気管支喘息の悪化や慢性呼吸不全等の悪化により呼吸困難を訴えた事例
○腹痛、下痢、嘔吐などの消化器の不調を訴えた事例

1）仙台市消防局
2）消防庁　平成23年度救急業務のあり方に関する検討会　第1回　資料2　東日本大震災における救急活動
http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/kyukyu_arikata_h23.html（平成25年1月21日参照）
3）仙台市消防局　東日本大震災における消防活動記録誌　平成24年7月1日

⑻ 石巻地区広域行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

地震発生後、約1時間で64件の119番通報を受け、そのうち救急要請は24件で緊急度の高いと思われる4件に出動し活動していたところ、津波の襲来を受け、救急車6台（救急活動中の救急自動車3台を含む。）が被災した。以降7隊の救急隊で活動を行ったが、浸水により車両での進入が不可能となった地区が多く発生したことにより、車両で行けるところまで進入し徒歩にて現場に向かい活動を行った。翌12日からは緊急消防援助隊の応援を受け、3月31日まで694件に出動、709人を搬送（緊急消防援助隊を含めた総件数1,856件、搬送人員1,932人）した。1日の最大出動件数は、3月12日で62件（76人搬送）であった。

また、震災当日の17時から4月21日まで石巻赤十字病院へ救急救命士2人を派遣し、救急搬送の連絡調整、病院に駆け付けた患者のトリアージ及び搬入患者の搬送支援を行った（写真4.3-42）。

写真4.3-42　石巻赤十字病院でのトリアージ及び搬送支援（平成23年3月12日）[2)]

⑼ 塩釜地区消防事務組合消防本部（宮城県）[1)]

地震発生直後は、大型店舗2階天井の崩落による救急救助要請が1件あったが、地震に関連する救急要請はなかった。しかし、津波襲来後は気温がかなり低くなるとともに降雪があったことから急病、自然災害、一般負傷という種別の救急要請があった。その後、ある程度落ち着いてくると、停電、断水、津波による医療器材流失等の影響から病院間の転院搬送が増加した。特に循環器系の転院搬送は停電が復旧するまで続いた。管内救急車6台で対応していたが、震災翌日より徐々に、緊急消防援助隊の救急隊総数4県24隊が管内入りし、活動したことから患者を待たせることなく出場できた。

緊急消防援助隊の救急隊については、ナビゲーションシステムの未装備、津波による通行止め箇所把握等の理由から、同車両に塩釜地区消防事務組合職員1人を同乗させてナビゲーション及び救急活動支援（病院手配等）を実施した。

⑽ 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

救急要請は、通常時の救急搬送件数の約2倍から3倍に及んだ。救急需要が出場可能件数を上回ったため、指令課員によりコールトリアージを実施した。具体的には、緊急度と災害発生地点で出場について決定をし、医療機関が近い場合には、自車で行ってもらうなど協力を求めた。さらに、発災後に基幹病院に救急救命士1人を派遣し、病院との連携調整を図った。

緊急消防援助隊及び宮城県広域消防相互応援協定による宮城県内応援救急隊には、出動時に現場案内と津波により道路上のがれきや道路冠水など、通常のとおり走行できなかったため、救急隊員を同乗させることで有効に活動ができた。現場活動時には、メディカルコントロール体制下におけるプロトコル*1により医師から指示を受けての特定行為の実施を取り決めて周知した。

電話回線が途絶していた発災当初は、病院への搬送連絡はできなかったため、地域の拠点病院若しく

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）石巻地区広域行政事務組合消防本部　3.11　東日本大震災　石巻地区の消防活動現場　平成24年10月
*1 プロトコルとは、予め定められた治療計画のこと。

は仮設の診療所へ直接搬送した。

発災当初は1次避難所などからの要請が多く、初期（発災から1週間）においては、通院や服薬ができないことから慢性疾患（透析）の悪化などによる病態が多かった。2週間から3週間までにおいては、呼吸苦や息切れ、発熱など、土埃の吸い込みなどに起因する肺炎といった呼吸器系の疾患が多かった。管内医療機関から管外医療機関及び隣県への医療機関への搬送依頼も多く、防災ヘリコプターや緊急消防援助隊の救急車で搬送を行った。

⑾　岩沼市消防本部（宮城県）[1)]

地震発生直後、救急要請が数件発生し2隊で対応した。非番者等が参集後、救急救命士8人を救急隊2隊に編成し対応した。3月12日8時00分に市内病院の被害状況及び受入れ内容を確認し、災害拠点病院（管内1ヶ所）へ受入れ確認し、病院と電話連絡が取れない間は職員1人を常駐させた。また、救護所（日赤ドクター・市内ドクターによる常駐）に1人連絡員を置き、消防本部・病院・救護所及び救急隊相互間の連絡を密にした。

仙台市の第三次救急医療機関へは、連絡が取れない時は、飛び込みで受入れをお願いした。

⑿　名取市消防本部（宮城県）[1)]

震災から1週間で196件の救急出動があった。日中の救急に対しては、緊急消防援助隊の応援を得て現地消防本部の救急救命士が同乗し4人体制で運用した。しかし、17時以降の夜間は、現地消防本部の救急隊のみの運用になった。発災から4日、5日頃が救急隊員の疲労もピークとなり、隊員の健康が心配された。また、救護所を設置し、急病・けが人などの病院選定を行った。

⒀　亘理地区行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

発災当初、救急車3台（1台は予備車）で対応した。2日目以降、隣接する仙南地域広域行政事務組合消防本部から救急車1台の応援があり、救急車4台で活動した。

2日目夕方に緊急消防援助隊の救急部隊が到着し、まもなく応援出動が可能になり、応援隊の救急車に自本部救急隊員が1人同乗、計4人で活動した。

⒁　いわき市消防本部（福島県）[1)]

東日本大震災及び余震による市街地や沿岸地域の救急需要増加に対応するため、発災直後から中山間部の救急隊2隊並びに本部救急支援隊2隊を増強し、救急活動を行った。

また、市内医療機関の被害状況、診療可否及び受入可能な傷病程度の調査を行い、傷病者受入医療機関の確保を行った。

震災により電話回線が不通となったため、救急隊が直接医療機関へ傷病者を搬送することについて、各医療機関の了承を得るとともに、被災して人工呼吸器等の医療機器が使用不能となった医療機関の入院患者については、市内各医療機関へ転院搬送した。さらに、第三次救急医療機関から重症患者11人を市外医療機関へ搬送するため、自衛隊ヘリコプターで転院搬送を行った。ほか、発災から3月23日までの間、各県消防防災ヘリコプターの協力を得ながら、市外医療機関へ重症患者28人の転院搬送を行った。

⒂　双葉地区広域市町村圏組合消防本部（福島県）[2)]

地震・津波に伴う救急活動にあっては、3月11日及び12日において、管内で63件の出動要請に対応し77人を医療機関等に搬送した。

原子力発電所事故に起因する救急活動については、「4.8 原子力発電所事故に対する活動」に示す。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）双葉地区広域市町村圏組合消防本部　東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要

6 航空隊の活動状況[1)]

岩手県及び宮城県では県災害対策本部内に「ヘリコプター運用調整班」を設置、福島県では消防防災航空隊副隊長を消防応援活動調整本部に派遣し、他機関の連絡員と情報の収集や活動の調整を実施した。

岩手県、宮城県及び福島県の消防防災ヘリコプターは、仙台市消防航空隊が2機（3月11日から5月2日まで）*1、岩手県防災航空隊が1機（3月11日から5月2日まで）*2、宮城県防災航空隊が1機（4月5日から5月2日まで）*3及び福島県消防防災航空隊が1機（3月11日から4月4日まで）出動した。消防防災ヘリコプターは、被災状況の情報収集や孤立地域及び浸水した建物等からの救助活動、救急搬送、林野火災対応等を行った。

(1) 仙台市消防航空隊（宮城県）[2)]

航空隊は、津波により若林区の荒浜航空分署の消防ヘリポートが被災したため、陸上自衛隊霞目駐屯地（若林区：霞目（かすみのめ）飛行場）を臨時の活動拠点にして災害対応にあたることとなった。荒浜航空分署では、揺れが続いている中から消防ヘリコプターの飛行準備に入り、地震発生から14分後の15時00分に2号機が離陸した。また1号機は、非番者等の参集により、地震発生から54分後の15時40分に離陸した。離陸後、津波襲来までの間は、2号機は沿岸部上空での津波警戒及び避難広報、1号機は市内中心部の被害状況の情報収集を行っていたが、津波襲来後は浸水域の家屋等に取り残されている住民等の救助活動にあたり、こうした活動を日没まで継続した。活動初期はがれきや水の流れにより、上空から取り残された住民等を視認することが難しかったため、視認可能な300フィート以下の低空まで飛行高度を下げ、発見した住民等を順次吊り上げにより救助した。

また、津波被災地の中野小学校西側で発生した家屋、がれき等の火災に対して、11日深夜に消防航空隊としては初めての夜間の空中消火を実施した。

12日は日の出から、沿岸部を中心とした救助活動を再開し、応援に駆け付けた札幌市消防局と東京消防庁の消防ヘリコプター、そして自衛隊、海上保安庁のヘリコプターと連携して多くの人命を救助した（写真4.3-43）。

発災3日後からは、救助要請が減少したが、その反面救急要請が増加し、あわせて度重なる余震に伴う津波警戒活動を実施した。

写真4.3-43 ホイストにより要救助者を救助する航空隊員（平成23年3月12日8時18分頃・宮城県仙台市宮城野区蒲生地区）[2)]

(2) 岩手県防災航空隊（岩手県）[3)]

津波による被害のため、岩手県沿岸部に整備していた3ヶ所の空中消火基地のうち、2ヶ所（宮古市、大船渡市）が被災し使用不能となったうえ、ヘリコプターの離着陸場適地は、浸水被害やがれき集積所となったり、自衛隊の野営場所又は避難場所となった。また、当初予定していた沿岸部への中間地点である遠野市等の場外離着陸場も自衛隊や緊急消防援助隊地上部隊の野営場所となり、フォワードベース（県内活動拠点）を設定することができなくなった。

発災当日、岩手県内は雪に見舞われたため、翌日の日の出と共に活動できた機体は岩手県防災ヘリコ

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）全国航空消防防災協議会　大規模災害時における航空運用調整等に関する調査研究専門委員会
*1 仙台市消防航空隊の消防ヘリコプター「仙台」は3月14日に耐空検査切れで4月5日から新型機に、「けやき」は4月5日から点検に入っており、2機同時に出動した期間は3月11日から3月13日までであった。
*2 岩手県防災航空隊の防災ヘリコプター「ひめかみ」は、3月16日、17日及び4月16日、17日は点検のため出動していない。
*3 宮城県防災航空隊の防災ヘリコプター「みやぎ」は津波により機体損傷のため、4月5日からリース機での出動となった。

プター（写真4.3-44）のみで、緊急消防援助隊航空部隊の花巻空港到着は午前8時以降となったが、集結した機体にあっては休む間もなく、順次沿岸部に向かい活動を開始した。

被災地上空に到着すると、10mを超す津波により木造家屋等は跡形もなく破壊され、鉄筋コンクリート建物の屋上等で命からがらに難を逃れた人々が手を振り、助けを求めていた。救難機関のヘリコプターと協力して日没間際まで救助救急活動を行った。

写真4.3-44　「ひめかみ」悪天候により県警ヘリポート上でステイ（平成23年3月11日）[1)]

自衛隊や緊急消防援助隊地上部隊による道路啓開が進み、被災地内での活動が始まると空からの救助活動は終息し、被災地内の病院や避難所からの救急搬送及び食料や医薬品・日用品等の物資搬送に移行していった。

また、大半の救急活動は転院搬送であったため、平常時には行っていない医師の帰院搬送や、搬送先病院の医師を搭乗させてのドクターヘリ的運用も実施した。

また、平成22年1月に策定した「大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に基づき、ヘリコプター等運用調整班が岩手県災害対策本部支援室内に置かれた。岩手県防災航空隊副隊長が班長として関係機関との連絡・調整の責務を負っていたが、同時に消防応援調整本部員及び県災害対策本部支援室対策班員を兼任した。

(3)　宮城県防災航空隊（宮城県）[1)]

宮城県内の飛行場4ヶ所の内、陸上自衛隊「霞目駐屯地」を除く3ヶ所（仙台空港・航空自衛隊松島基地・仙台市消防ヘリポート）が津波により被災し、宮城県防災ヘリコプターを含む各機関の救難ヘリコプターや多くの航空機が流失すると同時に、空港の機能喪失により、救援機の集結と運用、航空管制、航空燃料の調達などができなくなった。

地震発生時は、基地から30km程離れた訓練場で地上移動隊を含め隊員10人にて「新隊員実機訓練」を実施していた。余震の合間を見計らって離陸、仙台消防ヘリポートに帰投した。

広報活動のための装備替えと給油実施中に津波が襲来し、機体が流され使用不能になると同時に基地の機能を全て喪失した。人的被害は無かったものの、仙台消防ヘリポート（写真4.3-45）に勤務する職員全てが孤立状態となった。

写真4.3-45　津波襲来直後の仙台消防ヘリポート（平成23年3月11日）[1)]

約3時間後、海上保安庁ヘリコプターと仙台市消防ヘリコプターにより全員が「霞目駐屯地」に移動、さらに隊長以下3人は自衛隊に依頼し、緊急車両により宮城県庁災害対策本部に移動した。

災害対策本部への航空隊員の参集が地震発生から5時間以上かかったため、隊員到着時には県庁講堂に設置された災害対策本部に、ヘリコプター調整班と消防応援活動調整本部が併設した形で事前計画どおりに配置され、それぞれに必要品（電話・FAX・使用様式・ホワイトボード・防災地図等）が担当課職員により準備されていた。ヘリコプター運用調整班の体系図を図4.3-15に示す。

隊員は航空無線を接続するなど、災害対策本部運用に要する設備を確認、現在の被害情報を収集すると共に今後の対応についての検討を開始した。

1）全国航空消防防災協議会　大規模災害時における航空運用調整等に関する調査研究専門委員会

図4.3-15　ヘリコプター運用調整班　体系図[1)]

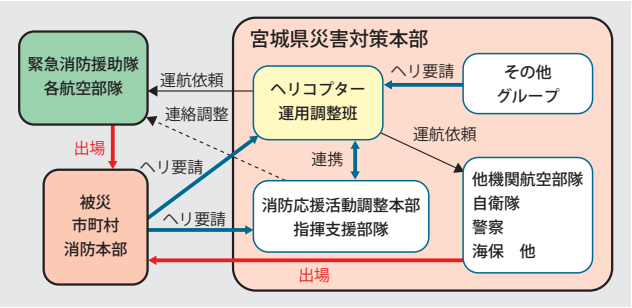

津波被害により、使用不能となり県内でのヘリベース運用が不可能となったため、3月11日の夜に消防庁応急対策室（当時）と調整、山形県消防防災航空隊の協力により、隣県の山形空港をヘリベースとすることとした。

ヘリベースを県外に設置したことにより、現場に到着するまでの距離が非常に長くなり（山形空港から宮城県沿岸部まで片道平均約100km）、その分活動時間が短縮されてしまうなど、効率の悪い体制となってしまったため、早急にフォワードベースの設置が求められた。

宮城県災害対策本部は、消防庁応急対策室（当時）と調整し、航空燃料の手配を依頼すると共に、宮城県総合運動公園「グランディ21」をヘリコプターの活動拠点とする旨の調整を行った。

(4)　福島県消防防災航空隊（福島県）[1)]

地震発生当日は、次年度派遣予定隊員の派遣前研修を実施しており、福島県消防防災ヘリ「ふくしま」は緊急出動を終え帰投中であった。福島県消防防災航空センターに残留していた所長、隊員、次年度派遣予定隊員等は地震の揺れが収まったのち航空センターの施設を点検、幸い施設に破損は認められず、間もなく「ふくしま」が航空センターエプロンに着陸した。

福島県消防防災航空センターは、公休職員の全員招集を行い、副隊長1人は航空隊指揮車で陸路福島県災害対策本部へ向かった。なお、当日センターで派遣前研修中の隊員3人については研修を一時中断し、それぞれの消防本部へ戻るよう指示した。

「ふくしま」は、地震発生後に大津波警報が発令され、太平洋沿岸部の情報収集のため飛行すべく機体への給油、飛行経路の天候を確認し津波による被害状況の調査のためセンターを離陸した。

センターに残留した隊員については、緊急消防援助隊航空部隊の受援体制を整えた。

福島県では、災害対策本部内にヘリコプター運用調整班の設置はなく、航空隊副隊長は災害対策本部、消防応援活動調整本部内でヘリコプターの要請に対しヘリベース（写真4.3-46）への伝達、また、ヘリベースの活動状況を消防応援活動調整本部内の指揮支援部隊長への伝達が主な任務となった。また、災害対策本部内の各機関（警察、陸上自衛隊、海上自衛隊等）に対し、消防防災ヘリコプターの活動状況の情報提供は随時行っていたが、それぞれの機関からのフライト情報は一切無かった。

写真4.3-46　ヘリベースでのブリーフィング[1)]

発災翌日は、原子力発電所のある双葉地方を境に北部（南相馬市、相馬市等）と南部（いわき市）に活動範囲を分け、それぞれの地域で活動する地上隊に対する余震発生時の津波警戒と、津波による孤立住民のサーチ＆レスキューを指示、また、内陸部の被害状況調査を指示した。

以降も原子力発電所周囲の飛行自粛空域を除き救助活動を指示していたが、原子炉建屋が相次いで爆発を起こし、大量の放射性物質が放出され、航空部隊はもとより地上部隊も放射線防護資機材を備えていなかったことから、災害対策本部と指揮支援部隊長は緊急消防援助隊の福島県派遣部隊に対し3月14日、16時00分以降の活動休止を指示した。

3月15日も活動休止を指示するとともに、指揮支援部隊長は各航空隊隊長の判断による航空隊の一時

1）全国航空消防防災協議会　大規模災害時における航空運用調整等に関する調査研究専門委員会

帰隊を認めた（要請解除ではない）。

3月16日以降活動再開したが、発災から72時間以上が経過し、救助事案が減り、周辺の医療機関からの転院搬送要請が増え始めたためその対応を行った。

4月になると飛行禁止区域外での林野火災が多発、航空部隊はその対応に追われた。なお、1日あたりの最大要請件数は5件であった。

7 消火・救助・救急以外の主な活動

消火・救助・救急の活動以外では、多くの消防本部で、津波により至る所に流出し放置されたガスボンベ、家庭用石油タンク、危険物ドラム缶、毒劇物ボンベ、缶等の危険物の排除活動が行われた。また、車両や屋外タンクが損傷を受け、燃料や油の流出が確認された場合、その被害の拡大防止対応を行った。

病院に対しては、救急活動に加えて、病院の水源確保のために大型水槽車を派遣し、医療用の飲料水を確保した。

(1) 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部（青森県）[1)]

その他の活動として、危険物漏えい5件、緊急確認2件、調査2件、救急支援1件、苦情処理1件があった。

危険物漏えいの内容は、一般住宅のホームタンクの配管からの灯油漏えい2件、津波で被災した車両及び漁船からの燃料漏えい3件で、いずれも乾燥砂、油処理剤で処理を行った。

緊急確認の内容としては、建物倒壊危険1件、また冷凍施設に使用しているアンモニアタンクの制御装置の故障によりタンク内の圧力が上昇したことによる爆発危険ありとの情報で出動した1件（確認後、緊急性はないと判明）であった。

ほかには、ガス漏れ警報器の誤作動及び苦情処理等があった。

また、災害時要援護者については、八戸市の江陽、沼館、河原木、市川、鮫、小中野の6地区計229世帯に対し、消防団員延べ30人及び消防職員延べ39人が安否の確認を行い、避難指示等を伝えた。

(2) 宮古地区広域行政組合消防本部（岩手県）[1)]

3月12日に宮古地区広域行政組合消防本部内に宮古地区関係機関合同対策会議を立ち上げ、宮古地区広域行政組合消防本部及び消防機関のほか、自衛隊、警察、海上保安庁、岩手県、宮古市、DMAT、医療機関の関係者が集まり、毎日、合同対策会議を開催した（写真4.3-47）。

写真4.3-47 地元消防と緊急消防援助隊等との活動調整会議（平成23年3月12日5時46分・岩手県宮古市宮古地区広域行政組合消防本部）[1)]

(3) 大船渡地区消防組合消防本部（岩手県）[1)]

被災車両からの燃料漏れや、ドラム缶等の危険物・LPGボンベ等の漂着等の情報も多く、それらの現地調査及び警戒には消火隊や救助隊が兼任して対応にあたった。

(4) 陸前高田市消防本部（岩手県）[1)]

陸前高田市災害対策本部の設置されている市役所庁舎が4階まで津波で被災し、市長以下幹部全員が孤立したことにより、災害対策本部機能が喪失した。また、通信手段がすべて途絶したため、外部機関との連絡が不可能となり、唯一の通信手段は消防無線だけであった。

陸前高田市では災害時孤立が想定される地域に地区本部を設置し、衛星携帯電話を備えていたので、津波被災を免れた地区本部の衛星携帯電話を消防本部に搬入し、当日深夜から外部との通信手段を確保した。

(5) 塩釜地区消防事務組合消防本部（宮城県）[1)]

今回の津波襲来による特異な活動としては、「危

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

険物排除活動」であった（写真4.3-48）。津波により流されたガスボンベ、家庭用石油タンク、危険物ドラム缶、毒劇物ボンベ、缶等が至る所に流出し放置された状態であったことから、震災5日目あたりから自宅等を片付けに来た市民や他行政機関より頻繁に撤去要請が入るようになり、首長部局と協力しながら実施するも撤去に約2ヶ月近くを要した活動であった。

写真4.3-48　通報により管内の危険物を回収する様子[2)]

(6)　気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

発災後の火災防御活動、救助活動及び救急活動等の消防活動は、津波浸水区域内での活動となった。

津波警報が継続中であり、津波が繰返し襲来している中での活動を強いられ、気仙沼内湾入口を一望できる離島の大島に海面監視警戒隊を配置し、厳重な津波監視体制の下に各活動を行った。

(7)　大崎地域広域行政事務組合消防本部（宮城県）[3)]

危険物の漏えい防止、火災の防止及び給水活動を中心とした活動を行った。危険物漏えいのほとんどはホームタンクの転倒・傾きによるものである。ガス漏えいに関してはLPGボンベの転倒あるいはガス臭がするといった内容で、ボンベ本体の閉栓で解決した。その他は自動火災報知設備の鳴動・電柱トランスからの火花発生等であった。また、管内市町のほとんどが断水となり、住民が飲料水に窮したことから給水活動が68件に上った。写真4.3-49は、遠田郡涌谷町での給水活動の様子である。

写真4.3-49　給水に並ぶ行列（宮城県遠田郡涌谷町）[3)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）塩釜地区消防事務組合消防本部　東日本大震災検証　平成24年3月
3）大崎地域広域行政事務組合消防本部　平成23年3月11日　東日本大震災の記録　平成23年9月

8 緊急消防援助隊の受入れ対応

全国から応援に駆け付けた緊急消防援助隊の受入れ状況及び受入れの調整活動等については、通信手段が途絶えている状況にありながら、事前に何とか関係機関と連絡が取れた消防本部では、受入れにあたり連絡調整や準備が進み、比較的スムーズな受入れができた。

一方、緊急消防援助隊の派遣規模が大きいことや大型車両が進入できるスペースが必要なことから、津波被害が大きかった地域では、適当な野営地を確保することに難航した。

受け入れた後の緊急消防援助隊は、余震に伴う津波警報により繰り返す退避行動、地理不案内、寒さなど悪条件が重なる中、懸命の応援活動を行った。緊急消防援助隊の活動については、「4.6 緊急消防援助隊の活動」で詳述する。

(1) 宮古地区広域行政組合消防本部（岩手県）[1)]

電話等が不通の状況下にあって、断片的ではあったが何とか連絡が取れ緊急消防援助隊等の受入れ及び連絡調整は比較的良好にできた。受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-5に示す。

表4.3-5 応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
○横浜市消防局	3月12日から3月23日
秋田県隊	3月11日から4月4日

○は指揮支援隊

(2) 釜石大槌地区行政事務組合消防本部（岩手県）[1)]

岩手県災害対策本部釜石地区支部に職員3人を出向させ、岩手県総合防災室と連携し、受入れに関する調整を図った。

受け入れた緊急消防援助隊は、集結場所及び野営場所を遠野運動公園とし、そこを拠点として釜石市、大槌町に入り活動を実施した（野営場所は冬期間のため後日、岩手県立遠野緑峰高校体育館に変更）。

平成23年3月12日23時30分に先遣隊が到着し、釜石市街地の状況説明をした。3月13日の朝からの活動については、被害状況等の情報が乏しかった大槌町に全隊投入することを要請した。釜石市から大槌町に通じる国道45号ががれき等により寸断されており、移動手段にあっては、マイクロバスにより隊員を輸送したのち、約3kmは資機材を携行し徒歩での投入となった（13日夕方に国道開通、車両通行可）。受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-6に示す。

表4.3-6 応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
○大阪市消防局	3月11日から4月1日
○堺市消防局	3月11日から3月20日
大阪府隊	3月11日から4月13日
愛媛県隊	3月14日から3月21日
大分県隊	3月17日から3月19日

○は指揮支援隊

(3) 久慈広域連合消防本部（岩手県）[1)]

平成23年3月11日17時50分に緊急消防援助隊の派遣要請をした。3月12日13時12分に浜松市消防局指揮支援隊が到着し、それ以降、全消防力の現場投入体制から受援体制へと移行した。受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-7に示す。

表4.3-7 応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
○浜松市消防局	3月12日から3月27日
青森県隊	3月13日から3月28日
栃木県隊	3月12日から3月25日
石川県隊	3月12日から3月26日
佐賀県隊	3月14日から3月22日
長崎県隊	3月17日から3月20日
沖縄県隊	3月20日から3月21日

○は指揮支援隊

(4) 大船渡地区消防組合消防本部（岩手県）[1)]

3月11日15時20分に津波が沿岸部に襲来したとの第1報が入り、その後各地区から壊滅的な状態であると無線が入ったことにより、15時45分、岩手県に対し緊急消防援助隊の出動要請を行い、緊急消防援助隊受援計画に基づき準備を開始した。

野営地の選定は津波による被害が及ばない場所で大部隊にも対応でき、大型車両の進入が容易であることから岩手県立大船渡東高校のグラウンドを選定した。

当初は、国内部隊の受援を想定した準備であった

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

が、12日昼にアメリカからの救助部隊をはじめとする海外からの救助隊の投入が決定したことにより、急きょ受援の内容変更を余儀なくされ、大阪市消防局及び堺市消防局から各指揮支援部隊の派遣を受け、海外からの救助隊の受入調整を図った。

野営場所は、緊急消防援助隊と中国からの救助部隊は大船渡東高校グラウンドとし、アメリカ・イギリスの救助部隊は3チーム総勢210人と大規模であることから、管内の住田町立世田米（せたまい）小学校での受入れとした。

唯一外部との連絡手段が衛星携帯電話1台のみで、常に連絡用として使用しているため、岩手県調整本部や外務省、防衛省等の関係機関との連絡が取りにくい上、海外部隊が到着するまで様々な情報が錯綜するなど調整は困難を極めた。受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-8に示す。

表4.3-8　応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
○大阪市消防局	3月14日から3月20日
○堺市消防局	3月14日から3月15日
山形県隊	3月12日から3月31日
高知県隊	3月16日から3月19日

○は指揮支援隊

(5)　陸前高田市消防本部（岩手県）[1)]

被災翌日の3月12日から山形県隊・埼玉県隊・千葉県隊・福井県隊・宮崎県隊が続々到着し、被災状況説明ののち、直ちに捜索・救助活動を開始した。

東京消防庁指揮支援隊の適切な指揮活動により、各県緊急消防援助隊との活動をスムーズに実施できた。

津波被害が甚大で、行方不明者の捜索・救助活動は、広範囲であった。重機手配と燃料確保が困難であったため、重機と連携した効率的な捜索が実施できなかった。

各県緊急消防援助隊隊員は、地理不案内に加え、余震により想定される津波により、繰り返す退避行動が妨げになり、さらには寒さと疲労の中での活動となった。

緊急消防援助隊の参集規模が大きいことから、野営地の確保に苦労した。受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-9に示す。

表4.3-9　応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
○東京消防庁	3月12日から3月31日
山形県隊	3月12日から3月13日
埼玉県隊	3月11日から3月31日
千葉県隊	3月14日から3月22日
福井県隊	3月12日から3月23日
宮崎県隊	3月14日から3月21日

○は指揮支援隊

(6)　仙台市消防局（宮城県）[1)]

神奈川県、三重県、島根県及び熊本県の各県隊から、仙台港地区の火災や危険物漏えい、津波被災地における検索活動など、様々な応援を受けた。さらに札幌市消防局及び東京消防庁の消防ヘリコプターによる救助活動や北九州市消防局の消防ヘリコプターによる情報収集活動など、多くの消防機関から応援を受けた。受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-10に示す。

なお、本来指揮支援部隊長には仙台市消防局があたるが被災したため、札幌市消防局がその任にあたった。

表4.3-10　応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
神奈川県隊	3月11日から3月20日
三重県隊	3月13日から3月21日
島根県隊	3月12日から3月20日
熊本県隊	3月14日から3月22日

(7)　石巻地区広域行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

3月12日3時12分に先遣隊が到着し、同日6時12分に新潟県隊29隊135人が到着した。続いて、3月13日に北海道隊15隊64人、和歌山県隊25隊106人、3月16日に山口県隊25隊107人が、それぞれ野営地である石巻市総合運動公園に到着、3月17日に鹿児島県隊36隊108人が遠田郡涌谷町の涌谷スタジアムに到着した。

5月10日までの60日間で延べ2,531隊、10,274人の応援を受けた。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

活動調整及び結果については、毎日2回（早朝、夜）支援隊や各部隊長とミーティングを行い活動調整した。

受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-11に示す。

表4.3-11　応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
○新潟市消防局	3月11日から4月28日
北海道隊	3月13日から4月30日
新潟県隊	3月11日から5月10日
和歌山県隊	3月13日から3月19日
山口県隊	3月14日から3月22日
鹿児島県隊	3月14日から3月22日

○は指揮支援隊

(8)　塩釜地区消防事務組合消防本部（宮城県）[1)]

塩釜地区消防事務組合管内高台に東京ドームの約31倍の面積をもつ宮城県の公共施設と駐車場が存在したことから、受援体制等には支障をきたさなかった。併せて、受援した地区は高台にあり津波被害はなく、同地区沿岸部においても被害が極めて少なかったことから、同地区消防署を中心に受援態勢を構築した。

派遣された緊急消防援助隊4県134隊、人員552人の全県隊を1ヶ所の野営場所に受け入れられたことから、調整会議、活動報告等は特に問題なく実施することができた。受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-12に示す。

表4.3-12　応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
○岡山市消防局	3月12日から3月21日
長野県隊	3月11日から4月3日
兵庫県隊	3月21日から4月5日
岡山県隊	3月12日から3月21日
徳島県隊	3月14日から3月21日

○は指揮支援隊

(9)　気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

緊急消防援助隊は、9都府県隊が派遣された。派遣期間は、3月12日から4月28日までの48日間と長期に及んだ。

東京都隊は、気仙沼市に野営場所を置き、活動内容は消火活動、人命救助、サーチ＆レスキュー（捜索救難）、救急、火災警戒、人員搬送等と多岐にわたった活動を実施した。東京都隊が帰任後、気仙沼市には山形県隊が派遣され、火災警戒及び救急活動を実施した。

気仙沼市本吉町には山梨県隊、香川県隊が派遣され、気仙沼市本吉町に野営場所を置き、人命救助や、サーチ＆レスキュー、救急活動を行った。気仙沼市は本吉町を含めて、東京消防庁が指揮支援隊として活動管理を行い、気仙沼市と相互に連携した活動を展開した。

南三陸町には京都府隊、兵庫県隊及び鳥取県隊が派遣され、京都市消防局が指揮支援隊の任にあたった。

南三陸町は震災の被災規模が大きく、庁舎や人員も被災し、情報通信機器が不通状況の中での受援体制の構築は、非常に困難であった。野営場所については、計画に定めていた野営可能場所が広範囲に被災したり、あるいは避難場所となったため町内に指定することができなかった。

このため、京都府隊及び鳥取県隊は隣接消防本部の登米市消防本部に野営場所を長期に依頼し、兵庫県隊は隣接市の石巻市に野営場所を調整し確保した。南三陸町はライフラインが長期に寸断されていたため、各野営場所では部隊の交代休息等が図られ、それぞれ30分から1時間までで活動区域に移動することができ効果的であった。他の緊急消防援助隊が帰任後は、秋田県隊が派遣され、消火、火災警戒、救急活動を行った。

緊急消防援助隊の受援に際し、進出拠点には、応援部隊に対して災害状況、活動方針、活動地域等を連絡指示できる連絡員の派遣や、交通路の誘導案内を行う現場連絡員の配置などの行動計画を立てていたが、管内の被害が甚大で、庁舎や人員も被災し多くの機能を失いながら、全職員が災害対応に追われていた。災害概要の説明や部隊誘導については隣接消防本部の登米市消防本部が積極的に実施した。

緊急消防援助隊の救急隊には、必ず1人の案内人を同乗させ、現場対応したことで混乱はなかった。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

消防車両等への燃料の確保については、被災していない給油取扱所に協力を要請して燃料確保に努め、緊急自動車への優先的な供給や、一部地区では備蓄分や地下タンクから無料提供を受けた。南三陸町では、町内すべての給油取扱所が被災したため、緊急消防援助隊の消防車両については、野営場所のある登米市で燃料補給して活動を行った。

受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-13に示す。

表4.3-13　応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
○東京消防庁	3月11日から4月24日
○京都市消防局	3月11日から4月14日
秋田県隊	4月13日から4月28日
山形県隊	4月22日から4月28日
新潟県隊	3月12日から3月14日
東京都隊	3月11日から4月24日
山梨県隊	3月14日から4月3日
京都府隊	3月11日から4月14日
兵庫県隊	3月14日から3月20日
鳥取県隊	3月12日から3月21日
香川県隊	3月14日から3月21日

○は指揮支援隊

(10)　岩沼市消防本部（宮城県）[1)]

平成23年3月12日9時45分、山梨県隊24隊90人を受け入れ、消防本部から500m離れている岩沼市の多目的グランドを野営場所に設定した。山梨県隊は、3月14日7時00分で岩沼市管内での活動が終了し、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部へ転戦した。

3月13日午前に奈良県隊の受入れが必要か調整本部より連絡を受けた。県隊としてでなく救急隊のみの受入れを要請し、調整本部と協議の上、奈良県隊は亘理地区行政事務組合消防本部に転戦した。

3月14日19時までの緊急消防援助隊等の応援活動人員は延べ320人であった。

受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-14に示す。

表4.3-14　応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
山梨県隊	3月12日から3月14日

(11)　名取市消防本部（宮城県）[1)]

宮城県内消防本部において、仙南地域広域行政事務組合消防本部からの応援、緊急消防援助隊として、富山県隊・広島県隊・長野県隊が派遣された。毎日、広島市消防局指揮支援隊及び各県指揮隊等と協議し、活動方針を決定して、捜索・救助活動を実施した。3月12日から4月13日までの延べ33日、1,623隊5,729人体制で実施した。

受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-15に示す。

表4.3-15　応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
○広島市消防局	3月12日から4月15日
長野県隊	3月22日から4月3日
富山県隊	3月11日から4月13日
広島県隊	3月12日から4月15日

○は指揮支援隊

(12)　亘理地区行政事務組合消防本部（宮城県）[1)]

受援時の野営地は、沿岸付近に設定していたため、津波により利用ができなくなったこと、3月とはいえ夜間は冷え込むことを考慮し、消防庁舎の一部、近隣の小中学校等の公共施設を借用し提供した。

受け入れた緊急消防援助隊とその派遣期間を表4.3-16に示す。

表4.3-16　応援部隊及び派遣期間

応援部隊（陸上部隊）	派遣期間（平成23年）
○神戸市消防局	4月14日から4月23日
○北九州市消防局	3月14日から3月21日
○福岡市消防局	3月14日から3月21日
愛知県隊	3月12日から4月23日
兵庫県隊	3月13日から4月23日
奈良県隊	3月13日から3月21日
福岡県隊	3月14日から3月21日

○は指揮支援隊

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

⑬　いわき市消防本部（福島県）[1)]

地震発生後の3月12日から14日までに緊急消防援助隊静岡県隊（指揮隊1、救助隊5、消火隊12、救急隊11、後方支援隊20、計49隊、174人）が派遣され、津波の被害が著しい沿岸地区の検索活動を行った。

いわき市においては、受援計画に基づき、受入部隊の規模に応じた野営場所を確保するとともに、津波により甚大な被害を受けた市内3地区への部隊誘導を行った。

⑭　相馬地方広域消防本部（福島県）[1)2)]

平成23年3月12日から3月20日まで、7県隊、車両525台、人員2,034人（指揮支援隊、指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊、後方支援隊）を受け入れた。また、3月21日から5月11日まで、1都9県隊、車両200台、人員618人（指揮隊、救急隊のみ）を受け入れた。

受入れに関する調整活動の拠点として、3月12日に消防本部庁舎内に現地指揮本部を設置したが、同日18時50分に東京電力福島第一原発爆発事故により現地指揮本部を相馬消防署に移設決定した。さらに、3月13日9時00分に現地指揮本部を鹿島分署会議室に転戦設置した。同日、21時00分、福島県消防応援活動調整本部での対策会議に警防課長ほか3人出席した。

⑮　双葉地方広域市町村圏組合消防本部（福島県）[1)]

受援計画に基づき、万全を期して準備していたが、東京電力福島第一原発の事故により、同発電所から30km圏内の応援はなかった。

なお、東京電力福島第一原発災害の対応については、「4.8 原子力発電所事故に対する活動」を参照のこと。

9　他機関との連携[1)]

消火、救助、救急等の諸活動において、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等、消防以外の各機関とも連携が幅広く図られた。連携の形態としては、災害対策本部等での情報収集、活動調整・指揮における連携、消火活動におけるヘリコプター出動や消防活動場所確保等のための重機によるがれき撤去、捜索・救助活動における連携、救急活動における医療活動、搬送等における連携などである。

(1)　消火活動における連携

消火活動においては、岩手県大槌町で発生した火災が山に延焼し、釜石市まで到達した事例において、急峻で入山が困難だったため防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプターの派遣要請がなされ消火活動が行われた。

宮城県仙台市では、市内で発生した火災に対し自衛隊ヘリと連携し夜間空中消火が実施されたほか、石油コンビナート付近で消火活動の妨げとなる道路の大量のがれきを、自衛隊及び宮城県解体工事業協同組合、仙台建設業協会等の重機により啓開し、消火活動態勢を確保した。

(2)　救助活動における連携

救助活動においては自衛隊、警察、消防団、海上保安庁、DMAT等と連携して実施した。

福島県いわき市では3月12日から被災地を17ブロックに分け、緊急消防援助隊、消防団、自衛隊、DMATとの合同で救助活動を開始した。対策会議を重ね重点地域を絞り込みながら4月26日まで24日間にわたって実施した。さらに、4月11日に発生した余震によりエレベーター閉じ込めや山崩れ、家屋の下敷き等が発生した。自衛隊、警察、ケネル（災害救助犬）、福島県内応援隊、緊急消防援助隊との連携による捜索活動を実施した。

宮城県仙台市では小学校、中学校に取り残された避難者について消防ヘリコプター、自衛隊、海上保安庁のヘリコプターによる救助を実施した。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）相馬地方広域消防本部

⑶ 救急活動における連携

宮城県石巻市では、3月14日より孤立した石巻市立病院の患者150人をドクターヘリで他医療機関へ搬送するため職員3人を派遣し、DMATと連携し活動にあたった。

岩手県久慈広域連合消防本部では、3月12日16時30分にDMAT派遣要請を実施した。岩手医大DMATが3月12日、13日に久慈病院において病院後方支援を、二戸病院DMATが同日に野田村において避難所訪問診療をそれぞれ実施した。

福島県いわき市では山梨県DMAT、市立総合病院DMATの支援により沿岸部を中心に傷病者の救護活動を実施したのに加え、第三次救急医療機関から重症患者11人を市外医療機関へ搬送する必要が発生したため、自衛隊ヘリコプターで転院搬送を行った。

10 活動上の課題[1)]

被災地の各消防本部においては、消防活動において様々な問題が発生しているが、これらの問題点を整理し、今後の課題として克服していくことが必要である。

被災地の各消防本部により提示された課題は大別すると次のものに集約される。

⑴ 情報伝達・通信手段
⑵ 被災現場への到達不能、走行困難
⑶ 食料・燃料・消防資機材の不足
⑷ 消防庁舎・車両等の被災
⑸ 緊急消防援助隊の受入れ・関係機関との連携
⑹ 消防職員の安全
⑺ 消防水利
⑻ 原子力関連災害
⑼ 石油コンビナート災害

⑴ 情報伝達・通信手段

津波や地震の影響により通信手段が大きく制限され、回線は輻輳（ふくそう）や途絶に至った。そのため、被災者からの救援要請が受けられないだけでなく、残された通信手段による隊員間や災害対策本部等への情報伝達を強いられ、消防活動に大きな影響を与えた。救援要請の情報が十分に得られず、現場到着時救出が完了していた事例や、119番が途絶したため消防署への駆け込み要請が増加し、出動の優先順位の判断に困難をきたした事例等があった。

今後の課題として、消防無線、防災無線の回線数の増設、通信設備の耐震化の推進、消防隊員数に応じた十分な数の通信機器の配備等が挙げられる。

⑵ 被災現場への到達不能・走行困難

沿岸部の被災地では津波による浸水被害が広範囲かつ長期間にわたった。このため浸水地域で火災等が発生しても海水やがれきにより現場へ到達することができず、消火活動に支障をきたした。また、浸水区域内での諸活動においては相次ぐ津波警報の発令により現場からの退避を余儀なくされることもあった。

課題として、がれき等でふさがった道路について

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

重機等による早期啓開の手段の確保、迂回路の確保等の体制整備が挙げられる。

⑶　食料・燃料・資機材の不足

消防活動に必要な燃料や資機材、消防隊員の食料の不足が消防活動に支障をきたした。

津波対策応急資機材としては、ボート、チェーンソー、検索棒、胴付長靴、マスク、ゴム手袋などが不足した。

また、燃料、食料、資機材の不足は緊急消防援助隊の受援においても影響を及ぼしており、今後、これらの備蓄や緊急時の補給態勢について検討が必要である。

⑷　消防庁舎・車両等の被災

消防庁舎の被災は消防活動に大きな影響を及ぼすものであるが、今回の震災においても多くの消防庁舎が全半壊に至った。また、消防車両も津波、地震により使用不能に至ったものが多く、今後は庁舎の耐震化、より安全な場所への移転について検討が必要である。車両についても発災後の移転や高台等の安全な場所への退避について検討することが必要である。

⑸　緊急消防援助隊の受入れ・関係機関との連携

緊急消防援助隊に関して、被災消防本部の機能が低下している中で受援態勢を十分に取れなかったケースも散見されている。事例として計画していた野営場所が被災し、別の場所を選定するのに困難が生じた例や十分なスペースを確保できなかった例、燃料、消耗品等が不足したり、車両の整備が十分に行えなかった例が報告されている。

そのほか関係各機関との連携においては、コミュニケーションがうまくいかなかった事例や、各機関が独自の方針で救援活動を行ったため、重複が発生した事例が挙げられている。

防災ヘリコプター等の航空防災に関しては、飛来情報が十分に得られず、ヘリポートの運用、救援活動や搬送情報活用に困難が生じたり、各機関の運用調整がうまくいかなかった事例が見られた。

また、多くの消防本部では県や市の災害対策本部へ職員を派遣して情報の共有を図っていたが、派遣職員がいない場合の情報伝達や定時報告に労力が生じている事例もあった。

⑹　消防職員の安全

職員の安全を確保することが十分な消防救援活動のために必要な条件であるが、消防活動中に消防隊員が被災した事例が数多くあり、消防職員の安全をどう確保するかについても今後の課題である。

⑺　消防水利

被災による断水や消火栓の破損により十分な水源の確保が困難となり、遠距離からの給水を余儀なくされた。

⑻　原子力関連災害

原子力災害については正確な情報の伝達がなく、屋内退避等の対処が遅れたり、30km圏内での緊急消防援助隊の活動が得られず、人員、装備において十分な活動ができなかった等の課題があった。

⑼　石油コンビナート災害

石油コンビナート災害に関しては、緊急消防援助隊や海上保安庁等の各関係機関との連携体制の確保、消防艇との通信手段や海上からの防御活動についての検討が必要である。

4.3.4 ▶被災地域の消防本部の初動時の計画[1)]

消防庁「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書（平成24年4月）」において、岩手県、宮城県及び福島県内の36すべての消防本部における初動活動計画の有効性が報告されている。

1 庁舎等の被害を想定した事前計画

(1) 庁舎・車両・通信施設等の損傷時に備えた対応

庁舎、車両、通信施設等の損傷に対して事前に対応を計画していると回答した消防本部は8本部あり、すべての本部が、概ね計画どおりに対応できたと回答した（図4.3-16）。

ア 被災した庁舎の対応

地震及び津波により被害が発生した消防本部数は、庁舎が27本部、車両が18本部、通信施設が28本部であった（表4.3-17）。

5消防署及び10出張所（分署含む。）が津波により全壊しており、被害を受けた消防本部は、災害対応のため、管内の被害が少なかった他の署所や代替場所に移転して活動を継続した。

〈庁舎が大きな被害を受けた本部の対応例〉

- 管内の被害が少なかった署所へ移動し対応した。
- 公共施設（役場、支所、市民センター、公民館）を代替場所として対応した。
- 避難所に拠点を移して情報収集、救護活動と並行し活動を継続した。
- 車庫内を仮設事務所とした。
- 支援車を代替分遣所とした。

表4.3-17 庁舎、車両、通信施設に被害を受けた消防本部数

損壊等		庁舎	車両	通信施設
地震	被害有り	26	8	16
	被害無し	10	28	20
津波	被害有り	11	10	12
	被害無し	25	26	24

イ 車両の被害状況

10消防本部で75車両が損傷しており、うち64台が津波により全損した。

〈津波以外による主な損傷理由〉

- 車庫内で地震により車両が移動したため損傷
- 車庫内で地震による落下物による損傷
- 泥水の給水によるポンプ系の損傷
- ブロック塀の倒壊による損傷

ウ 通信施設等の被害状況

地震、津波及び電気的要因により、多くの消防本部において通信施設や電源等に被害が生じるとともに、電話回線が途絶したことから災害の受信にも影響が発生した。

〈主な被害と対応〉

- 本部の無線基地局の損傷によって、被災しなかった署所を基地局に変更した。あるいは、車両の無線を基地局として活用する等の対応を行った。
- 指令装置等の損傷→無線による対応
- 内線電話の途絶→防災行政無線、衛星電話及び消防救急無線による対応

図4.3-16 庁舎、車両、通信施設等が損傷した場合に備えた計画[1)]

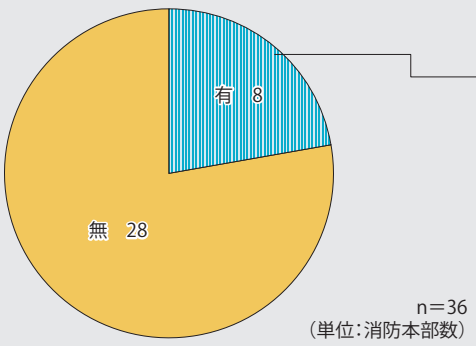

（内訳）

1. 計画どおりに対応できた。	3
2. 一部を除き、概ね計画どおり対応できた。	5
3. 計画の一部しか対応できなかった。	0
4. 計画どおりに対応できなかった。	0

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書参考資料　平成24年4月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

・アンテナ等の損傷→応急処置の実施
・自家用発電機の損傷→簡易発電機による対応

停電への対応は、主に非常用の自家用発電機や予備バッテリーで行ったが、長時間使用により燃料補給の必要性が生じている。

(2) 地震及び津波災害に有効であった車両、資機材等

〈地震〉
・災害支援車（野営時に有効活用できた。）
・簡易泡消火薬剤（6件の火災に使用し効果があった。）
・消防無線受信機の個人貸与により情報共有ができた。
・四輪駆動車の配備により、比較的スムーズに走行し活動ができた。
・画像探査装置Ⅱ型、発電機、簡易救助資機材、油圧式救助器具、チェーンソー、エンジンカッター、鉈（なた）、ボルトクリッパー、ナイフ（倒壊建物、車両の救出に活用）

〈津波〉
・アルミボート、ゴムボート、胴長靴、ライフジャケット（浸水域の活動時に有効）

2 情報管理体制計画

(1) 地震発生時の対策本部の設置計画

地震発生時に消防本部内に対策本部を設置する計画がある消防本部は33本部あり、そのうち29本部が概ね計画どおり機能した（図4.3-17）。

〈計画どおりに機能しなかった主な理由〉
・情報収集が思うようにできなかった。
・計画に対する訓練が十分でなかった。
・実施するだけの人員が十分でなかった。
・消防本部が被災し、通信施設、車両損傷などの被害が大きく機能しなかった。

図4.3-17 地震発生時の対策本部の設置等[1)]

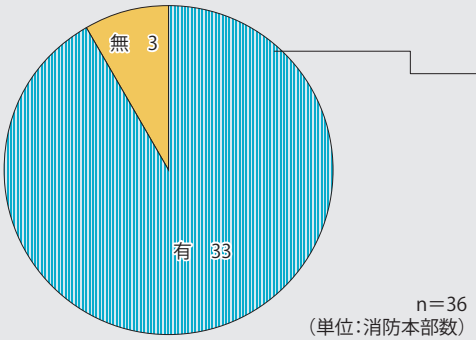

（内訳）

1. 計画どおりに機能した。	9
2.一部を除き、概ね計画どおり機能した。	20
3.計画の一部しか機能しなかった。	3
4.計画どおりに機能しなかった。	1

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書参考資料　平成24年4月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

⑵ 災害情報の収集における事前計画

災害情報の収集に関して事前に計画を策定している消防本部は27本部あり、そのうち22本部が計画どおり実施できた（図4.3-18）。

ア 計画が機能しなかった主な理由

・災害情報を収集中に津波が襲来したため
・通信施設等が損傷し、必要な情報の受信、発信ができなかったため

イ 計画未策定の消防本部の主な対応

・市内各所（高層建物）や病院へ無線を所持した職員を配置して連絡体制を確保した。
・各市町の災害対策本部にそれぞれ職員を派遣した。
・警戒広報に従事した隊が情報収集を実施したが、災害が多発し広域化したため、市内全域の情報収集をするには至らなかった。
・消防団から情報収集をおこなったが、集約に時間を要した。

⑶ 被害状況を確認すべき場所やルート

地震発生に伴い、被害状況を確認すべき場所やルートが事前に決められていた消防本部は15本部あり、そのうち10本部で概ね計画どおり確認ができていた（図4.3-19）。

ア 計画どおりに場所やルートを確認できなかった主な理由

・沿岸の被害が甚大であり、沿岸部の状況確認を優先したため
・震災後、すぐに救助要請等が入り、活動が開始されたため
・浸水、がれき等で目的地に入れなかったため

イ 確認すべき場所やルートが決められていない場合の主な確認方法

・任意ルートでの巡回を実施
・各市町村の担当者及び消防団を通して確認
・招集する非番職員から被害状況を確認
・市対策本部からの情報入手

図4.3-18 地震発生時における災害情報の収集に関する計画[1)]

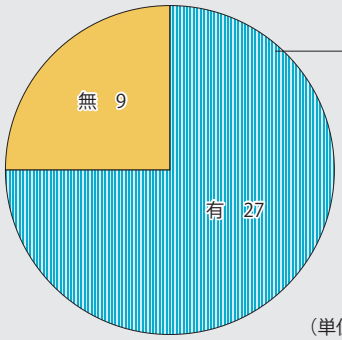

n＝36
（単位：消防本部数）

（内訳）		
	1. 計画どおりに実施できた。	5
	2.一部を除き、概ね計画どおりに実施できた。	17
	3.計画の一部しか実施できなかった。	3
	4.計画どおりに実施できなかった。	1

（回答なし　1本部）

図4.3-19 被害状況を確認すべき場所やルートの事前計画[1)]

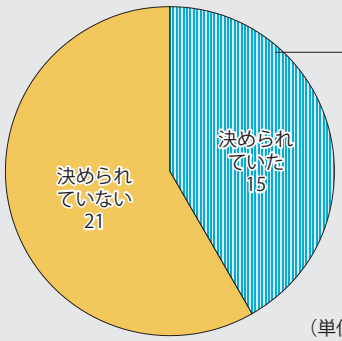

n＝36
（単位：消防本部数）

（内訳）		
	1. 計画どおりに確認できた。	3
	2.一部を除き、概ね計画どおり確認できた。	7
	3.計画の一部しか確認できなかった。	3
	4.計画どおりに確認できなかった。	2

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書参考資料　平成24年4月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

(4)　管内の災害状況把握に要した時間

管内の災害状況の把握については、3時間未満に把握できたとする消防本部が11本部あったが、3時間以上を要した消防本部は24本部あった（図4.3-20）。

図4.3-20　地震発生後の管内の災害状況把握に要した時間[1)]

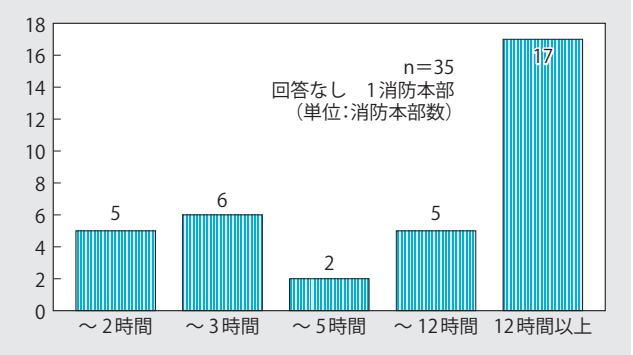

(5)　駆け付け・高所見張り・職員による発見等による災害の覚知状況

119番通報以外の災害の覚知手段として、消防署所への住民の駆け付け、職員の高所見張りや出動隊による発見等があげられる。職員の参集途上における情報収集も効果的であった。また、119番不通時には住民の駆け付けが急増した。

〈119番通報以外の主な災害覚知状況〉

- 出動途上等に災害を覚知し、他隊と連携しながら活動を行なった。
- 職員の参集途上で覚知した事例は多く、また、道路状況等の情報にあっても共有することができ、効果的であった。
- 町村役場、各署所、警察への駆け付けによる覚知や、町村役場へ派遣した職員や町村役場からの衛星電話による覚知が増加した（駆け付けによる覚知に対応するため職員を玄関に配置した）。
- 駆け付け通報がほとんどであったが、告げられた住所を地図上で認識しても、浸水地域では現場が様変わりしていたため現場の把握が困難だった。
- 電話が不通状態になったことから、広報車により「火災等の場合は署・分署に駆け付けるように」と広報活動を実施した結果、その後は署・分署への駆け付けによる救急要請が複数発生した。
- 出動消防隊及び消防団が災害を覚知して、消防無線による出動要請がほとんどだった。

3　消防活動方針

(1)　地震発生時の活動方針に関する計画

地震発生時の活動方針に関して計画を策定している消防本部は24本部あり、そのうち概ね計画どおり実行できたと回答した消防本部は21本部であった（図4.3-21）。

ア　計画どおりに実行できなかった主な理由

- 車両が流失したため
- 情報収集が困難であったため

イ　計画未策定の消防本部の主な対応方法

- 市災害対策本部の方針により決定した。
- 通常の計画を準用した。
- その場の状況に応じて、その都度方針を決定し細かい修正により現実に即した方針とした。

図4.3-21　地震発生時の活動方針に関する計画[1)]

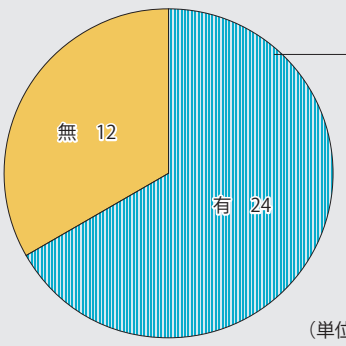

（内訳）

1. 計画どおりに実行できた。	6
2. 一部を除き、概ね計画どおりに実行できた。	15
3. 計画の一部しか実行できなかった。	2
4. 計画どおりに実行できなかった。	1

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書参考資料　平成24年4月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

⑵ 災害が同時多発した場合における出動の優先順位に関する計画

計画を策定している消防本部は17本部あり（図4.3-22）、今回の震災において、「同時多発災害が発生した」と回答した消防本部は24消防本部あった（図4.3-23）。

また、計画を策定している17消防本部の中で、14本部が概ね計画どおり機能したと回答しており、計画が機能しなかった消防本部の主な理由は、「津波による車両の流出」であった。

図4.3-22 災害が同時多発した場合における出動の優先順位に関する計画[1)]

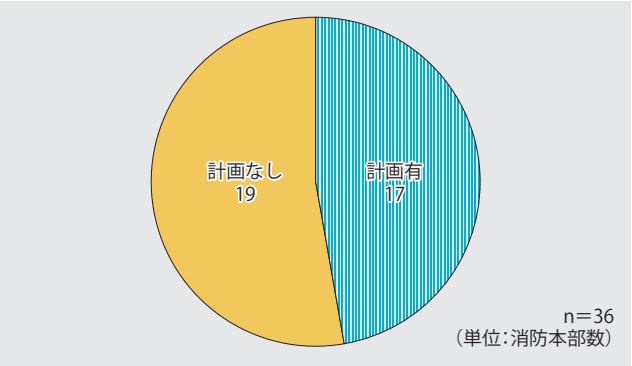

図4.3-23 同時多発した災害の有無[1)]

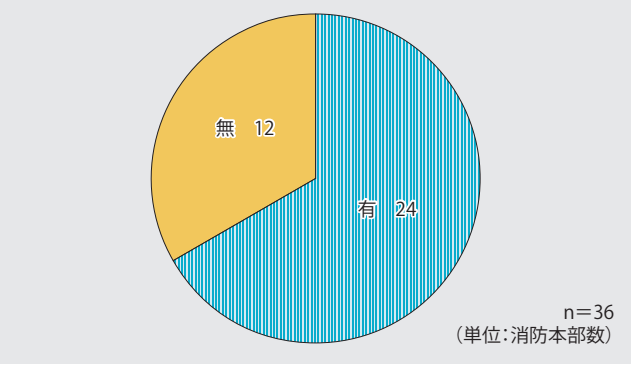

〈計画が未策定の消防本部の主な対応〉

- 人命にかかる通報事案を優先して対応した。
- 到着が可能な現場から救助活動を実施した。
- その都度、優先度を本部長が決定した。
- 夜間や津波による2次災害の危険性があったため、対応可能な事案から対応した。

⑶ 震災時の災害に対する重点対応地域の指定

重点的に対応する地域を指定していると回答した消防本部は5本部であった。

ア 重点対応地域を指定している主な理由

- 震災時における消防効果をあげるため
- 現有消防力を最も効果的に投入すべき地域を明確にするため
- 過去の災害経緯から、重点地域を指定とした。

イ 重点対応地域へ出動した本部の主な活動内容

- 人命救助を最優先とし、余震による土砂崩れなどの2次災害に備えた。
- 自力避難困難者の搬送

⑷ 非常用車両の運用状況

非常用車両を保有している消防本部は19本部であった。

〈非常用車両の主な運用状況〉

- 同時災害発生対応隊として運用
- 主活動以外に重複事案が発生した時に部隊編成し運用
- 被災した車両の代替として運用

⑸ 対応困難な火災事案

対応が困難な火災事案があったと回答した消防本部は11本部あった。

〈対応困難であった理由〉

- 津波到達後で、出火建物が水に浮いている状態であった。
- 道路損壊及び津波による冠水のため、消防車両が現場に近づけなかった。
- 車両の流失により対応できなかった。

⑹ 応援要請を行った時期と主な判断理由

応援要請を行った消防本部は12本部あり、そのうち4本部は「発災後1時間以内に応援が必要である」と判断（要請）した（図4.3-24）。

また、応援要請の判断理由としては「被害状況が広範囲であること」、「津波による壊滅的な被害が発

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書参考資料　平成24年4月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

生していること」であった。

図4.3-24　応援要請を行った時期[1)]

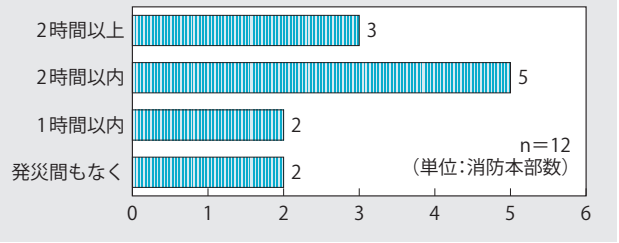

(7)　消防水利の状況

地震被害が大きかった地域においては、水道の断水により消火栓が使用不能となったが、防火水槽は一部に損傷はあったものの、多くの地域で使用可能であり、有効水利となった。

しかし、一部の地域においては、津波による水没や土砂及びがれきの堆積によって使用不能になった。

(8)　受援計画（協定に基づく応援）

応援に係る受援計画はほとんどの消防本部で策定している（35本部）。

4　津波発生時の活動等

(1)　津波発生を認知した後の活動方針の変更

沿岸部の多くの消防本部では、津波発生後に被害状況が変化したことから、活動方針を変更した。

主な変更点は、「救出・救助活動」、「検索活動」、「避難広報活動」に重点を置くとともに、活動状況に応じた避難や津波監視、津波に関する確実な情報伝達についても実施するなどであった。

また、内陸部の消防本部にあっては、沿岸部への応援準備を指示している本部があった。

(2)　津波警報発令後における部隊への主な指示内容

住民への広報や避難誘導の実施を指示するとともに、部隊に対する津波への注意喚起を行った。また、津波到達予想時間の周知や津波発生時における高台への避難、活動時の安全管理の徹底について指示を行った。

(3)　津波被害発生時の住民への避難指示、避難誘導及び広報に係る計画

計画を策定している消防本部は15本部であった。

〈計画を策定している消防本部における主な活動内容〉

- 海面等監視及び沿岸地区等の警戒を実施
- ヘリコプターによる上空からの広報に併せ、広報車等による陸上での広報を実施
- 津波情報伝達システムによる広報を実施
- 水門確認、避難広報、避難誘導を実施
- 津波が襲来した際、最も被害を受けると予想される地区及び防災行政無線放送の聞き取りにくい地区等で広報を実施

5　部隊運用

(1)　地震発生時の部隊運用に関する計画

地震発生時の部隊運用について事前の計画がある消防本部は24本部あり、そのうち概ね計画どおり機能したと回答した消防本部は20本部あった（図4.3-25）。

図4.3-25　地震発生時の部隊運用に関する計画[1)]

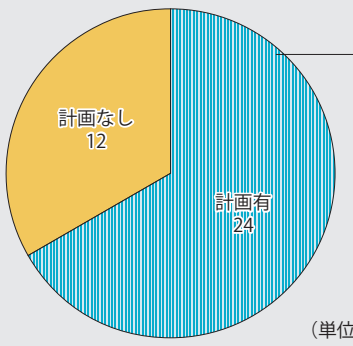

（内訳）

1. 計画どおりに機能した。	10
2. 一部を除き、概ね計画どおり機能した。	10
3. 計画の一部しか機能しなかった。	3
4. 計画どおりに機能しなかった。	1

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書参考資料　平成24年4月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

ア　計画が機能しなかった主な理由

・広範囲にわたる津波被害により現場への進入ができなかったため
・沿岸部の全域が被災した状況で、救助要請が多発したため
・災害が多発し、出動が重複したため

イ　部隊運用の計画がない消防本部における部隊運用の主な対応例

〈概ね機能したと回答した消防本部の対応〉

・非常招集した人員により、災害対応部隊を編成して対応
・人命、被害の規模及び程度により判断し、消防団と協力して対応

〈効率的な部隊運用はできていなかったと回答した消防本部の対応〉

・災害規模を予測するとともに、各署所の出動状況に基づき対応したが、効率的には対応できなかった。

(2)　地震発生に伴う部隊運用

本部運用と署所運用の切り替えによる対応

ア　本部運用とした消防本部の部隊運用

・火災1事案に対し、消火隊2隊から3隊と必要最低限の出動に抑え、すべての火災に消防隊を出動させたほか、本部職員で消防隊の交替人員を編成した。
・地震による被害の少なかった署所の非常用車両及び非番員を消防本部に集結させた。
・基本的に火災1事案につき消防隊1隊で対応した。
・多数の救助要請等の事案に対応するため、少人数の小隊編成を行い、1小隊で1事案に対応した。

イ　署所運用に切り替えた消防本部の部隊運用

・1事案につき1隊で対応した。
・地震発生直後は署所運用とし、落ち着いてからは本部運用（通常火災等対応）とした。
・原則として1隊で対応し、状況に応じて増隊した。
・火災事案は火災規模や状況により消防隊と消防団で対応

(3)　地震発生時の部隊の増強や移動配置に関する計画[1)]

計画を策定している消防本部は21本部あり、そのうち概ね計画どおりの体制となったと回答した消防本部が20本部あった（図4.3-26）。

〈計画を策定していない消防本部の主な対応〉

・非常招集した職員や本部職員を出動部隊の車両（乗換え用の車両）に割り当て、全車両による災害対応とした。
・災害現場の状況や活動可能な消防力の把握に努め、必要とされる災害現場に部隊の増強や移動配置を行った。

図4.3-26　地震発生時の部隊の増強や部隊の移動配置に関する計画[1)]

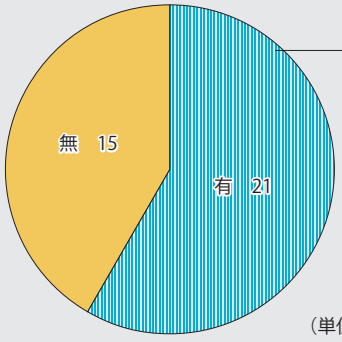

（内訳）

1. 計画どおりの消防体制となった。	10
2.一部を除き、概ね計画どおりの消防体制となった。	10
3.一部しか計画どおりの消防体制とならなかった。	0
4.計画どおりの消防体制とならなかった。	1

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書参考資料　平成24年4月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

(4) 災害状況から部隊を集中させた事案又は部隊を増強配置した事案

事案があったと回答した消防本部は19本部あり、そのうち事案はあったが対応できなかったと回答した消防本部は1本部であった。

ア 部隊を集中（増強配置）させた主な判断要素

- 要救助者（死者・行方不明者・負傷者）が多数発生したため
- 広範囲にわたる火災や多数の救急救助事案が発生したため
- 管轄消防署では対応不能と判断したため
- 沿岸被災地からの負傷者を広域医療搬送するため、救急部隊を集中させた。
- 街区火災で消火栓も使用不能であったことから、他所属から水槽付消防ポンプ自動車を部隊増強した。

イ 部隊を集中（増強配置）したい事案はあったができなかった主な理由

- 規模が大きい火災に対して部隊増強し一挙に制圧したかったが、津波浸水区域内で発生したため潮位変動があり火点に接近不可能だった。

6 消防団等との連携

(1) 消防団との連携

消防団との情報連絡については、無線の活用や市町村災害対策本部に派遣した人員を通じて実施されている場合が多かった（図4.3-27）。

また、活動の連携においては、災害内容に応じて役割分担を実施している本部や災害現場においてケースバイケースで連携をしている本部があり、日頃から連携活動が実施されていたため連携がうまくできた本部もあった。その一方、電話による連絡手段しかなく、消防団との情報連絡が困難であった消防本部や、組織体制により連携活動が図られていない本部もあった。

消防団との連携に関する計画がある本部は19本部あり、津波発生時の住民への広報活動や避難誘導について役割を決めている本部においては、「広報活動、避難誘導」は両者ともに実施し、違いとしては、消防本部は「海面監視」、消防団は「水門閉鎖」があげられる。

図4.3-27 連携活動や職員の派遣に関する計画[1)]

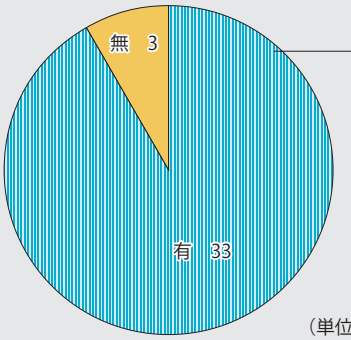

n＝36
（単位：消防本部数）

（内訳）

1. 計画どおりに機能した。	16
2.一部を除き、概ね計画どおり機能した。	15
3.計画の一部しか機能しなかった。	2
4.計画どおりに機能しなかった。	0

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書参考資料　平成24年4月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

⑵ 地震発生時における市役所等の関係機関との連携活動や職員の派遣に関する計画

計画を策定している消防本部は33本部あり、そのうち概ね計画どおりに機能したと回答した消防本部は31本部であった。

ア 計画が機能しなかった主な理由

・浸水やがれき等による通行障害
・通信施設の被災による通信網の断絶

イ 関係機関との主な情報共有方法

・連絡員を常時派遣
・携帯無線、防災行政無線及び衛星電話
・定時に行われた災害対策本部会議

7 被災地消防本部が活動計画に定めておくべきと考えた主な事項

⑴ 非常招集関係

・職員招集計画の実効性を高めるために非番・週休職員の連絡先、連絡手段等の徹底
・非番職員の参集途上の確実な状況把握と報告
・職員の参集時間及び参集職員の活動部署への配置

⑵ 対応体制の確保関係

・庁舎、車両等の被害時の対応
・署所の機能移転先の確保
・重要データの持ち出しに関する計画
・消防本部被災時の業務継続計画

⑶ 情報収集関係

・情報収集手段の複数確保
・無線とトランシーバーの活用
・関係機関との通信系統の拡充
・通信網（消防本部・署・出張所間の通信体制）の確立、衛星電話等の増強
・無線運用を効果的に行う通信統制等
・情報収集班等による情報収集の強化

⑷ 活動関係

・本部の早期設定及び総合的な活動方針
・トリアージ
・重機等の活用
・津波広報時の安全かつ合理性のある広報ルート及び退避ルート
・職員の安全確保や高台への車両移動
・広報マニュアル
・被災状況を勘案した弾力的な部隊運用

⑸ 消防団等との連携活動

・消防団との情報共有、連携方法及びその指令、連絡体制
・市災害対策支部への人員派遣、情報の共有
・派遣職員の業務の明確化

⑹ その他の内容

・受援時の体制
・被害が軽微な場合の迅速な応援出動
・燃料の確保策（複数の方策による燃料確保）
・救急収容に伴う病院との調整について
・長期活動における早期の人員交替など「長期的災害時の警防体制」の構築
・長期活動における食料、飲料水の確保
・災害規模等に応じた非常時の出動計画の策定
・無理のない活動計画の必要性

8 その他

(1) 消防車両等の燃料対策

燃料対策を講じていた消防本部は33本部あった（表4.3-18）。

燃料対策を実施していた本部は、一定期間の給油が可能であったが、継続的な燃料確保ができなかったことから、課題として安定的な燃料確保策、燃料補給車の整備、本部独自の備蓄、また、給油取扱所への燃料輸送の確保策の必要性等をあげている。

表4.3-18 燃料対策を講じていた消防本部[1)]

1. 自家用給油取扱所の設置	3
2. 災害時における燃料の供給に関する協定	12
3. その他の対策	18
4. 対策なし	9

（注）1～3については重複回答有　　（単位：消防本部数）

○その他の対策
・燃料補給車の活用
・携行缶による非常用燃料の備蓄
・給油取扱所の協力　等

(2) 災害対応の長期化に備えた計画

災害対応の長期化に備えた計画を策定している消防本部は7本部であった。また、災害発生から21日までは全職員連続勤務、31日までは週休なしの隔日勤務で対応した消防本部もあった。

ア 長期化に備えた計画の主な内容

・飲料水、食料の確保（各自での備蓄、調達を含む。）
・職員の交替、人員配置、勤務時間等の変更

イ 計画未策定の消防本部の主な対応状況

〈飲料水、食料の確保〉
・非常食で対応
・市が協定を結んでいる店で食料等を確保
・各自の食料持ち込み

〈職員の交替〉
・午前と午後に分けた交替
・応急的な勤務計画の策定
・署所での待機、一時帰宅等で対処

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書参考資料　平成24年4月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

4.3.5 ▶被災地域の消防本部等職員の手記

表4.3-19に示した岩手県、宮城県及び福島県で活動した被災地域の消防本部職員の手記を紹介する。全国消防長会の「東日本大震災活動記録誌」や各消防本部から刊行されている活動記録誌等に掲載されている手記から、活動状況が詳述されているものや今後の教訓となるものを掲載した。

表4.3-19 被災地域の消防本部等職員の掲載手記一覧

No.	活動県	タイトル	所属・氏名*1	出典
1	岩手県	「東北地方太平洋沖地震」 ～大津波～	陸前高田市消防本部 消防司令長　岩崎 克	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
2	岩手県	3.11　～　絆	釜石大槌地区行政事務組合消防本部 消防司令　佐藤正敏	釜石大槌東日本大震災活動記録誌編集委員会 「猛威への挑戦　東日本大震災－釜石大槌消防活動の記録」
3	岩手県	私の記憶（3・11）	釜石大槌地区行政事務組合消防本部 消防司令補　藤原明広	釜石大槌東日本大震災活動記録誌編集委員会 「猛威への挑戦　東日本大震災－釜石大槌消防活動の記録」
4	宮城県	仙台市消防ヘリコプター2号機出場！ ～東日本大震災初動対応の記録～	仙台市消防局 消防司令　大賀宏司	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
5	宮城県	仙台市消防職員指揮隊長等手記	仙台市消防局 警防部警防課主幹兼計画救助係長 渡辺智浩	仙台市消防局「東日本大震災における消防活動記録誌」
6	宮城県	仙台市消防職員指揮隊長等手記	仙台市消防局 若林消防署警防課主幹　菅野清和	仙台市消防局「東日本大震災における消防活動記録誌」
7	宮城県	被災から学び得たもの ～明日への希望として～	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 畠山 光	消防防災博物館 http://www.bousaihaku.com/bousai_img/tokusetu/genkou/shoboshokudannin_kesennuma.pdf（平成25年1月21日参照）
8	福島県	東日本大震災に於けるいわき市消防本部の通信指令センター	いわき市消防本部 消防司令　國井伸紀	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
9	福島県	東日本大震災が発生した日	相馬地方広域消防本部南相馬消防署 予防係主査 消防士長　川村周作	消防防災博物館 http://www.bousaihaku.com/bousai_img/tokusetu/genkou/shoboshokudannin_souma.pdf（平成25年1月21日参照）

*1 所属、役職、階級等は東日本大震災にて対応した当時のもの

「東北地方太平洋沖地震」
～大津波～

陸前高田市消防本部（岩手県）
消防司令長
岩﨑　亮

平成23年3月11日（金）14時46分、庁舎2階消防長室にて執務中であった。市議会3月定例会も15日の本会議を残すのみとなり、一息つきながら議会資料の整理を行っていたその時、本大災害の始まりである突然の揺れが襲った。インターネット防災科学技術研究所Hi-netの震源地は、恐れていた最も危険な海域に×印（震源地）が表示されていた。「来たか！」99パーセントの確率で発生するとされている宮城県沖地震の発生を直感し、「震源地宮城県沖」と大声を発した記憶がある。地震は机や書棚を移動転倒させる勢いで揺れ、その時間はとても長く3分とも5分ともそれ以上とも感じられた。階下の通信室では水門遠隔操作卓等あらゆる機器からアラーム音が鳴り響き机の脚は折れ曲がり書類等は散乱し足の踏み場もない状態であったが、当直職員は事前命令に従い防災行線無線で市内150ヶ所の水門閉鎖指示・避難勧告を広報し、「大津波警報」発表と同時に避難指示広報を実施した。遠隔操作水門閉鎖が全て完了した後、モニターに海岸線からかなりの引き潮が目視され、その状況を逐一防災無線で広報したが市民の一部には避難行動に移る様子はなかった。モニター監視の職員からの津波襲来の報告にその状況を見ると、津波が5.5mの防潮堤のはるか上部を超え、さらに気仙川左岸堤防を越流し市街地に勢いを増して流れ込む状況が映し出されていた。消防職員・団員は消防計画で震度4以上、津波注意報以上で招集される。以前から津波災害では庁舎浸水が想定されているので登庁した非番職員は順次事前訓練のとおり消防車両・資機材等

活動の場所：岩手県陸前高田市

の消防署機能移転活動を実施した。残念ながら高規格救急車退避中の職員がその途上で津波に巻き込まれ殉職することとなった。防災無線広報や他機関との連絡、周囲の状況監視などで9名の職員が庁舎に残留して避難すべき時期を失し、市役所連絡員と駆け込んできた民間人2名の計12名全員が庁舎2階屋上に避難となった。庁舎屋上では言葉で表現することが困難な光景が目の前に迫り、隊員らの安全確保が最優先と判断し、庁舎で一番高い無線鉄塔に登ることとなった。津波は全ての構造物を瓦礫と化し庁舎に衝突、鈍い衝突音と衝撃で庁舎が崩壊する危険を感じたが何もできず、第1波は10分弱で高田町市街地を瓦礫の海に変え

た。その後の引き波で瓦礫は太平洋に一気に流れ出し、瓦礫のなかから「おかあさん、助けて！」の叫び声に救助のプロもどうすることもできず腹立たしさに涙する隊員もいた。しかし12名全員がパニックに陥ることもなく冷静であることに感謝するものであった。幸い全員が夕刻には自衛隊ヘリにより救出され、集合場所となっている学校給食センターへ到着すると既に非番職員により消防署機能移転がほぼ完了し、駆け付けによる救助・救急要請に対応していたことは、繰り返し機能移転訓練を実施していた成果であった。市長以下市幹部職員は被災した市役所に取り残されていたことから、関係機関に災害状況報告・応援要請・食糧調達等の災害対策本部の役割まで引け受けることとなった。ほぼ全ての通信機能を失ったが唯一消防車両無線・携帯無線機が運用できたのは不幸中の幸いであり、隣接消防本部への孤立地域への出動要請、隣町への食糧支援要請に活用し、消防団に配備している消防団無線を孤立地域の状況把握・救助・救急・火災の通報に活用することができた。津波襲来後の救助案件は市内各地で発生しているが、消防署が対応できるのはその一部であった。津波は繰り返し押し寄せるため瓦礫のなかからの救助は時間との勝負となる。救助作業中には第2波・第3波と津波が押し寄せる鈍い音のなか、隊員は暗闇と恐怖の中で懸命に対応したが、救助資機材を活用した作業は不可能で、要救助者を瓦礫から引出し徒手搬送することが精一杯の活動であった。消防団も市民も親族や近隣の者が被災しているが必死に被災者を救出し、それぞれ可能な限りの対応を行ったものである。雪が降り寒さの厳しいなか隊員は懸命に活動し、23時ごろには1名の職員を除き全職員が無事であることが確認できた。明朝から行わなければならない救助捜索活動に緊急消防援助隊が投入されるとの情報を得たが市内被災状況を完全に把握できず、消防署も市役所も流失し活動範囲を示すべき地図もなく、かろうじて入手した市内地図1枚で学校給食センター車庫に調整本部を設置した。翌朝には自衛隊と調整して緊急消防援助隊との活動範囲を設定し、それぞれの地区で救助活動を実施したが、残念ながら生存者の発見はなく津波災害の恐ろしさを実感するものであった。また、市役所や県立高田病院など高層階の建物には100名単位の要救助者が取り残されている情報があり、陸

全壊の陸前高田市消防本部庁舎

上からの救出は困難であったためヘリコプターによる救出が実施されたが12日のうちに救出完了には至らなかった。夕刻からは順次緊急消防援助隊が到着しその活動範囲を広げることが可能となったが、道路被災・橋梁落下流失のため市内2地区に投入できず地元消防団と住民による救助活動となった。緊急消防援助隊の活動範囲を市内全域に望むものであったが、余震頻発で津波の襲来が予想される状況では海岸線の捜索は非常に危険で、万が一の場合避難する道路も確保されていないことから、その活動は一定のラインを設定しなければならなかった。また、順次投入される緊急消防援助隊の野営地確保が困難となり各県隊に不便をおかけしたと感じており、今後の受援計画では被害範囲を最悪最大で検討しなければならないものと痛感した。本災害で特徴的と思われる事案では、流失したハイブリッド車の電気系統からの火災があった。また、インターネットによる孤立情報の錯綜、消防団独自での物資調達などの事柄が次々に発生し、その処理に労力を奪われる事案も多く見られた。消防団の活動は、地震発生と同時に市内150ヶ所の水門閉鎖を10分ほどで完了し、沿岸住民の避難誘導中に大津波の襲来により34名の尊い命を失うこととなった。家族を、仲間を、住居を失いながらも活動を展開し、救助・瓦礫撤去・道路啓開・孤立地区へ徒歩での物資搬送・ご遺体の搬送・避難所警戒等の活動を展開し、4月30日まで不眠不休の活動を実施したことは、誠に頭の下がる思いであった。

本災害で全国の皆様からいただいた温かいご支援に感謝するとともに、1日も早い消防署・消防団の復興に職団員一丸となって前進する覚悟であります。「ありがとうございました。」

3.11　～　絆

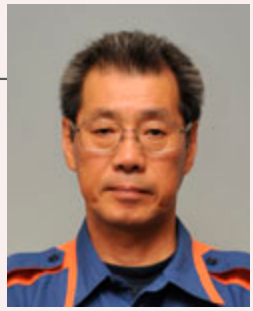

釜石大槌地区行政事務組合消防本部（岩手県）
消防司令
佐藤　正敏

平成23年3月11日、その日私は甲部当直長として当務員12名で勤務していた。昼食を終え午後の眠気を感じる時間帯を過ぎ、それぞれの任務をこなしていた時であった。14時46分、携帯の緊急地震速報と同時に揺れが始まり、それは今まで経験のしたことがない強く長い揺れで、このまま日本は沈没してしまうのではないかと思うほどであった。

私は庁舎の崩壊を恐れ、表に飛び出し車庫内にあった車両を出すよう部下に命じた。その時一瞬、あの阪神淡路大震災でのテレビに映しだされた多くの倒壊家屋や挫屈したビル、あちこちで黒煙が立ち上がるあの衝撃的な街並みの映像が頭を横切り、釜石も同じ状態になっているのではないか？と一瞬不安と恐怖が襲ってきた。しかし、揺れが収まり次々入る119番通報では、家屋の倒壊による救助要請や火災発生等の通報が全く無い事に驚きながら119番対応しているうちに、その様な不安な気持ちが薄れていき、またその時は、間もなく襲ってくる大津波のことなども頭になかったのが正直であった。

釜石市では、今回の震災前から宮城県沖での地震発生確率が高まってきた数年前から津波ハザードマップを作成し防災会議等で対応策を協議していた。その時のシミュレーションでは、地震発生から25分から30分で、津波の第一波が到達されると予想していた。今回の津波はまさに予想と大差なく約34分で到達した。しかし津波到達予想時間が大差なくとも、津波の高さが想定を大きく超えるものであった。この想像を絶する大津波により我々消防はすべての機能を失われ、組織も崩壊、初動態勢がまったく機能しないものになってしまっていた。

今考えれば、この津波到達までの貴重な時間に消防としてどのような対応をとるべきか具体的な行動確認がなされていなかったのではないかと思う。ポンプ車を避難させる時、誰がどの時点でどの場所に移動させるか。ポンプ車での避難広報の時、津波が来た場合の退避場所、またその後どのように行動し連絡を取り合うのか。さらには消防としてその後に活動するために必要最低限の資機材等非常持ち出し装備の選定である。これらについて確立した計画がなされていなかったし、また私をはじめ津波に対する職員の意識も薄いものでしかなかったことが残念でならない。

結果、津波が大渡川から溢れ出したのを見て、あわてて車両を避難させようとしたが、すでに遅く津波に飲み込まれてしまった。私はあの時の状況を目にし、避難させようと車両に乗り込んだ職員の中に津波の犠牲になってしまった者がいると思わずにはいられなかった。しかし近くの避難場所に職員の姿が見られ全員の無事が確認できた時はほっとし、逆に庁舎に取り残された我々が水が引くまで何の行動も出来ない孤立状態になっていたことに焦りを感じた。

その晩は、庁舎近くでバスの屋根に取り残され救助を待っている要救助者がいるとの情報が入り救助に向かうことになったが、雪が降り気温が低

い暗闇の中、胸近くまである水の中での移動や、水没した多くの車、山のように堆積した瓦礫が支障となり、二次災害の危険が大きく途中断念することになった（後で確認したところそのような事実はなかった）。またその数時間後、ある程度水が引き移動が可能となったときに、住宅火災が津波の被災を免れた家屋に延焼拡大する恐れがあるとのことで、流されたポンプ車からホースを運び出し、瓦礫の中を延長して、津波から逃れた地元消防団と協力し朝方まで消火活動を実施し延焼を防いだ。

夜明けとともに消防本部機能を浸水区域外に移動するとのことで、被災した消防庁舎で朝を迎えた職員が、浸水し消防の機能を失った庁舎を棄て泥と瓦礫の中を歩いて移動するさまは、戦い敗れ去った戦士たちが城をすて逃げさるそのものに感じられ、あの時の光景と挫折感は今でも鮮明に頭に残っており、一生忘れることはないと思う。

その後、鈴子町の教育センターに移動した消防本部でも、消防の体制を整えることもできずに自衛隊、消防など全国から集まってくれた緊急援助隊の対応や、大槌町から延焼して来た山林火災の対応など、その場その場の活動に追われ統率の取れない状態が続いた。

私はこれまで消防学校で行われる各種教育訓練の受講機会を多く頂いて来た。特に消防大学校での救助科受講では、発災から72時間というゴールデンタイムの重要性を教示され、そのことについては重々承知していたが、今回発災から数日間、釜石の救助隊としてすぐに救助活動を行うことができず、一度も被災した地区に足を踏み入れることができなかった。その状態が続いた時は本当に悔しい思いでいた。

しかし、全国から駆けつけてくれた緊急援助隊の隊員の皆さんには、遠距離の出動であったにもかかわらず、疲れた様子も見せずに一生懸命活動していただいた。阪神淡路大震災のような地震による救助活動は、ある程度捜索範囲は決まっていたと思うが、今回のようにすべての建物が流され、広範囲におよぶ津波被災地での救助活動は、地元である私達でも経験はなく、何処をどのように捜索すればよいのか想像もつかない状況の中で、連日活動していただき心身共に疲れ果てる毎日であったことと思う。

また、私達職員の中には、発災からしばらく家族の安否が分からないまま活動し、時間を見つけて家族を捜すといった職員が多数いた。そんな職員を記遣っていただき、当市で長期にわたりご支援いただいた大阪市消防局の指揮支援隊長から「そのような職員の住居地区を重点的に（捜索）行きましょう」と言っていただいた。本当にありがたい言葉であった。

先に自衛隊や警察が何度も捜索に入った地区であったが、押し流された多くの家屋が瓦礫と化し堆積した場所から2体のご遺体を発見した。その中の1体が偶然にも我々職員の家族で、足場の悪い中、手あつく搬送し家族に引き渡していただいた。その場にいた私は、消防職員としての同じ使命を負う者同士の思いやりや気配りを強く感じ、胸を打たれる思いをした。また、たった2ヶ月間であったが、寝食を共にした全国で活躍されている消防大学校の同期の皆さんにも、発災後すぐに安否を気遣っていただき、更に所属する署を挙げて多くのご支援もいただいた。特にも大阪市消防局の皆さんには、派遣活動を終了した後も引き続きいろいろご支援をいただき、また東京消防庁の有志の皆さんには、傾聴ボランティアとして何度も釜石に足を運んでいただき私達職員の心のケアをしていただいた。

改めて多くの消防職員の「絆」を強く感じております。

今回の震災で我々消防本部では3名の職員を亡くし、多くの職員の家族や家を失ってしまった。ご冥福をお祈りするとともに、この方々やご支援していただいた多くの方々のためにも“今回の津波災害が想定外の災害であったことが大きな被害につながった”で終わらせることなく、しっかりとした検証をし、次につなげるような体制にならなければいけないと思う。そして今回改めてできた繋がりを大切にし、以前よりも強靭な消防本部となることが我々消防として真の復興を果たすことになると思う。

私の記憶（3・11）

釜石大槌地区行政事務組合消防本部（岩手県）
消防司令補
藤原　明広

平成23年3月11日、私は週休日でのんびり自宅のテレビで国会中継を見ていました。

突然地鳴りがして、地震が来ることを予感すると同時にテレビと携帯電話の緊急地震速報が鳴り、これまで経験したことのない激しい揺れに襲われました。家が壊れるような恐怖でおもわず近くにあったテレビを両手で抑えながら地震が収まるのを待ちました。尋常でない激しく長い揺れに、大規模災害と津波が来るかもしれない恐怖を感じながら、活動服に着替えて、釜石消防署鵜住居出張所に車を走らせました。途中なかなか繋がらなかった娘の携帯電話が運良く繋がり、「今、どこにいる。」と聞くと、「山田町の整骨院で足の治療を終え、お母さんと帰る途中だよ。」帰宅するには海岸沿いを通るため、「津波が来るからしばらくは高台に避難して動かないように」と話している途中、電話が切れてしまいました。

15時05分鵜住居出張所に出勤し、所内に入ると、水門閉鎖確認や避難広報を終え帰所したばかりの所員から「救急指令がありました。人工呼吸器を付けている70歳代の寝たきりの男性です。停電で呼吸器が数時間しかもたないので、県立釜石病院へ搬送するようにとの救急要請です。」大津波警報が出ている状況で出場をためらい、直ぐに通信指令室に「この状況で、救急出場は難しいと思われるが。」と電話を掛け直したが「至急出場せよ。」との命令でした。以前同様の症例の傷病者を搬送した経験のあった私が、隊長として隊を編成し出場しました。

現場は、所から1分で到着。器材を携行し傷病者と接触。部屋には、傷病者の他には傷病者の妻と介護施設の男性職員が付き添っていました。状況を考慮し、まず現場離脱を最優先に考え、器材の搬入等も考慮し無線で隊員1名増員を指示し、傷病者をストレッチャーで収容しているとき、「津波が来たぞ。」という声と同時に玄関から足元に一瞬にして津波が押し寄せて来ました。もう1人の救急救命士が直ちに、家族を2階に避難するように指示したときには、1階は津波に襲われ我々も介護士と一緒に階段をつたわり波に流されながら2階に上がりました。その時2階には隊員を含めて6人いたと思いますが、津波は容赦なく襲って窓ガラスは割れ、箪笥は倒れ、家ごと流されており身動きできないでいたとき、破壊された窓から外へ出た若い隊員が屋根と瓦礫を伝い、鉄骨造りの電気屋さんの屋上に上がっていました。全員で屋上に向かいましたが、屋上に避難できたのが4人で、屋根の上にいた家族は強い引き波に流され見えなくなってしまいました。傷病者も家族も助けることが出来ない自分たちの無力さが悔しくて残念でなりません。

強い余震が続くなか、屋上から見た鵜住居の町は、根浜海岸から鵜住居川と長内川を同時にすごい勢いで津波が襲い、両方の川の堤防を破壊させ、町を一気に飲み込み、よく耳にする地獄絵図とは、まさしくこのことだと怒りで身体が震えま

した。

その時初めて機関員の佐々木消防士がいないことに気が付きました。救急車内収容の準備をしていたため、玄関先にいた時までは覚えていましたが、彼がいないことで隊員全員がショックと悔しさで言葉も出ませんでした。

外は雪が舞い、だんだん暗くなってきましたが、まわりからは「助けて」とか「キャー」と言う悲鳴が聞こえ、屋根の上に上がっている人は、引き波でだんだん海の方に引き込まれ、何も出来ない辛さと悔しさで涙が止まりませんでした。

その時、1人の青年が家に挟まれ、腕と頭しか見えない状態で、「助けて、足が挟まれて動けない」という声を聞き、見てみると屋上からわずか10メートルくらいのところでもがいていました。

この人だけは何としても助けたい。しかし器材もなく津波が続いている状況で、「頑張れ！力を振り絞り屋根に上がれ！」と大きな声で繰り返すことしか出来ませんでした。青年の頭は、見えなくなったり、また見えたりを繰り返していましたが、第何波目かの津波が襲ってきたときに、挟まっていた足が外れて動けるようになったようです。自力で屋根に上がり瓦礫をつたい、私たちと合流できました。

また屋上北側から10メートル離れたところの屋根には、知人のタクシー運転手の前川さんが寒さで震えていました。外は雪で寒く暗くなって来ました。「前川さん、頑張って」と声をかけるしかできませんでした。みんなで、1時間おきに声をかけようと話しながら、屋上のプレハブ倉庫で一夜を過ごしました。プレハブの中は幸いにも毛布が2枚あり、全身が濡れた青年の服を脱がせ毛布でくるみ、あとの4人は足だけ毛布の中へ入れて寒さをしのぎました。

西側の山ぎわで、避難場所の鵜住神社では、避難した人たちが火を燃やしているのが見えましたが、暗いし水は引けないしどうすることも出来ませんでした。プレハブ倉庫の中では、「鵜住居出張所の仲間は、全員だめかな。釜石消防署、大槌消防署の仲間もだめかな。」とマイナスのことしか考えることが出来ませんでした。

午前3時に外に出て「前川さん頑張って、明るくなったら助けに行くから」という声をかけましたが、返る言葉は、だんだん小さくなってきて、低体温で意識が無くならないように祈っていました。夜が明けて外に出て、恐る恐る前川さんに目をやり、声を掛けると、「大丈夫だ。」と返事が返って来ました。「今助けに行くから。頑張って」と声をかけ、周りを見ると、消防団員の前川さんが一人で活動していました。彼に声をかけ、持っていた子綱のロープで、手すりにロープをかけてやっと下に降り、一旦鵜住神社へ行って、状況を確認しました。

その時、遠くから「おーい、明広さん」と自分を呼ぶ声がしたので、振り返って声の方を見てみると、鵜住居出張所の屋上から、だめだと思っていた仲間の声でした。「全員大丈夫か。」との問いに「大丈夫、水が引けないから活動は出来ない。」との声でした。変な話ですが、嬉しくて「よし頑張って、1人でも多く救助しよう」と残った救急隊員3人で声を掛け合いました。

鵜住神社に着くと署長と署員2名がおり、現状を報告して直ぐにタクシーの運転手の前川さんの所へ向かいました。水はまだ引かず、胸の辺りまでありましたが、身体も衰弱していると考え、消防団員の前川さんと隊員3名で現場へ向かいました。現場に着くと、薄着で裸足の状態でした。まず履物がないと周りが瓦礫だらけで足が危ないと思い、長靴を探していると、この津波で亡くなった救急救命士の鈴木健幸君の車が近くにありました。釣りが大好きだった彼の車のトランクに「これを使え」という感じで胴長靴がありました。それを履かせて何とか神社までたどり着くことができました。更には、全壊した家の窓から顔だけ出して助けを待っていた女性を救出しましたが、その時、「中に猫がいるの」と言われましたが、全壊の家の中に入ることも出来ず、「ごめんなさい」と言って彼女を背負って鵜住神社へ収容しました。

神社では、けが人もおり状態を観察し署長に報告し、あったかい缶コーヒーとおにぎりをもらい、山ぎわから三陸道に上がり、多数の老人がい

る五葉寮に向かいました。五葉寮に着くと、もう絶対だめだと思っていた、佐々木消防士が、非番で同僚救命士の小笠原司令補と入所していた老人たちを、消防団員と一緒に避難誘導をしていました。

100名以上の老人を岩崎団地から山ぎわをリヤカーとか徒手で神の沢まで運び、さらにトラックで栗林小学校と沢田地区の公民館に収容しました。

佐々木君が生きて元気に活動していたことで、私たちは疲れていることも忘れて活動していました。

その後は、5人で隊を組み鵜住居地区の活動をすることで署長に報告し、7分団第1部の屯所で待機しました。自宅が近所のため、下着やジャンパー等を5人分とりに戻って見ると、娘も妻もいませんでした。山田町で生きていることだけを願いながら、屯所に戻りあったかい食事をいただき、仮眠をとりました。

翌日は、寺前地区で鵜住居駅近くの美容店が500メートル以上流され2階で救助を待っていた5人の家族を救助し自衛隊のヘリコプターに収容し、三陸道では、恋の峠付近で負傷者のトリアージをして、救急隊に引き継ぐとの指示により活動を実施。トリアージタッグがない為、重症、中等症、軽症のポストを離れた場所に作り緊援隊の救急隊に搬送を引き継ぎました。

その時、三陸道から「お父さん」と娘の声が聞こえてきました。振り返ってみると妻と娘が歩いて向かってきました。思わず涙がこぼれ娘と抱き合いました。

三陸道では、家族を探しにきた人や歩いて自宅に帰る人、無事を確認し抱き合ってうれし泣きをしてくる友達、「家の母が見つからない」と泣きながら抱きついてくる友人等でいっぱいでした。その晩も消防団の屯所で仮眠していると、1時頃だったと思います。大槌の山火事が片岸の民家に迫っているとの無線で消防団と一緒に出動しました。古廟坂トンネル付近の民家に迫る勢いでした。その日は12時頃まで消火活動をし、隊を交代して、鳥ヶ沢トンネルを抜けて初めて釜石の町を見たときは、釜石駅から西側だったため全滅に近い鵜住居から見ると、建物も残っているし衝撃はあまりありませんでした。

その日からは、教育センターを拠点に捜索活動や山林火災の消火活動等を行いました。

3月17日16時過ぎの捜索活動を終わる時、同僚の救急救命士鈴木健幸君の家を見つけましたが、赤で×が書いてあり全壊に潰れていました。どこからか2階を検索できないかと思い、同僚隊員に梯子をかけて検索するように指示しました。「中に入るのは不可能、でも人がいる気配がある。」と報告がありました。救助工作車が被災し資機材のない私たちは、すぐに鵜住居地区で活動をしていた緊援隊の松山消防局の救助隊に連絡をとり、家族を含めて4人を発見し2階から救出していただきました。最後に健幸君の傷んだ遺体を目にしたとき、本当にこれが健幸君なのかと思われるくらい苦しそうな表情で私たちも涙が止まりませんでした。そして我々釜石消防署の隊員全員で担架搬送するような心遣いまでしていただき、本当にありがとうございました。

その後も捜索活動を継続し、初めて家に帰ったのが3月21日でした。家に帰っても眠ることができず、避難所になっていた栗林小学校や公民館に足を運び地域で炊き出しをしている手伝いをしていました。3月22日から小佐野出張所で救急隊として6月30日まで活動しました。救急活動では、大阪府の救急隊や、北上、花巻、遠野消防の救急隊の応援がありましたが、県立釜石病院が震災により入院病棟が8月下旬まで受け入れ困難だったため、盛岡市や北上市の二次、三次医療機関までの搬送が多く、往復5時間から6時間かかる救急搬送本当にありがとうございました。感謝・感謝でいっぱいです。

この震災から学んだこと、防災の拠点となる庁舎や車両、資機材は被災してはいけないということ。まだまだ釜石大槌は、復興には時間がかかると思いますが、応援してくれた全国の皆様に感謝し職員一丸となって頑張っていきます。本当にありがとうございました。

被災地域の消防本部等職員の手記（4）（宮城県　仙台市消防局）

仙台市消防ヘリコプター2号機出場！
～東日本大震災初動対応の記録～

仙台市消防局（宮城県）
消防司令
大賀　宏司

平成23年3月11日（金）、その日、午前中は仙台市消防ヘリコプター2号機（ベル412EP）を使用して航空救助訓練を実施、着陸後は訓練参加クルー全員でのディブリーフィングをいつもどおりに…。昼食をとり、ちょっと昼休み。午後からは消防局警防課との航空関係調整事務に携わり、その仕事も片付いた14時半すぎ、やっと自分の仕事が始められると思った矢先のことだった。

デスクに向かって仕事をしていた14時46分頃、突然ゴォーッという地鳴りとともに南北の大きな横揺れに見舞われた。「大きい。とにかく1分程度はじっとして揺れが収まるのを待とう。」と思ったが揺れは一向に収まらない。「長い。今までの地震とはぜんぜん違う。何かとんでもないことが起こっている。」と直感した。

3分ほどだっただろうか、揺れが収まったところで、庁舎・格納庫の安全点検を実施、そしてすぐに消防ヘリ出場準備を開始した。

ヘリコプターを格納庫から駐機場に搬出したころ、消防情報センターからホットラインでヘリコプターの出場指令が下命され、同時に大津波警報が発表されたとの情報を得た。

15時00分。仙台市消防ヘリコプター2号機が荒浜航空分署（仙台市消防局ヘリポート）を離陸。

活動の場所：宮城県仙台市

機長は私、副操縦士、整備士兼機内オペレーター、航空救助隊員は2名、計5名が搭乗しての出場。

離陸後、仙台新港の沖にある防波堤に機首を向け、釣り人等の存在について確認することとした。釣り人等はいないことが確認でき、仙台新港の南側防波堤から仙台市の南に隣接する名取市との境界に流れる名取川河口に向けて海岸線沿いを飛行。大津波警報発表に伴う機外拡声装置による避難広報の実施並びにヘリコプターテレビ伝送装置による情報収集を開始した。午前中の快晴が嘘

のように、仙台市内には雪雲が流れ込んできて、非常に視界の悪い気象条件下での活動であった。

仙台新港と名取川河口間を数回往復した後の15時28分頃から、消防ヘリポートの所在地でもある仙台市若林区の深沼海水浴場に設置されている波消しブロックが、海岸と地続きになるくらいの引き波を視認した。その時「間違いなく津波は来る。」と思ったが、それがどのくらいの大きさなのかまでは予想できなかった。

航空救助隊員は消防波を用い、地上で活動中の消防隊員や消防団員に対して、海岸線から直ちに避難するよう呼びかけた。

15時42分、七北田川河口の上空において海面上昇を確認した。

「津波だ。早い。」

津波は海岸線の砂浜を易々と越え、海岸線に防潮林として整備されている「浜辺の森」に到達し、みるみるうちに浜辺の森のなかを流れる「貞山堀」まで来た。流れは止まらない。

仙台市若林区の海岸部にある「荒浜地区は大丈夫か。」

荒浜地区上空に到着すると津波は荒浜の街を全て飲み込んでいた。住宅が、自動車が、津波に流されている。消防ヘリポートも津波に飲み込まれた。今は消防ヘリポートに着陸することはできる状態ではないし、仮に津波が引いて離着陸が可能になったとしても消防ヘリポートに備蓄している航空燃料は使用できないだろう。ヘリコプターに搭載されている残燃料を確認した。「大丈夫だ、まだ飛べる。」荒浜小学校屋上には避難している人が確認できた。

整備士と救助隊員から救助活動に移行するよう進言があった。堅牢な建物内に避難できている人はそこで夜を明かすことができるが、流されて漂流物などにつかまって助けを求めている人には、

宮城県仙台市　津波襲来

夜を明かす猶予はない。屋外で救助を待つ人を優先することとし、情報収集と要救助者の検索を継続した。

同時に陸上自衛隊霞目駐屯地司令に対して、要救助者の引き継ぎのために霞目飛行場を使用すること及び消防ヘリが活動を継続するための燃料給油支援の要請を、飛行場管制塔を通じて行った。

16時10分には荒浜交差点のガソリンスタンド屋根上に要救助者を確認、クイックストラップにて救助した。

16時20分、飛行継続するには燃料が心もとなくなったので霞目飛行場に着陸した。事前の調整どおり、要救助者の引き継ぎはスムーズだった。エンジン停止後、ヘリコプターに給油したものの、天候は悪化しすぐには離陸することができないくらいの降雪となり、地上においても視界はかなり低下していた。

この時点では、地震と津波による被害の全体像は全く把握できていなかったが、仙台市沿岸部の惨状を目の当たりにして、宮城県内のみならず東北地方太平洋沿岸部においても相当の被害がでているだろうことは容易に想像できた。

天候が一時的に回復した隙を狙って、霞目飛行場を離陸。活動継続に向かった。

被災地域の消防本部等職員の手記（5）（宮城県　仙台市消防局）

仙台市消防職員指揮隊長等手記

仙台市消防局（宮城県）
警防部警防課主幹兼計画救助係長
渡辺　智浩

地震発生当時の業務は警防部警防課において、特殊災害対応や広域応援の担当であり、この地震災害はこれまでの経験を駆使して担当の業務を発揮しなければならないとの気持ちで対応に望みました。

市内の状況把握は勿論ですが、県内の被害状況の把握、緊急消防援助隊の応援要請、授援活動等をはじめに手がけました。

県内の被害状況調査と応援の体制ですが、宮城県広域消防相互応援協定では、県内4ブロックに区分してある幹事消防本部に調査を行い、授援が必要な消防本部へ応援部隊を派遣する調整がありますが、市内の被害状況の把握すらできない状況では、県内の調整まで実施できる状態ではなく、計画に則り、今回被害が比較的少ない代表代行消防本部である、大崎地域広域行政組合消防本部に各ブロックの被害状況の調査と、ブロック内外の応援体制のとりまとめを依頼しました。

この計画に基づく担当者間の連絡調整の会議や緊急消防援助隊のブロック訓練、県内応援の訓練は毎年実施されており、更に今年度は5年に一度の緊急消防援助隊全国訓練が実施されたこともあり、担当者間の連絡調整は協定の想定を越えているものの、スムーズに機能したものと考えますし、代表消防本部である当局は市内の活動に専念できたものと考えます。

緊急消防援助隊の授援体制でありますが、今回の出動は消防庁長官指示というこの制度が始まって以来初めてのスタイルとなったことから、想定外の規模の部隊が応援に駆けつけることになりました。

本来であれば、必要な部隊を要請し必要な場所に配置することが本来の計画ですが、要請とは裏腹に次々に投入される部隊の配置に苦慮するという状況でした。

仙台市の授援計画で定めている野営場所がその規模を超えてしまいそうな部隊の投入があり、支援物資等の受け入れ場所と重複してしまうなど野営場所の確保に苦慮しました。ひと通りの授援の体制を整えた後、宮城県庁の消防応援活動調整本部に代表消防本部の一員として入りますが、こちらでもやはり要請の規模を超える部隊が県内に次々に投入され、特に被害が甚大であると報道された気仙沼市や南三陸町に投入せよとの事でありました。気仙沼市や南三陸町は平坦な場所が少ない上そのほとんどが津波の被害を受けており野営場所を確保することができず、隣接する被災の少ない消防本部（市町村）に野営場所の確保を依頼しましたが、次々に投入される部隊にその隣接する消防本部からも、燃料や食料の確保が難しくパンク状態であると苦情が入る状況でした。

今回の災害は、想定や対応策の計画をはるかに超える災害となりましたが、常日頃の備え、我が組織で言えば常日頃の他機関との連携訓練等、組織の技量を超えた場合に重要であることを再確認させられるものでありました。今後とも、様々な団体や機関と協定を結ぶなど事前に協力体制を確立し相互に補い合いながら市民の安全・安心の確保の充実を図っていく必要があると考えます。

仙台市消防職員指揮隊長等手記

仙台市消防局（宮城県）
若林消防署警防課主幹
菅野　清和

1　発災当時の活動概要について

3.11発災当日の署隊本部は、地震での被害対応と津波による救助要請に対応する部隊との二方面対応とする部隊運用が求められて困難を極めた。

幸い管内での地震被害の発生件数は少なかったが、沿岸部の津波被災地域からの救助通報が多数入電し、出場隊の進入を主要幹線の荒浜・原町線と井土・長町線の二方面に分けて試みたが、いずれも流出した松の木・車両及び倒壊した家屋の瓦礫等が堆積しており、部隊進入が出来ないとの報告を受け痛恨の極みであった。そのため、活動方針を変更して、仙台東インターから部隊進入を行い、仙台東部道路上に各隊を部署配置後、道路のり面沿いからの救助活動と車両による照明活動を主眼とし、要救助者への「希望の光」を持たせるように指示した。各部隊から東部道路のり面にいた十数人以上の避難住民等を救助したとの報告を受けた。

3.12早朝から仙台東部道路上に若林署前進指揮本部を開設して、本格的な部隊指揮を執ることとなった。仙台東部道路上には、自衛隊・県警隊員の姿は確認できず他機関に先駆けて部隊活動を容易に展開実施できた。

3.13～18早朝、東インター入口で指揮本部長として、緊急消防援助隊県隊長、陸上自衛隊の部隊長、南警察署担当者と消防作成ブロック図を基に捜索活動区域割等の打合せを18日まで継続して実施した。

2　消防活動の検証

⑴発災当日から数日は、多発する余震による津波退避命令があり、広範囲に展開活動中の消防職員には無線連絡で対応できたが、しかし、消防団員に対する避難指示の問題があった。そのため、消防職・団員が常に行動を共にして近隣の高所へ避難させることを指示した。

⑵警防本部等との電話連絡（内線・外線）等が不通状態となったことから、通信体制の確保が必要である。

⑶津波被災区域の広範囲の惨状、生存者救助方法、人海戦術による手作業では限界があり、発災当時から三日間は大型重機の投入等による生存者の救出が必要不可欠であることを痛感した。

3　受援体制について

緊急消防援助隊県隊長と捜索活動区域及び部隊運用が当日の早朝現地打合せとなり、部隊間の相互連絡体制が構築できなかったことから、捜索活動日の前日に署隊本部か野営地での打合せを行い指揮隊間の意思の統一が必要だった。

4　心に残ること

津波被災地域で捜索活動中に親族を探す方と会

話する機会があり、なぜ津波警報発表時に避難しなかったのかと尋ねたところ、今まで津波が来ても被害が無かったことで自宅にいた方や一旦避難したが、まだ大丈夫と思って帰宅して被害にあった方が多かったと話され、津波に対する「油断」が被害を拡大させた要因であることを痛感し、ふと、平成22年2月のチリ地震津波警報での沿岸部住民への避難広報活動を思い出した…

あれが警告の前触れだったのか…

5　最後に

震災発生から4箇月が過ぎましたが、瓦礫や住宅地内はきれいに片付けられ津波被害が無かったかのように感じられるが、荒浜小学校周辺を見るとあの日の現場指揮や捜索活動の困難な状況が思い出される。しかし、いまだに被災地内で発見されていない方もおり、最後の一名まで捜索・発見するという気持ちを持って現在警戒活動が続いています。

今回の大震災を教訓に、消防人としての「団結」と「絆」を改めて心に刻まれ、大規模災害になればこそ「不撓不屈」の精神で立ち向かう気持ちを常に忘れてはならない。

被災から学び得たもの
～明日への希望として～

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部（宮城県）
畠山　光

1. はじめに

私の住んでいる気仙沼市は、三陸海岸特有のリアス式海岸の湾奥に、波の静かな美しい良港を擁していました。海は漁業や養殖業など豊かな恵みを与えてくれました。

私の自宅があった二ノ浜地区も入り江に小さな集落を形成しており、自宅も庭に小舟をつけられるほど海の近くにありました。

3月11日、私は非番で自宅にいました。津波で地区は壊滅状態になり、海岸線に一本あるだけの道路も寸断され、避難所に指定されている浦島小学校は孤立しました。さらに、気仙沼湾一帯の火災により、一晩中黒煙に包まれました。

その中で私が被災して実際に体験したこと、感じたことを記していきます。

2. 地震と津波、自助と共助

14時46分、突然の強烈な縦揺れに、「この地震では家が倒壊する」という恐怖を感じました。驚いている母を屋外に押し出し、2人で庭に四つ這いになると、まもなく強い横揺れが始まり、隣の家は地面に沈み、自宅にもひびが入りました。「とうとう宮城県沖地震が来た」と思い、次にすべきことを考えながら、ひたすら地震がおさまるのを待ちました。揺れが小さくなったので、「津波がくるぞ!!　逃げろよ!!」と地区全域に届くように、何度も何度も叫びました。庭先の湾を見ると、すでに水がすごい勢いで引いていました。

私は、津波到達までに海岸道路を抜けられないと思い、消防署へ向かうのを諦め、避難行動に移りました。いろいろな荷物をまとめようとしましたが、「津波にみんなくれてやれ」と思い直し、必要最低限の物を持ち、車も諦め、800m先の避難所へ向かうことにしました。

家を出る頃、6mの大津波警報が発令されたと同報防災行政無線で知りました。庭を出ると、私の声で怖くなったと、近所の人が避難を始めていました。私は足の不自由なお年寄りを背負ったり、津波の情報を分からないお年寄りを家から出したり、高台中腹まで何往復かしました。健康な人には、手分けをして近所を確認するように頼みました。

自宅にあったリヤカーにお年寄りを乗せて、歩ける人に高台へ引っ張って行くように頼んだりもしました。「もっともっと高台へあがれ!!」と声を張り、とにかく高く、海岸から遠くへ避難させました。

自宅へ戻ろうとする車も、水門を閉めようと戻ってきた消防団員にも、「とにかく命が優先だ」と言い高台へ避難させ、最後に自転車で避難所へ向かいました。声がけができた家は十数件が限界でした。

途中、対岸の商港岸壁の海面が徐々に上がっていくのが見えました。津波が防潮堤を超えると、

一気に海水がなだれ込み、危険物のタンクが次々と倒れ、流されていきました。

「何とか生き延びた」と思う反面、鹿折地区で仕事中の妻、南郷地区の幼児園にいる次男・三男を、今津波が襲っていると思うと、不安で押しつぶされそうになりました。

学校に到着すると、下校前だった長男と、別々に避難した母がいてとりあえずほっとしました。

まずは自治会長に地区の避難者、未確認者をまとめてもらい、学校長などと避難所物品の確認をしました。強い余震が続いたので、建物の中は危険だと思い、校庭にテントを張って過ごすことにしました。電話は通じませんでしたが、メールができたので、家族の無事を確認することができました。消防本部には参集できない事と避難所の状況をメールしました。

3. 火災と黒煙と消火作業

夕方に雪が降り、2、3cm積もりました。

避難所には様々な業種の地区民がいて、それぞれ救護班などの役割ができあがっていきました。

17時40分頃、高齢者2人が高台に取り残されていたので、7人で救出に向かいました。

1人を担架に乗せたところ、目の前で爆発音とともに黒いきのこ雲が現れ、黒煙は急速に大きくなりました。私達は身の危険を感じ、もう1人を私が背負い、死ぬ気で避難所へ走りました。まもなく、木々に囲まれた避難所は轟音と火の粉にさらされることになりました。

火の勢いが増すと、急に強烈な風が起こりました。飛ばされそうになるテントをたたみ、燃えやすいものは安全な場所に離し、子供達には防炎の非常用毛布をかぶせ、校庭の真ん中でじっとさせました。厚い煙と熱気で2m先が見えず、呼吸も思うようにできず、「これは、死んだな」と絶望しました。

消防本部に状況を伝えましたが、孤立した避難所は、熾烈な火災になすすべもなく、運に任せるしかありませんでした。

それでも、プールがあったので、軽トラックに水槽を積んで、移動水槽車にして、なんとか水バケツで消火を続けました。

炎上する気仙沼湾

夜にはメールもできなくなりました。携帯電話のテレビで、気仙沼湾一帯が火の海になっている映像が流れ、「津波で助かったのに今度は火災か」と何ともいえない怒りを感じました。幸い浦島小学校付近の火災は21時になると落ち着いてきました。皆で火災の前に積もった雪が、飛び火を防いでくれたのではないかと話しました。

子供とお年寄りは、最近耐震補強したばかりの教室で寝ることにしました。避難者数に対して毛布が少なかったので、毛布の包装ビニールやカーテンなどを利用して寒さを凌ぎました。子供達が震えていて、季節外れの寒さを恨みました。

気仙沼湾を見ると、燃えたがれきが津波で行き来していて、まるで地獄絵図を見ているようでした。

対岸では一晩中サイレンが鳴り響き、何もできない自分を悔しく思いました。

4. 山越え

12日、日の出前に対策班のミーティングを行いました。夜明けとともに偵察機が飛ぶと考え、校庭に「200人・水食料なし・毛布不足」と情報を書きました。沢水で備蓄米を炊き、食事をとることもできました。

そんな中、生存者2名が漁港で発見されました。津波にのまれたものの、小船に這い上がり、一晩

押し寄せる津波で炎上し拡大してゆく火災

中燃えさかる湾内をさまよっていたようで、体は冷たく、ケガも深く、ほかの地区の状況も厳しい事が容易に分かりました。

集落を見渡せる高台にも行きましたが、自宅があった場所は、すべてが津波にさらわれて、がれきすらありませんでした。

9時頃には大津波警報が解除になり、火災も落ち着いたので、徒歩で山越えをし、消防署へ向かうことに決めました。

沿岸部は津波と火災で壊滅状態でした。道路はがれきで埋め尽くされていました。それでも、対岸の避難ビルに取り残された人がヘリで救助されていて、救助の手が差し伸べられているのを希望に感じ、何度も何度も山を越えました。口の渇きは沢水をわずかに含んで凌ぎました。

生存者がいれば、被災状況や避難者数など情報収集をしながら、ひたすら歩きました。食事をとれていない人におにぎりをあげたり、水などを恵んでもらったり、5時間かけて山を越えました。

しかし、鹿折地区も津波と火災で変わり果てていました。

鹿折大橋に出ると、自衛隊や緊急消防援助隊の車列があり、「このような応援があれば何とかなる」と、被災者として非常に頼もしく感じたのを覚えています。

消防隊と合流して、参集途上で知り得た情報を災害対策本部へ伝えました。

24時間後に参集を果たした私は、そのまま現場活動を志願しました。ここから、私の消防士としての震災との戦いが始まりました。

5. 被災して感じたことと今後の課題

今回の経験で感じたことは、津波に対しての自助の重要性と共助の難しさ。そして、公助の限界でした。

まず、津波に対しては、避難行動を早く起こせるかが最も重要でした。

そして、今回は最大波の到達まで時間があったために行えた事も多く、私達の地区はコミュニティーによる避難行動で、より多くの方が助かりました。しかし、私は津波に巻き込まれるのではないかという恐怖を常に感じながら活動しました。このように、津波に関しての共助は、共倒れになる危険性もあるため、自力避難困難者のサポートなど課題も多いと思います。

津波浸水域の多くの避難所は、津波の直後から孤立しました。アクセスやネットワークも途絶し、公助の手が届けられず、数日間何とか凌いで生活していた避難所もありました。

今後も、津波災害が起きた場合に被害を最小限にすべく、防災施設・道路・通信などハード面の整備・強化は必要だと思います。しかし、津波による死者をなくすためには、防災計画・防災教育・自主防災組織などのソフト面の検証・強化が必須だと思います。

今回の震災から得た教訓を必ず生かすため、ゼロベースからの見直しも含め、私たちの責務はより重要になっています。

原折地区
宮城県
参集経路
南部地区
避難所（活動場所）
消防本部（防災センター）
気仙沼消防署
気仙沼商港
自宅
浸水区域
火災区域

東日本大震災に於けるいわき市消防本部の通信指令センター

いわき市消防本部（福島県）
消防司令
國井　伸記

いわき市消防本部指令課は隔日勤務1班6名・2班編成と日勤者2名、計14名体制で34万市民の安全･安心確保のため指令業務にあたっています。

平成23年3月11日（金）14時46分　自宅にいた私は、ゆっくりとした横揺れを感じた。今までにない長い揺れに、窓から外を見ると電線の揺れがだんだんと大きくなり、自宅の引き込み電線のガイドが切れて電柱が倒れるような恐怖を覚えると同時に、市の南西部に位置する小名浜石油コンビナートが頭に思い浮かび、大きなダメージを受けているのではと不安がよぎった。

揺れが収まり、家族の安全を確認して妻に後を託し、自転車で5km離れた職場に向かった。

途中、道路の陥没や隆起、亀裂、コンビニ店の販売物が散乱しているのが確認できた。真っ先に消防本部3階の指令センターに飛び込んだ。危惧した石油コンビナートに大きな被害は出ていなかった。

地震発生当時の指令センターは、3名が着台業務にあたっていた。携帯電話の緊急地震速報が緊急音を鳴り響かせ、その直後に激しい揺れに見舞われ、強い揺れが数分間続き、マウスの操作は不能となった。揺れが収まり、すぐにテレビ情報に基づく福島県大津波警戒を指令し、勤務者5名で初動対応にあたった。

活動の場所：福島県いわき市

地震の揺れが収まった直後から119番通報には、水道管破裂やブロック塀倒壊等のほか、目的外問い合わせ、医療機関の問い合わせなどが多く、延々と電話は鳴りどおしの状態が続き、15時過ぎ頃から救急・救助要請、火災通報の入電が多くなり、通常は数秒で照会できる発信地照会も10秒以上かかった。こののち電話回線の混信やシステムの不安定な状況が13日まで続いた。

通報のなかで、軽症救急と思われる事案等については、通報トリアージを実施し、非常事態であることを通報者に説明し納得してもらい自己対応、家族、隣保共助などをお願いした。

緊急事案は速やかに指令し、時間的余裕がある事案は、各署所に対応させる活動方針とした。夕方頃には、車両運用表示盤の84車両のうち、特殊車両数台を除く全てが避難広報、火災、救急、救助の活動を示すランプ表示となり、組織を挙げて全員で対応していることが確認できた。

119番通報は、発災日から5日目をピークに徐々に少なくなっていったが、市役所本庁舎が地震で損傷し、市災害対策本部が災害直後から消防本部内に設置され、電話取り次ぎ対応も重なり業務は困難を極めた。これらのことに対応するため初めの4日間は、全課員で対応した。その後、日中は8名、夜間は6名を基本とした勤務が3月いっぱい続いた。

津波被災現場の救助活動と消火活動に総力を挙げて傾注したが、余震が起きるたびに津波警報が発表され、警報解除の予想がつかず、無線で隊員相互の連絡を強化し、現場に活動判断を委ねた。

分署・分遣所の各1施設の通信施設が、津波浸水で損傷し、使用不能となった。被災した各隊は本署及び支所へ仮配置され、管轄地域の災害対応を確保した。無線中継局や基地局は、停電したもののバックアップ機能が正常に作動した。

3月14日11時頃、福島県沿岸で活動する防災ヘリから「福島第一原発きのこ雲確認」との無線を傍受。それまで、活発に活動していた各県支援防災ヘリの交信は、それを境に途絶えた。翌日、政府が半径30km以内の住民に対して、屋内退避を指示した。このことで、市外に退避する市民や双葉地区からの避難者が、いわき市の避難所に殺到し、救急通報が相次いだ。発生から1週間を過ぎた頃から、重症傷病者の市外転院搬送要請が相次いだ。ヘリコプター搬送では、県災害対策本部と病院相互間の調整等、事前手配に時間を要した。また、救急車による搬送は、長時間不在となるため、出動の少ない分遣所救急隊の配置替えをして市街地を強化。市外搬送は医療関係者1名を同乗させ、隊員2名で従事させた。

いわき市消防本部　指令センター

消防活動の根幹となる災害通報受付は、通信技術の進歩に伴い、画期的に進化し、今回の大地震でも当本部の緊急情報システムは、ほぼ正常に機能した。

この大災害の被災地において、指令業務にあたった者の1人として痛感したのは、迅速で正確な情報収集であった。

しかし、現場から伝えられる情報は、正しく的確なものではあったが、言葉、文字情報には限りがあり、さらに詳細な情報を要求する状況であった。後に、マスメディアから発表された映像情報は、その場の雰囲気、臨場感、細かい状況を一目でくみ取れた。いち早く災害映像情報を収集し、中枢部へ伝達できれば、非常事態における最適な判断情報に成り得るものと思う。

最後に、全国の消防組織からご支援を賜り消防活動が完遂できましたことを厚く御礼申し上げます。

東日本大震災が発生した日

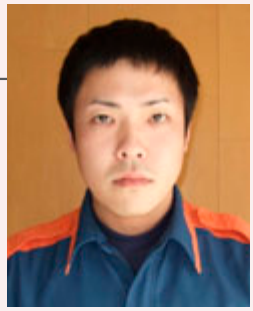

相馬地方広域消防本部南相馬消防署（福島県）
予防係主査　消防士長
川村　周作

平成23年3月11日14時46分マグニチュード9.0の地震が発生した。発生時は当番勤務であり、庁舎1階の書庫で台帳整理をしていた。すると突然、自分の携帯電話が鳴った。マナーモードであるはずなのに、なぜ音が出るのか不思議だったが、それが今では聞き慣れた「緊急地震速報」のアラーム音だと理解したのと同時に、大きな揺れが自身を襲った。咄嗟に前庭に駆け出すと、当日の勤務者全員が揺れの大きさを探っている様子であった。

地震対策計画に基づく初動体制を取るべく消防車両を移動しようと車庫に目を向けると、十分な間隔が保たれているはずの車両が、今にも接触するかのように揺れていた。誰かが「危険だから車両に近づくな」と叫び、自分はただ揺れが収まるのを待った。訓練塔では、鉄骨同士がぶつかる鈍い音が発せられ、まるで危険を知らせる「警報音」の様だった。

一向に収まる気配を見せない地震も数分経過すると、徐々に揺れが小さくなった。数名の職員が車庫に走り、車両を出そうとした際にポンプ車同士が接触した。私も細心の注意をはらい救助工作車と化学車を車庫前へ移動したが、化学車は積載水の影響か停車してもなお揺れていた。車両から降りると揺れは収まっていた。

事務室に入るとロッカーに収納されていた防火対象物の台帳が床一面に散らばっていて、地震の大きさ、そして激しさを再認識した。

直ぐに、救助事案の指令を口頭で受け出動したが、意外なことに出動途上の道路に亀裂などは確認されず、信号は正常に点灯していた。規則正しく走行する他の車両を見て、「あの揺れは夢だったのか」と不思議な感覚になった。しかし、道路沿いの自動車販売店ショーウィンドーが割れ、ガラスが道路上にまで散乱しているのを目にして直ぐに現実に連れ戻された。同乗していた隊長と交わした「今日は長い一日になりそうだな」という言葉が忘れられない。

救助現場に到着すると、老人男性が倒壊した石蔵の下敷きになっていた。老人の言葉が聞き取れ、「生きている」と理解できた。見ると、そこに停めていたであろうオートバイが石蔵の門扉を支柱の様な形で支え、老人はそこに出来た僅かな空間に閉じ込められていた。救出方法は、付近で作業をしていた作業員と小型パワーショベルの協力で石柱と門扉を支え、自身が空間内に進入し、抱きかかえで老人を救出した。その後、救急車が到着し傷病者を引き継いだ。これが「長い一日」の最初の救出者である。使用資機材を収納していると、警察官が到着し、「10mの大津波警報が発表されました」と伝えてきた。そこで初めて本震災で最大の被害を及ぼした「津波」の存在を知ったが、まだ現実味は抱けなかった。

帰署途上、津波の警戒として沿岸部を経由するルートを隊長に提案したが、第二の出動に備えるべく、帰署に向った。

振り返ると、この決断で自分が生きているのかと考える事がある。また、現場の石蔵にも津波が押し寄せたのが後日確認できた。

無線で他所属が津波警戒として活動中であることは伺えたが、混信はしていなかった様に記憶し

ている。「津波到達」との無線を傍受し、海岸部を見ると、地を這う黒い水と防潮林を遥かに越える白い波しぶきが遠くからでも確認でき、それが「大津波」であると初めて認識すると同時に、海側を避け緊急走行で山側へと進路を変更した。途中、地震の影響で踏切が通行制限されていたため、更に進路を変えた。

車両拡声器で「津波到達」を周知しながら走行し、車両内から東方の海側を目視すると、家屋どころか木々も消え去り、海と陸の境界線が無くなっていた。

「老人保健施設で津波被害、傷病者多数」との無線を傍受し、本部からも出動指令を受けたが、現場到着を試みるも、津波による瓦礫と倒木によって通行できず、最終的には現場のかなり手前の部署となった。海岸から約2Km離れた老人保健施設では、既に先着隊が活動中であったため、救助隊は「車両内に3名の要救助者発生」との指令を受け、付近の捜索を実施する。津波によって大量の海水が溢れ、膝上まで達したそれは黒く濁り、道路の境界が全く分からない状況だった。流れていた木材を手に取り、地面を突きながら進み、呼びかけながら捜索を行った。しかし、該当すると思われる車両は見当らなかった。

打上げられた海水に反射する茜色を見て、時刻が夕方であることに気付いた。

すると、そこで同じ隊の隊員が思わぬ発言をする。「家が無くなっている」。彼は、遥か海側を見て海岸から数十メートルという距離に妻、子供、両親、祖母と暮らしていた自宅があり、その家が無くなっている事に、この時気付いたのである。家族の安否は確認できず、また彼は、地震発生当初、ポンプ車の接触事故を起こしていたので、私は注意力散漫による本人の二次災害を懸念した。幸い、家族は全員無事で本人の事故も無かった。

車両内の要救助者の捜索は発見に至らず、老人保健施設での救助活動に移った。途中、施設入居者と思われる数名が泥に塗れた状態で発見できたが、既に死亡していた。私自身が初めて経験したトリアージだった。

「トリアージ：黒」を通り過ぎ、老人保健施設へ到着すると、別の隊長が道路西側に流された傷病者のトリアージを行っていた。カラーは「黒」、道路を境に西側は幾分高台であったにもかかわらず、そこまで津波が達していた事に驚いた。ここ

写真1　老人保健施設の被災状況（3月11日撮影）

まで「トリアージ：黒」と判断した傷病者は、私の手元の記録では8名だった。

老人保健施設内は津波で流された瓦礫と木々で埋もれ、内部が見渡せない状況であった。付近に駐車していたであろう車両が、窓から施設内に突き刺さっていた。

火災は発生していなかったが、スプリンクラーヘッドから水が噴き出し、自動火災報知設備の警報音が鳴り響いていた。駐車場で横転した普通乗用車の中に老人女性が1名おり、中に進入し救出、担架で搬送した。その後、付近の捜索を実施し、周囲が暗くなり始めた頃、「津波接近」との情報が無線で知らされ、急ぎ消防署へ引揚げた。

帰署後、再度、倒壊家屋で脱出困難者数名との救助指令を受け出動する。周囲はすっかり夜の闇が覆い、照明が無ければ活動は難しい状況になっていた。水位は膝まで達していて、自力歩行可能の傷病者は足元へ十分配慮し、前後に活動隊が付く事で救出できたが、担架で救出する場合は、両手が塞がれた状態にもなり、歩くのに不安だった。ここで2名を救出し、救助隊は付近の捜索を実施後、現場を引揚げた。

帰署後、自分の濡れた活動服や編上げ靴を交換して、夕食をとったところで「津波で流された車両に3名取り残されている」との救助指令を受け、救助隊5名で出動する。南に位置する小高分署へ到着し情報を得た後、現場へ向かうも津波による倒木で車両が進入できない状況であったが、その都度、用手でそれを避けながら車両の進入路を確保した。

現場に到着したところで、道路脇の2階建て住宅から助けを呼ぶ声がしたため、初めに、そこから3名を救出し、小高隊へ引き継いだ。車両内に取り残された者は、救助工作車が部署した位置か

ら更に離れた地点である事が分かったが、道路を完全に塞ぐ状態でコンテナがあり、徒歩で目的地へ向うことになった。情報では、水が溜まった水田で車の上から助けを求める傷病者が1名、津波で流された車両内に3名、津波で倒壊した飲食店の内部に2名であった。

水田内の車両上から助けを求める声は、私も聞き取れ、隊長が直ぐに助けに行く旨を伝えた。水深が予想以上に深く、夜間ということもあり冷たさが身にしみたことを記憶している。ボートを手配し、その間は別の要救助者の救出に向った。飲食店に取り残された要救助者2名は、老人女性1名と成人男性1名であった。消防団員も現場に駆けつけていたため、相互に協力しながら飲食店の2名を救出した。

次に車両内部に取り残された3名の救出では、ガラス破壊器具で後部ドアを開放し、救出した。3名の内訳は、成人女性1名（母親）と小学生女児2名（姉妹）であり、海に近い地区で津波に巻き込まれ、そこからはかなり離れた場所に、奇跡的に漂着したとのことであった。津波は3回到達したと女児は証言した。救急隊が到着するまで救助工作車内で、救出した5名を収容し、その後、救助隊は水田内の要救助者の位置を特定し、到着したボートに4名が乗船した。ボートには確保ロープを結び、呼子で信号の確認を全員で実施した後、私は左舷オールを担当した。水深は約1mあった。要救助者は車両が水没してしまったため、車両屋根で助けを求めている状態であった。気温が低く、衣類も濡れていたため、低体温状態に陥り意識が朦朧としている状況で助けを求めていた。ボートに収容後は、予め確認していた呼子の信号で「引け」を合図し、陸側からの牽引でボートを引き寄せ救出した。震災発生後から続く救助活動で13番目の救出者であった。

南相馬消防署に帰署後、時計を見ると日付は替わり時計の針は午前0時30分を示していて、大変驚いた。夜間は、火力発電所内部で発生した火災に第一隊が出動し、私は12日の早朝4時からの第二隊として出動した。

私は、今回の震災後約1カ月の自身の活動を簡単に記録していたので、当日の対応を振り返る際に役立ちました。3月11日以後も、火力発電所で発生した2件の火災出動や、管内の他所属でのボートを使用した捜索活動、更には、緊急消防援助隊の受援活動に従事しましたが、訓練では体験出来ない事や様々な障害がありました。

しかしながら、震災当日を振り返り、それぞれ異なる場所で13名もの生存者を救助出来たのは、今後の私の消防人生の中で大きな、そして貴重な経験です。

我々、相馬地方広域消防は地震、津波、火災、そして今なお続く原子力災害に直面し、まさに世界最大の災害を体験している消防機関と言っても過言ではないでしょう。この災害を必ずや乗り越え、再び「安全で安心な地域づくり」のため尽力して行く気持ちです。

また、この記録は来たるべき復興後の相馬地方広域消防にとっても貴重な資料となり、次の防災を担う世代に語り継がれていくことでしょう。

写真2　相馬地方広域消防本部南相馬消防署全景
（3月12日撮影）

4.4 被災地域の消防団の活動

日本の消防活動は、市町村に設置される常勤の消防本部と非常勤の消防団が連携して行っている。消防団は、すべての市町村に設置され、平成24年4月1日時点で、消防団数は2,234団であり、消防団員数は87万4,193人である[1)*1]。

地域によって異なるが、消防団は概ね図4.4-1に示すように、「団」、「分団」、「部」、「班」という構成で運営されている[*2]。

消防団員とは、ほかに生業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という精神に基づいて、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である。消防団は主な活動として、災害時の消火活動、救助・救出活動、災害防除活動、住民の避難誘導や、平常時の防火啓発活動、消火・防災訓練、高齢者宅の訪問、応急手当の指導などを行っており、消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている[1)]。

東日本大震災において、地域防災の要である消防団は、自らも被災者であったにもかかわらず、「地域密着性」（消防団員は、管轄区域内に居住又は勤務）、「要員動員力」（消防団員数は、消防職員数の約6倍）、「即時対応力」（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）という3つの特性を活かしながら、水門・陸閘（りくこう）の閉鎖、住民の避難誘導、救助活動及び消火活動のほか避難所の運営支援など、様々な活動を行った[2)]。

一方、地震発生直後から避難誘導や広報活動にあたっていた消防団員や災害対応のため詰所へ参集途上の消防団員が津波により被害を受け、消防団員254人（平成24年9月11日時点）[3)]が死亡ないし行方不明となった。また、屯所や消防車両等が損壊するなど、人的、物的にも甚大な被害を受けながらの活動となった[1)]。

図4.4-1 消防団組織の概念図

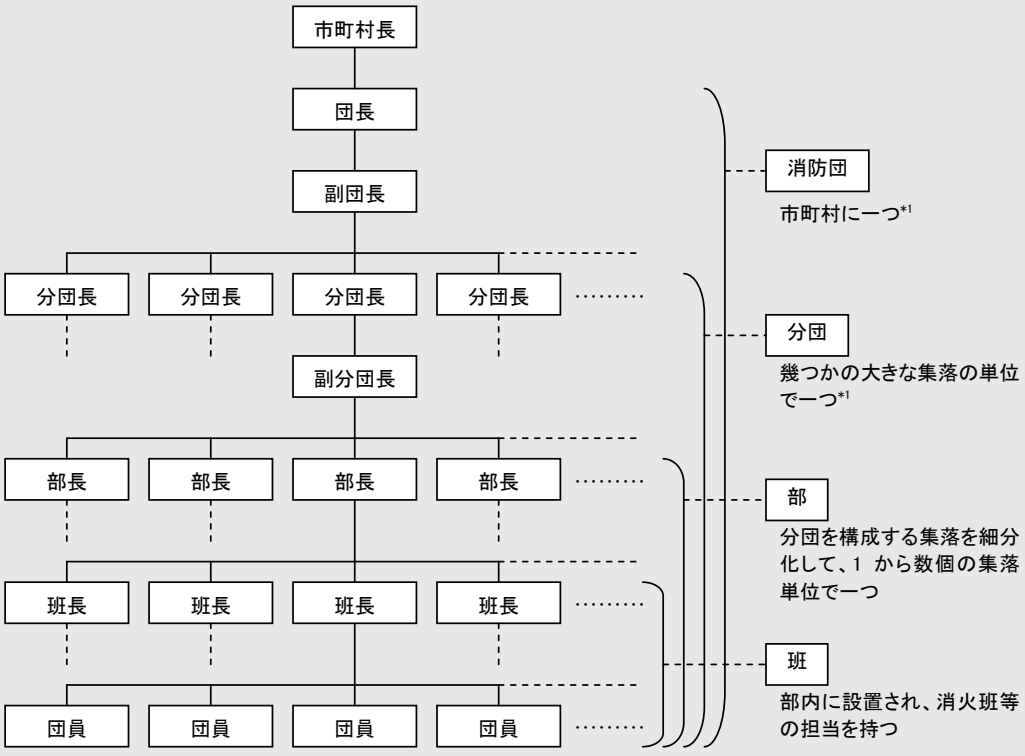

1）消防庁　平成24年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h24/index.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第146報）
http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou.html（平成25年1月21日参照）
*1 東日本大震災の影響により、宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日時点）により集計している。
*2 市町村合併により、旧市町村を一つの消防団とし、その連合体として連合消防団としている場合や、旧市町村をそれぞれ「支団」や「方面隊」と称し、分団以下の組織とする場合などもある。

4.4.1 ▶岩手県・宮城県・福島県の消防団の現勢

平成22年4月時点での岩手県、宮城県及び福島県の消防団の現勢について示す。

1 岩手県の消防団

岩手県には、34の消防団（23,420人）が所属している。

図4.4-2及び表4.4-1に岩手県の各消防団における団員数を示す。

図4.4-2 岩手県の消防団の状況（平成22年4月1日時点）

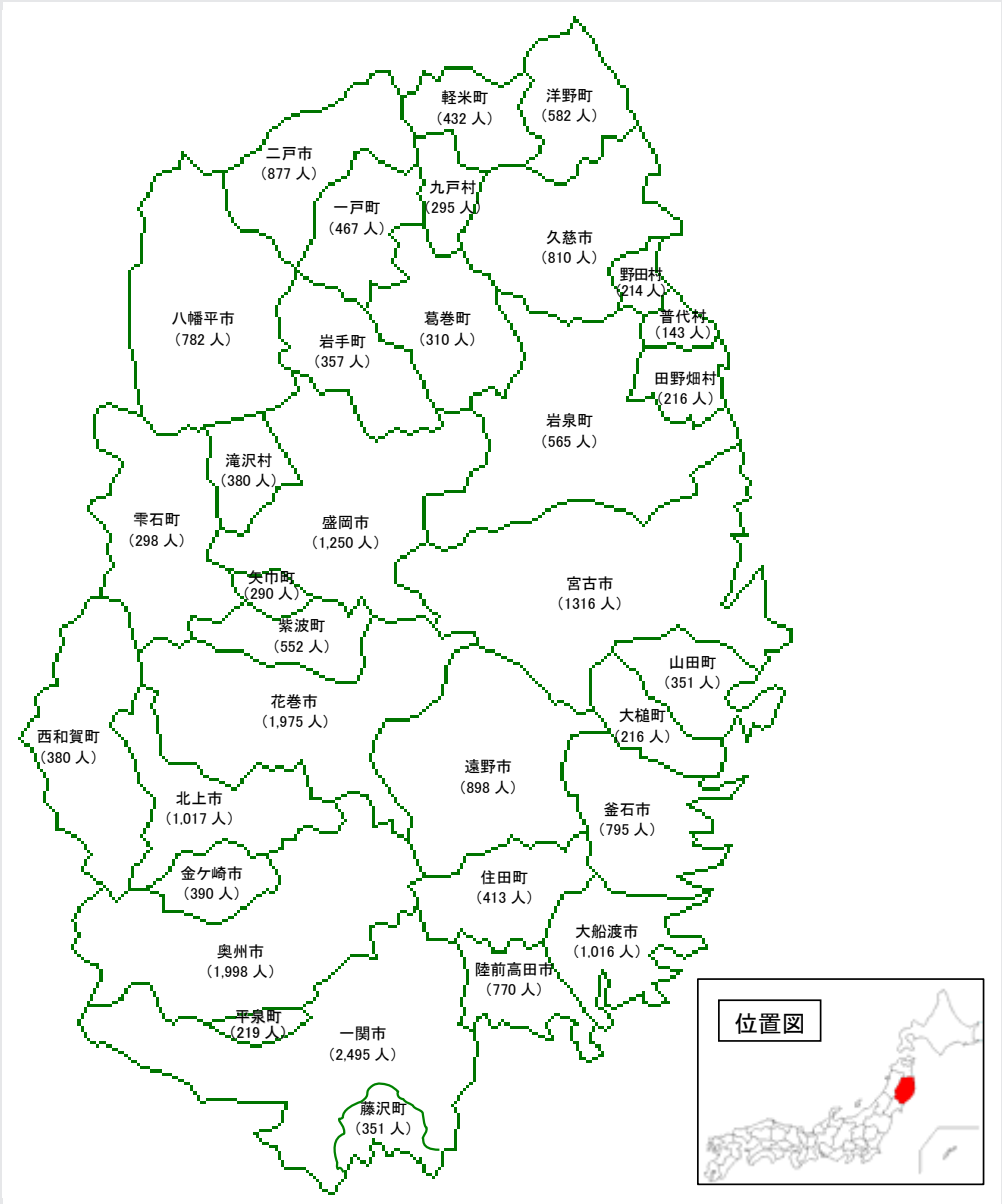

表4.4-1 岩手県の消防団別の団員数の状況（平成22年4月1日時点）

消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数
花巻市	1,975人	住田町	413人	雫石町	298人	大槌町	216人	奥州市	1,998人
遠野市	898人	二戸市	877人	葛巻町	310人	宮古市	1,316人	金ケ崎町	390人
一関市	2,495人	一戸町	467人	岩手町	357人	山田町	351人	久慈市	810人
藤沢町	351人	軽米町	432人	滝沢村	380人	岩泉町	565人	洋野町	582人
平泉市	219人	九戸村	295人	紫波町	552人	田野畑村	216人	野田村	214人
陸前高田市	770人	盛岡市	1,250人	矢巾町	290人	北上市	1,017人	普代村	143人
大船渡市	1,016人	八幡平市	782人	釜石市	795人	西和賀町	380人		

2 宮城県の消防団

宮城県には、48の消防団（21,681人）が所属している。

図4.4-2及び表4.4-2に宮城県の各消防団における団員数を示す。

図4.4-3 宮城県の消防団の状況（平成22年4月1日時点）

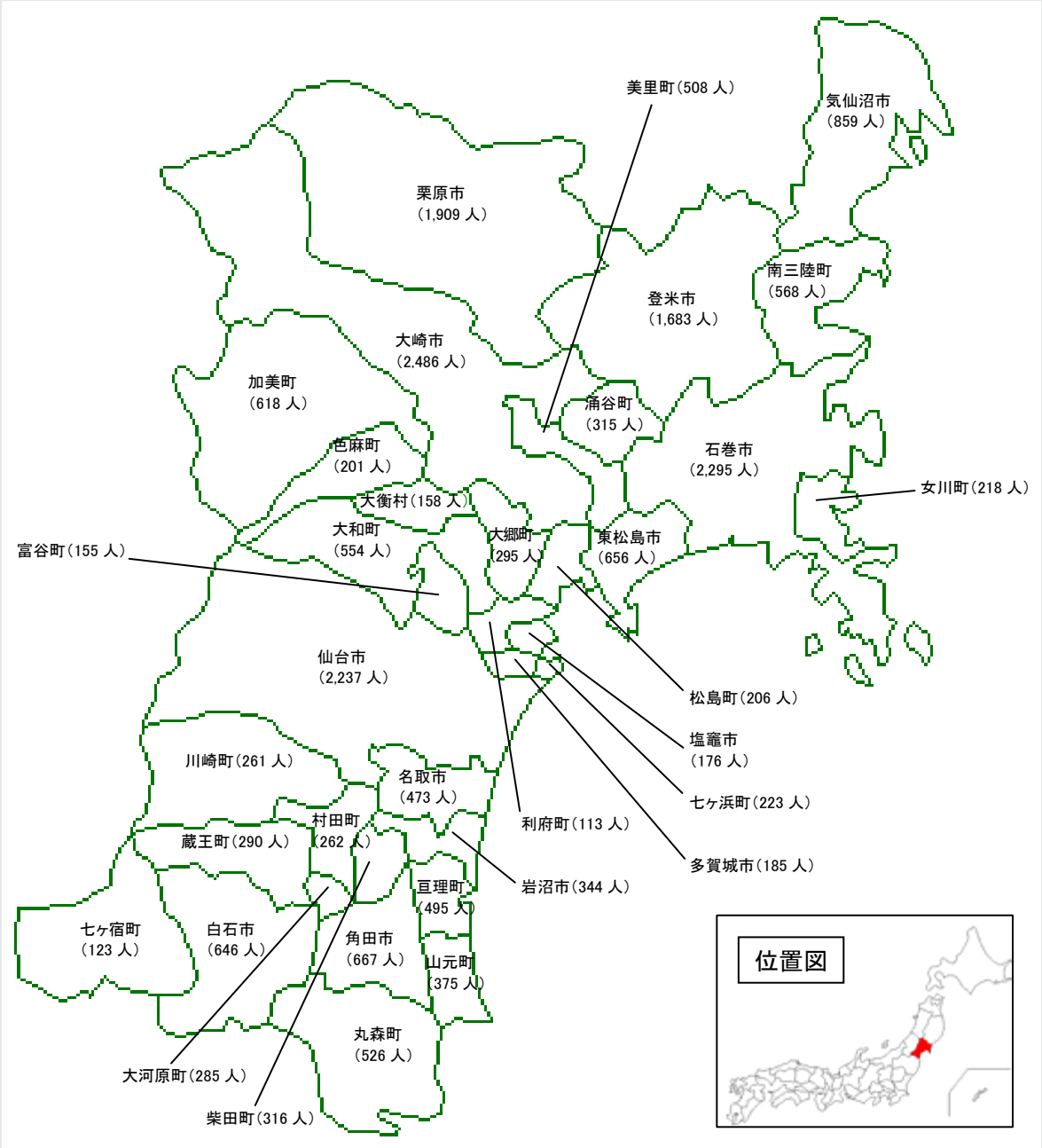

表4.4-2 宮城県の消防団別の団員数の状況（平成22年4月1日時点）

消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数
仙台市	2,237人	富谷町	155人	松島町	206人	蔵王町	290人	大崎市	2,486人
名取市	473人	大衡村	158人	七ヶ浜町	223人	七ヶ宿町	123人	色麻町	201人
岩沼市	344人	石巻市	2,295人	利府町	113人	大河原町	285人	加美町	618人
登米市	1,683人	東松島市	656人	亘理町	495人	村田町	262人	涌谷町	315人
栗原市	1,909人	女川町	218人	山元町	375人	柴田町	316人	美里町	508人
大和町	554人	塩竈市	176人	白石市	646人	川崎町	261人	気仙沼市	859人
大郷町	295人	多賀城市	185人	角田市	667人	丸森町	526人	南三陸町	568人

3 福島県の消防団

福島県には、59の消防団（35,339人）が所属している。

図4.4-4及び表4.4-3に福島県の各消防団における団員数を示す。

図4.4-4 福島県の消防団の状況（平成22年4月1日時点）

表4.4-3 福島県の消防団別の団員数の状況（平成22年4月1日時点）

消防団名	団員数
福島市	2,633人
いわき市	3,730人
白河市	1,228人
西郷村	309人
泉崎村	212人
中島村	201人
矢吹町	321人
棚倉町	352人
矢祭町	326人
塙町	406人
鮫川村	270人
喜多方市	1,433人

消防団名	団員数
北塩原村	202人
西会津町	453人
伊達市	1,390人
桑折町	352人
国見町	257人
川俣町	540人
相馬市	542人
南相馬市	1,324人
新地町	319人
飯館村	245人
二本松市	1,479人
本宮市	539人

消防団名	団員数
大玉村	173人
会津若松市	1,380人
磐梯町	180人
猪苗代町	535人
会津坂下町	546人
湯川村	200人
柳津町	264人
三島町	161人
金山町	186人
昭和村	163人
会津美里町	936人
広野町	124人

消防団名	団員数
楢葉町	231人
富岡町	274人
川内村	137人
大熊町	201人
双葉町	215人
浪江町	532人
葛尾村	114人
須賀川市	1,168人
鏡石町	177人
天栄村	220人
石川町	513人
玉川村	290人

消防団名	団員数
平田村	239人
浅川町	278人
古殿町	291人
郡山市	2,597人
田村市	1,475人
三春町	481人
小野町	374人
下郷町	393人
檜枝岐村	74人
只見町	314人
南会津町	840人

4.4.2 ▶ 消防団の任務と初動対応[1)]

災害の発生から一定の時間が経過すれば緊急消防援助隊などの応援や警察、自衛隊などの実働部隊による救援等を期待することができるが、災害発生当初は被災地の消防が主な災害対応を担っている。消防団員は、他に職業を持ちながら消防業務に従事する非常勤の特別職地方公務員である。しかし、地域に最も密着した存在であるがゆえに、誰よりも真っ先に災害現場へ駆け付け、そして最後まで活動することが多い。

消防庁は、平成23年10月3日から11月11日に、宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市及びいわき市の5市のうち、沿岸を担当した分団に所属する団員を対象に質問票を用いた無記名回答による抽出方式のアンケート調査を実施した（回収率約80%）。

図4.4-5に消防団員が震災後の1週間に主としてどのような活動をしたかを示す。気仙沼市は、大規模火災が発生したこともあり消火活動が多かった（表4.4-4）。

図4.4-5 地震発生から1週間の消防団員の活動内容（5市に対するアンケート調査結果より）[1)]

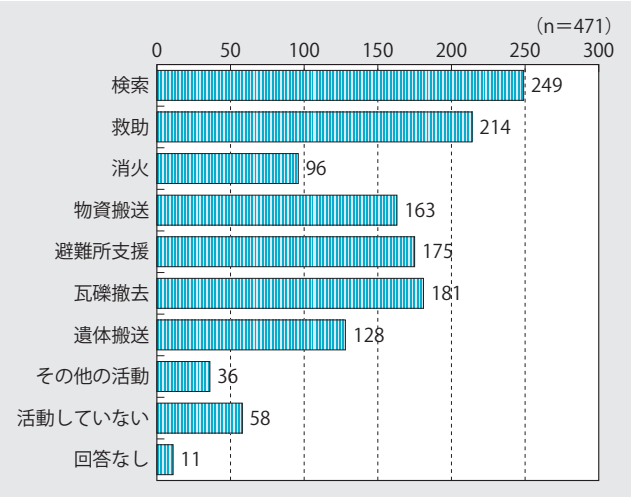

表4.4-4 主な都市別の消防団員の活動内容（5市に対するアンケート調査結果より）[1)]

市別の内訳　（n＝471）（単位：人）

	宮古市（76）	釜石市（101）	気仙沼市（78）	石巻市（103）	いわき市（113）	総計
検索	48	49	58	69	25	249
救助	47	42	43	60	22	214
消火	19	9	52	5	11	96
物資搬送	31	69	11	23	29	163
避難所支援	18	70	11	43	33	175
瓦礫撤去	33	54	18	59	17	181
遺体搬送	35	36	43	11	3	128
その他の活動	6	12	7	4	7	36
活動していない	3	3	8	7	37	58
回答なし	4	1	0	1	5	11

発災直後においては、津波被害を受けた三陸沿岸地域の消防団員の任務は水門等の閉鎖が重要業務になっており、水門等の閉鎖及び閉鎖確認作業を任務としていた消防団員は、全体の26%であった（図4.4-6参照）。また、それらの団員が担当することになっていた水門等の数は、平均4.5ヶ所（「回答なし」を除いた集計値）となっており、最大13ヶ所もの水門等を担当することとなっていた団員もいた（図4.4-7参照）。

実際に水門等の閉鎖及び閉鎖確認作業を行った団員が対応した水門等の数は、平均2.9ヶ所（「回答なし」を除いた集計値）であり、中には10ヶ所以上の水門等の対応をしたという回答もあった（図4.4-8参照）。

また、地震発生直後に実施した消防団の活動としては、水門・陸閘（りくこう）の閉鎖（67件）は避難誘導（136件）に次いで2番目に多かった（図

図4.4-6 水門等の閉鎖及び閉鎖確認作業は任務だったか？（5市に対するアンケート調査結果より）[1)]

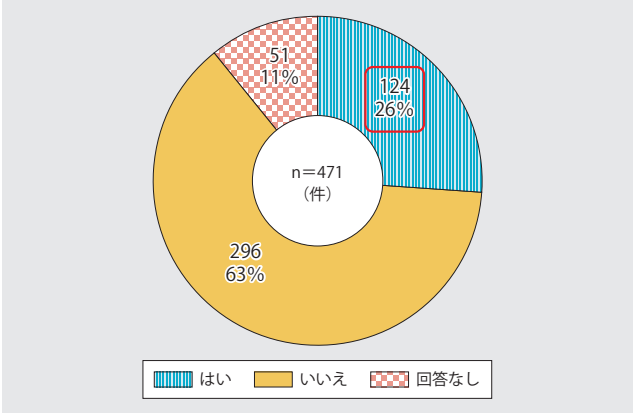

1）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　中間報告書　参考資料4　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

図4.4-7　水門等の閉鎖及び閉鎖確認の担当数（5市に対するアンケート調査結果より）[1)]

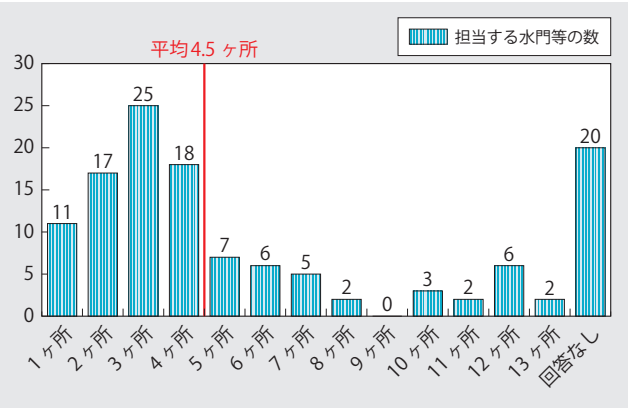

図4.4-8　水門等の閉鎖及び閉鎖確認を行った数（5市に対するアンケート調査結果より）[1)]

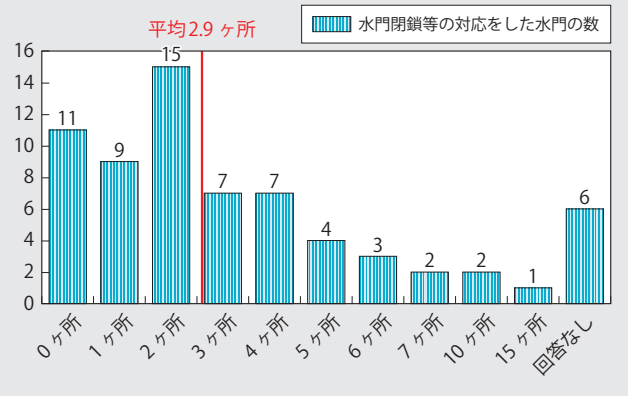

図4.4-9　地震発生直後に実施した消防団活動（5市に対するアンケート調査結果より）[1)]

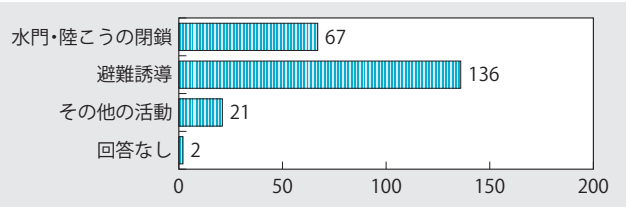

4.4-9参照）。

消防庁は、平成23年11月4日から11月14日に、宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市及びいわき市の5市の消防団担当者にアンケート調査（以下「担当者アンケート」という。）を実施した。担当者アンケートによれば、釜石市及びいわき市では災害時要援護者の避難を消防団の任務としていた。表4.4-5によれば、海面監視や警戒活動を任務としていた消防団もある。

表4.4-5　消防団の活動内容について（5市に対するアンケート調査結果より）[2)]

	宮古市	釜石市	気仙沼市	石巻市	いわき市
Q　災害時における消防団員の活動について、参集基準や活動内容を定めたマニュアル等が作成されていましたか。	はい	はい	はい	はい	はい
Q　そのマニュアル等には、地震の発生や津波警報等が発令されれば、出動指令等を待たずに水門閉鎖や避難誘導等の活動を実施すること（以下「事前命令」という。）が定められていましたか。	はい	はい	はい	はい	はい
Q　事前命令の参集基準をお答えください。	震度3以上又は津波注意報又は警報発令時	震度4以上又は津波注意報又は警報発令時	震度5弱以上又は津波注意報又は警報発令時	震度6弱以上又は津波注意報又は警報発令時	震度4以上又は津波注意報又は警報発令時
Q　事前命令の活動内容をお答えください。	・水門等の閉鎖 ・避難誘導	・水門等の閉鎖 ・避難誘導	・水門等の閉鎖 ・広報活動 ・情報収集、伝達活動 ・警戒活動	・水門等の閉鎖 ・避難誘導 ・地区内巡回	・避難誘導 ・海面監視 ・警戒広報
Q　事前命令に退避の条件が決められていましたか。	いいえ	いいえ	はい	いいえ	いいえ
	【退避の基準】（気仙沼市）現場の状況、防災行政無線、団指揮本部等からの情報等に注意し、団員の避難時機を失しないよう十分注意すること。特に津波に関しては、津波到達予想時刻の10分前に避難を完了すること。（平成16年7月追加）				
Q　消防団員は、津波災害に対する活動において、避難誘導を任務としていましたか。	はい	はい	はい	はい	はい
Q　災害時要援護者の避難についても、消防団の任務としていましたか。	いいえ	はい	いいえ	いいえ	はい
Q　災害時要援護者の人数や住所の把握方法についてお答えください。		特に決めてはいなかった			市でリストを作成し消防団へ提供していた
Q　消防団員が実施した災害時要援護者の避難誘導は、うまくできましたか。		概ねうまくできた			概ねうまくできた

1）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　中間報告書　参考資料4　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/04.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　中間報告書　参考資料5　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/05.pdf（平成25年1月21日参照）

4.4.3 ▶消防団の活動事例

東日本大震災において消防団員が行った活動としては、水門の閉鎖、救助・避難誘導、消火活動、防犯活動、給水活動、がれきの撤去作業等があげられる。以下に、これらの活動ごとに具体的な事例を示す。また、各地域別の消防団の活動状況については、「4.4.4　各被災地域における消防団の活動状況」に記載する。

1 水門閉鎖の事例

(1) 岩手県宮古市の事例[1)]

河口にある水門は、高潮や津波情報が発表された場合に、必ず全閉操作する取決めであった。津軽石地区の水門（写真4.4-1）は遠隔閉鎖機能付きで、閉鎖は屯所の横にある操作室（水門から1km離れている。）から遠隔操作できるようになっていたが、3月11日は発電機が立ち上がらず、止むなく集まった団員がポンプ車で水門へ向かった。水門の設置場所にも発電機があったが立ち上がらず、団員がゲートを手で閉めた。その直後、海面を見ていた団員が高い津波を確認し、急いで屯所に戻った例もあった。

写真4.4-2は、3月11日15時33分に津軽石方面へ向かう橋にまで津波が襲来した様子である。

写真4.4-1　津軽石川水門の様子[1)]

写真4.4-2　水門操作所2階からみた水門の様子[2)]

〈15分ルール[3)]〉

宮古市消防団第28分団では、22人が水門・陸閘（りくこう）閉鎖と避難誘導の活動を実施し、うち17人が水門・陸閘の閉鎖業務に従事した。15分ルールによって、分団から1人の犠牲者も出さずに活動できた。

15分ルールとは、平成16年から検討してきた震災時に消防団活動（水門・陸閘の閉鎖及び避難誘導）に従事することができる発災からの活動可能時間を15分とした取決めである。宮古市田老地区では、一番遠い活動場所（水門）から高台までの避難に4分30秒の時間を要することから、地震発生から津波の到達（予想）までの所要時間である20分から避難時間である5分（4分30秒＋余裕時間30秒）を引いた15分間を活動可能時間とした。

同消防団は、自治会に対してこのルールを説明し、3年かかって理解を得られた。なお、分団員は、震災前から15分ルールの周知徹底と訓練の実施を行っていた。

1）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　中間報告書　参考資料8　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf（平成25年1月21日参照）
2）財団法人日本消防協会　東日本大震災全国消防団報告研修会報告書　平成23年7月
http://www.nissho-jyouhou.jp/nisshohp_img/higashinihon-saishinsai/pdf/houkokusho05_miyakoshi.pdf（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　第2回ワーキングチーム会議資料1
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

(2) 岩手県大船渡市の事例[1)]

津波注意報が発表された場合、消防団が水門を閉鎖することになっていた。155ヶ所の水門のうち手動閉鎖式である147ヶ所を消防団が閉鎖した。残りの8ヶ所は遠隔操作式で常備消防の司令室から操作したが、7ヶ所は作動せず、消防団員が手動で閉鎖した。写真4.4-3は、津波襲来後の大船渡市三陸町越喜来（おきらい）にある水門の様子である。

写真4.4-3　越喜来（おきらい）水門の様子[1)]

2 救助・避難誘導の事例

(1) 岩手県九戸郡洋野町で消防団が率先して避難し、犠牲者ゼロを導いた事例[2)]

岩手県洋野町は、震度4と揺れはさほど大きくなかったが、最大遡上高15mを記録し津波の被害を受けた岩手県沿岸部の市町村で唯一犠牲者がゼロだった。同町の八木地区には防潮堤が設置されていないことが危機感につながり、以前から消防団の意識改革、住民の日ごろの備え、防災訓練の見直し等に取組んでいた。

発災直後、消防団員は、担当の水門を12分以内で閉鎖し、拡声器で住民に避難を呼びかけながら高台に避難した。また、住民が低地に下りないように町道を封鎖した。これらの行動は、全て平成18年から見直してきた防災訓練の賜物である。

防災訓練では、消防団は、水門閉鎖の任務を遂行後、住民に対して避難広報をしながら退避行動の開始を徹底した。消防団の呼びかけや避難する様子を見て住民もこれに続く。防災訓練どおりに行動することによって犠牲者をゼロにすることができた（写真4.4-4）。

写真4.4-4　震災翌日の水門の整備活動の様子[2)]

(2) 宮城県塩竈市で島民を迅速に避難誘導し、人的被害をゼロとした事例[1)]

離島である浦戸地区桂島（人口約240人）には、震災発生時に約150人の島民が島内にいたが、消防団の迅速な避難誘導活動により、すべての島民を避難所（旧浦戸第二小学校）へ避難させた。活動の流れは、以下のとおりであった。

浦戸消防団第二分団の分団長以下15人の団員が発災直後に取決めにより器具置場へ自動参集した。分団長の指示により、避難誘導10人、避難広報3人、見張り2人に分かれて活動を実施した。地震の規模の大きさから、昭和35年のチリ地震津波以上の規模の津波を予想し、海岸地区にあるすべての住宅を1軒ずつ回り、避難を呼びかけた。災害時要援護者の約30人は、団員と島民が協力し、軽トラック10台の荷台を使い避難させた。また、避難しないと訴えた3人についても、説得し避難させた。

当地区は、今回の津波により全壊58棟、半壊7棟の物的被害が発生しているが、消防団員が高齢者等の災害時要援護者の住まいも把握していたため、人的被害はなかった。

(3) 宮城県亘理町の孤立住民（約400人）を安全な避難所まで誘導した事例[1)]

避難所に指定されていた長瀞（ながとろ）小学校の体育館に約400人が避難していたところに津波が押し寄せてきたため、避難していた住民のうち老人や子どもを団員20人がステージ上に上げるととも

1）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　中間報告書　参考資料8　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf（平成25年1月21日参照）
2）久慈広域連合消防本部

に、入口を運動用マット等で必死に押さえ、水の浸入を防いだ。

翌々日（平成23年3月13日）の13時から18時に団員50人で、漂流していたボート2隻と車両3台（トラック2台、軽トラック1台）を使い全員（約400人）を別の避難所へ移動させた。移動経路及び手段は、以下のとおりであった。

長瀞小学校から線路までの500mを徒歩で移動（災害時要援護者等は車両使用）し、そこから線路上2kmを徒歩で移動（災害時要援護者等は線路沿いを船で移動）、その後バス、車両で別の避難所へ移動させた。

(4) 宮城県気仙沼市の福祉施設に取り残された要救助者を救助した事例[1)]

鹿折（ししおり）地区の福祉施設、リバーサイド春圃（しゅんぽ）（写真4.4-5）で、津波により施設職員53人及び入居者86人が孤立した。気仙沼市の消防団員3班20人が、常備消防や緊急消防援助隊と連携して施設から救助し、避難所である鹿折中学校まで誘導活動を実施した（写真4.4-6）。

写真4.4-5　福祉施設　リバーサイド春圃の様子[1)]

写真4.4-6　福祉施設　リバーサイド春圃から避難の様子[1)]

(5) 長野県栄村の消防団員が孤立集落の住民を救出した事例[2)]

震災前から集落単位で避難訓練をしていたため、住民間のコミュニケーションは良く比較的軽微な被害の集落は、住民自ら1次避難場所に集まることができた。しかし甚大な被害を被った集落は雪崩、土砂崩落で1次避難場所が使用不可になった集落や生活道路がふさがれ孤立した集落が複数あった。

ある孤立集落はヘリコプターによる上空からの救助が不可能だったため、消防団員が高齢者や歩行困難者を担架やおんぶで車両輸送可能な箇所まで搬送した。また、1次避難場所から2次避難場所への誘導は、消防団員が先導して行われた。

消防団は地震発生直後から住民の安否確認、避難誘導、防犯のための警戒活動を実施した。

住民からは、被害が少なかった要因は、消防団の適切な活動によると感謝の声もあった。

3 消火活動の事例

(1) 岩手県釜石市の常備消防が津波で被災したため消防団が主として消火活動を実施した事例[1)]

ア 民家への延焼阻止（平成23年3月11日）

岩手県釜石市の只越地区において津波で流されてきた車両から発生した火災が、付近の民家に燃え移ろうとしていた。この地区を管轄している消防署は、車両や資機材が津波の被害を受けて活動ができ

1）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　中間報告書　参考資料8　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf（平成25年1月21日参照）
2）長野県栄村役場

なかったため、消防団（車両1台、団員8人）のみで消火活動を実施し、鎮火させた。

イ　林野火災への対応（平成23年3月15日）

岩手県釜石市において隣接した大槌町から延焼拡大してきた林野火災に出動し、平成23年3月15日の早朝から日没まで、消防団員延べ85人が消火活動を実施した。常備消防は、資機材が津波で流出していたため、指揮活動のみとなった。

(2)　宮城県気仙沼市の消防団が常備消防、緊急消防援助隊と連携した消火活動の事例[1)]

発災当日に宮城県気仙沼市鹿折（ししおり）地区で大規模な住宅街火災が発生した（平成23年3月11日15時56分覚知）。

大規模火災であり、津波の被害により付近の水利も使用不能であったため、常備消防のみでの対応は困難であった。津波による浸水で南側からの進入ができなかったため、迂回して北側から活動を実施した。消防団はポンプ車11台、小型動力ポンプ付積載車6台を使用して消火活動を実施した（写真4.4-7）。図4.4-10に初動時の火災防御図を示す。

自然水利から最長約1,000mの遠距離送水を常備消防と協力して実施し、発災翌日には、緊急消防援助隊と合同で消火活動にあたった（写真4.4-8）。この火災には3日間で延べ271人の消防団員が対応した。

写真4.4-7　消防団による放水活動[2)]

図4.4-10　鹿折地区における火災防御図[1)]

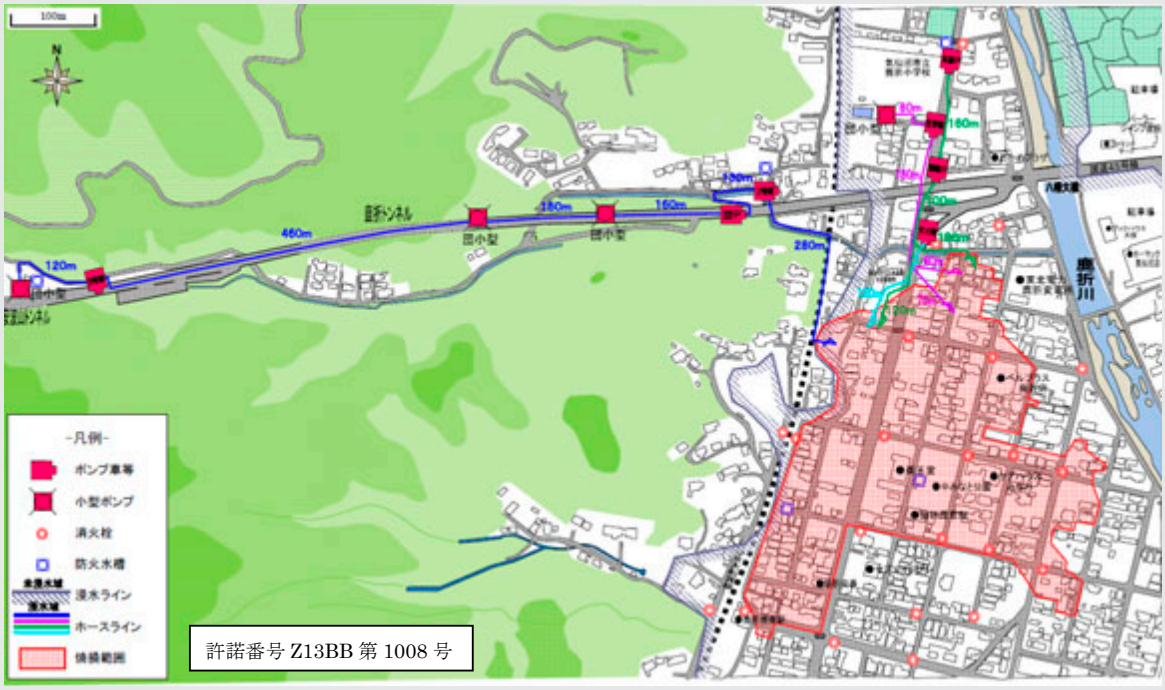

1）気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部　東日本大震災消防活動の記録　平成24年9月
http://www.km-fire.jp/images_higashi/higashikatudou.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　中間報告書　参考資料8　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf（平成25年1月21日参照）

写真4.4-8　消防団と緊急消防援助隊による放水活動[1)]

鹿折地区の市街地火災における火災の状況を第3章「3.3.2 2（8）宮城県気仙沼市鹿折地区の市街地火災」に、常備消防による消防活動を第4章「4.3.3 3（10）〈鹿折街区火災〉」に、緊急消防援助隊による消防活動を第4章「4.6.5 3（2）ア 気仙沼市・南三陸町（宮城県）」に詳細を記述した。

(3)　岩手県宮古市山田町消防団の消火活動[2)]

津波襲来後間もなく、津波浸水区域内で火災が発生した。避難所にいた団員の中から、留守番5人を残し25 人で、津波浸水区域を避けて現場に向かった。現場到着時、火災は延焼中であった（写真4.4-9）。

津波により建物は倒壊し、風景が一変した状況の中ではじめに水利の確保を図った。がれきの中から防火水槽を迅速に探し出し、小型動力ポンプを配置し、がれきの上をホース延長した。さらに分水器を使用して、出火建物の南北に筒先を配備し、限られた水量を有効に活用し鎮圧した。

写真4.4-9　山田町消防団が駆け付けた延焼中の火災現場[2)]

4　防犯活動の事例

(1)　岩手県陸前高田市での警察との連携の事例[3)]

被災地における不審者対応等のため、警察と連携して自主的な防火・防犯活動を実施した。

(2)　宮城県多賀城市での防犯活動の事例[4)]

津波被害を受けた車からガソリンを抜き取る者がいたため、夜間、2時間おきに巡回を実施した。巡回中に車両の近くに人影を発見して、駆け付けたところ、不審者は20ℓの缶を放置して逃走した事例もあった。ガソリン泥棒が使用した缶を5個程度没収した。

5　給水活動の事例

〈福島県いわき市の断水地域での給水活動の事例[1)]〉

本来は市の水道部局の業務であるが、断水が広範囲に発生し、対応が困難であったことから、市長からの要請により消防団が以下の対応を行った。

○市内各地の避難所及び公民館等において、平成23年3月11日から水道が復旧するまでの間、消防団員が交代で給水活動を実施した。

○発災直後から断水した市内各地において、市内各浄水場等で補給した水を断水地域まで給水車及び消防団車両で輸送し、給水活動を実施した。消防団員延べ2,795 人が対応した。

写真4.4-10は、常葉公民館（いわき市）での給水活動の状況である。

写真4.4-10　常葉公民館での給水活動[1)]

1）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　中間報告書　参考資料8　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf（平成25年1月21日参照）
2）財団法人日本消防協会　東日本大震災消防団報告研修会報告書　平成23年7月
http://www.nissho-jyouhou.jp/nisshohp_img/higashinihon-saishinsai/pdf/houkokusho03_yamadachou.pdf（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　第6回ワーキングチーム会議資料5
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/index.html（平成25年1月21日参照）
4）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　中間報告書　参考資料6　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/06.pdf（平成25年1月21日参照）

6 がれきの撤去の事例

〈岩手県陸前高田市でのがれき撤去の事例[1)]〉

自衛隊の災害派遣に際し、道路啓開の要請があり、管内の林業会社から重機を5台借り、団員で手分けして道路啓開、がれき撤去を行った。がれきの中からは遺体が次々と発見されるため、重機が使用できず手作業となり、時間を要した。

7 各種多様な活動事例

(1) 岩手県大槌町での交通整理の事例[1)]

水門閉鎖をした後、街中に進入する一般の自動車を迂回させるため、看板を設置し、交通整理を行った。自宅への帰宅希望者が自動車で無理に通行しようとした例もみられた。

(2) 福島県相馬市での事例[1)]

地震が発生した後、屯所から消防団の車両を運転し、町中に避難広報をして回った。3月12日の朝は、飲料水の運搬などの避難所支援を実施し、その後は、人命救助にあたった。一般の人の要請で死亡者を運んだこともあった。

(3) 福島県南相馬市の消防団と自衛隊による合同捜索活動の事例[2)]

鳥喰（とりばみ）溜池において、3月29日から7日間、延べ200人の消防団員が自衛隊と合同で検索活動を実施した（写真4.4-11）。この活動で5人の遺体を発見した。

写真4.4-11　南相馬市消防団と自衛隊が合同で行う捜索活動[2)]

1）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　中間報告書　参考資料6　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/06.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　中間報告書　参考資料8　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf（平成25年1月21日参照）

4.4.4 ▶各被災地域における消防団の活動状況[1)]

前項4.4.3では、消防団の活動の具体的な事例を活動別に記載した。4.4.4では、各被災地域[*1]における消防団の活動状況を示す。

(1) 青森県八戸市[1)]

八戸市消防団では、電話の不通等により消防本部からの出動要請及び情報を得ることができなかったが、各分団（班）では自主的に屯所へ参集し、管内の巡回（車両又は徒歩）を行った。

特に、沿岸部の分団は、大津波警報発表を受け、津波浸水危険のある区域に対して避難指示等の広報、避難誘導等の活動を積極的に行った。

(2) 岩手県宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村[1)]

宮古市消防団、山田町消防団、岩泉町消防団及び田野畑村消防団は、地震発生後に水門の閉鎖を実施し、住民の避難誘導又は救助活動を行った。また、避難所での支援活動、行方不明者の捜索等を実施した。

(3) 岩手県釜石市・大槌町[1)]

釜石市消防団及び大槌町消防団の消防団員は、地震発生直後には所属消防屯所に参集し、管轄区域の警戒巡視や被害情報の収集を実施した。また、大津波警報発令に伴い沿岸部の各部は、水門閉鎖、住民への避難広報や避難誘導を行った。

津波発生後も、高齢者や身体の不自由な住民を避難させるために、何度も被災現場に向かった。消防団員は大きな余震が発生する中、被害の大きな沿岸部で浸水し孤立した住民の救出活動や避難誘導、支援物資の搬送、救急患者の搬送、消火活動を行った。

また、行方不明者の捜索活動も実施した。多数の行方不明者が遺体で収容され、遺体安置所への搬送も実施した。県内の火葬場での遺体火葬が間に合わないことから、県外の火葬場への遺体搬送も行った。さらに、夜間は避難所の警戒及び管轄区域内の夜警を行い治安維持に努めた。

(4) 岩手県久慈市・洋野町・野田村・普代村[1)]

久慈市消防団では、主に水門閉鎖、避難広報、捜索、避難所対応等の活動を実施した。16日間の活動日数で延べ1,799人が従事した。

洋野町消防団では、主に水門閉鎖、避難広報、警戒調査等の活動を実施した。15日間の活動日数で延べ1,132人が従事した。

野田村消防団では、主に水門閉鎖、避難広報、捜索、捜索現場安全管理、交通整理等の活動を実施した。18日間の活動日数で延べ2,329人が従事した。

普代村消防団では、主に水門閉鎖、避難広報、捜索、被災地復旧等の活動を実施した。21日間の活動日数で延べ785人が従事した。

(5) 岩手県大船渡市[1)]

大船渡市消防団は地震発生後、消防団本部員が大船渡消防署に設置された防災部に詰めて、情報収集と分団活動の指揮にあたった。

各分団は管轄地域の水門閉鎖と住民の避難誘導にあたった。その後、分団本部の消防団屯所が被災した分団は各地区の避難所に詰めての活動となった。

2日目から地元分団として、自衛隊、緊急消防援助隊、警察に帯同して行方不明者の捜索活動を行った。4月11日からがれき撤去作業が開始された際には、重機による作業の安全管理を含め、地元での捜索活動に従事した事例もあった。

なお、消防団へのアンケートによれば、消防本部に情報が入らず、消防団単独で救助にあたった事例が35例、救助人員は病院搬送を含め100人近くに上る。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
*1 各被災地域は、消防本部の管轄区域ごとに記載した。

⑹　岩手県陸前高田市[1)]

陸前高田市消防団は、地震発生と同時に消防計画に従って、市内の海岸・河川堤防約150ヶ所の水門閉鎖、沿岸住民の避難誘導・交通誘導、津波襲来後は要救助者の救助や搬送、行方不明者の捜索収容・搬送、避難所設置応接、燃料補給、水・食料等の調達手配、国道・県道・市道等のがれき撤去・道路啓開、貴重品の回収等各機関からの要請に応え献身的に対応した。

平成23年3月11日から平成23年4月30日までの51日間、延べ11,878人が活動に従事した。

⑺　宮城県仙台市[1)]

仙台市消防団の消防活動に関する要綱において、市内で震度5弱以上の地震が観測された場合には自主参集することと規定しており、今回の震災では、発災翌日の12日までに1,502人（67％）の団員が自主参集した。

発災直後は自己分団管内の避難誘導や救助活動、あわせて避難所運営の支援等を行った。

翌日以降は自己分団管内の活動とあわせ、市内全団から捜索隊を編成し、3月12日から6月11日までの3ヶ月間に、延べ3,928人の団員が甚大な津波被害を受けた沿岸地域での行方不明者の捜索活動に従事した。

⑻　宮城県石巻市[1)]

沿岸地区では、地震発生後、石巻市石巻消防団、石巻市河北消防団、石巻市雄勝消防団、石巻市北上消防団、石巻市牡鹿消防団、東松島市消防団及び女川町消防団が、水門・陸閘（りくこう）閉鎖活動、避難誘導活動を実施した。

また、石巻地区では火災が発生したため火災出動して消火活動を実施した。その後、津波の襲来により、新たに発生した火災への対応及び人命救助活動を実施した。

2日目以降は、石巻市石巻消防団が消火活動を継続し、また、石巻市石巻消防団を含む地域の消防団が、倒壊家屋からの救助作業や人命救助活動、警戒活動を実施した。

内陸地区の消防団である石巻市河南消防団及び石巻市桃生消防団の活動は、被災日当日から被災状況の被害調査、避難所開設準備等の支援、食料や燃料の物資調達、また、警戒活動や交通誘導を実施した。

⑼　宮城県松島町・利府町・塩竈市・七ヶ浜町[1)]

全分団が市町災害対策本部の指揮下に入り、管轄地域を中心に避難誘導、救助活動、行方不明者検索等を行った。

⑽　宮城県気仙沼市[1)]

気仙沼市消防団は発災後、気仙沼・本吉広域防災センター内に消防団指揮本部を設置し、消防本部と情報の共有、連携した活動を展開し、地震・津波災害時の活動フローに基づき、広報活動、水門門扉の閉鎖活動、避難誘導活動を行った。津波襲来後は、火災防御活動、避難誘導活動、救助活動、集中捜索活動、遺体搬送活動、公共施設清掃の多岐に及び、発災後の1ヶ月間で延べ約17,900人が活動に従事した。

連絡情報収集体制では、3台の赤バイク隊を編成し、がれきの堆積により道路が遮断された状況下で、その機動力を活かし情報収集、各分団との連絡調整に威力を発揮した。また、気仙沼市本吉町の4個分団では、配置されていた消防団無線機により情報連絡を行い、携帯電話が不通の状態において非常に有効であった。

⑾　宮城県南三陸町[1)]

南三陸町消防団は震災後、事前命令により、広報活動、水門の閉鎖活動、避難誘導活動を行った。津波襲来後、災害対策本部に消防団幹部が詰め、各関係機関と連携し、人命救助活動、避難所開設、火災防御活動、遺体捜索活動、支援物資搬送、燃料輸送等の活動に従事した。南三陸町消防団は津波により、団員、施設等に甚大な被害を受け、現有消防力が低下した状況の中で、発災後の1ヶ月間で延べ約5,000人が活動に従事した。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

⑿ 宮城県岩沼市[1)]

大津波警報発令後は、沿岸部管轄の部は避難誘導及び広報を実施した。津波被災後は、人命救助等を実施した。平成23年3月12日より全団員を招集し、緊急消防援助隊・職員と合同で人命救助・捜索等を実施した。消防団活動人員は延べ1,160人であった。

⒀ 宮城県名取市[1)]

平成23年3月11日から3日間は、各分団全員で救助捜索を行い、その後は日程を決めて活動を実施した。また、地図にメッシュを切り、自衛隊、警察、消防によるローラー作戦に、消防団も参加し、遺体捜索活動を実施した。装備の関係から水深のある堀等は、常備消防が捜索を行った。安全管理上から、危険な捜索・救助活動は未投入とした。

また、地震発生直後の避難広報活動中に、津波により被災した車両もあった（写真4.4-12）[2)]。

写真4.4-12　避難広報中に被災した名取市消防団の車両[2)]

⒁ 宮城県亘理町・山元町[1)]

亘理町消防団、山元町消防団ともに地震発生後は津波警戒広報を中心に活動し、津波襲来後数日間は救助活動、その後は主として捜索活動を行った。

⒂ 福島県いわき市[1)]

地震発生後、消防団は沿岸部の津波警戒広報、避難誘導及び逃げ遅れ者の救出活動等に従事した。また、地震により市内各地の被災した水道施設断水に伴い、避難所等への給水活動補助を行った。

さらに4月25日・26日の両日には、市内沿岸部において一斉捜索活動を実施した。

⒃ 福島県南相馬市・相馬市・新地町[1)]

発災直後は、多くの団員が大津波警報発令に伴い避難広報活動を行った。

東京電力福島第一原発から30km圏内居住の消防団員については、多くの者が避難しており、消防活動に従事することはほぼ不可能であったが、その他の地区の団員については、ほとんどの者が捜索活動に従事した。

⒄ 福島県浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・楢葉町・広野町[1)]

沿岸部に位置する6町では、消防団は、津波警戒を実施するとともに、住民への避難広報及び避難誘導の活動を行った。さらに、東京電力福島第一原発事故により、緊急事態宣言が発令され、住民の避難誘導を行った。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）財団法人日本消防協会　東日本大震災消防団報告研修会報告書　平成23年7月
http://www.nissho-jyouhou.jp/nisshohp_img/higashinihon-saishinsai/pdf/houkokusho04_natorishi.pdf（平成25年1月21日参照）

4.4.5 ▶消防団の活動への地域の声

地域の消防団の活動に対し、各種のアンケート調査等において多数の感謝の声があった。

⑴ 岩手県宮古市の地元小学校の児童・教員を救った適切な避難誘導の事例[1)]

岩手県宮古市の鍬ヶ崎（くわがさき）小学校では、避難広報中に小学校に立ち寄った消防団員の適切な情報と避難誘導によって、児童の命を守ることができた。

地域の声：鍬ヶ崎（くわがさき）小学校校長

地震がおさまり、いったんグランドに児童全員を集めていた時に、消防団員の方が来た。この消防団の方が、津波が迫っている事、当初予定していた避難経路は道が崩れ大変危険だという情報を提供され、小学校裏の高台にある神社に避難した。

途中は消防団の方に適切に誘導され、なんとか約200人の児童全員を無事に避難させることができた。

⑵ 宮城県東松島市の消防団員と地域住民の絆を実感した事例[1)]

宮城県東松島市東名地区のＡさんは、消防団員の適切な対応と地域の絆によって救われた。Ａさんは、大きな揺れで家の外に避難したが、警報が聞こえなかったため、津波を全く想定していなかった。しかし、消防団員や地域住民のおかげで、飼い犬とともに命を守ることができた。

地域の声：東松島市東名地区在住（震災当時）Ａさん

本当に着の身着のままの避難だった。どこからともなく「津波がくるぞ！」という声で、あわてて高台の方へ逃げたが、そこも危険だということになり、近所で顔なじみでもあった消防団員の車で、ご近所の方も一緒に、より安全な場所まで避難した。

消防団員は、Ａさんや地域の他の方に、自分の車の中で暖をとるように勧め、自身は地域のために一晩中活動をしていた。

出産予定日が間近に迫っていた犬も、地域の方の協力もあり、震災当日に車内で無事出産。6匹がみんな無事に産まれた。

⑶ 福島県いわき市の保育所職員と園児を救った適切な指示の事例[1)]

地震後に発生した津波を目撃し、動揺していた保育所の職員と園児を、避難広報中だった消防団員の適切な指示と避難誘導が救った。

地域の声：いわき市立永崎保育所職員

津波の第一波が近所の家々をのみ込んでいくのが見えた。「次の波はここまで来てしまうかもしれない」と思い、パニックでした。ちょうどその時に消防団員が駆け付けてくれた。消防団員は、お子さんを私が担任として受け持っていたこともあり、顔なじみだった。消防団員は、「ここにいてはいけない！」と私たちと当時保育所に避難していた地域の方々を、安全な避難場所まで誘導した。

避難した後も、家の様子が気になって戻ろうとした私たちを止めた。今回は一旦波が引いた後に、家の様子を見に戻ってしまった方が、数多く犠牲になった。

1）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　報告書　平成24年
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2408/240830_1houdou/01_houkokusyo.pdf（平成25年1月21日参照）

4.4.6 ▶消防団員の手記

表4.4-6に示した岩手県、宮城県及び福島県で活動した消防団員の手記を紹介する。財団法人日本消防協会の「東日本大震災全国消防団報告研修会」及び「消防団の闘い」に掲載されている手記から、活動状況が詳述されているものや今後の教訓となるものを掲載した。

表4.4-6　被災地域の消防団員の掲載手記一覧

No.	活動県	タイトル	所属・氏名*1	出典
1	岩手県	東日本大震災における消防団活動	山田町消防団 分団長　大石　秀男	財団法人 日本消防協会　東日本大震災消防団報告研修会 http://www.nissho-jyouhou.jp/nisshohp_img/higashinihon-saishinsai/pdf/houkokusho03_yamadachou.pdf（平成25年1月21日参照）
2	岩手県	「おまえのおかけで助かった」の感謝のことばを胸に	大槌町消防団 第2分団 部長　鈴木　亨	財団法人 日本消防協会　消防団の闘い－3.11 東日本大震災－
3	宮城県	東日本大震災： 大津波がすべてを変えた	気仙沼市消防団 分団長　村上　貴敏	財団法人 日本消防協会　東日本大震災消防団報告研修会 http://www.nissho-jyouhou.jp/nisshohp_img/higashinihon-saishinsai/pdf/houkokusho01_kesennumashi.pdf（平成25年1月21日参照）
4	宮城県	消防団無線を通じて知った わが町壊滅の知らせ	気仙沼市消防団 第13分団 副分団長 三浦　弘一	財団法人 日本消防協会　消防団の闘い－3.11 東日本大震災－
5	福島県	家族に心配されながらも 最後まで捜索を諦めなかった	南相馬市消防団 小高区団 副団長　片岡　芳廣	財団法人 日本消防協会　消防団の闘い－3.11 東日本大震災－
6	福島県	津波への警戒心薄かった地域住民	いわき市消防団 第2支団第1分団 庶務部長 吉田　一弥	財団法人 日本消防協会　消防団の闘い－3.11 東日本大震災－

*1 所属、役職、階級等は東日本大震災にて対応した当時のもの

東日本大震災における消防団活動

岩手県山田町消防団
分団長
大石　秀男

山田町消防団第10分団分団長の大石です。今回、私たちが東日本大震災において経験した消防団活動を、全国の消防関係者の前で発表することが、皆さんの、今後の活動に少しでもお役に立てればと思い、発表することにしました。よろしくお願いします。

はじめに、私達が住んでいる山田町の位置についてですが、山田町は、岩手県沿岸のほぼ中央に位置しております。主な産業は、カキ・ホタテ・ワカメ等の養殖漁業と、鮭漁を中心にした水産業です。私も、カキとホタテの養殖棚を15台所有しておりましたが、津波ですべて流されてしまいました。

山田町の町制施行は昭和30年3月1日で、山田町・豊間根村・大沢村・織笠村・船越村が合併し、新山田町が発足しました。面積は263km^2、人口は1万9,461人、世帯数は7,210世帯です。

山田町消防団の概要についてですが、消防団は、昭和30年3月に町が合併したことで、各地区の消防団も統合され、15の分団650人をもって山田町消防団が発足しました（図02）。その後、昭和40年の条例改正により、13分団400人の定員数をもって組織され、現在にいたっています。平成23年7月1日現在の実員数は347人で、充足率は86.75％となっております。

私が住んでいる大沢地区は、袴田・川向・山谷・新開地・上条・中条・下条・浜川目と8つの

図01

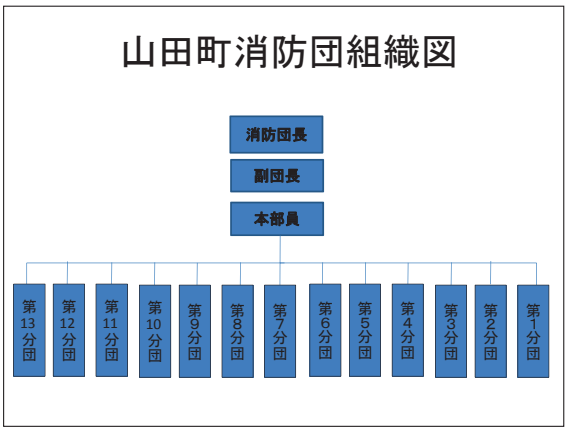

図02

行政区に分かれております。人口は2,219人、世帯数は727世帯で、多くの家庭が漁業関係の仕事をしております。また、団員の殆どが漁業に従事しており、その関係で、災害発生時は高い参集率であります。団員数は、ここ数年来30人と、定員数の100％です。

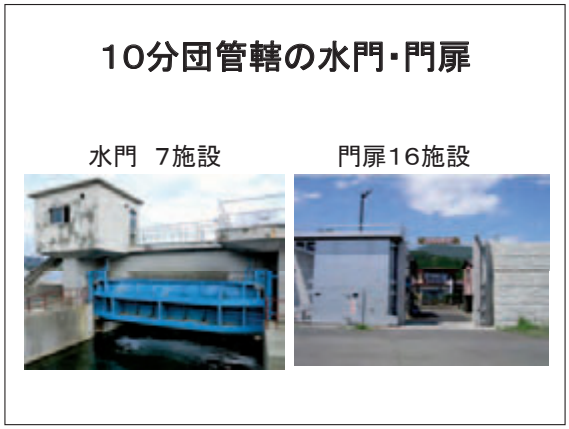

図03

図04

図05

被災前の大沢地区西側は、国道45号が南北に走っており、国道の両側には、チェーン店のスーパーマーケットや衣料品店、ホームセンター等が建ち並んでいました。

被災前の大沢地区中央は、住宅が密集しており、県道が東西に走っています。県道の南側には、防潮堤が並行して作られており、すぐ漁港となっていました。

被災前の大沢地区東側は、埋め立て地で、漁業施設が建ち並んでいました。

第10分団が、岩手県及び山田町から管理委託されている水門門扉の数は全部で38施設です。その中で、津波注意報・警報発表時に閉鎖する施設は、水門が7施設、門扉が16施設となっております。

それでは、本題の東日本大震災にかかわる活動内容について、発表いたします。

東日本大震災にかかわる消防団の活動は、大きく分けると2つになります。1つ目は、地震発生直後の活動で、水門門扉の閉鎖と、住民の方々の避難誘導です（図03）。この活動については、毎年、町の総合防災訓練で実施しておりますし、年に数回、津波注意報・警報が発表されますので、迅速に対応しました。

2つ目は、津波襲来後の活動で、このことは今まで全く経験したことがなく、津波によって破壊された建物の瓦礫が広範囲にわたり散乱し、消火活動や救助活動の妨げとなりました。

特に、安否不明者の捜索活動にあっては、破壊された建物の瓦礫の中からの捜索ということで、長期間に及び苦労しました。

水門門扉閉鎖活動ですが、各水門、門扉ごとに担当者を割り当てており、屯所より遠い所から閉鎖してきて、最後に屯所に集合し、全閉鎖を確認するようにしています（図04）。全閉鎖は、毎回8分ぐらいで完了しております。3月11日も約8分で完了しました。

門扉閉鎖活動です（図05）。この門扉の高さは4.8mで、海面から約6.4mになっております。門扉には、非常用の小さい扉が付いています。また、門扉脇の防潮堤には、非常用の階段も付いています。

避難誘導についてですが、山田町地域防災計画により、地区ごとに避難場所・避難所が示されております。

毎年実施される山田町総合防災訓練においても、各地区の皆さんは、指定された避難場所及び

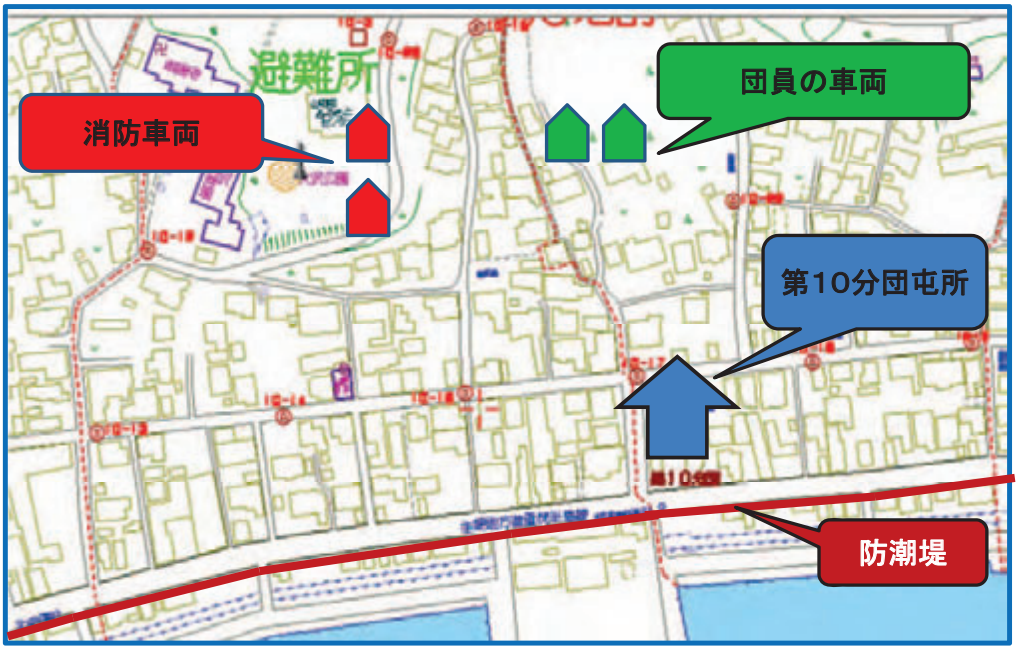

図06

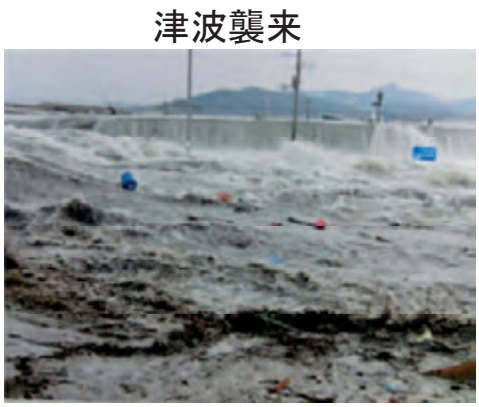

図07

図08

避難所に避難しておりますので、経路については、把握しておりました。

車両の避難についてですが、消防ポンプ自動車は、住民の方々を避難誘導しながら、避難所の「ふるさとセンター」に避難しました。また、団員の自家用車も高台の広場に避難させました（図06）。

津波襲来時の写真です（図07）。この写真は、住民の方が高台から撮影したもので、防潮堤をはるかに越える津波であったので、撮影者はさらに高いところに避難したそうです。

津波は、大沢地区の住宅の半分以上を飲み込んでしまいました。団員の殆どが住宅をなくし、被災後5日間は、2台の消防車両で仮眠をとりながら、消防団活動を実施しました。また、大沢地区が孤立したため、燃料を調達できず、エンジンを止めての車内仮眠となりました。東北の春は遅く、寒くて眠れない日々が続きました。

津波浸水状況です（図08）。この写真は、津波襲来時の写真を撮影した方が、高台に避難して撮

浸水の状況－1

図09

火災延焼中

図11

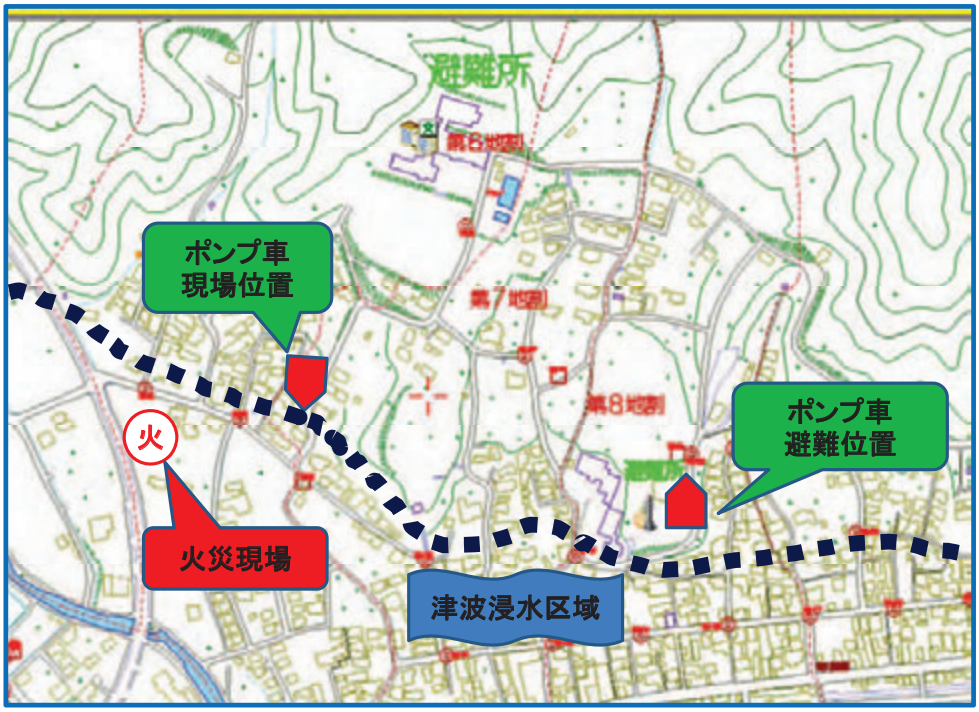

図10

影したものです（図09）。

救助活動については、津波が浸水した区域では、住宅の2階や屋根に救助を求める方々がいましたが、津波の水がなかなか引かなかったので、救助活動にはただちに取り組めませんでした。津波の水が引けてから、瓦礫の上を歩いて救助に向かい、要救助者を背負って避難所まで搬送しました。

浸水した津波が、徐々に引けていく写真です。

この写真は、避難所の「ふるさとセンター」に避難した住民の方が撮影したものです。

消火活動についてですが、津波襲来後間もなく、津波浸水区域内で火災が発生しました。避難所にいた団員の中から、留守番5人を残し25人で、津波浸水区域を避けて現場に向かいました。

現場への経路は、「ふるさとセンター」よりさらに高いところにある林道を経由して、もうひとつの避難所になっている「大沢小学校」の脇を通り、津波が浸水した所より上の道路にポンプ車を止めました（図10）。

現場到着時、火災は延焼中でした（図11）。こ

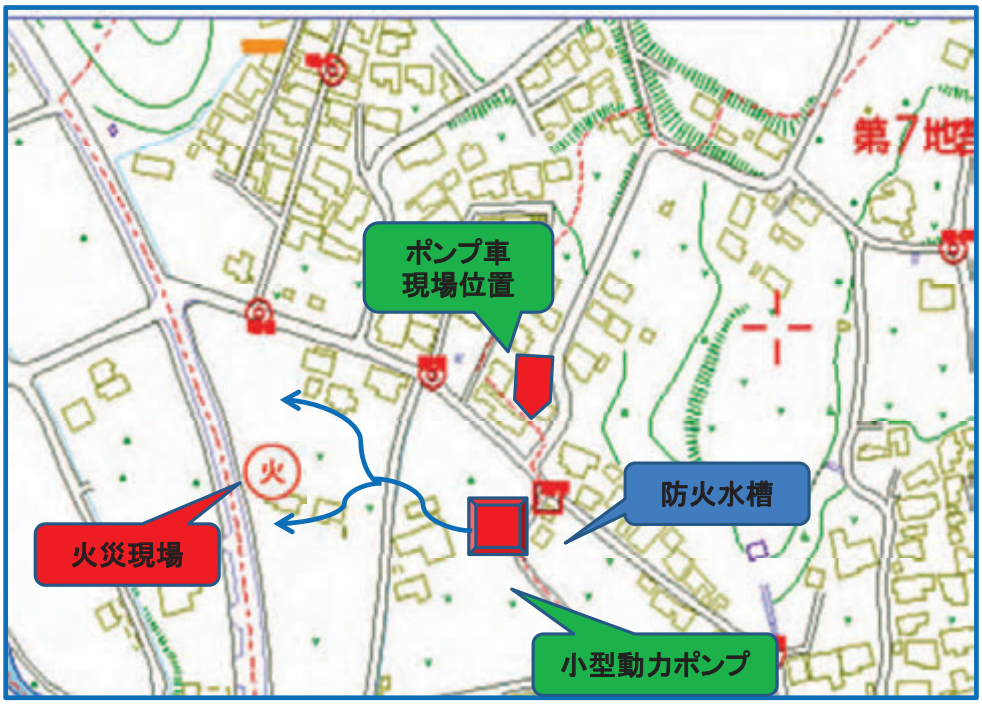

図12

図13

の写真は、付近の住民の方が撮影したものです。写真中央に折り重なっています多数の車両は、黄色の屋根のカーショップから、流されてきたものです。

現場到着から放水開始、そして鎮圧までの活動ですが、現場において、最初に行ったのは、水利の確保です（図12）。津波により建物は倒壊し、風景は様変わりしていました。それでも、津波浸水前の建物のイメージがしっかりと頭の中に残っていたので、瓦礫の中から防火水槽を迅速に探し出すことができました。そこへ、小型動力ポンプを部署し、瓦礫の上をホース延長しました。そして分水器を使用して、出火建物の南北に筒先を配備し、限られた水量を有効に活用し鎮圧しました。足元の悪い瓦礫の上でのホース搬送については、大変苦労しました。しかし、軽量のホースを整備していたので、その点は助かりました。また、今回あらためて、防火水槽の大切さをしみじみと感じた火災現場でした。

火災鎮火の写真ですが、焼失した建物の周りには、津波で押し流されてきた、瓦礫が散乱しておりました（図13）。後から現場を見て、よくこの瓦礫の上をケガもしないで、迅速に消火活動ができたものと思っています。

消防隊は、自分たちしかいないという必死の思いもあったのでしょう。

次に、捜索活動についてですが、津波による瓦礫により道路が寸断され、大沢地区が孤立した状態となりました。そのような状況下で、「ふるさとセンター」に避難していた大沢地区コミュニティの会長から、安否不明者の捜索の指揮を消防

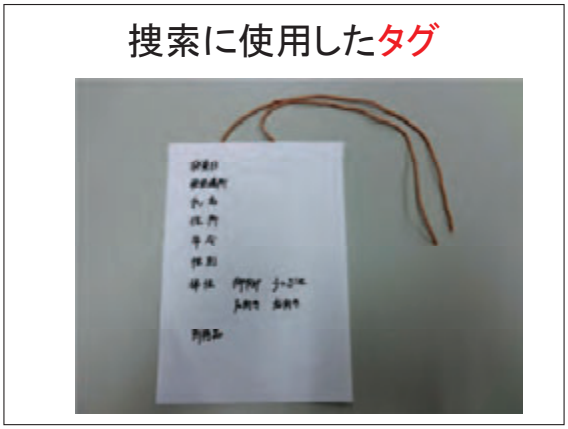

図14

図15

図16

団に委ねられました。そこで、団員が居住していた行政区ごとに団員を割り当て、安否不明者名簿を作成し、捜索を開始しました。このことが、後々、ご遺体を発見したときに、身元不明者を殆ど出さなかったよい結果となりました。

警察との連携についてですが、発見したご遺体は、発見場所・服装・顔を関係者に確認していただき、身元が判明した場合、身元を示したタグを付けて、避難所に一時安置しました。このとき、ご遺体を覆うものが何もなく、避難所のカーテンをはずして使用しました。このときは、何とも言いがたいものがありました。その後、警察に連絡して引き渡し、警察が町の指定安置所に搬送しました。

これが、実際に捜索に使用したタグです（図14）。すべて手作りです。紙も、ヒモも、避難所の「ふるさとセンター」にあったものを使用しました。

また、捜索活動において、団員疲労の軽減をはかるためローテーションも考えましたが、避難所にいる、住民の方々の捜索にかかる要望が強く、団員を休ませることができませんでした。

自衛隊との連携についてですが、3月15日から自衛隊が大沢地区に入り、本格的な捜索が開始されました。団員は自衛隊とともに行動し、ご遺体が発見されれば、安否不明者名簿と照らし合わせて、避難所にいる身元関係者と思われる方を発見現場に案内し、身元の確認を迅速に行いました。

2週間後、雪や低温で殆どの団員が体調を崩した為、1日休みを取ることにしました。私はその時、まだ兄が行方不明だったので、ひとりで捜索に行こうとしたら、団員が自主的に捜索に参加してくれました。お陰様で、その日に兄を発見することができました。団員には、非常に感謝しております。

捜索活動は、1ヶ月以上続きました。ご遺体の発見も少なくなり、団員の肉体的・精神的疲労も蓄積してきたことから、4月17日の日曜日に、地元漁民の協力により漁船40艘にて、大沢地区海岸の一斉捜索を実施しました。参加人員は、地元の漁民、隣接の消防団員等約500人で、陸上と海上に分かれて捜索を実施しました。捜索の結果は、津波より破壊され折り重なった、養殖用イカダの中で1名のご遺体を発見し収容しました。この捜索活動をひとつの区切りとして、消防団による捜索活動を終了しました。

大沢地区西側の被災前の写真です（図15）。次に、大沢地区西側の被災後の写真です（図16）。

大沢地区東側

図17

大沢地区東側の被災状況

図18

被災状況航空写真

図19

この辺に、私の家がありました。後日、この辺まで流れているのを、発見しました。

大沢地区東側の被災前の写真です。ここが、第10分団の屯所です。

次に、大沢地区東側の被災後の写真です。ここが、第10分団の消防屯所があったところです。ここにある漁船は、私の船で、津波に流されて防潮堤を乗り越えてきたようです。見るのが、とても辛かったです。

大沢地区被災状況の航空写真です。写真中央の2階建ての白い建物が、避難所の「ふるさとセンター」です。その左上の山際に建っている2階建ての建物が、もうひとつの避難所の「大沢小学校」です。

火災出動時の経路について、もう一度説明いたします。火災現場はここです。現場には、津波浸水区域を避けて、「ふるさとセンター」よりさらに高いところにある林道を経由して、「大沢小学校」の脇を通り、津波が浸水した所より上の道路にポンプ車を止めて、消火活動を開始しました。

消防屯所被災状況

図20

有効活用されたトランシーバー

図21

消防屯所の被災状況の写真です（図20）。建物は、基礎しか残っていません。飴のようにねじ曲がっている銀色の物体は、ホース乾燥塔です。

現在、消防ポンプ自動車及び広報車は、避難所の「ふるさとセンター」の敷地内に青空駐車し、2階の一部が10分団の仮詰所となっております。

消防活動における教訓は、消防団の特性である地域密着性、要員動員力、即時対応力を有効に活用出来たことです。また、瓦礫により道路が寸断され大沢地区が孤立し、分団独自の判断と行動となった状況下において、分団で所有していたトランシーバーが有効に活用されました（図21）。

地域密着性においては、団員が管轄区域内に居住していたので、安否不明者の捜索に関わる行政区ごとの名簿作成にあたり、団員を居住行政区の担当に割り当てました。このことは、顔の見える関係が構築されていたので、各家庭の被災時の家族構成まで把握できました。

要員動員力については、団員の殆どが漁業者で、消防屯所の近くで仕事をしておりました。このことから、地震発生後間もなく、全団員が消防屯所に集合できました。今までの火災出動等においても、10分団は常に高い参集率でありました。

即時対応力については、団員は日頃の訓練により、災害対応の技術と知識を習得しており、水門門扉を迅速に閉鎖し、瓦礫の中からピンポイントに防火水槽を捜し出すことができました。このことは、日頃の訓練の積み重ねと、地元の地水利を正確に把握していたからこそ、できたことです。

今回、東日本大震災における消防団活動において、有効に活用されたのがトランシーバーです。このトランシーバーは分団独自で整備したもので、火災現場等において、筒先と車両の通信手段として活用しておりました。しかし、今回の大震災では、津波被害により防災行政無線のパンザマスト（鉄塔）が破壊され、役場及び消防署が被災し、道路が寸断され、大沢地区が孤立状態となりました。その状況下での、消火活動・救助活動・捜索活動等、さまざまな面でトランシーバーが有効に活用されました。

写真のトランシーバーのほかに、5機の新しいトランシーバーがありましたが、消防屯所に置いていたので、津波に流されてしまいました。その5機が残っていれば、活動にもっと貢献したものと思っています。

以上で、私の発表を終わります。

「おまえのおかげで助かった」の感謝のことばを胸に

岩手県大槌町消防団
第2分団　部長
鈴木　亨（42歳）
消防団歴　23年（漁協勤務）

大槌町の概要と被害状況

大槌町は、岩手県の沿岸部に位置し、北に山田町・南に釜石市・西を遠野市に隣接している。総面積200.59km^{2}で推計人口1万5,276人（平成22年現在）の水産業を主産業としている町である。作家井上ひさしが執筆した小説「吉里吉里人」で脚光を浴びた吉里吉里国は、大槌町がモデルである。

大槌町の消防団は、5分団構成で団員数217人（平成21年4月時点）であった。

3月11日の津波は、大槌町の隣接市である釜石市の検潮所で14時45分に10cmの引き波が観測されたが、その後15時21分に4.1m以上となった以降検潮所が障害となったこともあって記録は残されていない。大槌消防署の資料によれば津波が大槌町に襲来したのは15時20分頃であったようで、翌日にかけて13波の津波が大槌を襲ってきた。震災による大槌町の人的被害は、死者803人、行方不明者479人、負傷者不明であった。住家被害は、全壊3,092棟、半壊625棟であった。

消防団の人的被害は、平成23年8月31日時点で死者11名、行方不明者5名であり、物的被害は、7ヶ所の消防屯所が全壊流失し、消防ポンプ車1台が焼失、3台の小型動力ポンプ付積載車が流失している。津波襲来後に浸水域内で多発的に火災が発生し、山沿いの建物に延焼し、山林火災が発生している。

津波直後の安渡地区火災（鈴木亨氏撮影）

消防団員に憧れて消防団に入る

私は、この大槌で生まれ、育ちました。叔父さんが消防団に入っていて、子どもの頃、消防ポンプ車に乗せてもらって、「消防」に触れ合う機会が多かったので、ずっと消防職員に憧れていたんです。消防団に入ったのが平成元年ですから団歴23年になります。仕事は、漁業協同組合に勤めています。

所属する大槌町消防団第2分団は、震災前で分団長と副分団長以下、3部構成になっており、第1部が13名、第2部が13名、第3部が14名の総数42名です。町の条例定数は、1部あたり16名なので欠員状態でした。私は、第2分団第2部に所属しています。分団1個部の消防装備は、消防ポンプ車が1台、ポンプ車に積載している資機材や団

15時21分大槌川堤防を越流し安渡地区に襲来する津波（鈴木亨氏撮影）

で購入したAEDなど、団として通信できる専用波の無線機は車載無線が1台と携帯無線を部長用と分団長用に各1台がありました。

第2分団は、安渡地区と赤浜地区を担当しており、第1部と第2部は安渡地区を担当し、第3部は赤浜地区を担当していました。第1部と第2部の屯所は海岸沿いの同一建物で、担当エリアも隣同士だったので、団員はその時々の参集状況によって第1部、第2部に拘り無く消防活動を実施していました。

昼夜を問わず水門を閉鎖できる体制

大槌湾から大槌川にかけて市街地を守るように防潮堤があり、安渡地区内堤防には12ヶ所もの水門があるので、大地震の発生後、まずは水門の閉鎖操作を先に行い、その後避難誘導を行っていました。

水門閉鎖については、3月3日に行う津波避難訓練に併せて分団では、平日昼間を想定した訓練や夜間を想定した訓練など起こりうる事を想定しながら、これまで実施してきたのです。

その中で昼間は、それぞれの団員がいる場所から近い水門を閉鎖してから屯所に集まるルールにしました。

閉鎖の基準は、町の水門管理規定に基づき震度4以上になったら操作をすることになっていました。それも第1部と第2部は、それぞれの消防ポンプ車の行動範囲は決めていましたが、乗る団員はその時々で臨機応変に運用していました。

1年前のチリ地震津波の時は、前日から津波が来るだろうかと分かっていたので水門閉鎖した後、ポンプ車で避難誘導をし、小学校と大槌稲荷神社が避難所になっているのでその付近で待機していました。根っからの大槌の人は、小学校で津波のことを習うので津波に対する意識は高いと思います。

チリ地震津波の時は、堤防の近くの人たちや水産業の人たちは、逃げていたと思います。でも少し高台の街中の人たちは逃げない人も多かったと思います。

漁協にて地震に遭遇、揺れの最中に水門へ

3月11日は、勤め先の漁協の冷凍倉庫にいました。地震の揺れがどんどん大きくなったので津波が来ると思って、同僚に津波が来るから逃げようといって、揺れている最中に自家用車で水門に向かいました。子どもの頃から「地震があったら津波と思え、津波があったら高台に逃げろ」を教え込まれて来たのです。

向かった水門は、魚市場に一番近いところにありました。あのときは、揺れ始めてから30秒ほどで停電したので、水門の自家発電機が起動して閉めることが出来ました。水門が半分近く閉まるのを見届けてから自宅に向かいました。

自宅の前にいた母と近隣の奥さんに「津波が来るから裏山に逃げろ」と伝えて、自宅に置いていた救命胴衣を着て、300mくらい離れた屯所に行きました。

屯所でサイレンを鳴らそうとしましたが、停電で鳴りませんでした。そのため車庫のポンプ車のサイレンを鳴らしながら他の団員が参集するのを待ちました。数分してから1名の団員が参集して来ましたが日中なので他の団員も集まらないと判断して私とその団員の2名で消防ポンプ車に乗って次の水門に移動しました。その水門を閉めてい

①職場で地震に遭遇。(14：46)　②揺れが収まらないうちに水門へ。
③水門閉鎖し自宅へ、救命胴衣着装し母と隣の奥さんへ避難指示し屯所へ。
④屯所から消防車で出動。　⑤～⑦水門３箇所閉鎖。最後の自宅前水門で、母含め近所の人に避難指示。
⑧再度屯所に寄り、海岸方向へ。
⑨もう１台の消防車と会合、地区内水門の閉鎖確認。(15：04) 水門閉鎖に伴う迂回路指示看板設置。大槌交番パトカーから、潮が引いていると聴取。他地区の消防車から、津波襲来との無線傍受。
⑬避難誘導広報しながら、大槌川河口へ移動。津波確認。津波見物者の避難指示誘導。大槌橋の通行止ゲート閉鎖。
⑭津波が堤防越流しそうになった為、更に高台へ移動。その付近に居た人達に避難指示。津波が堤防越流したため我々も避難。(15：21)
⑯安渡小学校裏、国道45号線上に避難。地区が孤立した為、我々の消防車も孤立。怪我人等搬送活動実施。

鈴木亨氏「東日本大震災大津波と私の行動」危険学プロジェクト2011,９,10講演資料より

る時に、別の団員が自家用車で来たので他の水門に行くようにお願いしたのです。そこでポンプ車のラジオで大津波警報が発表されていることを知りました。

それから2ヶ所の水門を閉鎖して15時頃に屯所に戻りました。屯所で3人目の団員を乗せてから再出場しました。そこで第2部のポンプ車と合流し水門閉鎖が完了したことを確認したのです。時計を見たら15時4分でした。水門閉鎖に要した時間は、地震発生から18分でした。その場所で街中に進入する一般の自動車を迂回させるために看板を設置しました。

自宅に戻りたい人が多く、車で来て「通せ、通さない」があって大変だったのを記憶してます。

第2部のポンプ車は、私服の団員もいたので装備の着装もあって屯所に戻って行きました。それから第2部のポンプ車が屯所から出動するのが見えたので、時計を見たこともあって覚えているのですが15時15分頃だったと思います。

我々は、海岸から戻ってきたパトカーから「潮が引いてきた」との報告、そして第3分団の無線から「津波が来た」との情報を受け、すぐに街中を「津波だ逃げろ！」の連呼で走り回りました。

大槌川の河口部で水位が上がってきたのを確認してから高台に逃げたんです。

そんな中でも津波見たさに堤防に人がいて、ま

第2分団3部の消防ポンプ車。分団員3名が運命を共にした（鈴木亨氏撮影）

瓦礫の中から見つかった第2分団第1部第2部屯所の火の見櫓（鈴木亨氏撮影）

た津波を見に行っている中学生たちもいて「お前たち死ぬぞ!!」と叫ぶように言ったのを覚えています。その子どもたちはびっくりして高台へ避難して、たぶん助かったと思います。我々は小学校裏の高台にポンプ車で避難しました。

命を懸けた消防活動

今回の大震災で津波の犠牲になった第2分団の団員は、11名でした。自分自身が活動中は必死でしたから、その後聞いたり、ケガをしながらも助かった方に聞いた話です。従って少し事実と異なるかもしれません。しかし犠牲となった団員の活動や活躍を残して行くことが大事だと思っていますのでお伝えしたいと思います。

第2分団第2部のポンプ車は、6名の団員が乗っていました。屯所に寄った後、河口の堤防沿いに車を止めて津波を監視したようです。津波が来ているのを確認してから、急いで戻る途中で、寝たきりの家族を助けて欲しいと依頼され、5名の団員はその家に助けに入ったらしいです。その直後に堤防を越えてきた津波に巻き込まれて家ごと流されたようです。1名の団員がケガを負いながらも助かったので後で知ることが出来たのです。

さらに1名は、水門付近で逃げ遅れた人を確認中に犠牲になっています。また1名は、自家用車で避難誘導中に津波に巻き込まれています。第3部の3名は、水門を閉鎖してから避難誘導後に第3部の屯所で車ごと巻き込まれたと聞きました。

最後の方は、私の消防団の先輩でもあり仲間です。1部2部の屯所の屋上で半鐘を鳴らし続けながら津波に襲われて亡くなったのです。半鐘の音が避難所や神社にいても聞こえたと後から町民に聞きました。津波が堤防を越えてから屯所に到達するまで聞こえていたようです。この先輩とは、大地震の直後に、屯所で会っているのです。

丁度、自家用車で駆けつけて来たのでポンプ車に乗り移るように言ったのですが「いいから行け！」と言われて、てっきり自家用だったので車で活動しながら避難されるんだろうと思って、それ以上言わなかったのです。ご本人は、そのときから半鐘を鳴らし続けるつもりでいたのかもしれません。この方は、途中出稼ぎされていたので、団歴は20年で地元では大工さんをされていて、大震災前には大工仕事も少なくなったので地元の造り酒屋でアルバイトをしていたのです。あのときも地元にいたので早く駆けつけることが出来たと思います。熱血漢で厳しく若手の団員を指導され、人から慕われる人でした。

4か月も続いた消防活動

第2分団の団員が揃ったのは、その日の夜でした。津波が襲ってきた直後に火災が至るところで発生しました。消火に向かおうとしましたが、沢山の瓦礫で身動きがとれず消火活動に入れません

でした。そのためひどい災害で茫然自失状態のご老人もいて、近くの老人ホームに搬送したり出来ることをやりました。

市街地の火災は、津波の流れに乗って次第に山に移って行きました。内陸の第4分団や第5分団から小型ポンプを持って70名ほどの団員が駆けつけてくれました。ポンプ車よりも小型ポンプは小回りが利きます。川の水利を使うしか無かったので山林火災の消火活動に大変助かりました。

3月13日から緊急消防援助隊や自衛隊が来て、遺体捜索は装備のしっかりとしたそれらの部隊に任せて、我々は山林火災の消火に活動の重点を移行しました。

その後、ポンプや車の燃料に困ったことがありましたが、なんとか消火活動も続けることが出来て、ようやく鎮火したのは4月5日になってからでした。

最初の頃は、ポンプ車に寝泊まりするような状態でした、消防活動が非常体制から待機体制になるまでの1か月が一番きつかったと思います。

精神的にも一段落したのは、7月に入ってからでした。今（8月末）は、仕事も吉里吉里に仮の事務所が出来てそこで働いています。

津波から地域を守るために

今回の災害を通して、住民個々の命を守るために必要なことをお話したいと思います。

少なくとも津波が襲ってくる可能性のある地域は、小学校から防災教育を徹底すべきだと思います。私自身もそうでしたから、訓練や教育によって得ることは多いですね。もちろん防潮堤などの防災施設も必要です。防潮堤があったために津波が地域に入ってくるのを遅らせることが出来ました。それによって逃げることが出来た人もいたでしょう。施設がなくても逃げればいいぐらいにならないと駄目だと思います。消防団が子どもたちを対象に普段から津波教育をすることも必要であると考えます。

被災後の大槌町消防団第2分団第1部第2部仮設屯所。右側が町から貸与されたもの仮設屯所。左側が分団でリース契約した屯所事務室兼待機室。

我々の分団では11名の団員が犠牲になりました。団員の命を守ることが重要です。そのためには、

○水門はない方がいい
○住民は逃げる
○消防団もサイレンで一巡したら逃げる
○国は消防団も避難するという法的な裏付けを整備する

などが必要と思います。

今回、消防団本部の指揮車から「津波が来ている。退避指示」が15時10分前後に何回か指令されたのです。でも住民が残っているのを分かっていて消防団は逃げることはできないです。そこを後押しする制度が必要と考えます。

仲間のことを伝えて行きたい

消防団に入って良かったと思っています。震災のあと「おまえのおかげで助かった」「逃げろと言われなければ、家にそのまま居たと思う。津波から逃げられなかったはず」と感謝の言葉が嬉しかった。でも多くの仲間を亡くしました。仲間には、逃げて欲しかった。助かって欲しかった。彼らを忘れないためにも、その活動を記録に残すべきです。私はこれからも彼らのことを伝えて行きたいと思っています。

被災地域の消防団員の手記（3）（宮城県　気仙沼市消防団）

東日本大震災：大津波がすべてを変えた

宮城県気仙沼市消防団
分団長
村上　貴敏

2011年3月11日　観測至上最大、巨大地震、史上稀に見る破壊力で押し寄せた津波…大津波がすべてを変えました…

宮城県気仙沼市消防団第3分団長の村上です。

それではテーマ「東日本大震災による被害」「消防団の災害活動」「課題と今後の対策」この3点を中心に東日本大震災の活動報告を発表します。

はじめに、気仙沼市の概要です（図01）。

気仙沼市は、宮城県の北東端に位置しリアス式海岸特有の丘陵が海に迫り出した地形をしており、河口や谷間の平坦地を中心として市街地が形成されています。東は太平洋に面し、湾の入り口に離島大島を配した天然の良港で、全国有数の漁業基地として各地の漁船が入港し繁栄してきました。市の総面積は333.37km^{2}で、宮城県内では7番目の広さです。

気仙沼市消防団の組織図です（図02）。

震災時の団員数は、団長以下860名になります。組織は、本部と第1分団から第14分団までの4と9の分団を除き、12の分団となっております。

私の第3分団は4部11班で80名の団員で構成されております。

本部の企画部は消防団の健全な発達と円滑な運営を期するため、副分団長の職にある者をもって組織しております。消防施設の拡充に関すること、消防計画の企画立案、消防団員の教育訓練に関することなどを調査研究しております。

図01

主な三陸を襲った過去の津波災害であります。

明治三陸地震津波では、気仙沼市での人的被害も多く、死者が1906人でした。また35年のチリ地震津波の時は、遠地津波であり、22時間30分後に到達しております。これらの災害を教訓に、気仙沼市では、毎年、地区住民と防災関係機関が連携して避難訓練を実施してきました。

三陸の特徴はリアス式海岸における狭い地形、狭い市街地、湾から一体となった地形、港として古くからの活用、そして、沿岸漁業や養殖などの漁業が盛んで、沿岸に漁業者の生活圏がありました。

これらの特徴は、津波被害の規模の大きさの要因でもありました。まだ暫定の部分もありますが、東日本大震災の概要です。

地震の規模は、当初マグニチュード8.8だった

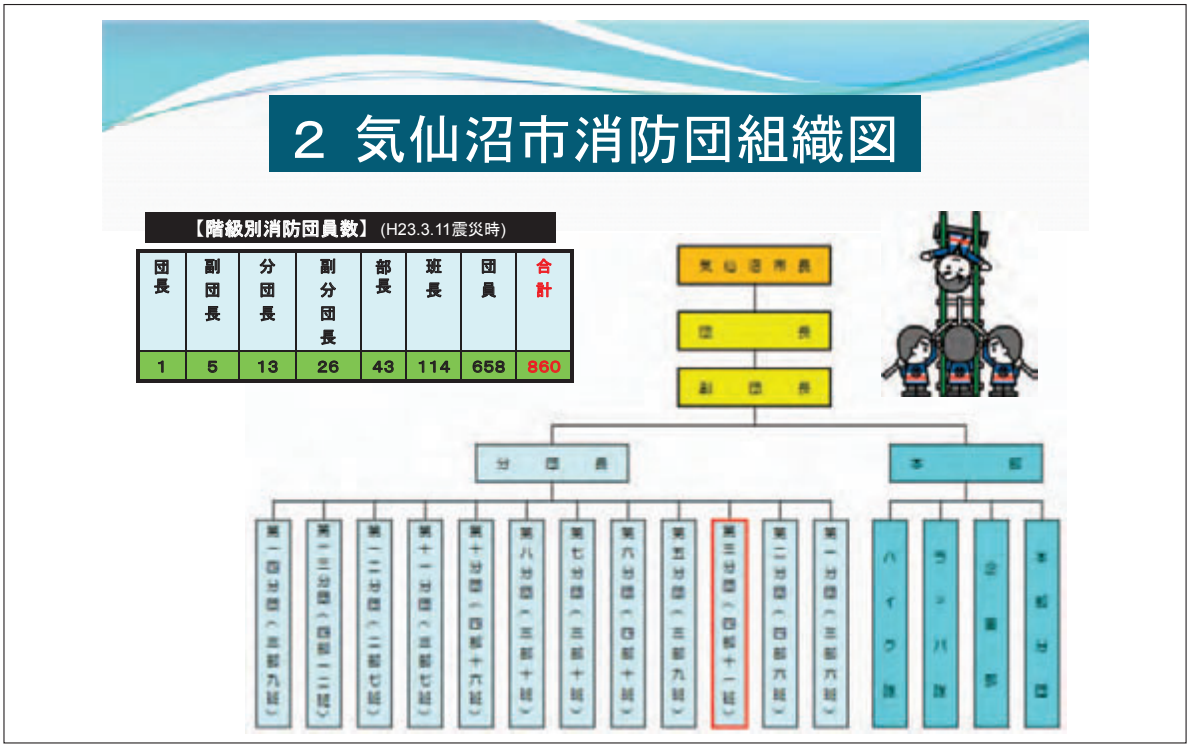

図02

のが、その後、モーメントマグニチュード9.0に修正され、国内観測史上最大規模でありました。

14時49分に「大津波警報」が発表され、当地域での観測は、気仙沼市消防署大島出張所隊による、高台海面監視で15時11分に押し波による第1波を観測しました。

気仙沼市の被害状況についての報道記事です(図03)。

気仙沼市では、屋外タンクの流出による内湾大火災や浸水災害の巨大さに住民がぼう然となりました。

各機関の動きです。

3月11日、14時46分に、宮城県三陸沖を震源とする巨大地震が発生。

気仙沼市では、直ちに災害対策本部を設置し、非常配備を指示しております。

消防団は、事前命令により消防屯所に参集しました。14時49分、気象庁から「東日本沿岸に大津波警報」が発表され、消防団は、水門門扉の閉鎖と避難広報活動を実施しております。

気仙沼市の被害状況です。

暫定的な数値ですが、6月30日現在、人的被害

図03

は死者983人、行方不明者446人になります。住家被害は、全壊8,492棟、半壊は、2,259棟であります。

避難所は、52ヶ所で、2,308人の避難者が避難所で生活しております。

気仙沼市消防団の被災状況です。

人的被害は、死者が8人で、うち公務中が6人でありました。

屯所などの施設は、95施設のうち、全壊が33棟で半壊が3棟であります。

消防車両等は、84台の車両のうちポンプ車が2

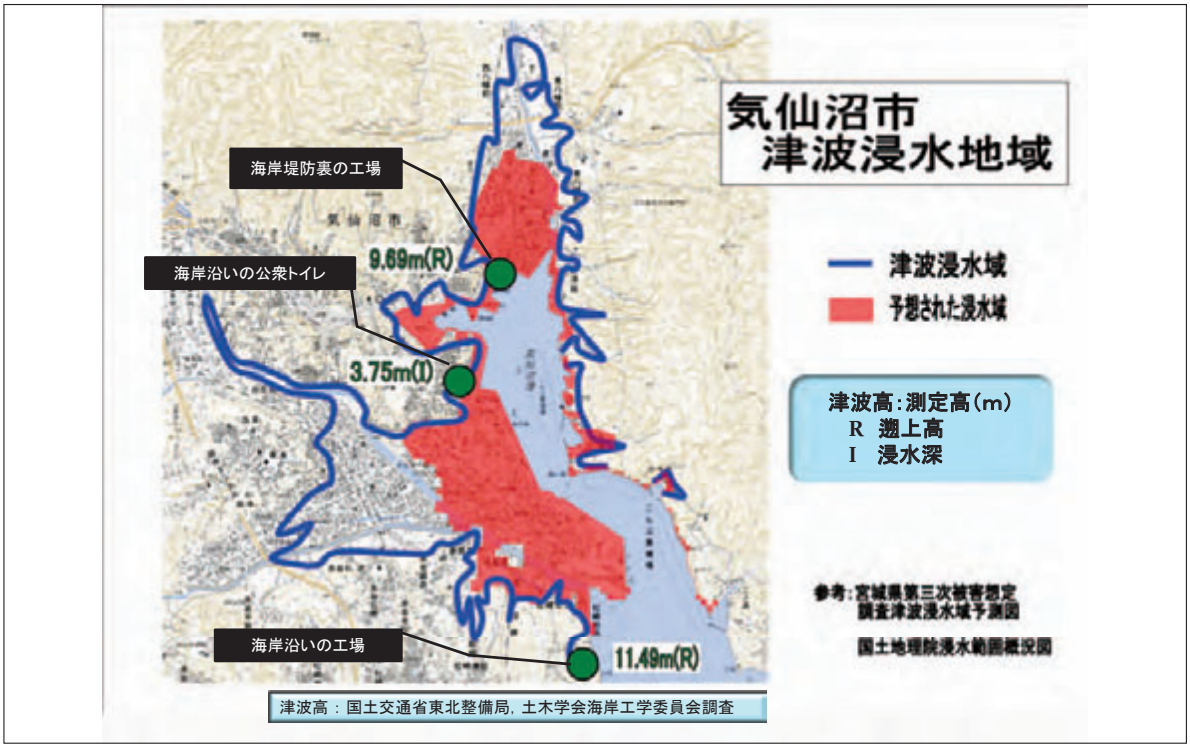

図04

図05

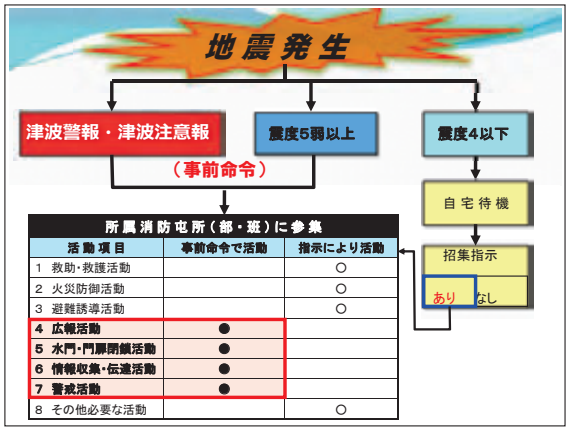

図06

台、積載車が10台で、小型ポンプは、86台のうち22台が津波により、流失水没しました。

津波浸水区域は、気仙沼市が浸水面積18km^{2}で、浸水比率が5.4％であり、浸水範囲が市街地におよび壊滅状態となりました。

気仙沼市の津波浸水地域です（図04）。

赤で塗られた面積は、宮城県が第3次被害想定で想定していた津波の範囲であります。

今回の大津波は、その範囲をはるかに超えまして、青線で囲んだ範囲まで浸水しました。

津波高の種類は、遡上高と浸水深がありますが、気仙沼市前浜地区の海岸沿いの工場付近で、高さ11.49mの遡上高が測定されております。

大津波が街区を襲った後の状況です（図05）。

今回の津波災害の特色は、石油タンクが流失し、火災の要因のひとつとなったことと、400トン級の鮪延縄船などが津波により簡単に陸上げされたことなど、津波の恐ろしさが分かりました。

気仙沼市消防団の地震津波災害時の活動フロー時における基本事項です（図06）。

平成16年7月1日に作成しました。

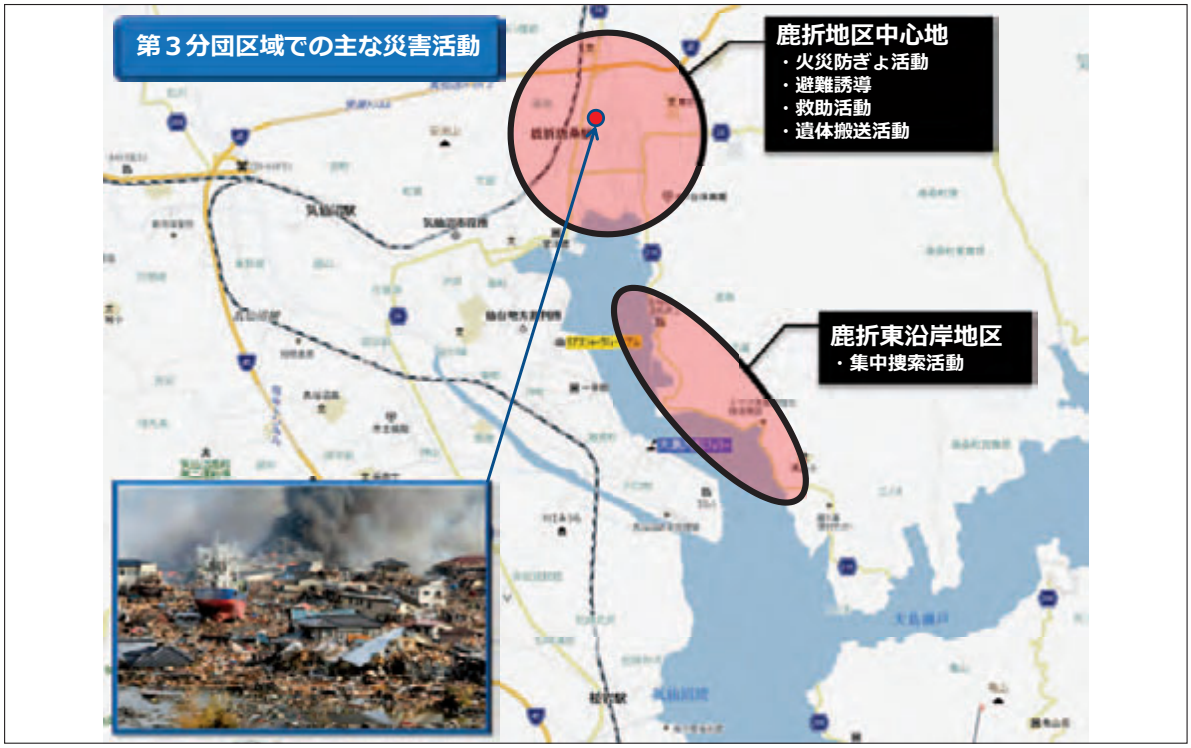

図07

主な基本事項です。

1　参集途上時、災害遭遇時は、必要な措置をとること

2　安全管理に十分配慮し事故防止に万全を期すること

3　津波到達予想時刻の10分前には避難完了すること

4　団指揮本部への活動報告等は、積極的に行うこと

5　活動団員不足時、安全に配慮した中で住民協力を求めること

これらを基本とした活動フローになります。

実際の活動フローです。

震度5弱以上、津波注意報・警報発令で事前命令により、所属の消防屯所に参集します。

活動は、広報活動・水門門扉の閉鎖活動・情報収集伝達活動・警戒活動などです。

特に水門門扉閉鎖活動時においては、現場の状況や防災行政無線、団指揮本部からの情報等に注意し、団員の避難時期を見失なわないよう十分注意して活動しております。

気仙沼市消防団の主な災害活動です。

今回の震災活動では、火災防御・避難誘導・救助活動・集中捜索・遺体搬送公共施設の清掃活動を実施しました。

第3分団区域内での主な災害活動の図面です（図07）。

大きく2つの活動エリアになります。

1つは、鹿折地区中心部での火災防御、避難誘導、救助活動と遺体搬送活動です。

もう1つは、鹿折東沿岸部地区での広範囲に渡る、集中捜索活動です。

鹿折地区中心部で発生した街区火災の防ぎょ図です（図08）。

3月11日15時56分火災覚知、出火場所は、気仙沼市みなと町と中みなと町地内で赤斜線の区域内です。

初動時、広域消防隊と連携し、消防団はBライン中継隊形をとり、防御活動を実施しましたが、劣勢状況でした（図09）。

火災は広範囲であり、広域消防では、被災区域以外の消防団、各分団に応援要請を行いました。

応援要請で駆けつけた各分団は、水利が十分で

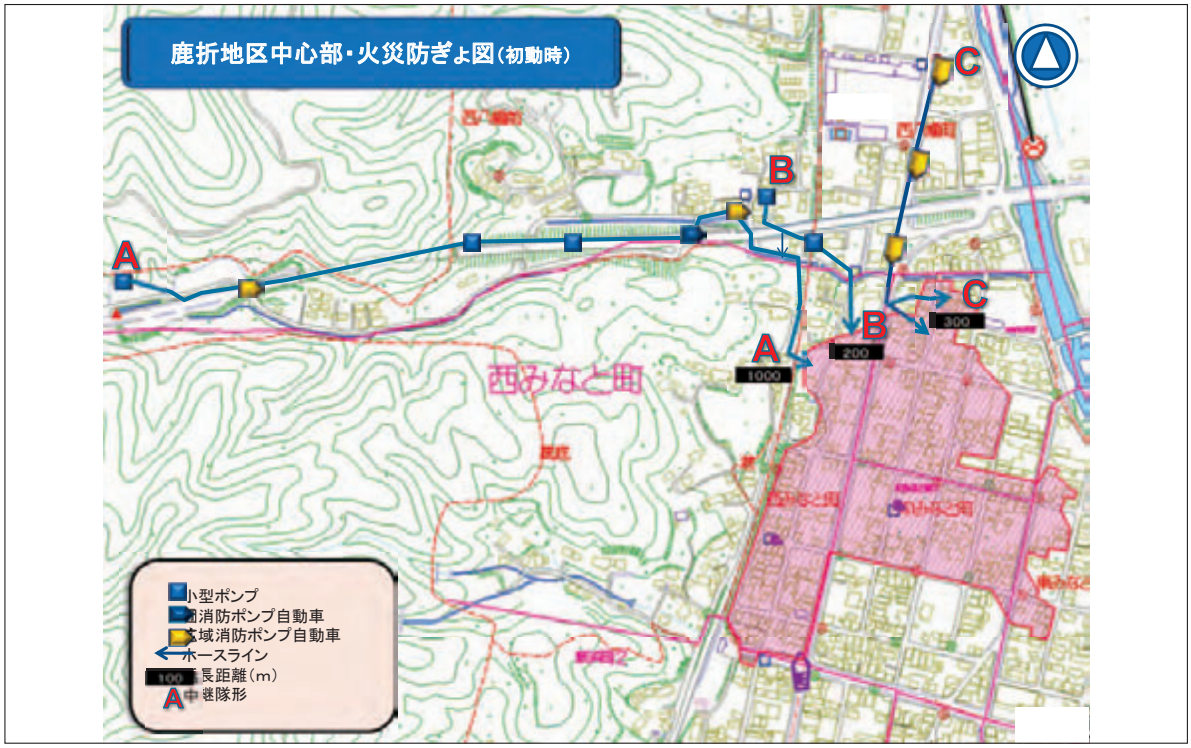

図08

図09

図10

なく、遠距離送水を余儀なくされ、図面のＡラインは、ポンプ車や小型ポンプ6台での中継隊形をとり、約1,000mの遠距離送水を行いました。

現場は、街区全体に火災が拡大しており、南側からの進入は津波浸水で進入できず、火災防御活動は、すべて北側からの隊形となりました。

火災防ぎょ活動中、数回にわたっての津波襲来や津波警報による消火中断もあり延焼が拡大しました。

夜間も燃料補給などで車両の交代をしながら、一昼夜、防御活動を続けましたが、瓦礫に阻まれ、なかなか鎮圧することも出来ない状況でした。

翌日12日には、緊急消防援助隊の東京消防庁と合同での活動を実施し、消防団は、火災発生から3日間、不眠不休で活動しました。

出動車両は、ポンプ車11台、小型ポンプ6台、出動人員は、述べ271名でした。

鹿折街区火災は、3月11日15時56分に発生し、町中心部の瓦礫がくすぶり続け、鎮火したのが3月23日の朝、7時48分でした（図10）。

13日間燃え続けた火災でした。

こちらが、鹿折地区中心部の写真です（図11）。

写真下の気仙沼バイパス側が北側で、写真上が南側となります。

南側、気仙沼湾方向から津波が襲来し、気仙沼バイパス下まで冠水しました。

火災は、赤線で囲んだ範囲です。

焼損棟数は、295棟で、焼失面積は、約10万m^2でした。

図11

図12

図13

図14

図15

また火災対応と並行して、鹿折地区の捜索救助活動を実施しております。

特に、黄色の丸で囲んだ場所に位置する老健施設（老人保健施設）では、救助活動と遺体搬送を行いました。

その老健施設です（図12）。

2階建て耐火構造で延べ面積3,566.4m^2

2階部分まで津波襲来し、1階部分の開口部や2階へのスロープは破壊されておりました。津波により孤立取り残された要救助者を浸水区域内から救出し、安全な地域へ避難誘導と搬送を3班20名で行いました。

外観は、スロープ壁体が破壊され、1階内部は壊滅状態でした。

屋上は避難者の毛布、布団敷物が点在している状態でした。取り残された職員や入居者50名を広域消防や東京消防庁のハイパーレスキュー隊と連携しながら救助し、安全な場所まで誘導しました。

一方では、残念ながら津波から逃げられなかった人々の無念な姿となった数体のご遺体を搬送しなければなりませんでした（図13）。

ご遺体搬送が、消防団の災害活動にあたるかどうかは別にして多くのご遺体を目の前にして、我々が何とかしなければと思ったわけです。

職員の手で2階のベッドや、屋上に寝かされていたご遺体を手分けして毛布、シーツ等現場にあるものを利用し、簡易担架を作成して搬送しました。

悲惨な状況に、心が痛み、やりきれない活動でありました。

集中捜索活動は4月25日、26日2日間にわたり、自衛隊・警察・消防と合同で一斉捜索を行いました（図14）。

気仙沼市消防団は、広域消防・自衛隊と合同で、鹿折地区東沿岸部と唐桑地区を捜索しました。

朝9時から16時までの活動時間で、114名の消防団員を動員しての捜索活動でした。

こちらは、第13分団区域内での、公共施設清掃の活動状況です（図15）。

津波で被災した、4月10日に本吉病院内外の清掃を実施しました。水利がなく、津谷川から500mの距離を中継しながら46名の団員で、清掃活動を実施しました。

以上が主な災害活動でした。

消防団活動について、参集状況からまとめたものです。

図16

1　参集状況は、各部集合場所が決まっているのですぐ行動できました。

2　発災直後は、時間の許す限り、水門門扉閉鎖および広報活動を行っています。

3　人員確保については、活動終了時に、班長以上の会議で翌日の人員調整を行いました。

4　事前に決まっていたことは、沿岸部の区域は孤立してしまうので、各部長・班長は、自治会長と連絡を取り合って行動するように決めておりました。

5　資機材不足を感じたことはいろいろありますが、特に遺体搬送時の担架と電池式の無線機の必要を感じました。

問題点と課題についてです。主なものを挙げました。

・防災行政無線の津波による使用不能での情報不足
・瓦礫、浸水区域内における早期道路啓開がなければ、現場にたどり着けない状況
・大津波の場合の水門門扉閉鎖活動においては、その必要性と避難の判断時期
・被災している団員も長期災害活動を余儀なくされ、精神的・肉体的ストレスの対応の問題
・避難指示広報に対して一部住民が避難しようとせず、避難意識の低下がみられたこと
・団員が不足している中での長期活動における交代要員確保と時期

これらが問題点であり、今後の課題かなと考えます。

問題点と課題をとらえ、今後の対策をどうとったら良いのか？　災害時において消防団員は、地域住民の生命を守るために活動しますが、人数的にも時間的にも限界があります。

情報の収集や、災害対応における体制の確立も必要ですが、やはり死者ゼロを目指すためには、住民の意識改革が絶対です。防災意識と知識の啓発に努め、自助共助の精神を確立しなければならないと考えます。地域住民と消防団員の命を守るためにも、各防災機関相互に連携して対策を講じなければならないと思います。

今回の震災で、仲間である消防団員や屯所、消防車両などが被災し、消防力の低下がみられました。

しかし、宮城県消防協会、日本消防協会を通じ、全国の消防団皆様からのご支援をいただきながら、現在は、消防車両も充実し、復興復旧に全力をあげ、取り組んでおります。

全国の皆様からの絆を感じ、そのパワーを糧に今後も消防団活動に邁進する覚悟です。

この場をお借りし、全国の消防団の皆様へ御礼を述べて、私の活動報告を終わります。

ありがとうございました。

被災地域の消防団員の手記（4）（宮城県　気仙沼市消防団）

消防団無線を通じて知った我が町壊滅の知らせ

宮城県気仙沼市消防団
第13分団　副分団長
三浦　弘一（56歳）
消防団歴　26年（小売業）

気仙沼市本吉区を管轄する第13分団

気仙沼市消防団第13分団は本吉地区（旧本吉町）に属し、震災当時、94名の団員が所属していた。第13分団の第1部は自営業者が多く、第2部の第1班は漁業が多い。

3月11日、私は木造2階建ての衣料品の店舗兼自宅にいた。客4人を店舗裏の鉄骨造りの車庫に避難させ、店舗を閉めて活動服に着替え、車は使わずフル装備で、走って14時56分に気仙沼市役所本吉総合支所に着いた。

第13分団は、旧本吉町の平成16年3月にアナログの消防団無線を導入しており、地震災害時の初動計画では、各班事前命令に基づき、避難広報や水門閉鎖活動が割り当てられているが、無線統制をかけ指揮をとるために班長と副分団長の2名が本吉総合支所内の本部に来るとされていた。途中、道路が陥没している箇所があり、火災の心配をしたが、正直、津波が町裏まで到達することは頭になかった。14時56分に消防団無線を本吉総合支所で開局したが、応答はなかった。山奥の炭小屋で、炭窯が落ちて燃える火災があり、2隊出動して、すぐ鎮火できた。

たった7分間で壊滅した小泉町

15時40分頃、支所庁舎の2階で窓越しに「何だあれは？」と、見えたのが津波だった。家屋が傾き、動いている。波が黒というよりは土色の洪水時の河川の色だったが、音は聞こえなかった。自分を含めて消防団員4名、課長をはじめとする支所職員がいたが、慌てて何人かが屋上へ上がり、写真を撮った。津波が来るとは思っていたが、ここまで来ると考えなかった。引き波の報告はなかった。後から家族から聞いた話では、高い所でも“メリメリ”という家屋のつぶれる音がしたと言っていた。

15時10分、「水門を閉鎖した。」と無線連絡が入った後、次々に津波の連絡を受けた。

15：23　小泉川の逆流確認
15：24　蔵内漁港に津波到達、小泉大橋近くの堤防決壊
15：25　大谷町裏に津波の浸水があった。
15：26　小泉町浸水
15：28　小泉町家屋流失
15：31　小泉町家屋壊滅状態

15時23分以降の無線が残念で仕方ない。津波が川を遡上しているという連絡があってから、壊滅までたった7分間の出来事だ。被害状況を把握

したというより、家屋流出、壊滅といってもどれくらいの規模なのか正直なところ想像がつかなかった。翌日現地に入って見たら、小泉の町がなくなってしまった。町がなかった。映像に出ている志津川や陸前高田と全く同じで、家屋などがすべて山側に押しやられて跡形もなく、他の地区から比べるとガレキの量自体が少なかった。

無線は私と本部の班長が2人で聞いてメモし、支所の職員がさらにそれを補助して書き留め、時系列にして貼り出た。するとそれを確認した庁内の職員がザワついた。

本来ならば、無線を避難誘導、広報活動、安否確認等で活用しようと思っていたが、15時40分以降、実際に津波を目視し、私たちはすでに小泉地区は壊滅していると確信した。伝えてきたのは消防団無線だ。全車両にはついておらず、小泉地区には3台無線があり、第11分団で2名の消防団員が殉職した消防車からも報告を受けていた。

川で遡上を確認し、消防団が閉めることになっていた水門1ヶ所を、大橋を右折して閉めた後、避難広報をしていて消防車ごと流されたようだ。

小泉でポンプ車が広報活動しても、津波はここまでは来ないだろうと自宅に残った人もおり、町裏では7人亡くなった。宮城県沖を想定した津波の想定浸水地域10mぐらいの所にある建物の上を呑みこむように津波が来て、水道局事務所に逃げた人たちや、職員2名、常備消防署員1名も亡くなった。想定外だった。

本部を離れ、救助活動へ

15時50分過ぎに本部の無線を佐藤班長に任せ、上司である副団長の許可を得て、無線を持って2名で状況確認に行った。16時02分に津谷小学校に行き、迎えに来ていた保護者の車の確認と児童数の確認を先生方にお願いして本部へ報告した。

次に町裏を通って中学校に向かった。中学校の通学路になっている中道線の路上には、小泉海岸から流されてきたと思われる松の木が横たわって

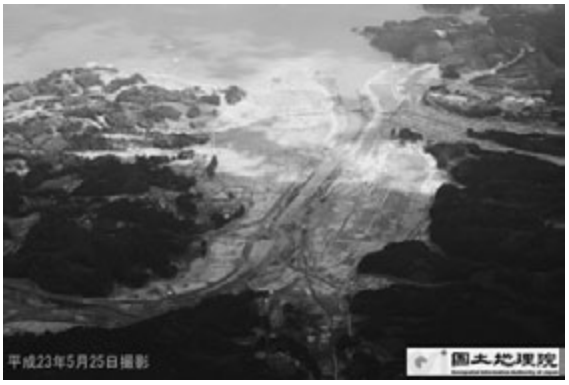

気仙沼市本吉町の陸前小泉駅周辺（国土地理院）

いた。中学校の手前で、60歳～70歳ぐらいの2人の婦人を、中学生3年生の男子2人が救助して中道線の近くまで来ていると聞き、私たちが行って泥の中を助けた。最初、本吉病院へ向かったが、被災した家が覆い被さって道路が遮断されており、病院の1階は水浸していた。外傷等がなかったので病院より避難所の方が良いと判断して、車に乗せて中学校に搬送した。

中学校には、残っていた1、2年生と先生方、近くの人が避難していた。第12分団（山田地区）が軽トラックで心肺停止状態の3人を運んできたので、私が引き継いで保健室に入れて心肺蘇生法を実施した。高校の先生がAEDを持ってきたが、30歳代の母親と1歳と3歳ぐらいの子ども3人とも蘇生できず、“無力感”に包まれた。

私たちは、16時50分、すでに帰宅していた3年生以外の生徒・職員70人、一般の避難者10人と本部に報告した。第13分団の他の団員が、車両に乗っている親子など7人救助した。

避難所となった小学校で救援活動

その後、小学校に行き、安否確認と避難者数を報告した。消防団としては子どもの健康面を考え、自家用発電機もあり空調が整っている近くの公民館への避難を提案したが、保護者は公民館が津波浸水地の近くであるので小学校にいたいと言い、避難していた近くの住民も含め、小学校の校庭に120台強の車両を置き、車の中で待機となった。

18時過ぎに避難者への炊き出しを近くの自治会に依頼した。各自治会には合併前に発電機を用意してあった。断水していたので水は各自持ち寄った。19時20分に小学校に220個のおにぎりを届けてもらい、子ども優先でおにぎりを配給してもらった。車で避難している人の中に高齢者1人、妊婦2人がおり、妊婦はすぐ出られる場所に車を移動した。

小学校への避難で一番困ったのは、燃料がなかったことだ。寒さのため車両もエンジンをかけ暖房をつけていたが、停電でガソリンスタンドは機能していなかった。我々が積んでいた携行缶20ℓくらいも緊急用に備え、本当に必要な分だけ使った。車1台に2人乗車では効率が悪く、燃料がなくなってしまうので、午前2時～3時頃、校長先生と教員から保護者にお願いして、台数をいくらかでも減らしてもらった。翌朝7時～8時に解散した。津波警報はまだ解除されておらず、無線で断片的に入ってきた情報を基に、帰る人たちに各地区の被害状況と通れる道路、近づかない方が良い場所などを伝えることができた。

遺体の捜索活動と警備

3月13日の副分団長会議で、遺体搬送を分団から出すよう言われた。遺体の捜索・搬送が私たちでいいのかという戸惑いはあったが、総合支所の市民生活課の職員2名と消防団員4名、計6名が待機し、搬送にあたった。

どうしても消防団は地域密着しているため、亡くなった人が「顔見知りで辛い」という話が出た。3月20日頃、緊急援助隊や警察の応援が来たため、団長から警察にやめさせてほしいとお願いした。私の知る限りでは、3月29日に子どもの遺体を遺体安置所へ搬送したのが最後だったと思う。

3月～4月には、日中、防災行政無線がバッテリー切れで使えなかったので、消防団車両を使って各分団1班1台で広報活動に回った。泥棒が

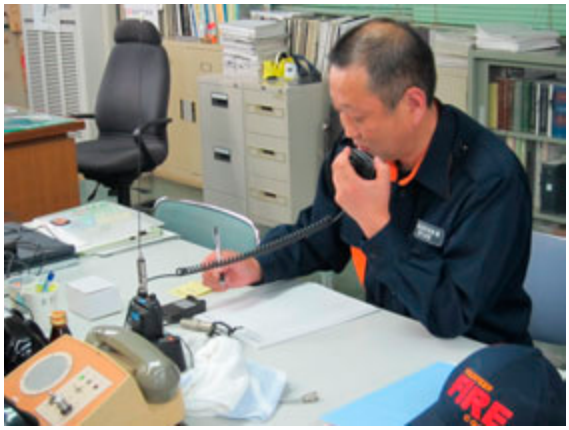

震災当日の消防団無線による応答状況を再現する三浦副分団長

入ったというので、8月13日まで火災と財産保全のため、夜間警戒活動を実施した。当時、避難されない人も多かったが、停電で真っ暗だったので、警鐘を鳴らしての巡回は、地域の方が安心感を持ったという。

活躍したアナログ消防団無線

消防団無線の整備には450万円程度かかり、導入時は高いと思ったが、今回は武器になった。宝の持ち腐れにならないよう、全員がポンプ車と同じように使いこなせるよう、月1回、無線の運用訓練をしており、年月が経つに連れて運用方法はかなりうまくいっていた。各隊は屯所に置き100Vの充電器を用意している。電話が通じず現地に行けない時に、消防団無線で断片的ながらでも被災地のことが署や消防団で把握できたのは有効だったと思う。

普段の通常の火災時にも、1台は広域消防にあり、気仙沼消防署本吉分署からの指揮のほか、水利部署や中継送水等に活用している。今回は1台無線機が流されたので、分署隊のものも借りて15台、途中、富士通から1台提供され、16台で運用した。震災当時電話は使えず、携帯電話も通じず、つながるまでに1か月以上を要したが、各分団長には消防無線で連絡が取れた。集合時間、集合場所、捜索範囲、場所が分からない時も無線で伝えた。当初から「バイク隊より無線」という頭

本吉町大沢漁港の被害状況

本吉町大沢漁港の被害状況

があり、物は運べないが、情報は運べる無線が有効活用できた。

台数的には無線はあと4、5台は欲しいが、11日は混信がかなりあり、岩手県陸前高田市の消防団無線とかぶった。本吉のほか、旧気仙沼市内、唐桑、大島まで入れると誰が統制するのかという問題が出てくる。消防本部の通信指令課のようなシステムがあればよいと思う。非常備の組織なので、それはできないと思うが、いずれにしても消防無線の装備は大事だ。

本吉総合支所での対応

本吉総合支所1階が、気仙沼市災害対策本部の本吉支部となった。旧本吉の団指揮本部は総合支所に作ることになっており、慣れていた。行政の方も含めて地元の人が多く、意思疎通がかなりうまくいった。気仙沼市内では、比較的、本吉地域が被害の全体像を集約するのは早かった。会議の時に今日の活動報告と明日の予定、どう対応したかなど出した。毎朝7時と17時に課長職以上会議を開き、消防団と常備消防、自衛隊、警察、緊急消防援助隊（山梨県隊）、社協（ボランティア）等にも入ってもらい、情報の共有化が図れた。

しかし、県と防災機関を結ぶ全国瞬時警報システム（Jアラート）があるが、メールやFAXはできなかった。各箇所から電話をすると大変なので、役所としては災害担当の所に要件を集約して電話をするようにしていた。本庁の災害対策本部に連絡する時、50回かけて1回つながるかどうかで、つながればその電話で要件を全部話さなければいけない状態であった。

発災直後何日かは、気仙沼市では“タクシー無線”を活用した。防災センターにタクシーを止めて主要拠点にタクシーを配備してもらい、救急隊を要請した。消防団無線でも救急隊要請は結構あった。本吉総合支所に本吉分署員も詰めており、そこまで無線を飛ばして分署への有線専用電話で、救急車を要請した。常備消防と消防団と行政との連携プレーはうまくいった。

鹿折の火災には、3月12日に出動要請は来たが、対応できないと副団長が回答した。翌13日の大島の火災に対する要請でも出動しなかった。小泉地区では、団員40名のうち30名がほぼ壊滅状態の被災をしている。山の方の第12分団からは積極的に応援に出てもらった。海沿いの第11分団、第14分団は、分団、家屋を含めて被災している。第13分団も被災はしたが、出られる団員数も多いので捜索活動等についてはできるだけ多く出ようとした。内陸部からの応援はあれば助かると思う。

最近、階上地区で大規模な火災があった。原因ははっきりしないが、瓦礫の集積地から自然発火したようだった。

被災地域の消防団員の手記（5）（福島県　南相馬市消防団）

家族に心配されながらも最後まで捜索を諦めなかった

福島県南相馬市消防団
小高区団　副団長
片岡　芳廣（59歳）
消防団歴　27年（会社役員）

南相馬市の概要と被害状況

南相馬市は福島県の太平洋側に位置し、平成18年1月1日、原町市と相馬郡小高町および鹿島町が合併して誕生した市である。行政区の小高区はその南相馬の南側に位置し、面積は91.95km^2、人口1万2,163人（平成23年6月1日現在）で、阿武隈高地を町の西端とし、小高川が町を横切り太平洋へと流れている地域である。また、小高川の中流部には小高城址などがあり、周辺に区役所や駅、2つの実業高校などが集中する。

南相馬市消防団は小高区団（3分団26部）、鹿島区団（4分団28部＋機動部2部）、原町区団（5分団36部＋自動車部2部）、の3区分団に分かれていて、総勢1,334名が所属している。被雇用者（サラリーマン）は1,078名（約80％）と多い（平成23年4月1日現在）。

南相馬市は、東日本大震災により、死者631人、行方不明者7人、負傷者59人の人的被害、全壊5,432棟、半壊1,306棟、一部損壊2,232棟、床上浸水991棟、床下浸水308棟の住家被害に遭った。

振り子のように揺れる家

今もまだ福島第一原子力発電所の事故で苦しむ南相馬市。なかでも小高区全体は今も警戒区域に指定され、全員が避難をしている。私はその小高区の消防団で副団長を務めている。

3月11日発災当時、私は海からすぐ近くの浪江町塩棚で、ある家の住宅設備工事を従業員たちと行っている最中だった。14時46分、大きな揺れが東日本を襲い、福島県にも震度6弱の地震が起こった。一瞬頭をよぎったのは2日前に起こった大きな地震だった。「また地震が来たんだ」と思い、一時作業を中断し揺れがおさまるのを待とうとした。しかし、普段の揺れなら5、6秒、長くても10秒ぐらいでおさまる揺れが一向におさまらず、1分が過ぎたところで立ち合っていた建て主さんと「これは、やばい！」「ここに居られる状況ではない」と判断し、2人で外に出ようとした。しかし、思いのほか揺れは激しく、2人が外に出ようとするのを阻むかのように容赦ない揺れが襲った。建て主さんと四つんばいになりながら、やっとのことで外に出た。外に出てからも瓦の落下に注意しながら激しく揺れる植木につかまり揺れがおさまるのを待った。周りの様子を見まわすと、周りの家の2階が振り子のように揺れ、道には瓦も降ってきていた。長い揺れがおさまると同時に、周りにあった2、3軒の家がまるで張り子のセットのようにバタ…バタっと次々と倒れ始めた。目の前に起こってることが信じられずにいたが、消防団という職務柄、私はすかさず倒れた母屋に向かった。「だれかいなすか？」「いなすか？」と2、3軒の家を走り回り、声をかけ、家

の瓦礫の隙間から安否確認を行った。幸いお年寄りたちもみな大きな揺れにビックリし、外に飛び出ていたため、そこでの犠牲者はいなかった。この時、南端の小高区と北端の鹿島区で、震度6弱の揺れが観測されていた。

作業をしていた家に戻ると、建て主さんが「これは津波が来るかも分かんない」と言ったが、この地域ではかつて大きな津波の災害はなかったため、せいぜい大きくても2、3mの津波で防波堤で止まるだろうと、思っていた。しかし建て主の方に再度「これはすぐ津波が来るかも知れないから片岡さんもすぐ退避したほういいよ」と言われ、残った仕事を片付け、15時過ぎに従業員と一緒にその場を撤収し、会社に戻ることにした。

迂回に迂回を重ねて会社に戻る

会社は小高区の福岡行政区で、作業をしていた現場からは車で20分くらいの所だった。街道を北上し帰る道すがら、ひび割れた道路状況を見てこれは尋常ではないと思った。ことの重大さに、他の現場の作業員にもすぐ撤収するように電話を入れたが、すでに電話は通じなくなっており、連絡の付けようもなかった。しばらく車を走らせていると配水場の所に警察官が2人立っていて「井田川の配水場に向かう道路が50cm下がっていて通行止めになっているため別のルートを行ってください」と言われた。やむを得ず、コースを変えて帰社することにした。ところが、各道路の舗装状態も地割れなどでかなりの段差ができていて車が思うように通れなく、迂回に迂回を重ね通常20分で行ける距離が相当な時間がかかった。ようやく戻ったのが15時30分過ぎだった。

津波から逃れ高台へ避難

やっとの思いで会社に戻り家の様子を確認していると、1台の消防自動車が「津波だ！　すぐ逃げろ！」と広報をしながら猛スピードで飛ばし目の前を通過して行った。自分でも一瞬「なに？」とその言葉に呆気に取られていたが、目を海のほうに向けると津波がすでに国道を越え会社の目の前まで来ていた！　「これはいけない」と思い、先に家族を車に乗り込ませ急いで退避させた。そうこうしている間に津波は瓦礫と共に会社の10m手前まで来ていたため、自分も急いで高台に車で避難した。工場のある高台へ避難し、2波3波と来襲する津波がおさまるのを待ち続けた。その状況をなすすべもなく見守った。津波が、南相馬市の海岸線から約2km付近までの町を呑み込んだ。小高区塚原字沼在住の自然環境調査員の目撃証言によれば、特に津波の第3波は大きく、海岸線に設けられた高さ十数ｍの防潮林を越えたという。

津波で被害にあった事務所

津波がおさまったのを確認した私は、自転車を借り、避難していた高台から自分の会社に行ってみることにしたが、農道の半分まで来ると、海水は膝まで水没しているため自転車を使うことは出来ず、小高い所を探しながら徒歩で会社に戻った。会社はすでに1階のガレージ部分が破損され、従業員の車も流されており、この津波が尋常ではないことに私は茫然とした。会社に戻る道すがら偶然にも小高福岡行政区を管轄している東部地区の第3分団長と行きあい、すぐに区役所に行こうということになったが、行く前にこの状況を把握しようということになった。辺りはすっかり日が落ちていて薄暗くなっていた。

救助、捜索は夜通しで行われた

国道6号は大分水が引けていたため、私は第3分団長とともに国道6号を北上し区役所に向かった。状況確認をしながら車を走らせたが、辺りは予想だにしない瓦礫の山が散乱し、言葉にならな

い状態だった。18時に区役所に到着した。区役所では災害対策本部が立ち上がり、打ち合わせがすでに始まっていた。自分も対策本部に入り、消防団の救助活動についての救助マップなどを作成し、消防団幹部で作戦をたてた。

辺りが暗くなってきたため、一人ひとりで探すのは困難とし、10名1組のグループで行動をすることにした。通信網が多少復旧し、区役所には救助を求める市民からの電話が入るようになった。消防団は救助要請が入った所を優先的に分隊で動き救助に向かった。水位は多少引いていたものの、海水で孤立したところが多く出たため、ゴムボートなどの用具が必要となった。消防団の備品にゴムボートはなかったが、団員が個人で所持しているゴムボートを使用した。暗い水のなかへとボートを曳き、懐中電灯で照らしながら進むため、瓦礫の破片や釘が剥き出しになっており、活動はかなりの危険が予測された。私は安全第一で務めるように団員たちに強く指示した。

捜索は夜通しで行われた。暗闇のなか、車のなかで人の気配はすれどもそこまで行くすべが無く、助けたくても助けられないジレンマがあった。今回の救助では、今までの訓練でありえなかった想定外の予測不能なことばかりが起こった。要救助者はご老人や身体の不自由な方が多く、救助活動は困難を極めた。情報も錯綜していたため、負傷者がどのくらいいるのかなど、把握するのに時間がかかった。こうして、救助活動は夜が明けるまで続いた。時間が経つにつれ、連絡が取れるようになると、召集をかけることが出来るようになり、徐々に消防団員の人数が増えていった。

原発が爆発したらしい

翌朝12日8時。この頃は誰も、福島第一原子力発電所の事故のことは頭になかった。人数も増えてきた小高区の消防団は、この朝も1班から13班に分かれ各チームに分かれて捜索を行った。救助に加え遺体搬送の作業も入り、団員の負担も増えた。自分も捜索本部の一角で、団長や副団長、警察の方と捜索の作戦を練っていた。そして…その情報は警察無線より突然入ってきた。一緒に打ち合わせしていた警察官が「原発が爆発したらしい」と小声で言った。誰もが一瞬にして止まり「え？　なに?!」と振り向いた。

「原発が爆発した」という情報に、警察官も消防団幹部も「消防団の捜索隊も一時退避したほうがいい」となり、外で捜索している団員や隊員に、すぐさま「一時捜索をやめて車に待避せよ」と無線で連絡をし、30分程度車内に待機させた。その後、なんとそれは「誤報」という修正情報が入って来たのだった。が…それこそが誤報であり、実際には、原子力発電所で水素爆発が起こっていたのだった。あの時、現場はかなりの情報が錯綜し混乱をきたしていた。昨晩からの夜通しの活動ということもあり、消防団の疲労も考慮したうえで、12日は15時くらいに捜索が打ち切られた。

同日の夕方、原子力発電所で原発事故が起こっていることが明らかになり、区役所に緊急対策室が設けられた。緊急対策本部では、原子力発電所の事故を受け、明日からの捜索をどうするかが話し合われた。第一に上がったのは「原発事故を踏まえ、20km圏以内で活動する消防団の放射能対策はどうするか」ということだった。消防団の装備としても防護服が2、3着という少ない数で、マスクだけで対応せざるを得ないのが現状だった。18時25分には原子力発電所から半径20km圏内の住民には避難指示が出され、小高区もその圏内に入っていた。消防団の捜索も困難を極め、住民から「遺体がある」と通報があっても屋内退避や避難指示が出ている地域で、マスクだけでは対応するのは危険を伴うため団長も「いけ」と指示を出せずに悩んでいた。しかし、私たちは各自で判断し有志という形で動くことを決意した。他の団員には強制せず、自ら防護服を身にまとい、捜索を続けた。原子力発電所で働いている団員もいたため、放射線の知識に関するレクチャーも受けた。

捜索の断念と無念…そして再開

小高区では12日に避難指示が発令された。13日には消防団のローラー作戦による「避難指示」の広報活動が行われた。この地域の住民の方々は原子力発電所について非常にナーバスになっており、広報活動、誘導活動は早期にスムーズに行われた。大部分の区民は、市が用意したバスで18日から20日にかけて集団避難をした。有志で捜索に当たっていた消防団も、家族の意見もあり避難せざるを得なくなった。14日午前中に、小高区は事実上地域全域の閉鎖となった。

消防団の事務局は原町区に移したが、捜索は一時休止となってしまった。14日以降、小高区の消防団は避難所で、避難民への食事の準備などに従事した。私の家族も会津へと避難したが、私は南相馬に残り、消防団の活動を継続した。来る日も来る日も避難所でお世話をした。消防団も精神的疲労が積み重なってきていた。

そんな中、福島第一原子力発電所で3回目の爆発が起こったと情報が流れてきた。当時を振り返ると、「さすがにもうこれで駄目だ」と思い、あの時は疲労と重なり、本当に心が折れた。その爆発をきっかけに、残っていた団員と話し合い、活動を一時休止しようということになり、有志の消防団員たちも一旦それぞれの避難所に戻った。

4月8日、小高区に朗報がもたらされた。原子力発電所は不安定ながらも落ち着きだしたため、再び救助・捜索活動が再開できるとの話であった。消防団を徐々に招集し始め、最初の頃は私を含め3名だった。防護服を着て積載車で瓦礫のなかを捜索し、小高区の建設業者に頼み、大きな瓦礫などを重機で取り除きながら、遺体捜索にあたった。時間が経ち過ぎてしまった遺体は、色が変化しているため、瓦礫と間違わないように捜索するのに苦労した。まだ海水が深々と残る地域にはなかなか入れず手つかずだったが、排水ポンプ車などを導入し、排水しながらの捜索を行った。

家族に心配されながらも、職務をまっとうすべく、最後まで小高区の捜索を諦めなかった。南相馬市では消防団の設備もしっかりしていた。救助活動は、これらの設備があってこそ発揮できる。消防団の活動は危険を伴うと思われがちだが、危険を回避するための装備を揃えたうえで活動できれば、よりよい活動が出来ると思う。

防護服を着て活動を再開

この災害により、小高区の住宅被害は全3,771世帯中、全壊317世帯、大規模半壊33世帯、半壊65世帯、床下浸水48世帯にも及んだ。

多くの人に助けられながら気概を持って

私は今回多くの関係者の方に助けられたことを感じている。この地震、津波を受け、海に面した我々の地域は、津波に対する意識がもっと必要ではないだろうかと思う。一旦避難しても、「大丈夫だ」と言って戻ってしまい、津波にあわれて亡くなった方も少なくない。また、道路の作りも、山の方へ逃げる道が少なく、海岸と並行に走っているため、波から逃げ切れず、車ごと津波に飲まれた方もいた。今回のような未曾有の災害をいつまでも忘れず、心に戒めることが肝要である。

私は自衛隊出身で災害派遣も何度も経験した。人一倍責任を強く感じ気概をもって消防団の職務に従事している。それが自分の誇りである。そして、私は今も南相馬の地で、放射線量計ガイガーカウンターを片手に持ちながら、消防団活動にあたっている。

被災地域の消防団員の手記（6）（福島県　いわき市消防団）

津波への警戒心薄かった地域住民

福島県いわき市消防団
第２支団第１分団　庶務部長
吉田　一弥（52歳）
消防団歴　11年（会社経営）

いわき市の概要と被災状況

いわき市は、福島県の南東端、茨城県と境を接する、広大な面積を持つまちで、東は太平洋に面しているため、寒暖の差が比較的少なく、温暖な気候に恵まれた地域である。人口は、33万2,686人（平成24年3月1日現在）と東北地方では仙台市に次ぐ人口を擁している。面積は1,231.35km^{2}で、約60kmに及ぶ海岸線に点在する海水浴場や日本三古泉の一つに数えられる「いわき湯本温泉郷」を中心とした観光サービス業などを展開している。

いわき市消防団は、7支団47分団327班3,744名（平成23年4月1日現在）で構成されている。第2支団は、407名、消防ポンプ自動車5台、小型動力ポンプ積載車35台で構成され、市の北東部の位置する四倉・久ノ浜・大久地区を管轄としている。

いわき市全体では、東日本大震災による人的被害は死者310人、行方不明者37人、負傷者4人、住家被害は全壊7,710棟、半壊3万798棟となった。

3日続きの警報があだに

3月11日の大地震が起きた時、私は仕事の関係で小名浜港近くに出向いていた。これほどの揺れは起震車で体験しただけで、実際に経験したことのない激しい揺れだった。屋根瓦がバラバラと落ちたり塀が倒れたりする様子が目に入った。この辺りは震度6弱だった。

中之作漁港（国土地理院）

「すぐに戻らなければ」と、車を走らせていわき市中之作にある第1分団第4班の詰所にたどり着いた。途中、道路が陥没している箇所もあった。地震の被害はかなり大きいと感じた。詰所では仲間の団員が、すでにポンプ車を出動させる準備を整えていた。それを確かめると自宅に戻り、隣近所の十数戸に避難を呼びかけた。

「大きな余震が来るかもしれません。建物の中は危険なので、すぐに外へ。がけ崩れが起きそうな場所には近づかず、瓦が落ちてくる心配のない広い場所に逃げてください。津波が来るかもしれないから海にも近づかないように。」

注意事項を細かく伝えると、再び詰所に戻っ

江名郵便局周辺の浸水状況

た。自分も含め、8名の団員が勢ぞろいした。詰所の隣にある区民館にいた人が「テレビが大津波警報の情報を流していた」と知らせてくれた。「急がなくては」と、私は団員のうち2名をポンプ車に同乗させて出動。中之作の港周辺を重点的に一回りして「大津波が来るから、すぐに避難してください」と、知らせて回った。倒れたブロック塀で一部が塞がれた道路もあった。詰所に待機させた5名の分団員も、それぞれに住民たちが円滑に避難できるように誘導していた。自分たちも詰所周辺に引き返して「海に近づかないように、高い所に逃げてください」と呼びかけながら、走行中の車の誘導に当たったが、受け手側に緊迫感が伝わらないことにいささか苛立ちを感じた。

中之作地区は海岸沿いの湾岸道路が緩やかな登り坂になっている市道につながり、その両側に住宅地が広がっている。その市道をみんな、ゆっくり歩いていた。自分たちの呼び掛けが決して大げさではないことを分かってもらいたくて、「命が惜しかったら、急いで走れ」と、大きな声で叫んだ。ただ、9日、10日にも地震があり、津波警報も出ていたが、海面にこれといった変化は観察されなかった。その時もポンプ車で津波の広報に回っており、住民たちの間には「またか」という思いがあったに違いない。

日没まで続けた津波監視

3月9日、10日の地震発生後に、私たちは警報を伝えて回った後、海の様子を注意深く見守ったが変化が見られず、2時間ほどで警戒態勢を自発的に解いた。警報解除の通知はどこからも伝わってこなかった。だから、解除の広報はしていなかった。そのことが住民たちの緊迫感を削ぐ一因になったのではないか、と後になって反省した。

車道には、たまたまこの地区を通りかかった車も混じっている。そうした他地域の人たちをも混乱のないように誘導してやらなければならない。住宅地を縫って走る5本の登り坂道路ごとに団員を配置。混乱なく、避難者を誘導した。それぞれの道路には緊急の避難場所になるような空き地があり、そこにはそれぞれ20人～30人ずつが集まり、海の様子を見てカメラやビデオで撮影している人もいた。緊急避難した人の2割ほどは地元以外の人たちだった。

消防団員たちは手分けして避難場所に集まった人たちの保護に当たった。私は詰所の近くで津波の到達を監視した。第1波は港の岸壁に乗り上げたが、ひたひたと洗う程度だった。第2波は港湾道路を完全に乗り越えて6m～7m奥の市道のすぐ脇まで達していた。港湾道路と市道の高低差は約2m。その後に発生した第3波が最大で市道をも乗り越えた。さらに第4波、第5波が押し寄せたが、港湾道路が水浸しになるくらいで収まった。

浸水した沿岸部

津波があと50cm高かったら、詰所も床下浸水の被害を受けるところだった。

市道をさらに上って行くと県道につながる。津波の心配はほぼなくなったと判断して、市道周辺に一時避難した人たちに海には決して近づかず県道方向へ抜けるように促して避難場所からの移動を指示した。その後も万一に備えて、数人の消防団員が交代で暗くなるまで海の監視を続けた。

第1分団第4班の管内では、港湾道路と市道の間に建っていた50戸ほどが床上・床下の浸水被害に遭ったが、流失した建物はなかった。小名浜港界隈の地区のうち中之作は複数の防波堤のおかげで跳ね返った波同士がぶつかり合い、津波の直接の勢いを削いでくれた。しかし、隣接する永崎、折戸辺りの地域は津波に直撃されて大きな被害が出た。流失、損壊も含めて家屋の被害は7割に及んだ。残った3割も全くの無傷は少なく、床上・床下浸水の被害を受けている。

臨時の避難所にした区民館の瓦もかなり落ちていたので、消防団員たちが地区の役員とともにブルーシートを被せた。区民館近くの中山医院がデイサービスで預かっていた介護が必要な高齢者10人も看護師が付き添って区民館に避難してきた。区民館の避難者は全部で50人ほどになった。管轄区域内では、江名中学校と真福寺別院も避難所として指定されている。江名中学校の体育館には、怪我人もいて、中山医院が治療にあたってくれた。治療には照明も必要だろうと判断して、区民館に保管してあった発電機を体育館に運び込んだ。発電機は、照明とともに暖房用にも利用してもらった。真福寺別院にも20人ほどが避難していたので、暖房機を届けた。

原発事故の影に泣く漁港

消防団員は、交代で一時帰宅しながらも、明け方まで全員が緊急事態に備えて待機の態勢をとり続けた。3月12日になって、新たな恐怖が生じた。東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故である。どう対応するかを消防本部と相談した。安全が確認できるまでは、とりあえず福島第一原発から少しでも遠くへ離れることが最善策だということになった。事情が許す限り、いわき市よりも南か西の方角のできるだけ遠くへ退避するように呼びかけた。とくに放射線の影響を受けやすい子どものいる家族は避難するように説得した。それに応じて8割ほどの住民が一時的に地元を離れた。

見えない不安に脅えながらも次の日には帰宅した人、1週間後、1か月後に帰宅した人といった具合で退避後の行動はそれぞれだったが、7月末までに全家族が自宅に戻っている。しかし、消防団が発した自主的退避勧告は間違っていなかったと確信している。

地元の中之作港はカツオ漁港として知られている。だが、大きな被害を受けなかったのに、原発事故の風評被害でほとんど水揚げのない状態が続いている。実際には小笠原とか房総沖で漁獲したものなのに、中之作港のカツオということで買い手がつかない。隣接する小名浜港でも同じ状況が続いている。理不尽な話である。中之作はウニの貝焼きも名物だが、これも利用者から敬遠されて、漁協関係者も平成23年中の営業再開を断念した。

津波で港内に沈んだ車両や瓦礫もすっかり撤去され、港としての機能は完全に回復しているのに、中之作港は開店休業状態になっている。

電気は早い段階で復旧し、各家庭の冷蔵庫にあった食品は無駄にせず利用できた。米の買い置きもある。干物や保存食もある。区域内には震災で破損した冷凍倉庫があり、中に貯蔵してあるかまぼこなどの食糧を利用してほしいと所有者から申し出があり、当面は食べ物に困ることはなかった。

生活用水探しに走り回る

しかし、生活水の確保では苦労した。この地域では大震災発生で断水後、どこからも全く給水の

給水活動

被災した消防車

ない事態が1週間も続いた。自宅は難を逃れたものの、実際には生活ができない状態だった。消防団員たちは地区の役員にも協力してもらい、井戸水や水道水が出ているところを周辺地域にまで範囲を広げて探し歩いた。各戸当たり1日5ℓほどの水をなんとか分けてもらい、断水した家庭に配って回った。

その後、地元の浄水場で直接に取水できるという情報が入り、分団員たちが2t車に大きなポリタンクを積んで水くみに日参した。こうした事情を知った第2支団本部及び他の分団からも給水の応援が入り、生活水確保の闘いはひと一息つけた。市役所から給水してもらえるようになったのは、大地震発生から2、3週間ほど経ってからだった。

自衛隊の救援活動による給水は、あくまで避難所が対象である。自宅でなんとか生活できるような場合は、住民が自力で水を確保しなければならず、消防団が支援せざるをえなかった。それでも住民たちの水不足状態が解消されるまでには、しばらくの日時がかかった。そのうちに避難所が最優先だった自衛隊の給水活動にもゆとりが出てきて、スーパー前でも受け取れるようになり、水に対する不安が薄らいでいった。

この地域で断水した水道が復旧したのは4月10日、ちょうど1か月かかった。それも半分の地域だけ。翌日には全域で復旧するかなと期待していたら、4月11日に震度5の地震が発生。再び、断水になった。完全復旧は、それから1週間後となった。

地元住民を守るために

東日本大震災に絡んで、水の確保や原発事故後の対応など消防団活動のマニュアルには明記されていない状況にいくつも遭遇した。その都度、地元住民の生命・財産を守るという大前提に合わせて自主判断し行動した。

消防団として所有していた10台の消防車のうち4台は津波の被害で使えなくなり、その分だけ地元住民に対する支援活動や広報活動などが制限されたことは否めない。

自分が経営している非破壊検査会社も、受注の3割を占めていた原発所在区域からの仕事はゼロとなった。いわき市内の仕事もほとんどなくなり、今は従来の3割しか仕事量がなく、7割の従業員には辞めてもらっている。

いわき市消防団第2支団第1分団は、吉田伸分団長含めて総勢は16人。そのうち、自営業は4人、あとは会社勤めという、いわゆる都市型の消防団組織である。今回は、サラリーマン団員も大地震発生から1週間は勤務先の会社が臨時休業状態だったので、一番忙しい時期はほぼ全員が消防団活動に携わることができた。

4.5 県内消防本部及び消防団による広域応援活動

東日本大震災においては、市町村長が消防組織法第39条第2項に基づき締結した消防相互応援協定による消防応援活動も多くの県で行われた。岩手県、宮城県及び福島県においては、津波による沿岸部の被害が甚大であったため、主として内陸部の消防本部から沿岸部の消防本部へ応援出動し、発災直後の消火、人命救助活動に加え、発災数日後から増加した避難所からの救急搬送要請への対応、さらには消防署や消防団の車両が被害を受けた消防本部の補完的活動に従事した。

大半の緊急消防援助隊が、平成23年3月12日早朝以降に順次到着したのに先立ち、県内応援隊は、発災直後の平成23年3月11日夕方には到着していた。また、緊急消防援助隊が撤収した5月又は6月以降に県内応援隊による応援活動が行われた例もあった。

以下に、県内応援活動が行われた県について、その活動内容及び今後の課題を記述する。

4.5.1 ▶岩手県における県内応援活動[1)]

1 初動対応

岩手県では、発災直後は被害状況の情報がほとんど入らず、岩手県災害対策本部が県内各市町村及び消防本部と連絡を取る過程で、津波による沿岸部の被害が甚大であることが伝わり、内陸部の消防本部が被災地からの応援要請を待たず、自主的に直近東側沿岸部の消防本部に応援出動した。岩手県内の応援体制は、沿岸部の5消防本部に対して内陸部の7消防本部が応援することになった。

2 県内応援隊の派遣状況[2)]

岩手県における県内応援隊の派遣状況を図4.5-1に示す。内陸部の7消防本部からおのおの東方面の沿岸部の消防本部に応援出動が行われた。

また、岩手県の各市町村（遠野市、一関市、平泉町、住田町、岩泉町、久慈市、洋野町、普代村）からは、延べ1,400人以上の消防団員が相互応援協定に基づき、特に被害が大きかった地域（岩手県大船渡市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県宮古市、岩手県野田村、宮城県気仙沼市）に対して応援出動し、消火活動や救助救出活動等に従事した（表4.5-1）。

このほか、消防団員がボランティアとして、被災地にて各種支援活動を行っている例もあった。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

図4.5-1 岩手県の県内応援隊の派遣状況[1)]

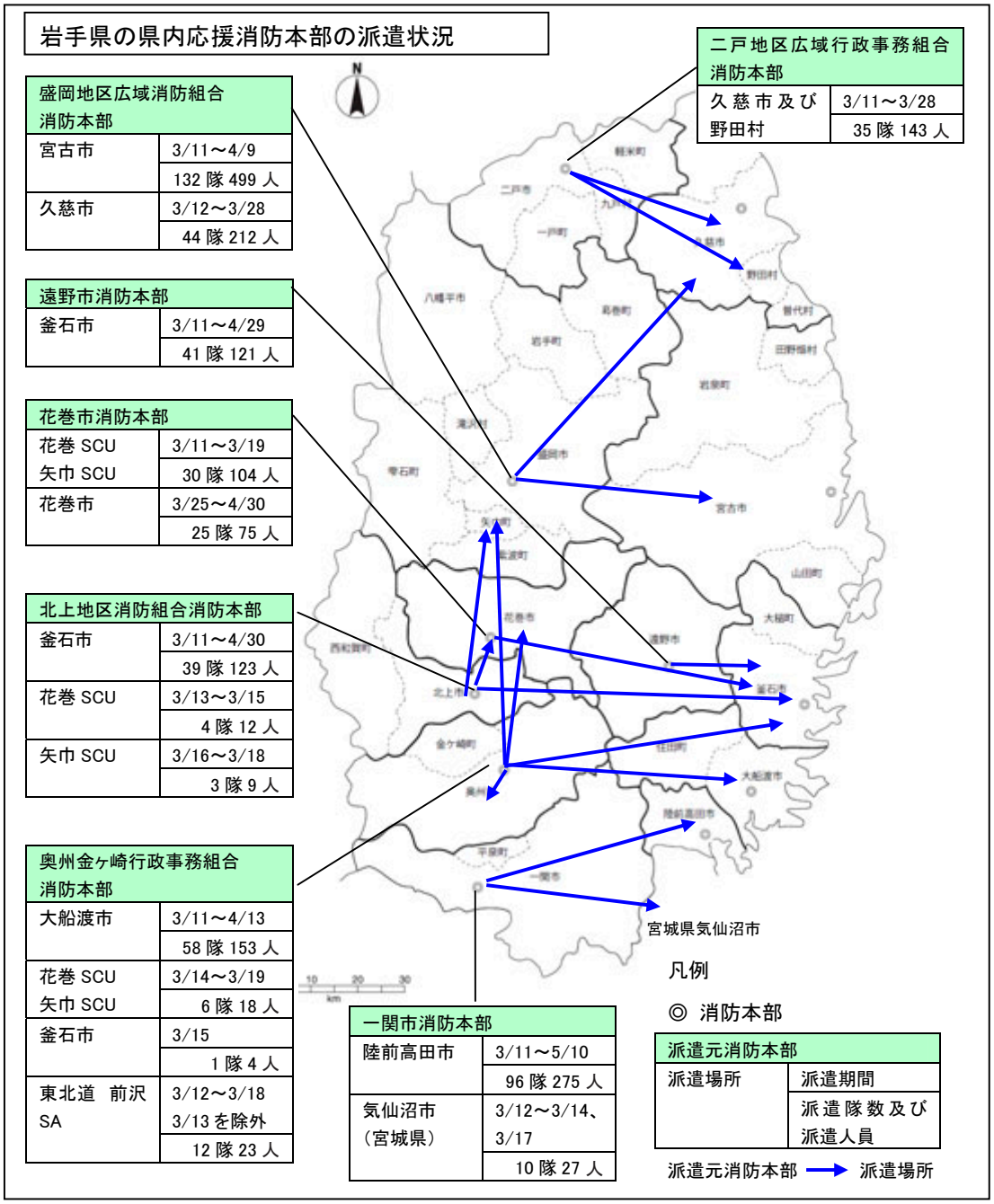

表4.5-1 消防団による広域応援活動[2)]

市町村名	活動場所	内容	期間(日)	人員(人)
遠野市	釜石市	消火活動(林野火災)	1	31
一関市	(宮城県)気仙沼市	警戒活動(夜間警戒)	7	63
	陸前高田市	捜索活動	2	117
平泉町	陸前高田市	がれき撤去活動	1	27
住田町	大船渡市	捜索活動	4	285
	陸前高田市	捜索活動	5	390
岩泉町	宮古市	消火活動(建物・林野火災)	5	271
久慈市	野田村	捜索活動	6	232
洋野町	野田村	捜索活動	4	60
普代村	野田村	捜索活動	5	50

1) 全国消防長会　東日本大震災活動記録誌（平成24年3月）より作成
2)「消防庁　平成23年版消防白書の第3-4-1表（岩手県の資料を基に作成）」及び「久慈広域連合消防本部の資料」より作成
消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

3 エリア別・部隊別の主な活動状況[1)]

(1) 宮古市

盛岡地区広域消防組合消防本部が、県内応援隊として活動を実施した（写真4.5-1）。救助隊により生存者20人が救出された。また、救急隊により79人が搬送された。津波警報、注意報、余震が続く中での緊張した活動であった。

写真4.5-1 3月15日、宮古市の津波被害地区で検索活動を行う盛岡地区広域消防組合消防本部隊員[1)]

(2) 久慈市及び野田村

盛岡地区広域消防組合消防本部及び二戸地区広域行政事務組合消防本部が、県内応援隊として活動を実施した。野田村で救助隊による検索活動が実施され、8人が発見されたが生存者の救出には至らなかった。

(3) 陸前高田市

一関市消防本部が、県内応援隊として活動を実施した。救助隊により行方不明者の捜索活動が実施され7人が救出（5人死亡）された（写真4.5-2）。また、救急隊により100人が搬送された。

写真4.5-2 3月12日、陸前高田市矢作町～竹駒町地区で捜索活動を行う一関市消防本部隊員[1)]

(4) 大船渡市

奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部が、県内応援隊として活動を実施した。救助隊によりスーパー屋上に一時避難していた53人が避難所まで誘導された。また、救急隊により約30人が病院や避難所等へ搬送された。

(5) 釜石市

消防相互応援隊として出動した北上地区消防組合消防本部、遠野市消防本部、花巻市消防本部及び緊急消防援助隊として出動した大阪府隊、愛媛県隊、大分県隊の各救急隊が、常時2隊で従事するようローテーションを組み込んだ活動が行われた。

林野火災の消火活動が県内応援隊の遠野市消防本部消火隊、緊急消防援助隊の大阪府隊及び遠野市の消防団6隊31人により行われた。

(6) 花巻SCU（花巻空港）及び矢巾SCU（岩手県消防学校）

奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部は、花巻（花巻空港）、矢巾（岩手県消防学校）の各SCU（広域搬送救護基地*1）で待機し5件の出動、6人を搬送した。

北上地区消防組合消防本部は、花巻（花巻空港）、矢巾（岩手県消防学校）の各SCUで待機し11件の出動、13人を搬送した。

花巻市消防本部は、花巻（花巻空港）、矢巾（岩手県消防学校）の各SCUで待機し72人を搬送した。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

*1 広域搬送救護基地（SCU：Staging Care Unit）とは、傷病者を被災地から被災地外へ搬送するための広域医療搬送拠点をいう。広域搬送のトリアージや症状安定化の処置等も実施される。

4 今後の課題[1)]

県内応援活動において、応援部隊側であがった課題の例を以下に示す。

⑴ 通信手段の確保（停電時を含む）

停電時や携帯電話不通時、通信施設損傷時の消防応援活動調整本部と、活動隊や消防本部との情報連絡や被害状況の把握のため、また、病院への連絡（病院収容及び特定行為の医師の指示）のため等に通信手段の確保は重要である。

今後、あらゆる災害において、確実に機能する通信網の整備が必要である。消防無線と衛星携帯電話は有効であった。消防車両への衛星携帯電話の設置も必要である。また、非常電源（太陽光パネルなどの携帯可能なエネルギー）の確保も重要である。

⑵ 有事の際の連絡方法の再整備

被災地消防本部がどのような応援を要望しているか、情報をいかに早く収集し実行に移すかが重要である。そのために、各消防本部間の通信手段（ホットライン）など、防災機関間で有事の際の連絡方法について再確認しておく必要がある。また、情報の県単位での一元化により各機関がリアルタイムで共有できるシステムがあれば、定期的に閲覧し、情報を得ることができる。

⑶ 交代要員体制・資機材等の確保

応援活動が長期間になることを想定した、交代要員の体制、食料、資機材等の充実・補給体制、車両等の積載スペースの確保について再検討が必要である。

⑷ 緊急車両の燃料確保

緊急時における緊急車両への燃料補給体制を確立する必要がある。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

4.5.2 ▶宮城県における県内応援活動

1 初動対応[1)]

平成4年4月に宮城県内12消防本部が属する3市及び9事務組合で締結された宮城県広域消防相互応援協定及び宮城県広域消防応援基本計画に基づき、発災直後から気仙沼市、南三陸町、石巻市、七ヶ浜町、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町への県内応援活動が開始された。平成23年5月に県外の緊急消防援助隊が撤収した石巻市に対しては、その後の消防本部の消防力補完のための派遣が行われた。

2 県内応援隊の派遣状況[1)]

宮城県における県内応援隊の派遣状況を図4.5-2に示す。県北・中部の内陸の消防本部からは気仙沼市、南三陸町、石巻市、七ヶ浜町への応援、仙南地域広域行政事務組合消防本部からは東方面沿岸部の名取市、岩沼市、亘理町及び山元町への応援出動が行われた。

また、利府町の宮城県総合運動公園「グランディ・21」に設置された、航空機の前進基地（フォワードベース）に対し、塩釜地区消防事務組合消防本部及び黒川地域行政事務組合消防本部から後方支援隊が派遣された。

図4.5-2 宮城県の県内応援隊の派遣状況[2)]

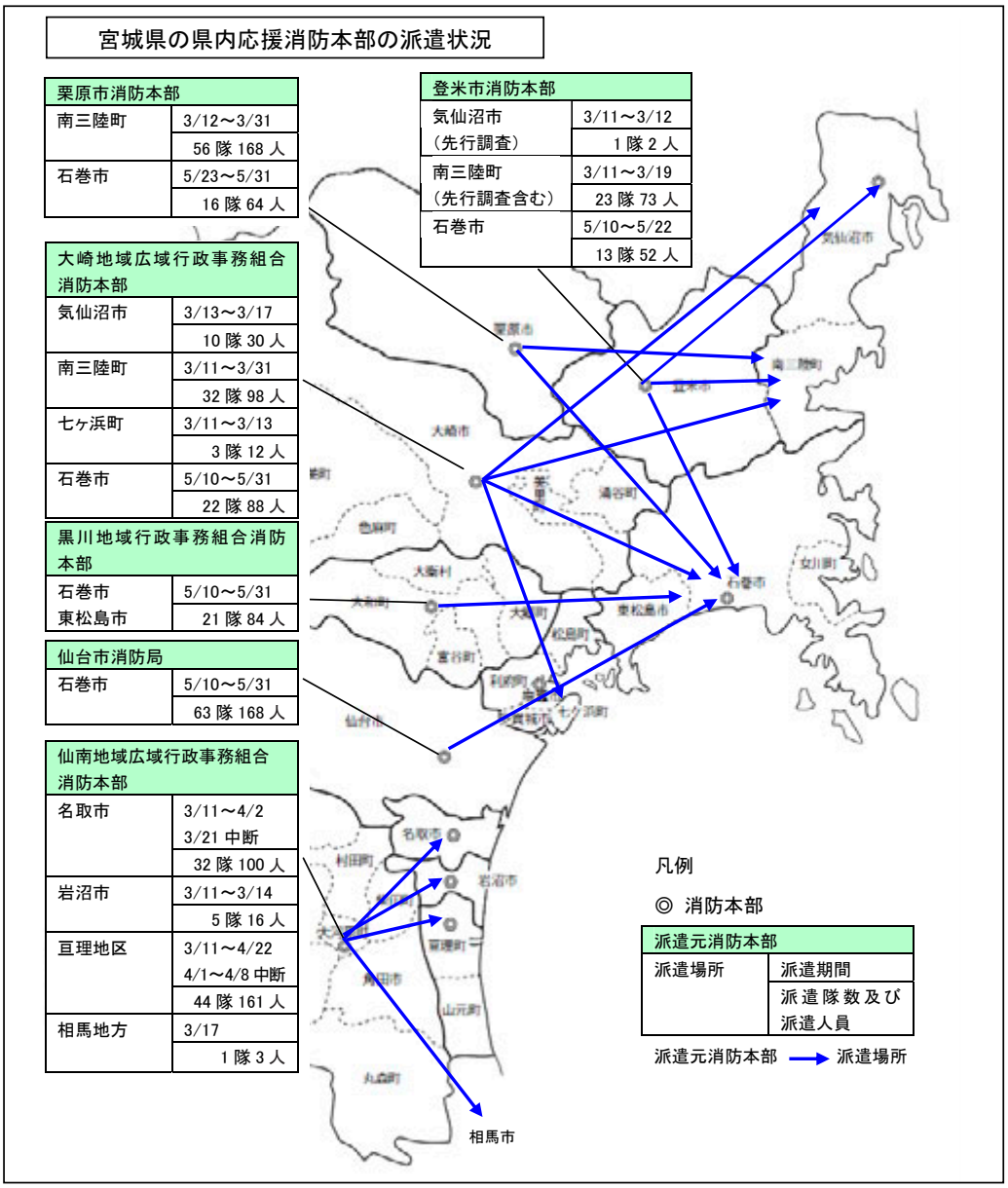

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月より作成

3　エリア別・部隊別の主な活動状況[1)]

(1)　石巻市

仙台市消防局、大崎地域広域行政事務組合消防本部、栗原市消防本部、登米市消防本部及び黒川地域行政事務組合消防本部が、県内応援隊として活動を実施した。

県内応援隊による活動としては、消火隊により林野火災対応1件、建物火災対応2件を含む8件の消火活動が行われた。

救助隊により交通救助を含む人命救助が4件行われた。

救急隊は、多くの急病、交通事故、一般負傷、労災事故、転院等に関する救急搬送に対応し、50人以上が搬送された。

(2)　気仙沼市

登米市消防本部が先行調査隊を派遣し、情報収集を実施するとともに大崎地域広域行政事務組合消防本部が、県内応援隊として活動を実施した。また、隣接している岩手県一関市からも災害時相互応援協定に基づき応援隊が派遣された。一関市消防本部は、断水している地域に10t水槽車で給水活動を実施した。救急隊は、傷病者7人を搬送した。

(3)　南三陸町

大崎地域広域行政事務組合消防本部、栗原市消防本部及び登米市消防本部が、県内応援隊として活動を実施した。

消火隊（消火作業なし）により、がれきの排除を行いながらの救援・救助・検索活動及び遺体の保護等が行われた（写真4.5-3）。

救急隊は、緊急消防援助隊と連携し、地震・津波による被災者や避難所の傷病者の搬送活動にあたった。

写真4.5-3　3月15日、宮城県南三陸町志津川地区で検索活動を行う大崎地域広域行政事務組合消防本部隊員[1)]

(4)　名取市・岩沼市・亘理地区

仙南地域広域行政事務組合消防本部から、ボートを積載した救助隊が、名取市・岩沼市・亘理地区行政事務組合の各消防本部に派遣された。地元の消防本部及び緊急消防援助隊と連携し、名取市で30人、岩沼市で375人、亘理地区で18人、合計423人を救出した。写真4.5-4は、亘理郡山元町のがれきの中での救助活動をする仙南地域広域行政事務組合消防本部隊員の状況である。

救急隊も、名取市・岩沼市・亘理地区行政事務組合の各消防本部からの応援要請に応え、管内の基幹病院への搬送活動を行った。

活動隊員は、海水と泥のなかでの活動を強いられた。派遣先の消防本部の要請により、生活用水・飲料水の搬送を11日間にわたり行い、断水していた地域の支援となった。

写真4.5-4　3月27日、山元町でがれきの中での救助活動をする仙南地域広域行政事務組合消防本部隊員[1)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

(5) 七ヶ浜町[1)]

大崎地域広域行政事務組合消防本部が、県内応援隊として活動した。3月11日から13日に七ヶ浜町内被災地区倒壊家屋内部の検索活動を実施した。3月13日には、緊急消防援助隊長野県隊と合同で検索活動を実施した。

4 今後の課題[2)]

県内応援活動において、応援部隊側であがった課題の例を以下に示す。

(1) 早期応援体制の構築

人命救助は早期の活動開始がすべてである。そのためにより早期に応援できる体制の構築が望まれる。

(2) 被災地情報の発信方法

活動場所の状況、必要な資機材、防寒対策など、被災地情報を被災地消防本部に代わって応援隊に発信する方法があるとよい。

(3) 活動のインフラ等確保の方法

応援隊の宿泊場所、資機材の保管場所、燃料・食料補給場所、活動車両の点検修理場所などの確保について対策を検討する必要がある。

長期停電に対応できる通信網の整備・確立、被災地における簡易トイレの設置なども必要である。

(4) 派遣勤務体制の確立

長期間にわたる災害活動に対応するための、派遣勤務体制の確立、給油体制、通信手段の確保対策を検討する必要がある。

(5) 引継ぎ時の体制の見直し

緊急消防援助隊の応援体制から県内応援への切替え時期の判断について検討が必要である。

また、引継ぎ時において、情報を共有化し、活動の徹底、確認及び継続性を図るため、緊急消防援助隊と県内広域消防応援隊の間で共通様式を使用するとよい。

1）大崎地域広域行政事務組合消防本部　平成23年3月11日「東日本大震災」の記録　平成23年9月
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

4.5.3 ▶福島県における県内応援活動

1 初動対応[1)]

福島県広域消防相互応援協定に基づき、県内応援隊を結成し、出動したケースと東京電力福島第一原発の事故により避難区域等が設定されたため、区域内の病院及び施設等から患者を区域外の病院等に救急搬送するため派遣されたケースがある。

2 県内応援隊の派遣状況[1)]

平成23年4月までと5月以降の福島県における県内応援隊の派遣状況を図4.5-3及び図4.5-4に示す。内陸部の9消防本部から相馬市、南相馬市、いわき市などへ応援出動が行われた。また、原子力発電所の事故後の住民の一時帰宅時の指揮及び救急支援が、南相馬市、二本松市、田村市、川内村、広野町、双葉郡内の町村で行われた。

図4.5-3 福島県の県内応援隊の派遣状況（平成23年3月及び4月）[2)]

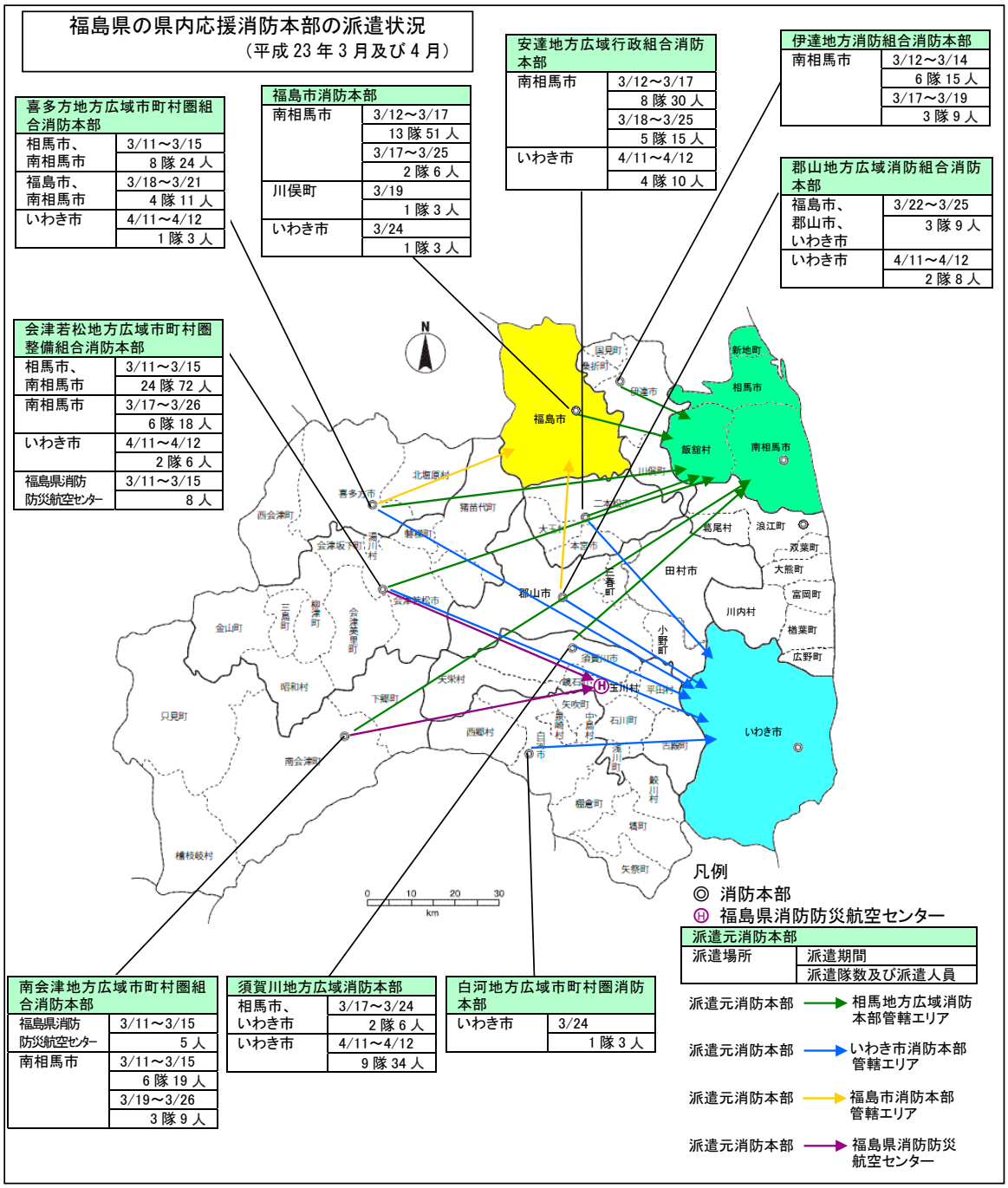

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月より作成

図4.5-4 福島県の県内応援隊の派遣状況（平成23年5月以降）[1)]

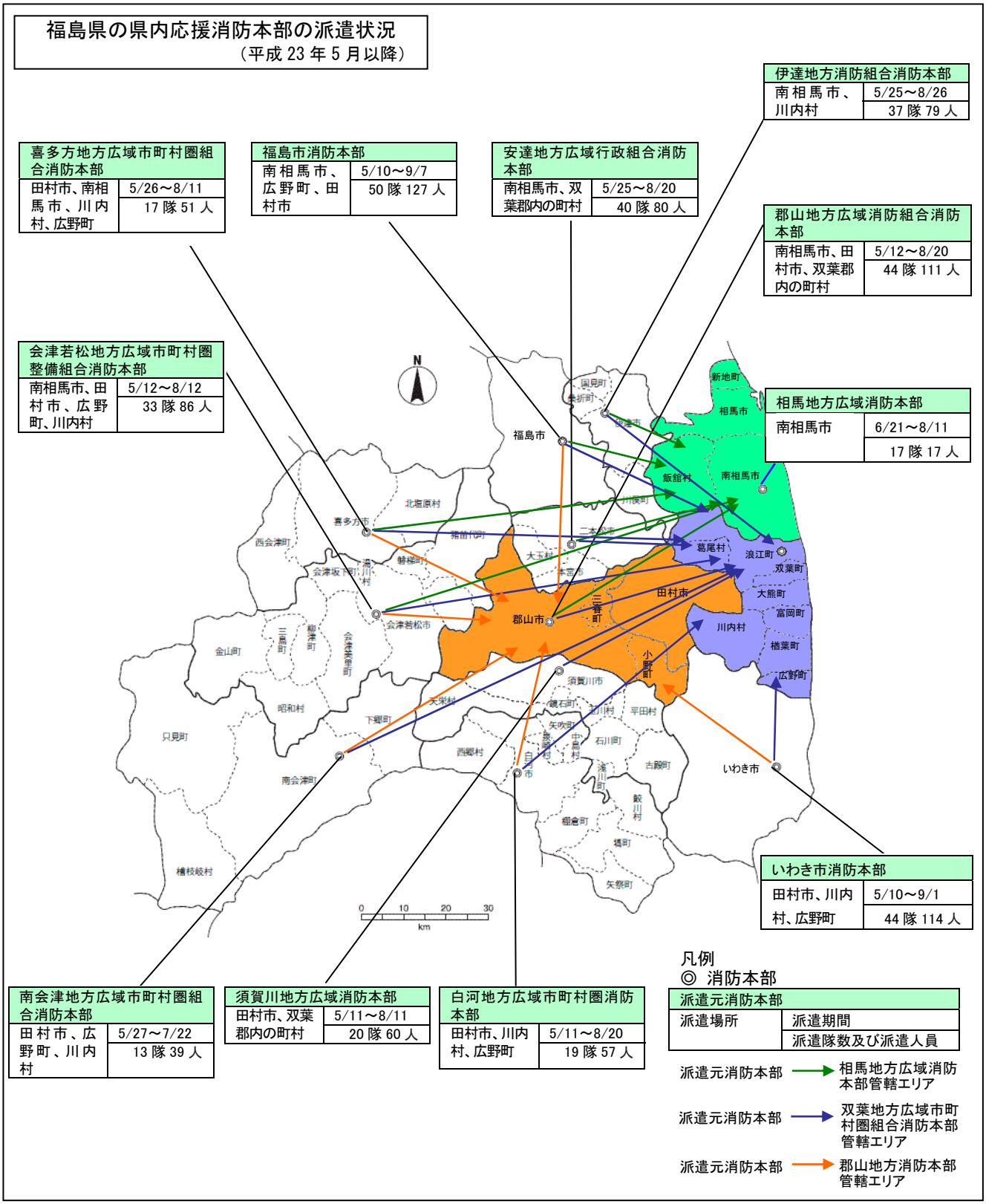

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月より作成

3　エリア別・部隊別の主な活動状況[1)]

(1)　相馬市・南相馬市

福島市消防本部が、福島県広域応援隊指揮隊として、南相馬方面での緊急消防援助隊、地元消防本部等と連携し、現場での活動調整が行われた。

余震が続く中、高台に津波監視員を配置し、さらに原子力発電所事故発生後は風向き等に注意しながら現場活動の指揮が行われた。

救助隊により、南相馬市小高区、原町区、鹿島区で検索救助活動が行われた（写真4.5-5）。津波による浸水被害が広範囲であった地域のため、足の踏み場もないほどがれきが散乱し、要救助者の数も把握できないなど、手探りでの活動となった。

原子力発電所事故の後は避難区域及び屋内退避区域等が設定され、救急隊により区域内医療機関施設の入院患者の区域外への搬送活動が行われた。

また、宮城県の仙南地域広域行政事務組合消防本部からも災害時相互応援協定に基づき応援隊が派遣され、検索救助活動を実施した。

写真4.5-5　3月12日、南相馬市原町区での捜索活動をする会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部隊員[1)]

(2)　いわき市

余震により、いわき市田人（たびと）地内で土砂崩れが発生、家屋が土砂に埋もれたため、応援隊としての救急隊が派遣された（存命者なし）。

救急隊により、津波被害を受けた医療機関から対応可能な医療機関へ転院搬送が2件実施された。

(3)　福島市・郡山市

救急隊により、被災した医療機関から対応可能な医療機関へ転院搬送が実施された。

(4)　二本松市

原子力発電所20km圏の双葉厚生病院から、二本松市の福島県男女共生センターに自衛隊ヘリにより搬送された患者等のスクリーニングや搬送先振り分けなどの避難支援活動が行われた（写真4.5-6）。

写真4.5-6　3月15日、福島県二本松市男女共生センターでのスクリーニング状況[2)]

4　今後の課題[1)]

県内応援活動において、応援部隊側であがった課題の例を以下に示す。

(1)　情報収集・伝達の方法

初期段階で受援側から応援隊に正確な情報をいかに迅速に伝えられるかに課題が残った。

(2)　活動のインフラ確保の方法

被災地での通信手段や通信網の確保、燃料補給体制、食料や資機材（消耗品）の調達体制の確保について検討する必要がある。

(3)　派遣体制の確立

近隣県や緊急消防援助隊からの継続的な応援体制や人員確保、後方支援の充実、他の支援団体・機関との早期協力体制の構築について検討が必要である。

隊員や車両の派遣に伴う管轄地域の消防力低下も課題である。

(4)　N災害対応体制の整備

N（放射性物質）災害対応用の指針や資機材（放射線測定機器、防護服等）の整備が必要である。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）安達地方広域行政組合消防本部

4.5.4 ▶県内応援消防本部職員の手記

表4.5-2に示した岩手県、宮城県及び福島県で県内応援活動を行った消防本部職員の手記を紹介する。全国消防長会の「東日本大震災活動記録誌」や各消防本部から刊行されている活動記録誌等に掲載されている手記から、活動状況が詳述されているものや今後の教訓となるものを掲載した。

表4.5-2　被災地域の消防本部職員の掲載手記一覧

No.	活動県	タイトル	所属・氏名*1	出典
1	岩手県	変わり果てた街並みでの活動	北上地区消防本部 齋藤 健治	釜石大槌東日本大震災活動記録誌編集委員会 「猛威への挑戦　東日本大震災－釜石大槌消防活動の記録」
2	岩手県	被災地での救急活動で見たもの	花巻市消防本部花巻中央消防署花巻温泉分遣所 消防副士長 平野 雄一	釜石大槌東日本大震災活動記録誌編集委員会 「猛威への挑戦　東日本大震災－釜石大槌消防活動の記録」
3	宮城県	「被災地。そして隣接の後方支援」	登米市消防本部 消防長 菅原 輝雄	京都市消防局「京都消防2011.7」
4	福島県	二つの災害	郡山地方広域消防組合消防本部 消防司令 本田 康浩	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
5	福島県	後方支援隊活動	福島市消防本部 消防司令補 佐久間 真	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌

*1 所属、役職、階級等は東日本大震災にて対応した当時のもの

変わり果てた街並みでの活動

北上地区消防組合消防本部（岩手県）
齋藤　健治

3月18日釜石へ向かう朝、「釜石職員で行方不明になっていた方が見つかった。」と聞きました。私が震災後にメールを送り返信がなかったのはこの方だけでした。

救急車で小佐野出張所に到着、中に入るとお世辞にもあまり広いとは言えない事務室内で多くの職員が動き回っていた。

挨拶を終え、知っている職員の顔を見た瞬間、泣きそうになった。

日中は盛岡までの転院搬送のみだったが、夕食後被災地区コミュニティーセンター急病事案に出動した。釜石の地理が分からないため、釜石の職員が同乗出動した。

暗闇の中、釜石駅付近から街並みが変わっていくのが見えた。言葉が出なかった。道路は通れるようになっていたが、家は傾き、歩道には沢山の瓦礫、信号機も横たわっていた。

釜石の職員が地図を見ながら、「間もなく十字路があるのでそこを右に曲がってください。」と案内をした。しかし、その職員も変わり果てた風景で十字路が分からなくなり焦っていた。日常であれば問題だが、あるはずの信号や、家がなくなり変わり果てたこの状況では仕方がないと思った。

案内人と遭遇、少し高くなった場所にあるコミュニティーセンターに入ると中は薄暗い、廊下の椅子で休んでいる人がおり、さらに奥の部屋に案内されると12から15畳ほどの部屋に15人程の人が横になって休んでいた。このスペースにこんなに人が…劣悪な環境に思えた。後から避難所はどこも同じような感じだと教えてもらった。

傷病者を病院へ搬送し小佐野出張所に戻り、後処理をしていると、「支援車で仮眠してください。」と声をかけていただき、支援車に寝袋を準備した。

夜中、少しでも話を聴くことで楽になればと、出張所の事務所にお邪魔し、職員から津波の時の話を聴いた。救急隊が津波にのまれながらも無事だったことや、目の前で人が流されていく話など、すべて壮絶なものだった。

その後、出動もあり4時ころ支援車で仮眠に入った。朝になりある職員に、現在出張所に勤務している人数より仮眠室のベッド数が少ないと教えてもらった。少しでも現地職員が楽になればと思っていたが、逆に気を遣わせてしまった。

現地の職員は何か動いていないと気が済まないのだろうと分かっていたが、気を遣わないで出動させて欲しい、これから長い道のりなので、もっと皆さんは休んでくださいと言って小佐野出張所を後にした。

その後2度応援隊として釜石市内で活動したが、道路は徐々に広くなり、避難所内では関西方面からのボランティア看護師が活動するなど、全国各地からの支援で環境は変化していった。

支援に行きたくても行けなかった職員もいる中、比較的早期に被災地支援に行けた自分は良い方だった。しかし、色々と釜石大槌消防の方々に気を遣わせてしまい、申し訳なく思います。

最後に、東北地方太平洋沖地震で被災された方々、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

県内応援消防本部職員の手記（2）（岩手県　花巻市消防本部）

被災地での救急活動で見たもの

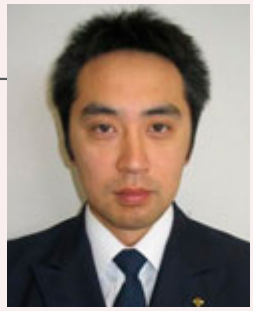

花巻市消防本部
花巻中央消防署花巻温泉分遣所（岩手県）
消防副士長
平野　雄一

私は、震災から20日後の3月31日に消防相互応援出動の救急隊の隊員として、花巻市消防本部から釜石消防署小佐野出張所に派遣されました。小佐野出張所は釜石消防署管内で津波の被害をまぬがれた庁舎であり、そこでの私たちの役割は震災のため増加している釜石市内の救急対応や入院患者が飽和状態である釜石市内の病院から被害の少ない内陸部の病院への転院搬送が主なものでした。

出張所に到着し、真っ先に目にしたものは、泥だらけの防火衣やヘルメット、編み上げ靴など消防の装備品が整然と並べられている光景でした。後に、地元の職員から管内の消防署が津波に襲われた際に流され、運よく回収できたものであること、洗うことも出来ずに天日で乾かしていることを聞かされ身につまされる思いになりました。

出動の準備を整えると、すぐに出場要請がありました。大槌町内の民家で、66歳の男性が友人の葬儀の参列中に倒れ数分間意識を失ったというものでした。大槌町は県内でも被害の大きかった地域です。出張所を出発し数分、釜石市の市街地の姿は私の想像を超えるものでした。商店街の全ての窓ガラスは割れ、街を彩ってきた多くのオブジェや看板があちらこちらに散在し、歩道にはグシャグシャになった自動車が何台も横たわっていました。さらにその10分後、大槌町内に入り目に飛び込んできたものは町の全てが瓦礫と化し、遮るものがなにもなくあたり一面が見渡せる衝撃的な光景でした。その中でも私は、震災前には建物が建っていた無数の基礎部分に目が行きました。そこにあった建物には家族団欒や仕事など人生の幸せが詰まっていて、それが一瞬のうちに津波によって失われたかと思うと出動中にもかかわらず自然に涙があふれてきました。

現場に到着し、傷病者とその奥さんを救急車内に乗せ収容先の病院へ向かっている最中私はいつものように「ご住所教えてください。」と聞くと、奥さんは「住所ね、一応あるけど、津波で家も何もかも流されちゃったよ。」と答えました。私は「しまった。」と思い言葉を詰まらせていると、続けて「けどね、生きているだけでラッキーよ、ラッキーラッキー。」と笑いながら言っていました。私はその笑顔に人間の強さを感じました。

しかし、それとは逆に悲しいものを目にすることもありました。避難所から高齢の女性が発熱し、動けないという救急要請があったときです。我々のストレッチャーに女性を乗せる際、近くで見ていた同じ避難所で生活していた人々が「ばあさん、本当は動けるんじゃねえのか。」と野次を飛ばすことがありました。人々は、女性が不自由な避難所ではなく病院のベッドで寝られる事を羨ましく思ったのか、私はなんともやるせない気分になったのを覚えています。

被災地が、以前のように戻るにはまだまだ多くの方々の支援が必要です。私自身、岩手県民の一人として、微力ながら今後とも沿岸部の「福幸」に携わっていこうと思います。

―被災地からのメッセージ―
「被災地。そして隣接の後方支援」

登米市消防本部（宮城県）
消防長
菅原　輝雄

本市は、3月11日の東日本大震災では震度6強を観測し、50名以上の負傷者や住家の全半壊・一部損壊が約千棟、非住家は約600棟が全半壊しましたが、発生時には火災発生はなく、救急要請も少ない状況でした。

地震に伴う建物被害が多い割には、市内での死者はありませんでしたが、後日、津波被害により隣接市町で亡くなられた方16名と行方不明6名が確認されています。

地震発生から4時間後には、沿岸部が津波による大きな被害との情報が入り、すぐに、先行調査隊を当市に隣接する気仙沼市と南三陸町へ派遣しましたが、調査隊の状況報告は全てを疑いたくなるような内容でした。

近隣の消防応援隊が現地で活動を開始したのは深夜の零時を過ぎた頃。

活動隊からは、津波による瓦礫が多すぎて通常の人命救助活動の域を超えているとの報告が入り、今後の現場活動は長期に及び苦難の活動となることを予測させるものでした。

地震発生翌日、県調整本部からの要請により、代行して南三陸町に対する緊急消防援助隊の支援調整を行うことになり、京都府隊の受入体制に入りましたが、ライフラインが寸断された状況下での体制確立にはかなり困難なものがありました。

3月12日から活動支援を開始し、緊急消防援助隊は、京都府隊50隊や鳥取県隊14隊、秋田県隊10隊への対応を行い、また国際緊急援助隊4カ国190名に対する支援活動を行いました。

活動が終了する4月28日までの間は、南三陸町災害対策本部での連絡調整をはじめ県調整本部と県隊長との活動調整、また供給不足の燃料補給体制等で苦慮しましたが、各関係機関の皆様のご協力により無事後方支援活動を終了することができました。

担当しました警防課職員からは、京都府隊到着後の氷点下の中での状況説明や隊長会議は忘れることができないことや、京都市消防局の西本指揮支援隊長をはじめとする各支援隊長の統率力、指揮能力の素晴らしさ、隊員の士気の高さには大変学ぶべきことが多くあったと報告を受けています。

今、復旧復興への取組がスタートしていますが「がんばろう宮城」を合言葉に、素晴らしい復興を遂げることがご支援をいただいた皆様への恩返しと感じています。

県内応援消防本部職員の手記（4）（福島県　郡山地方広域消防組合消防本部）

二つの災害

郡山地方広域消防組合消防本部（福島県）
消防司令
本田　康浩

平成23年3月11日（金）に発生した「東日本大震災」は、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震で、東北地方を中心に甚大な被害を及ぼし、管内の郡山市、田村市、小野町で震度6弱、三春町で震度5強の激しい揺れを観測し、死者2名、負傷者8名の人的被害をはじめ、建物の損壊や道路、水道等のライフラインにも多数の被害が発生した。

活動の場所：福島県郡山市

【地震発生】

3月11日14時46分、私は隊員と車庫において救助工作車の車上で積載ボックス内の資機材を点検していた。

車両が揺れ、地震か？　「資機材を収めろ、本震がくるぞ。」すぐに大きな揺れが襲った。「車両から無理に降りるな、しっかり摑まれ。」車体が激しく前後に揺れ、今にも振り落とされそうな勢い、「車を動かすな、飛び出すな、ガラスが降ってくるぞ。」と叫んだ。

はしご車などの車両も激しく揺れ、やがて前後に揺れていた車両が今度は横に激しく揺れ、暴れまくる車はまるで映画を見ている様であった。

今まで体験したことのない長く激しい揺れ、震源地はどこだ？　これが宮城県沖か首都直下か、ついに来たか、車上から見える向かいのビルの揺れを見ながら、頭のなかに阪神・淡路大震災の光景が蘇り、火災が発生しないことを願った。

何分たったのか長い揺れがおさまり、車両や庁舎の損害状況確認後、2階事務室に戻ると、飛び出した机の引出しや書類などが散乱していた。

震源地や被害の状況などの情報を知る暇もなく、すぐに出動指令が鳴る。

火災出動、住宅火災、出動途上車窓から見る街

福島県郡山市　救助隊員と救助犬による捜索状況

は、大きく崩れている建物はないが、外壁には亀裂が入り路上に落下物が散乱している。いったいどのくらいの被害がでているのか、長い1日になると感じた。

それから、高層建物火災、座屈ビル、エレベーター閉じ込め、ガス漏洩事故などに次々と出動した。

2件あった座屈ビルへの出動は、6階建てAビル最上階展望室の座屈と4階建てBビルの1階部分の座屈であった。要救助者に関する確かな情報はなく、余震による退避を繰り返しながらの捜索活動、2次災害の不安と戦いながら一連の捜索活動を行うも、要救助者の存在は確認できなかった。

Aビルにあっては、その後再び、救助犬も導入し捜索を行うが発見に至らず、数日後建物の解体に併せ捜索を行い、崩れたコンクリート壁の下から男性1名を発見することになり、震災当日に発見できなかったことについて、今でも悔やまれる。

【福島第一原子力発電所爆発事故発生】

3月12日15時36分、東京電力福島第一原子力発電所爆発事故が発生する。

同日、半径20km圏内の住民の避難が始まり、郡山市災害対策本部からの要請で避難者の緊急被ばくスクリーニングと除染活動を郡山市保健所職員と連携し行うこととなる。

市中心部の郡山市総合体育館が被災、内部が使えないことから、屋外の駐車場にBC用除染テントやエアーテント、断水のためタンク車と照明装置を設営しての作業、夜間の気温は0度、小雪の舞うなかでの活動が始まった。避難者は、緊急被ばくスクリーニングを受けなければ、避難所や病院、旅館にも受け入れられないとのことで、24時間体制で行うが、検査用サーベイメーター不足と被ばく線量が高く、多くの人の除染を行ったことなどから、長い行列は途絶えず、不眠不休の活動が何日も続いた。

今回、原子力発電所の事故により、多くの避難者の緊急被ばくスクリーニングや除染活動、避難所への搬送と24時間、長期間の対応に追われ、原子力災害の特異性と恐ろしさを改めて痛感した。

最後に、東日本大震災により、亡くなられた方のご冥福を哀心よりお祈りいたしますとともに、被災地の早い復興と福島第一原子力発電所事故の早期収束を願うものであります。

県内応援消防本部職員の手記（5）（福島県　福島市消防本部）

後方支援隊活動

福島市消防本部（福島県）
消防司令補
佐久間　真

平成23年3月11日（金）14時46分、日勤で本部職員の私は、本市消防本部3階の事務所で執務をしていた。突然、今まで経験したことがない強い横揺れを感じ、外の景色は、民家の屋根瓦が踊るように跳ねて崩れていくのが見えた。これはただ事ではないと瞬時に感じとることができたが、何も考えることができず、ただ揺れが収まることを祈るだけであった。

すぐに、本市の災害対策本部が設置され、本部担当員の私は本市の災害対策本部に入り、災害対応の初動体制づくりに全力を尽くした。このころ、本市消防本部では浜通りの甚大なる被害の情報が入り、本市内の災害に対応しながら、県内応援体制を整えていた。翌日の12日には県内応援1次隊として、本市消防本部から指揮隊4名、救助隊5名、後方支援隊4名が南相馬市の応援に入った。私が、指揮隊や救助隊の活動を支援する、後方支援隊として任務にあたったのは、13日に出発した県内応援2次隊であった。

発災直後から一般の携帯電話は、ほぼつながらない状態が続いたが、災害時優先携帯電話は比較的つながり、南相馬市の情報を聞くことができた。12日に現地入りした1次隊の後方支援隊の情報では、「海に近い建物は津波で流され、津波に注意を払いながら人命検索を実施している。特に、隊員の食糧と車両の燃料の調達が困難である。」とのことであった。

2次隊で現地入りする私達は、検索活動時間の確保を最優先とし、現地で隊員の交代を行うこととなった。本市消防本部よりワンボックス車両2台に交代人員13名が乗り込み、現地へ向かった。

活動の場所：福島県南相馬市

活動拠点となる相馬地方広域消防本部相馬消防署に着き、現場の情報収集と1次隊の活動内容を聴取した。既に、福島第一原子力発電所の1号機が爆発したとの情報が入っており、20km圏内は立ち入り禁止、さらには、風向きに注意するよう指示があった。また、津波にも注意を払うよう指示があり、相馬消防署職員が高台で監視し、津波を確認した場合は車両までもどり、津波が到達していないところを予め選定して避難することとした。

検索現場は、相馬消防署から車で約10分のと

ころで、負傷者の数は把握できないほど多く、救助隊員だけでは対応しきれないため、後方支援隊と指揮隊の5名も救助活動に参加することとなった。予め後方支援隊と指揮隊全員分のディスポ式感染防護衣一式を準備しており、後方支援隊と指揮隊も防護衣を着装し救助に向かった。

現場に到着する前に、周りの状況に愕然とした。道路から約2m低い部分は、木材等で足の踏み場もない状況であり、検索現場に到着すると、そこは湖状態で以前は何があったのか想像もつかない有様だった。

相馬消防署の職員に検索現場を案内され、さらに愕然とした。そこは、海面から約10m位の高台であり、緊急避難場所として指定されたグラウンドだったが、中央付近には、はじめ見たときはそれが何なのかが理解できなかったが、公園によくあるブロック造りのトイレが逆さまになっていた。こちらも足の踏み場がないほどの状況であり、情報によると地震の後、数十人が避難していたとのことであった。すぐに検索に入ると乗用車やトラックが数台横転していた。約4時間検索を行い3名の遺体を発見した。18時頃まで検索を実施して、相馬消防署に帰署した。帰署後、隊員13名分の夕食の準備を考えたが、当日の朝準備したおにぎりで済ませた。

相馬消防署の車庫内で野営の準備をしていたところ、突然、福島第一原子力発電所の事故情報が入り、本市消防本部より至急福島市へ戻るよう指示が入ったため、野営の準備を中止し、急遽バスとトラックに資機材を積み込み、福島市へ戻る準備をした。さらに、帰隊の際は、二本松市で、放射性物質が体に付着していないかを確認するスクリーニングを実施するよう指示が入った。

相馬市を出たのは20時頃で、福島市内の国道4号線の通行止め情報が入っていたため、福島市内の土砂崩れ現場を通過しないルートで、二本松市を目指した。

二本松市には22時半頃に到着し、スクリーニングを実施したが、検査の結果、放射性物質は検出されなかった。スクリーニングが終了し、本市消防本部に到着したのは23時30分過ぎであった。

活動拠点現場による打合せ状況

結果論とはなるが、スクリーニングでは、放射性物質は検出されなかったものの、復路ルートについては、福島第一原子力発電所事故の影響を最大限に考慮したルートでなかったことは今後の反省点である。

今回の支援活動で特に感じたことは、余震、津波、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質への対応は、自己責任による管理が重要であるということであった。また、準備した主なものは、津波対応のライフジャケット、トランシーバー、車両燃料、ドライタイプの非常食やカップラーメンなどの食糧、飲料水、発電機で沸かせる電気ポット、寝袋と毛布、使い捨てカイロ等であった。3月とはいえ、福島県ではまだ寒さ対策が重要な時季であり、さらに、放射能汚染や検索時の汚れ防止から、ディスポ式感染防護衣一式が必需品であったと考える。

今後の後方支援活動にあたっては、現場の気候、災害の規模、災害の状況、特殊災害に対する危険予測が特に問われた。今回の経験から、1次隊から2次隊への情報提供、さらには3・4次隊への情報の連携こそが、職員が安全に、かつ救助能力を十分に発揮して活動できる要因だと感じた。

さらに、原子力災害対応については、長期に及ぶと考えられるため、初期対応、中間期対応、終息期対応の内容を考え、消防の災害活動の新しい歴史として、今後の消防活動に対しての教訓として、後世に伝えていかなければならない。

4.6 緊急消防援助隊の活動

東日本大震災においては、震度6弱以上が観測された都道府県が8県*1と多数にのぼり、通信網にも支障をきたし、さらに広い範囲で津波警報（大津波）が発表された。

そのため、消防庁としては、消防組織法第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の出動指示権を行使すべきと判断し、平成23年3月11日15時40分、20都道府県に対して緊急消防援助隊（陸上部隊）の出動指示を行った。その後も情報収集を進め、甚大な被災状況が判明するに従い部隊の追加投入を決定していった。

並行して消防防災ヘリコプターについて、直ちに全国規模の派遣を念頭に調整を開始し、日没までに到着できない場合でも、関東に設けた進出拠点までの出動を指示するなど、被災地への迅速な投入に向けて懸命の努力を行った。

岩手県、宮城県及び福島県に集結した緊急消防援助隊は、発災直後の降雪といった天候不良、山積するがれきが行く手を阻む厳しい環境下において、大きな余震や津波への警戒を続けながら、地元消防や関係機関との連携の下、消防活動に従事した。

4.6.1 ▶緊急消防援助隊の概要[1)]

緊急消防援助隊は、平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の教訓を踏まえ、大規模災害等において、被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制の構築を目的として、同年6月に創設された。また、平成15年6月に消防組織法が改正され、緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。

総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、それに基づき、消防庁長官が部隊を登録している。

図4.6-1に示すように、緊急消防援助隊の部隊は、指揮支援部隊と都道府県隊により編成され、被災市町村の市町村長の指揮の下に活動する。

指揮支援部隊は、東京消防庁と18の政令指定都市の消防本部により編成され、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害情報の収集等にあたるとともに、被災地における緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるよう、当該市町村長の指揮活動を支援する。

図4.6-1 緊急消防援助隊の部隊編成[1)]

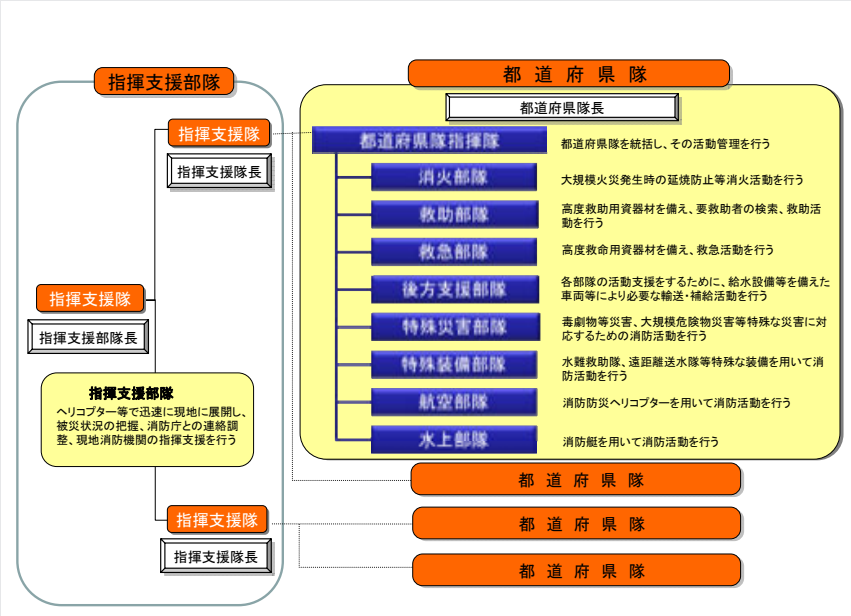

1）消防庁ホームページ　緊急消防援助隊の概要
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kinkyu/kinshoutai_gaiyou.pdf（平成25年1月21日参照）

*1 8県とは、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県をいう。

都道府県隊は、都道府県内の消防本部において登録されている各部隊のうち、被災地への応援に必要な部隊をもって構成される。

図4.6-2に緊急消防援助隊の出動スキームを示す。

また、消防応援活動調整本部と指揮支援本部の連携の模式図を図4.6-3に示す。

なお、消防応援活動調整本部は、部隊移動の総合調整、被災地の情報収集、関係機関の活動の連絡調整を行う。

図4.6-2 緊急消防援助隊の出動スキーム[1)]

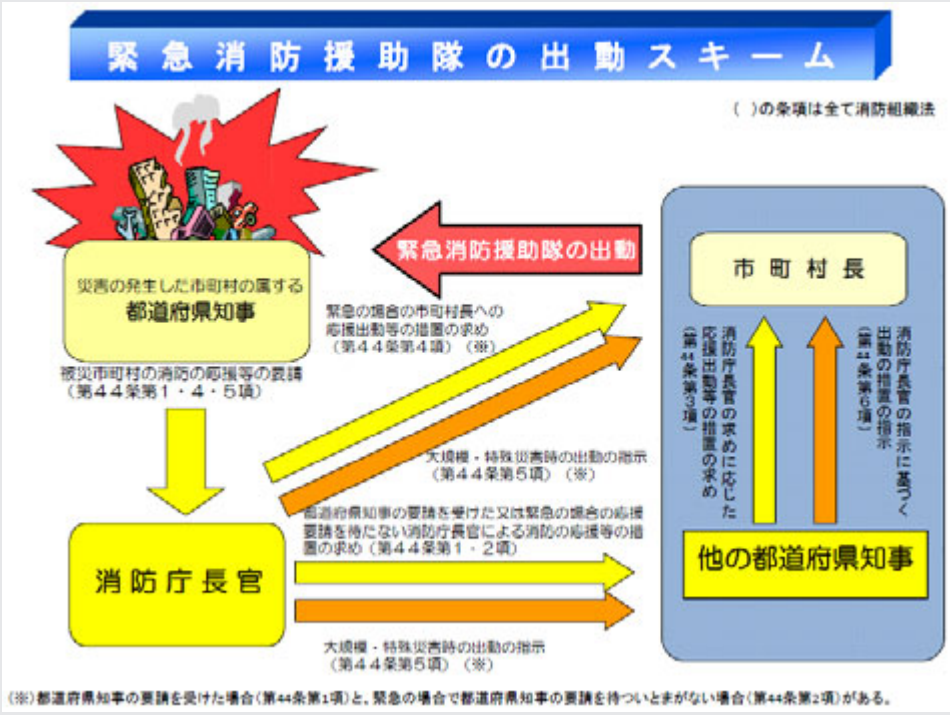

図4.6-3 消防応援活動調整本部と指揮支援本部の連携の模式図

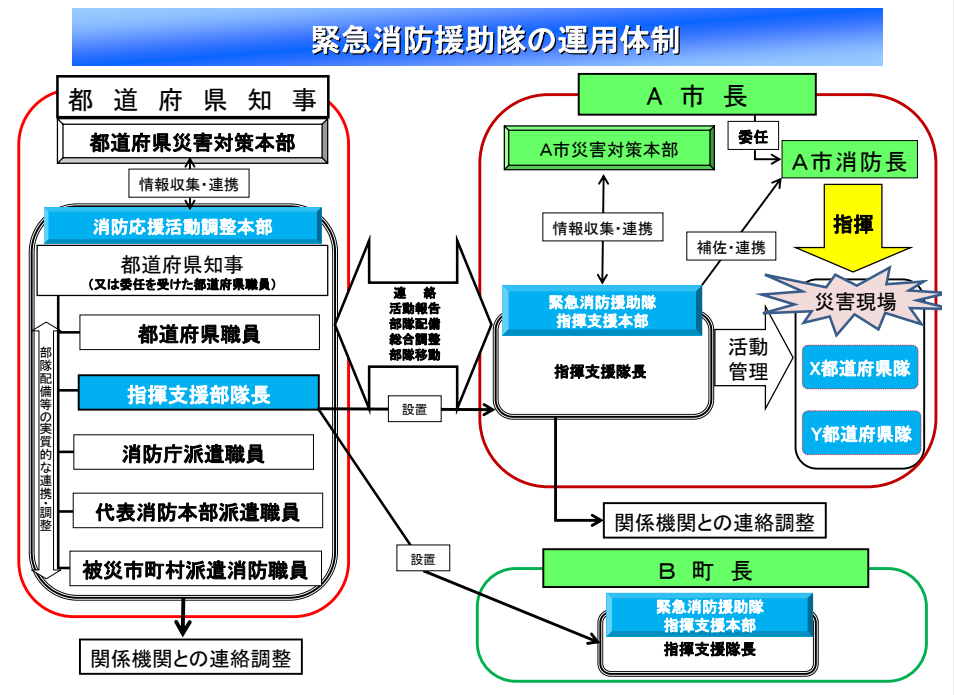

1）消防庁ホームページ　緊急消防援助隊の概要
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kinkyu/kinshoutai_gaiyou.pdf（平成25年1月21日参照）

4.6.2 ▶緊急消防援助隊の登録部隊数及び装備

平成24年6月1日時点では全国781消防本部（全国の消防本部の約98%）から4,431隊が登録されている。平成21年3月に変更した基本計画では、平成25年度末までの登録目標数を4,500隊規模に拡大して、緊急消防援助隊の一層の体制強化を図ることとしている。

図4.6-4に平成24年4月1日時点の緊急消防援助隊登録部隊数の推移を、表4.6-1に平成24年6月1日時点の緊急消防援助隊登録状況を示す。

図4.6-4　緊急消防援助隊登録部隊数の推移*1

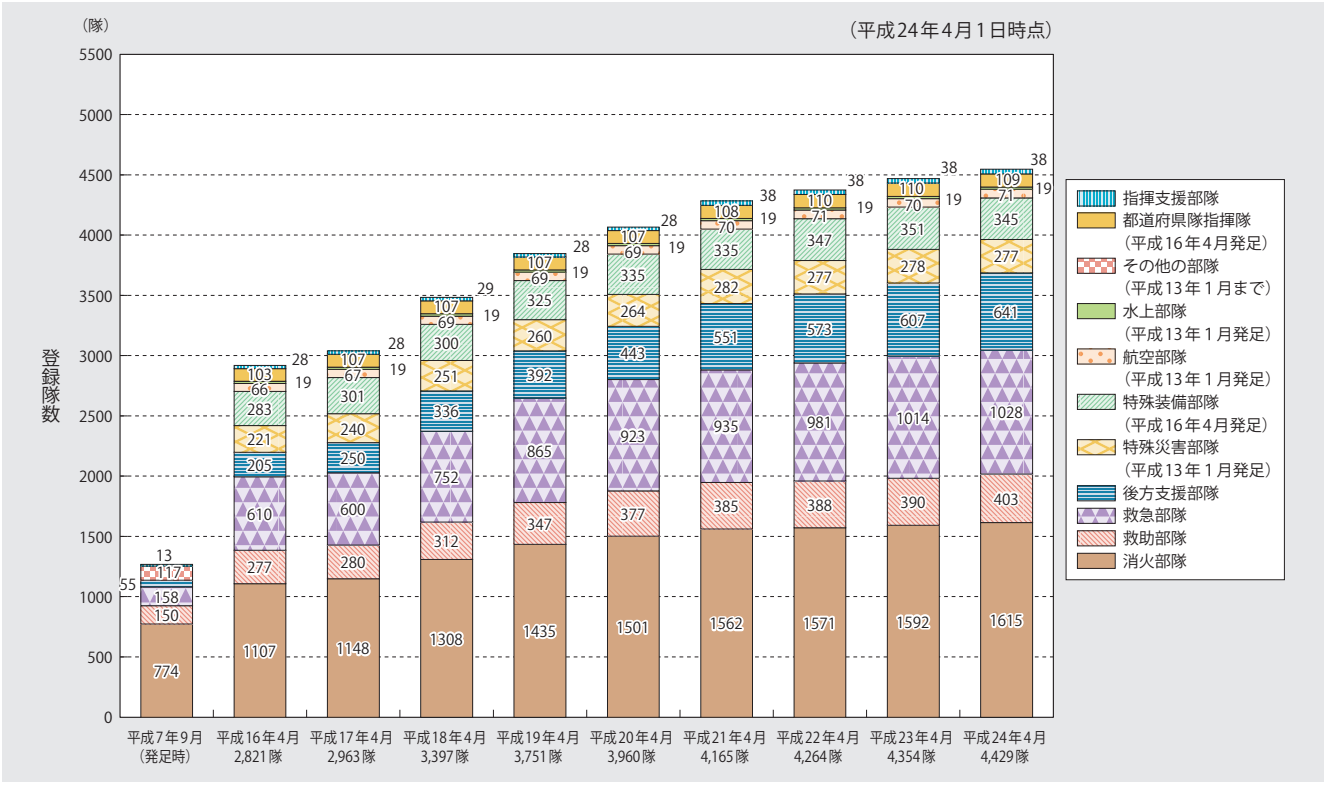

*1 グラフの登録部隊数は、各部隊を積み上げて集計しており、兼務している部隊も含むため、重複を除いた4,431隊（平成24年4月）とは異なっている。

表4.6-1 緊急消防援助隊登録状況

平成24年6月1日現在

都道府県	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊			特殊装備部隊					航空部隊	水上部隊	合計	重複を除く計
							毒劇	大危	密閉	送水	二輪	震災	水難	他特				
北海道	2	6	107	20	64	33	9	6	1	2			2	8	3		263	254
青森県		3	31	5	19	18	1	9					1	2	1		90	89
岩手県		2	23	5	18	12	2						1	2	1		66	64
宮城県	2	3	33	6	15	17	2	3	1	2			1	5	2		92	91
秋田県		2	28	6	16	10	1	5						2	1		71	70
山形県		2	21	5	12	8	1							2	1		52	52
福島県		2	33	7	26	15	3	3						2	1		92	89
茨城県		3	44	13	30	23	6	3					1	15	1	2	141	136
栃木県		2	28	8	18	17	5							4	1		83	78
群馬県		3	29	6	19	11	4				1			3	1		77	75
埼玉県	2	4	71	21	42	28	8							14	3		193	189
千葉県	2	2	75	19	40	43	8	6	1					15	2	2	215	210
東京都	2	2	117	11	47	34	2	7	2	2	4	3	2	20	7	4	266	266
神奈川県	4	2	68	20	44	28	10	7	3	3		2	6	14	4	2	217	214
新潟県	2	3	44	14	28	18	1	3		2				3	1		119	119
富山県		2	22	6	16	9	2		2					5	1		65	64
石川県		2	21	5	14	10	3	3			1			6	1		66	63
福井県		2	20	5	11	7	2	3						2	1		53	52
山梨県		2	14	5	12	6	2							2	1		44	42
長野県		2	37	11	26	13	3				2			10	1		105	103
岐阜県		2	33	10	25	7	2							3	2		84	82
静岡県	4	2	41	9	25	13	5	3		2	2		1	6	3		116	113
愛知県	2	2	72	25	42	36	13	3	2			2	1	16	3	1	220	209
三重県		2	27	5	20	8	1	3						5	1		72	71
滋賀県		2	18	5	13	10	3							4	1		56	53
京都府	2	2	31	8	17	12	3		1	1		1	2	8	2		90	86
大阪府	4	2	81	17	42	21	7	9	1	3		1	2	22	2	2	216	211
兵庫県	2	3	59	18	47	26	9	3		6				5	3	1	182	177
奈良県		2	14	3	13	4	2							4	1		43	41
和歌山県		2	23	7	13	6	4							2	1		58	54
鳥取県		2	13	3	7	5	2						1	2	1		36	34
島根県		2	16	4	11	5	1							4	1		44	43
岡山県	2	3	28	11	22	10	3	3						5	2		89	87
広島県	2	2	43	10	26	18	3	3		2	2		1	10	2	2	126	125
山口県		2	24	7	14	11	2						2	3	1		66	65
徳島県		3	13	4	10	6	1	3						1	1		42	41
香川県		2	17	4	9	5	2							2	1		42	41
愛媛県		2	20	7	15	9	2	3						3	1	1	63	61
高知県		2	14	3	11	6	2							2	1		41	39
福岡県	4	3	37	10	30	15	8	1	1				3	11	3	2	128	126
佐賀県		2	13	3	7	5	1							2			33	32
長崎県		2	19	5	16	8	2	2						2	1		57	56
熊本県		2	22	9	22	11	4				2		1	4	1		78	75
大分県		2	17	5	11	8	1						1	2	1		48	48
宮崎県		2	13	4	12	6	2							2	1		42	40
鹿児島県		2	23	6	23	8	3	3						2	1		71	68
沖縄県		2	18	3	8	2	2										35	33
計	38	109	1,615	403	1,028	641	165	97	15	25	14	9	29	268	73	19	4,548	4,431

(注)毒劇:毒劇物等対応隊、大危:大規模危険物火災等対応隊、密閉:密閉空間火災等対応隊、送水:遠距離大量送水隊、二輪:消防活動二輪隊、震災:震災対応特殊車両隊、水難:水難救助隊、他特:その他の特殊装備隊

4.6.3 ▶緊急消防援助隊の出動状況

緊急消防援助隊の派遣期間は、平成23年3月11日から平成23年6月6日までの88日間に及んだ。8,854隊（延べ31,166隊）の部隊、30,684人（延べ109,919人）の隊員が被災地へ派遣された。

また、平成23年3月18日に派遣隊数及び派遣人員が1,870隊（6,835人）でピークとなった。緊急消防援助隊の出動隊数の推移を図4.6-5及び図4.6-6に示す。

図4.6-5 緊急消防援助隊の出動隊数の推移（平成23年3月11日から平成23年6月6日）*1

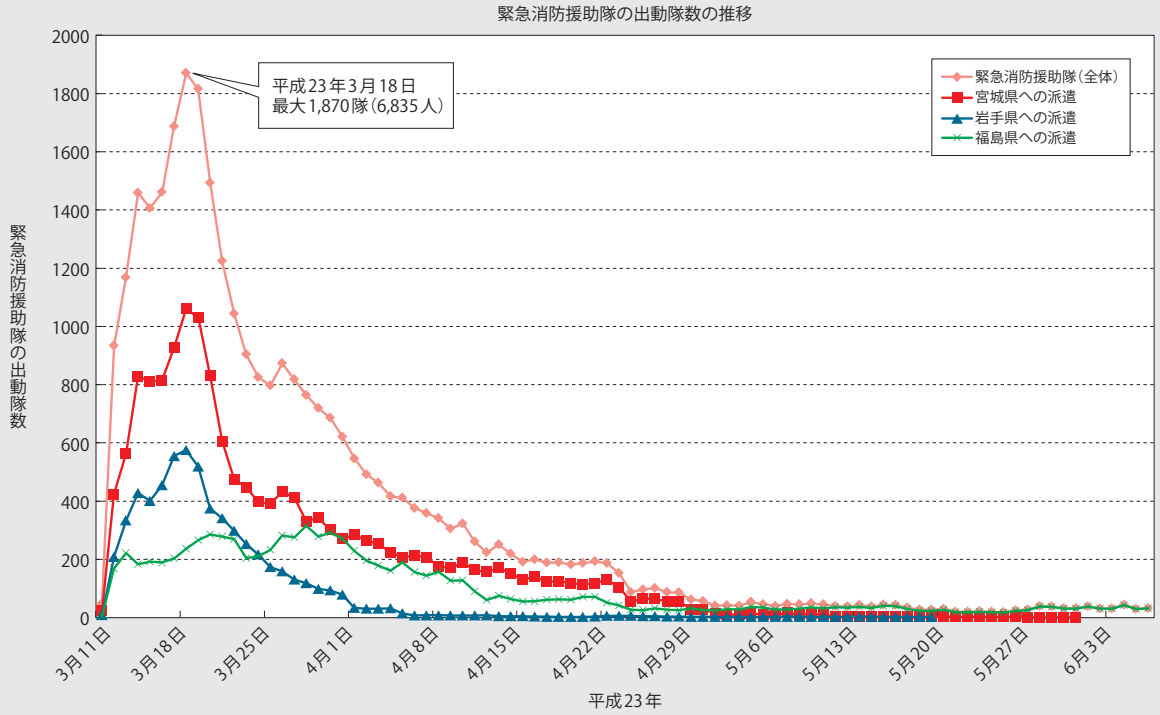

図4.6-6 緊急消防援助隊の出動隊別比率及び隊数推移（平成23年3月11日から平成23年6月6日）

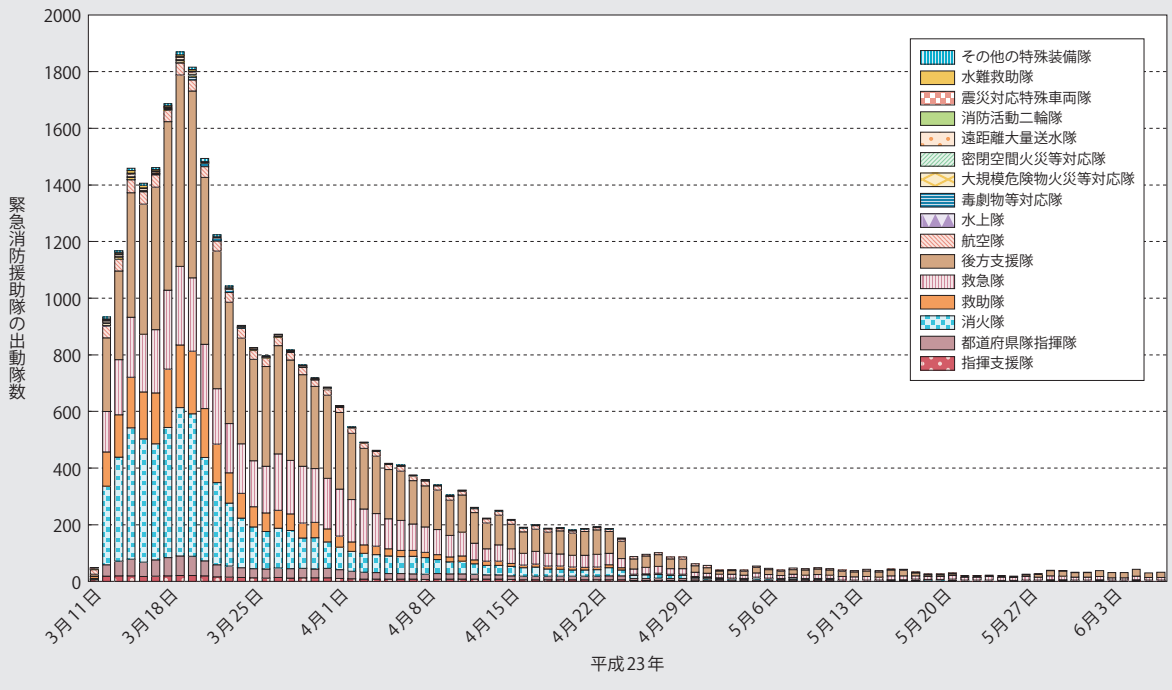

*1 東日本大震災で出動した緊急消防援助隊全体の部隊数と、岩手県、宮城県及び福島県それぞれに派遣された緊急消防援助隊の部隊数を示す。

4.6.4 ▶緊急消防援助隊の救助活動事案

緊急消防援助隊の活動報告[1]より、岩手県、宮城県及び福島県における救助活動事案について図4.6-7から図4.6-9にまとめた。

なお、救助活動事案は日付ごとに図中の枠線及び矢印を色分けした。

1 岩手県

図4.6-7 岩手県における緊急消防援助隊の救助活動事案[2]*1

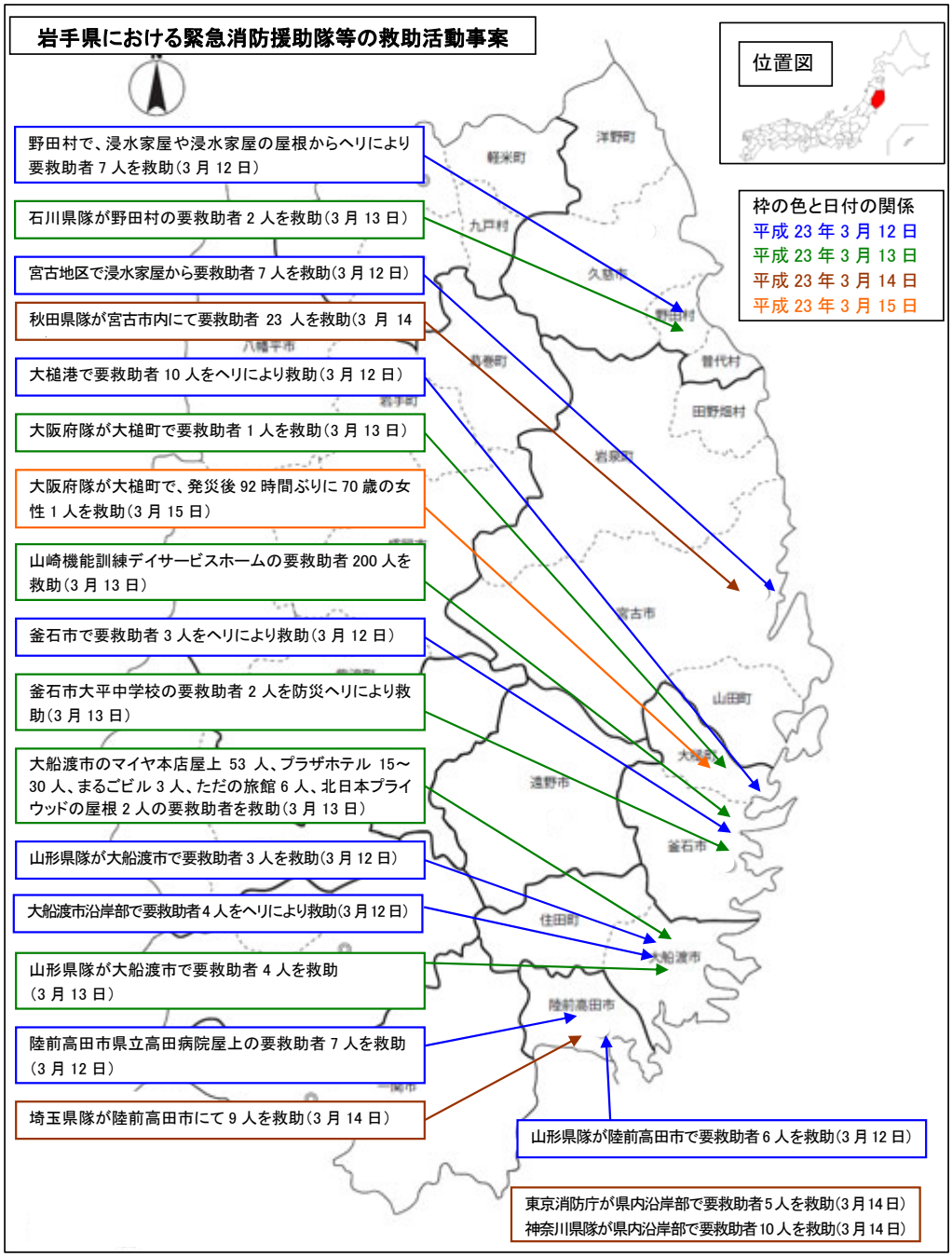

1) 消防庁　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第146報）
http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou.html（平成25年1月21日参照）
2) 1) を基に作成
*1 地元消防本部等と協力し救出したものを含む。

2 宮城県

図4.6-8 宮城県における緊急消防援助隊の救助活動事案[1)*1]

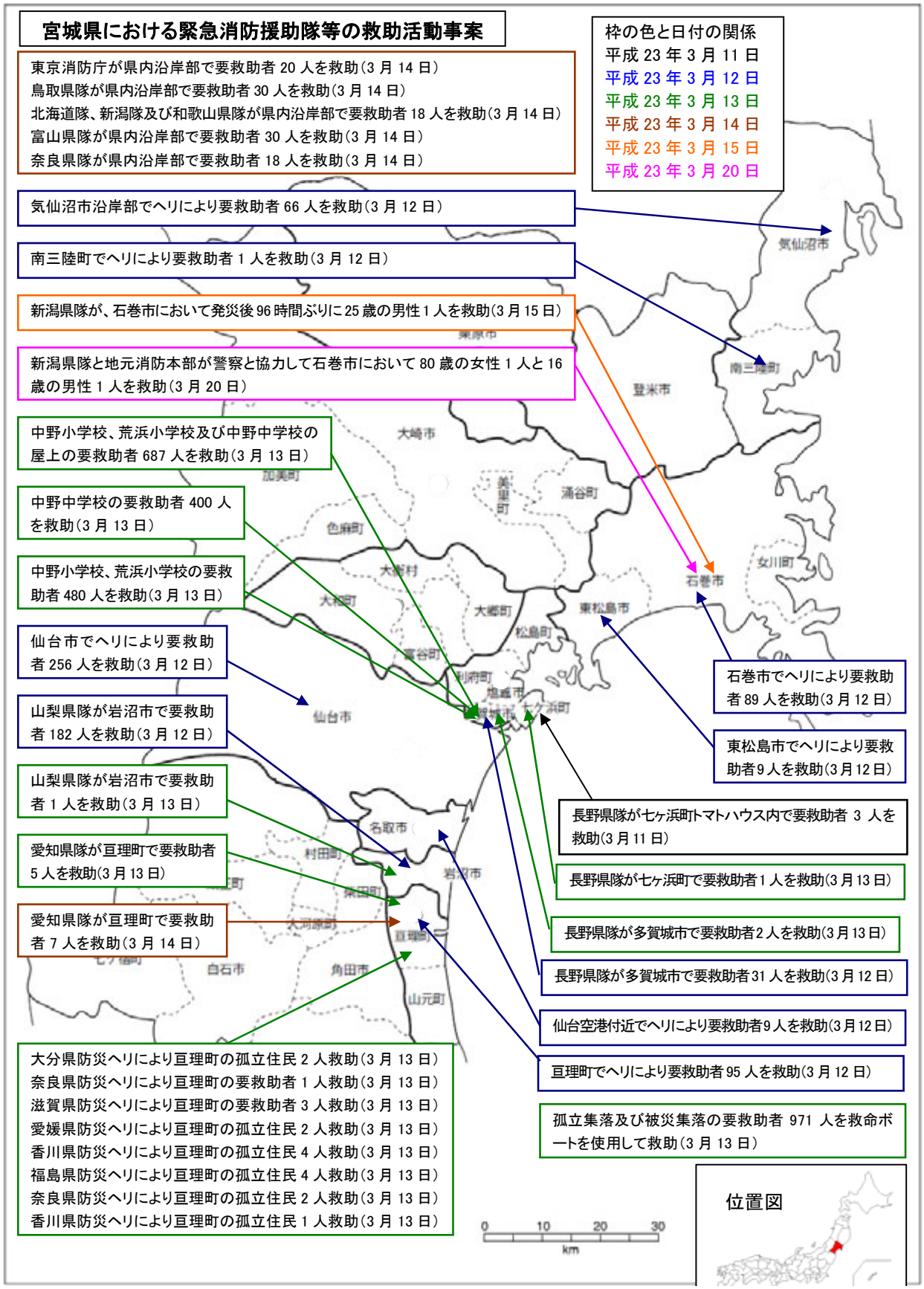

1）消防庁　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第146報）
http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou.html（平成25年1月21日参照）
*1 地元消防本部等と協力し救出したものを含む。

3 福島県

図4.6-9 福島県における緊急消防援助隊の救助活動事案[1)*1]

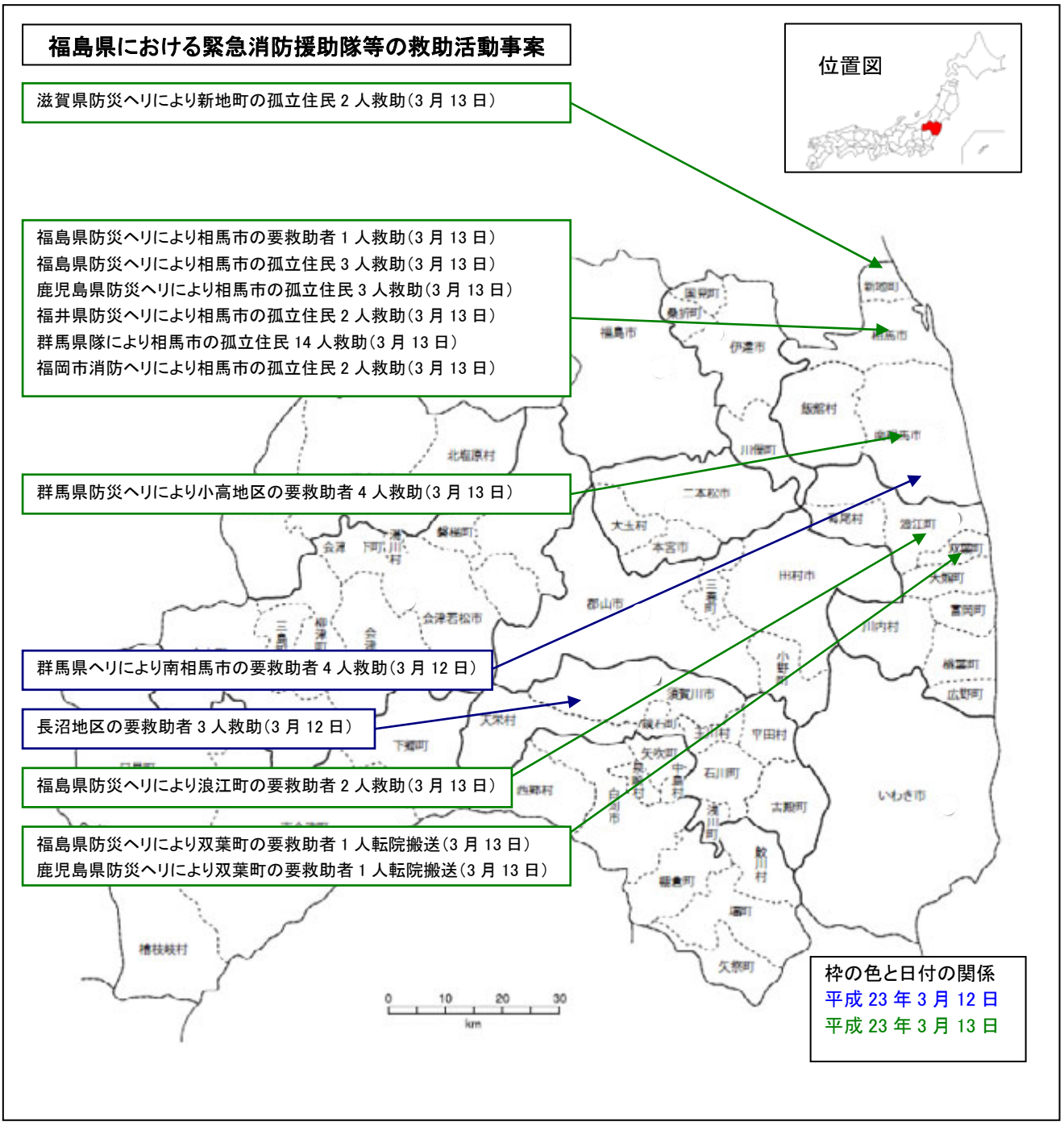

1) 消防庁　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第146報）
http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou.html（平成25年1月21日参照）
*1 地元消防本部等と協力し救出したものを含む。

4.6.5 ▶緊急消防援助隊の活動状況

1 受入県ごとの緊急消防援助隊の配備状況

(1) 岩手県

岩手県の12消防本部のうち、5消防本部の区域に緊急消防援助隊が応援に入った。岩手県内に応援に入った緊急消防援助隊の活動エリアを図4.6-10に、派遣期間を図4.6-11に示す。

図4.6-10 岩手県内に応援に入った緊急消防援助隊の活動エリア[1)]

※ 青森県隊の救急部隊2隊及び後方支援部隊1隊、秋田県隊の救急部隊2隊及び後方支援部隊2隊は岩手県の指示により、県隊から切り離されて花巻市及び矢巾町にて活動

（注） 下線は、指揮支援部隊長及び指揮支援隊を示す。

1）全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月より作成

図4.6-11　岩手県内に応援に入った緊急消防援助隊の派遣期間[1)]

【陸上部隊】

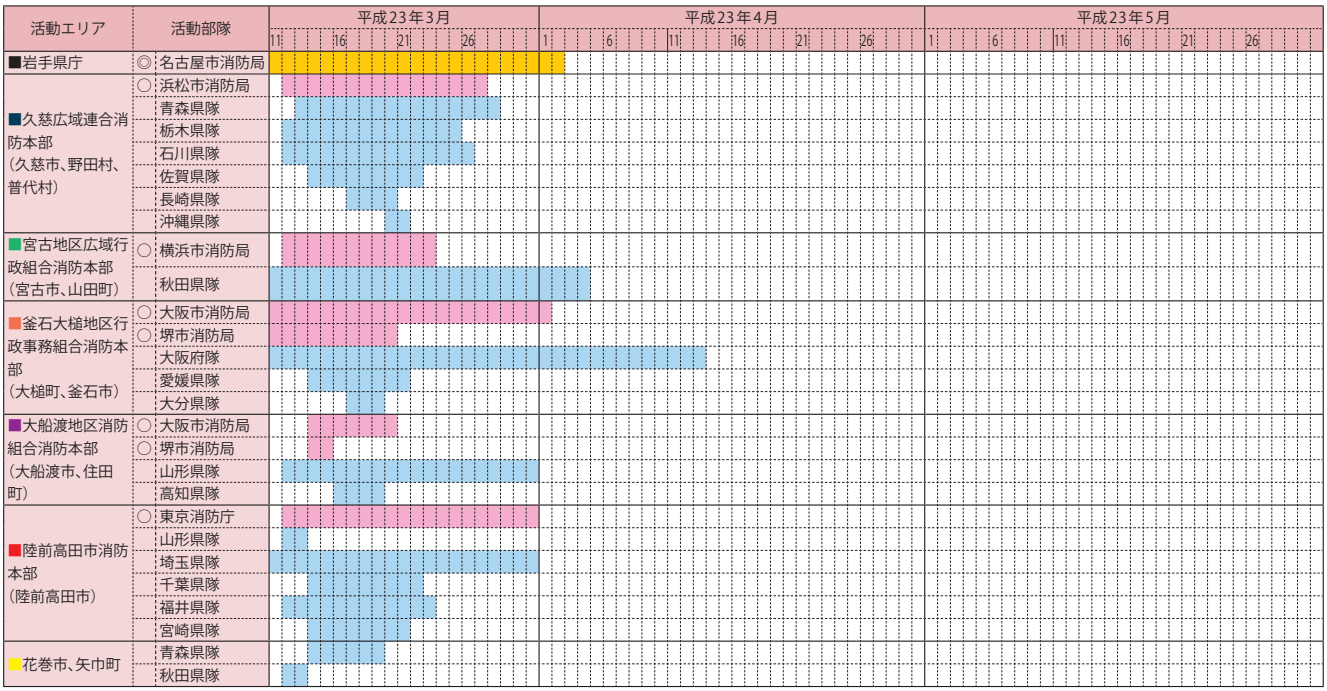

◎:指揮支援部隊長　　○:指揮支援隊

【航空部隊】

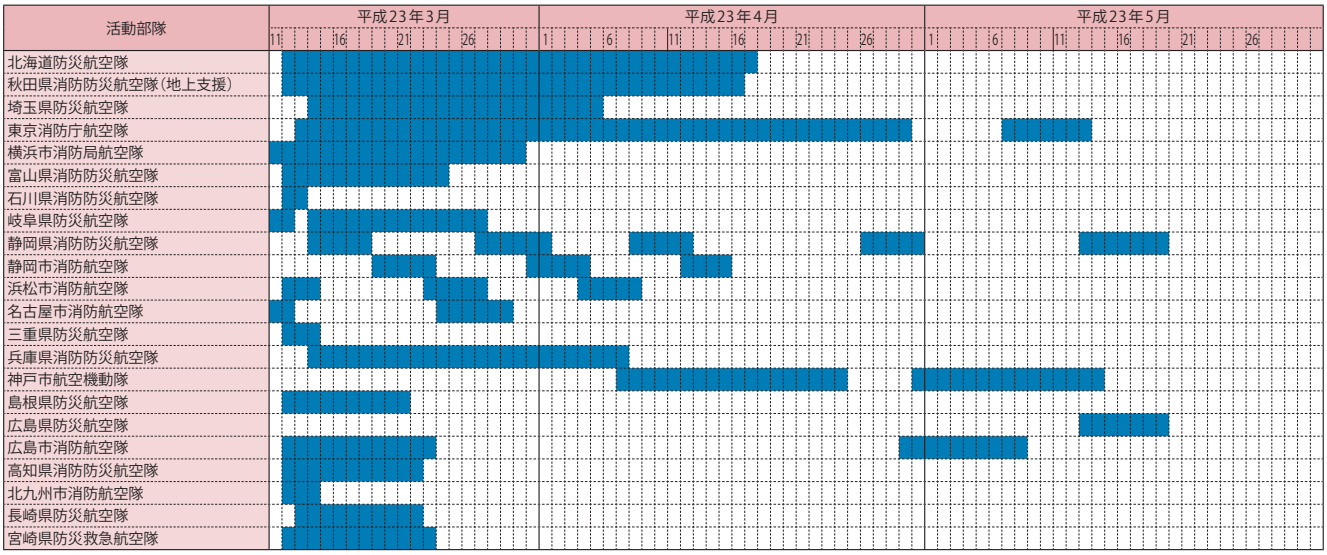

凡例　■指揮支援部隊長　■指揮支援隊　■都道府県隊　■航空部隊　の派遣期間を示す。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月より作成

(2) 宮城県

宮城県の12消防本部のうち、7消防本部の区域に緊急消防援助隊が応援に入った。宮城県内に応援に入った緊急消防援助隊の活動エリアを図4.6-12に、派遣期間を図4.6-13に示す。

図4.6-12 宮城県内に応援に入った緊急消防援助隊の活動エリア[1)]

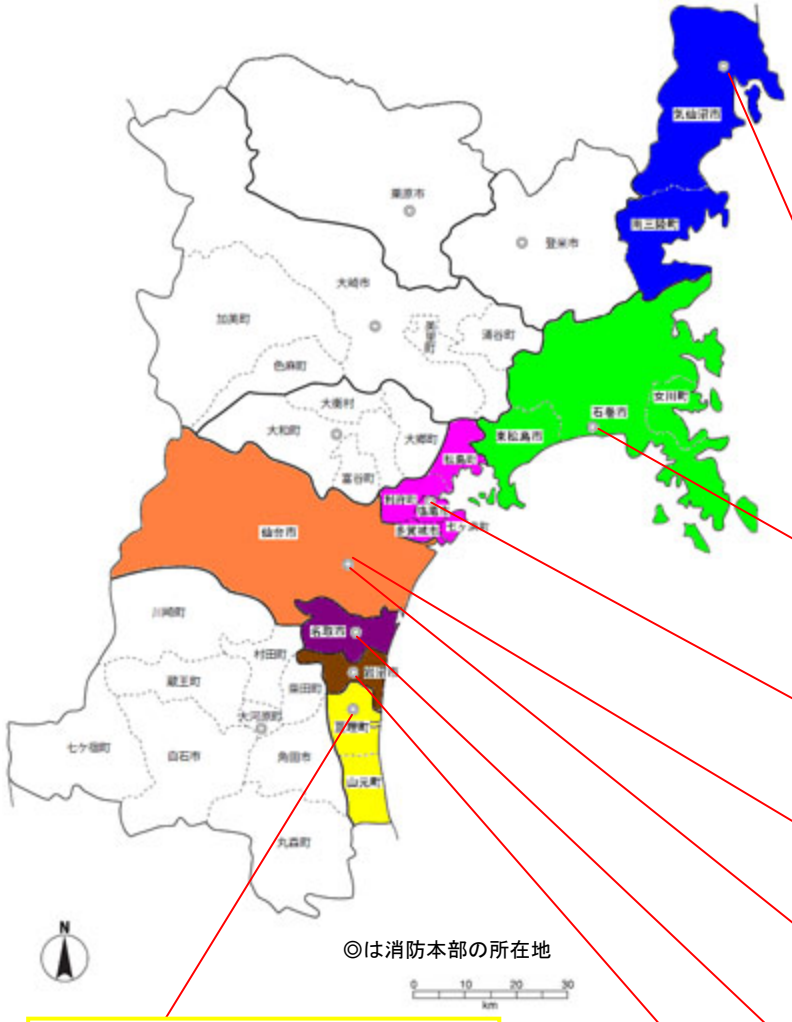

（注） 下線は、指揮支援部隊長及び指揮支援隊を示す。

1）全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月より作成

図4.6-13　宮城県内に応援に入った緊急消防援助隊の派遣期間[1)]

【陸上部隊】

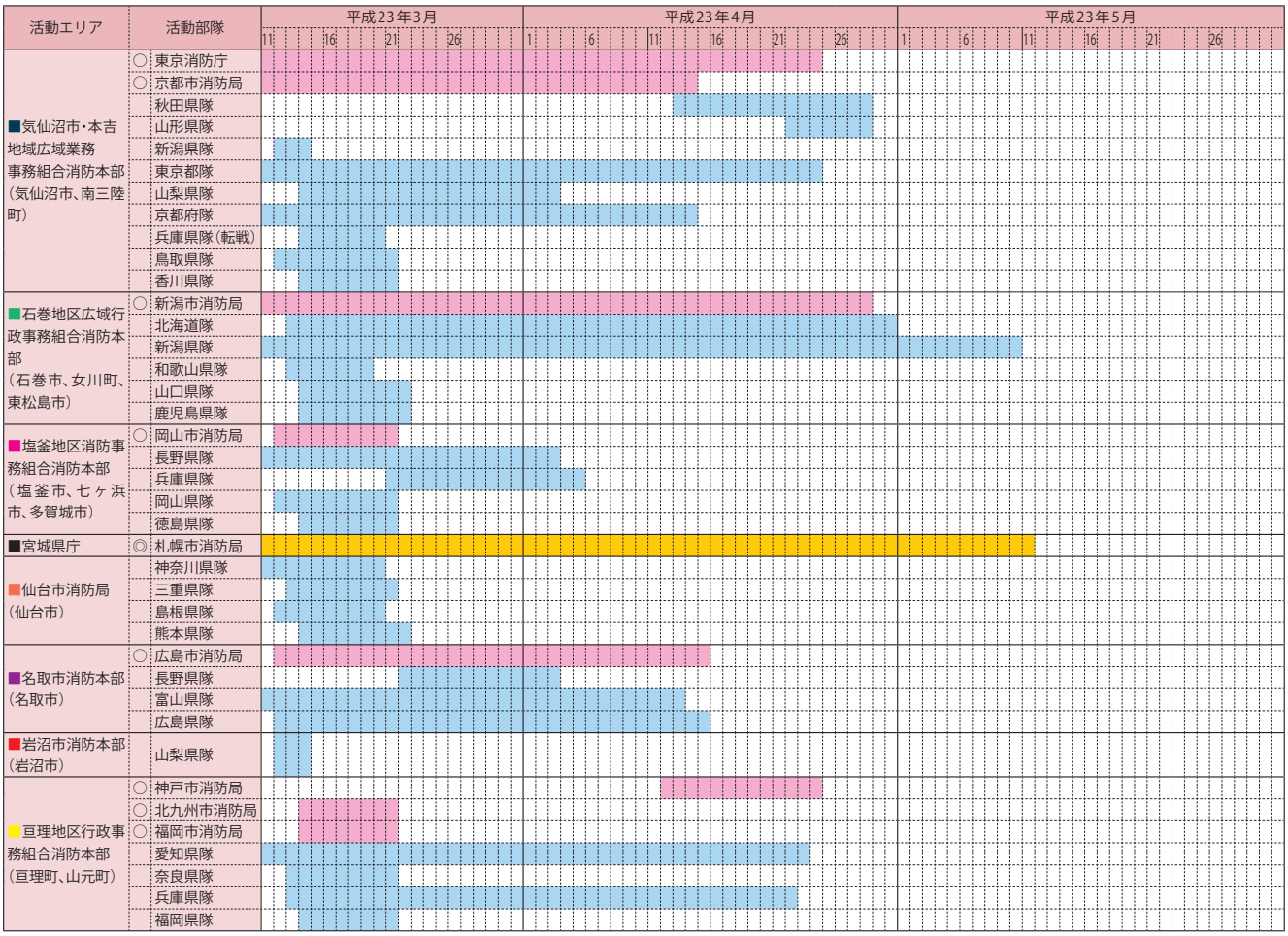

◎:指揮支援部隊長　　○:指揮支援隊

【航空部隊】

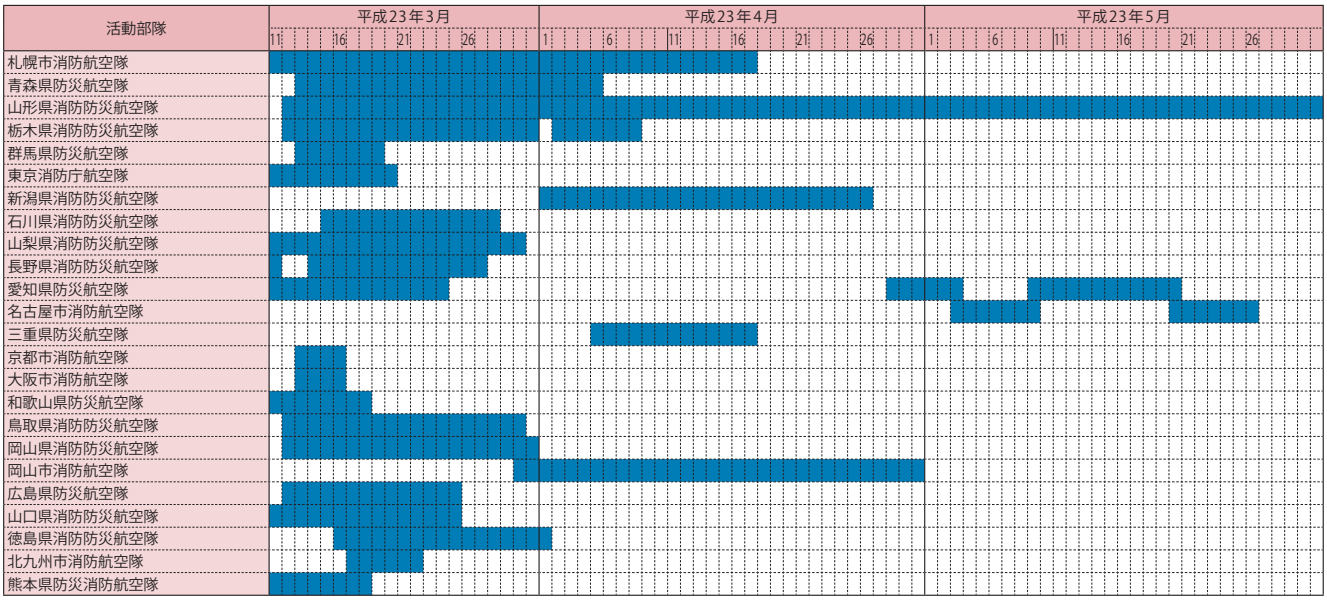

凡例　■指揮支援部隊隊長　■指揮支援隊　■都道府県隊　■航空部隊　の派遣期間を示す。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月より作成

(3) 福島県

福島県には、主に福島県消防学校及び本宮市総合体育館の2拠点を活動拠点（宿営地・野営地）として、緊急消防援助隊が応援活動を行った。初期段階（平成23年3月11日から3月21日）、2拠点になった期間（平成23年3月22日から4月11日）及び1拠点になって撤退まで（平成23年4月12日から6月6日）の緊急消防援助隊の活動拠点を、図4.6-14から図4.6-16に示す。

また、福島県における緊急消防援助隊の派遣期間を図4.6-17に示す。

なお、双葉地方広域市町村圏組合消防本部管轄内での活動は、東京電力福島第一原発の事故により、同発電所から30km圏内の応援はなかった。

東京電力福島第一原発事故に対する活動については、「4.8 原子力発電所事故に対する活動」に示す。

図4.6-14 福島県内に応援に入った緊急消防援助隊の活動拠点(1)[1)]

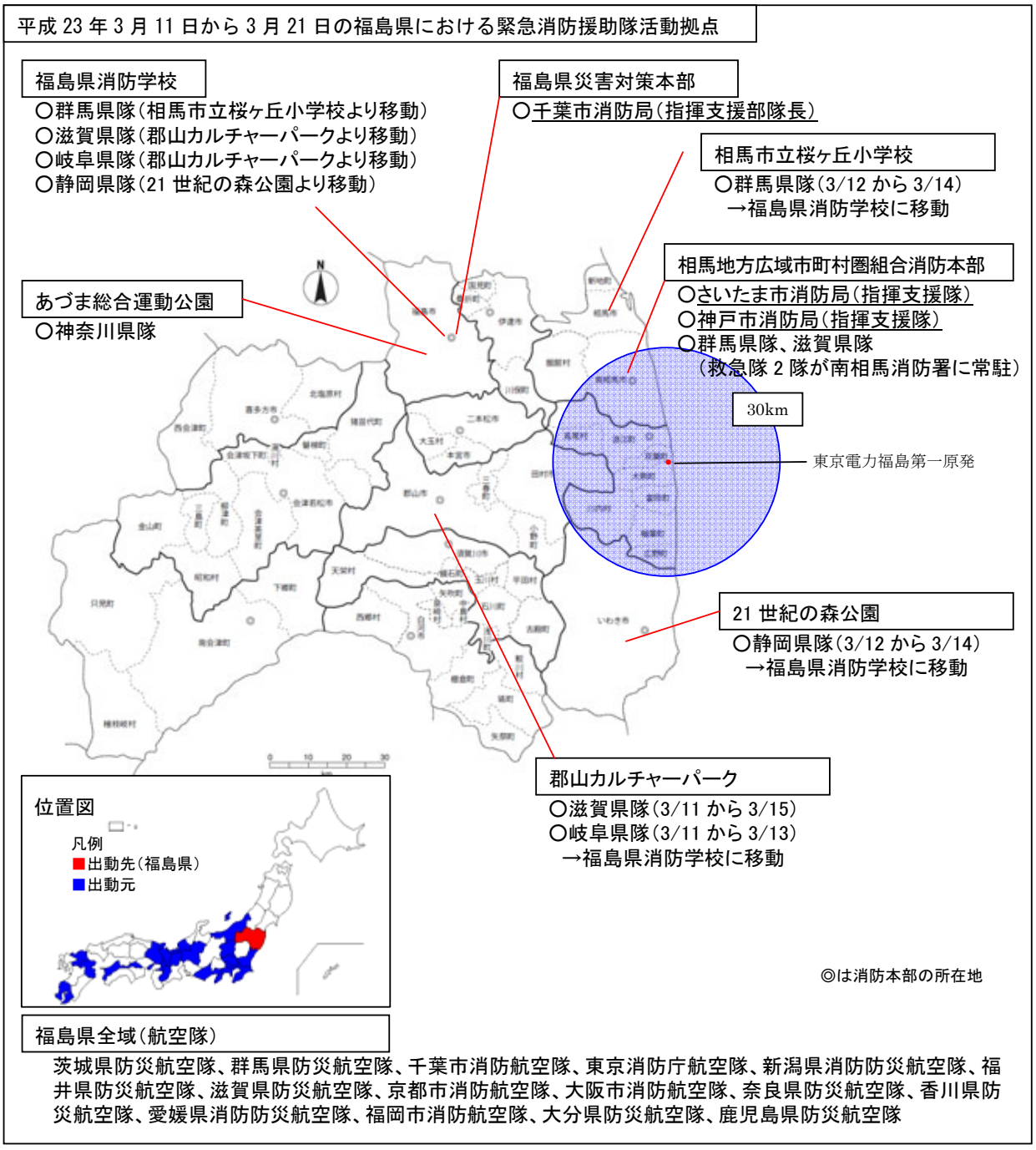

（注） 下線は、指揮支援部隊長及び指揮支援隊を示す。

1）全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月より作成

図4.6-15 福島県内に応援に入った緊急消防援助隊の活動拠点(2)[1)]

平成 23 年 3 月 22 日から 4 月 11 日の福島県における緊急消防援助隊活動拠点

福島県消防学校
- ○神戸市消防局(指揮支援隊)
- ○茨城県隊
- ○神奈川県隊
- ○滋賀県隊
- ○千葉県隊
- ○岐阜県隊
- ○群馬県隊
- ○静岡県隊

福島県災害対策本部
- ○千葉市消防局(指揮支援部隊長)
- ○さいたま市消防局(指揮支援隊)
- (本宮市総合体育館の県隊を調整)

相馬地方広域市町村圏組合消防本部
- ○神戸市消防局(指揮支援隊)
- ○福島県消防学校を拠点とする 7 県隊が輪番体制で救急隊 2 隊を南相馬消防署に常駐

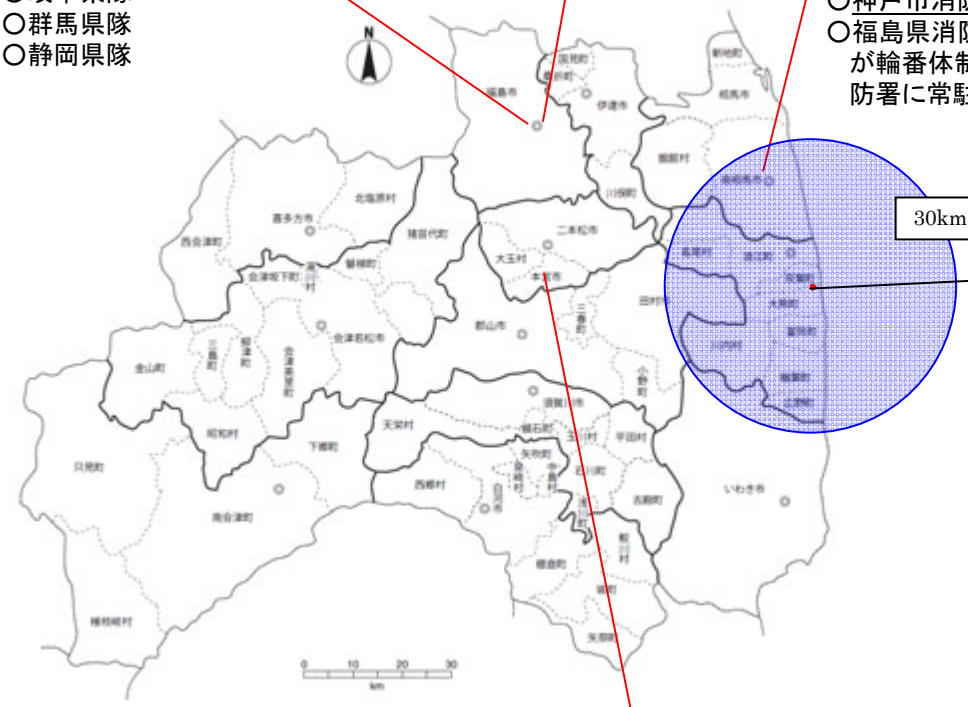

位置図

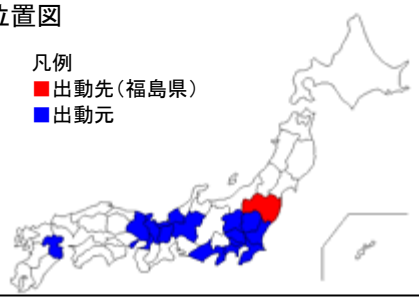

本宮市総合体育館
- ○東京都隊
- ○栃木県隊
- ○埼玉県隊

◎は消防本部の所在地

福島県全域(航空隊)

茨城県防災航空隊、群馬県防災航空隊、千葉市消防局航空隊、東京消防庁航空隊、川崎市消防航空隊、福井県防災航空隊、滋賀県防災航空隊、京都市消防航空隊、大阪市消防航空隊、広島市消防航空隊、大分県防災航空隊

(注) 下線は、指揮支援部隊長及び指揮支援隊を示す。

1) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月より作成

図4.6-16 福島県内に応援に入った緊急消防援助隊の活動拠点(3)[1)]

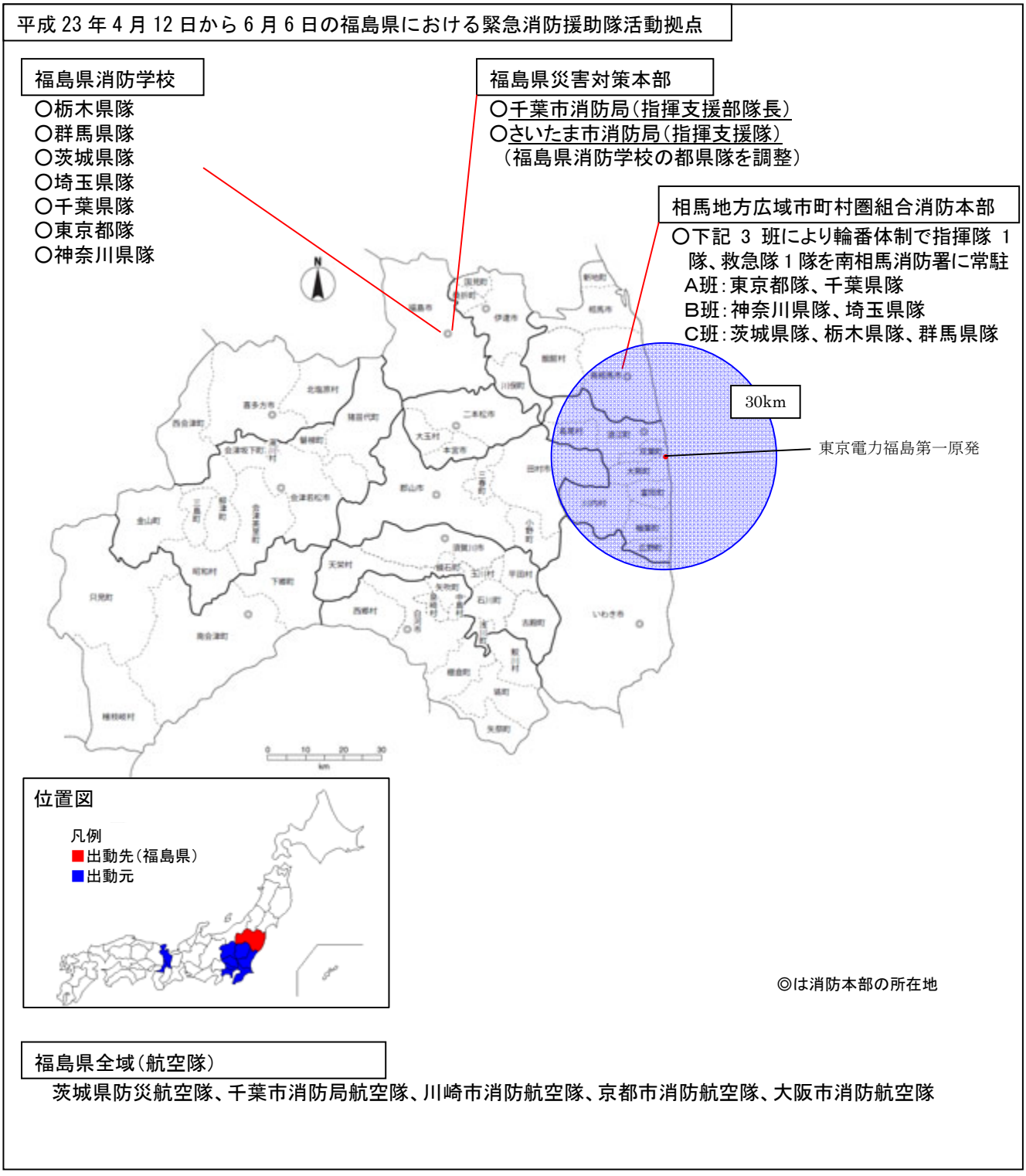

（注） 下線は、指揮支援部隊長及び指揮支援隊を示す。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月より作成

図4.6-17　福島県内に応援に入った緊急消防援助隊の派遣期間[1)]

【陸上部隊】

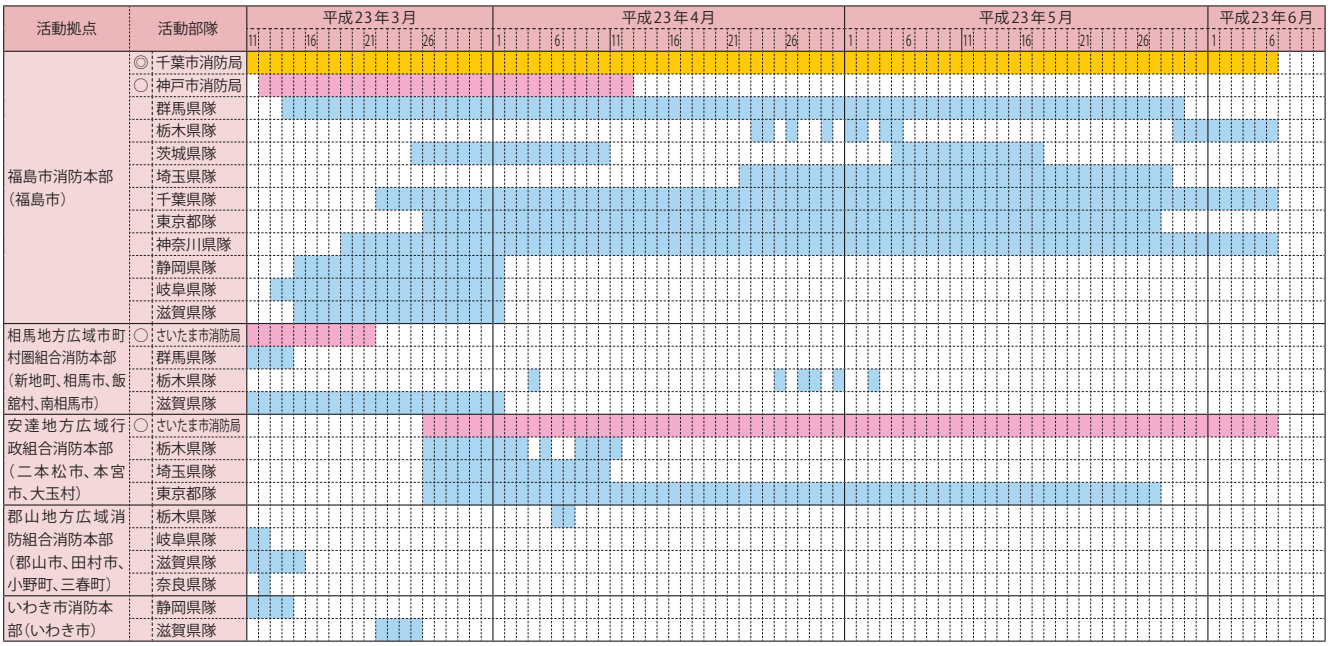

◎：指揮支援部隊長　　○：指揮支援隊

【備考】双葉地方広域市町村圏組合消防本部管轄内での活動は、東京電力福島第一原発の事故により、同発電所から30km圏内の応援は皆無であった。東京電力福島第一原発事故に対する活動については、「4.8 原子力発電所事故に対する活動」を参照のこと。

【航空部隊】

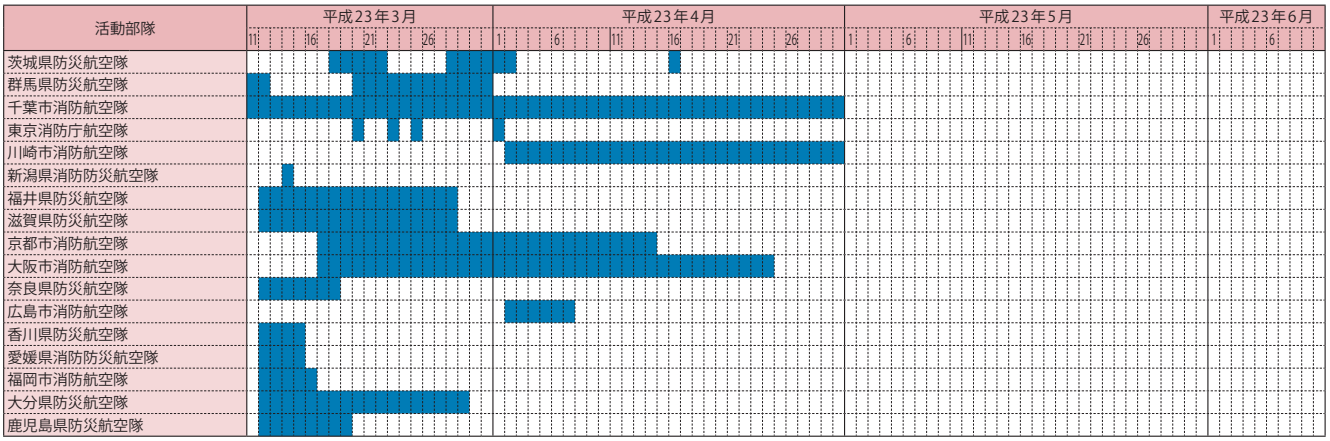

凡例　■指揮支援部隊隊長　■指揮支援隊　■都道府県隊　■航空部隊　の派遣期間を示す。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月及び千葉県消防長会　東日本大震災記録誌　平成24年2月より作成

(4) 岩手県・宮城県・福島県以外

岩手県、宮城県及び福島県以外への緊急消防援助隊の出動は以下のとおりである。

岩手県、宮城県及び福島県以外に出動した緊急消防援助隊の出動状況を図4.6-18に示す。

ア　茨城県（3月11日14時46分発生の本震対応）
イ　新潟県（3月12日3時59分発生の地震対応）
ウ　長野県（3月12日3時59分発生の地震対応）
エ　静岡県（3月15日22時31分発生の地震対応）
オ　千葉県（3月11日発災の市原市　石油コンビナート火災対応）

図4.6-18 岩手県、宮城県、福島県以外に出動した緊急消防援助隊の出動状況[1)]

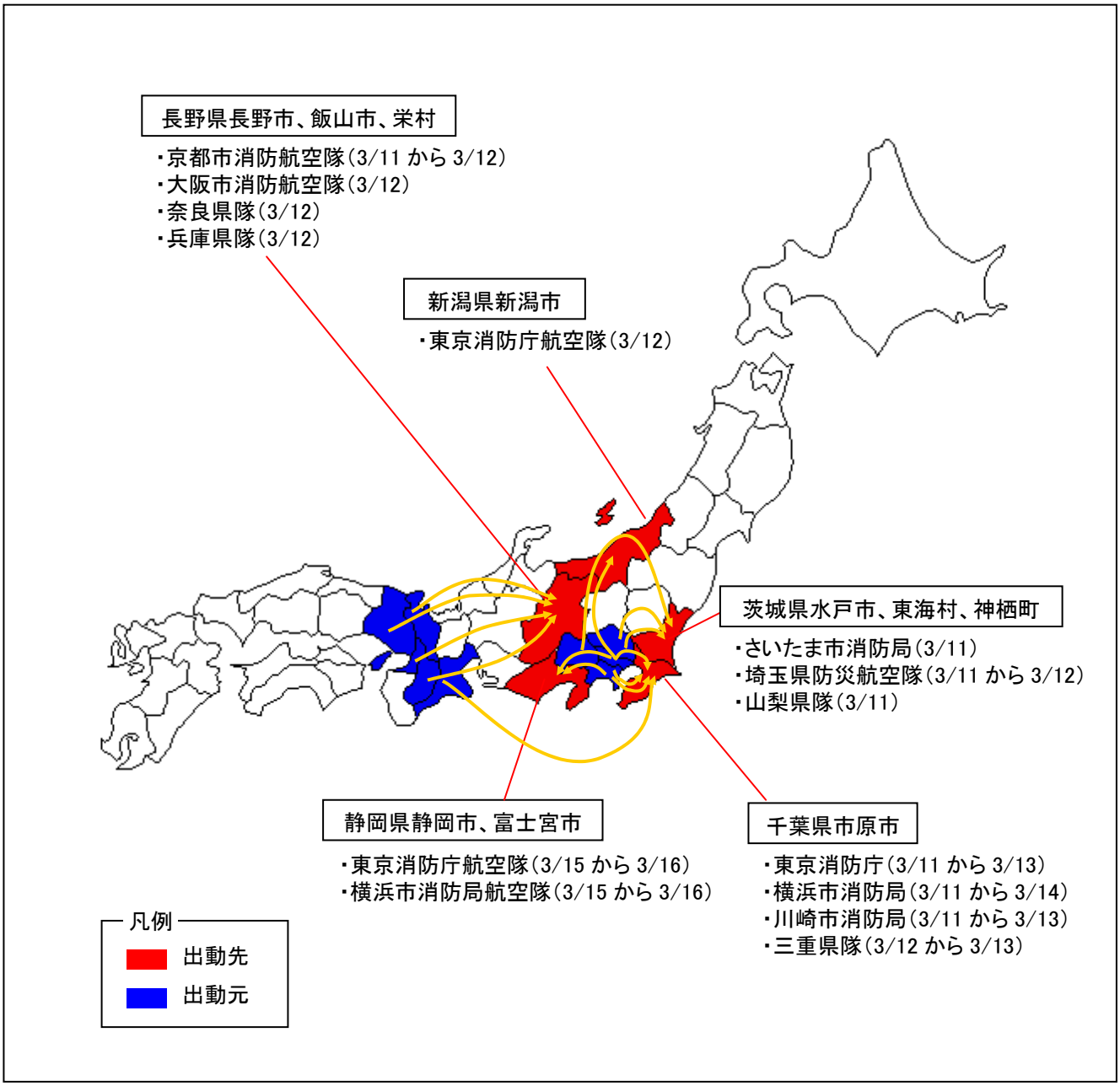

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月より作成

2 岩手県における陸上部隊の活動

(1) 指揮活動[1)]

岩手県に派遣された指揮支援隊の出動状況は、表4.6-2のとおりである。

表4.6-2 岩手県における指揮支援隊の出動状況[1)]

派遣元	派遣先	派遣期間 始期～終期	派遣部隊・ 隊員数 (延べ)
名古屋市消防局	岩手県庁 (災害対策本部)	3月11日～4月2日 (23日)	29隊138人
東京消防庁	陸前高田市消防本部 (指揮支援本部)	3月12日～3月31日 (20日)	25隊96人
横浜市消防局	宮古地区広域行政組合 消防本部 (指揮支援本部)	3月12日～3月23日 (12日)	54隊270人
浜松市消防局	久慈広域連合消防本部 (指揮支援本部)	3月12日～3月27日 (16日)	20隊134人
大阪市消防局	釜石大槌地区行政事務 組合消防本部 (指揮支援本部)	3月11日～4月1日 (22日)	37隊152人
堺市消防局	大船渡地区消防組合消 防本部 (指揮支援本部)	3月11日～3月20日 (10日)	30隊90人

(注) 名古屋市消防局は指揮支援部隊長

ア 指揮支援部隊長[1)]

岩手県においては、平成23年3月11日から4月2日まで、指揮支援部隊長が所属する名古屋市消防局の指揮支援隊が岩手県庁の災害対策本部に入り、各被災地を統括している指揮支援隊（5隊）と部隊の規模等を随時確認し投入被災地を決定するとともに、代表消防機関と連携し、受入体制及び移動ルートの調整を行った。

本来、基本計画上では、岩手県に災害が発生した場合、指揮支援部隊長は仙台市消防局がその任務にあたることになっていた。しかしながら、東日本大震災では、宮城県も被災地となったため仙台市消防局がその任務を遂行できず、またその代行の札幌市消防局が宮城県の指揮支援部隊長として出動したため、岩手県の指揮支援部隊長には名古屋市消防局がその任務にあたった。

写真4.6-1は、名古屋市消防局指揮支援隊の出発時の様子である。

写真4.6-1 名古屋市消防局指揮支援隊出発時の様子

イ 指揮支援隊[1)]

指揮支援隊として、東京消防庁が岩手県陸前高田市に、横浜市消防局が岩手県宮古市に、浜松市消防局が岩手県久慈市に、大阪市消防局及び堺市消防局が岩手県大槌町・釜石市・大船渡市に派遣され、災害対策本部で情報収集や各府県隊の活動調整等を行った。

(ｱ) 久慈市・野田村・普代村（岩手県）[1)]

浜松市消防局が平成23年3月12日から3月27日まで指揮支援隊として派遣され、久慈市における青森県隊、栃木県隊、石川県隊、佐賀県隊、長崎県隊、沖縄県隊への指揮支援活動を主な任務とした。

久慈市では、沿岸部の被災現場が多く、現場及び道路状況の確認を優先させるよう指示を行った。活動場所へ部隊を投入するにあたり、出動車両の駐車、待機場所の事前調査を地元消防本部と調整し部隊を投入した。その他、自衛隊や警察との調整、廃材の搬出場所や方法の調整等も行った。

写真4.6-2は、指揮支援本部を立ち上げた久慈広域連合消防本部である。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

写真4.6-2　指揮支援本部を立ち上げた久慈広域連合消防本部[1)]

写真4.6-3　現場にて指揮活動中の大阪市消防局指揮支援隊[1)]

㈠　宮古市・山田町（岩手県）[1)]

横浜市消防局が平成23年3月12日から3月23日まで指揮支援隊として派遣され、宮古市、山田町における秋田県隊への指揮支援活動を主な任務とした。

指揮支援隊は、岩手県庁の緊急消防援助隊消防応援活動調整本部（以下「岩手県調整本部」という。）の指揮支援部隊長（名古屋市消防局）と調整を行い、秋田県隊の運用調整、宮古地区広域行政組合消防本部との調整、後方支援部隊との調整、陸上自衛隊等との調整、消防防災ヘリコプターの要請等を行った。

㈡　大槌町・釜石市・大船渡市（岩手県）[1)]

大阪市消防局及び堺市消防局が平成23年3月11日から4月1日まで（堺市消防局は3月20日まで）指揮支援隊として派遣され、大船渡市、釜石市における山形県隊、高知県隊、大分県隊、愛媛県隊への指揮支援活動を主な任務とした（写真4.6-3）。

各関係機関と調整した内容として、①被害状況等の現状報告、②緊急消防援助隊が行う重点検索範囲の選定（大船渡市中心部及び商業地（大船渡・盛地区、下船渡地区）を担当）、③今後の活動方針の決定などであった。

また、各国救助部隊の受入調整も行った。

㈢　陸前高田市（岩手県）[1)]

東京消防庁が平成23年3月12日から3月31日まで指揮支援隊として派遣され、陸前高田市における山形県隊、埼玉県隊、千葉県隊、福井県隊、宮崎県隊への指揮支援活動を主な任務とした。

陸前高田市庁舎や消防本部庁舎が津波の被害で使用不能となったため陸前高田市内の高台にある学校給食センターに市災害対策本部が設置されていた。

指揮支援隊は、岩手県調整本部の指揮支援部隊長（名古屋市消防局）と情報連絡体制を確立した。

(2)　消火活動

ア　宮古市・山田町（岩手県）[1)]

平成23年3月11日から4月4 日まで、緊急消防援助隊が派遣された。県隊として秋田県隊が応援活動を実施した。

山田地区と田老地区では、大規模な火災が発生した。山田地区では津波で流出した家屋のがれきから出火し、周囲の建物等に延焼拡大したため、秋田県隊、地元消防隊、消防団が連携して消火活動を実施した（写真4.6-4）。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

写真4.6-4　岩手県山田町長崎地区での消火活動（秋田県隊）[1)]

イ　大槌町・釜石市・大船渡市（岩手県）[2)]

平成23年3月11日から4月13日まで、緊急消防援助隊が派遣された。府県隊として大阪府隊、山形県隊、高知県隊、大分県隊、愛媛県隊が消火活動を実施した。3月14日、15日には林野火災があり、大阪府隊が消火活動を実施した。

㈠　林野火災への対応[2)]

〈事例1[2)]〉

平成23年3月14日に岩手県釜石市片岸町付近で林野火災があった。3時25分に釜石大槌地区行政事務組合消防本部より遠野市消防本部を通じて林野火災への応援要請を受け、大阪府隊の消火部隊6隊が出場した。火は山裾から山頂にかけて500m程度の帯状に広がっており、付近の集落に延焼危険があった。消火にあたっては可搬式ポンプ2台を使用、海水をタンク車へ送水して放水活動を行った。

火災は14時30分に鎮圧された。

〈事例2[2)]〉

平成23年3月14日15時45分に岩手県大槌町桜木町付近の林野火災に、大阪府隊の消火部隊3隊が出場した。山手では広範囲にわたり火煙が確認された。桜木町保健福祉会館の北側住宅に延焼危険があったため、消火部隊1隊が増強出場した。18時40分に火災は鎮圧された。

〈事例3[2)]〉

平成23年3月15日に岩手県釜石市鵜住居町付近で林野火災があり、7時00分に名古屋市消防局指揮支援部隊長からの指令により大阪府隊の消火部隊10隊が出場した。しかし、延焼拡大する危険性はないという現地指揮者の判断で、林野火災には2隊が対応し、8隊は捜索活動を行った。

火災は降り続いた雨により自然鎮火した。

〈事例4[2)]〉

平成23年3月15日に岩手県大槌町小鎚付近で林野火災があり（写真4.6-5）、10時10分に釜石大槌地区行政事務組合消防本部からの要請により大阪府隊の救助部隊1隊及び消火部隊2隊が出場した。山の斜面の火災のため、消火栓等の水利が使用できず、可搬式ポンプを利用して河川からポンプ車へ送水して消火活動を行った。降雪のため消火活動を12時に終了した。林野火災は積雪に伴い自然鎮火した。

写真4.6-5　大槌町小鎚付近の林野火災[2)]

(3)　検索・救助活動

ア　久慈市・野田村・普代村（岩手県）[2)]

平成23年3月12日から3月28日まで、緊急消防援助隊が派遣された。県隊として青森県隊、栃木県隊、石川県隊、佐賀県隊、長崎県隊、沖縄県隊が応援活動を実施した。救助部隊は消火部隊と連携して倒壊家屋・がれき下からの検索活動を実施した（写真4.6-6）。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

写真4.6-6　倒壊建物・がれき下等の人命検索を行う青森県隊（岩手県久慈市夏井町国家石油備蓄基地周辺）[1)]

イ　宮古市・山田町（岩手県）[1)2)]

平成23年3月11日から3月23日まで、緊急消防援助隊が派遣された。指揮支援隊として横浜市消防局が、県隊として秋田県隊が応援活動を実施した。岩手県山田町での座屈建物の検索活動（3月13日）や岩手県宮古市で車両からの救助活動（3月17日）等を実施した（写真4.6-7）。

写真4.6-7　3月17日　岩手県宮古市での車両からの救助（秋田県隊）[2)]

ウ　大槌町・釜石市・大船渡市（岩手県）[1)]

平成23年3月11日から4月13日まで、緊急消防援助隊が派遣された。府県隊として大阪府隊、山形県隊、高知県隊、大分県隊、愛媛県隊が消火活動及び検索活動を実施した。救助部隊は、倒壊家屋・がれき下からの検索活動を実施した。主に大阪府隊は大槌町・釜石市を、山形県隊は大船渡市を、愛媛県隊は釜石市を、高知県隊は大船渡市を（写真4.6-8）、大分県隊は釜石市を検索活動した。「県下一斉捜索ローラー作戦」として、消防、自衛隊、警察等の関係機関が協力して検索活動を実施した。

写真4.6-9に、3月18日の大船渡市におけるがれきの中での山形県隊の救助活動状況を示す。

写真4.6-8　大船渡町字新田で検索活動を行う高知県隊員[1)]

写真4.6-9　がれきの中での救助活動を行う山形県隊員（岩手県大船渡市）[1)]

エ　陸前高田市（岩手県）[1)]

平成23年3月11日から3月31日まで、緊急消防援助隊が派遣された。県隊として山形県隊、埼玉県隊、千葉県隊、福井県隊、宮崎県隊が活動した。ローラー作戦にて、がれき上及び倒壊家屋での検索救助活動を実施した。また、横転車両内の要救助者を大型油圧救助器具でドアを開放して救出、建物内

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）

のがれきを除去し画像探索機で確認等を実施した（写真4.6-10）。

なお、初期の活動では、人員のみでの検索活動であったが、中期より重機を活用して検索活動を実施した。

写真4.6-10　画像探索機を駆使して捜索活動を行う宮崎県隊員（陸前高田市）[1)]

(4)　救急活動

ア　久慈市・野田村・普代村（岩手県）[1)]

平成23年3月12日から3月28日まで、緊急消防援助隊が派遣された。県隊として青森県隊、栃木県隊、石川県隊、佐賀県隊、長崎県隊、沖縄県隊が活動した。指揮支援隊、消火部隊、救助部隊とともに検索活動担当地区に出向、又は久慈広域連合消防本部庁舎や役場に待機し、救急搬送要請に応じて出動した。

イ　宮古市・山田町（岩手県）[1)2)]

平成23年3月11日から4月4日まで、緊急消防援助隊が派遣された。県隊として秋田県隊が、宮古地区広域行政組合消防本部、岩手県山田町飯岡山田南小学校（写真4.6-11）、グリーンピア田老を拠点に救急活動を実施した。

写真4.6-11　自衛隊ヘリからの傷病者を引き継ぐ秋田県隊（岩手県山田町飯岡山田南小学校）[1)]

ウ　大槌町・釜石市・大船渡市（岩手県）[1)]

平成23年3月11日から4月13日まで、緊急消防援助隊が派遣された。府県隊として大阪府隊、山形県隊、高知県隊、大分県隊、愛媛県隊が派遣され、急病人や負傷者等への救急活動を実施した。必要に応じ、県外へ転院搬送も行った。また、遺体搬送についても協力要請に応じて搬送を行った。

エ　陸前高田市（岩手県）[1)]

平成23年3月11日から3月31日まで、緊急消防援助隊が派遣された。県隊として山形県隊、埼玉県隊、千葉県隊、福井県隊（写真4.6-12）、宮崎県隊が活動を実施した。陸前高田市に派遣された救急部隊は、野営地である陸前高田市滝の里工業団地において待機、救急要請により現地消防本部の職員を同乗させ要請現場に向かい、患者を収容し医療機関まで搬送した。主な搬送先としては、岩手県立大船渡病院（岩手県）であった。

なお、各県救急部隊へ陸前高田市消防本部職員を1人配置し、現場と病院のルート案内を実施した。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）

写真4.6-12　傷病者を救急車内へ収容する福井県隊救急隊員（岩手県陸前高田市米崎地区）[1)]

オ　花巻市・矢巾町（岩手県）[1)]

秋田県隊救急部隊2隊、後方支援部隊2隊及び青森県隊救急部隊2隊、後方支援部隊1隊は、花巻空港・岩手県消防学校に待機して、ヘリコプター搬送患者への救急活動を行った（写真4.6-13）。

写真4.6-13　ドクターヘリで搬送されてきた傷病者を救急車へ収容する秋田県隊救急隊員（岩手県花巻市花巻空港）[1)]

(5)　後方支援活動[1)]

ア　久慈市・野田村・普代村（岩手県）[1)]

青森県隊、栃木県隊、石川県隊、佐賀県隊、長崎県隊及び沖縄県隊が、久慈市・野田村・普代村を拠点として活動した。

活動拠点において、各消防本部（局）派遣隊員の朝食及び夕食の提供は各消防本部に派遣されている後方支援部隊が対応した。

昼食の提供は、活動場所が野営地と離れていたため、後方支援部隊が活動場所付近へ赴き、県後方支援部隊として活動全隊員に食事の提供を行った。

久慈市・野田村・普代村にて活動した各県隊の野営地は、栃木県隊及び石川県隊が久慈市民体育館で、他の県隊は以下のとおりである。

青森県隊：旧長内中学校、久慈市防災センター
佐賀県隊：久慈市柔剣道場
長崎県隊：久慈市柔剣道場（写真4.6-14）
沖縄県隊：旧長内中学校

写真4.6-14　久慈市柔剣道場で宿営する長崎県隊[1)]

イ　宮古市・山田町（岩手県）[1)]

秋田県隊は、宮古市北部の旧田老町及び宮古市南部に位置する山田町の2手に分かれて、活動を実施し、それぞれ、グリーンピア田老及び山田南小学校を野営地とした。最終的には、宮古地区広域行政組合消防本部3階体育室に宿営所を移動した。

ウ　大槌町・釜石市・大船渡市（岩手県）[1)]

大阪府隊、山形県隊及び高知県隊が、大槌町・釜石市・大船渡市を拠点として活動した。

後方支援部隊が野営準備や隊員の食料準備、野営地のトイレ清掃等の環境整備を行った。また、情報収集、隊員の健康管理等、多岐にわたって各部隊の活動を支えた。

大槌町・釜石市・大船渡市にて活動した各府県隊の野営地は、以下のとおりである。

大阪府隊：遠野運動公園（写真4.6-15）
　　→岩手県立遠野緑峰高校体育館
山形県隊：岩手県立大船渡東高校
高知県隊：岩手県立大船渡東高校
愛媛県隊：岩手県遠野市綾織地区センター
大分県隊：岩手県遠野市綾織地区センター

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

冬季における東北地方での野営は隊員に対し、相当の負担となるため、大阪府隊の後方支援部隊長は遠野市災害対策本部及び後方支援本部と調整を行い、屋内での待機が可能な岩手県立遠野緑峰高校体育館に拠点を移設した。

写真4.6-15　野営地の状況（遠野運動公園）[1)]

エ　陸前高田市（岩手県）[1)]

山形県隊、埼玉県隊、千葉県隊、福井県隊及び宮崎県隊が、陸前高田市を拠点として活動した。

野営地及び県隊の活動区域において資材の運搬や給食活動等の後方支援活動を実施した。

埼玉県隊は、レトルト食品を県隊単位で一括湯煎し、食器はビニールやラップを被せることで再利用するなど、燃料及びごみの減量を図るなどの工夫をした。

陸前高田市にて活動した各県隊の野営地は、山形県隊、千葉県隊及び福井県隊[2)]が陸前高田市滝の里工業団地で、他の県隊は以下のとおりである。

埼玉県隊：高速道路IC建設予定地

宮崎県隊：陸前高田市「オートキャンプモビリア」

写真4.6-16は福井県隊の野営実施状況である。

写真4.6-16　福井県隊の野営実施状況（陸前高田市）[1)]

3　宮城県における陸上部隊の活動

(1)　指揮活動[1)]

宮城県に派遣された指揮支援隊の出動状況は、表4.6-3のとおりである。

表4.6-3　宮城県における指揮支援隊の出動状況[1)]

派遣元	派遣先	派遣期間 始期～終期	派遣部隊・ 隊員数 （延べ）
札幌市消防局	宮城県庁（災害対策本部）	3月11日～5月11日 （62日）	144隊574人
新潟市消防局	石巻地区広域行政事務組合消防本部（指揮支援本部）	3月11日～4月28日 （49日）	73隊387人
東京消防庁	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 （指揮支援本部）	3月11日～4月24日 （45日）	56隊221人
京都市消防局	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 （指揮支援本部）	3月11日～4月14日 （35日）	52隊208人
神戸市消防局	亘理地区行政事務組合消防本部（指揮支援本部）	3月14日～4月23日 （40日）	19隊76人
岡山市消防局	塩釜地区消防事務組合消防本部（指揮支援本部）	3月12日～3月21日 （10日）	10隊40人
広島市消防局	名取市消防本部 （指揮支援本部）	3月12日～4月15日 （35日）	11隊43人
北九州市消防局	亘理地区行政事務組合消防本部（指揮支援本部）	3月14日～3月21日 （8日）	8隊32人
福岡市消防局	亘理地区行政事務組合消防本部（指揮支援本部）	3月14日～3月21日 （8日）	8隊48人

（注）　札幌市消防局は指揮支援部隊長

ア　指揮支援部隊長[1)]

宮城県においては、指揮支援部隊長が所属する札幌市消防局の指揮支援隊が宮城県庁の災害対策本部に入り、各被災地を統括している指揮支援隊（8隊）と部隊の規模等を随時確認し投入被災地を決定するとともに、代表消防機関と連携し、受入体制及び移

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）越前市　緊急消防援助隊　活動情報（東北地方太平洋沖地震）
http://www.city.echizen.lg.jp/office/140/010/ennjyotaikatidou.html（平成25年1月21日参照）

動ルートの調整を行った。

本来、基本計画上では、宮城県に災害が発生した場合、指揮支援部隊長として仙台市消防局がその任務にあたることになっていた。しかしながら東日本大震災では、仙台市が被災したため仙台市消防局がその任務につくことができず、その代行の札幌市消防局が宮城県の指揮支援部隊長として出動した（写真4.6-17）。

写真4.6-17　出発する札幌市消防局指揮支援隊と航空部隊[1)]

イ　指揮支援隊[1)]

指揮支援隊として、東京消防庁が宮城県気仙沼市に、京都市消防局が宮城県南三陸町に、新潟市消防局が宮城県石巻市に、岡山市消防局が宮城県塩竈市・七ヶ浜町・多賀城市に、広島市消防局が名取市に、神戸市消防局・北九州市消防局・福岡市消防局が宮城県山元町に派遣され、災害対策本部で情報収集や各府県隊の活動調整等を行った。

㈠　気仙沼市（宮城県）[1)]

東京消防庁が平成23年3月11日から4月24日まで指揮支援隊として派遣され、気仙沼市における山形県隊、新潟県隊、東京都隊、山梨県隊、香川県隊への指揮支援活動を主な任務とした。

気仙沼市災害対策本部は、市役所庁舎被災のため気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部に設置され、消防本部と緊密な連携を行った。

また、宮城県庁の県災害対策本部に設置された緊急消防援助隊消防応援活動調整本部（以下「宮城県調整本部」という。）内の指揮支援部隊長である札幌市消防局職員とは衛星携帯電話等で交互に連絡体制をとった。気仙沼市内で活動する都県隊に対しては、災害現場で直接、口頭で指揮して相互に情報交換を行った。写真4.6-18は宮城県庁災害対策本部で指揮支援隊が活動している様子である。

派遣隊支援本部は東京消防庁本部庁舎に設置され、気仙沼市に派遣された隊との情報連絡のため、通信工作車の派遣指示を行うとともに、山間地用の衛星携帯電話を指揮支援隊に配置した。

また、独立行政法人情報通信研究機構の協力を得て、研究用の超高速インターネット衛星「きずな」を活用したテレビ会議システムを活用し、通信体制を強化した。

写真4.6-18　指揮支援隊が宮城県庁災害対策本部にて活動中（宮城県庁）[1)]

㈡　南三陸町（宮城県）[1)]

京都市消防局が平成23年3月11日から4月14日まで指揮支援隊として派遣され、南三陸町における秋田県隊、京都府隊、兵庫県隊、鳥取県隊への指揮支援活動を主な任務とした。

指揮支援隊が南三陸町に到着した時点では、南三陸町災害対策本部が未設置であり、かつ、災害活動調整会議の開催の見通しがつかない状況であった。そこで、隣接消防本部（登米市、大崎地域広域行政事務組合、栗原市各消防本部）と活動調整の場をもち、翌早朝より先遣隊を南三陸町志津川地区に出動させることで活動方針を決定し、早期に活動を開始した。

南三陸町災害対策本部の立ち上げと関係機関（消防機関、警察、自衛隊、町長部局）による活動調整会議を開催するために、南三陸町長及び南三陸消防署長と調整を行った。

南三陸町に進出した緊急消防援助隊（京都府隊、

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

鳥取県隊、兵庫県隊）に対し活動調整及び支援活動を行い、南三陸町全域にわたって活動を展開した。写真4.6-19は、南三陸町の前線指揮所で各部隊に指示を出している様子である。

また、活動調整会議により、自衛隊及び警察機関との活動範囲等の活動調整も行い、連携した活動を行った。

南三陸町に到着した各国救助隊（スイス、オーストラリア隊等）が南三陸町で活動できるよう、活動調整会議において調整を行い、緊急消防援助隊（京都府隊、鳥取県隊）との連携活動を行った。

写真4.6-19　前線指揮所で各部隊に指示（宮城県南三陸町）[1)]

(ウ)　石巻市・女川町・東松島市（宮城県）[1)]

新潟市消防局が平成23年3月11日から4月28日まで指揮支援隊として派遣され、石巻市・女川町・東松島市における北海道隊、新潟県隊、和歌山県隊、山口県隊、鹿児島県隊への指揮支援活動を主な任務とした。

新潟市指揮支援隊は、石巻地区広域行政事務組合消防本部に指揮支援本部を設置し、情報収集や各関係機関との調整を図るとともに、石巻地区広域行政事務組合消防長の指揮の下、北海道隊、山口県隊、和歌山県隊、鹿児島県隊、新潟県隊の活動管理を実施した。時間経過とともに被災状況が予想以上に広域的であることが明らかとなり、石巻地区広域行政事務組合消防長と協議のうえ、緊急消防援助隊の部隊配置を行った。

石巻市災害対策本部が機能し始めてからは、自衛隊、警察との情報交換により決定された緊急消防援助隊の活動方針や活動地区を各道県隊に下命した。写真4.6-20は、新潟市消防局指揮支援隊が石巻地区広域行政事務組合消防本部に到着した直後の被害状況確認の様子である。

写真4.6-20　到着直後の被害状況確認（宮城県石巻市）[1)]

(エ)　塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町（宮城県）[1)]

岡山市消防局が平成23年3月12日から3月21日まで指揮支援隊として派遣され、塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町における長野県隊、兵庫県隊、岡山県隊、徳島県隊への指揮支援活動を主な任務とした。

被災地到着時、宮城県調整本部から塩釜地区消防事務組合消防本部において長野県隊と調整をとって活動にあたるよう指示された。

岡山県隊は多賀城消防署及び七ヶ浜消防署管内において、検索活動、道路啓開、消火活動等の指示を受け、指揮支援隊は同任務の指揮支援にあたった。写真4.6-21は、多賀城市における現場指揮本部でのミーティングの様子である。

写真4.6-21　現場指揮本部（多賀城市中央雨水ポンプ場）でのミーティング[1)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

㈭ 名取市（宮城県）[1)]

広島市消防局が平成23年3月12日から4月15日まで指揮支援隊として派遣され、名取市における長野県隊、富山県隊、広島県隊への指揮支援活動を主な任務とした。

指揮支援隊は、名取市消防本部の警防課へ常駐して連絡情報収集、関係機関との連絡調整等を行った（写真4.6-22）。

広島県隊、長野県隊及び富山県隊の活動状況や被災地の情報等を名取市消防本部へ報告するとともに、広島市消防局へ設置された広島県隊の後方支援本部への情報提供を行った。

また、宮城県調整本部及び名取市消防本部と協議、調整しながら、後方支援本部を通じて、広島県及び広島県内消防本部と広島県隊の派遣に係る協議、調整等を行った。

写真4.6-22　指揮支援隊が詰めていた名取市消防本部内部[1)]

㈮ 亘理町・山元町（宮城県）[1)]

山元町にて、平成23年3月14日から3月21日まで、北九州市消防局及び福岡市消防局が指揮支援隊として活動した。また、平成23年3月14日から4月23日まで、福島県から転戦してきた神戸市消防局が指揮支援隊として活動した。

指揮支援隊（北九州市、福岡市）が2隊で活動したため、亘理地区行政事務組合消防本部緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）と現地指揮所に午前、午後の交互に活動を実施した。また、指揮支援本部と現地指揮所との間に無線中継所を設置し、山元町役場の災害対策本部（消防・警察詰め所）に隊員1人を派遣した。写真4.6-23に、亘理地区における緊急消防援助隊の指揮体制図を示す。

なお、亘理地区行政事務組合消防本部が地元のガソリンスタンドに依頼して、緊急車両専用の給油所を設置して燃料補給体制を確立したことにより、活動中の消防車両への燃料補給は円滑に行われた。

4月12日に福島県から転戦してきた神戸市指揮支援隊は、山元町で、今後の活動の調整及び指揮支援業務を開始した。翌13日、消防庁、指揮支援部隊長、亘理地区行政事務組合消防本部消防長、愛知・兵庫県隊長とともに、今後の亘理地区の緊急消防援助隊の部隊配置計画の調整を行い、山元分署に指揮所を開設し、ブロック指揮隊は各地域の活動指揮を行う体制に移行した。

神戸市指揮支援隊は、山元町役場の災害対策本部において、兵庫県隊の活動状況の集約と自衛隊・警察等の連携・情報共有などの支援業務を行った。

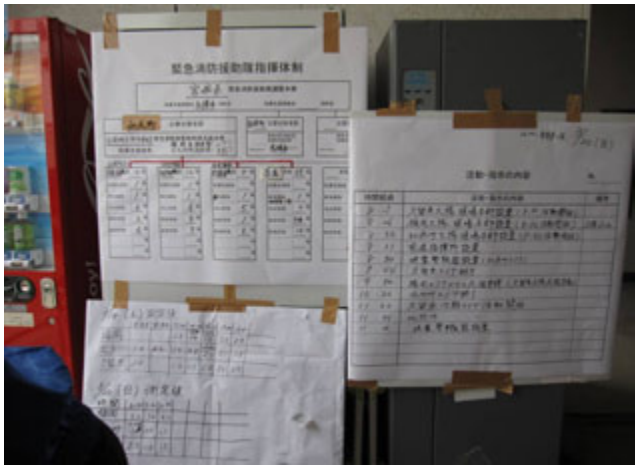

写真4.6-23　緊急消防援助隊指揮体制及び活動状況等時系列の掲示[1)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

(2) 消火活動

ア 気仙沼市・南三陸町（宮城県）[1)2)]

平成23年3月11日から4月28日まで、緊急消防援助隊が派遣された。都府県隊として東京都隊、新潟県隊、山梨県隊、香川県隊、京都府隊、鳥取県隊、兵庫県隊、秋田県隊、山形県隊が活動した。兵庫県隊は、石巻市総合運動公園を拠点に南三陸町で活動した。

気仙沼市内では鹿折（ししおり）地区をはじめ内の脇地区、大浦地区、大島地区等で大規模な火災が発生した。鹿折地区の消火活動には東京都隊、新潟県隊が対応したが、それ以外の地区では津波による浸水等のため消火活動が実施できなかった。

鹿折地区の火災対応は、以下のとおりである。東京都隊長は、3月12日9時00分に気仙沼市災害対策本部に到着し、市長より鹿折地区での大規模火災対応を下命された。写真4.6-24は12日、鹿折高架橋に集結した緊急消防援助隊の様子である。東京都隊長は現場指揮本部を設置し、東京都隊及び新潟県隊が、翌13日まで東京都隊長指揮の下、本火災の延焼阻止にあたった（写真4.6-25）。水利は、鹿折川からスーパーポンパー*1により吸水し、65mmホースを10本以上活用して送水し、東西で挟む形で10口以上で放水した。付近は、がれきが散乱しており、ホースカー*2は使用不能であった。また、消防防災ヘリコプターによる空中消火を13回実施し延べ14,300ℓを散水した。図4.6-19に鹿折地区における東京都隊等の消火活動状況を示す。

図4.6-19 鹿折（ししおり）地区における東京都隊等の消火活動状況[2)*3]

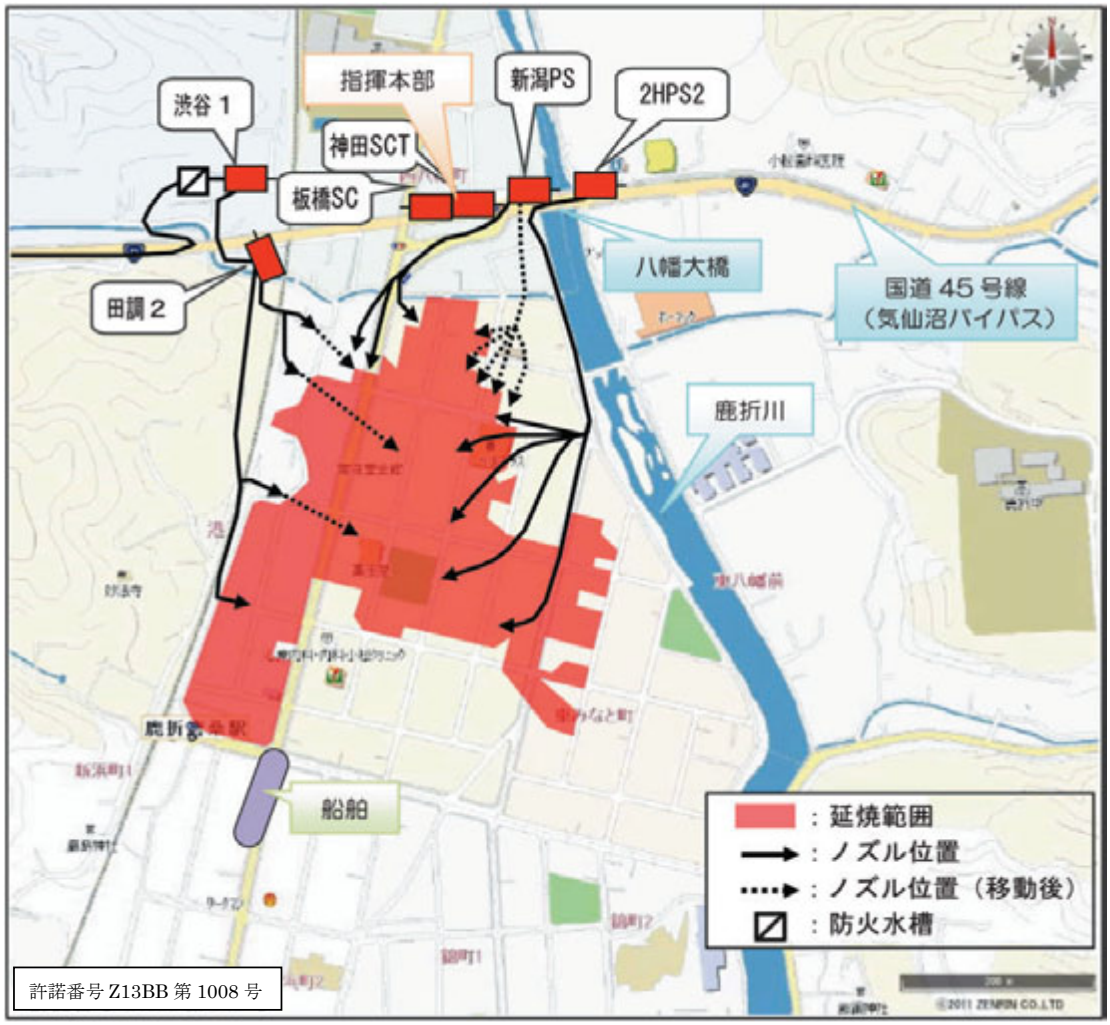

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）東京消防庁　東日本大震災における活動の記録　平成24年3月
*1 遠距離大量送水装備（スーパーポンパー）は、海や河川等の大量の水利から約2km先まで大量送水できる車両である。
*2 ホースカーは、10本以上のホースを折り畳んで積んでいる車両で火災現場から水利まで遠い場合に使用する。
*3 PS：遠距離大量送水装備（スーパーポンパー）、2HPS2：遠距離大量送水車　ホース延長車、SC,SCT：指揮統制車

なお、鹿折地区の市街地火災における火災の状況を第3章「3.3.2 2（8）宮城県気仙沼市鹿折地区の市街地火災」に、常備消防による消防活動を第4章「4.3.3 3（10）＜鹿折街区火災＞」に、消防団による消防活動を第4章「4.4.3 3（2）宮城県の気仙沼市の消防団が常備消防、緊急消防援助隊と連携した消火活動の事例」に詳細を記述した。

写真4.6-24　3月12日朝、鹿折（ししおり）高架橋に集結した緊急消防援助隊[1)]

写真4.6-25　鹿折（ししおり）地区におけるがれき上での消火活動状況[2)]

イ　石巻市・女川町・東松島市（宮城県）[2)]

平成23年3月11日から5月10日まで、緊急消防援助隊が派遣された。道県隊として新潟県隊、北海道隊、山口県隊、和歌山県隊、鹿児島県隊が活動した。

石巻市では門脇町で大規模な市街地火災があり、新潟県隊が消火活動にあたった。和歌山県隊は、石巻市重吉町の工場火災に対応したほか、主な活動としては女川町及び石巻市において検索活動に従事した。北海道隊も石巻市重吉町の火災対応支援のほかは、主に石巻市での検索救助活動を行った。山口県隊及び鹿児島県隊は主に石巻市での検索救助活動を行った。

以下に石巻市における火災への対応事例を示す。

㈠　石巻市門脇町を中心とした建物火災[2)3)]

3月11日の津波到来後に発生した石巻市門脇町での市街地火災（写真4.6-26）では、3月12日から新潟県隊が地元消防吏員及び消防団員と協力して消火活動及び延焼阻止活動を実施した。建物等延焼中の当該地区は津波により冠水し、車両による出動は不可能であった。このため、救命ボート等を使用し、人員及び可搬式ポンプ等の資機材を搬送した。これにより、すべての隊員が現場に到着するまでに半日を要した。

写真4.6-26　石巻市門脇町付近の火災の状況（3月11日18時20分頃）[4)]

㈡　石巻市重吉町地内その他火災[2)3)]

3月15日に石巻市重吉町の製鉄工場の鉄くず置き場から出火、延焼拡大した。

和歌山県隊が出動し、地元消防本部と協力して消火活動を実施した。工場火災は鎮火までに長時間を要すると判断されたため、一旦は和歌山県隊内での要員交代準備を行ったが、遠距離送水システムによる放水体制を確立している新潟県隊と交代して消火活動及び延焼阻止活動を実施した。また、北海道隊による火災対応支援もあった。

㈢　石巻市築山一丁目建物火災[2)3)]

4月6日、延焼中の木造建物及び車両に対し、新

1）気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部　東日本大震災消防活動の記録　平成24年9月
http://www.km-fire.jp/images_higashi/higashikatudou.pdf（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）新潟県消防長会　東日本大震災緊急消防援助隊　新潟県隊活動記録　平成24年3月
4）石巻地区広域行政事務組合消防本部

潟県隊は、地元消防本部と協力しタンク水による消火活動及び延焼阻止活動を実施した。

(エ) 共同住宅でのガス漏れ対応[1]

石巻市清水町二丁目地内の共同住宅でガス漏れが発生し、新潟県隊はLPGボンベの元栓の閉鎖、ガスの安全な拡散及び住民の避難誘導を実施した。

ウ 塩竈市・七ヶ浜町・多賀城市（宮城県）[2)3)]

平成23年3月12日から4月5日まで、緊急消防援助隊が派遣された。県隊として岡山県隊、長野県隊、兵庫県隊、徳島県隊が活動した。

石油コンビナート火災に対する活動の詳細は、「4.7 石油コンビナート災害に対する活動」に示す。

また、岡山県隊が石油コンビナート火災現場へ出動途上で、津波で流されて1ヶ所に集積していた複数の車両から火の手が上がっているのを発見した。この火災には、岡山県指揮隊及び消火部隊のうち一部（5隊）が出動し消火活動を実施した（写真4.6-27）。

写真4.6-27 車両火災の状況（多賀城市、岡山県隊）[2]

エ 仙台市（宮城県）[2)4)]

平成23年3月11日から3月21日まで、緊急消防援助隊が派遣された。県隊として、神奈川県隊、島根県隊、三重県隊、熊本県隊が活動した。

仙台市宮城野区では、平成23年3月11日（推定）に石油コンビナート区域において大規模な危険物漏えいが確認され、3月16日に神奈川県隊（2隊）が出動し、警戒活動を行った。また、3月17日に三重県隊（13隊）が出動し、泡消火薬剤投入活動を行った（写真4.6-28）。石油コンビナートにおける活動の詳細は、「4.7 石油コンビナート災害に対する活動」に示す。

写真4.6-28 油槽所での危険物漏えいに泡放射するために海水を給水する三重県隊員（平成23年3月16日・宮城県仙台市宮城野区）[2]

また、3月11日に仙台港南側に位置する製鉄所の敷地内に保管中の鉄くずの山から火災が発生した。3月18日から熊本県隊は仙台市消防局と合同で消火活動を担当し（写真4.6-29）、遠距離送水システムによる水利の確保を行った。火災発生10日後の3月21日に鎮火を確認した。

写真4.6-29 JFE条鋼仙台製造所にて泡消火中の熊本県隊（平成23年3月20日・宮城県仙台市）[2]

オ 岩沼市（宮城県）[5)]

緊急消防援助隊として山梨県隊が3月12日から3

1）新潟県消防長会　東日本大震災緊急消防援助隊　新潟県隊活動記録　平成24年3月
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）岡山市消防局　東北地方太平洋沖地震（緊援隊）岡山県隊活動状況報告（第40報）
4）仙台市消防局　東日本大震災における消防活動記録誌　平成24年7月
5）甲府地区消防本部　東日本大震災　緊急消防援助隊山梨県隊の活動記録

月14日まで、岩沼市民会館グランドを野営場所として支援活動を実施した。

3月12日の検索活動中に大型トラックが炎上しているのを発見、付近の建物に設置してあった消火器6本を使用して消火活動を行った（写真4.6-30）。

また、3月13日にはLPG充填施設からガス漏れを発見したため、調査を行ったところ、配管から漏えいしているのを確認し、指揮本部を訪れた関係者に対し、ガスの遮断指示を行った。

写真4.6-30　消火活動により消し止められた大型トラック（平成23年3月12日・宮城県岩沼市）[1)]

カ　亘理町・山元町（宮城県）[1)2)3)]

平成23年3月11日から4月23日まで、緊急消防援助隊が派遣された。指揮支援隊として北九州市消防局、福岡市消防局及び神戸市消防局が、県隊として愛知県隊、奈良県隊、兵庫県隊及び福岡県隊が活動した。

愛知県隊は、3月11日から4月22日までに、亘理町3件、山元町5件の火災で消火活動をした（写真4.6-31）。

奈良県隊は、3月14日から3月21日までに2件の建物火災で活動、また2件の警戒活動で出動した。

兵庫県隊は3月14日と3月23日から4月23日までの間、山元町で活動し亘理町・山元町の火災において10t水槽車を出動させ活動した。

写真4.6-31　愛知県隊による建物火災消火活動（亘理町）[1)]

(3)　検索・救助活動

ア　気仙沼市・南三陸町（宮城県）[1)]

主に東京都隊、新潟県隊、山形県隊、山梨県隊、香川県隊が気仙沼市で、京都府隊、兵庫県隊、鳥取県隊が南三陸町で検索救助活動を行った。

沿岸部においては、従来の地震による建物倒壊や火災現場における要救助者はほとんどなく、津波による溺死とみられる遺体を数多く確認した。

気仙沼市鹿折（ししおり）地区の検索救助活動では、移動すらままならない状況であったが、ローラー作戦により広範囲を検索し、孤立した家屋等から消防防災ヘリコプターによる救助を数多く実施した（写真4.6-32）。浸水により陸上部隊で対応できない場所については、東京都隊の水難救助隊が対応を行った。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）名古屋市消防局　東日本大震災派遣報告書　平成24年3月
3）福岡市消防局　東日本大震災　緊急消防援助隊　福岡県隊（福岡市隊）活動記録　平成24年3月

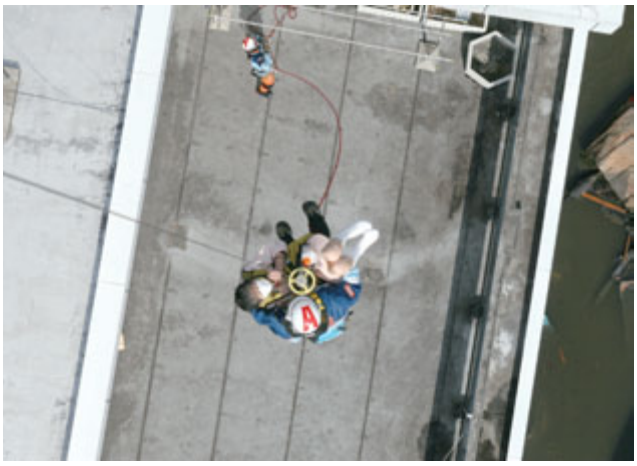

写真4.6-32　気仙沼市内のビル屋上からの救助（東京消防庁）[1)]

山梨県隊は、本吉町の海岸付近を中心に、ローラー作戦により、検索救助活動を行った（写真4.6-33）。

写真4.6-33　海岸で検索救助を行う山梨県隊（気仙沼市大谷地区）[1)]

京都府隊は3月13日6時から、津波による被害の大きい南三陸町の志津川地区で、壊滅状態となっていた病院や老人ホームでの検索活動を開始し、4月1日までの間、志津川地区のほか、戸倉地区及び歌津地区においても、大量のがれきを手作業で排除し、行方不明者の検索活動を継続した（写真4.6-34）。

写真4.6-35から写真4.6-37に鳥取県隊、香川県隊及び兵庫県隊の検索活動の様子を示す。

写真4.6-34　特別養護老人ホーム「慈恵園」付近で検索活動を行う京都府隊（南三陸町）[1)]

写真4.6-35　がれきの中で検索活動を行う鳥取県隊（南三陸町）[1)]

写真4.6-36　力を合わせてがれきを持ち上げる香川県隊（気仙沼市津谷地区）[1)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

写真4.6-37　兵庫県隊の検索活動状況（南三陸町）[1)]

イ　石巻市・女川町・東松島市（宮城県）[1)2)]

主に北海道隊（写真4.6-38）、新潟県隊、山口県隊、鹿児島県隊が石巻市で、和歌山県隊が女川町で検索救助活動を行った。

写真4.6-38　がれきの中で負傷者を搬送する北海道隊救助隊（石巻市湊地区）[1)]

新潟県隊は、広範囲にわたり浸水している沿岸地域で、屋根の上や建物の中で助けを求める住民など多数の要救助者をボートやヘリコプターにより救助した。また、津波により建物が押し流された地区では、浸水箇所で行方不明者の捜索活動を行った（写真4.6-39）。

発災当初の第1次隊は要救助者の救出活動、第2次隊は救出活動と併せて検索活動、第3次隊以降については捜索活動を実施した。

写真4.6-39　浸水地区における救助活動（石巻市中浦地区、新潟県隊）[1)]

和歌山県隊は女川町で、倒壊、流出した建物及びがれき化した被災箇所に対して人海戦術で検索救助活動を実施した（写真4.6-40）。

また、3月17日には、新潟市消防局指揮支援隊から、石巻市釜谷地区において、小学生が多数流された現場への出動指示を受け、指揮隊、救助部隊2隊が検索救助活動に向かったが、発見には至らなかった。

写真4.6-40　津波被害を受けた女川町内の検索救助活動（平成23年3月16日12時34分、和歌山県隊）[1)]

同日、山口県隊は2隊に分かれて牡鹿半島と雄勝地区を検索した。周南指揮隊と周南救助隊は雄勝地区を検索し、男性1体の遺体を収容した。県隊長及び他の活動隊は牡鹿半島の小網倉浜地区及び小渕地区を検索し、小網倉浜地区で男性1体の遺体を収容した（写真4.6-41）。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）新潟県消防長会　東日本大震災緊急消防援助隊　新潟県隊活動記録　平成24年3月

3月18日は、山口県隊は2隊に分かれて石巻市内と雄勝地区を検索した。周南指揮隊と周南救助隊は17日に続いて雄勝地区を検索し、女性1体の遺体を収容した。県隊長及び他の活動隊は石巻市街地の中里地区を検索した。

3月19日は、山口県全隊で石巻市街地の水明地区を検索した。

写真4.6-41　小渕地区の検索活動（石巻市、山口県隊）[1)]

鹿児島県隊は、3月18日に石巻市中里地区にて行方不明者の捜索、救助活動を行った。3月19日は石巻市水明地区、貞山地区にて行方不明者の捜索、救助活動、遺体の収容をした。3月20日は石巻市釜谷地区、川北地区にて行方不明者の捜索・救助活動を実施した（写真4.6-42）。

写真4.6-42　舟艇により水没している町を捜索する隊員（石巻市大川中学校付近、鹿児島県隊）[1)]

〈発災後96時間ぶりの救助[2)]〉

石巻市門脇町の民家で発災後96時間ぶりに25歳の男性が救助された。

3月15日13時27分に、石巻市門脇町の寺に出場指令があり新潟県隊救助隊及び新潟県隊救急隊が駆け付けた。男性が救助を求めているとの内容であった。

現場に到着した救助隊及び救急隊とで協力し屋外へ搬送した。発災後96時間ぶりの救助であった。要救助者は、左足に釘の踏み抜きが4ヶ所、右足に2ヶ所、両足足底部から足背部にかけて腫脹（しゅちょう）し歩行不可能状態であった。「津波に流されたが何とか逃れ一晩中靴も履かず靴下一枚でさまよい歩き、寺にたどり着き救助を待っていた。」とのことである。

〈発災9日後の祖母と孫の救助[2)]〉

石巻市門脇町の被災現場で、80歳の女性と16歳の男性（祖母と孫）が発災9日後に救助された。

3月20日に「屋根の上で男性が助けを求めている」との出動指令を受け、新潟県隊救助隊及び救急隊、石巻地区広域行政事務組合消防本部救助隊が出動した。現場まで数百ｍの地点で、道路の冠水とがれきにより走行不可能となり、救急車を停車して徒歩で現場へ駆け付けた。現場には宮城県警が先着しており、「倒壊家屋の2階に女性1人と男性1人（祖母と孫）が取り残され、現在も家屋内にいる。」との情報を聴取した。

家屋は、木造2階建てで1階部分が全壊、2階部分も半壊していた。救助隊は警察と協力し、がれきを除去しながら家屋内に進入し、80歳の女性をバックボードに固定し屋外へ救出、その後、16歳の男性を抱きかかえて救出した。新潟県隊救急隊により宮城県警ヘリコプターのピックアップ場所まで搬送した。

ウ　塩竈市・七ヶ浜町・多賀城市（宮城県）[1)3)]

長野県隊（写真4.6-43）、岡山県隊（写真4.6-44）及び徳島県隊が検索救助活動を実施した。長野県隊は3月12日から多賀城市・七ヶ浜町にて行方不明者捜索活動を開始した。途中、3月13日及び14日に、

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）新潟県消防長会　東日本大震災緊急消防援助隊　新潟県隊活動記録　平成24年3月
3）岡山市消防局　東北地方太平洋沖地震（緊援隊）岡山県隊活動状況報告

余震による津波回避のため一時退避し隊員の安全を確保した。

3月17日には、長野県隊長指揮の下、徳島県隊救助部隊2隊、岡山県隊救助部隊1隊及び長野県隊救助部隊3隊が七ヶ浜町で検索活動を行った。

主に津波被害地域でゴムボート及びドライスーツを使用して検索活動を実施した。

写真4.6-43　多賀城市八幡地区で孤立住民の救出状況（長野県隊）[1)]

写真4.6-44　用水に水没した多数の乗用車を検索（多賀城市、岡山県隊）[1)]

エ　仙台市（宮城県）[1)]

平成23年3月11日から3月21日まで、緊急消防援助隊が派遣された。神奈川県隊、島根県隊、三重県隊、熊本県隊が活動した。

神奈川県隊は活動エリアを2つ（宮城野区及び若林区）に分け、ローラー作戦で人命救助及び検索活動を実施し、3人（男性2人、女性1人）の要救助者の搬出及び78体の遺体を収容した。

三重県隊及び島根県隊も宮城野区及び若林区で人命救助及び検索活動を実施した。三重県隊はそれぞれの地区で7体及び10体の遺体を発見し、収容した。

熊本県隊は若林区で検索活動を行い、水路の中から1体の遺体を発見し、収容した（写真4.6-45）。

写真4.6-45　がれきの中で検索活動を行う熊本県隊（仙台市若林区）[1)]

オ　名取市（宮城県）[1)]

平成23年3月11日から4月15日まで、緊急消防援助隊が派遣された。県隊として広島県隊及び富山県隊が活動した。消火隊とともに名取市内の捜索・救助活動を実施した。長野県隊は3月22日、宮城県調整本部指揮支援部隊長（札幌市消防局）の依頼により名取市へ調査隊が出向し、翌23日より名取市にて捜索活動を開始した。

北釜地区は浸水水位が約1mと高く、活動が困難であった。そのため、仙台空港ターミナルではゴムボートを使用し、捜索・救助活動を行った。富山県隊はボート4隻に3人ずつの要救助者を乗せて、片道約1kmを往復し活動した（写真4.6-46）。

写真4.6-46　ボートによる浸水地の救助（名取市北釜地区、富山県隊）[1)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

閖上（ゆりあげ）地区は一戸ずつ確認しながら検索救助活動を実施した。閖上小学校に800人程度が取り残されていた。救助に際しては、負傷者や高齢者など、より緊急度の高い方を優先して搬送を行った。

カ　岩沼市（宮城県）[1)2)]

緊急消防援助隊として山梨県隊が3月12日から3月14日まで、岩沼市民会館グランドを野営場所として支援活動を実施した。救助部隊は消火部隊と合同で3班に分かれ、地元消防本部及び消防団員とともに検索救助活動を実施した（写真4.6-47）。

浸水により徒歩で近づくことができない場所へは、積載のゴムボートを活用するとともに、救助用資機材による重量物の除去及び検索活動を実施した。

仙台空港南側の地区では、運輸関係の倉庫、工場等50棟に対し検索を行い、建物内に取り残されていた要救助者を安全な場所まで誘導した。

写真4.6-47　救助活動を行う山梨県隊員（宮城県岩沼市）[1)]

キ　亘理町・山元町（宮城県）[1)3)]

愛知県隊は、亘理消防本部の職員とチーム編成を行い、亘理消防本部管内の被災エリアの現地確認をして、検索場所を4地区に分割し、作戦会議上で各地区への部隊配置や舟艇等の水難救助系資機材の配分を行った。3月13日から4月22日までの救助者数は、生存者12人、死者144人であった。

奈良県隊は、山元町にて車両（水没車両含む。）内部やがれき内の救助活動を実施した（写真4.6-48）。

写真4.6-48　車両内部からの救助活動（山元町高瀬、奈良県隊）[1)]

兵庫県隊は、10t水槽車2隊及び救急隊2隊は山元分署にて常駐警備にあたり、他の隊は山元町にて捜索活動を実施した。

福岡県隊は主に、消火部隊とともに捜索活動に従事した。その中でも、救助活動に関しては、肩の高さまで水没したエリアにて、ドライスーツを着装し、捜索を行った。また、河川に水没転覆した車両内に閉じこめられていた要救助者を発見し、大型油圧救助装置等を使用して、車外へ救出した事案が2件あった（死亡を確認。）。

(4)　救急活動

ア　気仙沼市・南三陸町（宮城県）[1)4)]

秋田県隊は、日中、南三陸町総合体育館ベイサイドアリーナと町立歌津中学校に、夜間は、ベイサイドアリーナに部隊配備をして、南三陸町内の救急事案に対応した。

山形県隊は、急病や負傷等の通常の救急出動を行った。

東京都隊は、東京DMAT（写真4.6-49）と連携・同行してトリアージや医療機関での支援活動を行った。東京DMATが緊急消防援助隊に帯同しての都外派遣は今回が初めてであり、東京DMAT連携隊とともに12隊が派遣された。気仙沼市は、津波に

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）甲府地区消防本部　東日本大震災　緊急消防援助隊山梨県隊の活動記録
3）名古屋市消防局　東日本大震災派遣報告書　平成24年3月
4）東京消防庁　東日本大震災における活動の記録　平成24年3月

よる被害が広範囲に及び、死者の多くは溺死であった。

本来、東京DMATは、大規模災害発生時に東京DMAT連携隊とともに災害現場に急行し、その場で医療処置等を行うことを目的としているが、今回は死傷者の数が極めて多いということもあり、以下に示すとおりトリアージや医療機関での支援活動が主な内容となった。

○ヘリコプターにより救出された避難者のトリアージ、応急処置、搬送順位決定
○火災現場における要救助者発見時の救助活動への医療支援
○気仙沼市立病院の医療支援
○消防隊員に対する24時間体制での医療提供体制確保
○避難所における傷病者のトリアージ
○医療機関における重症患者、妊産婦のヘリコプターによる広域搬送医療支援

これらの活動は、東京都指揮支援隊の統制のもと、現地に派遣された救急部員と連携して実施した。

東京DMATは、日本DMAT（厚生労働省）と異なり、DMAT連携隊とともに、緊急消防援助隊東京都隊長の下で活動した。

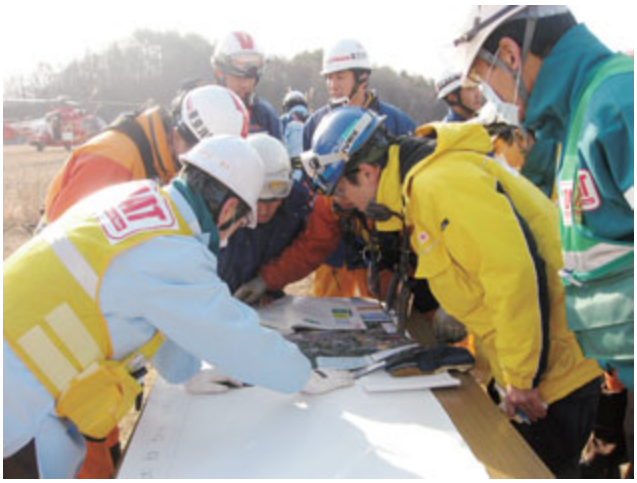

写真4.6-49　気仙沼市内の総合運動場における東京DMATの活動（東京消防庁）[1)]

山梨県隊は、3月12日、13日は、岩沼消防署内で待機（仮眠）し、救急支援を行った。

14日以降は、転戦先の気仙沼・本吉地域広域行政事務組合気仙沼消防署及び本吉分署へ2隊の救急隊が支援を行った。

京都府隊は、3月13日から、南三陸町災害対策本部の要望により、避難所（ベイサイドアリーナ）に救急隊を配置し、避難所での急病患者等の搬送体制を確保した（写真4.6-50）。

4月2日以降は、避難所での救急需要が増加し、近隣医療機関への受入れができず、遠方の医療機関への長距離搬送が必要となり、災害対策本部から救急事案への対応について要望があったことから、救急体制の強化にシフトし、避難所となっているベイサイドアリーナと歌津中学校に救急隊（3隊）を24時間体制で待機させ、救急活動を実施した。

写真4.6-50　南三陸町総合体育館ベイサイドアリーナでの救急活動（京都府隊）[2)]

イ　石巻市・女川町・東松島市（宮城県）[3)4)]

北海道隊は、石巻地区広域行政事務組合消防本部管轄区域内において、24時間体制で救急出動要請に対応した（写真4.6-51）。

1）東京消防庁　東日本大震災における活動の記録　平成24年3月
2）京都市消防局　特集東日本大震災　活動記録　平成23年7月
3）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
4）新潟県消防長会　東日本大震災緊急消防援助隊　新潟県隊活動記録　平成24年3月

写真4.6-51　倒壊建物の中で活動する救急隊（中央地区、北海道隊）[1)]

指揮支援隊からの指示により、新潟県隊の救急部隊長（長岡市消防本部）が各道県（北海道、新潟県、和歌山県、山口県、鹿児島県）救急部隊の活動管理を行った。活動初期においては、電話が不通であったことから、各現場で活動中の石巻広域行政事務組合消防本部の職員からの救急要請による救急活動であった。

新潟県隊による救急搬送については、石巻赤十字病院がすべての患者を受け入れるとしたため、救急隊が搬送先の照会に苦慮することはなかった。また石巻赤十字病院で対応できない重篤患者の場合は、東北大学病院までの転院搬送を行った。

次の出動までのある程度の時間を推定でき、身体的精神的負担を軽減できることから、出動順を示したパネルを救急調整部隊エアテント前に掲示した（写真4.6-52）。

写真4.6-52　救急調整部隊エアテント前に掲示した出動順を示したパネル（石巻市、新潟県隊）[2)]

和歌山県隊救急部隊については、現地到着してから、すぐ災害対応することとなった。

救急出動は、新潟市消防局指揮支援隊からの指示により出動し、石巻地区広域行政事務組合消防本部の職員がナビゲーターとして救急車に同乗し、救急活動を行った。

一部の救急部隊は、長距離の走行や現地到着後すぐ活動開始することを考え4人編成の派遣としていた。

ウ　塩竈市・七ヶ浜町・多賀城市（宮城県）[1)]

長野県隊、岡山県隊及び徳島県隊の救急部隊は、塩釜地区消防事務組合消防本部の1ヶ所に待機して、要請に応じ救急搬送支援活動を実施した（写真4.6-53）。

写真4.6-53　塩釜消防署での救急活動支援（長野県隊）[1)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）新潟県消防長会　東日本大震災緊急消防援助隊　新潟県隊活動記録　平成24年3月

エ　仙台市（宮城県）[1)]

神奈川県、島根県、三重県、熊本県の4県から合計で延べ45隊の緊急消防援助隊救急部隊が活動した。緊急消防援助隊の救急車には、仙台市消防局の救急救命士が案内人として同乗し、4人体制で活動した。

緊急消防援助隊救急部隊の3月12日から3月21日までの派遣期間内における出場件数は222件、搬送人員は223人であった。

また、津波被災地域における検索活動等にもあたった。

オ　名取市（宮城県）[2)]

派遣先の名取市消防本部を応援するため、広島県隊は3月14日から3月29日までは救急隊2隊、3月30日から4月13日までは救急隊1隊を、名取市消防本部に常駐（昼間のみ）させ、日々の通常救急業務の応援を行った。なお、広島県隊の救急車の出動に際しては、名取市消防本部救急隊員1人が同乗し、救急現場への案内、収容先病院の手配等を行ったため、派遣された救急隊は被災地の地理に不案内であったが、迅速、的確な救急活動を行うことができた。なお、派遣期間中の救急隊の出動件数は86件で、搬送人員は87人であった。

また、富山県隊は3隊が12日7時10分から名取市消防本部救護所でトリアージを実施した。

13日も引き続き名取市消防本部救護所でトリアージを実施した。

カ　岩沼市（宮城県）[2)3)]

緊急消防援助隊として山梨県隊が3月12日9時45分から3月14日7時まで、岩沼市民会館グランドを野営場所として支援活動を実施した。救急部隊は岩沼消防署に待機して救急支援にあたった。3月12日及び13日の2日間での救急件数は33件、搬送人員は35人であった。

キ　亘理町・山元町（宮城県）[2)4)]

奈良県隊は、3月14日から3月21日までに、計65件の救急搬送を実施した。

福岡県隊は、救急部隊の活動については、9隊を3グループに分け昼間に救急活動を行う隊を4隊、夜間に救急活動を行う隊を3隊、捜索活動を実施する隊員を現場まで輸送する隊を2隊指定し、ローテーションを組んで活動を行った。出動場所は避難所が一番多く、その患者のすべてが発熱による救急車の要請であった。なかには、搬送病院の選定に苦慮し、最長で約50kmも離れた仙台市まで搬送した事案もあった。

愛知県隊は、亘理消防署に常駐する消火隊及び救急隊により、亘理消防署と連携して消防、救急活動に対応した（写真4.6-54）[4)]。

写真4.6-54　現地消防本部での救急出動態勢（愛知県隊）[2)]

1）仙台市消防局　東日本大震災における消防活動記録誌　平成24年7月
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）甲府地区消防本部　東日本大震災　緊急消防援助隊山梨県隊の活動記録
4）名古屋市消防局　東日本大震災派遣報告書　平成24年3月

⑸　後方支援活動

ア　気仙沼市・南三陸町（宮城県）[1)]

気仙沼市・南三陸町にて活動した各都府県隊の野営地は、新潟県隊[2)]と兵庫県隊が石巻市総合運動公園で他の県隊は以下のとおりである。

秋田県隊：中田総合体育館（宮城県登米市）
山形県隊：気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部庁舎
東京都隊[3)]：気仙沼市総合運動場
山梨県隊：宮城県立本吉響高等学校（宮城県気仙沼市）→気仙沼市立津谷中学校
京都府隊：中田総合体育館（宮城県登米市）
鳥取県隊[4)]：道の駅もくもくランド（宮城県登米市）
香川県隊：気仙沼市立津谷中学校

イ　石巻市・女川町・東松島市（宮城県）[1)]

石巻市・女川町・東松島市にて活動した北海道隊、新潟県隊、和歌山県隊、山口県隊の野営地はいずれも石巻市総合運動公園である。鹿児島県隊のみ宮城県遠田郡涌谷町の涌谷スタジアムである。

ウ　塩竈市・七ヶ浜町・多賀城市（宮城県）[1)]

後方支援活動は部隊による自己完結を基本としているが、隊員の想像を超える寒さであり、暖房器具を有していなかった徳島県隊は塩釜地区消防事務組合消防本部から暖房器具を借用した。隊員は気象変動による体調管理に大変苦慮した。

また、深夜に雪の重みでテントが潰されそうになり、雪を落としながらの野営となった。

塩竈市・七ヶ浜町・多賀城市にて活動した長野県隊、岡山県隊、徳島県隊の野営地は、いずれも宮城県総合運動公園「グランディ・21」である（写真4.6-55）。

写真4.6-55　野営活動の様子（利府町、グランディ・21）[1)]

エ　仙台市（宮城県）[1)]

神奈川県隊の各消防本部の後方支援部隊は、テント、宿泊用具、飲食料、発電機、チェーンソーなどの資機材と燃料等を積載し、後方支援を行った。

三重県隊は、資機材管理及び食事の準備や活動記録の整理等、後方支援を行うとともに、検索救助活動等も実施した。

仙台市にて活動した各県隊の野営地は、以下のとおりである。

神奈川県隊：宮城野消防署隣接宗教団体敷地
島根県隊：宮城県消防学校
三重県隊：榴ヶ岡（つつじがおか）公園
熊本県隊：泉消防署

オ　名取市（宮城県）[1)5)]

名取市にて活動した各県隊の野営地は、以下のとおりである。

広島県隊：箱塚グラウンド（宮城県名取市）
→名取市立愛島小学校体育館
→宮城県農業大学校体育館
富山県隊：箱塚グラウンド（宮城県名取市）
→名取市立愛島小学校体育館
→宮城県農業大学校体育館

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）新潟県消防長会　東日本大震災緊急消防援助隊新潟県隊活動記録　平成24年3月
3）東京消防庁　東日本大震災における活動の記録　平成24年3月
4）西部消防局後方支援本部　東北地方太平洋沖地震に係る対応について（概要）
5）広島市消防局　東日本大震災　活動記録集　平成24年7月

カ　岩沼市（宮城県）[1)]

山梨県隊の後方支援部隊は、岩沼市消防本部の依頼により、避難場所の岩沼市民会館に隣接する陸上競技場にて、自衛隊のヘリコプターにより搬送された避難者の搬送及び誘導を行った（写真4.6-56）。一度に搬送されてくる人員は概ね10人程度で、3月12日、13日の2日間で延べ300人に対応した。

岩沼市にて活動した山梨県隊の野営地は、岩沼市民会館に隣接する陸上競技場である。

写真4.6-56　次々と要救助者を搬送してくる自衛隊ヘリコプター（岩沼市陸上競技場）[2)]

キ　亘理町・山元町（宮城県）[1)]

亘理町・山元町にて活動した各県隊の野営地は、以下のとおりである。

愛知県隊：民間業者駐車場
　　→宮城県亘理町立郷土資料館
奈良県隊：宮城県山元町山下中学校
福岡県隊：宮城県亘理町立郷土資料館
兵庫県隊：宮城県総合運動公園

4　福島県における陸上部隊の活動

(1)　指揮活動

福島県に派遣された指揮支援隊の出動状況は、表4.6-4のとおりである。

表4.6-4　福島県における指揮支援隊の出動状況[1)]

派遣元	派遣先	派遣期間 始期～終期	派遣部隊・ 隊員数 （延べ）
さいたま市消防局	相馬地方広域消防本部 （指揮支援本部）	3月11日～3月21日 （11日）	15隊75人
さいたま市消防局	福島県 （本宮市総合体育館・ 福島県消防学校）	3月26日～6月6日 （73日）	90隊435人
千葉市消防局	福島県 （災害対策本部）	3月11日～6月6日 （88日）	113隊452人
神戸市消防局	福島県 （災害対策本部）	3月12日～4月12日 （32日）	56隊280人

（注）　千葉市消防局は指揮支援部隊長

ア　指揮支援部隊長[1)]

福島県においては、平成23年3月11日から6月6日まで、指揮支援部隊長が所属する千葉市消防局の指揮支援隊が福島県の災害対策本部に入り、指揮支援部隊長の任務を遂行した。

本来、基本計画上では、福島県が被災した場合の指揮支援部隊長は仙台市消防局であるが仙台市内が被災しており、先行出動した千葉市消防局が指揮支援部隊長の任務遂行にあたった。

福島県災害対策本部は福島県庁本庁舎建物損壊のため、本庁舎隣の福島県自治会館に設置を余儀なくされた。

福島県自治会館には映像受信システムがなかったため、防災情報カメラやヘリコプターテレビ電送システムの映像から最新の情報を得ることができなかった。

福島県では、地震災害に対する活動の他に、原子力発電所事故に対する活動も考慮する必要があったが、原子力発電所災害（負傷者発生時の搬送対応）への緊急消防援助隊の役割が不透明であり、災害対策本部、航空部隊、受援消防機関とも認識の一部差異が生じたため、定期的な連絡調整会議を開催し共通認識の保持を図るなどの措置が必要であった。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）甲府地区消防本部　東日本大震災　緊急消防援助隊山梨県隊の活動記録

イ　指揮支援隊

指揮支援隊として、さいたま市消防局が相馬地方広域消防本部（指揮支援本部）（3月11日から3月21日）及び福島県（本宮市総合体育館・福島県消防学校）（3月26日から6月6日）に、神戸市消防局が福島県（災害対策本部）（3月12日から4月12日）に派遣され、災害対策本部で情報収集や各都県隊の活動調整等を行った。

㋐　さいたま市消防局

a　相馬地方広域消防本部（3月11日から3月21日）[1)]

3月12日に福島県消防応援活動調整本部（以下「福島県調整本部」という。）に到着、即日、活動拠点を福島県南相馬市の南相馬消防署へ移し、指揮支援本部を立ち上げ相馬地方広域消防本部及び福島県下相互応援協定に基づく福島県隊による東北電力原町火力発電所付近を中心とした検索活動の指揮支援活動にあたった（写真4.6-57）。

その後、東京電力福島第一原発第1号機の原子炉建屋が爆発したとの情報を受け半径20km圏内は危険と判断し、活動隊の退去を指示した。

3月13日に指揮支援本部を南相馬消防署鹿島分署へ移動し、相馬地方広域消防本部からの要請に基づき海老地区及び相馬地区の検索活動の指揮支援活動にあたった。

3月14日には東京電力福島第一原発第3号機原子炉建屋の爆発を高所見張り員により現認、鹿島分署（東京電力福島第一原発から約25km）での活動についても危険と判断、相馬消防署（東京電力福島第一原発から約30km）へ撤退した。福島県調整本部（福島県自治会館）との連絡調整を重ね、危険情報等の収集作業を実施しながら活動開始の時期を探り、合流した神戸市消防局指揮支援隊と3月16日から活動開始を決定した。

担当地区を分担し、神戸市消防局指揮支援隊は相馬市原釜地区（群馬県隊及び静岡県隊）、さいたま市消防局指揮支援隊は南相馬市海老地区（福島県隊、滋賀県隊及び岐阜県隊）を重点地区とし検索活動を実施した。

写真4.6-57　福島県消防応援活動調整本部での指揮支援部隊の活動[1)]

3月19日に福島県調整本部からの指揮体制変更下命により、神戸市消防局指揮支援隊は傷病者搬送に係る救急隊活動統括、さいたま市消防局指揮支援隊は滋賀・岐阜・群馬・静岡の各県隊による検索活動の指揮統括へ移行した。相馬市の蒲庭（かばにわ）地区・磯辺地区・原釜地区を重点的に、検索活動を継続、その後は徐々に人命検索から遺体捜索へ活動シフトが図られ、自衛隊及び警察の活動範囲移行に伴い消防は徐々に活動を縮小することとなった。3月21日に福島県調整本部から福島県内で活動中の緊急消防援助隊については全隊引揚げの指示を受け、さいたま市消防局指揮支援隊以下各県隊は引揚げとなった。

b　福島県災害対策本部他（2回目の派遣）（3月26日から6月6日）[1)]

3月25日付け消防庁からの救急搬送体制確保に伴う通知により、救急隊を10都県隊100隊体制とする指示を受け、3月26日9時30分に指揮支援部隊として福島県へ出動した。

3月26日15時過ぎに福島県に入り、福島県調整本部で千葉市消防局指揮支援部隊長下命により、本宮市総合体育館に宿営する東京都隊、埼玉県隊、栃木県隊の3都県隊の指揮支援にあたった。

なお、派遣当初の任務とされていた東京電力福島第一原発から半径20km～30km圏内の自力避難困難者救急搬送支援については、現時点（3月26日）においてほぼ終了しており、今後の予定については

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

現在調整中との報告を受けた。

3月29日に待機中の救急隊107隊に対して、オフサイトセンター医師及び原子力対策医療班による、被ばく傷病者搬送のバックアップ体制及び救急搬送に伴う放射線汚染に係る講習会を開催した。

4月1日をもって静岡・岐阜・滋賀の3県隊が引揚げとなった。

4月3日午後、福島県立医大病院にて半径20km～30km圏内における自力避難困難者を対象とする在宅（巡回）診療に関する事前打合せを、福島県、福島県立医大病院、長崎大学病院、長崎県医師会、自衛隊、消防機関で実施した。その結果、在宅（巡回）診療実施にあたり搬送が必要な場合の連絡調整員として、緊急消防援助隊の救急救命士を各チームに1人同乗させることになり、さらに、消防機関が必要に応じて搬送を実施することも併せて決定された。

また、今回の震災で被災した相馬消防署に配備されていた高規格救急車が運用不能となっていたため、群馬県隊が3月12日以降、救急隊2隊を相馬消防署に常駐させて常備救急隊の補完業務対応をしていたが、群馬県隊の負担軽減を図るため、4月3日をもって7都県隊（東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬）の輪番体制で実施することになり、即日運用を開始した。

4月10日、半径20km～30km圏内在宅（巡回）診療に関する会議が災害対策本部で開催され、福島県調整本部としては現時点での救急搬送実績が2件であったことから、部隊の縮小（10都県隊から7都県隊）を図った。さらに、救急救命士派遣は2人から3人、南相馬消防署への移動待機は、指揮隊1隊、救急隊1隊に調整した。なお、活動実績等を考慮し、7都県隊での運用から、3班体制でA班9隊（東京・千葉）、B班7隊（神奈川・埼玉）、C班5隊（茨城・栃木・群馬）の救急隊21隊による輪番体制を確立し、宿営地についても本宮市総合体育館、福島県消防学校の2ヶ所から福島県消防学校の1ヶ所に統一することとした。

4月17日、半径20km～30km圏内在宅（巡回）診療に関する会議が災害対策本部で開催され、福島県調整本部としては現時点（4月17日）での救急搬送実績が3件であったことから、消防庁及び千葉市消防局指揮支援部隊長が協議を進め、これまでの救急隊21隊運用を更に規模縮小し、10隊運用とする方向で調整した。

5月6日、福島県調整本部長から東京電力福島第一原発から半径20km～30km圏内在宅（巡回）診療に伴う活動は、これまでの活動実績から県内消防力のみで対応可能であると判断し、同日をもって在宅（巡回）診療に伴う緊急消防援助隊の活動は終了することが決定された。これを受け、消防庁及び千葉市消防局指揮支援部隊長が協議した結果、緊急消防援助隊は福島県内における不測の事態に備え待機する方向で調整され、5月11日に緊急消防援助隊による常備救急隊の補完業務は終了となった。また、同日に相馬消防署へ救急車が配備されたため、救急体制が確立された。

その後、消防庁及び福島県調整本部が協議を進め、6月6日をもって全隊引揚げが決定され、福島県消防学校にて緊急消防援助隊帰任式を挙行し全隊引揚げとした。

(イ) 神戸市消防局

平成23年3月11日、消防庁からの指示により東京方面へ向かうも、長野県で発生した地震に伴い、3月12日に長野県へ向かった。長野県庁に到着したが、情報収集の結果、長野県については、緊急消防援助隊の派遣は必要なしと判断され、消防庁の指示により福島県に向かった。19時20分に福島県災害対策本部に到着、調整会議の結果、福島県にて指揮支援業務を行うことが決定した。

3月13日、福島県新地町で滋賀、岐阜県隊の捜索活動の管理を行った。翌14日、群馬県隊が追加されて3県隊となり、新地町で活動中、12時30分に東京電力福島第一原発第3号機で原子炉建屋が爆発し、福島県調整本部から退避命令が出た。

3月15日、福島県調整本部において原子力発電所事故を受け、現在の状況確認と今後の対応を協議し、その結果、消防活動は東京電力福島第一原発から半径30km圏外とし、風向・線量等の確認など、安全管理を徹底した。

3月16日から19日は、新地町において滋賀、岐阜、群馬3県隊の捜索活動の管理を行った。3月19日の神戸市指揮支援隊3次派遣隊から2人増員され、6人体制となった。また、福島県調整本部では、3

月20日以降における東京電力福島第一原発から半径20km～30km圏内の病院等の患者搬送の調整を行い、神戸市指揮支援隊は、救急指揮を担当した。

3月20日、自衛隊により患者が南相馬市総合病院から福島医大まで搬送され、引き継いだ救急隊が新潟県消防学校まで救急搬送する際の指揮支援を行った。相馬地方広域消防本部管内では、生存者捜索が、ほぼ終了し、重機を入れた捜索活動に切り替わった。

3月21日から22日、滋賀、岐阜、静岡、群馬、神奈川県隊の救急隊により、福島医大など福島県内の病院から、群馬県への長距離の転院搬送の指揮支援を行った。

3月23日、各県救急隊の救急搬送はなく、福島県調整本部において3月24日以降の活動調整を行った。24日に消防庁から東京電力福島第一原発から半径30km圏内での活動の要請があった。福島医大をはじめ福島県内の医療機関からの転院搬送に対して、岐阜、滋賀、静岡、群馬県隊の救急隊で実施した。

3月25日には、茨城県の救急隊も福島県に到着した。3月27日から28日、避難指示が広がった場合のシミュレーションや転院搬送の救急活動の対応について福島県調整本部で協議を行った。

3月29日、福島県消防学校において、福島県下、緊急消防援助隊の救急隊に対しオフサイトセンターの講師により「救急搬送時の放射線研修」が行われた（写真4.6-58）。

写真4.6-58　福島県の各救急隊及び緊急消防援助隊の放射線研修（福島県消防学校）[1)]

3月30日から4月11日、各県の救急隊は、被災地消防本部での常備消防の救急警備にあたり、東京電力福島第一原発から半径20km～30km圏内の寝たきりとなっている患者などに対し、医療チーム（救急救命士が同行）が在宅診療を行っている中で当該患者に救急搬送の必要があった場合に備え、圏外で待機とした。4月11日に福島県での指揮支援活動は、さいたま市消防局に集約し、任務終了となった。神戸市指揮支援隊は、消防庁の指示により、4月12日から宮城県山元町に移動した。

(2)　消火活動

福島県では、岩手県や宮城県に比べ火災件数や市街地広域火災が少なく*1、東京電力福島第一原発事故による撤退もあったため、緊急消防援助隊消火部隊における消火活動はほとんどなかった。（原発事故の対応については、「4.8　原子力発電所事故に対する活動」に示す。）

(3)　検索・救助活動

福島県における緊急消防援助隊の検索救助活動は、発災当日から福島県に出動した群馬県隊、静岡県隊、岐阜県隊及び滋賀県隊により行われた。

なお、東京電力福島第一原発事故により、同発電所から30km圏内の応援活動は行われなかった。

ア　いわき市[1)]

静岡県隊が、3月12日から3月14日まで、指揮支援隊長の指示により、いわき市消防本部と合同で検索救助活動を実施した。3月12日及び3月13日の活動で計18体の遺体を発見したが、3月14日に東京電力福島第一原発の原子炉建屋の爆発に伴い活動隊員に退避指示が出て、活動を打ち切り野営地（21世紀の森公園）に帰隊した。その後、指揮支援部隊長の野営地変更の指示により、21世紀の森公園から福島県消防学校に移動した。

イ　新地町・相馬市・南相馬市[1)]

群馬県隊、静岡県隊、岐阜県隊及び滋賀県隊が、

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
*1 火災件数：岩手県34件、宮城県135件、福島県11件
　詳細については、「3.3.2　火災による被害」を参照

検索・救助活動を実施した。

群馬県隊は、3月12日から3月14日及び3月16日から3月20日まで、相馬市原釜地区、尾浜地区、磯部地区の検索救助活動と自力避難が可能な住民に対して安全な場所への誘導を実施した（写真4.6-59）。

静岡県隊は、3月16日から3月20日まで、相馬市磯部地区にて検索救助活動を実施した。

岐阜県隊は、3月14日から3月20日まで、新地町で相馬地方広域消防本部職員及び消防団員と検索救助活動を実施した（写真4.6-60）。

滋賀県隊は3月13日が新地町で、3月14日から3月17日が南相馬市鹿島地区で、3月18日が相馬市蒲庭地区で、3月19日が南相馬市日下石地区で検索救助活動を実施した[1)]。

写真4.6-59　がれきの中での検索活動（福島県相馬市尾浜地区、群馬県隊）[2)]

写真4.6-60　津波被害場所での人命検索活動（福島県相馬郡新地町、岐阜県隊）[2)]

(4)　救急活動[2)]

被災した相馬消防署に配備されていた高規格救急車が運用不能となっていたため、群馬県隊が3月12日以降、救急隊2隊を相馬消防署に常駐させて常備救急隊の補完業務対応をしていたが、群馬県隊の負担軽減を図るため、4月3日をもって福島県消防学校を拠点として活動する7都県隊（東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬）の輪番体制で実施することになり、即日運用を開始した。

相馬消防署管内での救急出動に際しては、救急搬送が円滑に行えるよう相馬消防署職員1人が救急車に同乗した。

また、屋内退避区域（東京電力福島第一原発から20km～30km）から圏外への救急搬送を実施した。原発事故に起因する救急活動については、「4.8　原子力発電所事故に対する活動」に示す。

(5)　後方支援活動[2)]

福島県では、主に福島県消防学校と本宮市総合体育館の2ヶ所を活動拠点として、緊急消防援助隊が活動した（図4.6-14から図4.6-16を参照）。

食事の準備等、通常の後方支援活動の他に、東京電力福島第一原発から20km～30km圏内で活動した派遣部隊のスクリーニング*1を実施した（写真4.6-61）。

また、活動待機時間を活用して、放射能測定器資機材の取扱い説明や、スクリーニング等の訓練・研修会等も実施した。

写真4.6-61　帰隊後のサーベイメーターによるスクリーニング実施の様子（茨城県隊）[2)]

1）大津市消防局　緊急消防援助隊活動報告
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
*1 スクリーニングとは、衣服や身体表面に放射性物質が付着しているか、放射性物質を吸入して内部被ばくの可能性があるか等をサーベイメーター（表面汚染測定器）等で検査して、ふるい分けを行うこと。

新潟市消防局は、3月12日、13日及び14日に、消防庁から航空燃料の搬送を依頼された民間業者（出光石油（株））の車両を福島空港まで緊急車両による先導を行った[1)]。

5 航空部隊の活動[2)]

受援県の航空運用調整班については各県の計画ごとに立ち上げられ、岩手県及び宮城県では県災害対策本部内に「ヘリコプター運用調整班」を設置、福島県では消防防災航空隊副隊長を福島県調整本部に派遣し、他機関の連絡員と情報の収集や活動の調整を実施した。

期間中における消防防災ヘリコプターの応援は一日の最大が46機となり、それらにより孤立地域及び浸水した建物等からの救助活動を実施した。

救助された要救助者は付近の離着陸場や医療機関のヘリポートに搬送され、その後DMATをはじめとする医療関係者により処置が行われた。

また、人員及び支援物資等の搬送や上空からの警戒調査、捜索活動を実施した。

これらの任務を行うにあたり、航空部隊の集結やヘリコプターを駐機するためのヘリベースを岩手県は花巻空港、宮城県は山形空港と陸上自衛隊霞目（かすみのめ）駐屯地、福島県は福島空港にそれぞれ設置し、応援航空部隊の活動拠点として運用された。

図4.6-20に航空部隊運用調整状況の例（宮城県3月12日）を、表4.6-5に東日本大震災における消防防災ヘリコプターの活動を示す。

図4.6-20 宮城県における航空部隊運用調整状況の例（平成23年3月12日）[3)]

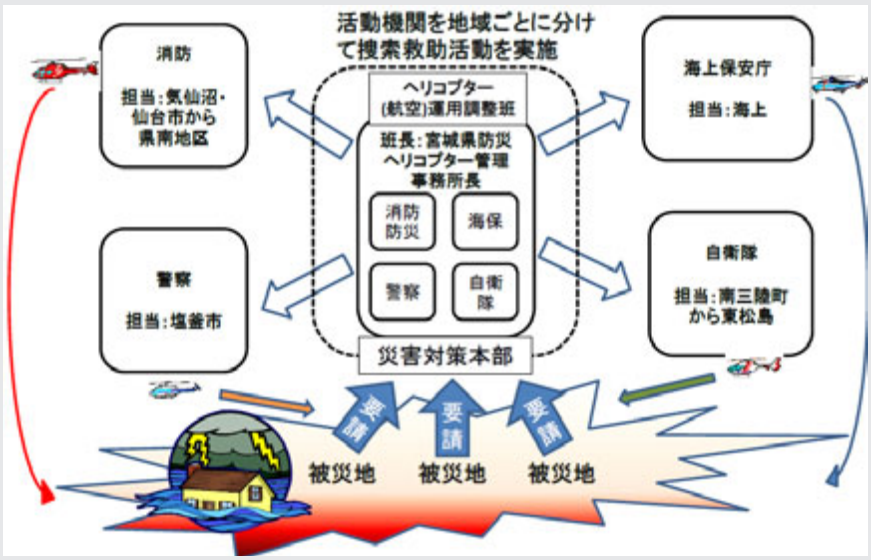

1）新潟市消防局
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）消防庁　第26次消防審議会（第10回）資料1　平成24年11月20日
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24_shingi/10/shiryo01.pdf（平成25年1月21日参照）

表4.6-5 東日本大震災における緊急消防援助隊航空部隊等の活動

受援県	活動緊援隊	ヘリベース等	派遣期間	延日数	最大応援隊数 ※実働数	受援県 ヘリ数	消火可能 機体数 （12日）	救助人員 ※暫定値	救急人員 ※暫定値	最大 震度
岩手県	北海道、秋田県（地上支援） 埼玉県、東京消防庁 横浜市、静岡県、静岡市 浜松市、富山県、石川県 三重県、名古屋市、岐阜県 兵庫県、神戸市、島根県 広島県、広島市、高知県、 北九州市、長崎県、宮崎県	花巻空港	3月11日 ～5月19日	70日間	17機 （3月14日）	1機	7機	16	180	6弱
宮城県	札幌市、青森県、栃木県 山形県、新潟県、長野県 群馬県、山梨県、和歌山県 東京消防庁、石川県、愛知県 名古屋市、大阪市、京都市、 三重県、広島県、鳥取県、 徳島県、岡山県、岡山市、 山口県、北九州市、熊本県	山形空港 グランディ21 霞目駐屯地 福島空港	3月11日 ～5月31日	82日間	21機 （3月16日）	1機 （3/14～ 4/4） 2機	7機	859	366	7
福島県	新潟県、群馬県、茨城県、 福井県、滋賀県、川崎市、 千葉市、東京消防庁、奈良県、 京都市、大阪市、広島市、 愛媛県、香川県、福岡市、 大分県、鹿児島県	福島空港	3月11日 ～4月30日	51日間	10機 （3月12・14・ 18・20日）	1機	7機	31	46	6強
茨城県	埼玉県	つくばHP	3月11日 ～3月12日	2日間	1機 （3月11・12日）	1機	0機	3	3	6強
長野県	京都市、大阪市	松本空港	3月11日 ～3月12日	2日間	2機 （3月12日）	1機	0機	32	0	6強余震 3月12日
新潟県	東京消防庁	新潟空港	3月12日	1日間	1機 （3月12日）	1機	0機	0	0	6弱余震 3月12日
静岡県	東京消防庁、横浜市	静岡HP	3月15日 ～3月16日	2日間	2機 （3月16日）	1機	0機	0	0	6強余震 3月15日

※平成23年6月1日時点

(1)　空中消火事例[1)2)3)]

発災当初より宮城県気仙沼市大浦地区及び大島地区では林野火災が発生しており、ヘリコプターによる空中消火が検討されていた。平成23年3月14日は強風のため実施できず、翌15日、東京消防庁の消防防災ヘリコプター「ひばり」に消火バケットを装着し、仙台市の市街地1回、大島地区山林9回、大浦地区山林3回、計13回空中消火を実施した。

4月16日には、茨城県防災航空隊が福島県相馬郡飯舘村小宮地内の林野火災にて、空中消火7回計3,900ℓ散水を実施した（写真4.6-62）。

写真4.6-62　茨城県防災航空隊ヘリによる消火活動（福島県飯舘村）[2)]

4月7日から15日にかけて、千葉市消防航空隊は須賀川市、いわき市、田村市の林野火災に対し空中消火により消火活動を実施した（写真4.6-63）。

写真4.6-63　いわき市林野火災の活動状況（千葉市消防局）[3)]

(2)　救助事例[1)2)]

平成23年3月12日、札幌市消防航空隊は宮城県仙台市宮城野区及び若林区の2つの小学校から避難路を断たれた住民等236人を救出した（写真4.6-64）。

写真4.6-64　仙台市宮城野区小学校の屋上で救助を求める住民[2)]

3月12日及び13日に、東京消防庁航空隊は、宮城県気仙沼市で孤立した建物に残された住民の救助活動を、ヘリコプターによる吊り上げ救助により対応した（写真4.6-65、写真4.6-66）。

写真4.6-65　逃げ遅れた被災者をヘリにより救助[1)]

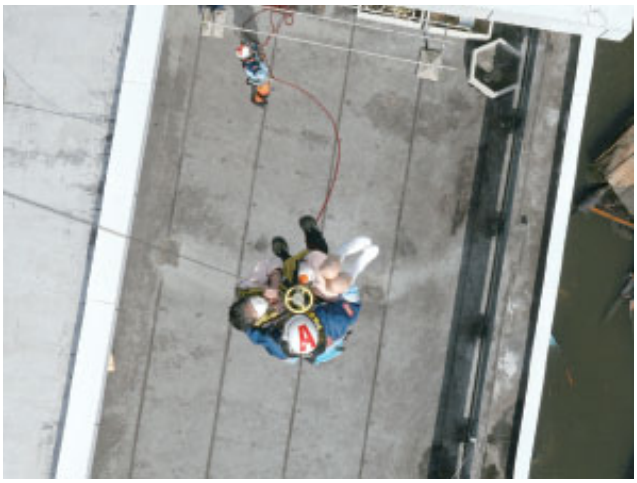

写真4.6-66　気仙沼市内のビル屋上からの救助（東京消防庁）[2)]

1）東京消防庁　東日本大震における活動の記録　平成24年3月
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）千葉県消防長会　東日本大震災記録誌～県内被害状況と千葉県隊派遣の全記録～　平成24年2月

3月12日に山梨県消防防災航空隊は、岩沼市阿武隈川場外離着陸場をフォワードベース*1とし、宮城県亘理町浜吉田地区での救助活動を行った（写真4.6-67）。

夕方までに8回の救助活動で54人を救出し、阿武隈川場外離着陸場で仙南消防救急隊に引渡し、又は、みやぎ県南中核病院への搬送も行った。

写真4.6-67　山梨県消防防災航空隊による救助活動（宮城県亘理町吉田地区）[1)]

3月12日、京都市消防航空部隊は、埼玉県ホンダエアポートで待機中の3時39分頃に発生した長野県北部地震のため、長野県北部の上空調査を命ぜられ、長野県松本空港に向かった。そこで、崩壊した情報のあった野沢スキーダム湖の調査、秋山郷周辺の土砂崩れの調査、栄村・秋山地区の状況調査を実施した。

同日13時47分には松本空港を離陸し、栄村小滝地区で取り残されている住民21人の救助活動を実施した（写真4.6-68）。

写真4.6-68　京都市消防局航空部隊による孤立村民の救助活動（長野県栄村）[1)]

(3)　救急搬送事例

静岡県隊は、静岡市消防航空隊、浜松市消防航空隊、静岡県消防防災航空隊の3機のヘリコプターが交代で岩手県花巻空港を拠点に、情報収集活動、救急搬送活動、物資の搬送などを実施した（写真4.6-69）。

写真4.6-69　航空隊による救急活動（静岡県隊）[1)]

広島市消防航空隊の第1次派遣隊（3月12日から3月23日）は、岩手県において救急活動4件、救助活動2件、情報収集活動5件、物資搬送活動4件を行った。また第2次派遣隊（4月3日から4月5日）は、福島県で、情報収集活動1件、救急活動1件を行なった。第3次派遣隊（4月30日から5月4日）は、岩手県で、情報収集活動1件、救急活動2件を行った（写真4.6-70）。

写真4.6-70　岩手県立宮古病院から岩手医科大学病院への転院搬送（広島市消防航空隊、平成23年5月3日）[2)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）広島市消防局　東日本大震災　活動記録集　平成24年7月
*1 フォワードベースとは、ヘリコプター部隊の運用を円滑にするための活動拠点

6 派遣元消防本部での後方支援活動[1)]

発災後、初期の段階で緊急消防援助隊の派遣が予想され、各都道府県の代表消防機関では、出動部隊及び派遣人員の選定等、出動体制を整えた。また、代表消防機関には後方支援本部が設置され、都道府県隊の後方支援を実施した。

派遣先での応援部隊の活動を前述したが、ここでは派遣元消防本部で関係機関と連絡調整し、応援部隊の派遣管理や後方支援をした活動について記述する。

(1) 初動対応

各都道府県の代表消防機関における緊急消防隊に関する初動対応は、概ね以下のとおりである。

発災後、各代表消防機関は、都道府県からの照会や、災害状況から出動可能隊数の報告が必要と判断して、各消防本部へ緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告を求め、報告結果を集計して都道府県に報告した。

消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示が出されると、応援計画に基づき代表消防機関の作戦室等に緊急消防援助隊の派遣に関する本部（以下「派遣本部」という。）を設置するとともに、後方支援本部を設置した。写真4.6-71は、神戸市消防局における後方支援本部の様子である。

事前計画に従って、人選や部隊編成、携行資機材の準備をし、緊急消防援助隊を派遣した。

写真4.6-71　後方支援会議（神戸市消防局内）[1)]

(2) 出動途上

第1次派遣については、情報不足もあり進出拠点が決まらずに出動する隊もあった。進出拠点について、派遣本部が都道府県や消防庁と連絡調整を行った。また、道路状況をNEXCO（高速道路株式会社）に確認するなどの情報収集等も派遣本部や後方支援本部で実施し、応援部隊の支援を実施した。

なお、車両の準備や運転手の出発調整等も派遣本部や後方支援本部で実施した。写真4.6-72は、出動中の大阪府隊である。

写真4.6-72　出動中の緊急消防援助隊（大阪府隊）[1)]

(3) 情報収集・連絡体制

応援部隊や、消防庁、都道府県等への連絡や情報収集をするための、固定電話及び携帯電話の不通や消防無線の輻輳（ふくそう）等があり、発災当初は情報が不十分となる機関があった。携帯電話が不通な場合は、派遣途上の部隊から高速道路サービスエリアの公衆電話等で連絡をとるなどした。また、携帯電話回線復旧後は、応援部隊からの活動報告や物資補充等の連絡は携帯電話及びモバイルPC等により行われた。写真4.6-73は可搬型衛星地球局による連絡体制の確保を示す。

写真4.6-73　可搬型衛星地球局による連絡体制の確保（兵庫県隊）[1)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

⑷　派遣中

応援部隊が派遣先での活動中は、消防庁や都道府県との連絡調整や、現地の情報収集、情報の記録等を実施した。また、東日本大震災では、長期の派遣となることから、交代部隊の編成や派遣の調整を行った。

⑸　派遣元消防本部における警備体制[1)]

緊急消防援助隊として人員や車両等を派遣した消防本部では、地元の管轄での消防力を維持するために様々な調整を行った。以下に調整例を示す。

ア　人員確保のための調整

○休暇の取得制限、非番や週休者の出勤による人員確保
○不急の行事や研修の中止
○3部制勤務から2部制勤務への変更
○毎日勤務部門で勤務している職員を隔日勤務（現場対応）部門に一時的に配置換え
○各消防署所の人数の縮小（徐々に減らした県もあった。）
○部署により最低人員の縮小

イ　車両等確保のための調整

○非常用車両の運用
○車両の配置調整
○救助工作車の派遣中は、臨時的に救助資機材を資機材搬送車へ積載して出動するなど、弾力的な代替車両の運用
○防災ヘリコプターの派遣中は出動不能なため、ドクターヘリにて救急搬送を対応

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

7 他機関との連携[1)2)]

東日本大震災では、緊急消防援助隊をはじめとした消防機関は、自衛隊や警察、医療機関（DMAT[*1]、JMAT[*2]、ドクターヘリ等）等の複数機関と連携し、捜索活動や救助・救急活動等を実施した。

図4.6-21に緊急消防援助隊と自衛隊・警察等との連携を示す。

以下に他機関との連携事例を示す。

図4.6-21 緊急消防援助隊と自衛隊・警察等との連携について[1)]

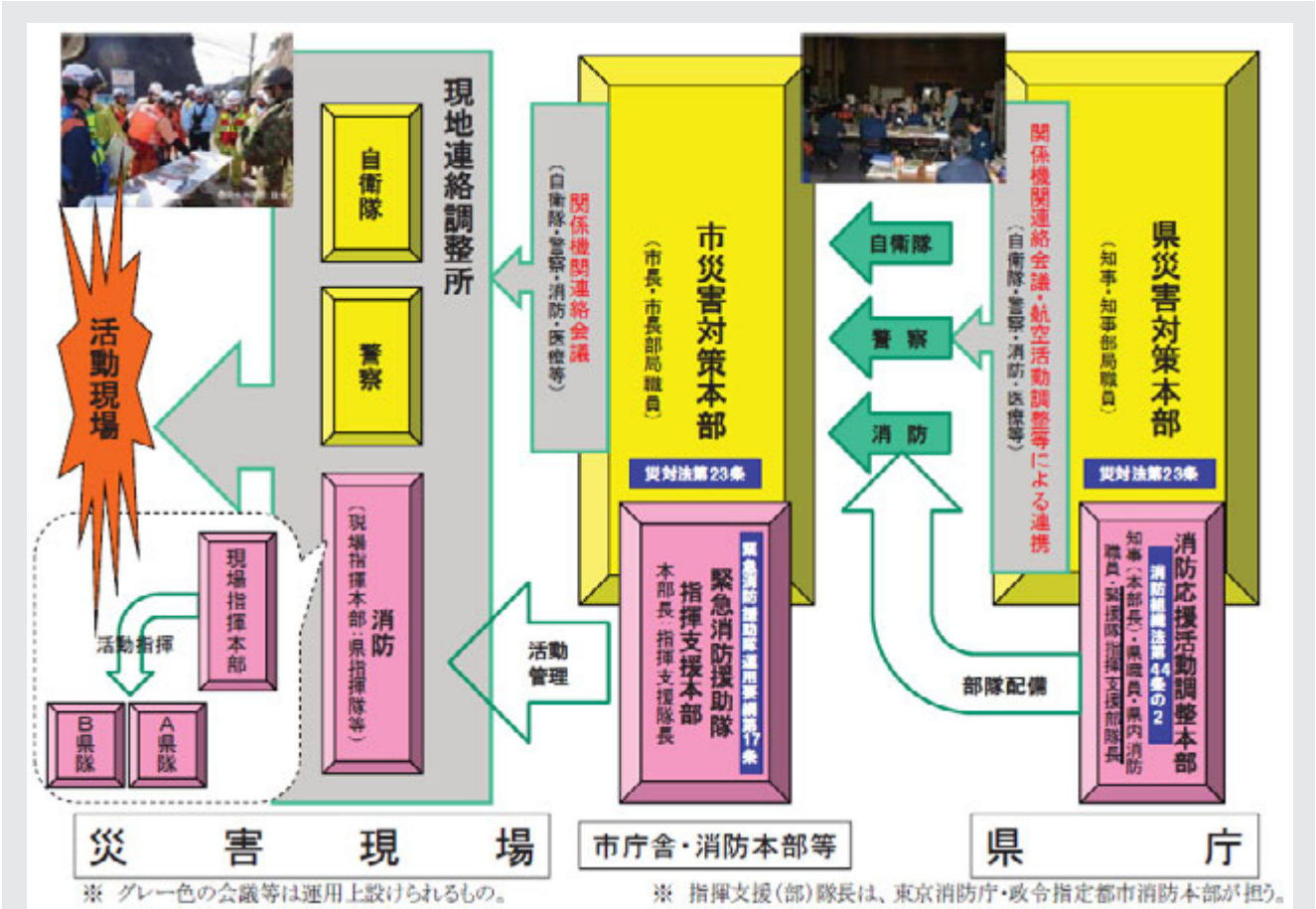

1）消防庁　平成23年度第3回消防審議会　資料2-1
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23_shingi/03/2-1.pdf（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
*1 DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場において、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム（DMAT事務局ホームページ　http://www.dmat.jp/DMAT.html）
*2 JMAT（Japan Medical Association Team）：日本医師会により組織される災害医療チーム。被災地の都道府県医師会からの要請に基づき結成・派遣される。

(1) 岩手県における県下一斉捜索ローラー作戦[1)]

平成23年3月17日、岩手県災害対策本部会議において、自衛隊、消防、警察等の関係機関が協力し捜索・救助活動を行う「県下一斉捜索ローラー作戦」の実施を決定した（写真4.6-74）。

写真4.6-74　岩手県下一斉捜索ローラー作戦（大阪府隊）[1)]

(2) 遺体発見時の警察との連携事例[1)]

被災地到着後に、警察署へ出向き、緊急消防援助隊の前進指揮所に警察官の常駐を依頼し、遺体の身元確認作業や搬送等の協力を得た。

その結果、遺体発見時に自衛隊により前進指揮所まで搬送し、その後警察が前進指揮所から遺体安置所への搬送引継や各種連絡を行うなどの分業体制が確立された。

(3) 自衛隊と役割分担した検索活動の事例[1)]

和歌山県隊は、宮城県女川町で、自衛隊と直接活動調整を行い、流出した建物のうち、少しでも形が残っているものについては消防が重点的に検索を行い、がれき化しているところは自衛隊が検索することとした。また、発見した要救助者の搬送については自衛隊が担当した。

宮城県山元町で活動した福岡県隊は、捜索を開始してまもなく、遺体発見の報告が次々と現場本部になされたが、事前の取り決めどおり、その都度、地元消防職員に当該発見場所まで急行をお願いし、正確な位置をマーキングしたうえで、自衛隊へ引き継いだ。

写真4.6-75は、山元町のがれきの中での福岡県隊による捜索活動の様子である。

写真4.6-75　がれきの中で検索活動を行う福岡県隊（宮城県山元町）[1)]

(4) 自衛隊ヘリコプターで搬送された避難者の避難誘導の事例[1)]

平成23年3月12日、宮城県岩沼市に到着した山梨県隊の後方支援部隊は、野営場所である市民会館グラウンドでテント設営中、隣接する陸上競技場に自衛隊ヘリコプターで避難者が運ばれてきたため、避難場所まで誘導した（3月13日を含め約300人を誘導）。

(5) 救助活動後、DMATに救急搬送した事例[1)]

群馬県防災航空隊は、山形空港を拠点として宮城県宮城郡グランディ・21場外をヘリベース*1とし燃料給油を行いながら気仙沼市内のビル屋上の孤立者の救助活動及び救急搬送を実施、東京DMATに引き継いだ。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
*1 ヘリベースとは、ヘリコプターの参集すべき集結拠点

⑹　SCUを拠点としたDMATとの連携事例[1)]

震災発生後、岩手、宮城、福島3県ではSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）が設置され、被災地消防本部救急隊、緊急消防援助隊救急隊、DMAT救急隊、DMATチームが連携し、現場等からドクターヘリで搬送されてきた傷病者をSCUにて受け入れ、応急処置を施し、医療機関まで救急搬送した。

写真4.6-76は、SCU内にて待機中の救急隊及びDMATの状況である。

写真4.6-76　SCU内での救急隊及びDMATの待機状況[1)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

4.6.6 ▶緊急消防援助隊の活動上の課題[1)]

東日本大震災において緊急消防援助隊は、平成15年6月の消防組織法改正に伴い緊急消防援助隊が法制化されてから初めて消防庁長官の指示により出動した。津波による広範囲にわたる被害に加え、石油コンビナート火災や原子力発電所事故もあり、過去に経験のない状況に直面した緊急消防援助隊は、活動において様々な課題も発生した。

本節では、緊急消防援助隊として活動した消防機関の報告にあがった課題を示す。

各報告資料は、下記のとおりである。

○各都道府県隊及び指揮支援隊の活動報告
（全国消防長会「東日本大震災活動記録誌」）

○東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書*1

○緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会の資料

なお、課題は、①消防応援活動調整本部、②応援都道府県隊、③航空部隊に分け、それぞれ初期対応、出動時期、活動時期における意見・課題等に整理した。

1 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊の受援都道府県に設置される消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）での課題を示す。

(1) 初動対応に関する事項

ア 各事前計画

表4.6-6に事前計画と実災害時の対応の課題等を示す。

表4.6-6 事前計画と実災害時の対応の課題等

○受援計画は、甚大な被害を受けた消防本部が1から2消防本部程度の場合には対応可能の内容であった。今回の震災は、沿岸地域を有する7消防本部が被災し、被害が広範囲となったため、計画が役立たなかった[2)]。

○震災及び原発災害を踏まえ、また、応援活動が長期にわたる場合も想定した上で、全体的な検討が必要である[2)]。

○迅速な判断と対応が求められる災害発生時においては、各種計画を確認する時間的余裕がなく、計画の活用が困難であった[2)]。

○部隊編成、出動体制の強化、広域的な被害への対応として指揮支援部隊の登録隊数を増加してはどうか。これにより、情報収集、迅速な出動が可能ではないか[1)]。

○近隣の1次応援県4団体に出動準備応援都道府県12団体を加えた体制の基本計画が当然であるが、イレギュラーな応援としてのアクションプランは各県を担当とした計画も考えられる。こうしたものを、東日本、西日本と大きく分けたような中で、計画するのも一つの手ではないか[1)]。

○基本計画により出動すべき団体の被災や大津波警報の発令により、発災直後出動できない団体が相次ぎ、中部から西日本に出動可能な団体を求めた。指揮支援部隊についても主たる被災地から近い順に出動を打診したが、ヘリコプター運航の可否（点検、天候）や管内の被害状況により決定に苦慮した現状があった[1)]。

○指揮支援隊としては、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく千葉県が被災した場合の指揮支援部隊長は東京消防庁（代行「名古屋市消防局」）であったが、東北地方太平洋沖地震の発生に伴う被災県が複数県に及んだことから、当市消防局が指揮支援部隊長の任務を担うこととなり、また千葉県への指揮支援隊の派遣は当市消防局のみであったため、隊を分割して調整本部任務と被災地での調整任務の双方を行うこととなった[3)]。

1）消防庁　平成23年度第3回消防審議会　資料2-2　緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会における主な意見
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23_shingi/03/2-2.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
3）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
*1「東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議」において、緊急消防援助隊の受援活動及び応援活動について検証をするにあたりアンケート調査を実施しており、そのアンケート調査結果から抽出整理したものが報告されている。アンケート調査は消防応援活動調整本部グループ、受援消防本部グループ、応援道県隊グループ、航空隊グループの4つに分け、それぞれ対応した北海道・東北ブロック各道県及び各道県航空隊、各道県内消防本部に対して実施した。

○発災直後に出動し、被災地災害対策本部に入る指揮支援隊の一番の任務は、被災地の被害状況を早期に的確に把握し、陸上部隊として派遣されてくる緊急消防援助隊を効率よく的確に被災地に投入することである。そのために必要なことは多くの情報を収集することであり、災害対策本部が効率的かつ事前計画どおり確実に機能しているかどうかが問題である[1)]。

イ　応援要請前後の情報収集等について

表4.6-7に応援要請前後の情報収集等の課題等について示す。

表4.6-7　応援要請前後の情報収集等の課題等

○固定電話及び携帯電話の不通や消防無線の輻輳（ふくそう）等によりほとんど情報が入ってこない状態であった[2)]。
○被害情報は各消防本部からの収集であり、市町村の被害情報は十分ではなかった[2)]。
○防災行政無線による情報収集は有効であったが、回線数が少なくつながりにくかった（複数回答）[2)]。
○ヘリテレ受信施設に被害が生じたため、早期の被害状況の把握ができなかった[2)]。
○県内消防本部の一部で電話回線が不通となったため、情報収集に時間を要した[2)]。
○独自の情報収集が事実上不可能で、自衛隊等独自通信回線を有する機関に頼らざるをえない状況が続いた[2)]。
○情報通信インフラに障害が発生しその収集に困難を極めたことから、迅速に被害の全容を把握することはできなかった[2)]。
○地震発生直後は、通信手段の途絶により被災市町村からの情報は得ることはできず、テレビ等報道機関の情報に頼らざるをえない状況であったが、報道による収集についても偏りがあり、その報道のみの情報に頼ることは危険であると感じた[2)]。
○応援要請にあたり、応援部隊の種別、装備、規模が不詳のまま要請となった。現実的に、大規模災害による応援要請時点での状況把握は極めて困難である[2)]。
○被災地消防本部から応援要請依頼を受けるための通信体制が機能しなかった[2)]。
○県内の情報収集が難しい中で、関係機関等へ情報提供することは難しく、また、報告について、被害の全貌把握が困難であったため、漠然としたものとなった[2)]。
○遠方から出動するため、フェリー等の手配も必要なことから、早めの情報、指示が欲しい[3)]。
○現地の情報収集ができないと適正な消防力を投入できない。省庁の横の連絡を密にして欲しい。自衛隊には情報が入っていたはず。状況が分からず、どれくらいの期間、どういう活動になるのか分からず、そうした情報が欲しかった。出動計画を見直すならば、躊躇（ちゅうちょ）のない出動、現地の状況を把握して早くフィードバックすることにより、支援体制もできる[3)]。
○先遣隊をいち早く出し、道路事情や気象状況等の情報収集が必要。早い段階で、緊急消防援助隊の本隊としてではなく、情報収集隊を派遣するような体制を検討する必要がある[3)]。
○通信状況については国の整備も必要ではあるが、配置計画が重要であり、情報の正確さ・迅速さが活動の成否を決定するため、早急な体制の構築が必要である[1)]。

ウ　受援体制について

表4.6-8に受援体制の課題等を示す。

表4.6-8　受援体制の課題等

○被災地消防職員を調整本部の構成員として入れることができなかった。（被災市町村との距離、災害規模による。）（複数回答）[2)]
○調整本部を運営する構成員の考察が必要となった[2)]。
○調整本部へ各被災地消防職員等の派遣ができず、被災市町村との連絡、調整等が煩雑になった[2)]。
○代表消防機関が所有する緊急消防援助隊動態情報システム[*1]が調整本部の配置場所の関係から使用できなかった[2)]。
○通信機器の設置に時間を要した[2)]。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　平成23年度第3回消防審議会　資料2-2（緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会における主な意見）
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23_shingi/03/2-2.pdf（平成25年1月21日参照）
*1 緊急消防援助隊動態情報システムは、大規模災害発生時等に消防庁において出動途上あるいは活動中の緊急消防援助隊の部隊位置やその状態を把握し部隊の効果的な活動支援を目的に配備運用されている。

(2) 緊急消防援助隊出動時期に関する事項

ア 情報通信連絡について

表4.6-9に情報通信連絡の課題等を示す。

表4.6-9 情報通信連絡の課題等

○事前に示されていた各県及び代表消防担当者一覧を活用し情報収集を試みたが、それぞれの災害対応が優先となり、担当同士の連絡が思うようにいかなかった[1)]。
○応援部隊への情報伝達が困難で、応援都道府県を通じて情報伝達した[1)]。
○携帯電話を活用したが、基地局の損壊やエリア外のため情報連絡が不十分であった[1)]。
○道路は、通行止め箇所が複数発生し、また、通行の可否の把握が困難な場所もあった[1)]。
○道路情報は収集できたが、応援部隊への提供は困難であった[1)]。

イ 応援部隊配備について

表4.6-10に応援部隊配備の課題等を示す。

表4.6-10 応援部隊配備の課題等

○多くの応援部隊を受け入れることとなったため、調整に忙殺された[1)]。
○受援計画に基づき選定したものの、応援部隊の連絡先が不明確で、予定の進出拠点を通過したケースがあり、適切な対応ができなかった[1)]。
○応援部隊の規模に対して、十分な野営場所を確保できないケースがあった[1)]。
○被災状況や避難所としての使用、道路状況、地形等を考慮して、活動現場まで1時間以上かかる場所の選定となった[1)]。
○調整本部から出動途上の応援部隊への情報伝達に苦慮した[1)]。
○消防庁長官指示による緊急消防援助隊の出動に移行したことにより、応援要請手続きによらず、各県隊が最大規模に出動してきたためコーディネートが困難であり、計画どおりの野営場所の選定ができなかった[1)]。
○県内消防本部等からの情報を元に協議し決定していったが、情報収集に苦慮した[1)]。
○被災市町村では、野営計画場所が浸水し、浸水箇所以外の野営計画場所は避難所になったところも多くあり、野営場所を確保できない地区もあった[1)]。
○自衛隊等の他機関の大規模部隊との設営場所の競合があった[1)]。
○日ごとに部隊数が増加し、被災市町村では野営場所等の許容量を超えるところも出始め、2次、3次隊の配備に苦慮した[1)]。
○県隊を投入する被災地を決定するなかで、活動拠点の確保が大きな課題となった。岩手県では三陸沿岸部に被害が集中し、活動拠点となり得る公共施設等は狭い沿岸の平野部に集中しており、津波により損壊した建物も多いこと、さらには避難所としての利用も必要であったことから、県隊の野営場所の確保は困難を極めた[2)]。

(3) 緊急消防援助隊活動時期に関する事項

ア 指揮及び情報通信運用について

表4.6-11に指揮及び情報通信運用の課題等を示す。

表4.6-11 指揮及び情報通信運用の課題等

○指揮支援部隊長を中心に協議・調整を行い、調整本部副本部長了解後、各機関・応援隊に通知したが、計画では当該本部長と規定しており実態に即していなかった[1)]。
○通信困難により被災地消防本部の活動状況が不明であったため、応援部隊の展開場所、活動内容は、指揮支援隊が被災現場に到着してからの決定であった[1)]。
○代表消防機関の協力により使用した消防無線が有効であったが、県（調整本部）が所有する消防無線がなかった[1)]。
○調整本部から被災市町村までは50km以上離れており、調整本部と現場間では無線は使用できなかった[1)]。
○災害対策本部調整会議等において報告される最新の現場活動状況を常に把握することはもとより、地元消防本部や行政関係者の声を聞き、地元のニーズを活動体制に反映できるよう調整していく必要がある[2)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

イ　他関係機関等との連携について

表4.6-12に他関係機関等との連携の課題等を示す。

表4.6-12　他関係機関等との連携の課題等

○ 各機関の交代要員において、一部申し送りに欠落があったが、大きな支障はなかった[1)]。
○ 県災害対策本部内で調整を行ったが、情報共有が不足することがあった。また、原発の動態については、災害対策本部でも情報が錯綜し、関係機関間でも保有情報にばらつきがあった[1)]。
○ 航空隊副隊長が常駐してヘリベースと連絡調整したが、当初、交代要員が確保できなかった[1)]。

ウ　活動記録の集約・整理について

表4.6-13に活動記録の集約・整理の課題等を示す。

表4.6-13　活動記録の集約・整理の課題等

○受援当初、応援部隊の具体的な活動情報等が不足しており、情報収集体制を確立するまで数日を要した[1)]。
○受援計画に活動報告等の規定がなかった[1)]。
○時点のとらえ方が定まらず、日単位の記録に不明な点があった[1)]。
○消防庁のニーズに応じて、その都度対応したことから、その集計に苦慮した[1)]。
○活動集計について定められた様式等はなく、現地において様式を作成し対応した[1)]。

エ　後方支援活動について

表4.6-14に後方支援活動の課題等を示す。

表4.6-14　後方支援活動の課題等

○停電による各給油所の機能停止により、災害応急対応車両や医療機関自家発電機の燃料が不足した[1)]。
○各消防本部を通じ給油所の状況を把握したが、利用可能な給油所は少なく、燃料補給が厳しい状況であった[1)]。
○燃料補給は今回の規模では受援計画に定める給油所はほぼあてにならなかった[1)]。

(4)　その他の事項

ア　今後導入を検討すべき資機材

今後導入を検討すべき資機材については、衛星携帯電話や情報共有及び配備状況把握のための地図の配備を望む意見があった。

イ　応援活動終了調整について

表4.6-15に応援活動終了調整の課題等を示す。

表4.6-15　応援活動終了調整の課題等

○被害規模が甚大であり、各被災市町村で終了する時期を決定することが難しかった[1)]。
○受援市町村長の判断によるが、それぞれの市町村の事情及び応援県の事情等から知事が引揚げ時期の判断に苦慮した[1)]。
○県内応援隊の応援体制整備に時間がかかった。また、原子力災害による警戒区域の設定、住民の一時立入りの際の救急隊警戒配備等、類をみない事態のため活動終了調整が非常に困難であった[1)]。
○今回の派遣は、緊急消防援助隊本来のスキームである救助活動から、被災者支援、常備消防支援まで任務が拡大したなかで、派遣部隊撤退の調整は非常に難しいものがあった。結果的に岩手県は、年度末を目処にほぼ全隊撤退という形で調整が図られたが、調整本部からは積極的に撤退を進言しにくい部分もあり、長期活動による派遣消防本部の疲労度や復興計画を含めた県の意向等を加味した慎重な調整が必要である[2)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

2 応援都道府県隊

(1) 初動対応に関する事項

ア 各事前計画

表4.6-16に応援活動に伴う各事前計画の課題等を示す。

表4.6-16 応援活動に伴う各事前計画の課題等

○消防庁（長官）からの出動措置について「出動の求め」又は「出動指示」かが不明確であった[1)]。
○迅速出動の判断が困難であった（震央地が海域であるとの情報がなかった。）[1)]。
○各道県隊の応援等実施計画に基づく事前準備（部隊編成・資機材準備等）に相当時間を要した[1)]。
○派遣予測日数が想定（計画）を超えていた[1)]。
○北海道隊陸上部隊の派遣方法のあり方（民間フェリーに依存しない方法）[2)]
○全国のどこで地震が発生しても対応できるように、東海、首都直下、東南海・南海地震アクションプランのような計画を作成し、早い段階でより多くの派遣隊を投入する必要がある。また、今回のような大規模災害では、重機を使用する活動が予測できるため、より早い段階で重機等の機材を活用できるような仕組み作りも必要である[2)]。
○被災地が東北地方であり緊急消防援助隊の出動の必要性は察知できたものの、広島県隊は、派遣計画に定める第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に該当していなかった。そのため、3月12日早朝の派遣指示が想定できず、派遣に伴う派遣隊員の選出、消防本部内の警防体制の調整・確保に手間取ったことから、被災状況に応じた「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」等の見直しが不可欠と思われる[2)]。
○今回の大震災における熊本県緊急消防援助隊は、熊本県消防広域応援基本計画外の派遣であったため、被災地までの移動に多大なる労力を要した。熊本県隊の応援出場は最も遠くて広島県、アクションプランに基づく出場でも最北で長野県までとなり、今後、応援基本計画の再考の必要がある[2)]。

イ 情報収集・連絡体制

表4.6-17に情報収集及び連絡体制の課題等を示す。

表4.6-17 情報収集及び連絡体制の課題等

○停電によりテレビ、インターネット等が機能しなかった[1)]。
○情報インフラ障害により通信手段が途絶した[1)]。
○県若しくは代表消防機関から各消防本部への情報伝達に不備があった（一元化若しくは複数手段の確保）[1)]。
○消防庁との連絡をスムーズにするためには、「緊急消防援助隊動態情報システム」を代表消防機関代行にも配備する必要があると感じた[2)]。

ウ 派遣準備

表4.6-18に派遣準備の課題等を示す。

表4.6-18 応援部隊の派遣準備にかかる課題等

○北海道隊についてフェリーでの移動に関し、運航体制や他の機関（自衛隊、警察等）との競合により車両台数や人員に制約を受けた[1)]。
○応援道県内の集結場所への集結に相当時間を要した（地理特性）[1)]。
○道県及び代表消防機関の派遣準備に係る業務について業務量に偏りが生じ及び円滑性を欠いた[1)]。
○派遣期間や被災状況による活動内容・災害種別が不明確であったため、必要資機材の準備に苦慮した[1)]。
○代表消防機関の後方支援本部の設置が遅延した[1)]。
○長期間における派遣の際は、当初から派遣期間を明示し、交代部隊の準備をしておくことで、派遣隊員の精神的、物流的なペース配分を容易にし、現場の士気を維持する配慮が必要である[2)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

(2) 緊急消防援助隊出動時期に関する事項

ア 情報収集・連絡体制

表4.6-19に情報収集及び連絡体制の課題等を示す。

表4.6-19 情報収集及び連絡体制についての課題等

○出動途上における情報連絡手段は携帯電話、衛星携帯電話を使用したが、断片的に不通状態であったことや、消防無線（全国共通波）の免許上の通信範囲の制約等があったため、出動途上における十分な情報の供給と伝達手段の確保が困難であった[1)]。

○出動部隊と代表消防機関（後方支援本部）間では適宜情報連絡を行ったが、後方支援本部と各消防本部間における適時適切な情報連絡が不足していたため、各消防本部への全般的な情報共有がなされなかった[1)]。

○初動時においては、被災状況、活動状況はもとより、活動場所は宮城県といった情報しかなく、詳細な情報を入手し出動部隊に情報連絡することができなかった[1)]。

○携帯電話が不通のため、後方支援本部からの情報が入らず、進出拠点の変更や現地の状況が把握できなかった[1)]。

イ 移動体制

表4.6-20に被災市町村への移動体制の課題等を示す。

表4.6-20 被災市町村への移動体制の課題等

○北海道隊はフェリーターミナル1ヶ所に集結し出動する体制としたため、消防本部によっては遠回りとなり移動に時間と労力を要した[1)]。

○出動途上、各部隊が分散してしまい、相互の連絡が取れない状態が長時間継続した[1)]。

○出動途上、被災により道路が寸断され車両の走行において困難を極めたが、消防庁及び宮城県消防応援活動調整本部からの進出拠点の指定及び誘導等の情報伝達により、被災地に到着することができた[1)]。

○帰宅困難者を迎えに行く車で、付近道路が大渋滞となり、出動途上において、減速を余儀なくされた[2)]。

○複数の高速道路料金所を通過時に、通行券の引き渡しに時間を要した[2)]。

○大部隊での移動では、燃費が悪く速度の遅い車両と同じ速度にする必要があるため、被災地到着までに長時間を要した[3)]。

○兵庫県の瀬戸内海沿岸部の消防本部から派遣された車両は、積雪がない本部が多く、派遣車両が4輪駆動車であっても、冬用タイヤでなくノーマルタイヤ（チェーン装着）による走行もあり、到着に時間を要し、機関員は、事故防止に苦慮した[3)]。

ウ 燃料補給体制

表4.6-21に燃料補給体制の課題等を示す。

表4.6-21 燃料補給体制の課題等

○初動において、停電等により給油所の多くが閉鎖状態であったため燃料の確保が困難であった[1)]。

○営業している給油所での給油に際し、出動車両が多いため長時間を要した[1)]。

○燃料補給を行う際にも大部隊であるため1回の給油に2時間を要することもあった[3)]。

○各部隊ともに予備燃料（携行缶）を準備したが、車両走行及び活動において絶対量が不足した[3)]。

○初期の派遣時に、高速道路SAでの給油規制により、給油のため高速を下りる等の支障があった[3)]。

○燃料補給車の運用、石油関係団体との連携等による燃料補給体制の強化が必要である[3)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　平成23年度第3回消防審議会　資料2-2　緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会における主な意見
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23_shingi/03/2-2.pdf（平成25年1月21日参照）
3）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

(3) 緊急消防援助隊活動時期に関する事項

ア 部隊運用調整

表4.6-22に部隊運用調整の課題等を示す。

表4.6-22 緊急消防援助隊活動時期の部隊運用調整の課題等

○活動開始当初、緊急消防援助隊の指揮命令系統が確立されるまでに時間を要し、円滑な部隊管理・運用が行われなかった[1)]。
○指揮支援本部の設置については、被災地消防本部に1ヶ所設置することを原則とするが、複数の市町村で構成する消防本部については、各市町村の災害対策本部との情報連絡が一元化されないことから、指揮支援隊員の各災害対策本部への派遣について検討する必要がある[1)]。
○緊急消防援助隊の現場活動部隊と待機部隊（被災地消防本部の消防力補完）の編成に偏りが生じた[1)]。
○県隊の救急部隊長が、他道県隊の部隊を含む全体の救急隊の管理・運用を実施したため、多大な負担を強いられた[1)]。
○同一災害事案に複数の道県隊が活動した場合、指揮命令系統が不明確であった[1)]。
○活動拠点が複数になった場合、部隊編成が困難であり、また活動内容によっては一部の部隊への負担に偏りが生じた[1)]。
○被災地においては、消火及び救助部隊は県単位で活動することを基本とするが、救急部隊は、活動が広範囲にわたり、部隊運用についても横断的な体制を強いられることから、指揮支援隊の調整に基づいた各都道府県隊相互間の部隊運用のあり方について検討が必要である[2)]。
○発災からの経過日数、被災地状況等を考慮しながら、ある程度の派遣期間及び縮小時期と対応機数の明示があっても良いのではないか[2)]。
○指揮支援本部との指揮系統が機能せず、また現地支援職員を介しての活動となったため、活動調整及び燃料給油等の活動支援が思うように進まず、活動対策用の資料も十分ではなかった[2)]。

イ 情報収集・連絡体制

表4.6-23に活動時期の情報収集及び連絡体制の課題等を示す。

表4.6-23 活動時期の情報収集及び連絡体制の課題等

○現場活動に関する情報連絡について、後方支援本部から各消防本部への適時適切な伝達が不足していたため、必要資機材、個人装備等次期派遣部隊に寄与する情報を共有することができなかった[1)]。
○無線不感地帯の点在や情報伝達手段の不足により、余震の発生に伴う津波警報等の重要情報を全隊員に周知することができなかった[1)]。
○同一地域で活動した各県隊の消防無線（県内共通波）の周波数が同一であったことから無線交信が輻輳（ふくそう）した。また、県内共通波の中継局がないため、無線交信範囲が限定された[1)]。
○県隊として活動する場合、主要な通話コードや無線運用方法が統一されていないため、情報伝達・共有化に齟齬（そご）が生じた[1)]。
○被災地における通信状況が良好でないことを把握しており、派遣部隊に2種類の衛星携帯電話を携行させたが、地震により海底ケーブルの一部が切断するなどの障害が発生しており、衛星を通じての電波の送受信に一時的に障害が生じ、当初は通信できない状態であった[2)]。
○通信に支障があったことから、前進基地局の設置も考えなくてはならない。簡易アンテナの増強が必要である[2)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

ウ　応援先消防本部との連携

表4.6-24に応援先消防本部との連携の課題等を示す。

表4.6-24　応援先消防本部との連携の課題等

○地理が不案内な場所への出場に支障が出た[1)]。
○活動方針の共有化に苦慮した[1)]。

エ　他関係機関との連携

表4.6-25に他関係機関との連携の課題等を示す。

表4.6-25　他関係機関との連携の課題等

○活動方針・活動範囲等について、自衛隊・警察等との事前の連携・調整が不足していたため、検索箇所の重複や未検索箇所が生じた[1)]。
○検索、救助活動時の金品、遺体対応及びがれき等の除去対応に関し、他機関との連携が不足した[1)]。
○出動先の医師DMAT等との連絡調整が悪く、現地で1時間近く待機し結果的に天候が崩れ途中反転し搬送できなかった[2)]。
○自衛隊の代表者及び各国救助隊関係者が現地指揮本部に常駐していなかったため、活動調整がスムーズにできなかった[2)]。
○海外の救助隊や自衛隊と共有できる暗号表示があればよかった[2)]。

オ　消火活動

表4.6-26に消火活動の課題等を示す。

表4.6-26　消火活動の課題等

○消火活動についての活動方針が明確に示されなかった[1)]。
○被災市町村は、発災直後から断水により消火栓がすべて使用不能状態であったことから、水利部署に苦慮した[1)]。
○水利が使用不能なことが多く、自然水利からの長距離送水を実施せざるをえない場面が多かった[2)]。
○がれき等の障害物や道路の損壊により、大型車両の通行が困難であった[1)]。
○津波被害によってがれきが散乱した現場では、ホースカー等通常の資機材が使えない状況が多々あった（東京都隊）[2)]。

カ　救助活動

表4.6-27に救助活動の課題等を示す。

表4.6-27　救助活動の課題等

○津波（水害）対応資機材が不足していた[1)]。
○道路の損壊等により活動場所までの大型車両の進入が困難であった[1)]。
○救助犬と同一の場所で活動を実施したが、救助犬が活動を実施している間は音を立てることができず、一部非効率であった[1)]。
○人命探査装置があればもっと効率よく人命救助活動を実施できた[2)]。
○検索対象地域・対象建物等へのマーキングの統一（海外救助隊・消防隊・警察・自衛隊等で検討が必要である。マーキングの意味が読み取れない状況があったため検索効率の低下があった。）[2)]
○現地の被災状況や救出活動方法に応じて、早急に資機材を手配、集結を図ることが重要であり、現場と後方支援本部の十分な連携が必要である[2)]。
○被災現場の状況、天候等により捜索活動は雨衣を着用して行ったが、捜索範囲が広範囲にわたった時の隊員同士の位置確認に際して、雨衣の色によっては、がれきの木材や屋根等の色に同化して、遠方からの確認が困難であった[2)]。
○事前の情報により津波被害地域での活動を想定し、ゴムボート及びウェットスーツを準備していたが、極寒であるとともに様々な感染危険のある物質を含む海水が退いていない状態であったため、ウェットスーツでは対応できなかった（ドライスーツを他県隊から借用した。）[2)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

キ　救急活動

表4.6-28に救急活動の課題等を示す。

表4.6-28　救急活動の課題等

○酸素ボンベの充填に苦慮した[1)]。
○救急消耗品が不足した[1)]。
○活動後の消毒作業や被服汚損時の処置が困難であった[1)]。
○活動隊員の負傷時の対応が不十分であった[1)]。
○医療廃棄物の処理が困難であった[1)]。
○カーナビゲーションシステムの未整備若しくは未更新により、地理に不安が生じた[1)]。
○救急部隊は活動が転院搬送等広範囲にわたり、また部隊運用も道県隊の横断的な体制が求められる[1)]。
○救急隊の傷病者搬送が長距離となる場合、各機関のヘリコプター搬送を積極的に考慮することも必要である[2)]。
○応援時の救急活動の実施について、収容可能な医療機関情報を応援機関へ適宜、情報提供する必要がある[2)]。

ク　その他の活動

(ア)　東京電力福島第一原発事故対応について

表4.6-29に東京電力福島第一原発事故対応の課題等を示す。

表4.6-29　東京電力福島第一原発事故対応についての課題等

○原発事故対応のための個人線量計や化学防護服の準備ができなかった[1)]。
○原発情報に関し、警察・自衛隊は一時避難したが、消防職団員には情報がなかったため、活動を継続した[1)]。
○原子力発電所事故という特殊災害に対応する活動隊員は不安を感じていたため、いかに情報を正確に伝えていくかが課題である[2)]。
○被災地への進入経路について、最短の高速道路を経由し現地入りするのが確かに鉄則ではあるが、今回のケースは東京電力福島第一原発を避けるコースの選定も視野に入れても良かったのではないかと感じる。現に首都圏隊の中には、東北道を避けて新潟方面より被災地入りしたケースもある[2)]。
○未曾有の大震災で被災が極めて広範囲、放射能汚染と特異な活動環境の中で、隊員の安全確保が困難であった[1)]。

(イ)　東京電力福島第一原発周辺医療機関からの転院患者の受入れについて

表4.6-30に東京電力福島第一原発周辺医療機関からの転院患者の受入れの課題等を示す。

表4.6-30　東京電力福島第一原発周辺医療機関からの転院患者の受入れの課題等

○複数の情報ライン、情報の真偽、出処の確認にストレスと長時間を要し、また情報管理が困難であり緊急対応に遅れが生じた[1)]。
○情報管理の困難性に伴い、部隊や活動状況の把握、局面判断が困難であった[1)]。
○極めて特異な活動環境により、安全な救護・搬送体制の早期確保が困難であった（経路・拠点の位置・放射能二次被害・燃料・受入医療機関の確保・食料等）[1)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

ケ　応援活動記録・集計報告

表4.6-31に応援活動記録及び集計報告等の課題等を示す。

表4.6-31　応援活動記録及び集計報告等についての課題等

○活動報告について、統一した報告様式を準備していなかったことから、各消防本部がそれぞれの様式により作成・報告したため、その集約に苦慮するとともに、受援側消防本部への適時・確実な活動報告がなされなかった[1)]。
○受援側消防本部及び指揮支援隊への活動報告について、書面及びメールでの報告が統一されていなかった[1)]。
○帰隊後の消防庁への報告及び取りまとめ等についての事務が煩雑であった[1)]。
○日によって報告事項の変更が生じることがあった[1)]。
○野営場所に複数の県隊が集結した際に、後方支援隊の指揮統制用資機材として、テレビ（情報収集用）・パソコン・FAX・コピー機等が必要である[2)]。
○各消防本部単位の自隊支援であるのか、県隊全体の支援であるのかが不明確であったこと、後方支援の任務内容が具体的に示されていないことから主に後方支援部隊を派遣していない消防本部が十分な支援を受けられないことがあった[2)]。
○後方支援部隊を派遣していない消防本部が、野営資機材を十分に積載できず、県隊共通の野営資機材搬送トラックの積載容量が不足することがあった[2)]。
○県隊規模での自己完結活動を想定すると、大型後方支援車の増台と大型水槽車の配備が必要である[2)]。

⑷　後方支援に関する事項

ア　後方支援体制

表4.6-32に後方支援体制の課題等を示す。

表4.6-32　後方支援体制の課題等

○地域や消防本部ごとに後方支援業務を実施していたため、食料等必要物資の調達が個別に必要であった[1)]。
○搬送や食事の準備、トイレの管理等について非効率な面が見られた[1)]。
○後方支援業務を各隊が個別で実施していたため、「部隊」として機能せず非効率であった[1)]。
○活動拠点が分かれることにより、同一消防本部の部隊が分散したため、支援体制が確保できなかった[1)]。
○東日本大震災においては広範囲かつ大規模な部隊運用を行ったが、消防本部の大小によって兵站（へいたん）業務量の格差が見受けられた[1)]。
○活動車両の故障等の対応が困難であった[1)]。
○人員輸送車、物資搬送、日頃使っていない車両は実運用にも使いにくい。大阪では、今回、人員輸送にはバスをチャーター、物資搬送についてもトラック協会からトラックを数台出してもらった。災害補償の問題もあるので検討も必要である[1)]。

イ　野営活動

表4.6-33に野営活動の課題等を示す。

表4.6-33　野営活動についての課題等

○野営場所について、屋外の運動公園等で行う場合と公共施設等の屋内で行う場合を比較すると隊員の疲労度・防寒・衛生面において大きな違いが見られた[1)]。
○野営場所における発電機の騒音の影響により仮眠の妨げとなった[1)]。
○種別の違う隊が同一のテントで仮眠したため、救急隊出動時、他隊の仮眠の妨げとなった[1)]。
○隊員が入浴・シャワーができず、衛生管理が不十分であった[1)]。
○ヘリコプターの緊急離発着場所と同一場所で野営をしたため、ヘリコプターの騒音やダウンウォッシュ*1の影響により、十分な休息が取れなかった[1)]。
○エアーテントを設置している野営地に、度々ヘリコプターが着陸することがあった。ダウンウォッシュでテントが飛ばされたりするなど危険なため、再三申し入れをしていたが、一向に改善されなかった[2)]。
○都道府県ごとの拠点の発想はいいと思うが、高速道路のサービスエリアも拠点の構想の中にいれるのもブロック的に考えれば、現実的[3)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）消防庁　平成23年度第3回消防審議会　資料2-2（緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会における主な意見）
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23_shingi/03/2-2.pdf（平成25年1月21日参照）
*1 ダウンウォッシュとは、ヘリコプターの垂直推力に伴って発生する下向きの気流のことである。

○活動拠点は被災した住民が自由に立ち入りできる公園であったため物資が被災者から丸見えであった。よって車両の位置などを考慮する必要があった[1)]。

ウ　物資等の確保

表4.6-34に物資等の確保の課題等を示す。

表4.6-34　物資等の確保についての課題等

○食料等は各消防本部がそれぞれ調達したため、消防本部間の格差が生じた[2)]。
○資機材搬送車両の積載容量により、物資の供給量に制約があった[2)]。
○震災の影響による全国的な物流の停滞により、物資の調達が困難であった[2)]。
○食料調達については、現金。前渡金をもっていく必要あり[3)]。
○食料は各本部とも72時間分程度の量しか持参しなかったため、十分な量はなく、細々と粗食に耐えた。水も不十分であった。2次派遣隊からは、燃料、食料、飲料水等自己完結型を徹底した[1)]。

エ　トイレ

表4.6-35にトイレ確保の課題等を示す。

表4.6-35　トイレ確保についての課題等

○野営場所により設置個数に差異があり、隊員数に応じた設置数や、断水、未回収等衛生面において課題が残った[2)]。
○トイレ等が整備されている支援車の活動場所への同行又は簡易トイレ設備等の整備が必要である[1)]。

オ　寒冷地対策

表4.6-36に寒冷地対策の課題等を示す。

表4.6-36　寒冷地対策についての課題等

○テント内での移動式灯油ストーブは、安全管理上問題があり、またテント内が結露したため、継続使用が困難であった[2)]。
○防寒物品全般の整備・確保が不十分であった[2)]。
○雪の重みによりエアテントが倒壊した[3)]。

(5)　その他

ア　今後整備検討すべき事項

表4.6-37に本震災に伴う応援活動を踏まえた今後整備検討すべき課題等を示す。

表4.6-37　今後整備検討すべき課題等

○消火栓使用不能による消防水利の不足への対応[2)]。
○出動途上及び現地における燃料不足への対応[2)]。
○被災市町村での地理不案内への対応[2)]。
○無線不感地域への対応[2)]。
○交替部隊の効率的な人員輸送及び資機材の搬送手段の確保[2)]。
○後方支援部隊を増やしていく必要があるのでは。車両・資機材のレベルアップも必要ではないか[2)]。

【導入を検討すべき車両等】[2)3)]

○大型給水車
○燃料補給車
○無線中継車
○人員搬送車
○資機材搬送車
○ゴムキャタピラー付のキャリアーカー
○カーナビゲーションシステム
○衛星携帯電話
○電磁波人命探査装置や二酸化炭素探査装置
○GPS、ポータブルナビゲーション（捜索用）

イ　長期派遣活動

表4.6-38に長期派遣活動に伴う課題等を示す。

表4.6-38　長期派遣活動に伴う課題等

○車両と部隊が同時に交替する方法が非効率であり、また引継ぎ時間が短く十分な申し送りを行うことができなかった[2)]。
○衣・食・住に係る物資や燃料の継続した調達・供給に苦慮した[2)]。
○派遣交替による人員搬送について、各消防本部がそれぞれ保有するマイクロバス等を使用したため、長時間運転及び閉鎖的環境による疲労など多大な負担を強いられた[2)]。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　平成23年度第3回消防審議会　資料2-2　緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会における主な意見
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23_shingi/03/2-2.pdf（平成25年1月21日参照）

3 航空部隊

(1) 初動対応に関する事項

ア 事前計画（実施計画等）について

表4.6-39に各県で定める事前計画の課題等を示す。

表4.6-39 事前計画の課題等

○業務多忙による隊員不足のため受援計画に基づいた配置ができなかった[1)]。
○災害規模が事前計画の想定を上回った[1)]。
○津波により集結基地や機体など計画上重要な要素を喪失し、事前計画に近い体制をとるまで時間を要した[1)]。
○初動時に各ブロック内の出動要請状況や待機している県のヘリコプター等の計画情報の提供があれば、早い段階で出動の判断が可能だったと思う[2)]。

イ 情報収集・連絡体制について

表4.6-40に震災初期における被災市町村の被害情報収集の課題等を示す。

表4.6-40 被災市町村の被害情報収集における課題等

○被災自治体においては通信手段が衛星電話のみで情報収集や活動調整がままならない状態であった[1)]。
○県庁舎が被災し県庁内に災害対策本部を設置できないため隣接建物に設置したことにより通信機器の設置に時間を要し、初動において情報収集ができなかった[1)]。
○各市町村の庁舎が被災及び通信回線の途絶が多く、特に沿岸の被災市町村からの情報が入ってこなかった[1)]。
○活動初期では、救急救助活動とあわせて情報収集活動を実施するほか、他機関との情報を一元化できる体制を整える[2)]。

表4.6-41に応援要請等にかかる手続きにおける課題等を示す。

表4.6-41 応援要請等にかかる手続きにおける課題等

○被害状況の把握ができなかったため消防庁からの「応援機は何機必要か」の問い合わせの回答に苦慮した[1)]。
○応援要請等にかかる手続きを実施することができなかった[1)]。

表4.6-42に情報連絡における課題等を示す。

表4.6-42 情報連絡における課題等

○一般電話や携帯電話はつながりづらく、庁内の内線を主に使用した。消防無線も距離的に使用できなかった[1)]。
○要請が重複することが多く、情報の共有が必要である[1)]。
○情報が錯綜し、確実な情報がなかなか得られなかった[1)]。
○被害情報の収集が遅れたことがそのまま各方面への情報連絡の遅れとなった[1)]。
○連絡手段が電話及びFAXのみであったため、情報の精度と量が制限された[1)]。
○映像による情報伝達ができなかった[1)]。
○無線統制や無線が飛ばない距離での活動になったので今後は中継点やデジタル化に対しての検討が必要と思われる[2)]
○無線統制について地上隊無線との輻輳（ふくそう）があった[2)]。

表4.6-43に国への情報提供、報告関係についての課題等を示す。

表4.6-43 国への情報提供、報告関係についての課題等

○事前計画が無いため作成が必要である[1)]。
○実施することができなかった[1)]。
○初動期は出動要請やほかの調整作業が膨大にあり、集計・報告に人員を割けなかった[1)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

ウ　受援体制について

表4.6-44に受援体制の課題等を示す。

表4.6-44　受援体制の課題等

○計画上「支援室対策班」「ヘリ運用調整班」「消防応援活動調整本部」の3班を兼務しなければならない要員がおり、また支援室内のレイアウトにより他機関との連絡調整が困難になった[1)]。
○設置の際、「消防応援活動調整本部の運営にかかるチェックシート」を活用しなかったため必要資機材をレイアウトできなかった[1)]。
○県庁が被災し、消防応援活動調整本部の設置に時間を要した[1)]。
○基地の被災により県航空隊員の参集に時間を要したため、調整・運用開始に遅れが生じた。また無線等の通信機器が不足した[1)]。

エ　その他

初動対応についてはアからウまでに示されたものの他、防災関係機関の初動対応内容の把握が必要であったとの課題も出された。また、人員不足のため交代して業務を行うことができず、身体的な負担が大きいなどの体制に関しての課題も出されている。

(2)　緊急消防援助隊出動時期に関する事項

ア　情報収集・連絡体制について

表4.6-45に応援航空部隊との情報収集・連絡体制の課題等を示す。

表4.6-45　出場時期における情報収集・連絡体制の課題等

○被災市町村とヘリベースが遠く、中間に山間地があることから通信・気象条件共に活動を阻害する条件があった。また、県災害対策本部に消防無線及び航空無線がなかった[1)]。
○ヘリベースを隣県に設置したことにより情報伝達方法が電話又はファクシミリのみとなり、詳細な情報を伝えることができず、情報の錯綜や不足が生じた。また、県災害対策本部から活動現場との間で無線通信がほとんどできなかった[1)]。

イ　応援部隊配備調整について

表4.6-46に応援航空部隊の部隊配備の課題等を示す。

表4.6-46　出場時期における応援部隊配備調整の課題等

○消防庁応急対策室との調整による部隊配備となったが、発災時の自県対応や夜間飛行の不可により、翌日の早朝から活動を行える機体が少なかった[1)]。
○被害の大きい地域ほど情報が少ないため、活動地域が偏ることがあった[1)]。
○3月12日の日の出とともに出動予定であったが、気温低下によりエプロン*1が凍結し、ヘリコプターをトーイング*2できない状況であったため、地元消防のポンプ車に出動を依頼し散水で解氷作業を行い、出動した（1時間21分のタイムロス）[2)]。

ウ　ヘリベース及び臨時ヘリポート調整について

表4.6-47に航空部隊の活動拠点となるヘリベース及び臨時ヘリポート調整の課題等を示す。

表4.6-47　ヘリベース及び臨時ヘリポート調整の課題等

○受援県のみでは応援部隊の受入対応が人員不足のため困難である[1)]。
○被災市町村とヘリベースの距離を考慮すると沿岸北部と沿岸南部との中間地点にフォワードベースを設定することが理想であるが、被災消防本部や自衛隊のベースキャンプが設置され、航空隊員の人員も不足していることから実施できなかった[1)]。
○内陸部の病院にヘリポートがなく、ランデブーポイント*3を設定した[1)]。
○沿岸部の臨時ヘリポートが津波により浸水し使用不能となった[1)]。
○空港施設が被災したことにより定期便旅客機が就航できなくなり、救難機の受入については可能であったが、空港機能が正常だった場合、離着陸や燃料補給に支障が出たと思われる[1)]。
○フォワードベースの開設は燃料の到着を待ち、発災から2日後となった[1)]。
○被災市町村の臨時ヘリポートは避難所や各機関の待機場所となったため使用の可否を調査しなければならなかった[1)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
*1 エプロンとは、ヘリコプターの離着陸する場所のことである。
*2 トーイングとは、ヘリコプターを離陸する場所まで牽引することである。
*3 ランデブーポイントとは、臨時の離着陸場のことである。

○霞目（かすみのめ）駐屯地等、他機関の敷地に駐機する場合、毎日の駐機数を調整する必要があった。また発災後3日から1週間程度で独自のヘリベースを確保することも必要である[1)]。
○発災当初は県消防学校へフォワードベースの設置を検討したが、契約燃料業者も被災し燃料搬送ができず、さらに人員不足のため設置せず[1)]。

(3) 緊急消防援助隊活動時期に関する事項

ア 部隊運用調整について

表4.6-48に活動時期における指揮命令など部隊運用調整の課題等を示す。

表4.6-48 活動時期における部隊運用調整の課題等

○悪天候により初動の情報収集活動ができず、部隊運用に必要な情報が得られなかった[1)]。
○応援機体数により受援体制を充実させることが必要であったが、航空隊本部員だけでは不足した[1)]。
○消防応援活動調整本部とヘリ運用調整班が離れた場所で対応したため、地上部隊との連絡・活動調整に不具合が生じた[1)]。
○「1要請」に対して「1指令」とする余裕がなく、活動区域を指定して捜索・救助をする旨を指示していたため、航空運用調整班で航空機の活動内容を詳細に把握することができなかった[1)]。
○航空運用調整班の処理能力以上の要請が入り、活動事案ごとの詳細な指揮命令は不可能であった[1)]。
○ヘリベース内に10機程の機体が待機している状態であったが、活動していたのは常時1機から2機程度で待機する時間が長い航空隊があった。各関係機関が調整して捜索救助以外の活動でもヘリコプターを活用してはどうかと思う[2)]。

イ 情報収集・連絡体制について

表4.6-49に活動時期における情報収集・連絡体制の課題等を示す。

表4.6-49 活動時期における情報収集・連絡体制の課題等

○運用調整班は航空波1波のみの運用であったため、活動中の航空機と無線輻輳（ふくそう）が相次いだ[1)]。
○情報の伝達が一方通行になりがちで要請元に対しての実施結果報告などが疎かになることがあった[1)]。
○地上消防隊との交信は全国共通波2ch を原則使用したが、一部の隊でこの周波数を保有しておらず、県境で混信することもあったので全国共通波1chも使用した[1)]。
○ヘリコプターの要請元が「消防本部」や「緊急消防援助隊」など、様々なルートから入った（一元化ができなかった。）[1)]。
○情報伝達の時間差が生まれ、ヘリコプターで避難所に着陸した時にはもう地上で病院に向かった後などの活動があった[2)]。
○陸上部隊との緊密な連携（情報交換等）がなく、不確実な情報に振り回されることが多かった[2)]。

ウ 他機関との調整について

表4.6-50に緊急消防援助隊調整本部や他機関との調整の課題等を示す。

表4.6-50 他機関との調整の課題等

○初動期において航空機の調整のみに作業を集中するあまり、地上部隊の進出・活動状況がつかめなかった[1)]。
○県災害対策本部支援室内のレイアウトが悪く、消防応援活動調整本部と離れて活動したため、情報共有や活動調整がほとんど行われず支障をきたした[1)]。
○被災市町村からの連絡員派遣がなかったため、通信網途絶状態の中、情報収集に追われた[1)]。
○自衛隊のJTF[*1]への要請の際、対応までに時間を要することがあった[1)]。
○ドクターヘリとの連絡調整方法が不明確であり、対応ができなかった[1)]。
○災害対策本部内に航空運用調整班が設置されず、各関係機関との調整に苦慮した（航空機運用の調整ができず他機関の航空機の動きが把握できなかった。）[1)]。
○宮城県では防災ヘリコプターの救助活動（屋上からの逃げ遅れた要救助者のピックアップ等）が多かったが、岩手県では救助活動は主に自衛隊が行っていた。災害対策本部でどのようなやりとりがあったのか分からないが岩手県派遣の航空隊は待機の時間が多かった[2)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
*1 統合任務部隊（JTF）は、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊固有の任務ではなく、災害時に被災者の救助・支援のために活動する統一的な部隊のことである。

エ　活動記録・被害情報集計について

表4.6-51に活動記録や被害情報の集計の課題等を示す。

表4.6-51　活動記録・被害情報集計の課題等

○消防庁や他機関の使用する様式に整合性がなく、必要情報の内容が不足した[1)]。
○初動期は他の業務が多く、活動や調整内容をすべて記録することができなかった。受援計画で定めている様式は全国に示してあるものを基本としているが、実際には使われない様式もあった[1)]。
○発災初期は受援側で人員不足もあり、記録を取る余裕もなく、記載事項が多数にわたるものは記録にも時間がかかり実用的ではないと感じた[1)]。
○国が示す受援計画で定めた様式を使用し記録したが、様式ごとに入力内容が異なり、作業が煩雑となるとともに、事後に必要な情報がすぐ得られない状態であった[1)]。

オ　後方支援体制について

表4.6-52に燃料・食料・資機材等の後方支援体制の課題等を示す。

表4.6-52　燃料・食料・資機材等の後方支援体制の課題等

○県内全ての航空燃料が喪失したため、初動期に県内のヘリ活動に支障があった（県外での給油による活動時間の制限）[1)]。
○フォワードベース（屋外）に大量の燃料を保管する状態が続いた[1)]。
○協定を交わしている燃料業者も震災の影響で人員不足のため、初期の数日間の対応に支障が出た[1)]。
○航空隊本部員の不足、ヘリベースと被災市町村間の気象状態及び自衛隊ベースキャンプの設置状況によりフォワードベースの設置を断念せざるを得なかった[1)]。
○当初計画していた燃料ルート（仙台）が被災し、総務省の手配により新潟ルートで燃料供給を受けた[1)]。
○応援部隊の燃料・食料・待機場所などを確保するのが困難であった[1)]。
○食料の準備で災害用非常食だけでは困難と考える。4日間を現地で活動するためには自炊機能（カセットコンロ、鍋等）でお湯を沸かしてカップラーメン、ドライフード、レトルト食品等、手軽に食事できることが必要と考察する[2)]。

(4)　その他

ア　ヘリベース等の安全管理体制

表4.6-53に航空機の離着陸時に必要不可欠な安全管理体制の課題等を示す。

表4.6-53　ヘリベース等の安全管理体制の課題等

○受援側航空隊のみでの応援部隊の受入対応は人員不足により困難な状況であり、安全管理員なしでの離着陸を行った[1)]。
○フォワードベースでは燃料補給や安全管理において人員が必要であったが、初動では県内全ての消防本部が人員不足のため、事前計画にある「航空隊活動支援員」の派遣ができなかった[1)]。
○臨時に設置したフォワードベース（グランディ21）では航空気象情報を入手しづらい環境であった[1)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

イ　今後導入を検討すべき事項

表4.6-54に今後導入を検討すべき事項を示す。

表4.6-54　今後導入を検討すべき事項について

○フォワードベース等で航空運用を実施する際の無線やホワイトボードが不足した[1)]。
○フォワードベースを設置した際の通信手段について、携帯用ファクシミリ及び衛星携帯電話が必要である[1)]。
○支援員制度の導入と隊員の増員[1)]
○地上部隊が進入困難な場所での救助活動の実施が必要であった[1)]。
○夜間照明などの簡易ヘリポートシステムの必要を感じる[1)]。
○航空隊本部へのインターネット環境の増設[1)]
○応援部隊に貸し出すための救助・救急資機材が不足した[1)]。
○航空隊員の交代要員の確保[1)]
○資機材搬送車の導入、資機材の搬送方法の検討が必要である[1)]。
○放射線資機材一式[1)]
○放射線管理要員の派遣がなかった[1)]。
○ヘリコプターの離着陸場所と航空隊本部（事務所）間における航空隊員の移動に苦慮した[1)]。

1）消防庁　東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書　平成24年2月
http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1329685245755.html（平成25年1月21日参照）

4.6.7 ▶緊急消防援助隊の手記

表4.6-55に示した岩手県、宮城県及び福島県で活動した緊急消防援助隊の手記を紹介する。全国消防長会の「東日本大震災活動記録誌」や各消防本部から刊行されている活動記録誌等に掲載されている手記から、活動状況が詳述されているものや今後の教訓となるものを掲載した。

表4.6-55 緊急消防援助隊の掲載手記一覧

No.	都道府県隊	活動県	タイトル	所属・氏名*1	出典
1	北海道隊	宮城県	隊員の強い使命感を感じた日々	札幌市消防局 消防司令長　富田 和廣	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
2	北海道隊	宮城県	緊急消防援助隊 ～女性隊員としての活動を振り返って～	札幌市消防局東消防署 消防士長　高橋 朋子	北海道　北海道緊急消防援助隊活動記録誌
3	新潟県隊	宮城県	忘れられない出来事	阿賀野市消防本部 消防司令補　清水 丈裕	新潟県消防長会 東日本大震災緊急消防援助隊　新潟県隊活動記録
4	長野県隊	宮城県	緊急消防援助隊	長野市消防局 消防司令補　市川 裕	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
5	千葉県隊	福島県	福島県消防応援活動調整本部指揮支援部隊長（第1次・第4次・第7次派遣隊）として	千葉市消防局 消防司令長　小圷 博	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
6	東京都隊	岩手県	岩手県における航空消防活動	東京消防庁装備部航空隊 消防司令　荒谷 秀夫	釜石大槌東日本大震災活動記録誌編集委員会 「猛威への挑戦　東日本大震災－釜石大槌消防活動の記録」
7	神奈川県隊	宮城県 福島県	陸と空からの活動	川崎市消防局 消防士長　岩佐 信二郎	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
8	神奈川県隊	福島県	神奈川県隊救急部隊第5次派遣隊（川崎第1次隊）に参加して	川崎市消防局 消防司令　飯田 康行	川崎市消防局 「東日本大震災　川崎市消防局活動記録誌～2011～」
9	愛知県隊	岩手県	岩手県消防応援活動調整本部指揮支援隊（第1次派遣）の活動について	名古屋市消防局 消防監　伊藤 悦三	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
10	富山県隊	宮城県	緊急消防援助隊富山県隊長（第1次隊）手記～第1次隊の任務～	富山市消防局 消防監　黒田 喜和夫	富山県消防長会「会報　特別号」（平成24年1月27日）
11	富山県隊	宮城県	覆された危機管理意識	氷見市消防本部 消防司令補　竹内 貞明	富山県消防長会「会報　特別号」（平成24年1月27日）
12	滋賀県隊	福島県	拡大する飛行禁止空域との狭間で	大津市消防局 消防司令　内田 建児	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
13	大阪府隊	岩手県	貴重な体験	泉佐野市消防本部 消防士　山内 雅之	大阪府下消防長会 「東日本大震災緊急消防援助隊－大阪府隊活動記録－」
14	兵庫県隊	岩手県	私が見た東日本大震災	兵庫県消防防災航空隊 消防司令補　廣井 紀吉	釜石大槌東日本大震災活動記録誌編集委員会 「猛威への挑戦　東日本大震災－釜石大槌消防活動の記録」
15	兵庫県隊	新潟県	最前線へ一刻も早く物資を届けないと…	神戸市消防局東灘消防署 岡 孝夫	南三陸消防署・亘理消防署・神戸市消防局 「東日本大震災　消防隊員死闘の記」
16	広島県隊	宮城県	東日本大震災における施設課の対応等について	広島市消防局 消防司令　中島 輝文	広島市消防局「東日本大震災　活動記録集」
17	広島県隊	岩手県 福島県	被災地の空	広島市消防局　消防航空隊 消防司令　パイロット 小笠原 光峰	広島市消防局「東日本大震災　活動記録集」
18	山口県隊	宮城県	長い道のり	下関市消防局 消防司令長 山内 和夫	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
19	福岡県隊	宮城県	東日本大震災に出動して	福岡市消防局 警防部警防課長　山下 周成	福岡市消防局 「東日本大震災　緊急消防援助隊福岡県隊（福岡市隊）活動記録」
20	熊本県隊	宮城県	熊本県緊急消防援助隊救急隊活動報告 ～この悔しさを今後に～	熊本市消防局 消防司令　池松 英治	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
21	宮崎県隊	岩手県	目の当たりにした未曾有の大震災と釜石大槌地区での活動	宮崎県防災救急航空隊 加藤 啓一郎	釜石大槌東日本大震災活動記録誌編集委員会 「猛威への挑戦　東日本大震災－釜石大槌消防活動の記録」

*1　所属、役職、階級等は東日本大震災にて対応した当時のもの

隊員の強い使命感を感じた日々

札幌市消防局（北海道）
消防司令長
富田　和廣

平成23年3月11日（金）14時46分、東北地方の三陸沖を震源とするマグニチュード9.0最大震度7の大地震が発生した。

あの大地震の後、テレビに映し出された映像に日本中の誰もがくぎ付けになったに違いない。

この映像はCGではない。今、日本の国内で現実に起こっている、これまで見たこともない想像を絶する、恐ろしい惨状の生中継だった。

東北地方の海岸や漁港に大津波が押し寄せ、家屋、田畑が次々と津波に飲み込まれていく。

消防署内では、画面のなかで逃げ惑う人や車に向け、「そっちじゃない、反対側に逃げろ」などと思わず叫んでいる署員もいた。

まもなくして緊急消防援助隊北海道隊の編成から出発日時が決められるなか、第1次派遣隊の隊長の任を受けることとなった。その瞬間、頭をよぎったのは「この派遣は、これまで経験した緊急消防援助隊のブロック訓練とは比較にならない。現実に起こった困難かつ大規模な災害にこれから向かい、予想だにしない極めて過酷ななかで活動することになる。」との思い。

顔は平然としていたと思うが、気の高ぶりと同時に様々な不安を抱えながら、派遣隊員と準備を進めたことを今でも覚えている。

翌12日に派遣隊15隊64名による札幌市長への出発報告を終え、札幌～小樽～秋田～宮城までの陸路・海路、さらに陸路を経て長距離・長時間にわたる移動の末、石巻市の進出拠点である総合運動公園には13日夜半に無事到着することができた。

活動の場所：宮城県石巻市

もちろん、早期の被災地到着を目標に活動地域の指定が不明のまま出発しており、結局、翌日の秋田港接岸の数時間前に「活動地域は宮城県石巻市」と決まったのだが、長時間にわたる移動時間を考えると、このようにいち早く派遣隊を先発させる判断も重要になってくる。

このことは、一刻も早く大量投入された消防、

自衛隊などの車両部隊を、被災地の住民の方々が目にすることで安堵感や安心感、そして期待感につながることになるのではないだろうか。

車両で移動している日中には気付かなかったが、目的地である石巻市に近づくにつれ日没となると、市街地は停電のため真っ暗、赤色灯を点灯しながら走行していると、闇夜に赤色が吸い込まれていく。暗く不気味なほど静寂なこの環境のなかで住民が不自由な避難生活をしていると思うと「早く何とかしてあげたい。」と念じずにはいられませんでした。

石巻地区広域行政事務組合消防本部で毎朝行われる調整会議、机上の図面上に「つば」が飛ぶほど議論が交わされる。これも「何とかしたい。」という人命救助・救出にかける真剣な気持ちが表れている証だ。

活動初日、災害現場までの途上も障害物を排除しながらの移動で大変だったが、被災した現地は、打ち上げられた船舶、転がっている危険物の屋外タンク、基礎だけ残っている住宅跡、敷き布団のようにめくれあがったアスファルトなど、これまでの災害では見たことのない惨たんたる現場。衝撃的な光景を目の前にして、隊員たちはブロック別に分けた検索区域を「生存者の救出・救助」という使命感と派遣隊員としての誇りを持って最後まで活動し、結果、派遣期間中（7日間）に17人に及ぶ生存者救出・救護、70人超のご遺体の確認・収容、別動していた救急隊により49人を搬送するなど第1次派遣隊としての役割を果たせたと思う。

しかし最終日、第2次派遣隊に引き継ぎ石巻市を去るとき、何かもっとできることはなかったか？　やり残したことは？　などの自問を隊員誰もが頭に描いていたに違いない。とはいえ、連日に及ぶ過酷な活動のなか、決して十分とは言えない食・住の環境において、文句ひとつ言わず業務を遂行し、さらに大きな事故や負傷者も出さずに無事帰札できたことは、素晴らしい仲間に恵まれたおかげと改めて感謝するとともに誇りと思っている。

北海道の派遣は第13次まで行われたが、この経験をこれからどう活かしていくのか。

その大きな課題にスピード感を持って解決策を導き出す役割が我々に課せられている。

最後になりましたが、「東日本大震災」において犠牲になられた多くの方々のご冥福を祈るとともに1日も早い復興・復旧をご祈念申し上げます。

石巻地区広域行政事務組合消防本部にて（調整会議）

緊急消防援助隊
～女性隊員としての活動を振り返って～

（救急部隊　第11次派遣）
札幌市消防局東消防署（北海道）
消防士長
高橋　朋子

私は第11次派遣隊の救急隊員として石巻市に入りました。同次派遣隊の3名の女性隊員のうちのひとりでした。

被災地での救急活動では、数家族が集まって暮らしていた住宅の中で発電機を使用していたためにCO中毒になってしまったというものや、被災と避難所生活でのストレスからと思われる吐血など、救急要請に至る経緯が被災によるものが多く、被災の被害は直接的なものだけではなく、被災された方々にとって継続しているものなのだと痛感しました。

特に印象に残っているのは、ある出動で同乗したご家族が車酔いをする方だと伺ったので、なるべく気を紛らわせてもらおうと思ってお話しをしていたら、病院到着のときに「こんなときに言うのも変だけれど楽しかった。おかげで車酔いせずにすんだよ。ありがとう。」と言われたことです。

女性隊員には力が弱いなどのデメリットがあります。

しかし、女性の傷病者はもちろん、男性や関係者に対しても与える安心感は女性隊員特有のものがあり、女性隊員のメリットだと思っています。このとき、そのメリットが活かされたと感じました。

私たちの活動では、安全性や的確性、そしてスピードが求められますが、要救助者や傷病者やその関係者に対して、どんな時でも、どんな場所でも、柔らかな言葉や心配りのある対応が欠かせないと思っています。

被災された方々は極度のストレスを抱えており、より心配りのある対応の重要性を改めて感じ、微力ながらも女性隊員のメリットを活かして活動できたと思っています。

傷病者に寄りそう心配りのある活動の重要性という基本に立ち返る機会を被災された方々に頂いたと感じています。

今後は通常の活動や被災地の支援などでお返しをしていきたいと思っています。

緊急消防援助隊の手記（3）（宮城県　新潟県隊）

忘れられない出来事

（救急部隊　第５次派遣）
阿賀野市消防本部（新潟県）
消防司令補
清水　丈裕

それは20時47分「30代男性、転倒し頭部からの出血あり、阿賀野救急隊出動せよ」との救急指令を受け出場した事案です。石巻消防署でナビゲーターを同乗させ現場へと向かいました。現場は一目で飲食店であることが確認でき、道路から入口まではがれきが散乱していました。店内は床に泥が堆積し段ボールが敷かれ、テーブルや椅子は乱雑に置かれていました。小上がりで仰臥位の傷病者と接触すると、泥酔し「大丈夫、大丈夫。」と繰り返すだけでした。観察の結果、左前額部に5cmの血腫と擦過傷が確認されました。傷病者が泥酔状態のため同級生だという店主から受傷状況を聴取すると、泥酔しがれきに頭から倒れこんだということでした。私は「なんで震災のこの時期にこんなになるまで飲酒させたのですか？」と店主に対し注意の意味も込めて尋ねると、店主は「彼の両親がずっと行方不明で、今日遺体が発見され、覚悟をしていたとはいえ弔うこともできない状況なので友人数名でお通夜の代わりに励ましていたんです。」ということでした。確かによく見ると傷病者の頬には涙が乾いたような跡があり、私は思わず言葉を失いました。そして、改めてここが被災地であることを再認識しました。今一度泥酔している傷病者に目をやると両親を亡くした悲しみや、弔うことすらできない無念さがあったのだなと思いました。その後、医療機関へ搬送中に傷病者の友人たちから感謝の言葉をいただき、私はもっと被災地の住民への配慮が必要であったと思いましたし、報道では伝わらない苦しさや悲しさを感じることができました。

緊急消防援助隊新潟県隊第５次隊の一員として現地で活動し、東日本大震災の被害の大きさに驚くとともに、被災地の住民の方々の懸命に生きる姿を目の当たりにして、一日も早い復興を願わずにはいられません。微力ではありましたが、今回の活動を通じ少しでもお役に立つことができたのであれば誇りに思います。

緊急消防援助隊

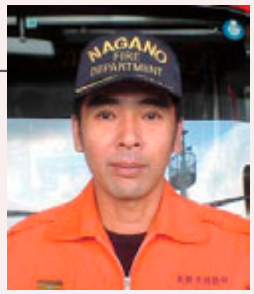

長野市消防局（長野県）
消防司令補
市川　裕

ドライスーツに身を包み、腰まで、時には胸まで水につかりながら浸水した市街地を救命ボートを引きながらの捜索。自分の身長を遥かに超える高さまで浸水した跡が建物の壁に残っている。車が道路を塞ぐように折り重なっている。「誰かいませんか？」呼び掛けると押し流されたがれきのなかに人の体の一部が見える。向こうにも見える。車のなかにも居る。車の下にも居る。しかし誰の返答もない…。

平成23年3月11日（金）14時46分。三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震、そして巨大津波。東日本大震災。

救助隊員である私はこの日、当直勤務で2階の事務室で執務中でした。僅かな揺れを感じ、とっさに身構えると強く長い横揺れ。あわててテレビをつけ地震の情報を確認すると「宮城県で震度7」の字幕。遠く離れた長野県でこんなにも揺れるものなのか？　これは大変な地震が起きてしまった…。

緊急消防援助隊の出動があるかもしれない。隊員に個人装備の確認を指示。地震の情報を確認するが「広範囲に大きな被害が出ている模様」としか情報は入ってきません。

地震発生から約2時間後、緊急消防援助隊長野県隊の出動要請。18時に、被災地宮城県に向けて出発しました。

通行できる道を確認しながら新潟県経由で進行。日付も変わり福島県に入ったころ徐々に被害

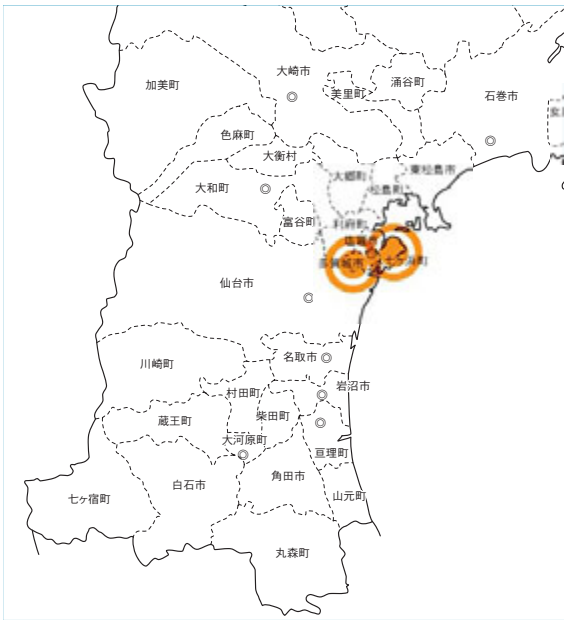

活動の場所：宮城県多賀城市、七ヶ浜町

情報が入ってくる。「仙台市若林区の海岸に遺体が100体ほど打ち上げられている。」「福島県南相馬市で家屋が1800戸流出」「大規模な火災が発生し市街地が直径500mから1kmの範囲で燃えている。」耳を疑うような情報に震災の規模の大きさを想像する。さらにラジオから「緊急地震速報」が。救助工作車を運転する隊員に減速しハンドルを取られないよう注意を促すと「長野県北部で震度6強を観測」…「何～！」「え～？」言葉にならず、ただただ驚くのみ。被災地に向かう自分たちの街も被災地になってしまったのか。高速道路の一本道。戻るわけにもいかず、そのまま進行。携帯電話も圏外を表示し全く使えず家族とも連絡が

取れない。無事であってくれと祈るばかりでした。

しばらくすると本部から連絡が入り、同じく東北に向かっている兵庫県と奈良県の緊急消防援助隊が長野県に向かってくれている。北部の栄村を中心に建物被害は発生しているが人的被害はない模様との情報。見事な連携プレーと機動力の高さを感じました。そしてこの時、「長野県隊の進出先は宮城県の塩釜地区消防事務組合消防本部で、管轄する多賀城市・七ヶ浜町で津波による大きな被害が発生している。」と伝えられました。

高速道路を徹夜で走り15時間。距離にして約500km離れた東北の地にようやく到着した。

活動拠点に入り被害状況を確認。「多賀城の市街地は沿岸から約2kmが津波でほぼ浸水。七ヶ浜も沿岸が壊滅的な被害を受けている。遠く立ち上がる黒煙は石油コンビナートのガス施設で出火。手がつけられない状況である。」と聞かされました。

多賀城市内はまだ浸水しており、ボートによる救助活動が必要とのことから県隊を2班に分け活動することとなり、私達は多賀城市へ向かいました。

市街地の一段高くなった道路は水が引け、避難者が列を作っている。しかし道路上には押し流された車が何台もあり、そのなかには消防車やパトカーの姿も。地元本部の救助隊長から「避難誘導中に津波が見えたと思ったらあっという間だった…」さらに津波が一瞬であったことを伺わせるかのように街のなかには津波に飲み込まれ、亡くなってしまった人の姿が多くありました。生存者の救出を優先させるため遺体収容は後回しとしました。ご遺体をそのままにしておくのは抵抗もありましたが、圧倒的に消防力が劣勢で、これが災害現場なのだと自分に言い聞かせ、心のなかで「後で必ず来ますから。」とご遺体の近くに目印を付けその場を去り次の現場へと向かいました。

民家の多くは体の不自由な人やお年寄りが浸水により取り残され救助を待っていました。建物の1階は津波で窓が割れ、玄関には流された車が

浸水による救助救出状況

突っ込んでいる。室内は家具が散乱しており泥まじりの黒い水が引けていない状況で、このお宅では足の不自由なおばあちゃんを何とか2階まで避難させたとのことでした。

夕刻になり孤立住民の捜索も一段落すると夜間の活動は避難路が確保できず2次災害の恐れのあることから中止とされました。日のあるうちにできるだけご遺体の収容を行い、後ろ髪を引かれる思いでしたが現場を引揚げました。

余震の続くなか、活動拠点での仮眠。翌朝からは七ヶ浜町へと転戦し活動。ここもまた壊滅的な被害を受けており視界に入る全てのものが破壊されている。家屋はバラバラになり柱や板になっている。それでも生存空間を探しながら捜索を実施。その日の夜には交替の派遣隊も到着し私達は被災地を後にしました。

今回のような想定を遥かに超える大きな地震は広範囲に被害が発生しました。緊急消防援助隊として市町村や県を超え全国の消防機関が被災地に駆け付け活動を実施。救助活動は時間との闘いで、遠く離れた長野県から出動し翌日には活動を開始することができ、想像もつかなかった複数箇所での地震発生にも柔軟に対処し、お互いのバックアップ体制も取れたことは大きな成果であったと思います。我々が活動を行ったのはほんの短時間ですが、被災された方々は長期戦です。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、1日も早い災害の終息と復興を心からお祈りいたします。

福島県消防応援活動調整本部指揮支援部隊長（第1次・第4次・第7次派遣隊）として

千葉市消防局（千葉県）
消防司令長
小圷　博

千葉市消防局は、震災当日の平成23年3月11日（金）から6月6日（月）の活動終了まで、延べ88日間にわたり東日本大震災の被災地である福島県災害対策本部に指揮支援隊を派遣、私は、第1次・第4次・第7次派遣隊として福島県に出動し指揮支援活動を実施してまいりました。

以下は、私が出動に至った経緯及びその後の指揮支援に従事した活動内容です。

3月11日に発生した東日本大震災当日は、被災地から遠く離れている千葉市においても震度5強の揺れを感じ、消防局内の消防地震対策本部で警防課員として情報収集活動を実施しているさなか、消防庁長官から福島県への出動指示があったと伝えられました。

直ちに隊員とともに必要資器材と個人装備をまとめ、千葉市消防局指揮支援隊第1次派遣隊として千葉市消防局航空隊「おおとり1」に搭乗、17時17分に千葉市を離陸、一路福島空港へ向かいました。

福島空港へ向かうヘリコプターの機内では、海岸線から離れた内陸部を飛行中のため、上空から大きな被災状況を目にすることはありませんでしたが、高速道や国道等で赤いテールランプが彼方まで続く、長い渋滞を目にしました。

18時20分に福島空港に着陸し、その後、地元の須賀川地方広域消防本部の緊急車両により、約70km離れた福島県災害対策本部に向かう途中、

活動の場所：福島県福島市

激しい渋滞に巻き込まれながら約3時間余りを費やし21時15分に到着しました。

本来であれば福島県庁内に設置されるはずの災害対策本部が、庁舎被災のため、隣接する「福島県自治会館」内に設置されており、その後の延べ88日間にわたる指揮支援活動のスタートに立ち会うこととなりました。

福島県災害対策本部の組織は、総括班を筆頭に情報班・原子力班・住民避難班・救護班など合計9班とそれらに加えて自衛隊、警察、消防などの関係機関で構成されています。

消防機関である消防応援活動調整班は、福島県

と代表消防本部である福島市消防本部、福島県防災航空隊、総務省消防庁そして千葉市消防局指揮支援隊で構成されています。

被災直後の大混乱の喧騒のなか、消防応援活動調整本部で地元福島市消防本部とともに指揮支援活動を担当しましたが、当初は、被災地との通信途絶状態が頻繁にあり、被災情報や部隊情報が非常に乏しいなか、おおむね72時間といわれている生命救助のタイムリミットと大津波警報発令下における安全確保を勘案しながら、部隊運用方針の決定を求められました。

その後も立て続けに起きた福島第一原子力発電所原子炉建屋での水素爆発や放射能汚染による避難指示範囲の段階的拡大など、想像を超える状況のなかで、活動隊員の被ばく防止と津波対策を含めた安全管理対策を最大限今日慮しつつ、生存救助を目指すという非常に困難な決断を、再三求められたことを記憶しています。

各県の第1次派遣隊は、情報不足から放射線防護用資器材を十分に装備していなかったため、活動地域の制限をせざるを得ず、一部の避難指示範囲内においては、速やかな人命救助活動の手を差し伸べることができなかったことは、非常に残念な思いであります。

救急搬送については、自衛隊救急医療チーム等との連携に加え、福島第一原紙慮発電所から半径20～30km圏内とその周辺地域の病院・福祉施設等からの患者搬送を緊急消防援助隊の救急部隊が担当しました。

また同20～30km圏内の在宅巡回診療実施に際し、緊急消防援助隊の救急救命士を各チームに同行させ、搬送が必要な場合の連絡調整員として搬送活動支援を行いました。

福島県内の緊急消防援助隊の救急部隊は、一時は最大数で10都県からなる107台の救急隊で搬送活動に従事しましたが、150名を超える救急搬送オーダーや出動から野営場所に帰るまでが14時間を超える県外への長距離搬送、その際の給油場所や酸素充填場所の確保、容態急変時のバックアップ体制確保など、通常では発生し得ない問題が予測されたため、その都度、関係機関に協力を求めつつ事前対策を講じてまいりました。

指揮支援隊は直接災害現場で活動する部隊と異なり、悲惨さを目撃する機会は多くありませんが、被災状況に基づく効率的な部隊運用に際し、あらゆることを想定し、迅速、的確な判断と決断力が求められる非常に重要かつハードな部門でした。

今を振り返れば、貴重な体験・教訓とともに反省点の多い活動となってしまいましたが、近い将来、発生が危惧されている首都直下地震など、千葉市が被災した場合の対策として、これらを生かしていきたいと考えております。

最後になりますが、今回の東日本大震災で犠牲となった方々のご冥福を深くお祈りいたしますとともに、被害にあわれた皆様に心からお見舞い申し上げ、被災地の一刻も早い復旧・復興を願って止みません。

福島県消防応援活動調整本部内の状況

岩手県における航空消防活動

東京消防庁装備部航空隊（東京都）
消防司令
荒谷　秀夫

3・11の日、私は岩手県二戸市の実家に帰省していました。到着してまもなく、大きな揺れが長く続き、すぐに停電、揺れが小さくなったかと思うと再び大きな揺れが続くという初動があり、これは尋常ではないと感じました。そして、情報が入ってくるに伴い、被害規模に驚愕し、今の状況にどう対処すべきかを冷静に考えました。

東京に参集する手段は陸・空路ともに閉ざされていました。停電は復旧することなく、ラジオからの情報では、岩手県をはじめ東北地方での津波被害と東京でも大きな被害が出ていることを知りました。電話は不通であり、深夜になり航空隊とメールが通じ、花巻空港に参集し、当庁ヘリの受入れと活動調整任務の連絡を受けました。

余震が頻発し、不眠のまま翌朝に花巻空港の岩手県防災航空隊に到着しました。騒然としていることを予想していましたが、整然としているというのが第一印象でした。あとで知ったことですが、岩手・宮城内陸地震の教訓を活かし、震災時の対応を練り直していたとのことです。その後、当庁ヘリ、他県応援ヘリも集結し、一日あたり約15機の消防防災ヘリが連日活動していたと記憶しています。その中で、県警ヘリや自衛隊機などとの調整も図りながら、岩手県防災航空隊長以下少ない隊員で的確に統制されており、受援体制のあり方について参考となることが多くありました。

釜石大槌地区も含め、沿岸部での非現実的な光景を見て真っ先に感じたことは、津波が根こそぎさらっていった跡の「寂寥（せきりょう）感」でした。そして、津波の到達位置の境界がまさしく「生死の境」であり、津波被害が繰り返された岩手で育った私でも、改めて少しでも高い場所への避難が最重要であると感じました。

過去にも震災現場の活動経験はありますが、この震災は経験をはるかに上回るものであり、活動を通じて感じたことは以下のとおりです。

1　ヘリの機動性を活かす

被災地との連絡手段が途絶し、救助を求める通報をしたくてもできない。具体的な救助要請が確認できなくても積極的に現場に出て、検索しつつそのまま救助に移行することも有効である。

2　前進基地の設定

被災地域の近くに燃料補給が可能な臨時離着陸場が設定できれば、運航効率が向上する。（燃料手配から搬送手段、現地隊員の配置など課題は多い。）

3　被災者目線での先を読む力

時間経過に伴い、被災者のニーズは変わってくる。地区ごとの環境や気象条件なども考慮

し、先読みした活動方針の決定や救援物資の事前手配が必要である。（後手にならないこと。）

4　航空部隊の展開と安全管理

現場での隊員は使命感にあふれ士気旺盛であり、非常に心強い活動をしてくれる。一方で、活動は長期戦であり疲労が蓄積していき、その疲労は航空事故に直結する。交替要員のいない現場では、普段以上に体調管理に配意することが結果的により多くの被災者救助に繋がる。

最後に、釜石大槌地区の消防職員、消防団員の皆様をはじめ岩手の多くの消防関係者の皆様には、地元での活動で奔走している中でもヘリの運航に多くの支援をいただき、私達も無事故で活動することができたと思っています。一日も早く、3・11以前よりも美しい自然と町並みの岩手に復興できるよう頑張りましょう。

陸と空からの活動

川崎市消防局（神奈川県）
消防士長
岩佐　信二郎

川崎市では今回の東日本大震災において、陸上部隊、救急部隊及び航空部隊、さらに福島第一原子力発電所への消火部隊の派遣と、約2か月間にわたり総勢75隊254名（延べ総数）が緊急消防援助隊として派遣されました。

私は3月に陸上部隊で宮城県へ、4月に航空部隊として福島県への派遣を命ぜられ、陸と空からの活動に従事しました。

宮城県へは神奈川県隊第3次派遣隊として3月17日（木）8時30分に川崎市を出発し、所々亀裂が入り隆起した東北自動車道を、緊急車両だけの異様な雰囲気のなか仙台市宮城野区へ向かい、牡丹雪が一面降り積もる23時30分進出拠点に到着しました。その翌朝から、津波被害が甚大であった若林区の仙台東部道路から、ご遺体が多く流れ着いた荒浜に渡って付近一帯の捜索活動を実施しました。

田畑には海水が溢れ、堤防にもなっていた仙台東部道路まで家々が集落ごと流されており、ひざ上まで泥水に浸りながら、倒壊家屋や流され重なった車両の山の捜索を一つ一つ行いました。2階部分しか残らない民家の屋根をはがしたとき、そこにあったのは震災前まで平穏に流れていた生活そのもので、学習机には写真が飾ってあり、ノートが開いたままでした。「どうか無事に避難していてくれ。」そう思いながら、一方で「絶対に見つけますから。」と救助を待つ要救助者を血眼になって捜しました。荒浜地区での任務は防風林内での捜索でした。松の大木が数キロにわたって根こそぎなぎ倒されている光景は想像を絶するもので、辛うじて立っている木は、地上から10m近くまであるはずの枝が無い。その先には布切れや布団が引っ掛かっていました。「あの高さまで水が来たのか。」防風林の手前に位置する仙台市消防局へリポートでは、消防車両やヘリコプターが押し流され積み重なっており、津波のすさまじい威力を目の当たりにして、絶句しました。残念ながら生存者等発見することはできず、悔しい思

活動の場所：宮城県仙台市、福島県

いと不甲斐ない気持ちがいっぱいのまま派遣が終了となりました。

仙台から戻り4月1日の人事異動で警防部航空隊勤務となり、4月6日から今度は航空部隊として1か月間に計3度、福島県に派遣となりました。航空部隊の任務は、福島第一原子力発電所から半径30km圏外の救急搬送、がけ崩れ・市街地等の地震被害調査及び林野火災の消火活動等でした。

飛行する際は、各クルーが放射線防護装備を着装しての活動となり、ゴーグルによりパイロットの視界は制限され、クルー全員が機体の目となり飛行し、また、飛行後も整備士や救助員が機体及び身体の汚染管理等、未経験の活動でしたが、陸上部隊での派遣時同様、隊員の士気は高く安全飛行に努めました。

派遣期間中は何度か大きな余震があり、その度に他の航空隊と連携して上空から県内の被害状況の情報収集を実施し、地上消防本部への情報提供を行いました。また、相馬市からいわき市へ救急搬送を実施した際、機体からぼんやりと遠くに福島第一原子力発電所が見えたのを憶えています。海岸線は内陸部まで水が残り、一帯が茶色く、それ以外の色を失ってしまっているような印象を受け、青く晴れ渡った空と対照的で複雑な気持ちでした。山間を縫うように飛行し、強風のなか、救急搬送を無事完了、帰投した直後に今度は林野火災出場の下命を受け出場。空中消火装置を装備するため飯館村のグラウンドに着陸したとき、機内の線量計の数値に衝撃を受けました。防護体制は十分でしたが、目に見えない放射線の怖さを実感した瞬間で、自然の脅威と、福島第一原子力発電所の脅威をともに肌で感じた派遣活動でした。

今回の大震災への派遣は偶然にも陸と空からの派遣となり、計17日間にわたるものでした。そのなかで印象深かったのは活動中や宿泊先で声を掛けてくれた被災者の方たちの言葉と、受援隊であった仙台市消防局、福島県防災航空隊の皆さんの言動でした。家族がまだ見つかっていない職員の方、家族を亡くされた職員の方もいらっしゃると聞いていました。発災時からの活動内容や経験談を嫌な顔一つせずに話してくださった職員の方もいます。被災地の方には活動中すれ違うたびに「ありがとう」「ご苦労様」と声を掛けていただきました。避難していた福島の小学生は「頑張ってくださいね！」と元気に言ってくれました。その声に何度も励まされ、勇気付けられました。

亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、支えて下さった皆さんに感謝し、今度は私達から声援を送りたいと思います。

「負けるな、東北。がんばろう、日本。」

ヘリコプターによる消火準備

神奈川県隊救急部隊第５次派遣隊（川崎第１次隊）に参加して

川崎市消防局（神奈川県）
消防司令
飯田　康行

川崎第1次隊の指揮隊長として派遣されました。この救急部隊の任務は、福島第１原発から半径20～30km区域内の在宅介護者のうち、巡回する医療チームが必要と認めた方々を救急搬送するというもので、メインターゲットとされた地域は南相馬市でした。南相馬市は、被災後20日経過したにもかかわらず、行方不明者が1,141人と福島県で最も多い地域となっていました。また、本市部隊の派遣期間は、平成23年3月31日から同6月6日まで、延べ派遣隊及び隊員数は33隊78人となりました。現地での活動は3つの中隊を編成し救急要請に対応するもので、第１中隊は横浜を中隊長とし、座間、綾瀬で編成、第2中隊は川崎を中隊長とし、横須賀、三浦、平塚、茅ヶ崎、藤沢、第3中隊は相模原を中隊長とし、秦野、厚木、大和、伊勢原、海老名で編成されました。

このたびの派遣は、川崎隊としては第１次派遣となり、先遣隊の意味合いが強く、現地入り当初から、宿営地の調整・設定や神奈川県隊本部、福島県災害対策本部からの情報収集が主な活動となりましたが、宿営地となった福島県消防学校から南相馬市までのルート、目標物、走行時間、危険箇所（凍結、落石、急カーブ等）、放射線量等を明記したマップを翌日には作成でき、神奈川県隊の教養資料として活用することができました。現地入り後、わずかな時間で、放射線を測定しながら本市救急隊が約140km実走行し手作りしたマップであり、不慣れな地で活動する各隊員の2次災害防止等に大変有効であると本部から評価をいただきました。こうした活動が事故なく瞬時に実施できたことも日頃の現場活動に裏付けられた各隊員の総力の賜物と考えられ、また、県下消防本部の結束の強さも大いに発揮されたことと思います。

福島県災害対策本部の受援体制も垣間見ることができ、本市における今後の対応についても参考とさせていただく事柄も多く更なる組織体制等の強化の必要性も感じました。

派遣時にお世話になった皆様大変ありがとうございました。被災された皆様の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

緊急消防援助隊の手記（9）（岩手県　愛知県隊）

岩手県消防応援活動調整本部 指揮支援隊（第1次派遣）の活動について

名古屋市消防局（愛知県）
消防監
伊藤　悦三

初めに、今回の大震災の犠牲となられた数多くの方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災地の1日も早い復興を改めて祈念申し上げます。

次に、活動のなかでポイントとなったこと、今後の課題として感じたことについて、以下に記述します。

【緊急消防援助隊活動地域の振り分け及び活動拠点の確保】

岩手県庁災害対策本部に到着し、県内被災の概況説明を受けた時点の岩手県三陸沿岸部のほぼ全域にわたる被害の状況から、沿岸部を5つの地区にわけ、被害の大きさと派遣部隊数のバランスをできるだけ考慮して振り分けることを方針として、順次派遣されてくる部隊をそれぞれの地区に配備した。ただ、持参した衛星携帯電話か県庁の地域衛星通信ネットワーク電話等を使うのだが、3月14日くらいまではとにかく通信状況が非常に悪く、苦労を強いられた。

消防応援活動調整本部としては与えられた県隊をバランスよく投入することが重要なポイントであったが、一口に県隊といっても、大阪府隊のように104隊もの大所帯もあれば、10数隊の県隊もある。これらを被害規模に併せて、大きなアンバランスが生じないように割り当てを決めていく作業を困難にしたのが活動拠点（野営場所）の確保だった。三陸沿岸では、活動拠点となり得る公共施設等は狭い海沿いの平野部に集中していたため、その多くは津波により損壊した。そして、残っている施設は、避難所としての利用も必要となった。活動拠点を各指揮支援隊長と地元消防本部の了解を得てなんとか確保していったが、その調整に難航し一時的な進出拠点での待機や他の被災地へ転戦させる判断が必要になった場面もあった。

活動の場所：岩手県盛岡市

【緊急消防援助隊の誘導】

全国から集まる各県隊の移動ルートや誘導については、岩手県代表消防機関である盛岡地区広域消防組合消防本部と協議して決定していった。まず、進出拠点については、給油可能な前沢SAに統一し、投入被災地ごとに下りるICを決定。そこから被災地までは受援消防本部が誘導する体制にした。降雪期の出動のため、凍結や降雪がひどい場合には参集部隊に峠の手前で一時待機を指示するなどして、雪に慣れていない県隊でも安全に移動できるよう配慮したが、それが的確に行えたのは受援消防本部のアドバイスがあったからだ。

【関係機関との連携】

宮古市から大槌町を中心に発災直後から同時に多数の林野火災が発生したが、津波による道路寸断で陸上の消火部隊の進入が困難な現場が多く、消火の主力はヘリコプターに頼らざるを得なかった。そこで、航空チーム及び自衛隊と協議し、大量放水が可能な陸自の大型輸送ヘリ（チヌーク）は優先的に林野火災対応とし、消防・防災ヘリは救急・救助活動を重点的に行う形にした。

救急に関して、岩手県では複数のヘリコプターが着陸可能な花巻空港及び岩手県消防学校にSCU（広域搬送拠点医療管理所）を設置。孤立した傷病者をSCUにヘリコプター搬送し、そこから救急隊が陸路で病院に搬送するのだが、地元の救急隊だけで追いつかず、異例ではあるが一部の県隊から救急隊を配置することとした。緊急消防援助隊の県隊は県隊長の指揮下で活動するのが原則であることから調整に難航することもあった。また、14日頃になると被災地の病院から内陸部の病院に転院させたいという要請が多数きた。転院搬送要請があれば、消防活動を理解している災害対策本部医療チームの医師が積極的に要請病院との調整を引き受け、的確な指示を出してくれた。

【今後の課題として感じたこと】

1　愛知県、名古屋市の受援体制の構築

岩手県災害対策本部の運営を見て、さすが以前に大規模地震を経験している本部だと思うところが端々にあった。愛知県、名古屋市は、今までは自分達が応援出動するケースが多かったが、これからは今回の教訓を活かして、受援の体制をきちっと構築していく必要がある。また、今回の災害では、「想定外」がキーワードになったが、愛知県庁と名古屋市役所は隣り合ったところにあり、災害が起これば共倒れになる。もし、ここで直下型地震が起こったらどうなるか？　全国から来ていただく部隊を統括指示する場所がない事態が発生する。県庁から離れた場所に、例えば、三河地方の県庁舎に緊急消防援助隊をサポートできる2番手の体制を作っておく必要性も検討すべきである。

2　通信の確保

今回の災害では発災後の通信環境の悪化に大変苦労をした。岩手県では一時期、自衛隊（通信部隊）に頼んで要所要所や県庁に高出力の発信ができるアンテナを備えた通信車両を配置してもらい、通信インフラの不足に対処した。これからは、こうした不測の事態に備え、今以上に自衛隊の力を借りられるような体制を検討してはと考える。

また、県の災害対策本部など活動の拠点となるような庁舎には、屋上に衛星アンテナを立てて拠点となる部屋の中に同軸ケーブルを引き、衛星携帯などが明瞭に交信できるようにすると良い。

岩手県庁災害対策本部

緊急消防援助隊の手記（10）（宮城県　富山県隊）

緊急消防援助隊富山県隊長（第１次隊）手記　～第１次隊の任務～

指揮部隊
派遣期間：第１次隊　３月11日から３月14日　４日間
富山市消防局（富山県）
消防監
黒田　喜和夫

【出動準備】

３月11日。15時少し前。警防課長であった私は、自席でわずかな揺れを感じ、直後に課員の携帯電話が次々に鳴り出しました。メールは、宮城県北部で震度６強の地震を知らせています。テレビでは、東北地方の広い範囲で被害が出ていると繰り返していました。

私の緊急消防援助隊の活動は、この時から始まりました。

宮城県は富山県隊の出動準備区域です。日頃から県隊長として、いつ出動指示が出ても絶対に遅れがあってはならないと出動計画書等を手元に置き、また心の準備を整えていたつもりでしたが、テレビに映し出されるとてつもない被害を予感させる映像に思考は空回りしていました。

これではいけないと気持ちを切り替え、消防庁からまだ何も連絡はないものの、課員に各消防本部へ出動可能隊の確認、後方支援本部の設置、富山市隊の出動準備、署に対し出動隊員の指名と自宅待機など頭をフル回転させ指示しました。課員は分担し、手際よくこれらの準備を進めてくれました。

結果的には、この初動が富山県隊の出動の早さにつながり、多くの人を救うことができたひとつの要因になったものと思っています。

その後、各消防本部から出動可能隊数が報告され、また消防庁からも富山県隊に「待機」の指示がありました。その間にテレビの映像は、更に緊迫度を増しており「出動」を覚悟しました。

15時58分。消防庁から富山県隊の出動可能隊は全て出動するよう指示がありました。とにかく宮城県に向かえというものです。

各消防本部へ出動の連絡を終え、マイカーにいつも積んでいる３日分の着替えなど一式が入っているリュックを取り出し、慌ただしく集結場所の越中境ＰＡへ向かいました。

【部隊移動―宮城へ】

集結場所で全隊が到着するのを待っている間に、消防庁から進出拠点は仙台南郵便局、活動場所は仙台市と具体的な指示がありました。

18時40分。富山県隊17隊68名の出発です。

この時、部隊移動していたのは、富山県隊の他は東京消防庁、新潟県隊、長野県隊だったと記憶しています。

県隊指揮車の携帯電話には、他県の指揮支援隊長や県隊長の電話番号が登録されており、今回の出動途上でも有効に活用できました。

北陸自動車道の黒埼ＰＡ付近を通過中に、東京消防庁の指揮支援隊長から電話があり、富山県隊の活動場所が名取市に変更になったとのことでした。

また、磐越自動車道の磐梯山ＳＡ付近を走行中には、名取市に指揮支援隊が到着していないため、富山県隊が代行するよう指示もありました。

このように走行中にも新たな情報や指示が入りましたが、具体的な被害の状況はつかめませんでした。また、これらの情報は、各部隊長等を集め全隊員に周知するようにも努めました。

私は、指揮支援隊としての活動をまったく想定しておらず、県隊と指揮支援隊の二つの活動をどのようにすればよいのか整理できませんでしたが、とりあえず県隊の指揮は別の人に任せようと思いました。

阪神・淡路大震災の時に県隊が分かれ、指揮系統を分けて活動した経験が頭をよぎったのです。経験は大きな財産になるものです。

そして、一刻も早く被災地に到着するため、休憩も最小限とし食事も越中境PAで買ったパンを食べながらの走行です。

しかし、夜間隊列を組んでの移動、給油の制限、磐越自動車道での圧雪、東北自動車道での道路の亀裂、段差等もあり移動は順調にはいかず、また不眠の移動は隊員にとって辛いものであったと思います。

このように負の要素が次々と増えていく中、今後の活動に不安を抱きながらも隊員を絶対に事故なく無事に帰すことだけを強く心に刻んでいました。

【名取市での活動調整】

12日5時30分。出発から約11時間かけて名取市に到着。休む間もなく、野営場所の設営と活動準備です。

県指揮隊は名取市消防本部に入り活動調整を行った結果、沿岸部で壊滅的な被害を受けた閖上地区と北釜地区で活動することになりました。

県隊長として現場へ赴き、指揮にあたるべきところ名取市消防本部の指揮支援本部で活動調整に当たらなければならず、指揮はそれぞれの地区で活動する上級指揮者に委ねました。

阪神・淡路大震災の時と同じ状況です。

また、宮城県庁の消防応援活動調整本部とは、地域衛星通信ネットワークを利用した衛星電話でしか連絡が取れず、連絡が取れてもなかなか返事が返ってこない状態が続きました。

余震が続く中、指揮支援本部での活動調整
（名取市消防本部）

現地の活動は、二つの地区での捜索活動を繰り返し行いましたが、隊員は刻々と迫る72時間の壁と闘いながら、泥まみれになり多くの要救助者を救助し、また被災者の避難介助に当たってくれました。

13日18時12分。ようやく広島市隊が名取市に到着し、指揮支援隊の活動を引き継ぎ、県指揮隊として現場活動ができるようになりました。

【不確実な情報】

今回の活動では続発する余震と大津波警報が継続する中、幾度となく流れてくる「津波がくる。」という情報にその都度活動を中断させられました。

その中でも、14日午前に県隊全員で北釜地区の捜索活動中に「自衛隊機が津波を確認し接近している。」との無線情報に、「全員避難、退避。！」と絶叫し、必死に数百メートル走り、付近で唯一残る3階建てビルの屋上に避難した時は、さすがに死の恐怖を感じました。

この情報は誤報でしたが、このように混乱する状況の中では、正しい情報なのかそうでないのかの判断ができず、隊員の命にかかわる情報は、すべて正しいと判断せざるを得ないのです。危険側に立っての判断です。

【活動を終えて】

第1次隊の任務は、迅速に出動し、少ない情報の中で状況を判断し被災地での活動を軌道に乗せ

ることだと思います。その観点から今回の活動を振り返ると、早い段階で被災地に入ることもでき、事故なく多くの人を救い第2次隊へ引継ぐことができたことは、概ね第1次隊としての任務を遂行できたものと思います。それもすべて、隊員の皆さんが心身ともに疲労と緊張が続く中で思いをひとつにして高い使命感を持って活動に当たっていただいたおかげだと思っています。

私の活動は、今回の地震・津波の被害の大きさ、また今なお続く行方不明者の捜索活動と照らし合わせたとき、余りにも活動範囲も狭く、期間も短く非常に微力なものです。それでも、初動時の決断、移動中の情報収集、県隊の運用、不確実な情報への対処などについて改めて考えさせられました。

そして、出動したすべての皆さんにとっては、地震・津波による大規模災害現場でしか得ることのできない貴重な活動経験を重ねたということが何よりも大切だったのではないかと思っています。災害は、多くの経験や教訓を与えてくれます。

私がいくつかの局面で、阪神・淡路大震災の経験が状況判断や部隊運用に役立ったように、出動したすべての皆さんが、現地での活動を単に自らの消防史に刻み込むだけでなく、いつの日か今回の「経験」や「教訓」を真に役立たせることができるよう更に日々の訓練を重ねていただくことを心から期待しています。

覆された危機管理意識

消火部隊
派遣期間：第1次隊　3月11日～3月14日　4日間
氷見市消防本部（富山県）
消防司令補
竹内　貞明

津波による未曾有の大災害となった現地、宮城県名取市に緊急消防援助隊富山県隊の第1次隊として足を踏み入れることになった。過去に能登半島沖地震、新潟県中越地震等の大きな揺れを経験していたのだが、発生地点が遠距離にあるにもかかわらず、今回の揺れの長さ、大きさは、その規模を想像するにあまりあるものでした。テレビで刻々と流される緊迫した映像に見入る暇もなく、上司の命により慌ただしく出動準備に取り掛かったのです。東北道を降りるころにはすでに夜は明け、平然とした街並みを走行中は、あれほど悲惨な光景を目にするとは想像すらできませんでした。名取市消防本部において閖上地区での生存者捜索を指示され活動場所に向かったのですが、肝心な道路が瓦礫や海水により確保されておらず、自衛隊や地元建設業者等の賢明な作業を待ちながらの前進となりました。私達が最初に開始した作業は、閖上小学校に避難している数百人の避難、誘導と傷病者の搬出、救護でした。暖を取るためでしょうか、3階の音楽室に多くの住民が身を寄せており、私が部屋に入った瞬間「消防の人が助けに来てくれた！」の声、この言葉に改めて責任の重さを痛感したのです。救出手段を考えながら共に担当した消防職員、地元団員や地域住民と協力し、無事全員の避難、救出が完了したときの一時の安堵、達成感は忘れる事ができません。また、同日の夕暮れ時、余震の恐怖と闘いながら崩れた住宅の2階で救助を待つ女性を救出し、待機する救急車内に収容できた時の喜びはひとしおでした。翌日からの捜索では、多数の遺体を発見しても安置場所が確定していないため、ブルーシート等による目印だけでその場に放置しなければならない心苦しさと悔しさは堪らないものがありました。その中には、使命感を持って住民の避難誘導に当たっていたと想われる団員も含まれており、分団車両の中で息絶えた姿を目の当たりにした時の辛さは言葉に言い表せないものでした。活動最終日の作業中に大津波警報が発令され、至急避難命令が出たときには近くに高台等もなく、これまで味わったことのない恐怖と絶望感に襲われたのです。頻繁に繰り返される余震や津波情報等に惑わされ、退避を繰り返しながら実施した必死の捜索活動は、生涯忘れることのできない出来事であり、同時に地震、津波を含め災害に対する認識の甘さを自ら反省する日々でありました。私達は第1次隊として生存者の発見、救出に主眼を置いた厳しい活動になりましたが、地元消防関係者の強靭な精神力にはたびたび心を打たれました。仲間を失い、家族を失いながらも必死に住民の救助、救出及び避難の手助けを行っている姿を見ているだけで胸が熱くなり、本来であれば誰より先に家族、仲間を探したいであろう気持ちを十分察することができたからです。「津波てんでんこ」という方言が東北地方にあると聞きます。津波が

来たら、取るものも取らず、肉親にも構わずに、各自てんでんばらばらに高台へ逃げろ、すなわち「各自の命は各自で守れ」という事です。しかし、この言葉は私達消防人に通用するでしょうか、また、助けを求めている人をそのまま放置して「暗黙の了解」で逃げる事ができるでしょうか。私達が体験した貴重な経験を語り継ぎながら、この津波による大災害を教訓に防災訓練等の内容を精査し、住民を含め個々の危機管理意識の高揚を図る事が非常に大切だと感じています。

大津波によって2階部分にまで押し上げられた瓦礫
（閖上地内）

拡大する飛行禁止空域との狭間で

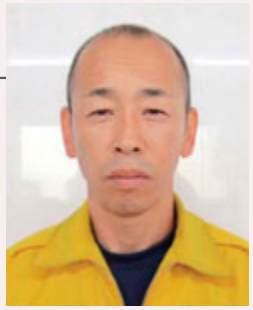

大津市消防局（滋賀県）
消防司令
内田　建児

平成23年3月11日（金）18時30分、滋賀県防災航空隊は福島県への応援出動指示を受けた。地震の揺れを検知して、福島第一原子力発電所はすべて停止、1～3号機の緊急炉心冷却装置稼働用の非常電源が故障し、「原子力緊急事態宣言」が発令された。翌日9時09分、福島県消防防災航空センター（以下「ヘリベース」という。）に着陸、福島第一原子力発電所から半径10km、高さ10kmの空域について、飛行自粛の航空安全情報が出されていた。

緊急消防援助隊として最初の任務は、南相馬市における捜索・上空偵察であった。山岳部を抜け沿岸部上空に近づくにつれ、不透明であった被災地の状況を徐々に目の当たりにする。沿岸のたまりは累々と浮かぶがれきで埋め尽くされ、潮の引いている地上は農地か住宅地かの判別さえつかない。そんな光景が沿岸部に延々と続く。愕然としながらも、飛行自粛空域の境界まで南下し捜索を実施した。この時点では、まだ「原子力施設の安全神話」を心のどこかで期待しながら活動していたのかもしれない。帰投後、福島第一原子力発電所1号機の爆発をテレビで確認した。原子炉の被害状況が不透明なまま、2回目の任務付与があった。日没間近、他のヘリコプター間の航空無線を傍受、「原子力発電所が爆発」との内容であったが、帰投し確認してみると先の爆発以外の情報はなかった。初動時期に様々な機関が広範囲に活動

活動の場所：福島県

するなかで、情報を一元的に管理しリアルタイムに発信していくことの難しさを改めて感じさせられると同時に、今後の活動において大きな不安を覚える出来事となった。福島第一原子力発電所から半径20km、高度無制限に飛行自粛空域が拡大されたのは、ヘリベースに帰着後1時間経過してからのことであった。

3月13日、他の消防防災ヘリから応援要請を受け上空に入ると、救助を求めて手を振ってくる孤立住宅を多数確認した。2回の出動で5名の救出人員となったが、地上へ降りた隊員の活動服から通常を上回る放射線量が測定され始めた。

3月14日、捜索・地上隊支援の任務で離陸、沿岸部に差し掛かったところ「津波を目視で確認した。地上活動隊は高台へ避難せよ。」との至急報を傍受した。広大な被災現場、未救出の要救助者はどうなるか、地上の全ての者に津波来襲の情報は行き届くのか、避難は可能か、様々な思いが頭のなかを駆けめぐった。第1波、2波と大規模に接近中との情報が続くなかで、できる限り広範囲に避難広報を実施した。そのようななか、地上の県隊長から活動隊20名のピックアップ要請が飛び込んできた。急行するも、先着していた福岡市消防航空隊から20名のピックアップは無理であるため高台に避難誘導するとの連絡を受け、当隊は避難広報を続けた。その時、耳を疑うような情報が飛び込んできた。「きのこ雲を確認」「福島第一原子力発電所3号機が爆発」という内容であった。一瞬機内が凍り付き時間が止まったような感覚に陥った。一時退避するのか、津波対応を継続するのか、運航指揮者として難しい判断を迫られた。爆発の規模は分からないが、1号機並の爆発なら安全距離であった。津波到着まで、既にかなりの時間が経過しており誤報の可能性があった。徐々に平常心を取り戻し、避難広報を継続する。まもなく活動中の全ての航空機に対し、帰投指示が出された。この日、原子力環境監視センター員2名がヘリベースに派遣され、除染の必要な隊員や機体を拭いたウエス等に高い数値が示された。さらには、3号機炉心溶融の可能性がテレビなどで大きく報じられた。

3月15日早朝、福島第一原子力発電所4号機と2号機で爆発音が確認された。ヘリベースでは屋外の空間線量が上昇しているので、屋内へ退避するよう指示があり、福島第一原子力発電所から半径90km飛行禁止との連絡（後に半径30kmに訂正）が入る。加速度的に福島第一原子力発電所の状況が悪化している状況が感じとれる。このまま原発の状況が悪化すれば、隊員を被ばくさせ、ヘリコプターも高い放射線測定数値により飛行できなくなるのではと考えるに充分な環境に陥っていた。ヘリベースから一時退避してもよいとの指示が出たのはまもなくのことである。当隊は、機体の点検もあり自県に帰隊した。

3月18日機体点検を終えた当隊は、再度ヘリベースに入った。時期を同じくして、総務省からの放射線管理資機材がヘリベースに整い始めた。防護、スクリーニング、除染という個人や機体の被ばく管理体制も整えられた。次第に任務も広域救急搬送へと変わった。長時間の防護服での任務はきつく苦しいものとなったが、原子力災害に対する緊張感は、被ばく管理することによりかなり低減され、継続して活動することが可能となった。

予想を遥かに上回る大規模災害と、不安定で明確な情報がつかめない原子力災害によって拡大する飛行禁止空域の狭間で、隊や航空機を被ばくから守りつつ任務を遂行していく難しさを痛烈に感じ、飛行禁止空域内で助けを求めていた人々に届かぬことを悔いながら、3月28日任務解除を受けた。緊急消防援助隊として出動してくれた隊員やクルー、またその家族に感謝し、原子力災害の終息、お亡くなりになった方々のご冥福と被災地の復興を心から願うものである。

ヘリコプター内、救命活動

貴重な体験

（消火部隊　第１次派遣）
泉佐野市消防本部（大阪府）
消防士
山内　雅之

3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、第1次派遣隊員として被災地へ出動した。

東北自動車道を北上して行くにつれ、「早く被災地へ入り活動したい」という気持ちとは裏腹に、道路は地震の影響を受け陥没し、思うように進行することはできなかった。

しかし、給油等で立ち寄ったサービスエリアの従業員の皆さまからは、私達にできる限りの協力をさせてもらいたいとの理由で、停電し断水している中、ローソクで明かりをとりながらも、温かいスープやうどん等を提供していただき、また「頑張って来てください」等の多くの声援を頂戴しながら、約30時間かけて野営地となる岩手県遠野市に到着した。

13日早朝、野営地から任務地である釜石市に近づくにつれ、家屋が倒壊している中、住民の方々が沿道に出て、私たちの車列に向かって深々と頭を下げてくれたり、手を振って「よろしくお願いします」等のたくさんの声をいただき、その姿を見て熱いものが込み上げ、涙をこらえながら1人でも多くの命を救えるよう、全力を尽くそうという新たな決意と、使命の重さをひしひしと感じた。

釜石市に到着後、指揮隊からの命により、市の災害対策本部に合流し、救助活動上必要となる住宅地図の提供を受けた後、活動を開始した。

地震発生後、48時間以内に被災地に入り、私は「多くの生存者を救出することができる」と確信していましたが、瓦礫を手作業で除去しながらの活動の結果、救出した人の全てがご遺体であった。

そして地元の寺は震災直後から遺体安置所となっており、これ以上多くの安置はできないとのことであったため、任務外ではあるが災害対策本部員1人と廃校になった校舎に安置所を設営し、ご遺体の発見場所等の情報管理を行っていたさ中、訪れた遺族の方から、「亡くなっていても会えただけでうれしいです。感謝します」とお礼を言っていただいたが、合掌している姿を見ると、気の利いた言葉一つも出てこなかった。

14日は、大槌町で活動を行い、街が消失している光景を見たとき、背筋が凍りつくような思いをし、また活動中、記念写真やランドセル等を目にするたびに「この人達は無事でいて欲しい。遺体として発見はしたくない」と自然に考える自分がいた。

私はこの2日間で活動を終えたが、生存者を救出することはできず、地震・津波の怖さを実感するとともに自身の無力さを感じた。

しかし、今回の活動の中で、苦難に対して一人ひとりが力を合せ助け合い、励まし合いながら乗り越えていかなければならないという、共助の大切さ、そして人間の素晴らしさをはじめ、被災された東北の皆さまから多くのことを教わった。この貴重な体験は、防災の一翼を担う自分自身のために決して風化させることなく、そして地域住民の安全のために語り続けていこうと思う。

最後になりますが、犠牲となられた皆様にお悔やみ申し上げ、また被災地の一刻も早い復旧、復興をお祈りします。

緊急消防援助隊の手記（14）（岩手県　兵庫県消防防災航空隊）

私が見た東日本大震災

兵庫県消防防災航空隊（兵庫県）
消防司令補
廣井　紀吉

いつもと変わらない昼下がりが過ぎようとしていた。午前中県内の災害に出動し、報告書作成のためパソコンと向き合っていた時、なんだか舟に乗って揺れているような感じがした。俺も年を取ったなと一度目を擦り、再度パソコンの画面を覗き込むが、変わらず舟で揺れているような感じがする。そうこうしていると、事務所から「地震だ」と誰かの叫ぶ声がした。慌てて事務所に駆け寄ると、テレビの即報に耳を傾けている職員が、目の前でユラユラ揺れているではないか。遠く離れた神戸の地まで揺らし、津波による多くの犠牲者を出した東日本大地震であった。

テレビ画面から、次々と被害状況が入ってくる。我々も県内の被害状況調査警戒のため、淡路方面へのフライトを行い、事務所に残った隊員が、緊急消防援助隊出動要請に備え準備に取りかかった。しかし、機体の整備に時間が必要という事で、すぐにでも駆けつけたい気持ちとは裏腹に、発災から3日後の3月14日11時に神戸ヘリポートを離陸、同日18時15分岩手県花巻空港に到着した。既に多くの応援機が飛来しており、花巻空港内が混沌としている様子を今でも覚えている。

我々消防防災航空隊の任務は、沿岸部での捜索救助や孤立集落への物資搬送、特に沿岸部から内陸部への救急搬送が主な活動であった。

情報収集のため、孤立集落にホイスト(注)降下し、住民の代表者と接触しようと道路を走っていると、側道に一列に並んだ住民の方が「ありがとう」「ありがとう」と言ってくれる。初老の方は、家族に支えられ手を合わして拝んでいる。また、小学校に着陸し物資を供給しているときには、子供達が無邪気に物資搬送を笑顔で手伝ってくれ「カッコイイ、ウルトラマンみたい～握手して」と言っている。

救急搬送では、患者に付き添ってヘリに同乗した看護師が、自分の実家も流されて、家族の安否も分からない中、懸命に看護師の仕事を全うしていた。また、ある救急患者の家族は、夫を津波で亡くされたうえ、最愛の一人娘も負傷し、どうしていいか分からないと悩み苦しんでいた。

そんな中、私はただただうなずき話を聞く事しかできない。そして、頑張って下さいとしか言えなかった。被災された方は、頑張っている。そこに「頑張って下さい」という言葉が適切であったのか。でも「頑張って下さい」しか言えなかった。

我々消防防災航空隊は、発災当初、陸上部隊が津波等で進入出来ない場所でホイストを活用し多くの方を救出した。しかし、ホイスト救助以外に

（注）ホイストとは、人又は、荷物の吊り上げ、吊り下ろしに使用する救助用ウインチ装置である。

も、ヘリの機動力を有効に活用できたのではなかっただろうか。果たして、陸上部隊との連携は、とれていただろうか。反省すべき点も多い。

例えば、上空からの捜索に陸上部隊を搭乗させたり、遠隔地への部隊搬送手段として、ヘリを利用するなど多岐にわたっての活動が可能であった。ヘリを有効に活用するには、やはり陸上部隊との連携は欠かせないはずである。

救助とは目に見えて行う活動だけが救助ではない。要救助者の心も救助するという事が、本当の救助ではないだろうか。震災当時は、無我夢中で活動していたが、今振り返ってみるとどうであったのか、自問自答の毎日である。どうか一日も早く皆様に笑顔が戻る事を切に願っている。

緊急消防援助隊の手記（15）（新潟県　兵庫県隊）

最前線へ一刻も早く物資を届けないと……

神戸市消防局東灘消防署（兵庫県）
岡　孝夫

東北地方太平洋沖で地震が発生、東日本大震災のはじまりである。そのとき私は、青森県八甲田山中にいた。スキーで山の麓付近までくだってきたときに遭遇した。大きな木々が長い間揺れ続けたことを覚えている。その後、数十分で携帯電話は不通に、ホテルも停電で機能を失い、状況がよくつかめないまま一夜を明かした。翌日、被災を免れた青森空港から無事帰神することができた。そのころすでに兵庫県隊は被災地に向け出発していた。

派遣命令は3月14日に所属からの電話で、派遣場所は新潟市であること、任務は兵庫県隊への前線基地の設営及び運営であること、私を含む5人編成であること、派遣期間は3月15日からとりあえず約1ヵ月であると告げられた。この瞬間、「自分も役に立てる」と「自分に何ができる」の相反する感情がこみあげ、やや高揚する自分がいたが、出発までの限られた時間を考えると冷静にならざるをえなかった。現地において必要で役立つものは何か？　頭の中でぐるぐる回った。

15日早朝、伊丹空港から新潟空港を経由して前線基地を設置する新潟市消防局入りすることとなった。移動中、渡された資料に目を通すにつれ、「神戸消防」という看板を背負って被災地に入ることの重みを実感し、なぜ自分が選ばれたのか？　という思いが頭をよぎり、打ち消すのに苦労した。他のメンバーも同じ思いであったように感じる。

新潟空港へは11時に到着。すぐさま移動手段と補給物資搬送に不可欠なレンタカー調達に走ったが、震災の影響と3月半ばという時期だからか、車がない。まったく想定していなかった、というか我々の考えが甘かったと……まさか新潟で……この瞬間、被災地に入ったと強烈に実感した。「一刻も早く最前線の隊員に食料等の物資を届けないと……」、焦っても仕方がないし、どうしようもない。協議の結果、先行して新潟市消防局入りする班と、レンタカーを探す班の二手に分かれることにした。

前線基地は新潟市消防局の会議室に間借りするかたちとなり、そこではすでに新潟市後方支援本部が設置され慌ただしく情報が飛び交っていた。手短に挨拶を済ませ、兵庫県隊の新潟補給基地をとりあえず設置することができた。

新潟補給基地はどんなことをしていたのか？と、よく聞かれる。基地の活動は、目立たず表に出るものではない。たとえるなら木の根の部分と同じで、そこがしっかりしていないと、枝や葉という大切な活動隊員をいかすことはできない。

表現するなら、“何でもした。あらゆる物資の調達から活動隊のごみ処理まで”、“隊長をはじめ各隊員が最善と考える発想を個人で判断して行動した”、“やってよいかどうか確認する暇もない場面がたくさんあった”、“状況がめまぐるしく変わ

るなか、事前計画を立てても一瞬で変更に次ぐ変更、真の柔軟な対応と行動が求められた”、“失敗して気付かされることの繰り返しだった”、そんな23日間の活動であった。

基地を設置した翌日の16日夜、初めて石巻野営地と福島県庁へ物資を無事届けることができた。そこにたどり着くまでは焦りと不安の連続だった。同じ目的を共有する消防人として、特に新潟市消防局の協力なくしては実現できなかった。早朝から夜明けまで走ったことのない道を、慣れないトラックに荷物を満載し、東北地方特有の積雪や強風に行く手を阻まれながら、往復400～700キロメートルの道のりを何度走ったことだろう……。

ときには隊員間で激しい意見のぶつかり合いもあったが、まったく個性の違うメンバーのさまざまな発想で窮地を乗りきることができた。そして何より追加派遣の4人に助けられた。当初派遣の5人では、とうてい1週間ももたなかったと思う。

市内を物資調達のため行動する私たちを見かけるたび、感謝と温かいねぎらいの声をかけてくださった新潟市民の方々、馴染みとなった定食屋の店主……キリがないほどたくさんの方に助けられた。

新潟入りして半月以上経過した4月2日、はじめて被災地に入って津波被害の現場を目の当たりにした。想像をはるかに超える津波が猛威をふるった爪跡は、あまりにも大きく広範囲におよび、海沿いに暮らす人々と町並みのすべてを破壊し尽くした光景に直面し、言葉を失った。この現実を受け止め、心に刻むことが苦しくなった。

車窓を透して何気なく見かけた通行止めの立て看板に「ヤジ馬は帰れ！」と書かれてあった。その瞬間、心も体も凍りつく感情がこみ上げ焦りを覚えた。被災者ではない自分は、今ここで何をしているのか？　調査という目的で被災地に入ることは、偽善ではないか……。懸命に生きる被災者たちに白い目で見られているのではないか……。そんな想いで自分が惨めになった。決してヤジ馬であってはならない。当然のことだが誰かに頭を殴られた気がした。

『失意の胸へは　だれも踏み入ってはならない
自身が悩み苦しんだという　よほどの特権を持たずしては』

これは、派遣中に現地で読んだ新聞の引用である。「ヤジ馬は帰れ！」と荒々しく殴り書きされた文字を思い返しては、被災者の方々の心の中は、私にはとうてい測り知れないと痛感した。

思えば厳冬の被災地に飛び込み、約1ヵ月近くに及ぶ災害派遣任務を終了し、4月6日に帰神したころ、神戸は春の陽ざしに満ちあふれ、当たり前の日常がそこにあった。所属復帰して日が経過したが、被災地における23日間という非日常を心と体がうまく理解してくれない。これは、今回派遣の多くの隊員に共通するのではないだろうか。

それ以上に家族や友人、雨をしのげる屋根、すべてを失った方々には、一体いつになれば当たり前の日常が戻ってくるのだろうか……。神戸もそうであったように、いつの日か復興を成し遂げた町、お世話になった新潟市を訪れ、そのときの自分の心を素直に感じてみたい。

緊急消防援助隊の手記（16）（宮城県　広島県隊）

東日本大震災における施設課の対応等について

（後方支援部隊　第12次派遣隊）
広島市消防局（広島県）
消防司令
中島　輝文

1　はじめに

平成23年3月11日（金）14時50分頃、S嘱託員に東京出張中の息子さんから「地震が発生し、5分ぐらいひどく揺れている。」という電話が入り、事務所で執務中であった私は、その時初めて関東地方で大地震が発生したことを知りました。

暫くしてテレビで、大地震発生時の様子と東北地方で起こった想像を超えた大津波の映像を目の当たりにして「これはすごいことになっているな。」と感じ、その後次々と入ってくる情報から緊急消防援助隊（以降「緊援隊」と記す。）の要請があるかもしれないと思いました。

2　施設課での対応

緊援隊の特命出動を考慮し、広島市出動計画に基づく施設課の任務分担を再確認し、派遣を念頭に第1次派遣に係る施設課職員の選定等の準備を始めましたが、当日の派遣は無いことから自宅待機することとなりました。翌日の3月12日（土）午前3時、消防庁長官からの出動準備要請により緊援隊の派遣が決定したとの招集電話があり、準備のため出局し派遣車両の軽微な故障に対応するための電球、ヒューズ、ブースターケーブル、修理工具等を準備し、派遣車両に携行させることとしました。

給油状況【東北道 国見SA】（3月13日 15時31分撮影）

当日、施設課では派遣隊の支援として高速道路での給油状況等の確認などの情報収集を行いましたが、出動場所が決定されていない状況下での派遣であり、山陽、名神、東名、北陸自動車道全てのサービスエリアを確認する必要があり、また、掛売りができないなど、実際に燃料の補給にあたっては、現金で給油するしか方法がなく、最終的には派遣隊に任せるしかありませんでした。

その後、国から貸与されている燃料補給車の出動要請がありましたが、継続検査整備（車検）を3月15日から予定していたため、車検依頼先の会社に実情を話し、急遽、3月13日（日）までに終

了してもらうよう要請し、整備工場が休日営業を行っていたことから、何とか第2次派遣の出発に間に合わせることができました。

派遣中は、現地からの消耗品等の要請に対し、派遣者交替時に持参させるなど対応しましたが、パンク等の修理については、現地のガソリンスタンドへ連絡をとり、現地で対応することが可能となりました。

また、過去にも緊援隊訓練に派遣した車両のタイヤバースト、サイレンアンプの故障等がありましたが、今回の派遣に関してはタイヤパンク等の小修理はあったものの、災害活動に支障をきたすような故障が発生しなかったことは幸いでした。

派遣職員の活動後の帰還方法は、職員の疲労を考慮し、途中の静岡駅までバス搬送し、新幹線で広島に帰る方法をとることに決定されました。なお、緊援隊出動計画の任務分担になかったため、広島市国際消防救助隊出動計画を適用し、施設課施設係で乗車券の手配を行うなど第11次派遣者分まで対応することとなりました。

私は、第12次派遣隊として、緊援隊の運用車両、資機材等の撤収、回送のため、県の用意した大型バスにより、4月12日から宮城県名取市宮城県農業園芸総合研究所へ出向しました。

到着して、名取市で最も被害の大きかった閖上地区を視察しましたが、すでに検索が終了し、大型重機、ダンプ等による災害復旧作業が行われていました。また、住宅の基礎部分のみが残った状況や建物の残骸、船、車などの漂流物の多さを目の当たりにして、津波の破壊力の凄まじさを痛感し、この津波により亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りするしかありませんでした。

その後、新潟を経由して北陸自動車道を南下、途中、富山県消防学校で一泊し、人員・機械器具

燃料補給車による給油状況（4月14日8時08分撮影）

とも無事に安佐南消防署に到着することができ、全ての任務が完了しました。

3　施設課の今後の課題と対策

⑴　長期の派遣となることを想定し、派遣車両の整備状況等を十分考慮し派遣する必要があります。

なお、今回の例でも分かるように長期間にわたる災害派遣では、現地で車検切れとなる事態が予測されます。代替可能車両は回送入替で対応できますが、代替できない特殊車両（国からの貸与車両を含む）については、国等に対し検討を要望する必要があります。

また、派遣車両は事前に登録されていますが、派遣車両の決定にあたっては施設課と協議し、整備状況等を勘案し決定する必要があると考えます。

⑵　国の補正予算による消防車両等のハード面の整備も重要ですが、今後、実際に消防車両等を有効活用するための燃料補給体制等、ソフト面の整備も図る必要があると考えます。公務従事車両証明書による有料道路の通行料徴収免除までとはいかなくとも、例えば、燃料給油を書面により行い後払いの方法とするなど国等に対し

検討を要望する必要があります。

⑶　行程によっては、このたびのように長距離を走行することとなるため、交代要員を含めた機関員の適切な運転管理を行う必要があり、そのためにも休憩用車両の同行等が必要であると考えます。

⑷　複数台のポンプ車等を派遣する場合でも、同型車種を派遣することにより、部品等の共通が図られ、タイヤパンクを例にあげると2台派遣すれば2本の予備タイヤを使用することができます。

　また、発電機、投光器等の資機材については、故障発生のリスクの少ない新しい資機材を持参する必要があります。

⑸　予め派遣に係る修理対応用の携行品リストを作成し、これに基づいて準備しておく体制作りが必要です。

⑹　タイヤは、経年劣化によるバースト等の危険性があり、ゴムの性質上、タイヤの溝が十分あっても、それだけで良否の判断はできません。タイヤの製造からの経過年数も考慮して更新を図っておく必要があります。

⑺　日常の点検・整備を十分に行い、修理等が必要であれば、その都度迅速に対応し、常に災害対応できる体制を整えておかなければならないと考えます。

車両点検状況（4月14日19時04分撮影）

4　おわりに

今回派遣した車両については、第1出動区域への災害派遣を想定する中、片道だけで1,200kmを超える長距離走行を強いられましたが、派遣途上及び派遣活動中に大きな故障が発生しなかったことは幸いであり、日頃の点検・整備がいかに重要であるかをあらためて実感しました。

派遣中、現地からの要望で準備したものが多かったように思いますが、今後も広範な地域への長期間の派遣を考慮し、今回の派遣活動と局各課の任務に係る問題点、反省事項等の課題を抽出し、検討を行い、次回派遣の糧とするとともに、現在、東海地震、東南海地震、南海地震の発生、更には関東直下型の地震の発生が予想される中、これからも遠距離地への緊援隊派遣を想定し、日頃から車両を始め消防機械器具の点検、整備の徹底と修理等の迅速な対応を図っておく必要があると考えます。

被災地の空

広島市消防局（広島県）
消防航空隊　パイロット
消防司令
小笠原　光峰

平成23年3月11日午後2時46分過ぎ、東北地方を震源とする大規模地震の発生とそれに伴う大津波警報発令を知らせるテロップがテレビに流れ始め、隊内に緊張が走りました。

時を待たずして震災の状況も流れ始め、目を疑うような光景に釘付けになりました。盛り上がる海面、まるで木の葉のように成す術もなく流される船や自動車、家屋、そして巨大なオイルタンクまで…。映画の1シーンかと思わせるような凄惨な様子に我が目を疑うばかりでした。その日の夕方、消防庁から当隊にも翌12日早朝に出動するよう応援要請がなされ、日出とともに基地を後にしました。

岩手県及び福島県に計3回延べ28日間の応援出動を行い、救助、救急、情報収集及び物資搬送等の応援活動を実施しました。

今回の応援出動は、ヘリコプターの運航面において非常に厳しいものがありました。3月とは言え、東北地方の天候はまだまだ厳しい冬の状況であり、先が見えないほどの雪雲に針路を絶たれたり、これまで経験したことのない強風に恐怖を覚えるほどの動揺に見舞われたりしました。また、気象的に厳しかったばかりでなく、震災の影響で

岩手県大槌町（大槌港）にて（3月13日 17時17分撮影）

市街地に発生した火災の飛び火で広範囲にわたって林野火災が発生し、その煙で視界不良となる中、他の航空機との空中衝突の危険を感じながらの飛行を余儀なくされるという大規模災害特有の厳しい面もありました。

今回、混乱する震災発生の初期から現場活動に当たり、その中でいくつかの疑問点を感じました。

最も感じた点は、想定以上の航空隊の応援を得た場合の活用方法です。

今回の大震災では、東北3県すべての県が受援計画を超える応援を全国から受けられたと思います。各県とも災害対策本部の置かれている県庁と

被災地間の電話回線が不通だったり、不通にはなっていなくてもパンク状態であり、見えない聞こえない被災地の状況を知るには、こちらから見に行くべきだと思いました。

大規模災害が発生した当初は、全てが混乱し、正確な情報は望めません。災害対策本部からの出動要請に即応するための隊を確保しつつ、可能な限り多くの隊を躊躇なく、また遅滞なく、現場に出動させ、被災地の声を災害対策本部に届けることが何より重要であったと思います。実際、当隊の活動中にも、情報収集のため着陸して初めて救助を求めている人がいることが分かったという事例もありました。状況が分かってからヘリを飛ばすのではなく、分からないからこそ飛ばす姿勢も必要であると思いました。

次に感じた点は、現場活動中、他省庁の機体との無線交信ができなかったことです。同じ空域を飛行していながら、多くの場合、予め調整していたはずの無線周波数でいくら交信しようとしても、何ら応答が得られませんでした。互いに意思疎通ができないまま狭い空域にヘリが2機、3機と集まって活動することは非常に危険です。災害対策本部における共通周波数の調整と、各関係機関内部での周知徹底は、極めて重要であると感じました。

岩手県釜石市にて（3月13日14時40分撮影）

最後に当隊の活動とは直接関係ありませんが、早期に消防防災ヘリとドクターヘリの連携を図ることによって、全国から集結したDMAT隊員の消防防災ヘリによる現場投入や、投入された医師の要請による医薬品搬送や患者搬送などを迅速に行うことが可能となり、より有効な救急救助活動に繋がるのではないかと感じました。

この先、広島が同様の大災害に見舞われるかどうか、知る由もありませんが、今回の応援出動を通して学んだ多くのことを教訓に、常に問題意識をもって勤務に精励したいと思います。

長い道のり

下関市消防局（山口県）
消防司令長
山内　和夫

震災発生から3日目の平成23年3月14日（月）11時25分に第3次派遣隊としての出動指示があった。下関市消防局は、6隊22名が出動することになり下関市消防訓練センターにおいて慌ただしく資機材及び物資を積み込み、山口県隊の集結場所である宮島SAに向け出発しました。総務省消防庁からは東京方面に向かって進行するように指示があり、今宵は兵庫県広域防災センターの屋内テニス場での宿泊です。高速道路を走行する消防車両は、燃費が悪く約2～3時間走行するたびに給油しなければならず、また、全車両給油に約1時間かかりました。静岡県掛川市を通過中、総務省消防庁から、東北道を経由し一旦栃木県消防学校に宿泊したあと、宮城県に進出するよう指示がありました。翌日、東北道を北上していると、福島第一原子力発電所の事故により放射能が漏洩しているとの情報で緊張が高まり、那須高原SAにてガムテープで車両の目張りを行い、隊員全員はマスクを着装し、放射能測定器による測定をしながらの走行となりました。

北上を続けていると突然雪が降り始めましたが、この時期の下関では考えられないことでした。雪が吹き曝す高速道路上には、あちらこちらに亀裂が生じており、地震の凄さを感じました。石巻市市街地に入ると周りには船が押し流されており、津波の恐ろしさを目の当たりに見ながら、

活動の場所：宮城県石巻市

下関を出発して3日目約1,400kmを走り、やっと災害活動現場の進出拠点となる、石巻市総合運動公園に到着しました。既に新潟県、和歌山県、北海道、兵庫県隊と自衛隊がベースキャンプをしており、自衛隊のヘリコプターがひっきりなしに飛びかっていました。

駐車場には、先着の消防隊、自衛隊の車両がところ狭しと駐車していましたので、災害現場に出動する車両を優先的に駐車させ、後方支援隊の車両は、少し離れた民間会社に駐車をさせていただきました。野営場所には、自衛隊が大きなテント

を張り巡らしており、一瞬どうしようかと思って見渡すと、ちょうどエアーテントを張れるスペースがありましたので自衛隊に相談し、活動に支障ないよう展張することで了承してもらいました。エアーテント10張りを1列に張り終え、食事の準備に取り掛かりました。調理場所は、グラウンド横にサッカーのゴールポストがスタンド側に横たわっていたので、このゴールポストにブルーシートを張り、ここを拠点に業務用コンロで湯を沸かし、隊員は初めて口にするアルファー米を食べました。食後、隊員は明日からの活動に備え、エアーテントに入り寝袋で就寝しました。翌日は薄らと雪が降り積もっており、ペットボトルの水は凍っていました。前もって防寒衣を準備していましたが、下関の寒さとは比べ物にならない寒さでした。この寒さのなか、隊員を送り出したあと、燃料補給のためガソリンスタンドに携行缶を持参し、燃料の確保にあたりました。隊員の昼食である、水とカンパンと栄養補助食品を各人に携行させ、残った私達も活動隊員と同じカンパンと水で昼食をとりました。活動先から戻ってきた隊員は、テンションは高いのですが、寒さで睡眠不足のせいか幾分疲労が溜まってきているようでした。テント内は依然として寒く、寝袋を2枚重ねにし、その上に毛布を掛けての就寝となりました。後方支援隊として出動し、一番懸念していたことはトイレのことです。活動拠点となっている石巻市総合運動公園は、停電していたもののトイレは使用可能であることを知り、ほっとしました。トイレは消防、自衛隊の隊員等が使用しましたが、水洗であったため、自衛隊が水バケツの準備等の配慮をしてくれましたので助かりました。このとき私は「トイレを制するもの活動を制する。」といっても過言ではないなと思いました。私達は、食事の準備をするとともに、湯をクーラーボックスに入れそのなかにタオルをつけておき、戻ってきた隊員にタオルを渡し、顔を拭いてもらいました。心地良さそうにしている隊員の顔

宮城県石巻市へ（高速道路運行状況）

を見ているとほっとしました。到着から4日目、山口県隊は午前中活動をした後、撤退する旨の指示があり慌ただしく撤収作業に取り掛かりました。真っ先に燃料を確保をした後、エアーテントの収納、資機材の積み込み等、撤収が完了したのは午後を少し回ったころで、山口県隊は石巻市総合運動公園を後にしました。途中、石巻地区広域行政事務組合消防本部に立ち寄り、活動終了を伝えた後、石巻市を離れました。帰路は、今宵栃木県消防学校で宿泊した後、翌日東京有明港からフェリーで北九州市新門司港に向け出航をしました。船中2泊で船酔いをした隊員もいましたが、早朝無事到着しました。ここで緊急消防援助隊山口県隊の解隊式が行われ一路下関市を目指し、下関市消防訓練センターに到着、6隊22名が事故もなく無事帰ってこられたことに感謝しました。3月14日に出発してから22日までの9日間は、私の消防人生において、忘れることができない災害活動となりました。

この東日本大震災において、本州の最西端、下関から東北地方に位置する石巻市までの約1,400Kmを消防車両で出動して思ったことは、消防車両での移動は、道路交通状況や燃料給油等で思った以上に時間を要することでした。このため、一刻も早く災害現場に着くための方策を、今後考えていかなければいけないと感じました。

終わりにあたり、今一度亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、一刻も早い復興を祈願いたします。

東日本大震災に出動して

福岡市消防局（福岡県）
指揮支援隊長
（出動時：警防部警防課長）
山下　周成

はじめに

今回の東日本大震災は、日本の歴史上、最も大きな災害と考えられ、しかも原子力発電所の問題もあり、現時点（平成23年11月）になっても、まだまだ収束が見えない状況である。

この様な災害であることから、国、県、市、消防また報道機関などすべてが混乱した中での活動であり、自分自身のことも含め、多くの反省点などがあるが、あえて以下に記すことにより、今後の参考になればと考える。

地震発生から出動まで

消防本部の4階で会議中に、地震の発生を知り、時間を追うごとにその被害の大きさが報道で伝えられていたが、実際に福岡県隊に出動指示があるまでの間は、「東北地方には、福岡の緊急消防援助隊は出動するような計画にはなっていないから…」という気持ちと、「これほどの災害なので、一刻も早く出動すべきではないか…」という気持ちが、交錯し続けていた。

3月11日は、災害対策本部を立ち上げ、そのまま一睡もせず、情報収集に努めている中、国からの情報等が二転三転した後、深夜に福岡市消防航空隊の出動が決定し、市長、局長をはじめとする関係職員との連絡調整、またマスコミ等への情報提供など、慌ただしい動きを続け、震災翌日（12日）の夜明けとともに本市ヘリは被災地に向けて離陸した。

平行して、陸上部隊も徐々に出動県隊の範囲が関西から中国地方にまで広がっていったが、13日にその動きは止まり、九州地方や四国地方までの出動範囲拡大の可能性が少なくなったとの見方や情報が入って来ていた。

そのような中、14日の昼になって、急遽、九州全県の出動決定が伝えられたが、本音を言うと、すでに発災から一定の日にちが経過しており、生存者がほぼ見込めない中、今更、我々が出動しても、意味がないのではないかという気持ちも小さくはなかった。

出動から被災地到着まで

○福岡市消防本部出発から九州縦貫道めかりパーキングエリア出発まで

集結などについては、前年度に緊急消防援助隊全国合同訓練に参加していたことから、比較的スムーズな動きと訓練の反省点を踏まえた活動が出来たと思う。

福岡市緊急消防援助隊の集結場所とされている早良消防署において28名の隊員は、関警防部長から激励の言葉を受けた後、めかりパーキングエリアに向け出発した。9台の車列を組んで都市高速を進んでいると、車体に貼られた「緊急消防援助隊」のプレートを見た並走車両の市民から拍手されることなどがあり、市民の関心の高さと期待の大きさを実感した。

また、福岡県隊の集結場所であるめかりパー

キングエリアにおいては、多くの報道陣に囲まれながら、集結各消防本部の点呼・人員把握や中隊分割などについて代表消防機関である本市消防局を中心に的確に実施され、今後の体制が整えられた。

○めかりパーキングエリアから被災地まで

責任者の一人として、携行している個人用と各方面に登録している公用携帯電話の計3台に頻繁に様々な電話があり、電話応対やその後の方針決定、各隊との連絡・調整などを走行中の車両内で実施することなどから、想像以上に力が必要であった。

県隊全部で54台という車両であることから、とにかく事故がないことだけを祈りながらの北上であった。

その車両台数の多さ、また巡航速度の違い、さらには燃料の補給時期などから、思うように進めないほか、宿営地が決定していない中、前進するのは目標が立てにくく非常に苦慮する場面が多々あった。

さらに、全隊への連絡に手間と時間を要し、多くの隊が出動すればするほどパソコンなどによる一斉メールの活用の必要性を感じた。

また、原発の動向などが非常に気になり、車載ラジオにより情報収集を行うが、走行中の後部座席では、聞こえない場合も多く、また前述のとおり、電話応対も多いため、リアルタイムに正確な情報は掴みにくかった。

特に関東に入る直前に、「実は○号機がメルトダウンしたらしい。」「米国は、米国人に対して原発から半径○○km以内からの退去指示をした。」「自衛隊が、原発から半径○○km以内を飛行禁止とした。」「東京にも濃度の高い放射性物質が飛散しているらしい。」「他国からの救助隊は撤退を始めているらしい。」などの情報が飛び交っていた。しかしながら、総務省消防庁などからの正確な情報伝達はなかったため不安を増長させた。

特に、放射線の問題については、その数値により、隊員の将来的な健康上の問題も想定され、県隊全員を預かる一人として、今後の進行を如何にするべきか困惑した。

あるサービスエリアにおいて、多数の県隊が休憩していたが、同様に様々な情報を入手し、今後の進入経路等の方針について検討を行っている状況であった。

そんな中、本市消防局に設置している後方支援本部から、「諸般の事情を考慮し、本日は静岡県消防学校に宿営せよ。」という連絡があった時は、非常に適切な決定をいただいたと思った。

静岡県消防学校で深夜、明日の打ち合わせ会議を実施している最中に、いくつかの携帯電話の緊急地震速報が鳴り始めるのとほぼ同時に大きな揺れがあった。

報道等で確認したところ、震源が静岡県であったので、「東北から離れた静岡で今の時期になぜ？」また、「東海地震ではないのか？」というような疑問を持ちながら、各隊の責任者を集め、情報収集にあたっている最中に、総務省消防庁から「富士宮市に出動できる福岡県隊の全車両は出動せよ」との緊急連絡が直接携帯電話にあった。

出動準備指示を行い、各隊グランドに駐車した車両でスタンバイし、まさに出動する直前に「大きな被害はなし。出動台数を絞れ」との指示があり、10台の車両のみ出動し、富士宮市消防本部に駆けつけたが、情報通りに幸い大きな被害はなく、活動なしで宿営地に午前2時過ぎに戻ってきた。

その頃、正式に「東北自動車道を北上し宮城県亘理町に向え」という指示と、被災地では各緊急消防援助隊が原発の状況を確認しながら依然として異常なく活動を行っている旨の情報が入った。

このとき宮城県の指揮支援部隊には、福岡県隊を亘理町に受け入れるという認識はなかったが、とにかく、宮城県に向かって進みながら、亘理町で活動中の愛知県隊の隊長と連絡をとり、放射線量を含めた現地の状況や活動状況を確認するとともに、その情報を福岡県隊全隊に

適宜情報提供しつつ進んだ。

福島県に入ると、放射線の測定数値が3マイクロシーベルト程度に一気に上昇するとともに気温もマイナス3度を示した。

東北自動道は、原則緊急自動車のみ走行可能であり、渋滞等はなかったが、地震の影響で道が損傷を受けたところが徐々に増え出していった。

そんな中、「福岡県隊の活動場所は宮城県亘理郡山元町」と伝えられた。事前にたびたび行った亘理町に関する愛知県隊からの情報収集や福岡県隊全体への情報提供が全く無駄になってしまい残念であった。

東北自動車道を下り、一般道を走行し被災地に近づくにつれ、「福岡」からの消防車をみて、頭を下げてくれる人や道路の反対側から「ありがとう」と口を動かしながら手を合わせてくれる若い女性などもおられ、逆に力をいただきながら目的地を目指した。

被災地での活動

宿営地に到着し、現地消防本部の消防長などに出迎えられた際、「すぐに活動したいので、捜索場所を指示して欲しい」旨を伝えたところ、「山元町災害対策本部の決定を踏まえた活動をしなければならないため、今日は宿営の準備等を行って欲しい。」とのことであった。

しかしながら、日暮れには時間的にも余裕があったことなどから、何らかの活動を実施させていただくことを強くお願いした結果、福岡県隊全員が交代で現地確認を出来ることとなった。これにより、翌日の活動に対する隊員の士気が高まったと感じた。

現地を調査した印象は、報道で目にする他地域の現場と異なり、流された家屋はほとんどその形を残しておらず、崩れ去っている状況であり、「この様な状況では、生存者は難しい…」と直感した。

一方、福岡県においては、県消防防災課及び各消防本部により、今後の活動についての会議が開催され、原発の状況、災害発生からの時間経過、隊員の疲労状況などの種々の状況を踏まえ、検討の結果、活動は翌日の18日までと決定された旨の連絡を受けた。

この決定は、現況を熟慮された決定であったが、現地でしか感じることの出来ない被災者の皆さんの福岡県隊に寄せる期待、現地消防本部職員の疲労度や思い、他県隊の活動状況、また、捜索未実施範囲の広さ、さらには、「とにかく遺体だけでも発見して欲しい。」という住民の思いなどを目の当たりにした我々にとっては、翌日までの活動というわけにはいかないというのが正直な気持ちであり、「翌日まで」という情報を得た隊員の中には、涙ぐむ者もいたほどであった。

このような現地特有の状況などを後方支援本部などに伝達した結果、活動期間を20日までと変更していただいた。

この日程変更には、局長や警防部長をはじめ多くの方にご迷惑をおかけしたが、おかげで様々な面で好結果をもたらしたと考えている。

翌日からの実際の活動においては、宿営地と活動現場が10km以上離れており、その移動時間が必要であった。また被災現場における道路の幅員の関係で、大型車両を活動エリアの近くまで配置できないことから救急車などによるピストン輸送を余儀なくされた。

余震も多く、津波による二次災害の危険があり、活動隊員の安全管理には最新の注意を払うとともに放射線値も1時間ごとに測定しながらの活動となった。

幸い、風向きが北風（山元町から原発方向に吹く風）が多かったため、最大で3マイクロシーベルトから4マイクロシーベルト程度であった。

現場は、まだ水が引いていない場所が多く足場も悪く、場所によっては、隊員が胸まで浸かった状況で捜索を行うなど、疲労度も高い捜索活動であった。

救急隊は、被災地の救急活動を基本として活動してもらい、昼と夜の2交代制をとり、主に避難所からの救急要請に出動し、遠くは仙台市までの搬送を行った。

避難所では、ヘルメットの「福岡」の文字を見

て「九州の福岡から来てくれたのですか？　ありがとう」との言葉を何度もかけられたとのことであった。

この様な活動を3日間行い、最終日には亘理地区消防本部の消防長から全員に対し涙ながらの感謝の言葉をいただいた。

被災地から帰福まで

被災地を離れる時間は、帰路における航空機の時間の関係とそれぞれの消防本部の意向により、バラバラとなった。

この事については、「福岡に帰るまでは、県隊は一体で動くべき」との意見もあったが、それぞれの所属本部の意向もあり、宿舎で解隊式を実施し、その後は、各消防本部ごとの動きとなった。

出発から解隊式までの間、様々な形でバックアップしていただいた北九州市消防局、久留米広域消防本部を始め関係消防本部の皆さんに感謝の気持ちでいっぱいであった。

宿営地を出発後、これで帰って申し訳ないという気持ちと出来る事はやったという気持ちが織り混ざりながら被災地の中を進み、東北自動車道に向かった。

帰路については、後方支援本部が羽田空港から空路で帰福できるよう手配していただき、そのことだけでも安心することができた。また、最後の宿泊地である栃木県では、入浴施設にて入浴でき、かつ畳の上で寝ることができる宿泊場所を用意していただき、大変ありがたかった。

その他

出動した自分たちにはそれほど実感はなかったが、周辺の人たちから見ると、帰福後、しばらくの間、精神状態が通常とは若干異なっているところがあったようである。

活動内容により、隊員個々の差はあると思うが、若い隊員の中には、帰福後、活動等を思い出し、言葉に詰まる隊員などもいたことなどから、やはりこのような通常とは異なる活動の場台は、活動終了後、早急なメンタルケアをしていただく必要性があったと思う。

終わりに

まずは、人員・車両等に事故なく福岡に帰って来れたことが何よりであり、責任者の一人として一番ほっとしたことである。

本来、緊急消防援助隊は、がれきの中から要救助者を救出し、応急処置を行い、病院に搬送することなどが基本的な任務であることから、現地へ出発した当初は、一定の日にちが経過した今になって我々が出動してどうなるのか？　という疑問も持っていた。

しかし、行方不明者（ご遺体）を発見し、ご家族の元へ届けられたことや、現地消防本部の通常消防・救急業務をお手伝いすることなどによって、被災地に対し幾ばくかの力になったのではないかと感じられ、このような被災地貢献の仕方もあるんだということを認識した。

今回は、本来の出動計画を大きく超えた活動であり、様々な経験をさせていただいたが、今後も首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震の発生も危惧されており、有事の際には今回の経験を役立てていかなければならないと考える。

帰福後、報道機関により、我々が活動した山元町の特に幼稚園や小学校などにおいて生死の境で壮絶な活動が行われたことや残念ながら亡くなった子供がいたことを知った。

このような子供たちを含め犠牲になった方々のご冥福を心からお祈りいたします。

最後に、今回の出動で福岡市消防局の素晴らしさを改めて感じるとともに、後方支援本部等で様々な対応により出動隊をバックアップしてくださった、当時の尾原局長、関警防部長をはじめ、関係職員の皆様にこの場をお借りして、心から感謝を申し上げる次第です。本当にありがとうございました。

熊本県緊急消防援助隊救急隊 活動報告　～この悔しさを今後に～

熊本市消防局（熊本県）
消防司令
池松　英治

【はじめに】

地震発生3日後、総務省消防庁からの出動指示を受け、熊本県緊急消防援助隊は、救急部隊7隊を含む29隊106名で編成された。熊本県隊では、活動の質を確保するため1次隊派遣後直ちに同規模の2次隊を編成した。1次隊は、平成23年3月14日（月）から18日（金）、2次隊は、18日から22日までの期間、それぞれが任務を遂行した。その派遣のなかで、両派遣救急隊が行った活動、救急隊員の想いについて、述べさせていただく。

【活動報告】

3月14日11時25分出動指示。15時45分熊本県隊集結。陸路、当初目的の東京都に向う。途中仮眠をとり、翌15日22時過ぎ、神奈川県消防学校に到着もつかの間、静岡県東部を震源とする震度6強の地震が発生し、緊張が走る。総務省消防庁から静岡県への出動準備の指示があり、約1時間後、要請取り消しとなる。想定外の災害対応に、あらゆる場面で混乱している様子が、我々活動部隊でも感じ取れた。

また、情報が錯綜し、「他県の緊急消防援助隊が移動中被ばくした。」という情報に、放射能に対する認識不足からか不安ばかりが先行し、様々なストレスが重なり冷静さに欠ける精神状態に追い詰められた。

3月16日、総務省消防庁から「宮城県気仙沼方面へ進出せよ。」との指示が出され、やっと活動拠点が決まったという気持ちと通過する際の放射能に対する不安が交錯しながら進出途中、仙台市への進出変更の指示が出る。夕刻、進出拠点を仙台市消防局泉消防署との決定連絡を受け、18時35分仙台市消防局泉消防署に到着する。到着後、明日の活動方針が伝えられた。

活動の場所：宮城県仙台市

3月17日、札幌市消防局の指揮下に入り、仙台市若林区での捜索活動を開始する。捜索を開始してからまもなく1名の遺体を発見、予想を超える寒さのなか、さらに捜索を続ける。生存者の発見

を望むと同時に、1人でも多くの犠牲者を家族のもとに届けたいとの一心であった。しかし、それ以降の発見には至らず、15時、吹雪による天候不良のため活動終了を余儀なくされた。

3月18日、仙台市宮城野区で震災直後から発生している2ヶ所の火災の消火活動を行い、救急隊もそれぞれ消火活動の補助に従事する。この火災について、1ヶ所の倉庫火災は、鎮火させたが、もう1ヶ所の火災について鎮火に至らなかった。

一方、2次派遣隊は、空路で羽田空港まで行き、空港からはバスに分乗し陸路、仙台市へ向う。18時30分、仙台市消防局泉消防署に到着し、1次隊との引き継ぎを行う。引き継ぎの最後に、「救急隊として何もできなかった。」と悔しさを滲ませていたのが印象に残っている。

3月19日、2次隊活動開始。昨日鎮火に至らなかった消火活動の指示が与えられ、救急隊も現場に同行し消火活動の補助を行う。懸命の消火活動にもかかわらず、鎮火には至らなかった。救急出動の要請はなく、「与えられた任務を粛々と果たすだけ。」と自分に言い聞かせ活動を終えた。

3月20日、昨日と同じ現場で消火活動の補助を行っていたところ、救急要請の指令が入った。「施設間移送150名ほどの方が取り残されている。」との要請内容。救急隊は輝きを取り戻したかのように現場へと急ぐ。しかし、移送先の施設との調整がうまくいかず要請取り消し。それが最初で最後の救急要請であった。

午後、火災は鎮火し、消火活動は終了する。

同日、16時「熊本県緊急消防援助隊活動解除」の指示。

3月21日、仙台市消防局泉消防署を出発し帰路につく。

3月22日、九州自動車道吉志PAにて熊本県緊急消防援助隊解散。

【救急隊員の声】

3月11日の地震発生から、報道等で飛び込んでくる映像、情報は想像を絶するものであった。「この映像は映画であってほしい。」「この情報は嘘であってほしい。」と何度も願った。しかし、刻一刻と事態は悪化するばかり。このようななか、派遣された職員全員、1日でも早く被災地に入りたい、被災された方にできる限りの力になりたいと思った。我々の車列に向かって手を合わせる人、通り過ぎても深々と頭を下げていた人の姿を目にしたとき、さらに“救急魂”に火が付いた。

宮城県仙台市　死傷者搬送状況

しかし、前述のとおり救急隊としての活動は、被災地・被災された方々の期待には応えられるものではなかった。仕方のないことと分かっていても「悔しさ」だけが残る。多くの救急隊員が口にしていた「何のために行ったのか、何かできることはなかったのか。」帰った後も自問が続いた。

緊急消防援助隊を含め、今回の震災対応の検証がこれから進められ、今後に向けた体制が整備されていくはずである。今、我々ができることは、今回経験したこと、感じたこと、得た教訓を機会あるごとに“伝える”ことだと思う。今後、起こり得る災害に備えるためにも。

【最後に】

被災しているにもかかわらず、熊本県隊の活動に際し、ご支援をいただきました仙台市消防局局長様はじめ職員の皆様には深く感謝いたしますとともに、被災地の1日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

目の当たりにした未曾有の大震災と釜石大槌地区での活動

宮崎県防災救急航空隊（宮崎県）
隊員
加藤　啓一郎

平成23年3月11日、私たちは午後からの訓練を終え、空港に帰投したところ、事務所内で職員がテレビの前に集まっていた。

画面には地震発生を伝えるテロップと、ある港町が津波に押し流されている状況が放送されていた。私達は一目でただ事ではない事を認識し、緊急消防援助隊派遣に向けすぐに準備に取りかかった。

宮崎県にも津波警報が発令されたため、海岸沿いを上空から警戒活動を行った。程なくして総務省消防庁から出動要請が掛かったが、我が宮崎県防災ヘリは25時間飛行ごとの点検が控えており、当日には東北地方に向かうことはできなかった。早く助けに行ってあげられない悔しい気持ちはあったが、整備士の方達が徹夜で点検整備を済ませてくれたおかげで翌日の日の出と同時に宮崎空港を離陸することができ、一時集結場所である埼玉県の本田空港へ向かった。

途中、数回の給油を行い、岩手県での救助活動の指示を受け、夕方に花巻空港に着陸した。給油と出動準備中に釜石箱崎地区に出動の任務が掛かり、白浜小学校へ向かった。

いたる場所から地震による火災が発生しており白煙が上がっているのが確認出来た。本当に被災地に来たのだと改めて実感した。白浜小学校は避難所になっており、避難住民の中の透析患者を搬送する目的だったが、すでに県警ヘリで搬送された後で、日没も迫っているために帰路についた。大槌上空を通過中、多数の人がビルの屋上や屋根の上で手を振っているのが目に入った。隊長の判断で2階建ての屋上に居る人を救助する事に決定し、私ともう1人の隊員2名で降下、優先順位を決めようとしていたが、話を聞くと建物内に20名以上の避難者がいることを聞いた。それに乳児も中にいる事が判明した。しかし航空救助では3名程度しか救助できない上に、乳児を救助できる資機材も無い。上空には自衛隊ヘリが待機していたのでパイロット同士で無線交信を行い、残りの人たちの救助を依頼し、私たちは負傷者を優先して救助活動を行った。

しかし救助はしたがどこに降ろしていいのか分からない。騒音響くヘリの中で新日鉄釜石サッカー場がある事を聞き、救助された方に案内してもらい着陸した。サッカー場にはすでに3機のヘリが着陸していた。もう一度さっきの場所に戻り救助したかったが、すでに周りは薄暗く帰投を余

儀なくされた。

この日以降、釜石大槌地区での活動のほか、陸前高田市、宮古市、大船渡市で捜索や孤立した病院からの救出、避難所への物資搬送、大津波警報発令時の広報活動等を行った。

今回の震災での活動の中で、土地勘が無かった事に加えて、無線や電話が繋がらないため入手できる情報も少なく、一事案に数機のヘリが向かうという非効率的な事態が発生するなど、災害に強い通信手段の確保が必要だと感じる事が多かった。

日本各地で近い将来必ず起こるといわれる大地震、その時のために今回の経験を忘れることなく、装備や支援設備の充実を図り、普段から防災に携わる一人の人間として防災教育や活動に活かしていきたい。

最後に、今回の東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、また、被災した全ての方々がいち早く通常の生活がおくれますよう願っております。

4.7 石油コンビナート災害に対する活動

東日本大震災において、東北から関東にかけ複数の石油コンビナート等特別防災区域内の危険物施設等や特定防災施設等で被害が発生した。

仙台地区や京葉臨海中部地区で発生した危険物施設等の火災には、地元消防本部や県内応援隊、緊急消防援助隊が出動して消火活動にあたった。

4.7.1 ▶石油コンビナート災害への対応[1)]

仙台地区では、危険物施設等の火災や危険物流出に対して、地元消防本部に加え緊急消防援助隊が消火、警戒等の活動を実施した。また、震災発生11日後に、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に備えるため、広域共同防災組織の大容量泡放射システムが配備された。

千葉県市原市では、高圧ガス貯蔵施設等の爆発火災へ対応するため、地元消防本部に加え、県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊が海上及び陸上から、海上保安庁及び独立行政法人海上災害防止センターの船舶が、海上から消火活動等を実施した。また、共同防災組織の大容量泡放射システムが出動した。

なお、大容量泡放射システムは、いずれの事案においても使用されなかった。

写真4.7-1は、京葉臨海中部地区（千葉県市原市）で発生した火災における海上からの放水状況である。

写真4.7-1　千葉県市原市で発生した火災における海上からの放水状況[1)]（平成23年3月12日1時頃撮影）

4.7.2 ▶石油コンビナート地域での消防活動

1 仙台市・多賀城市の石油コンビナート火災等への対応[2)3)]

仙台港地区にある石油コンビナートでは、津波襲来前の発災初期には、特に大きな被害は確認されなかった。

平成23年3月11日15時49分頃、沿岸部上空を飛行していた仙台ヘリ2号機によって巨大津波が浜辺に押し寄せている状況が確認され、その情報は消防無線によって仙台市消防局警防本部[*1]に刻々と報告された。

石油コンビナート地域及びその周辺では、津波により大規模火災と危険物の漏えいが発生したが、大量のがれきで道路がふさがれ、火災の発生を確認しても現場に到達することができなかった。そのため、災害協定を締結している宮城県解体工事業協同組合、社団法人仙台建設業協会や自衛隊等の重機によって道路啓開を実施し、消防活動態勢を確保した。

仙台地区（仙台市、多賀城市、七ヶ浜町）で発生した火災の状況を図4.7-1に示す。

これらの石油コンビナート火災により、隣接のLPGタンク群が引火・爆発する危険性があったことから、以下に示すとおり、半径2km圏内の住民

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）仙台市消防局　東日本大震災における仙台市消防局の対応について　平成23年11月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/sankou/sendai.pdf（平成25年1月21日参照）
*1 警防本部とは、地震による被害が予想される場合に消防本部に設置され、災害活動全般の指揮を執る。

に対し、避難指示が出された。

火災には至らなかったが、全農エネルギー株式会社仙台石油基地（宮城野区港）においては、津波によって屋外タンク配管からガソリン及び重油が噴出した。

これに対し、仙台市消防局及び緊急消防援助隊三重県隊は、大型化学車、泡原液搬送車などによって泡消火薬剤で可燃性蒸気の発生を抑制しつつ配管の元バルブを閉鎖し、火災危険を排除した。

3月13日7時30分　JX日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所（多賀城市域）からの火災に伴い、製油所を中心とした半径2km内に避難指示（3月15日15時まで）
3月16日14時00分　全農エネルギー（株）仙台石油基地の危険物漏えいに伴い、火災警戒区域を設定（3月25日15時30分まで）
3月19日11時7分　JX日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所の危険物漏えいに伴い、火災警戒区域を設定（7月8日10時まで）

図4.7-1　仙台地区特別防災区域地図[1)*1]

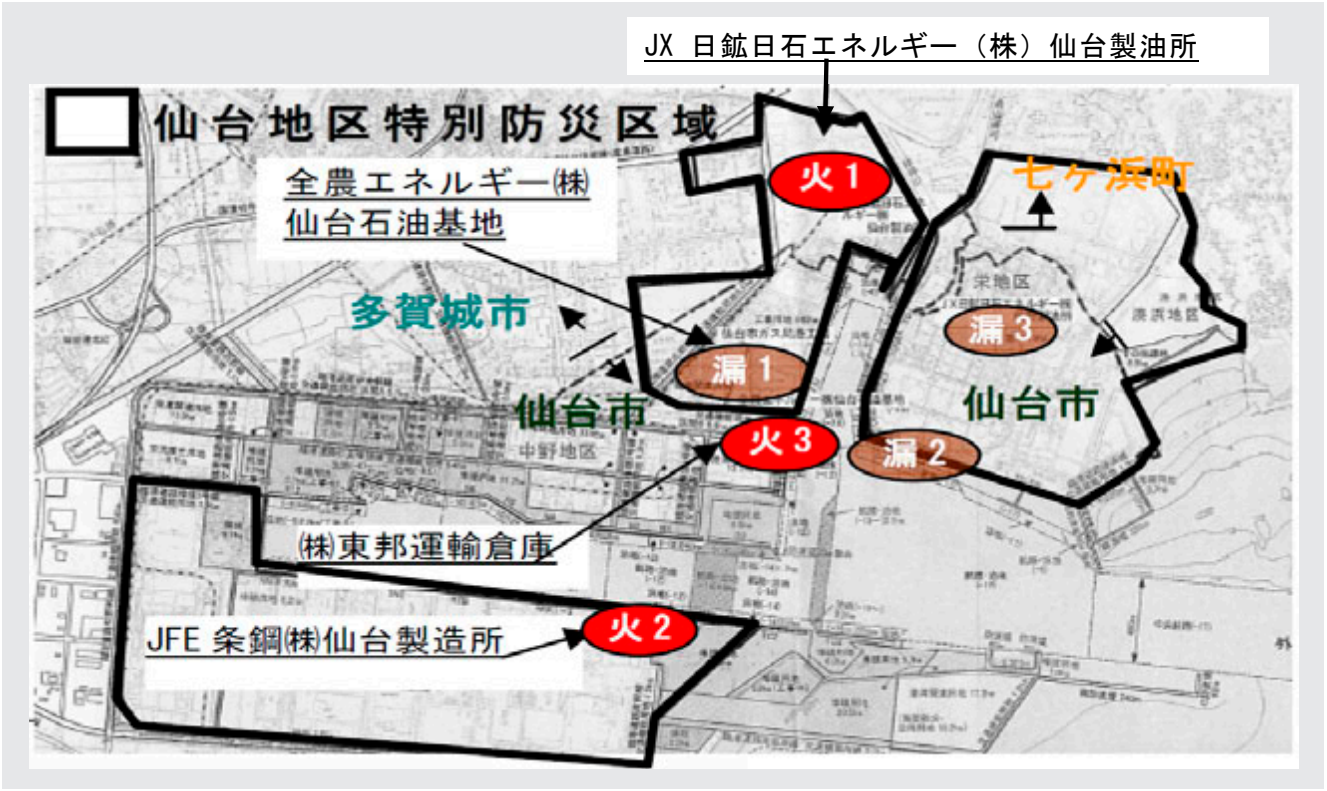

1）仙台市消防局　東日本大震災における仙台市消防局の対応について　平成23年11月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/sankou/sendai.pdf（平成25年1月21日参照）
*1 図中の「火2」及び「火3」は石油コンビナート火災ではないので本節では触れない。これらの火災の詳細については、「4.3　被災地域の消防本部の活動」を参照のこと。

⑴ JX日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所（多賀城市域）火災[1)2)3)]

3月11日22時10分に、JX日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所（多賀城市域で図4.7-1の「火1」）のアスファルトタンクから出火の情報が入り、仙台市消防局宮城野消防署高砂分署屋上から宮城野消防署消防職員が、多賀城方向に大きく赤々と立ち上る火煙を確認した。

22時40分高砂分署に石油コンビナート用3点セット（大型化学車、泡原液搬送車、大型高所放水車）の出動指令が発令された。出動途中で、県道仙台塩釜線は、道路の冠水や道路全面にトラックやバス等が横転していたため、走行不可能と判断して引き揚げた。

3月13日に火災対応するための進入路確認に出向したが、県道仙台塩釜線及び国道45号線は津波で流出した数百台の車両で走行不能であった。別ルートで製油所まで到着できたが、JX 日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所の3点セット及び消火設備は壊滅し、使用不能であった。このほか、仙台市消防局は、札幌市消防ヘリコプターに同乗し、上空からの進入ルートの調査を行い、道路啓開による進入ルート確保に向け仙台市消防局内で調整を図った。

3月14日に、塩釜地区消防事務組合消防本部の隊員が徒歩にて現場周辺へ近づき全体を把握し、消火活動可能との判断により、翌15日から消火活動を開始した。地震及び津波の影響で製油所内の消火栓は全て使用できず、さらに消防車両も近づけなかった。唯一の水利であった砂押川へ部署し、可搬ポンプ4台を使用して、ガソリンタンクについては泡消火、硫黄・アスファルトには水による消火及び冷却を実施し、同日14時30分に鎮火したものである。16日、17日には、緊急消防援助隊岡山県隊の協力のもと冷却注水を行い、17日11時40分配管の温度も下がり、また硫化水素濃度も1ppmに下がったことから（最大時100ppm）活動を終了した。

写真4.7-2及び写真4.7-3に、JX日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所での黒煙噴出の状況と焼損した屋外貯蔵タンクの外観を示す。

ア　発生日時　平成23年3月11日21時20分頃（推定）
イ　覚知日時　同日21時52分（仙台市消防局覚知：同日22時1分）
ウ　鎮火日時　3月15日14時30分
エ　焼損物件　ローリー出荷施設、屋外貯蔵タンク（ガソリン980kℓ）、アスファルトタンク、硫黄タンク、配管ラック等が焼損したほか、ガソリン等の危険物23,200kℓが焼失した。
オ　出動車両　塩釜地区消防事務組合消防本部　化学車等6台、緊急消防援助隊（岡山県隊等）、仙台市消防局　搬送車1台（泡原液を搬送）
カ　長期間延焼し続けた理由として津波やがれき等で火災現場に消防隊が近づけず、また、硫黄タンクの延焼により、有毒ガスの発生が懸念されたこと、さらに、タンク元弁と出火設備をつなぐ配管が津波により損傷し、火災現場にガソリン等が漏れ続けたことがあげられる。

写真4.7-2　黒煙噴出・炎上確認（出火箇所南側）[1)]

写真4.7-3　焼損した屋外貯蔵タンクの外観[1)]

1）仙台市消防局　東日本大震災における仙台市消防局の対応について　平成23年11月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/sankou/sendai.pdf（平成25年1月21日参照）
2）仙台市消防局　東日本大震災における消防活動記録誌　平成24年7月
3）塩釜地区消防事務消防組合本部　東日本大震災　検証　平成24年3月

⑵ 全農エネルギー（株）仙台石油基地からの危険物漏えい[1)2)]

3月16日13時32分に全農エネルギー（株）仙台石油基地（仙台市域で図4.7-1の「漏1」）で危険物漏えいが発生していることを119番通報で覚知した。

地震に伴う津波により、危険物屋外タンク貯蔵所の付属配管（直径約20mm）が2ヶ所破損し、防油堤内にガソリン約1,200kℓ及び重油約1,400kℓが流出したものであった。

3月16日14時00分に宮城野消防署長により火災警戒区域を口頭で指示し設定した。火災警戒区域設定後は、高砂1号車隊、宮城野化学1号車隊、緊急消防援助隊神奈川県隊により石油基地内で常駐警戒体制を取った。

防油堤内への泡消火薬剤投入及びタンク元栓を閉鎖するために、3月16日19時00分より仙台市消防局及び関係者等による対応会議を行い、仙台市消防局警防本部や緊急消防援助隊三重県隊では必要な資機材の調達や必要泡消火薬剤量を算出した。

3月17日6時15分、宮城野消防署高砂分署の大型化学1号車隊他13隊及び緊急消防援助隊（三重県隊13隊）が出場した。仙台市消防局隊及び三重県隊は付近の埠頭が部署不能であるため、直線距離で300m離れた高松埠頭に水利部署し、泡放射用としてそれぞれ65mmホース30本を延長し、合計2線で泡放射隊形を取るとともに、さらに援護注水隊形として三重県隊が65mmホース30本を延長し防御隊形を敷いた。

ガス濃度測定をし、濃度が低く風上のタンクから泡放射を実施した。併せて、タンクバルブ閉鎖作業を実施し、15時00分にバルブ閉鎖及び消防隊の泡放射等の活動を終了した。

写真4.7-4は、泡放射の状況である。

ア　発生日時
　平成23年3月11日16時頃（推定）
イ　覚知日時
　平成23年3月16日13時32分
ウ　出動車両
　平成23年3月16日　警戒活動
　仙台市消防局16台、
　緊急消防援助隊神奈川県隊2台
　平成23年3月17日　泡消火薬剤投入活動
　仙台市消防局14台、
　緊急消防援助隊三重県隊13台
エ　元バルブ閉鎖
　平成23年3月17日
　12時22分（TK-2ガソリン）
　14時20分（TK-9重油）
オ　火災警戒区域の設定
　平成23年3月16日14時00分
　当該事業所敷地内に対して火災警戒区域を設定（宮城野消防署長）
　平成23年3月25日15時30分
　流出油回収完了に伴い火災警戒区域を解除
カ　原因
　津波により屋外タンク貯蔵所の付属配管2ヶ所のベントノズルが破断し、ガソリン約1,200kℓ、重油約1,400kℓが防液堤内に流出したもの。

写真4.7-4　全農エネルギー(株)仙台石油基地の泡放射状況[2)]

1）仙台市消防局　東日本大震災における仙台市消防局の対応について　平成23年11月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/sankou/sendai.pdf（平成25年1月21日参照）
2）仙台市消防局　東日本大震災における消防活動記録誌　平成24年7月

⑶ JX日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所からの危険物漏えい[1)2)]

3月19日11時7分にJX日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所（宮城野区）の屋外タンクエリアであるA-1地区（仙台市域で図4.7-1の「漏2」、写真4.7-5）の配管から重油約4,400kℓ、B-4地区（仙台市域で図4.7-1の「漏3」）の配管から重油約3,900kℓが防油堤内及び構内道路に流出したのを確認した。また、その他の配管からもガソリン、灯油、軽油が若干漏えいしている箇所が多数確認されたことから、同施設の仙台市域全域に火災警戒区域を設定した。

火災警戒区域については、危険物の回収、漏えい箇所の応急処置の状況に合わせ、3月20日、6月24日に区域の縮小を行い、7月8日に全区域の解除を行った。

ア	発生日時	平成23年3月11日16時頃（推定）
イ	覚知日時	平成23年3月19日11時7分 （被害調査実施時に消防職員が覚知）
ウ	火災警報区域の設定	平成23年3月19日11時7分 （7月8日10時00分解除）

写真4.7-5　JX日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所の危険物漏えい[1)]

1）仙台市消防局　東日本大震災における仙台市消防局の対応について　平成23年11月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/sankou/sendai.pdf（平成25年1月21日参照）
2）仙台市消防局　東日本大震災における消防活動記録誌　平成24年7月

2 コスモ石油（株）千葉製油所ガスタンク爆発火災[1)2)]

(1) 市原市消防局の対応

東日本大震災において、市原市消防局は、建物内の震度計が震度5弱、加速度129.6ガルを記録したため、震度5弱の配備体制をとり、消防局警防本部を4階作戦室に設置した。また、市原市は、同日15時00分、市原市役所に災害対策本部を設置した。

平成23年3月11日15時15分頃、茨城県沖で余震発生直後、タンクヤード内にある364タンクが座屈、タンクヤード内の配管から液化石油ガスが漏えい着火、防液堤内全面火災に発展した。さらには高圧ガスタンクの貯槽破壊、爆発が連続して発生した。市原市消防局の出場隊が到着した時点で、防液堤内全面火災であったため、爆発危険から全隊が退避する状況であった。数回の爆発を確認しながら、タンクヤードから約700mのコスモ石油（株）千葉製油所体育館付近まで退避し、17時20分に各隊全員の安全を確認した。

市原市消防局は、発災当初、有効な消火活動をすることができず、消防庁から直接緊急消防援助隊を派遣する旨の打診を受けた。市原市消防局は、過去に例をみない高圧ガスタンクの爆発火災であり、海上からの冷却放水が必要であり、緊急を要する事態と判断し、緊急消防援助隊の派遣を受諾した。17時25分、正門前の道路上へ退避し現場指揮本部を本館事務所に移設した。市原市消防局警防本部は、陸上からの放水が困難な状況であるため、千葉県消防広域応援基本計画に基づき、千葉市消防局に消防艇「まつかぜ」を要請した。また、海上の警戒に出場していた海上保安部及び海上災害防止センターの消防艇からも放水できる旨の連絡があったため、爆発回避のため輻射熱にさらされている高圧ガスタンク及び隣接するアスファルト製造設備への海上からの放水活動を依頼した。

写真4.7-6及び写真4.7-7に、コスモ石油（株）千葉製油所ガスタンク火災の炎上状況及び放水活動の状況を示す。

写真4.7-6　タンクの炎上状況[1)]

写真4.7-7　水上消防隊の夜間放水活動[1)]

(2) 市原市消防団の対応

市原市消防団は、1本部、7支団、85分団、1部、1,418人の編成となっており、団本部車2台、支団本部車7台、小型ポンプ付積載車85台を装備している。地震発生直後、災害対策本部が設置され、これに基づき市原市消防局長の要請により、16時22分に消防団の招集活動命令が消防団長から発せられた。消防団の主な活動としては、震災直後に発生したコスモ石油（株）千葉製油所のガスタンク火災により、市原市消防局の車両の大半が出場したこと、さらには今後の余震に備え、団幹部をはじめ分団員が消防署に消防団車両を待機させ災害に備えた。

また、五井地区においては、この火災で地区住民に避難勧告が出されたことから、住民への広報を消防団車両にて行い、消防団が警戒活動を実施した。

警戒活動の人員は、団本部3人及び7支団85分団の672人であった。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）東京消防庁　東日本大震災における活動の記録　平成24年3月

(3) 応援部隊の対応

平成23年3月11日15時40分に消防庁長官は、川崎市消防局に緊急消防援助隊（指揮支援部隊長の属する指揮支援隊）の出場要請をした。

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」によれば、千葉県が被災した場合の指揮支援部隊長は東京消防庁（代行「名古屋市消防局」）であったが、川崎市消防局が指揮支援隊を担うことになった[1)]。

消防庁長官は、同日17時35分に横浜市消防局、同日18時15分に三重県隊、同日18時40分に東京消防庁にそれぞれ緊急消防援助隊の出場を指示した。

東京消防庁では、第八消防方面本部消防救助機動部隊をはじめとした陸上部隊及び消防艇「みやこどり」を水上部隊として派遣した（写真4.7-8）。

千葉市消防局は、水上部隊は19時45分に、陸上部隊は、20時00分に到着した。

東京消防庁の消防艇「みやこどり」は、平成23年3月11日20時4分に臨港消防署を出場し、21時50分に現場に到着した。一方、陸上部隊の第1次派遣隊34人は深川消防署に集結したが、都内各地で道路渋滞が発生していたため、集結に時間を要し、翌3月12日0時25分に現場に到着した。

横浜市消防局の水上部隊は、同日19時8分に出場の指令があり、21時30分に市原市に到着した。陸上部隊は、同日、23時48分に到着した。

川崎市消防局は、同日20時に出場したが、帰宅困難者等による道路渋滞が激しく、20時20分に消防指揮本部から電話により首都高速道路（株）へ通行許可申請をし、20時58分「鈴ヶ森インターチェンジ」より進入し、22時8分千葉県庁に到着した。22時20分に千葉県、千葉県内応援隊、市原市消防局と打ち合わせ会議を行った[1)]。

三重県隊は、同日19時46分、第1次三重県隊先行部隊が千葉県へ出発し、それに続いて12日0時58分、残りの第1次三重県隊が千葉県へ出発した。同日、9時20分、第1次三重県隊先行部隊が市原市消防局施設に到着し、後続の第1次三重県隊は13時50分に到着した（写真4.7-9）。

応援に駆け付けた応援部隊は、表4.7-1のとおりである。

表4.7-1　応援部隊の陣容[2)]

消防隊名	部隊		人数
千葉市消防局	水上	消防艇まつかぜ	8人
	陸上	指揮隊	1隊4人
		大型化学車	1隊3人
		大型高所放水車	1隊2人
		泡原液搬送車	2隊4人
		水槽付ポンプ車	2隊9人
		救援車	1隊2人
	合計		9隊32人
東京消防庁	水上	消防艇みやこどり	16人
	陸上	遠距離大量放水車	計9台 34人
		大型化学車	
		屈折放水車	
		資材搬送車	
		水槽付ポンプ車	
		広報車	
		人員搬送車	
	合計		50人
横浜市消防局	水上	消防艇まもり	14人
	陸上	高所放水隊	1隊3人
		化学消防隊	1隊2人
		泡原液搬送隊	1隊2人
	合計		21人
川崎市消防局	指揮支援隊		6人
三重県隊	陸上	指揮隊	2隊8人
		消火隊	8隊37人
		救助隊	4隊20人
		救急隊	5隊15人
		特殊災害隊	3隊8人
		後方支援隊	9隊22人
	合計		110人

写真4.7-8　東京消防庁陸上部隊の到着と当時の延焼状況[3)]

写真4.7-9　市原市総合防災センターで野営する三重県隊[2)]

1）川崎市消防局　東日本大震災　川崎市消防局活動記録誌～2011～　平成24年3月
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）東京消防庁　東日本大震災における活動の記録　平成24年3月

(4) 水上部隊の活動[1)2)]

17時4分から17時50分頃にかけて発生した爆発により火災が拡大し、タンクヤード内が火の海となった中、強烈なガスの臭気と燃焼物からの強烈な輻射熱を受けながら、海上保安庁、独立行政法人海上災害防止センター及び千葉市消防局の消防艇が20時8分頃から放水を開始した。

現場で海上部隊の統制を行っていた海上保安庁「あわなみ」から、東京消防庁と横浜市消防局の消防艇に各機関（海上保安庁、独立行政法人海上災害防止センター、千葉市消防局、東京消防庁、横浜市消防局）の消防艇が交替で消火活動を実施したいとの連絡が入り、東京消防庁の消防艇の「みやこどり」と横浜市消防局の消防艇「まもり」は、3月12日0時10分より第1回目の冷却放水活動を開始した。

一方、川崎市消防局は、3月12日1時30分に「陸上部隊が進入できるまで消防艇による冷却注水を実施予定」とする活動方針を決定した。

1時30分に放水活動を「みやこどり」と「まもり」から千葉市消防局の「まつかぜ」、海上保安庁及び独立行政法人海上災害防止センターの消防艇に交代し放水を継続したが、2時44分に停止した。なお、この間、陸上部隊はコスモ石油正門前で待機していた。

爆発危険等の監視は、海上保安庁巡視艇の熱画像監視装置により実施され、一部のタンクの表面温度が急激に上昇し爆発の危険性があったため、海上保安庁の指示により全隊とも活動を一旦停止した。現場から沖合1kmの地点まで緊急退避するという事態が活動開始から活動終了までの間に2回発生した。

写真4.7-10　タンクに冷却放水する「まもり」と「まつかぜ」（平成23年3月12日撮影　横浜市消防局）[3)]

3月12日5時50分頃から東京消防庁の「みやこどり」が海上からの放水を再開した。8時6分に放水を停止、9時に放水を再開した。11時30分に海上保安庁の2艇と千葉市消防局の「まつかぜ」が放水を実施した（写真4.7-10）。

12時30分及び16時30分に東京消防庁の「みやこどり」が放水を実施した。

千葉市消防局、東京消防庁及び横浜市消防局の消防艇は、貯槽破壊による爆発危険がなくなり、タンクヤード内周囲への陸上隊からの放水が可能となった3月12日17時50分に放水を終了し引揚げた。なお、海上保安庁及び独立行政法人海上災害防止センターは、引き続き流出油の警戒にあたった。

(5) 陸上部隊の活動[1)2)]

東京消防庁の災害現場到着は平成23年3月12日の0時25分頃であり、到着時、共同防災組織が大型高所放水車による無人での消火活動を実施しており、先着していた市原市消防局、千葉市消防局及び横浜市消防局の陸上部隊は待機していた。

東京消防庁は、現場指揮本部長より地上からの冷却放水を指示されたため、当初、LPG貯蔵タンク直近に屈折放水塔車を部署した放水活動を検討したが、爆発危険により火点に接近できないため、遠距離大量送水装備（スーパーポンパー）を活用した無人走行放水車（ドラゴン）による放水活動を選択した（写真4.7-11）。

写真4.7-11　タンクに冷却放水する無人放水車ドラゴン[3)]

1）東京消防庁　東日本大震災における活動の記録　平成24年3月
2）川崎市消防局　東日本大震災　川崎市消防局活動記録誌～2011～　平成24年3月
3）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

写真4.7-12　スーパーポンパーと海からの吸水活動[1)]

東京消防庁は、写真4.7-12に示すとおり平成23年3月12日12時30分、現場指揮本部長の下命で、放水の準備作業を開始した。水利については、スーパーポンパーを火点の北西約400mの護岸に部署し、海に水中ポンプを投入して吸水した。14時5分、スーパーポンパー（吸水地点）から無人走行放水車（放水地点）までホースを300m以上延長し、放水を開始した。この放水活動には、東京消防庁のほか、市原市消防局、五井共同防災、横浜市消防局、千葉市消防局が加わった。

さらに15時2分、17時10分に同様の放水活動を実施した。

同日17時30分に陸上部隊の2時間ローテーションの予定が決定し、7口設定して6口で継続放水することとした。

横浜市消防局は、同日20時30分に交代要員6人が到着し交代のうえ、同日23時及び13日1時から放水活動を実施した。

千葉市消防局は、12日21時、13日3時及び5時から放水活動を実施した。

三重県隊は、コスモ石油（株）千葉製油所の防災センター内現地本部にて従業員、市原市消防局職員と災害被害状況、活動状況、今後の方針等を検討し、3月12日15時00分から製油所火災現場にて火災警戒にあたった。

写真4.7-13　高圧ガスタンク火災現場で放水活動を行う高所放水車（コスモ石油（株）千葉製油所）[2)]

三重県隊はタンク及びタンク横に位置する配管の冷却放水活動を、市原市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、千葉市消防局とローテーションで行うという任務を受け、化学車、大型高所放水車が放水を開始した。三重県隊は、放水活動中に消防庁から宮城県への部隊移動による撤収指示を受けたため、3月13日1時40分で放水を停止した。13日9時20分、第1次三重県隊は宮城県に向け移動を開始した。

平成23年3月13日17時35分、千葉県災害対策本部長（千葉県知事）の命令を受け、20時6分、全隊で撤収完了となった。なお、本火災は発生から6日目の3月17日に頂部で燃焼を継続していたLPGタンクの残液減少を確認し、タンク底部から窒素を封入し、頂部開口部に放水により火炎を消火、防油堤内で燃焼していた火炎をガス濃度を測定しながら消火活動を実施し、3月19日16時20分鎮圧となった。鎮圧以降は漏えいする未燃焼ガスを噴霧注水等で拡散し、3月21日10時10分可燃性ガス濃度が低下、火災危険がなくなり鎮火となった。

写真4.7-14　平成23年3月12日早朝の延焼状況[1)]
（コスモ石油（株）千葉製油所）

1）東京消防庁　東日本大震災における活動の記録　平成24年3月
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

4.7.3 ▶石油コンビナート災害に対応した消防職員の手記

表4.7-2に示した石油コンビナート災害に対応した消防職員の手記を紹介する。全国消防長会の「東日本大震災活動記録誌」や各消防本部から刊行されている活動記録誌等に掲載されている手記から、活動状況が詳述されているものや今後の教訓となるものを掲載した。

表4.7-2 石油コンビナート災害に対応した消防職員の掲載手記一覧

No.	活動県	タイトル	所属・氏名*1	出典
1	千葉県	水上部隊との連携活動	市原市消防局 消防司令　根本 静男	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
2	千葉県	消防艇「まもり」緊急消防援助隊派遣	横浜市消防局 消防司令 大場 明弘	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
3	千葉県 宮城県	三重県後方支援本部の活動について	四日市市消防本部 消防司令長 人見 実男	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
4	宮城県	東日本大震災を振りかえって	利府消防署 消防司令 齋藤 繁夫	塩釜地区消防事務組合「東日本大震災　手記　現場の声」

*1　所属、役職、階級等は東日本大震災にて対応した当時のもの

水上部隊との連携活動

市原市消防局（千葉県）
消防司令
根本　静男

平成23年3月11日（金）14時46分三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震発生に伴い、消防局震度計は震度5弱、加速度129.6ガルを記録しました。市原市内の震度が震度5弱となったため、消防局庁舎4階作戦室に警防本部を設置するとともに、市原市消防局警防規程により非番職員が参集し、消防局、消防署の体制は全職員体制となりました。

消防局高所監視カメラの映像では、コンビナート区域の脱圧等によるフレアスタックの上昇はあるものの、市内に火災等の異常は確認できませんでしたが、市内の数箇所で「ガスの臭いがする。」という内容通報があり消防隊は出場しておりました。

その後、15時20分の茨城県沖地震に伴う震度4の地震が発生、その余震によりコスモ石油㈱千葉製油所から、タンクヤード内にある364タンクが座屈しタンクヤード内の配管から液化石油ガスが漏洩着火した旨の通報があり、高所カメラの映像からも防液堤内全面火災に発展している状況を確認しました。

消防局の現場出場隊が、到着した時点で防液堤内全面火災に発展しており、貯槽の冷却が困難な状況で貯槽破壊等の2次災害危険が迫っていると判断し、全隊が退避しました。また、五井共同防災消防隊も高所放水車の放水を継続させた状態で隊員が退避しました。

活動の場所：千葉県市原市

退避途中に数回の爆発を確認しながら、17時20分に各隊全員の安全を確認し、17時25分、さらに正門前の道路上へ退避し現場指揮本部をコスモ石油㈱千葉製油所本館事務所に移設しました。

消防局警防本部は、高所カメラや千葉市消防局からのヘリテレ映像から、陸上からの放水が困難な状況で、隣接する液化石油ガスタンク及び他の危険物施設への延焼防止のための冷却放水の必要性を強く感じ、海上からの大量放水による冷却が可能な消防艇「まつかぜ」を千葉市消防局に要請しました。

また、海上の警戒に出場していた海上保安部及び海上災害防止センターの消防艇からも放水できる旨の連絡があったため、隣接液化石油ガスタンク及びアスファルト製造設備へ海上からの放水活動を依頼しました。

海上からの冷却放水は、海上保安部消防艇「ひりゅう」へ船舶電話を使用して、ヘリテレ映像などの情報を提供しながら､海上災害防止センター、千葉市消防局、東京消防庁及び横浜市消防局の消防艇7隻が交互に放水を実施しました。

海上部隊の放水により延焼は食い止めることができ、発災タンク群のガス濃度が低下し爆発危険がなくなったことから、陸上部隊へ移行することになり、海上部隊は翌12日17時35分に活動を終了しました。

また、陸上部隊には指揮支援隊として川崎市消防局が千葉県庁の災害対策本部及び当市消防局に派遣された。

緊急消防援助隊として東京消防庁、神奈川県隊（横浜市消防局）、三重県隊及び県内広域応援隊として千葉市消防局の応援をいただき13日20時08分まで冷却活動を実施しました。

なお、消防局警防本部は、火災が縮小したことから14日8時30分に固定式の放水銃を使用し部隊の縮小を図り活動を継続、19日16時20分に鎮圧、21日10時10分に鎮火としました。

今回の火災は、高圧ガスタンクが爆発炎上する過去に例を見ない状況で、当初爆発等により陸上からの活動が困難で情報収集にも苦慮したなかで、1人のけが人も出さなかったことは、応援隊に感謝するところであります。また応援隊の協力により海上からの放水など過去の訓練でも実施したことのない連携が図れたことは貴重な体験となりました。

千葉県市原市　高圧ガスタンク火災状況

消防艇「まもり」緊急消防援助隊派遣

横浜市消防局（神奈川県）
消防司令
大場　明弘

【はじめに】

当局が保有する水上消防力は、横浜市消防局鶴見消防署鶴見水上消防出張所（鶴見区大黒ふ頭1番地）に配置の「機動消防艇よこはま」、「まもり」と小型艇「ゆめはま」の3艇からなり、出張所長以下31人、各係15人の2部交代制で運用しています。平成23年3月11日（金）は警備第2課の当直日にあたり、その日は消防艇「よこはま」の右舷主機冷却装置にトラブルが発生していたため、修理等の手続中で、「まもり」と小型艇「ゆめはま」の2艇運用でした。

【派遣の概要】

14時46分横浜市震度5強の地震発生。津波対策沿岸調査のため「まもり」は隊長以下5人が署外活動、他の職員は桟橋係留中の「よこはま」と桟橋に上架してある「ゆめはま」の保守管理に総員で対応していました。その後週休、非直職員もあらゆる手段を講じて動員参集し、庁舎、消防艇係留桟橋、災害用コンテナ等の津波対策を実施していました。

18時を過ぎたころ、「消防艇の市原コスモ石油への派遣準備をされたい。」との連絡に、18時45分港外で活動中の消防艇「まもり」を呼び戻し、当直の水上2係員及び動員参集した2係員で派遣態勢を敷いていたところ、19時08分緊急消防援助隊派遣要請が下され、千葉県市原市五井海岸2番地コスモ石油（株）千葉製油所に向け、出張所長以下14人が消防艇「まもり」に乗船し緊急消防援助隊として出場しました。

活動の場所：千葉県市原市

派遣現場付近海域（北緯33度・東経144度）を海図上に落とし、航海計画の下に横浜航路1号浮標から東北東（63度）に針路をとり、「風の塔」を右舷に見て巡航速度12ノット、漆黒の東京湾を総員監視のもと派遣現場に向かいました。

23時17分頃コスモ石油（株）千葉製油所沖に到着。すでに先着していた消防艇により放水活動

がされており「現場到着後市原消防指揮下に入れ。」との事前命令のもと現着報告をしました。海上から見るコスモ石油（株）千葉製油所は数箇所から炎が上がっており、その数は7ヶ所にも8ヶ所にも見えました。

消防艇に課せられた任務は、2艇ないし3艇で船隊を編成し、炎上タンクへの直接消火を避け、周辺タンクへの冷却放水でした。23時33分に第1回目、0時25分に2回目の冷却放水をしました。「タンクに水が届いているのか。」「僚船との艇間距離が近づき過ぎてはいないか。」炎上タンクの炎の明かりで距離感に不安を覚えましたが、回を重ねるうちに現場海域の状況になれ、僚船との連携も形成され、長時間の活動が予想されることから、事前計画に基づき本船も乗員を2班編成にし長時間の災害対応に移行しました。

2時30分3回目の冷却放水が開始されてまもなくです、2時58分爆発危険あるため消防艇の退避指示が出され、船内は一瞬緊張感に包まれました。コスモ石油（株）千葉製油所沖に退避すること約4時間、7時07分に4回目の冷却放水が再開され、現場海域も明るくなった7時37分頃には、コスモ石油（株）千葉製油所作業船によりオイルフェンスの展張作業も開始されました。9時30分爆発危険による2回目の退避指示がだされました。洋上で退避すること3時間、その後12時45分5回目、15時30分6回目、17時08分7回目の冷却放水をし、17時35分市原市消防局から、千葉市消防局「まつかぜ」を残し派遣消防艇に引揚命令が下され、現場を後にして約2時間後の19時44分横浜に帰港しました。

【おわりに】

今回の災害派遣の教訓として、洋上での活動に対する後方支援体制はいかにあるべきかが挙げられます。本災害では遠距離派遣に準じた人員で出場したことにより、船内での任務交代も容易にできましたが、燃料補給、食料調達、交代要員の輸送手段等、いくつかの課題も生まれました。ただ陸上部隊と違い、東京湾相互応援協定に基づく訓練等により、度々行動をともにする千葉市消防局「まつかぜ」東京消防庁「みやこどり」そして海上保安庁「ひりゅう」が僚船であったことは、非常に心強く感じたことでした。最後に燃料、食料の補給にご尽力いただいた千葉市消防局「まつかぜ」には、紙面をおかりしてお礼を申し上げます。

千葉県市原市五井海岸コスモ石油(株)千葉製油所　火災状況

三重県後方支援本部の活動について

四日市市消防本部（三重県）
消防司令長
人見　実男

「長い戦いになる…」そう感じたのは、私だけではなかっただろう。テレビの画面を通じて、次々に報じられる被害の様子は、かつて私達が経験したことや想像していたものを遥かに越えるものであった。

本稿では平成23年3月11日（金）に発生した東日本大震災における三重県後方支援本部の活動を振り返るとともに、次に起こるとされている東海、東南海、南海地震に備えるため、回顧録を書き記すこととしたい。

【三重県隊の活動概要】

今回の大震災において、三重県隊は震災当日の夕方から千葉県市原市へ出動。その後、宮城県仙台市へ部隊移動するなど、出動指示のあった3月11日から3月21日までの11日間で、延べ100隊344名の隊員を派遣し、他県の緊急消防援助隊とともにコンビナート火災対応、危険物漏洩警戒対応及び津波被害による救助活動にあたった。

また、三重県の代表消防機関である四日市市消防本部では派遣要請とともに、消防本部内に後方支援本部を設置し、派遣隊の支援活動に取り組んだ。後方支援本部としては、10日間で延べ68名が詰め、常時5名以上の要員を確保して対応にあたった。

活動の場所：宮城県仙台市、千葉県市原市

【東日本大震災での後方支援本部の活動】

震災当日の3月11日、市原市と同じくコンビナート地域を持つ四日市市に消防庁長官より市原市へ出動指示があったのは、発災から約3時間半後の18時15分であった。三重県隊第1次派遣隊としては、一部の隊を先行出動させたが、コンビナート対応車両（大型化学車、高所放水車、原液搬送車）を含み、計31隊107名での出動となった。

出動途上、大津波警報の発令に伴い、東名高速道路の清水ICより先が通行不可となっており、一般国道は著しい交通渋滞が発生している状況であった。そのため、四日市市消防本部内に設置し

た後方支援本部でNEXCO中日本と緊密な連絡を取りながら、建設中の第二東名高速道路を通行して、富士ICから再び東名高速道路に入るというルートで進出させたため、大きな渋滞を避けることができた。

市原市での防ぎょ活動は危険と隣り合わせの状況下での活動となったが、深夜にまでわたる防ぎょ活動中、突然飛び込んできたのは、宮城県仙台市への部隊移動の指示であった。

第1次派遣隊は、市原市を目的地として出動したため、東北地方へ派遣するための防寒対策（タイヤチェーンを含む）等に若干の不安があったものの、被災地で苦労されている人々のことを思うと躊躇することなどできるはずがなかった。

第2次派遣隊以降は、防寒対策など万全な体制を整え、仙台市への派遣を行うこととなった。仙台市では沿岸部の石油コンビナート地帯が甚大な被害を受けていたが、そのうち、全農エネルギー㈱仙台石油基地においては破損した配管から多量のガソリンが漏洩しているという逼迫した状況であった。

三重県隊への要請内容は、「全農石油基地内で漏洩している屋外タンク群の5ヶ所のバルブを閉めて、漏洩を止めたい。」というもので、約2万m^2ある防油提内を泡でシールした後に、ガス検知を行いながら早急にバルブ閉鎖を行うものであったため、後方支援本部では、急遽、危険物保安を担当する職員等を参集させ、検討を行うこととなった。

四日市市消防本部では、過去にナフサが漏洩した際の対応実績があったものの、短時間のうちに防油提内一面を泡シールすることは困難であることから、今回は、仕切堤、消泡時間を考慮して、泡シールを行う範囲をバルブを閉める屋外タンクの周囲に限定し、泡シール後にガス検知を行いながらバルブ閉鎖を行うことを提案した。

以上の検討結果をもとに、翌17日に提案した戦術により活動を実施し、泡放射開始から約160分で予定していた5ヶ所のバルブ全ての閉鎖を完了することができた。

【後方支援本部のあり方について】

今回の災害対応を回顧してみると、県隊が円滑に活動を実施するためには後方支援本部が大変重要な役割を担うことが改めて明確となり、奇しくもそれが実災害を通して改めて実証される結果となった。

以下に今回の活動を通して明らかになった反省点について列挙する。

・三重県隊が出動した場合、四日市市消防本部には後方支援本部が設置されるが、本部要員に関する詳細な規程がなく、体制を確立するまでに時間を要したこと。
・初動の体制を検討する際に、派遣隊員の人選をいかにして行うのかという点に意識が向けられてしまい、後方支援本部本来の支援体制が二の次になってしまったこと。（本来、後方支援本部に入る予定の職員が初動で全員出動してしまったなど）
・出動に際して、交代隊員の輸送方法や燃料の補給方法、暖房器具の調達やし尿処理、県内各消防本部への連絡調整など新たな問題が多く出されたこと。
・長期化した際の後方支援本部の運用について24時間体制での要員確保に苦慮したこと。

今回の派遣については、多くの奏功事例もあったが、初めての実動部隊の派遣ということから上記のような課題も浮き彫りとなった。三重県隊としてこれらの課題について早急に検討を行い、今後の災害派遣の際に同じ轍を踏むことないよう努めることが、私の使命であると痛感している。

進出ルート毎に状況確認した掲示板

東日本大震災を振りかえって

塩釜地区消防事務組合消防本部利府消防署（宮城県）
消防司令
齋藤　繁夫

一生忘れることは無いであろう！　あの日を。

当時、利府消防署当直司令として勤務し、当日は近日中に配備される支援車の車庫と資機材倉庫について警防課と現場打合せを終え、車庫前に居た時それは起こった。消防職員を拝命した年に経験した、宮城県沖地震とは違う今までに経験のしたことの無い長く激しい揺れで、電柱は竹のように揺れ、高さ15mの訓練棟も倒壊しそうなほどであった。

消防署に勤務中で無ければかなりの動揺と不安が自分を襲い、パニックを起こしてもおかしくないと思った。それを抑えたのは、消防活動服を着て勤務中であったこと、打合せ終了後で周りに上司や同僚が居たことが幸いした。消防職員の自分がそのように思うのだから、一般の人であればなおさらではないかと思った。

揺れがおさまり、震災初動計画に基づき各隊が活動を開始した矢先、大型ショッピングモール屋上より大量の煙が上がった。「あのショッピングモールが火災であれば、ただ事ではない」と感じた。幸い火災は発生しなかったが、ショッピングモールでは一番最初の震災犠牲者を出す事案が発生した。店内は2階天井、空調配管が落下、展示用ラックも倒れ、まともに歩けない状況と化し、落下した配管の下敷きとなった幼い子供が犠牲となった。その後、停電した店内で他に要救助者は居ないか検索をしたが、暗いこともあり何度マネキンを要救助者と間違えたか、その度にマネキンで良かったと安堵したことが思い出される。

夜になると、JX日鉱日石エネルギー㈱仙台製油所で火災発生の一報が伝えられた。炎は停電し灯りの無い夜空を赤く不気味に照らしていた。幾度と無く検査や訓練で立入っており施設規模を知っていることから、これはとんでもないことが起きた、我々の消防力だけでは絶対無理であり、いったい何日燃え続けるのだろうと恐怖心を憶えた記憶がある。まさか、同地区に出動指令の命を受けるなど、このときは思いもよらなかった。

しかし、数日後（3月15日）その命は下された。15日時点で半径2キロ圏内は避難指示が出されており緊迫した状況下であった。前日14日、本部次長、警防課長が立入禁止区域へ侵入して消火可能と判断し、利府隊と塩釜隊に出動指令がなされた。やや炎は下火になり、黒煙だけが吹き上げている感じであったが、施設内へ消防車両は進入出来ず、人力により可搬動力ポンプ4台を搬送、唯一水利として使用できる河川よりの遠距離中継隊形1線を構築し、東消式発泡装置を使用しての消

（緊援隊岡山県隊と合同の消火活動）

火活動となった。黒煙を上げていたガソリンタンクは熱により座屈し、ガソリンは全て防油堤内に広がり火面を拡大させていた。さらにまだかなりの熱を帯びていたため、4時間連続の消火活動となった。また泡原液ポリタンクも人力による搬送になったことから、隊員の疲労は相当なものになっていた。余震が続きいつまた津波警報が発令されてもおかしくない状況下で、隊員は「この火が消え、黒煙が上がらなくなれば住民はそれだけでも安心しますね」と言いながら、危険を顧みず本当によくやってくれた。この活動により、付近住民を不安に陥れていた忌々しい火災を、同日14時30分鎮火することが出来た。現場指揮者として、本当に頼もしい同僚の活動に対し、今は感謝の気持ちでいっぱいである。

しかし、これでJX火災は全て鎮火したわけではなかった。あちらこちらの配管等で白煙が漂い、かすかに炎が見え、またいつ発火炎上してもおかしくない状況であった。継続的な残火、冷却消火が必要である旨を警防本部に報告したところ、緊援隊の導入を検討していただき、翌日より緊援隊岡山県隊13隊の消火部隊が投入された。緊援隊の先頭を誘導し現場に向かう様は、極めて心強く、勇気とパワーを頂いた。さらに現場に入れば統率の取れた行動で、活動して頂いただけでなく「塩釜消防さんは震災以降継続的な活動で疲れているのだから、どんな些細な作業でも我々に下命して下さい」との言葉を頂いた時には、目頭が熱くなったのが今でも忘れられない。同じ消防職員として、「粋」を心底感じた時でもあった。

また、現場活動に際し岡山県隊長等と活動方針、余震、津波等に対する安全確認をしている時、私自身教訓となった事が原発対応であった。福島原発事故の情報は把握していたが、岡山県隊より線量測定を問われた時には、「そこまで…」と脳裏をかすめた。幸い岡山県隊が線量計を持参していたので、測定しながら現場活動を実施出来たが、今後は隊員の安全管理に「そこまで…」はあってはならないと痛感した。今回のJX火災に際しては、岡山県隊無しに語ることは出来ない。伝わらないかも知れないが、この場を借りて献身的活動に従事していただいた岡山県隊の皆様にお礼を申し上げたい。

震災後人事異動により警防課勤務となり、今回の「東日本大震災検証部会」に携わることが出来、併せて部会開催も納得できるまで出来た。さらに部会員は今後起こりうる災害においても地域住民を守り、われわれ職員も守るといったコンセプトを念頭に様々な意見を提議し真摯に検討することが出来た。最終的には当組合の検証を取りまとめ、記録誌に残せたことで、この大震災を風化させることなく、伝承されると信じている。担当者として、検証に係わった全ての関係者に感謝を申し上げたい。併せて、検証結果直ちに必要とされたボート等の資機材を購入出来たことは、検証に携わった者として感慨深いものであり、担当者に敬意を表したい限りである。

最後に今回の震災により被災した全ての方にお見舞いを申し上げると共に、亡くなられた全ての方に黙祷を捧げたいと思います。

4.8 原子力発電所事故に対する活動

東日本大震災では、津波の浸水により、甚大な被害が発生したのに加え、東京電力福島第一原発及び東京電力福島第二原発を襲い、未曾有の大規模かつ長期にわたる原子力発電所事故が発生した。

政府により避難指示等が順次発出され、活動の変更や制約を受ける中、被災地域の消防本部や県内応援消防本部、緊急消防援助隊は、避難区域からの搬送活動を実施した。

また、被災地域の消防本部や緊急消防援助隊の職員は、放射能の危険にさらされながらも、原子力発電所事故への対応として給水支援や使用済燃料プールに対する放水活動を実施した。

被災地域の消防本部では、所在地が避難区域に指定されたために移転を余儀なくされる消防署所もあり、原子力発電所事故から2年近く経った現在（平成25年2月時点）においても移転中の消防署所もある。また、警戒区域に指定されている地元の消防本部では、警戒区域の一時立入の支援や避難指示区域における防災対策等の活動をしている。

4.8.1 ▶原子力発電所における活動[1)2)3)4)]

1 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の活動

原子力発電所の所在する双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、3月11日14時46分の地震発生直後に指揮本部を設置し、消防活動を開始した。

激しい揺れにより双葉地方広域市町村圏組合消防本部、浪江消防署、富岡消防署の各庁舎内が大きな被害を受け、停電による通信機器の使用不能、119番の不通に加え東京電力福島第一・第二原発とのホットラインも使用不能となった。14時49分に大津波警報が発令されると沿岸地区の避難広報及び避難誘導のための緊急出動を行うと同時に東京電力福島原子力発電所及び広野火力発電所の被害状況確認を行った。

15時42分に原子力災害対策特別措置法第10条通報、その54分後の16時36分に同法第15条が発令されたため、緊急事態応急対策拠点（オフサイトセンター（OFC））へ職員を派遣するとともに、関係町村へ連絡員を派遣し情報収集を図った。

3月12日には原子力安全・保安院（当時）からの要請を受けて、福島県原子力災害対策センターに原子力緊急対策本部のメンバーとして参画した。

3月13日12時54分に、東京電力福島第一原発第2号機原子炉建屋へ送水を行うため、送水用のポンプ車と淡水搬送のための原液搬送車で出動した（写真4.8-1）。淡水の搬送を2回実施したところで、活動場所周辺の空間線量が急激に上昇したため、緊急退避し引き揚げた。

写真4.8-1　東京電力福島第一原発における原子炉冷却のための給水活動（平成23年3月13日・双葉地方広域市町村圏組合消防本部）[2)]

3月14日8時8分、自衛隊車両による原子炉建屋内への注水用淡水を確保するため、大熊町大字熊字滑津地内の熊川に消防自動車を出動した。

3月14日8時25分、東京電力福島第一原発内へ搬送した淡水の受入用水槽の借用依頼を受けて、各消防署で保有する水槽を貸し出すために、オフサイトセンターから富岡消防署及び浪江消防署へ出動した。

3月14日11時1分、東京電力福島第一原発第3号機の原子炉建屋で爆発が発生した。この爆発により、発生した負傷者への対応で救急隊が延べ9隊27人、救助隊が1隊5人出動し、負傷者9人を搬送し

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要
4）消防庁　福島原子力発電所事故（東日本大震災）に関連する消防の対応について（第114報）
http://www.fdma.go.jp/bn/2012/detail/738.html（平成25年1月21日参照）

た。この事例を含め、3月11日から5月15日までに東京電力福島第一原発及び第二原発内で発生した救急件数は、18件となっており、25人の傷病者を搬送した。出動場所の内訳は東京電力福島第一原発が6件、東京電力福島第二原発が1件、Jヴィレッジが9件、オフサイトセンターが2件であった。

3月16日6時17分には、東京電力福島第一原発第4号機原子炉建屋内において火災が発生した旨の通報があり、6隊21人が消火のため順次出動したが、建屋周辺が100mSv/hから400mSv/hに及ぶ高い放射線量であったこと、原子炉建屋での爆発によるがれきの散乱で進入が困難であったこと、さらには第3号機からの発煙により緊急退避となった。最終的には火災は自然鎮火に至った（写真4.8-2）。

写真4.8-2　東京電力福島第一原発火災出動前（平成23年3月16日・双葉地方広域市町村圏組合消防本部）[1)]

この時の出動によって収集された情報は、後の3月19日に第3号機原子炉建屋に対して緊急消防援助隊が行った放水活動の際に、東京消防庁ハイパーレスキュー隊へ伝達され、その活動を支援することとなった。

3月30日17時58分、東京電力福島第二原発第1号機タービン建屋の分電盤から発煙があり出動した。

4月12日には東京電力福島第一原発第1号機から第4号機の放水口サンプリング建屋1階（放射線モニタリング予備電源のバッテリー及び配線）において出火があり、通報を受け3隊11人が出動したが、東京電力職員が消火器により初期消火し、鎮火した。

5月27日には、東京電力福島第二原発第1号機リアクター付属棟地下1階高圧電源設備室内照明パネルから出火があり1隊4人が出動、東京電力職員が消火器により消火し、出動した双葉地方広域市町村圏組合消防本部にて鎮火を確認した。

5月31日には東京電力福島第一原発専用港内海面への油流出のため1隊3人が出動し、現場確認を行った。東京電力及び海上保安庁によりオイルフェンスが設置された。また、6月8日には東京電力福島第二原発の第3・4号機放水口付近の油流出で出動して現場確認を行った。東京電力及び海上保安庁によりオイルフェンスが設置された。

図4.8-1に、原子力発電所及び消防署所等の位置図を示す。

1）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要

図4.8-1 原子力発電所及び消防署所等の位置図

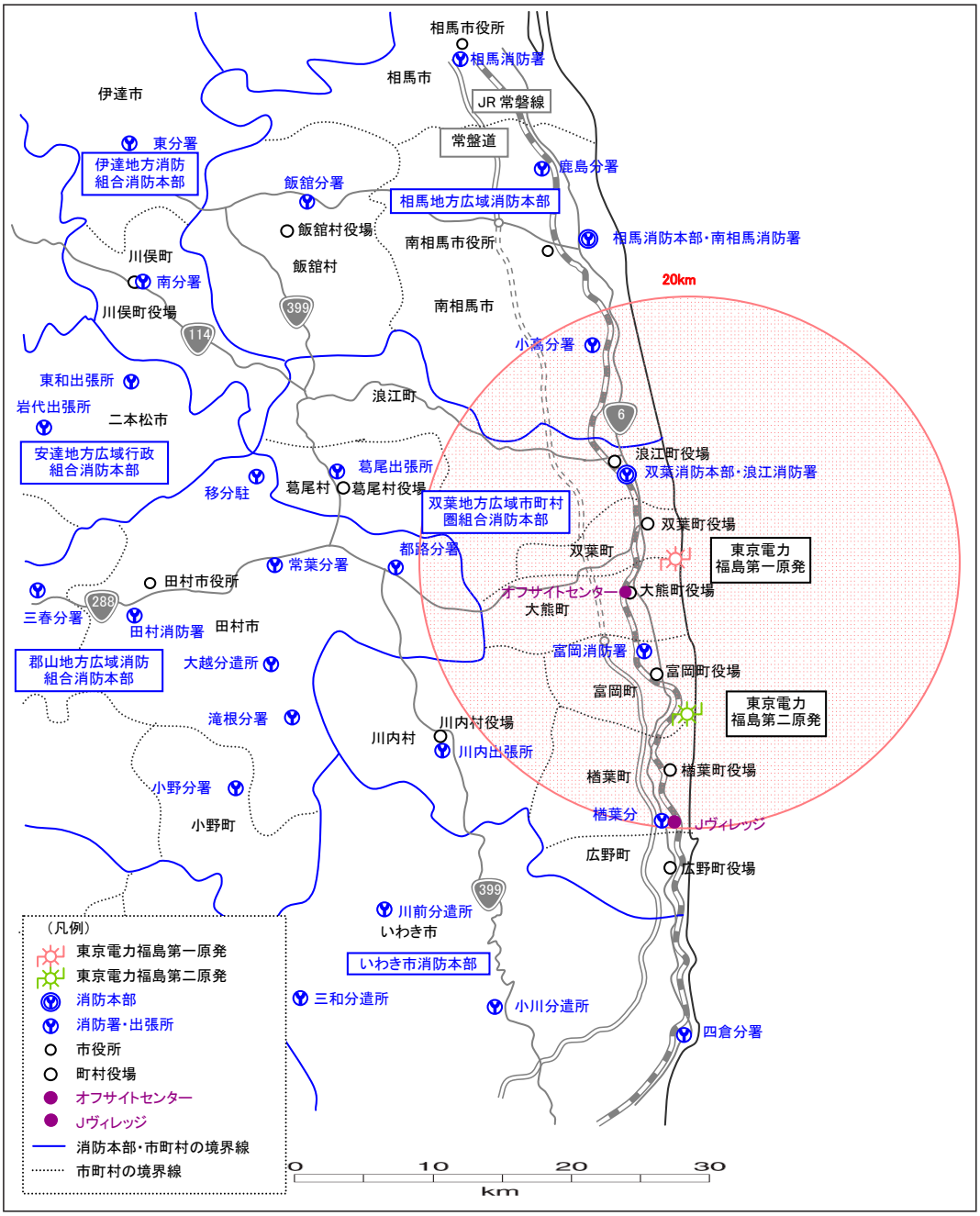

2 緊急消防援助隊等の活動[1)2)3)4)]

(1) 事故収束に向けた対応

ア 放水活動

東京電力福島第一原発第3号機使用済燃料プールの放水活動について、緊急消防援助隊が現地に派遣され活動にあたった。内閣総理大臣から東京都知事への派遣要請及び総務大臣から各市長への派遣要請を受けて、平成23年3月18日0時50分、消防庁長官より東京消防庁に対して派遣要請があり、同日3時20分に出場した。続いて同日20時10分には大阪市消防局に派遣要請があった。さらに3月19日15時30分に横浜市消防局、16時30分に川崎市消防局、3月22日13時40分に名古屋市消防局、13時50分に京都市消防局、14時00分に神戸市消防局に対して相次いで派遣要請がなされ、計134隊655人が緊急消防援助隊として出動した。

現地対策本部はいわき市消防本部平消防署四倉分署内に設置され（3月19日以降は、いわき市総合体育館に移動）、Jヴィレッジに設置された現地調整所における自衛隊等関係機関との調整を踏まえ、3月19日から、東京電力福島第一原発第3号機の使用済燃料プールに対し計5回、東京消防庁の海水利用型消防水利システムと屈折放水塔車を用いて海水放水を実施した。

3月19日0時30分に行われた1回目の放水は東京消防庁によるもので、20分間にわたり60tの海水を放水した。

1回目の放水終了から13時間後の3月19日14時5分から2回目の放水が行われた。この放水は屈折放水塔車の放水角度を固定しての無人放水により13時間を越える長時間放水となり、2,430tの海水を放水した。放水活動に11人、指揮統制及び除染活動に22人が従事した。

3月20日21時30分から約6時間30分にわたって行われた3回目の放水では1,137tの海水が放水された。この放水では東京消防庁に加え、大阪市消防局から原発正門前の指揮と除染活動支援のため2人が出動した。

3月21日には東京消防庁及び大阪市消防局の支援隊員が15時35分に第4回目の放水のために出動したが、第3号機原子炉建屋からの煙の噴出により待機となり4回目の放水は翌日となった。

3月22日15時10分から東京消防庁及び大阪市消防局により4回目の放水が50分間実施され、150tの海水が放水された。

翌日3月23日15時15分には横浜市消防局が出動したが第3号機原子炉建屋からの黒煙の噴出が発生し、任務は中止となった。

3月25日13時30分から5回目の放水活動として川崎市消防局が2時間30分にわたり450tの海水を放水して任務を完了した。

合計5回の任務で放水された海水の量は合計約4,227tとなった。

また、名古屋市消防局、京都市消防局及び神戸市消防局は、放水に備え活動調整会議や防護服等の装備装着訓練、図上放水訓練などを行い拠点で待機した。

合計5回の放水が終了した時点で、3月末までに、第1号機から第4号機までの使用済燃料プールに対して、コンクリートポンプ車等により淡水が注水される体制となったことを踏まえ、首都圏の大都市の消防本部がそれぞれの消防本部で待機する即応体制を確保したうえで、4月2日に東京電力福島第一原発における放水活動のための緊急消防援助隊は現地から引き揚げた。

また、緊急消防援助隊による東京電力福島第一原発第3号機への放水の状況を表4.8-1、写真4.8-3に、東京消防庁による放水活動の部署図を図4.8-2に示す。

表4.8-1 放水の状況[2)]

放水期間		放水時間	放水量	活動消防本部
1回目	19日 0時30分から 19日 0時50分まで	20分	60t	東京消防庁
2回目	19日 14時05分から 20日 3時40分まで	13時間35分	2,430t	東京消防庁
3回目	20日 21時30分から 21日 3時58分まで	6時間28分	1,137t	東京消防庁 大阪市消防局
4回目	22日 15時10分から 22日 16時00分まで	50分	150t	東京消防庁 大阪市消防局
5回目	25日 13時30分から 25日 16時00分まで	2時間30分	450t	川崎市消防局
合計		23時間43分	4,227t	

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）東京消防庁　東日本大震災における活動の記録　平成24年3月
4）大阪府下消防長会　東日本大震災　緊急消防援助隊－「大阪府隊」活動記録－　平成23年11月

写真4.8-3　東京電力福島第一原発第３号機への放水
（平成23年3月19日　東京消防庁）[1)]

図4.8-2　放水活動の部署図（PS1、PS2は遠距離大量送水装備*1、LPは屈折放水塔車*2）[1)]

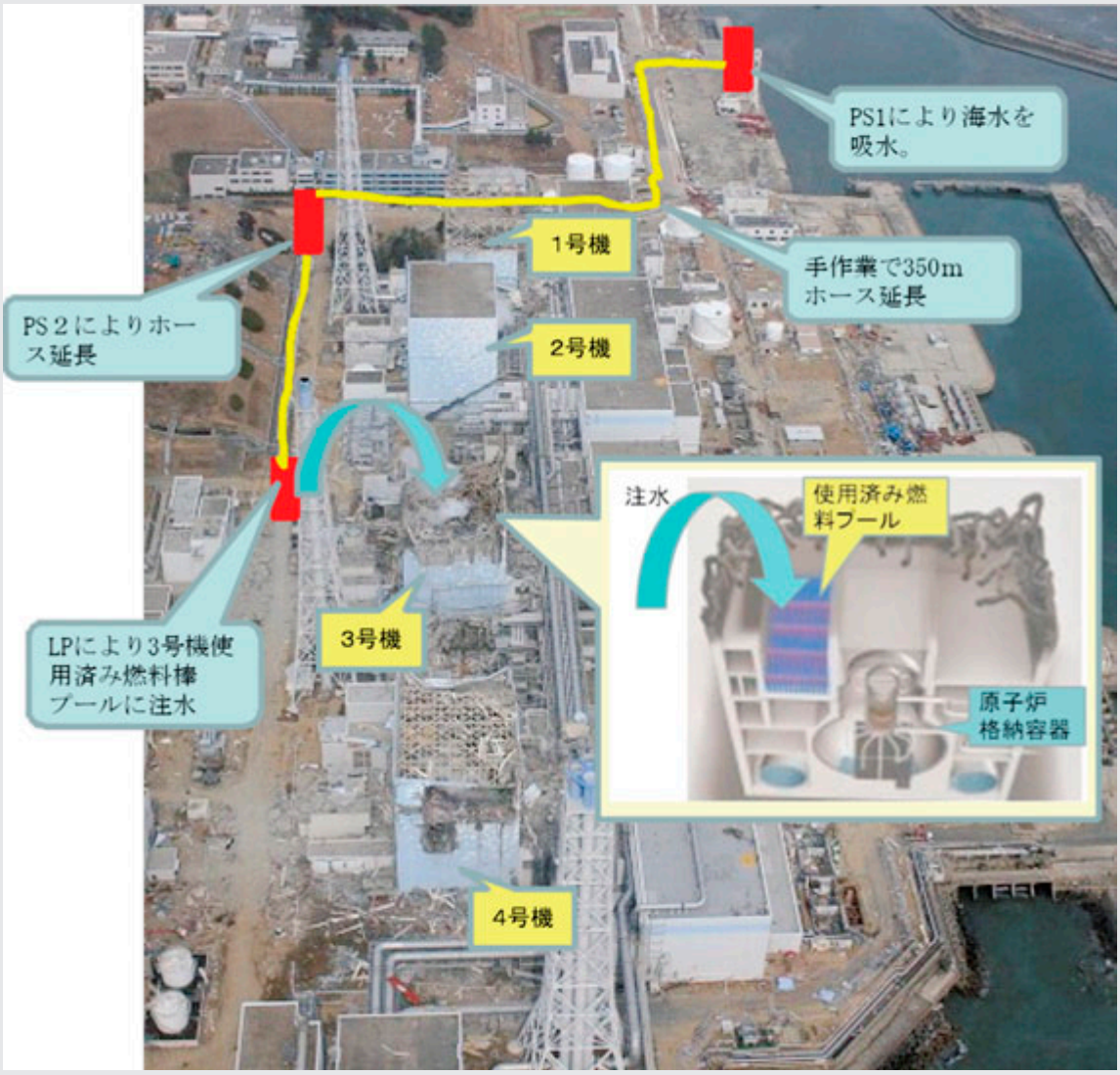

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
*1 遠距離大量送水装備（スーパーポンパー）は、海や河川等の大量の水源から約2km先まで大量送水できる車両である。
*2 屈折放水塔車は、高所火災、危険物火災など消防隊が容易に近づけない火災現場において、高所から有効に注水及び泡放射を行う車両である。

イ　大型除染システムの設置対応[1)2)]

消防庁長官は、3月20日15時55分に浜松市消防局に対し、また16時00分に新潟市消防局に対し、大型除染システム部隊を緊急消防援助隊として派遣する旨の要請を行った。その背景として、派遣場所のJヴィレッジは、当該原発事故の対応に従事する東京電力及び関連企業、自衛隊、消防等関係機関の拠点となっており、連日多くの作業員や職員の除染が行われていたが、屋内体育館での乾的除染（衣類の着脱）による対応であり、温水シャワーによる水的除染を行うシステムの構築が必要とされていたためである。

浜松市消防局（1隊5人）は、3月21日20時00分に浜松市消防局中消防署鴨江出張所を出発し、翌日6時55分にJヴィレッジに到着した。なお、大型除染システムの搬送は、東京電力が手配した運送業者に依頼した。

新潟市消防局（1隊4人）は、3月22日4時00分に出発し、同日8時38分にJヴィレッジに到着した。

両消防局の派遣隊隊長及び東京電力担当者の三者間で調整を実施し設定場所確認や資機材の準備を行い、同日正午頃から大型除染システムの東京電力による設営作業を支援した。

調整の結果、派遣隊員は大型除染システムの設置場所を「サーベイ検査」及び「除染」の連動性・動線を考慮し、Jヴィレッジ敷地内の体育館に隣接するテニスコートとした。また、「現地作業員」（東京電力福島第一原発の維持管理業者）12人を2班に分け、それぞれ機器取扱い及びシステム運用要領を説明・指導した。

3月22日は、除染システムのメインである大型除染テント（写真4.8-4）と付帯設備である大型水槽、屋外給湯器、除染シャワー等システムに係る資機材の設営とレイアウトを完了させた。なお、発電機や給湯器、照明設備等の作動確認を実施しながら大型除染テントで野営した。

翌3月23日、当時のJヴィレッジは、電力及び水道機能が遮断されていたため除染システム運用に必要な大量の水を地下水槽から確保し、システムへの供給体制を東京電力の協力を得ながら構築した。同日17時10分時点で東京電力による除染設備、除染体制が整ったため業務を終了した。

写真4.8-4　大型除染テント外観状況[2)]

(2)　救急専門医の派遣[3)4)]

東京消防庁は、3月18日から東京電力福島第一原発で活動する消防職員の健康管理を行うため、特殊災害支援アドバイザーを派遣した。その後、その他複数の消防本部における東京電力福島第一原発での活動が行われることを受け、消防庁は3月21日から4月1日まで救急専門医を、3月23日から4月2日まで放射線防護・計測の専門家を派遣した。当該救急専門医等は、東京電力福島第一原発で活動する消防職員の健康管理等を実施したほか、放射線の被ばくを受けた東京電力福島第一原発の作業員に対する除染の指示を行った。

(3)　その他の活動[3)5)]

官房長官指示により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、合計4台の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与した。

表4.8-2　東京電力への消防ポンプ自動車の貸与状況①[5)]

消防本部	台数	到着日時
郡山地方広域消防組合消防本部	2台	3月13日　20時45分到着
いわき市消防本部	1台	3月14日　0時45分到着
須賀川地方広域消防本部	1台	3月14日　0時45分到着

官房長官指示により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、さらに合計8台（総計12台）の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与した。

表4.8-3　東京電力への消防ポンプ自動車の貸与状況②[5)]

消防本部	台数	到着日時
米沢市消防本部	1台	3月14日　21時45分到着
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	1台	3月14日　19時10分到着
宇都宮市消防本部	2台	3月14日　21時50分到着
さいたま市消防局	2台	3月15日　1時15分到着
新潟市消防局	2台	3月14日　23時45分到着

また、内閣官房の依頼により、消防庁から東京消防庁に協力要請し、消防ポンプ自動車1台を東京電力に貸与した（3月22日20時27分）。

1）新潟県消防長会　新潟県隊活動記録　平成24年3月
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
4）東京消防庁　東日本大震災における活動の記録　平成24年3月
5）消防庁　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第146報）
http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou.html（平成25年1月21日参照）

4.8.2 ▶避難指示区域等における避難誘導等の活動

1 現地消防本部の活動

避難指示後、管内の一部が避難指示区域に含まれた双葉地方広域市町村圏組合消防本部、相馬地方広域消防本部及び郡山地方消防組合消防本部（以下この項において「現地消防本部」という。）は周辺の消防団と連携して、管内の住民への避難指示を周知伝達するとともに、避難誘導や広報活動等を行った。また、避難指示区域内や避難所からの搬送活動を実施した。

なお、平成23年3月11日から平成25年4月時点までの避難や屋内退避等の政府の対応を以下に示す（再掲）。

図4.8-3　避難や屋内退避等に関する政府の対応
（186ページ図3.7-2の再掲）

平成23年	
3月11日	14:46　東北地方太平洋沖地震発生
	19:03　原子力緊急事態宣言（第一原発）
	20:50　半径2km圏内の避難指示（第一原発）（福島県による指示）
	21:23　半径3km圏内の避難指示（第一原発）
	半径3km～10km圏内の屋内退避指示（第一原発）
3月12日	
	5:44　半径3km～10km圏内の避難指示（第一原発）
	7:45　原子力緊急事態宣言（第二原発）
	半径3km圏内の避難指示（第二原発）
	半径3km～10km圏内の屋内退避指示（第二原発）
	17:39　半径3km～10km圏内の避難指示（第二原発）
	18:25　半径10km～20km圏内の避難指示（第一原発）
3月15日	
	11:00　半径20km～30km圏内の屋内退避指示（第一原発）
4月21日	
	11:00　半径20km圏内を警戒区域に設定（第一原発）
	半径8km以遠区域の避難解除指示（第二原発）
4月22日	
	9:44　半径20km～30km圏内の屋内退避解除（第一原発）
	計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定
6月16日	
	午後　特定避難勧奨地点の設定
9月30日	
	18:11　緊急時避難準備区域の解除指示
12月26日	原子力緊急事態解除宣言（第二原発）
	半径8km圏内の避難指示解除（第二原発）
平成24年	
3月30日	警戒区域、避難指示区域等の見直し（川内村、田村市、南相馬市）
6月15日	飯舘村における計画的避難区域の見直し
8月10日	楢葉町等における避難指示区域及び警戒区域の見直し
12月10日	大熊町における避難指示区域及び警戒区域の見直し
平成25年	
3月22日	葛尾村における避難指示区域及び警戒区域の見直し
3月25日	富岡町における避難指示区域及び警戒区域の見直し
4月　1日	浪江町における避難指示区域及び警戒区域の見直し

※第一原発、第二原発はそれぞれ東京電力福島第一原子力発電所、東京電力福島第二原子力発電所を示す。

(1)　双葉地方広域市町村圏組合消防本部[1)2)3)]

3月12日には、東京電力福島第二原発3km圏内の住民を避難させるため要援護者等の搬送支援を実施した。

3月12日から一次避難場所となった川内村は、村内15ヶ所の避難所を運営し、最大時で約6,000人の避難住民等が、川内村内において避難生活を行うことになり、避難所内での容体変化等による救急要請が増加した。管内の一次避難場所（川内村及び津島地区等）及び各町村残留者等の搬送は、3月11日の地震発生から16日までの期間に集中し、132件出動し145人を搬送している。救急隊はこうした救急搬送に加え、放射線量のスクリーニング処理と各避難所の管理運営等の支援業務に24時間体制であたった。救急搬送の状況を写真4.8-5に示す。

写真4.8-5　救急搬送の事例（平成23年3月12日）[4)]

また、管内沿岸地域の津波による行方不明者の捜索活動にあたっては、避難指示区域の区分、東京電力福島第一原発の状態、空間放射線による被ばく、作業中の汚染等の問題から長らく開始できなかったが、福島県警察（双葉警察署）の判断をもって、4月9日から広野町（20km～30kmの屋外退避区域）より捜索活動を開始した。

広野町の捜索は4月12日までの4日間実施したが、目視による捜索のため大量のがれきに阻まれ活動は難航し、不明者の発見には至らなかった。

警戒区域内である浪江町・双葉町（10km圏内）、富岡町・楢葉町（20km圏内）の4町については現場の空間放射線量を勘案しながら、福島県警察（双葉警察署）の判断をもって4月14日より開始した。

被害が甚大で多数の行方不明者が発生している浪江町から捜索を開始し、順次、双葉町、富岡町に移行しながら捜索を行ったが、重機の手配がつかない状況下で警察官及び消防隊員による目視と、人海戦術活動による捜索活動となった。

1）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）消防庁　福島原子力発電所事故（東日本大震災）に関連する消防の対応について（第114報）
http://www.fdma.go.jp/bn/2012/detail/738.html（平成25年1月21日参照）
4）双葉地方広域市町村圏組合消防本部ホームページ
http://www.futabashobohonbu.jp/saigai.html（平成25年1月21日参照）

⑵ 相馬地方広域消防本部[1)2)]

相馬地方広域消防本部（以下「相馬消防本部」という。）は3月12日から6月17日まで、東京電力福島第一原発から30km圏内屋内退避区域及び20km圏内避難指示区域を含む捜索活動を実施した。南相馬市小高地区での捜索活動の状況を写真4.8-6に示す。

写真4.8-6　20km圏内区域（南相馬市小高地区）での職員による捜索活動写真[2)]

東京電力福島第一原発事故により、3月15日11時06分に20km～30km圏内屋内退避（管内である南相馬市小高区・原町区・鹿島区の一部、飯舘村の一部）指示が出され、南相馬市は自主避難を開始した。

3月17日から22日まで屋内退避区域（20km～30km）又は周辺地域の病院・施設等から、入院患者又は入所患者全員を緊急消防援助隊、県内応援隊、自衛隊、消防防災ヘリコプター等で外部受入先へ搬送した。

医療機関の医師及びスタッフも避難したため屋内避難区域内又は周辺地域の医療機関は機能せず、相馬市の医療機関並びに管外の医療機関に搬送することとなった。また、その区域から搬送する患者は放射線スクリーニング[*1]が必要となり、管外へ搬送する際はスクリーニングポイントでスクリーニングを実施後（証明書発行）に搬送した。さらに、管外でも受入制限する病院もあり、逐次、医療機関への受入れに関する情報が提供された。

4月22日9時44分から20km～30km圏内が緊急時避難準備区域となり屋内退避指示は解除されたことにより、5月10日時点では、搬送患者のスクリーニングは解除された。南相馬市原町区（小高区は警戒区域）の医療機関は外来（1次）患者のみ対応で、救急（2次・3次）患者は南相馬市鹿島区から以北並びに管外へ搬送した。

⑶ 郡山地方広域消防組合消防本部[2)3)]

郡山地方広域消防組合消防本部（以下「郡山消防本部」という。）では、3月12日15時36分、東京電力福島第一原発第1号機原子炉建屋の爆発事故に伴い、相馬・双葉地方から郡山市へ避難してきた多数の住民を対象に緊急被ばくスクリーニングと除染を、同日20時50分から郡山市総合体育館にて開始した。

消防機関では、初めてとなる原子力発電所の事故に伴う大規模なスクリーニングと除染活動は、郡山消防本部と郡山市保健所が合同で24時間体制のもと実施した。その後、3月14日からは自衛隊も加わり、合同で活動を継続した（写真4.8-7）。

活動は、6月21日まで継続的（延べ102日間）に行い、延べ1,000人の隊員が、約30,000人の方々の緊急被ばくスクリーニングを実施した。

活動期間中における完全除染者は10人、簡易除染者は146人、被ばくに伴い82人を3月12日と3月13日に救急搬送した。

写真4.8-7　避難者のスクリーニングの実施場所の状況（郡山市豊田町）[2)]

また、避難指示区域外への救急搬送のため、3月22日から25日にかけて、3隊9人を福島県福島市・いわき市へ派遣した。

1）相馬地方広域消防本部　東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）中間報告書　平成23年5月10日
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
*1 スクリーニングとは、原子力災害の際に放射性物質による汚染や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合に、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着しているもののふるい分けを実施すること。

5月10日から警戒区域内の避難住民を対象に一時帰宅を開始したため、警戒区域外に設けた中継基地に待機し、一時帰宅時に発生した救急事案に出場した。その他、福島県消防応援活動調整本部の依頼により県外（茨城県）への救急搬送1件及び県内の救急搬送2件を実施した。

2 緊急消防援助隊及び県内消防本部の活動[1)]

3月17日、福島県災害対策本部から屋内退避区域にある病院から一部の患者の搬送について緊急消防援助隊に支援要請があり、緊急消防援助隊を福島県に派遣する消防本部のうち、静岡市消防局及び岐阜市消防本部に消防庁長官から屋内退避区域内での活動について協力要請があった。

緊急消防援助隊、県内消防本部及び地元消防機関は、東京電力福島第一原発から20km～30km圏内又は周辺地域の病院・施設等からの搬送を実施した。

3月26日には、福島県内屋内退避区域からの自主避難支援のため、7県隊からなる75隊の救急搬送体制を、10都県からなる約100隊の体制へと強化した。

福島県内の救急搬送体制は、3月26日15時時点で緊急消防援助隊の救急部隊 計107隊（群馬県8隊、栃木県6隊、埼玉県15隊、東京都10隊、千葉県10隊、神奈川県20隊、岐阜県6隊、静岡県14隊、滋賀県9隊、茨城県9隊）であった[2)]。

搬送先は、福島県内の病院だけでなく、新潟県や群馬県等の福島県外への搬送もあった。

また、東京電力福島第一原発から20km～30km圏域の在宅（巡回）診療の実施に際し、搬送が必要な患者がいた場合の連絡調整員として緊急消防援助隊の救急救命士を各チームに1人同乗させて活動を実施した。搬送に際しては必要に応じて消防機関が対応した。

4月5日及び4月13日には、神奈川県隊が南相馬市の自宅療養者1人を受入先の病院に搬送した。また、4月20日には千葉県隊が南相馬市の自宅療養者1人を受入先の病院に搬送した。

3月17日から4月20日まで、消防機関によって屋内退避指示区域（東京電力福島第一原発から20km～30kmの地域）の病院や老人介護施設等から搬送された患者数は325人であった。

写真4.8-8に、岐阜県隊による南相馬市の病院施設からの救急搬送の状況を示す。

写真4.8-8　病院施設より救急搬送する岐阜県隊救急隊員（平成23年3月18日16時10分・福島県南相馬市）[1)]

〈自衛隊車両での巡回診療の事例[1)]〉

3月22日福島県に派遣された千葉県隊の救急部隊は、野営地である福島県消防学校にて活動を開始した。3月下旬までの活動任務は、いわき市及び福島市内の医療機関から患者の転院搬送であり、救急部隊は20件の転院搬送を行った。4月上旬から中旬までの活動任務は在宅（巡回）診療の協力であり、医師、看護師、救急救命士1人及び自衛隊員で医療チームを結成、東京電力福島第一原発から20km～30km圏内における要在宅介護診療者に対し、自衛隊の車両で在宅（巡回）診療を実施した。

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）消防庁　福島原子力発電所事故（東日本大震災）に関連する消防の対応について（第114報）
http://www.fdma.go.jp/bn/2012/detail/738.html（平成25年1月21日参照）

4.8.3 ▶避難指示区域等における消防署所の移転

原子力発電所事故を受け、政府は「原子力緊急事態宣言」を発令した。その後、放射線による人体被ばくの危険性に伴い、政府は屋内退避指示や避難指示等を発令し、指示圏内に位置する消防署所は移転を余儀なくされた。

図4.8-4に、双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「双葉消防本部」という。）の本部、浪江消防署、富岡消防署、楢葉分署の移転、相馬消防本部の小高分署の移転及び郡山消防本部の都路分署の移転状況・再開状況を示した。なお、双葉消防本部は楢葉分署敷地内に仮庁舎を設置して、平成24年10月1日から開所した。

各消防本部における消防署所の移転の詳細については、以下に示す。

図4.8-4 消防署所の移転状況[1)]

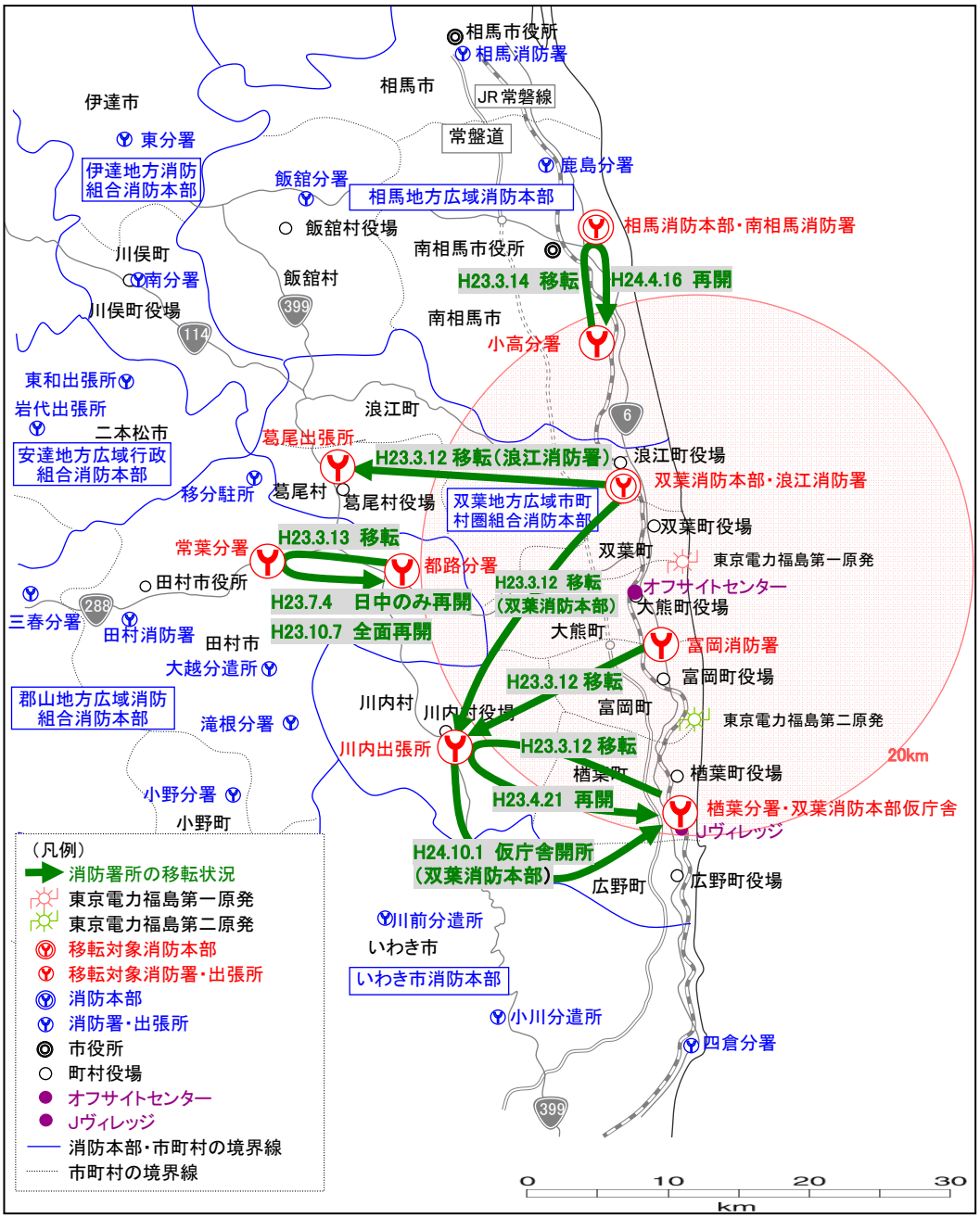

1）双葉地方広域市町村圏組合消防本部、相馬地方広域消防本部及び郡山地方消防組合消防本部提供資料より作成

1 双葉地方広域市町村圏組合消防本部[1)]

双葉消防本部は、避難指示等により消防本部や消防署から退去を余儀なくされ、平成23年3月12日、消防指揮本部、富岡消防署及び楢葉分署の人員と車両を避難指示区域外の川内出張所に移転し、災害対応を継続した。また、浪江消防署の人員と車両を葛尾出張所に移転した。

これにより、川内出張所は、救急車5台・消防車両20台・人員92人の体制となった。一方、葛尾出張所は、救急車2台・消防車両4台・人員28人の体制となった（写真4.8-9）。

地震発生直後に指示があった二次非常配備体制を維持しつつ、災害の動向、各町村災害対策本部との連携した情報共有、放射線防護対策さらに出動隊員等の労務管理等を総合的に判断し、3月11日から16日まで継続した全職員24時間体制を3月17日より2部交替制に切替えて消防業務を継続した。

平成23年4月21日、楢葉消防署は、東京電力福島第二原発から半径10km以内としている「避難区域」が8kmに縮小されたことから、川内出張所に転戦していた消防機能を再度復することにした。川内出張所は、地理的に比較的中心部にあり、管内全域に迅速に対応可能であることなどの理由から指揮本部機能を継続し、人員・車両の配置を縮小することとした。葛尾出張所は、川内出張所とともに重要拠点として位置づけ、消防活動を継続することとした。しかし、「計画的避難区域」に指定されていることから、職員の被ばく線量等を考慮し、川内出張所からの4人派遣体制とした。

また、双葉消防本部の臨時的活動拠点としての仮庁舎が楢葉分署敷地内に完成し、平成24年10月1日から使用している。なお、浪江消防署及び富岡消防署は、一時帰宅時等に際して、防火・警戒活動等の臨時的な活動拠点として使用されている（平成25年2月時点）。

写真4.8-9　平成23年3月20日、川内出張所（指揮本部）の状況[1)]

2 郡山地方広域消防組合消防本部[2)]

平成23年3月12日18時25分、東京電力福島第一原発から半径20km圏内に避難指示を発するとの政府連絡が、田村市災害対策本部に入った。田村市では、都路町の一部（古道地区120世帯350人）がこの範囲となるため、同日19時4分、都路町全町民へ避難指示命令を発令した。これを受け、同町を管轄する都路分署は全町民の避難行動が完了するのを確認した後、都路分署を一時閉鎖し、3月13日の0時03分、隣接する田村消防署常葉分署へ移転した。

住民が避難した「警戒区域」と住民の自主避難が行われた「緊急時避難準備区域」での災害対応にあたっては、区域内を管轄する田村消防署と常葉分署を活動拠点とし、分署を閉鎖した都路分署の救急車を常葉分署へ待機させ、緊急時避難準備区域の救急対応にあたらせた。また、住民が避難した警戒区域内の巡回警戒を毎日行い、不在住宅等からの出火防止と水利状況確認に努めた。

平成23年6月30日、原子力被災者生活支援チームからの「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」での生活に関する通知を受け、自主避難した住民の帰還が行われたことから、隣接の常葉分署へ移転していた都路分署を7月4日から日中のみ再開した。日中は救急隊1隊3人を配置し、警戒区域と緊急時避難準備区域内の警戒と、救急事故の対応にあたらせた。その後の9月30日、原子力災害対策本部から出された「緊急時避難準備区域の解除」を受け、10月7日から都路分署の完全再開（24時間体制での勤務開始）を行った。

1）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　東日本大震災並びに福島第一原発事故消防活動等概要
2）郡山地方広域消防組合消防本部

写真4.8-10　警戒区域設定後の都路分署（写真左上）の状況[1)]

3 相馬地方広域消防本部[2)]

相馬消防本部は、平成23年3月12日の政府による東京電力福島第一原発から半径20km圏内の避難指示を受け、小高分署を3月14日に南相馬消防署へ移転した。小高分署の機能は、執務室を2階会議室に設置し、南相馬消防署は小高分署職員の16人を加えた52人体制となった。消防車両は、南相馬消防署9台に小高分署4台を加えた合計13台で運用された（写真4.8-11）。

勤務体制は、従来の二交代制を維持したまま、非番員が18時まで署に待機する勤務状況により一時帰宅はできたが、3月23日まで継続した。その後、6月1日付の人事異動発令により、分署長以下8人が南相馬消防署補勤となり、主幹兼副分署長以下6人が相馬消防署補勤となった。

平成24年4月1日付の人事異動発令後も南相馬消防署及び相馬消防署への補勤体制が継続する中、原子力災害対策本部による警戒区域及び避難指示区域の見直しに伴い、南相馬市の警戒区域及び避難指示区域の見直しが4月16日午前0時から実施された。これにより、昼間の避難住民の立入が可能となる一方、除染業者やインフラ復旧作業員の区内での活動も予想されることから、小高分署の再開が決定した[3)]。

小高分署の再開を前に、各署補勤者が4月9日から庁舎内の清掃や物品搬入に従事し、4月16日8時30分より小高分署での通常勤務体制（二交代）となった。

写真4.8-11　小高分署移動に伴う南相馬消防署前庭状況（平成23年3月14日）[2)]

1）郡山地方広域消防組合消防本部
2）相馬地方広域消防本部
3）第257回南相馬市災害対策会議資料

4.8.4 ▶避難指示区域等における防火・警戒活動[1)]

避難指示区域の管轄消防本部は、当該区域内の防火対策として、定期的に巡回を実施した。

管内の大部分が警戒区域に設定された双葉消防本部では、火災の早期発見のため、監視カメラの設置を行った。また、多数の消火栓が震災により破損したことから、上水道と併せてその復旧を進めるとともに、用水路への水の放流、簡易型防火水槽の整備、高性能水中ポンプの導入、さらには大阪市消防局から譲渡された遠距離大量送水システムの導入、静岡県富士市消防本部及び愛知県新城市消防本部から譲渡された大型水槽車の導入等により消防水利の確保を図った。消防庁では、監視カメラ、簡易型防火水槽、高性能水中ポンプの整備に係る財政支援を行った。

双葉消防本部を中心に、避難指示区域等における防火・警戒活動等について以下に記載する。

1 「警戒区域及び計画的避難区域における双葉消防本部火災対策計画」の策定

当該計画は、警戒区域等における大規模火災の発生に対処するため、管轄区域内の特に被害の拡大が予測される建物の密集地域並びに消防水利の確保が困難な地域を特定し、警戒活動の強化を図ると共に、予め水利状況・道路状況・建築物数・密集率・危険物施設・空間放射線量等の現状調査を詳細かつ周到に実施し、効果的な消防活動を展開するために、各町毎の防御戦術の計画を策定し、平成23年10月1日から実践移行している。

2 警戒区域内の火災の早期発見及び早期消火体制の確立

(1) 警戒区域内の巡回警戒強化

警戒区域内における火災を、早期に発見し消火するために、毎日昼間帯と深夜帯に消防ポンプ自動車及び救急車による巡回広報を実施している（写真4.8-12）。

これに加え、特に避難住民の警戒区域内一時立入時は、午前・午後並びに住民が圏外に移動した後にも、消防ポンプ車等により警鐘を鳴らして巡回広報を実施している。

写真4.8-12　警戒区域巡回活動（夜間）[1)]

3巡目の一時立入から自宅以外の場所に立入ることが可能になったことから、墓地周辺の巡回警戒を強化した。墓参時の火気の取扱いに関する注意喚起を促すために、防火ポスターを設置している。

また、消防団による警戒区域内における定期的な町内の巡回警戒活動も実施している。

平成23年11月18日及び12月25日には、富岡町消防団が醗酵肥料生産工場の発煙事象を発見し、消防本部へ通報を行った（写真4.8-13）。

写真4.8-13　醗酵肥料生産工場における発煙[1)]

(2) 震災によるがれき仮置き場の警戒強化

警戒区域内におけるがれきは、行方不明者捜索に併せて集積化が図られ、富岡町・大熊町・双葉町では、がれき集積場（写真4.8-14）からの発火が懸念されることから、消防活動環境を確認するために行っている管内線量調査等と併せ、警戒活動を実施している。

1）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　活動概要報告　平成24年10月

特に津波被害の大きかった浪江町請戸周辺の大規模集積場では、推定100,000m^{3}を超える集積場も存在することから、一旦発火すれば大規模化かつ高濃度放射性物質を含む飛灰拡散も予想されるため、警戒を強化し火災の早期発見に努めているほか、有効な消火用水利を確保するために詳細な調査を実施している。

写真4.8-14　がれき集積場[1)]

また、津波被害地区に放置されているLPGボンベ（写真4.8-15）についても、腐食や破損があり、内圧上昇により破裂した場合、ガス漏えいや火災の発生危険の恐れがあることから、地方振興局との協議を実施し、腐食・破損の状況、ガスの種類、所有者、表面放射線量等の調査を行っている。調査の結果、毒性ガス・可燃性ガスが充填されたままのボンベも存在していることなども判明しており、火災発生・危険発生防止の観点から、所管機関に対して、詳細かつ継続的な報告を実施している。

写真4.8-15　LPGボンベ集積箇所[1)]

(3)　消防水利の確保

20km圏内の警戒区域においては、水道管の破断等により1,217基のうち、広野町190基・楢葉町81基を除く946基（77.7%）の消火栓が使用不能に陥っているほか、用水路も所々損壊し、水が流れていない状況のため、防火水槽による消火活動が主体となる。このため、すべての防火水槽の破損状況を調査するとともに、構成町所管課と連携して除草・給水等の維持管理の徹底を進めている（写真4.8-16）。

写真4.8-16　防火水槽の点検[1)]

双葉消防本部管内の防火水槽は震災の影響により約10%が使用不能になっており、浪江町・双葉町では津波などの影響により防火水槽が破壊され、約15%から20%の防火水槽が使用できない状況となっていたため、10tクラスの地上設置型防火水槽を、平成23年6月から順次32基、警戒区域に設置した。

このほか、大阪市消防局から遠距離大量送水システム及び水槽付消防ポンプ自動車（写真4.8-17）等の無償譲渡を受け楢葉分署に配備した。また、静岡県富士市消防本部及び愛知県新城市消防本部からは、10t大型水槽車の無償譲渡を受け、川内出張所及び楢葉分署に各1台ずつ配備をした。

1）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　活動概要報告　平成24年10月

写真4.8-17　水槽付消防ポンプ自動車[1)]

伊達地方消防組合消防本部においても、大阪府高槻市消防本部から譲渡された大型水槽車を配備している。

(4)　監視カメラの設置

巡回警戒を毎日実施しているが、被ばく線量管理の観点から、365日24時間体制での活動が困難である。このため、24時間体制で各町の準市街地を監視するため、立入が制限されている各町（楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）の役場屋上等に監視カメラを設置し、平成24年4月1日から火災を早期発見できる体制運用を開始している（写真4.8-18）。

写真4.8-18　火災監視カメラ
（双葉地方広域市町村圏組合消防本部提供）[2)]

(5)　警戒区域等における県内応援隊の活動方針

前述のとおり、警戒区域及び避難指示区域*1（以下「警戒区域等」という。）における消防体制については、管轄消防本部において消防水利の確保や所要の資機材の整備を図っているが、大規模な火災等が発生した場合に備え、福島県消防広域応援隊（以下「県内応援隊」という。）の活動方針*2について、平成23年11月に策定された（平成24年11月改定）。

この活動方針では、県内応援隊は警戒区域等で発生した大規模火災に係る消火活動を対象業務とし、活動方針に定められている被ばく線量管理のもと、業務への従事制限や立入りの制限、防護資機材の着用、スクリーニング及び除染の実施等、職員の健康管理を遵守して実施することとされている。

県内応援隊は、要請消防本部（管轄消防本部）と調整し受援計画に基づき、代表消防機関からは、指揮隊、消火隊、後方支援隊を、各消防本部からは、各消防本部の実情により出動可能な消火隊を派遣して編成するものとしている。管轄消防本部は、有事の際に県内応援隊の活動がスムーズに行われるように受援計画*3を定めるものとしている。

(6)　緊急消防援助隊の運用方針

前述の県内応援活動に加え、福島県から緊急消防援助隊の派遣要請を受けた場合、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき出動することとなるが、この場合の運用について事前に消防庁から示された。この運用では、指揮支援部隊、都道府県指揮隊、消火部隊、遠距離大量送水隊、毒劇物等対応隊、航空部隊、後方支援部隊を予め示すとともに、前述の県内応援隊の活動方針や「東京電力福島第一原子力発電所周辺地域における福島県消防防災ヘリコプターの活動指針」に準じて、管轄消防本部又は福島県航空隊の指揮又は調整の下に活動することとされている。

1）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　活動概要報告　平成24年10月
2）消防庁　平成24年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h24/index.html（平成25年1月21日参照）
*1 計画的避難区域及び平成23年12月26日に見直された帰還困難区域、移住制限区域、避難指示解除準備区域を含む。
*2 福島県広域消防相互応援協定に基づく警戒区域及び避難指示区域内の広域応援隊の活動方針
*3 受援計画では、主に集結場所、誘導員の配置、線量状況（線量マップ、活動エリア）、水利状況、道路状況、スクリーニング、除染計画、その他必要事項等を定めるものする。

3 警戒区域内の火災を想定した消防訓練の実施

警戒区域内の火災を想定した消防訓練も実施している。平成23年12月20日及び27日には、警戒区域（密集地域）で火災が発生したことを想定し、双葉消防本部、福島県及びオフサイトセンターが連携した机上訓練を実施した（写真4.8-19）。

写真4.8-19　現地指揮本部訓練（机上）（双葉地方広域市町村圏組合消防本部）[1)]

平成24年3月13日には広野町において、福島県広域消防相互応援協定に基づく大規模火災対応訓練や、消防本部受援計画（指揮本部）及び大規模火災警防計画の検証、制度向上を図るための実動訓練を実施した（写真4.8-20）。

写真4.8-20　現地指揮本部訓練（双葉地方広域市町村圏組合消防本部）[1)]

平成24年11月19日にも双葉郡川内村下川内地内にて、双葉消防本部、郡山消防本部、須賀川地方広域消防本部及び白河地方広域市町村圏消防本部の4消防本部17隊80人で大規模な林野火災が発生したことを想定した合同訓練を実施した（写真4.8-21）。

訓練に参加した隊員は、放射線防護対策として、全面マスクや防火衣の中に防護衣を着装して消火活動を行い、活動の連携や、活動現場の空間線量の測定、隊員の被ばく管理など安全管理と消火活動に必要な対策について確認を行うとともに、富岡消防署川内出張所にて、活動後の隊員及び車両のスクリーニングや除染の手順について確認した。

写真4.8-21　警戒区域内大規模火災を想定した広域消防応援訓練の模様（郡山地方広域消防組合消防本部）[2)]

1）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　活動概要報告　平成24年10月
2）郡山地方広域消防組合消防本部

4 一時帰宅に対する活動[1)]

平成23年5月7日、原子力災害現地対策本部長から、「警戒区域への一時立入」について実施する旨の発表により、5月10日（川内村54世帯、92人）を初日として開始された。

警戒区域設定以降に実施されている警戒区域内への住民の一時立入に際して、現地消防本部は立入の車両に同行するとともに、福島県広域消防相互協定に基づき応援に駆け付けた福島県内の各消防本部の活動支援を受け、体調不良になった者等の救急搬送等を実施した。写真4.8-22に双葉消防本部における一時帰宅時の支援活動の状況を示す。

写真4.8-22　一時帰宅時の支援活動（双葉地方広域市町村圏組合消防本部）[2)]

県内の各消防本部の活動拠点として、原子力発電所事故の警戒区域外に中継基地（南相馬市・田村市・川内村・広野町・双葉郡内）、区域内に前線基地が設けられ、中継基地では、一時帰宅者の受付・注意事項等の確認、前線基地では情報収集が行われた。写真4.8-23に中継基地の様子を示す。

指揮隊は、中継基地で一時帰宅者に発生した救急事案等の指揮を、救急隊は一時帰宅者に発生した救急事案に出動し、県内外への搬送を行った。

図4.8-5に一例として平成23年6月9日時点の一時立入への対応場所を示す。

写真4.8-23　中継基地の様子（田村市都路古道）[1)]

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
2）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　消防通信No.5　平成24年9月1日
http://www.futabashobohonbu.jp/index.html（平成25年1月21日参照）

図4.8-5 一時立入対応場所及び福島県内応援等消防活動概要の一例（平成23年6月9日時点）

○一時立入場所：富岡町・楢葉町

（管轄消防本部）

双葉地方広域市町村圏組合消防本部	救急隊	2隊	→ 一時立入りに同行

（県内応援消防）

いわき市消防本部	指揮隊	1隊	
	救急隊	1隊	→ 広野町中央体育館で待機
安達地方広域行政組合消防本部	救急隊	1隊	
伊達地方消防組合消防本部	救急隊	1隊	→ 川内村村民体育館で待機

○一時立入場所：大熊町・双葉町

（管轄消防）

双葉地方広域市町村圏組合消防本部	救急隊	2隊	→ 一時立入りに同行

（県内応援消防）

郡山地方広域消防組合消防本部	指揮隊	1隊	
	救急隊	1隊	→ 田村市古道体育館で待機
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	救急隊	1隊	

4.8.5 ▶原子力発電所事故に対応した消防職員の手記

表4.8-4に示した原子力発電所事故に対応した消防職員の手記を紹介する。全国消防長会の「東日本大震災活動記録誌」やその他の資料に掲載されている手記から、活動状況が詳述されているものや今後の教訓となるものを掲載した。

表4.8-4　原子力発電所事故に対応した消防職員の掲載手記一覧

No.	活動県	タイトル	所属・氏名*1	出典
1	福島県	「巨大地震・大津波・原子力発電所事故」の三重苦	相馬地方広域消防本部 消防監　山田 敏	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
2	福島県	東日本大震災並びに原子力事故に係る活動状況について	双葉地方広域市町村圏組合消防本部 消防司令長　安倍 一夫	消防防災博物館 http://www.bousaihaku.com/bousai_img/tokusetu/genkou/shoboshokudannin_futaba.pdf （平成25年1月21日参照）
3	福島県	福島第一原子力発電所3号機冷却活動を遂行して	東京消防庁 消防司令長 髙山 幸夫	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌
4	福島県	福島第一原子力発電所派遣隊の活動	神戸市消防局 消防司令長 濱田 宗徳	全国消防長会　東日本大震災活動記録誌

*1 所属、役職、階級等は東日本大震災にて対応した当時のもの

原子力発電所事故に対応した消防職員の手記（1）（福島県　相馬地方広域消防本部）

「巨大地震・大津波・原子力発電所事故」の三重苦

相馬地方広域消防本部（福島県）
消防監
山田　敏

東日本大震災は、当本部が管轄する相馬地方でも、最大で震度6強が観測され、さらに大津波により、死者・行方不明者合わせて1,220人、建物被害1万1千棟を超える等、壊滅的な被害をもたらしました。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、大量の放射性物質の拡散により、多くの住民が避難を強いられるなど、正に未曾有の大災害となりました。

ここに、改めて東日本大震災で犠牲になられた全ての御霊に、心から哀悼の誠を捧げますとともに、被害に見舞われた方々にもお見舞いを申し上げます。

この度の震災では、地震による直接的な被害は死者2人、建物の損壊も一部に見られましたが、大津波は被害想定の6mを超える9.3m（相馬港湾で観測）となり、一層被害が拡大したものと考えます。今後は被害想定を超えた場合の対応なども事前に検討しておくことが必要であると痛感しました。

当本部にも家族を失い、自宅が被災した職員もおりましたが、147人の職員全員が強い使命感をもって、その責任を果たしたことは、私の誇りでもあります。

いま振り返ると、心の動揺を禁じ得ない出来事もありました。発災当日、救急出動中の救急隊が津波に巻き込まれ、一時2人の隊員が行方不明となる事案がありましたが、車両は大破したものの、隊員はそれぞれ自力脱出し、怪我もなくその後の任務遂行にあたってくれました。一時は殉職

活動の場所：福島県相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村

という最悪の文字が頭をよぎりましたが、本当に無事で良かったと思いました。当該被災車両の代替として横浜市消防局から救急自動車1台の寄贈を賜り、これを有効に活用させていただいております。

今般の震災では、県内外多くの同胞にご支援をいただきました。

緊急消防援助隊には、平成23年3月12日（土）から10都県より725隊、隊員2,625人、福島県内からも、7本部51隊、214人が困難な状況のなか、救急や捜索活動等に従事していただきました。当初相次ぐ余震や津波、原子力発電所事故の関係で困難もありましたが、いずれの隊員も士気旺盛に

20km圏内の捜索活動

て責任感が強く、立派に任務遂行を果たしていただき、本当に感謝の念に堪えません。

発災直後には携帯電話、翌12日からは一般電話及び119番回線が不通になりました。当本部では、119番は各署・分署で受信していますが、15日まで全く緊急通報は受信できず、組織内部はもとより、外部等との通信手段もなく、唯一通信手段は消防無線のみとなり、情報の伝達・収集に手間取ったところであります。

12日から15日にかけて原子力発電所事故が相次ぎましたが、特に避難指示が出された20km圏内にある分署機能を本署に移さざるを得ない状況となり、放射能対策資機材、装備の不足から捜索活動の遅れにもなりました。それでも放射能という見えない脅威に、職員の心中は不安感でいっぱいであったことは、察するに余りあるものでしたが、この困難を全員で乗り切ろうとする強い信念を感じました。

このような状況にあって、緊急時避難準備区域内にある救急指定4医療機関は、国の方針により入院不可能となり、医師やスタッフも避難等していることから、一時収容率が6%にまで落ち込み、県内県外の医療機関に搬送せざるを得ない状況もありました。

捜索活動は、主に自衛隊や民間の重機による瓦礫の撤去と合わせ、人海戦術で行いましたが、特に沿岸区域では、堤防の決壊や地盤沈下に伴い、広範囲に浸水したため、捜索活動は困難を極めました。これには胴長靴と長ゴム手袋が必須であり、至急調達のため直接メーカーに掛け合ったり、援助の要請に労を要しました。

捜索活動における放射能対策として、当初は雨衣で代用したが簡易放射能防護服（タイベック）や線量計等も県の調整本部等から援助をいただきました。

管内では、飯舘村全村が計画的避難区域になっているが、老人介護施設や企業の一部操業等を勘案し、職員の被曝線量を管理しながら分署機能を継続させています。南相馬市では警戒区域、緊急時避難準備区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点、指定なしの5分割になっており、人口7万2千人のうち、約半数の住民が同市以外に避難したままとなっています。

震災発生から6ヶ月が経過しましたが、集積された瓦礫には雑草が繁茂し、時間の経過を感じさせますが、いまだ原子力発電所事故の収束が見えないなかで、避難した住民の帰宅は除染や生活基盤の確保が課題となっています。

一方、仮設住宅での火災予防対策や水利確保等火災防ぎょ対策も重要であり、また警戒区域や計画的避難区域では、消防団員も避難していることから、火災時の現場参集は困難な状況にあるため、林野火災の対応もしかりであります。

消防での捜索活動は、6月末で区切りを迎えたものの、5月25日から警戒区域への一時帰宅ミッションが開始され、来年の3月まで計画進行中でありますが、引き続き県内消防本部から応援をいただきながら、隣接の双葉地方広域市町村圏組合消防本部と連携を図り救急事案に対応して参ります。

私たちは、この大震災から得ることのできた様々な事象を決して風化させることなく、後世に残していくことが責務であると考えます。

地域の復旧・復興のため、私ども広域消防として果たすべく役割と責任は少なくありません。

そして、この震災の教訓から防災計画の被害想定の見直しとともに、減災対策の推進も一層重要であると考え、今後とも地域住民の安全と安心確保のため、職員一同誠心誠意尽力して参る所存であります。

結びに、総務省消防庁や全国消防長会、全国の消防本部をはじめ、自治体、企業等から種々ご支援ご援助いただきましたことに、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

原子力発電所事故に対応した消防職員の手記（2）（福島県　双葉地方広域市町村圏組合消防本部）

東日本大震災並びに原子力事故に係る活動状況について

双葉地方広域市町村圏組合消防本部（福島県）
消防司令長
安倍　一夫

平成23年3月11日の午後2時46分に発生した東日本大震災は、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、東北を中心に最大で震度7（宮城県栗原市）当地方は震度6強を記録し、その後も同震源地付近においてM6.0以上の余震が1ヶ月で86回発生しており、現在も余震が続いている。

この地震において、東北を中心に多数の家屋が倒壊し、さらに東北沿岸部の地域は、大津波により家屋が流出するなど、その被害は甚大であり、当双葉地方においても太平洋に面する沿岸部の集落が壊滅的打撃を受けるとともに死者194名行方不明者55名の人的被害が発生した。

さらに福島第一原子力発電所で放射性物質が大量かつ広範囲に飛散する国際評価尺度レベル7という原子力事故により、地域住民7万3千人余りが県内外に避難を余儀なくされる未曽有の大災害となった。

特に、福島第一の原発事故は原子力発電施設を襲った大津波により、全電源喪失という事態となったことから、3月11日15時42分に原子力災害対策特別措置法第10条通報があり、僅か56分後には第15条通報、そして総理大臣から緊急事態宣言が発令された。

この緊急事態宣言によって福島第一原子力発電所から20km圏内の住民に避難指示、20kmから30km圏内は緊急時避難準備区域に指定され、今も原発事故収束の出口が見えないことから、住民の避難生活は長期化し、肉体的、精神的にも苦難の日々が続いている。

当消防本部は初動活動として、庁舎の損壊状況、車両破損状況、職員の安否確認を実施、震度6強の地震による庁舎の倒壊は免れたものの事務所内は全ての机、ロッカーが倒れ、書類は散乱し足の踏み場もない状況の中、無線通信施設は無事であったことから、初動での対応として一番必要なマンパワーを確保するため、一斉メール及び震度5弱以上の自動召集により、地震発生後30分以内で50%（70名）、1時間以内には90%（110名）の職員が参集したことで第二次非常配備体制を迅速に確保できた。

管内調査（常磐線双葉町前田地内）

しかし、時間の経過とともに当消防本部の現有消防力だけでは対応が困難な被害状況が判明してきたが、この時は、まだ、6日間の不眠不休の活動が続くことも、原子力事故の収束が、これほど長期化することも想像していなかった。

さらに追い打ちをかけられたようにライフラインが次々と寸断され、3月11日15時37分に、電力の供給が断たれ、翌日の12日11時55分には

NTT回線が不通、関係機関との連絡手段は皆無となる。唯一、消防無線だけが使用可能であったことから、OFC（国の現地災害対策本部）及び関係6町へ派遣した連絡員からの情報を入手することができた。

また、2署1分署2出張所のポンプ車5台、タンク車3台、救急車7台、広報車4台で火災、救急、救助の活動に従事することができたが、複数の事案が同時に発生していることから無線の輻輳は避けられず、指令室からの重要な指示命令を優先とし、各隊への詳細な指示や活動を記録することは、困難な状況となったことから、各隊は現場判断による自隊完結に移行せざるを得なかった。

地震直後の119番通報による倒壊家屋からの救助要請では、各隊が転戦に次ぐ転戦を繰り返す活動により4名（うち1名死亡）を救出。さらに大津波警報発令中の中、津波に流され寒さで震えている要救助者を発見し、数百メートルの瓦礫の中を背負いながらの救助活動や道路上の瓦礫を撤去、歩行可能となる避難路を確保しながら64名を救助。また、建物火災発生の通報を受けるも津波による瓦礫の妨げでポンプ車が進入不可、消火栓も破壊され、消火活動はできず、約800m先の火災現場まで瓦礫の中を徒歩により進入し、関係者の安否を確認する活動など、これらの火災を含め3件の火災に転戦活動した。

一方、原災法の第10条、及び第15条事象により原子力災害の対応として、県地域防災計画に基づき、放射線防護という過酷な環境の中、放射線量を把握するとともに測定資機材や放射線防護服等を装備し、隊員の被ばく軽減を図り、住民の避難誘導にあたった。

特に病院や老人福祉施設等へ要援護者の搬送可否の照会や119番通報での救急要請に応えるため、救急7隊を全て投入し、自力避難困難者を含め16日までの活動で145名を管外への医療機関や各町の一次避難場所等への搬送を実施した。

また、消防本部庁舎と二つの消防署が避難指示の20km圏内に所在しており、住民避難が完了したことや空間線量数値の上昇とライフラインが寸断されたことから、指揮本部と職員並びに33台の消防車両を20km圏外にある二つの出張所に3月12日の夜半に全部隊を移動しての活動を展開した。

3月12日15時36分1号機爆発の後も2号機原子炉冷却のため、原液搬送車6トンに淡水を積み原子炉建屋への水輸送や14日には、自衛隊車両へ中継給水準備中に3号機の爆発が発生し、緊急退避を余儀なくされた。

浪江町の捜索活動（警察の協力）

さらに16日の4号機火災では福島第一原発の免震棟において、指揮隊の情報収集により建屋周辺の空間線量が100mmSV/h～400mmSV/hの高線量であることやこの作戦会議中に福島第一の敷地内の線量が急激に上昇したことで消火活動を断念し現場を引き揚げた。

これらの消防活動を展開するにあたり、現場の詳細な情報が事前に伝わってこない状況で隊員の放射線防護措置として、サーベイメーター（電離箱ICS－321、GM管TGS－146）により空間線量を測定するとともに放射線防護衣を着装し、全面マスクや3重の手袋（綿手、ゴム手）、綿靴下、靴カバー等、放射線防護専用の資機材を活用し放射線防護を図りながら、隊員の被ばく管理及び被ばく線量低減を徹底したが、放射線量の数値の高い隊員では数mmSVの被ばくがあり、活動許容範囲の30mmSVを大きく下回る低線量ではあるが被ばくを避けることはできない原発火災や原発事故対応の活動を強いられた。

そして、この過酷な6日間のあと、隊員それぞれが漸く県内外に避難している家族との連絡を初めて取ることで僅かな安堵の時間を過ごし、多少なりとも鋭気を養うことができたように思う。

現在は中期活動として、防護区域内の防火活動、緊急被ばく傷病者の搬送等、計画に定められた業務及び津波による犠牲者（行方不明者）の捜索や20km圏内（警戒区域）への避難住民の一時立入等における救急対応や各種調査（線量、道

路、水利等）をはじめ、緊急時避難準備区域に自力避難困難者が居住していることから、緊急事態発生時の対応訓練等の業務を展開している。

これまで平常時においては、少数精鋭で住民のための柔軟な創意を業務指針の一つとして掲げ取り組んできたが、まさに今、日々の一挙手一投足の消防活動が試されているように感じる。

また、発災以来、全国の消防の仲間から多くの支援並びに激励を頂いたことで、勇気づけられ、元気を取り戻すことができ、心から感謝申し上げるとともに、皆さんの期待に応えられるようこの大地震と1000年に1度といわれる大津波、更には原子力発電所事故の三つの複合災害に消防として歴史的な使命を果たすべく、全職員121名でこれからも挑み続ける。

終わりに、この大震災で亡くなられた沢山の犠牲者の方々のご冥福をお祈りします。

原子力施設給水活動

双葉消防本部管内図

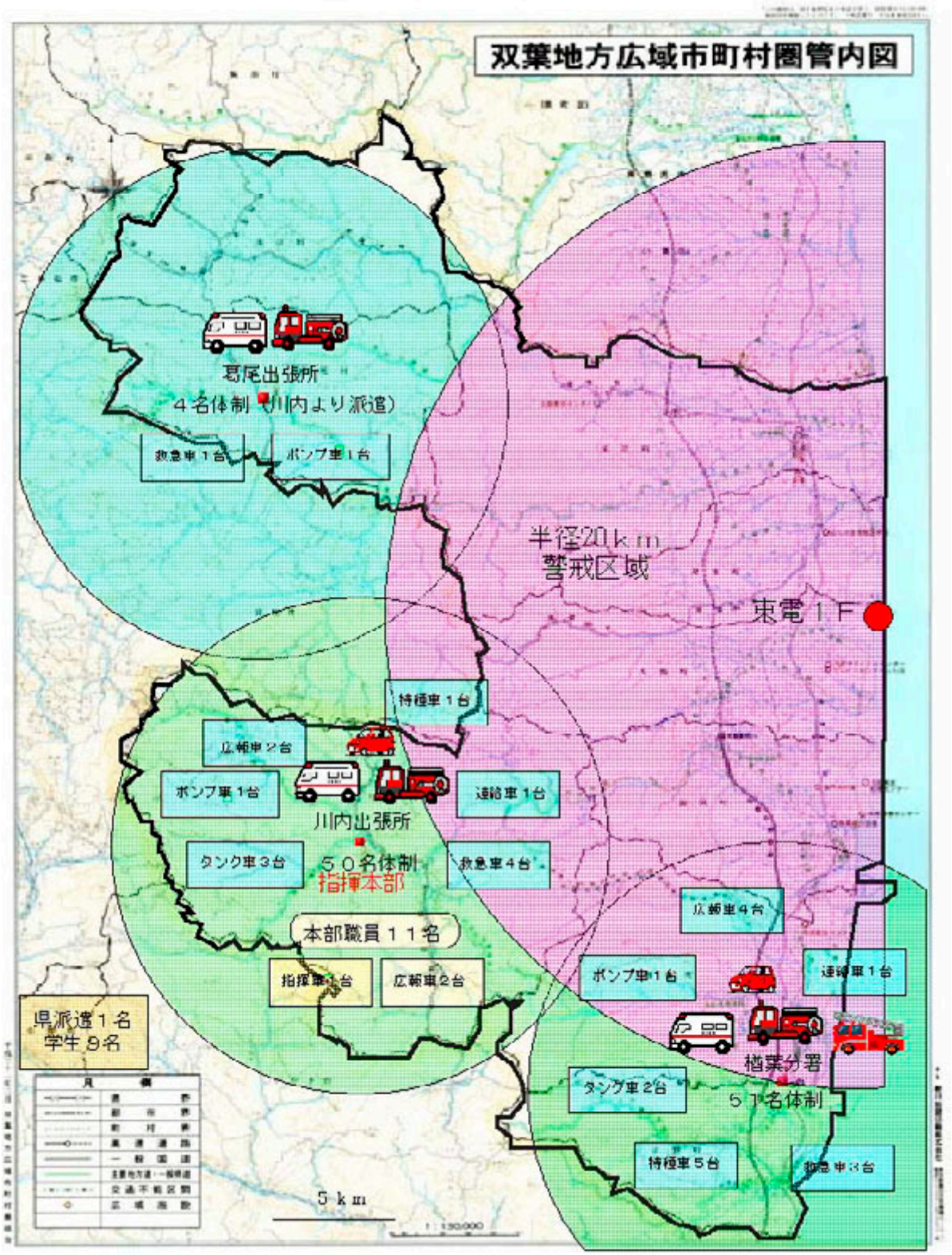
双葉地方広域市町村圏管内図
富尾出張所
４名体制（川内より派遣）
救急車１台
ポンプ車１台
半径20ｋｍ
警戒区域
東電１Ｆ
特種車１台
広報車２台
ポンプ車１台
連絡車１台
川内出張所
５０名体制
指揮本部
タンク車３台
救急車４台
本部職員１１名
指揮車１台
広報車２台
県派遣１名
学生９名
広報車４台
ポンプ車１台
連絡車１台
楢葉分署
５１名体制
タンク車２台
特種車５台
救急車３台
５ｋｍ

原子力発電所事故に対応した消防職員の手記（3）（福島県　東京消防庁）

福島第一原子力発電所 3号機冷却活動を遂行して

東京消防庁（東京都）
消防司令長
髙山　幸夫

当番明けの事務室で帰り支度をしながら「今日は、何のプレゼントを買って帰ろうか？」と、そのようなことを考えていた時、突然大きな揺れを感じました。忘れることのできない3・11。その日は、私の29回目の結婚記念日だったのです。

事務室の机につかまりながら、訓練場を見ると、訓練に来ていたポンプ車が激しく揺れており、いよいよ東京にも来るべきときが来てしまったと直感的に思い、矢継ぎ早に必要な指示を出し、私は情報収集体制に入りました。

刻々とテレビから映し出される津波被害の映像を見た隊員達は、興奮気味で東北に手を差し伸べたいと思う気持ちを爆発させ、「総括の力で我々を派遣させてください！」と迫って来る隊員が多数いました。そんな使命感あふれた隊員たちを落ち着かせ、いざ出陣に備え、準備万端の体制を整えていきました。

今回の「東日本大震災」は、地震・津波・原子力発電所のトリプル災害に見舞われていますが、福島第一原子力発電所の災害は深刻さを極めつつあり、平成23年3月12日（土）に1号機が爆発を起こし、さらには14日に3号機が爆発しました。このころから、津波被害より、電子力発電所の災害へと目が向きだしました。

いよいよチェルノブイリ原発の再来かと、部隊員全員にとって福島第一原子力発電所の災害の動向が一番の懸念材料となっていきました。

私としては、放射能の知識はあまりありませんが、思い出すのはチェルノブイリと東海村で被ばくした人の悲惨な姿で、正直な気持ち、願わくば

活動の場所：福島県大熊町

原子力発電所の現場には隊員を派遣させたくないと思っていました。刻々と状況が悪化するなかで、警察・自衛隊が放水による冷却への努力をしていましたが、満足な成果を得られていないなか、いずれはハイパーレスキューにも要請が来るかもしれないと覚悟を決めたのはこの頃でした。

予感は的中し、3月17日には「8本部機動部隊は6本部機動部隊に集結せよ！」との命令が出されました。この命令は、福島第一原子力発電所への派遣命令ではなく、あくまで3号機冷却作戦検証のための訓練であるということでした。

そして、部隊員は訓練を終了し、21時30分帰隊し、福島への派遣は『中止』との連絡を受け、

福島第一原子力発電所

胸をなでおろしたのも束の間、総理大臣からの派遣要請を都知事が受諾し、これに基づき、消防総監から正式に「8本部機動部隊は福島県原子力発電所災害に出場せよ！」との命令が下されました。

3月18日、2時05分のことでした。

資器材の準備、隊員の人選を素早く行い、最も信頼のおける32人の仲間とともに『今回の活動は日本の国運と多くの国民の命がかかっている。』との身の引き締まる訓示を消防総監からいただき、部隊員一人一人が総監から見送られ、未知の戦場へ向け出発しました。

常磐道を走り3月18日早朝、福島第一原子力発電所から30kmの活動拠点である、いわき市消防本部平消防署四倉分署に到着しました。そこでは、非常に少ない情報のなか、ミーティング・海辺での最終シミュレーションを実施し、いよいよ突入を開始しました。

その戦場は、暗く異様な静けさではありましたが、想像以上の瓦礫や津波によって流されたタンク等による活動障害が深刻であり、100kgの重さのホースを350mあまり手作業で延長しなければならない等、数々の困難がありましたが、勇気ある隊員の勇猛果敢な活動により、蒸気の立ち込める3号機へ祈りの水を注水することに成功しました。

水が出る瞬間を見た隊員達が、全員ガッツポーズをしたのは、今でも目に焼き付いています。この活動を通じて感じたことは以下のとおりです。

1　目に見えない恐怖との戦い
　何が危険なのか目に見えない。臭わない。感じない。…でも怖い。
2　恐怖心と使命感の葛藤
　やらなければならないという消防官としての使命が恐怖心を打ち消した。
3　目の前の傷者を助けない救助
　逃げ遅れた人を助けるのではなく、この活動を通じ、私の後ろにいる国民に対して少しでも安心感を与えられたことは、違った意味での救助活動であった。
4　指揮官としてできることと、できないことを判断
　たとえ総理大臣の命令でも、できないものはできないとハッキリ言うことが自分の仕事である。
5　現場を見ずして指揮はできない（答えは全て現場にある。）
　机上論は役に立たない。現場の意見を聞く。
6　オレンジ服と仲間のおかげ
　絆で結ばれた勇気ある仲間がいたからできた。1人ではできないことも、仲間がいればどんな困難なこともできる。

最後に、一人もけが人を出すことなく無事に私を含め全員が帰ってきたことが、3・11の妻へのプレゼントになったと勝手に思っています。

原子力発電所事故に対応した消防職員の手記（4）（福島県　神戸市消防局）

福島第一原子力発電所派遣隊の活動

神戸市消防局（兵庫県）
消防司令長
濱田　宗徳

この度の東日本大震災でお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された地域の皆様の1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

【はじめに】

平成23年4月2日（土）晴れ10時30分福島第一原子力発電所派遣隊の活動を終了し派遣部隊53名が無事に神戸市民防災総合センターに到着した。

直ちに消防局長に帰還報告した後、私は、全身の力が抜けるようであった。これが、正直な気持ちであった。

【派遣】

3月29日に神戸市を出発し、4月2日までの5日間、福島県にある東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に派遣された。

私にとっての派遣は、3月19日に遡る。

この日、所属で待機していた私のもとに、本部から「本部課長級職員以上に対し緊急に会議を開催することから招集せよ。」との命令があり、上司とともに本部に招集した。

会議において、福島第一原子力発電所の事故において、①東京消防庁が活動を開始したこと、②総務省消防庁から神戸市消防局に対し、派遣についての打診があったこと、③これを受け、神戸市としては派遣を受諾する方向であることなどが出席者全員に伝えられた。

活動の場所：福島県楢葉町

また、会議の場で、派遣車両の選定と部隊員を決めることとなり、まず、総括責任者（総括隊長）として警防部長が、安全衛生管理者（安全衛生管理担当）として職員課長が選出された。

次に、実働部隊指揮者（指揮隊長）を決めることとなった。

議論が中断し、静寂のなかで消防局長が私に対し「行けるか？」と問いかけがあり、私は「はい」と即答した。時刻は日が変わって、3月20日の1時を過ぎていた。

【出動要請】

3月20日の9時に各消防署長が招集され、派遣隊員の選出を依頼し、3月22日には派遣部隊員が決定した。なお、派遣要請についての経過は次のとおりである。

① 3月22日総務大臣から神戸市長へ特殊車両等の派遣要請がありこれを受諾
② 3月22日総務省消防庁長官から消防局長へ派遣要請
③ 3月25日総務省消防庁から派遣日の決定（3月29日出発）

【出動準備開始】

当初は3月22日出発を予定しており、出動までにまったく猶予がないと想定していたことから、派遣日が29日になったことは、我々にとって非常にありがたかった。

出発までに期間ができたことから、3月23日から28日にかけて、4日間の研修・訓練が計画された。この研修・訓練は、これまでに経験したことのない災害に向かう我々にとって、大きな財産となった。

① 3月23日健康診断・放射能に関する座学研修
② 3月24日防護服脱着・機器取扱い訓練
③ 3月25日大容量ポンプ車、ホース延長車、屈折放水塔車操作訓練
④ 3月26日東京消防庁第二消防方面本部消防救助機動部隊での車両操作訓練
⑤ 3月28日最終ミーティング、資機材チェック、積み込み

【福島第一原子力発電所　派遣部隊】

平成7年1月17日5時46分に発生した、兵庫県南部地震により神戸の街は壊滅的被害を受け、多くの尊い命を失った。

全国から心温まるご支援、ご協力をいただいた。

長田の街が炎で包まれ、空は黒煙で覆いつくされ、無力さを感じながら活動するなかで、神戸市以外の都市の名称が記された消防車両を最初に目にしたとき、自然と涙が込み上げてきた。

我々は、あの日のことを決して忘れはしない。

この思いは、東日本大震災に出動した全ての隊員に共通している。

Jヴィレッジで訓練する派遣隊員

福島第一原子力発電所に派遣された53名の多くは、自ら希望して参加した隊員であった。

限られた準備期間ではあったが、多くの方々にご支援をいただきながら、隊員一人ひとりは最大限に能力を発揮し、派遣部隊として期待に応える能力に達することができた。

3月30日に現地（Jヴィレッジ）に到着したとき、新たな注水手段が講じられ、私達が福島第一原子力発電所の敷地に足を踏み入れることはなかった。

ただ、現場対応能力を有する部隊が、即応体制で存在するという意味においては役割を果たせたと考えている。

【おわりに】

この度の派遣において、我々の派遣にご同行いただいた神戸大学海事科学研究科の北村晃教授、本当にありがとうございました。

また、座学研修でご指導いただいた神戸大学、神戸薬科大学の皆様、訓練場所として基地を使用させていただいた海上自衛隊阪神基地の皆様、福島第一原子力発電所で使用した車両と同型車両の操作指導を始め、現地での活動調整など多方面においてご支援ご協力いただいた東京消防庁の皆様、現地での活動拠点として使用させていただいたいわき市総合体育館の皆様、そのほか様々な面でご支援ご協力をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

最後に、今も福島第一原子力発電所では多くの方々が事態収束に向け活動をされています。

皆さんの安全と、1日も早い収束を心からお祈り申し上げます。

4.9 自主防災組織・ボランティアの活動

東日本大震災では、前述したような消防機関による活動以外にも、住民によるコミュニティーを基盤とした地域ぐるみの防災体制を構築している自主防災組織による活動や、近隣や全国から数多く集まったボランティアによる活動もあった。

本節では、自主防災組織や婦人（女性）防火クラブ及びボランティアによる活動について記述する。

4.9.1 ▶自主防災組織等の活動

1 自主防災組織の活動

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の経験から、防災活動の重要性、共助の必要性についての認識が高まり、自主防災組織の活動カバー率の全国平均は平成7年の43.8%から平成22年には74.4%まで伸びている[1)]。全国的にみると自主防災組織の活動が活発な地域がある一方で、活動カバー率が停滞気味の地域もある。なお、東日本大震災後の平成23年4月1日現在で自主防災組織の活動カバー率の全国平均は75.8%となっている（岩手、宮城、福島の各県のデータは平成22年4月1日現在）[2)]。

平成23年4月1日における主な被災地域の自主防災組織の活動カバー率は、表4.9-1に示すとおりである。

表4.9-1 主な被災地域の自主防災活動カバー率[2)]

都道府県	自主防災組織の活動範囲の世帯数/管内世帯数	自主防災組織カバー率(%)
青森県	176,531 / 574,712	30.7
岩手県	364,655 / 503,139	72.5
宮城県	770,537 / 906,925	85.0
福島県	621,597 / 749,760	82.9
茨城県	690,532 / 1,132,370	61.0
栃木県	667,701 / 760,385	87.8
千葉県	1,490,764 / 2,599,799	57.3
新潟県	641,577 / 854,420	75.1
長野県	744,230 / 819,637	90.8
全国平均	40,740,920 / 53,783,380	75.8

自主防災組織、町内会・自治会、婦人（女性）防火クラブ等は、平時からの備えや地域の結びつきを基に、津波からの避難時における住民同士の声かけや避難所への誘導、安否確認、その後の避難所生活における避難所運営の支援、炊き出しの実施、一人暮らし高齢者への自宅訪問支援などの各種活動を積極的に行った[2)]。また、被災地以外の自主防災組織等からの独自の支援活動も実施された。

以下に東日本大震災において、宮城県沖地震等に備えて平時から準備をしていた自主防災組織のうち、市町村からの推薦があり取材（平成24年8月、9月）に協力いただいた事例を示す。

(1) 白銀地区自主防災会（青森県八戸市）

白銀地区は、昭和35年5月のチリ地震津波、昭和36年の白銀大火や平成6年の三陸はるか沖地震などの大災害に見舞われてきた。住民の誰もが、避難場所はどこか、給水車がいつどこに来るか等に関する情報が入らず、自主防災組織の必要性を感じていた。そして、平成22年2月27日に白銀振興会の60周年記念事業の一環として自主防災組織を立ち上げた。設立翌日の2月28日、チリ地震による津波警報が発せられ、訓練経験がなかったにもかかわらず、迅速に災害対策本部を立ち上げ、避難活動をした。このことによりマスコミ等の注目を浴びることになる一方、緊張感が増し、様々な協力団体を巻き込むことで、組織を盤石に築いてきた。

東日本大震災の発災当時、リーダーの会長は青森市におり、指揮を取れなかったが、3人の副会長（白銀振興会副会長、白銀地区防犯協会会長、白銀地区社会福祉協議会会長）が、沿岸部の住民を1次避難場所の三嶋神社と公民館に誘導し、津波による死者・行方不明者を出さなかった。また、避難所の白銀公民館において、発災当日は支援物資が届かない中、自主防災会は約500食分のおにぎりを用意した。

1）消防庁　自主防災組織の手引（平成23年3月）
http://www.fdma.go.jp/html/life/bousai/bousai_2304-all.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

図4.9-1 白銀地区自主防災会組織図

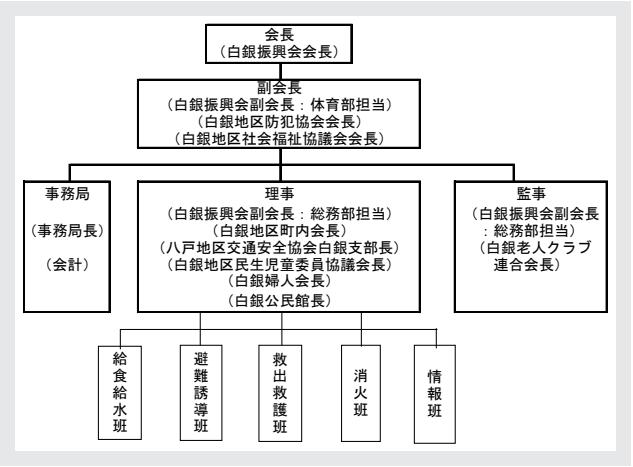

(2) 遠野市小友町長野親交会（岩手県遠野市）

遠野市小友町長野親交会は、火災に備えた訓練や年に3回の交流イベントを重ねて住民間の親睦を深めてきた。

東日本大震災の発災時に、親交会の役員は、手分けして住民の安否確認をした。避難所となった自治会館には自家発電設備は設置されていなかったが、建設会社から借り、近所の電気工事業者に配線を依頼した。2日目に電気がもうすぐ復旧することが分かり、自宅が無事の方には帰宅を促した。情報を早めに流し、理解を求めたことにより発災から3日間で避難所を解散することができた。

さらに数日後、以前から祭りで交流があり津波の被害が大きかった陸前高田市の気仙小友（タツカネ部落）に遠野市で集めた米、食料、衣服を持参した。気仙小友では、支援物資が十分に届いておらず、大変感謝された。

写真4.9-1 炊き出し時の状況

(3) 生形（おいかた）自主防災組織（岩手県大船渡市）

生形自主防災会は、津波からの避難訓練を実施しており、災害時要援護者も参加している。平成22年2月のチリ地震の際は、自力で避難できない災害時要援護者を軽トラックの荷台に乗せてとにかく避難を優先し、全員が迅速に避難することができた。

東日本大震災時においても、多くの住民が適切に避難したが、9人の住民が死亡した。原因は、再三の避難の呼びかけ（消防団、近所の住民、自主防災組織の役員、民生委員）にもかかわらず避難をしなかったことによる。自宅を新築し2階から降りてこなかった夫婦、自宅の裏に山がありいつでも逃げることができると錯誤していた者、一度は逃げ始めながら周囲が逃げないため津波に巻き込まれた者などである。いずれの者も、津波避難訓練には積極的に参加し、5年ほど前は自主防災組織の中でもリーダークラスの役割を果たしていた者もいた。

平成24年9月時点で生形地域の被災世帯の半数は、仮設住宅に居住しているが、平成24年9月23日に大津波避難訓練を実施し、自主防災組織の活動を再開させた。

(4) 鈎取（かぎとり）ニュータウン町内会（宮城県仙台市）

鈎取ニュータウン町内会は、毎年無事を知らせる「黄色い旗」を使った防災訓練を実施している。また、日頃から鈎取ファミリー館を拠点にカラオケ、中国文化交流会（マージャン）などで住民同士が親睦を図っている。平成12年頃から「出さない君」運動（防災まちづくりの原点である崩壊建物、火災、死傷者を出さない防災活動につながる運動）を展開することで活動当初（平成7年）より住民の防災意識も格段と高くなってきた。

東日本大震災では、「黄色い旗」により全世帯の約80%の無事を確認し、玄関先に出ていない世帯には役員が訪問する等により全世帯の安否を発災当日の平成23年3月11日15時20分には確認することができた。水・電気・ガスのライフラインが停止したため、当日の16時に鈎取ファミリー館を避難所として開設した。鈎取ファミリー館には、プロパンガスがあったため、米や食材を持ち寄り速やかに炊

き出しを開始することができた（住宅には都市ガスが普及）。18時からは高齢者と子ども連れの避難者の受入れを開始し、近隣町内からの避難者を含め83人が宿泊した。また、避難できず自宅待機している高齢者や子どものいる世帯に用意したおにぎりを直接届けた。

なお、3月12日15時に水道が復旧、3月13日に電気が復旧したため、避難所は3日間で閉鎖したが、近隣の町では水道が復旧していなかったため、鈎取ファミリー館前の水道を「臨時給水所」として3月26日まで開放した。

写真4.9-2　鈎取（かぎとり）ファミリー館の臨時給水所

(5)　福住町町内会（宮城県仙台市）

福住町町内会は、平成15年8月にできるだけ行政に頼らない自主防災組織の運営と地域の情報をまとめた「防災わがまち福住町自主管理マニュアル」を完成させ、本格的な防災活動を開始した。平成16年の新潟県中越地震の際には、1週間で集めた支援物資を10日後に小千谷市池ヶ原地区に直接届け大変喜ばれた。同町内会では、この活動を「他助」と呼び、東日本大震災においても実施した。

尾花沢市鶴子地区連合区会とは、平成22年8月29日に災害時相互協力協定を締結し、平成23年1月には屋根の雪下ろしを手伝うなど顔の見える交流を深めてきた。

東日本大震災の発災当日は、町内の20班の役員が中心となって訓練どおりに安否確認を実施後、集会所を避難所として開設した。発災当日から3日間、自家発電機、プロパンガス、備蓄品により行政に頼ることなく運営してきた。4日目に入ると食料が少なくなってきたが、同日、山形県尾花沢市鶴子地区連合区会の町内会役員と尾花沢市の市職員がワゴン車等で米、飲料水、野菜等の支援物資を直接避難所に届けてくれた。同日夕刻には小千谷市池ヶ原地区より米等の支援物資が届いた。

福住町町内会としては、この協定による支援により、「災害時頼れるところがあるということは大変心強いもので、元気と勇気も同時に頂いた」と感謝の意を表した。

写真4.9-3　震災後4日目に受けた支援

(6)　鉄砲丁区親交会防災部（宮城県登米市）

鉄砲丁区親交会防災部は、20年以上毎年、防火・防災訓練を実施してきた。この訓練により東日本大震災においても冷静に行動することができた。

通常の炊き出し訓練のとおり、プロパンガス業者からプロパンを借りようとしたが、貸出しできないと断られた。そこで、「薪くど」2基、「鉄釜」2台、「鉄鍋」1台を住民から借用し、発災当日の16時30分から炊き出しを開始した。食材や燃料は、すべて住民や地元の飲食店からの持ち寄りや融通によるものであった。3月16日午後から電気が復旧したことをもって同日21時に避難所を閉所した。

写真4.9-4　薪くどを使った炊き出し

(7)　南町自治会自主防災部（宮城県白石市）

南町自主防災部は、平成18年4月に発足し、文部科学省防災研究成果普及事業の一環で東北大学大学院工学研究科の3人の研究生と子ども達を中心とした自治会メンバーで防災マップを作成し、防災意識を高めてきた。

震災当日、地域の避難所である白石中学校ではトイレが5時間で使用できなくなったため、子どもたちが中心となってプールの水を利用すべくバケツリレーを行った。

避難所では、自治会が中心となって運営し、自治会の会長がハンドマイクで1時間ごとに正確な情報を伝え、避難者を安心させた。また、ハンドマイクで炊き出しに必要な食材や調味料の提供や調理の手伝いを呼びかけた。一方、子ども達は、炊き出しの配膳や清掃等に積極的に協力した。

図4.9-2　各家庭にある防災マップ

(8)　長袋沖自治会防災会（宮城県白石市）

宮城県沖地震が平成20年頃から30年以内に99%の確率で発生すると報道されてきたことを踏まえ、同自治会の会長が中心となって呼びかけ、平成22年4月1日に自主防災部が発足した。資機材も揃え、同年10月下旬には、避難訓練・炊き出し訓練・消火訓練を実施した。

東日本大震災直後は、集合場所の集会所に10人参集した。震災の翌日から給食班と婦人（女性）防火クラブのメンバーが協力して訓練どおり炊き出しを実施した。

東日本大震災の経験から防災の重要性を踏まえ、防災担当の役員の任期を1年から3年に延長した。

写真4.9-5　震災翌日から炊き出し

(9)　小山田地区自主防災会（福島県郡山市）

小山田地区自主防災会に所属するむつみ町内会では、約12年前から毎年、隣接する柏山町内会と合同で、近くの西部公園地下に郡山市が設置した飲料水兼用耐震性貯水槽を使用した給水訓練を実施していた。

発災当日の平成23年3月11日23時頃に付近一帯の水道が止まったため、翌12日朝6時より付近の住民に対し、飲料水の給水を開始した。当日午後からは、遠方からも多くの人々が集まったが、平時からの給水訓練が功を奏し、18時半までスムーズに給水を実施した。給水は、翌日以降も時間を決めて、水道が復旧した3月15日まで続けられた。

小山田地区自主防災会に所属する他の町内会や、

郡山市自主防災連絡会を通じて郡山市内の他の町内会にも、市内各所に設けられた飲料水兼用耐震性貯水槽からの給水訓練の実施が広がってきている。

写真4.9-6　震災翌日から飲料水兼耐震性貯水槽を使用した給水活動を実施

⑽　大戸浜地区自主防災会（福島県新地町）

大戸浜自主防災会は、平成14年に立ち上げ、代々行政区の区長が会長を勤めてきた。また、この地区には15人の消防団の団員もおり、毎年11月3日に防災訓練を実施していた。訓練内容には避難誘導訓練のほか、給食給水訓練も実施していた。

東日本大震災では、多くの漁船は沖に避難し助かり、多くの住民も高台に避難したが、その一方で昭和35年のチリ地震を経験していてその当時津波の被害を受けなかった者、避難場所の高台の近くに住んでいた者、一度は避難したものの自己判断で自宅に戻った者は、海岸沿いの防風林から突如現れた津波により亡くなった。

避難所では、近隣の4地区の住民と同じ場所で、避難当初はバラバラに役場職員に必要な品を要求する等混乱したが、各地区の代表者が毎朝7時から打合せをして調整を図るようになってから、食材の提供だけを役場職員にお願いし、炊き出しは自主運営した。

⑾　埒（らち）浜地区自主防災会（福島県新地町）

宮城県沖地震が30年以内に99%の確率で発生すると報道されてきた平成20年頃から津波からの避難誘導を重視した避難訓練を実施してきた。

東日本大震災では、発生直後に自主防災会役員や消防団の団員が、各戸に避難を呼びかけた。大半の住民は避難をした。昭和35年のチリ地震当時この場所では引き波から始まった。このことから同地震の体験者は、今回は津波は来ないとの先入観があり避難しなかった者数人が亡くなった。

避難場所は、新地町立福田小学校だったが、津波の被害がなかった福田地区の内陸部の住民が厚意により炊き出しをしてくれた。

自主防災会の有志が、平成24年9月から福島県の補助を受けて、仮設住宅内の敷地にビニールハウスを建て、いちごと春菊の栽培を始めた。収穫した際には、震災直後にお世話になった福田地区の人々に恩返しをする予定である。

⑿　西染町自主防災会（茨城県常陸太田市）

西染町自主防災会は、平成21年6月に常陸太田市から自主防災組織設立の呼びかけを受け、防災資機材の購入や体制作りの強化を進めてきた。平成22年2月28日に発会式を開き、1回目の訓練を平成22年10月23日に実施した。

東日本大震災の当日は、訓練どおりに安否確認と炊き出しを実施した。

震災翌日以降は、町内において、道路や塀の被害が大きかったことから、道路通行者への安全を図るため、崩れた塀等の片付けを実施した。その際、事前に防災資機材として購入していたスコップなどが役立った。

震災後も町内の危険箇所を確認し、市に補修を依頼するとともに改善状況を自主防災会自体で管理している。

写真4.9-7　震災翌日に道路の片付け

⑬　真弓ヶ丘団地自主防災会（茨城県常陸太田市）

真弓ヶ丘団地自主防災会は、平成22年12月に設立されたばかりで、マニュアルもなく、訓練も行っていなかった。しかし、東日本大震災の直前である平成23年2月27日に前年の12月に購入したばかりの防災資機材の点検を実施した。ポリタンクへの飲料水の保存、可搬式発電機の始動確認を行った。そのため、東日本大震災発生当日には、自主防災会の防災委員15人を中心に自主防災本部を立ち上げ、避難所での飲料水提供、電源確保を行うことができた。電気、ガス、水道の復旧後、3月18日をもって自主防災本部は解散した。

現在も毎月、防災資機材の点検を継続し、飲料水の定期的な入替えも行っている。

写真4.9-8　真弓ヶ丘団地自主防災会の災害対策本部

2　婦人（女性）防火クラブの活動[1)2)]

婦人（女性）防火クラブは、原点は「家庭防火」にあり、家庭の主婦が中心となっている。平成23年4月1日時点の婦人（女性）防火クラブ数は、10,381クラブで、婦人（女性）防火クラブ員数は1,569,716人となっている。平常時は、主として火災予防の啓発活動をしており、住宅用火災警報器の普及活動も担ってきた。

東日本大震災における、婦人（女性）防火クラブ員の被害者数は、宮城県・福島県は不明となっているが、岩手県で死亡者15人・行方不明者19人と多大な被害が出ている。被災地域のクラブ員は、各自の判断で自宅において炊き出しをしたり、避難所における炊き出し支援等様々な形で活動をした。また、民生委員を兼務しているクラブ員もおり、複数の避難所において高齢者の世話に忙殺された例もあった。被災地域外のクラブ員も被災地への義援金・支援物資の提供や避難所への出張支援等の活動をした。以下に活動状況について示す。

⑴　岩手県・宮城県・福島県での婦人（女性）防火クラブ

避難所で自主防災組織の給食班メンバーと協力して炊き出しをしたほか、自宅や職場で炊き出しをして病院、消防団、消防署に届ける等の活動があった。また、町内会・自主防災組織・消防団等と協力して避難所運営の支援をした事例もあった。なお、避難所では、炊き出しのほかトイレの清掃や支援物資の仕分け・分配作業も行った事例があった。

被害が比較的小さかった地域では、ボランティアとして、避難所が閉められた後、炊き出しの支援をした例もあった。

⑵　県外避難者の受入れ先での婦人（女性）防火クラブ

内陸部の婦人（女性）防火クラブが、所属する地区の婦人（女性）防火クラブ連合会からの依頼により、受入先の避難所で炊き出し等のボランティア活動をするために市の社会福祉協議会に活動登録をする例があった。地元の婦人（女性）防火クラブのクラブ員のほか、近隣の婦人（女性）防火クラブ員からも応援があった。

⑶　その他

全国各地で募金活動やチャリティーバザーが開かれ義援金が提供されたほか、多くの支援物資も届けられた。

1）財団法人日本防火協会　東日本大震災と婦人（女性）防火クラブ　被災地のクラブ員が語る被災体験と活動の記録　平成24年3月
2）消防庁　第26次消防審議会　第2回審議会　配布資料
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/shingi.html（平成25年1月21日参照）

4.9.2 ▶ ボランティア活動[1)]

東日本大震災においては、発災後、まもなく被災した各県、市町村において、災害ボランティアセンターが立ち上がり、被災地のニーズとボランティアのマッチングを行った。

被災地では、発災後数ヶ月の間は、泥かきやがれきの撤去・片づけ、思い出の品の修復作業、炊き出し、物資の仕分け、子どもの遊びや学習支援、高齢者への傾聴、通訳などのボランティア活動が行われたが、応急仮設住宅への入居が進む中で避難所・地域における生活上の相談や交流会による地域づくり等を中心とした生活環境の改善支援や心のケア等に関する活動が増えていった。

図4.9-3に岩手県・宮城県・福島県でボランティア活動をした人数の推移を示す[2)]。

写真4.9-9 「徳島県災害ボランティア先遣隊」の炊き出しの活動状況（平成23年4月上旬撮影）（徳島県提供）[1)]

内閣府の調べでは、災害ボランティアセンターの紹介によりボランティア活動を行った者の延べ人数（平成24年5月20日時点）は、岩手県、宮城県及び福島県の災害ボランティアセンターを経由した活動者数だけで合計延べ100万人を超えていると推計している[2)]。

図4.9-3 岩手県・宮城県・福島県の災害ボランティアセンターに登録・活動をした人数の推移[2)]

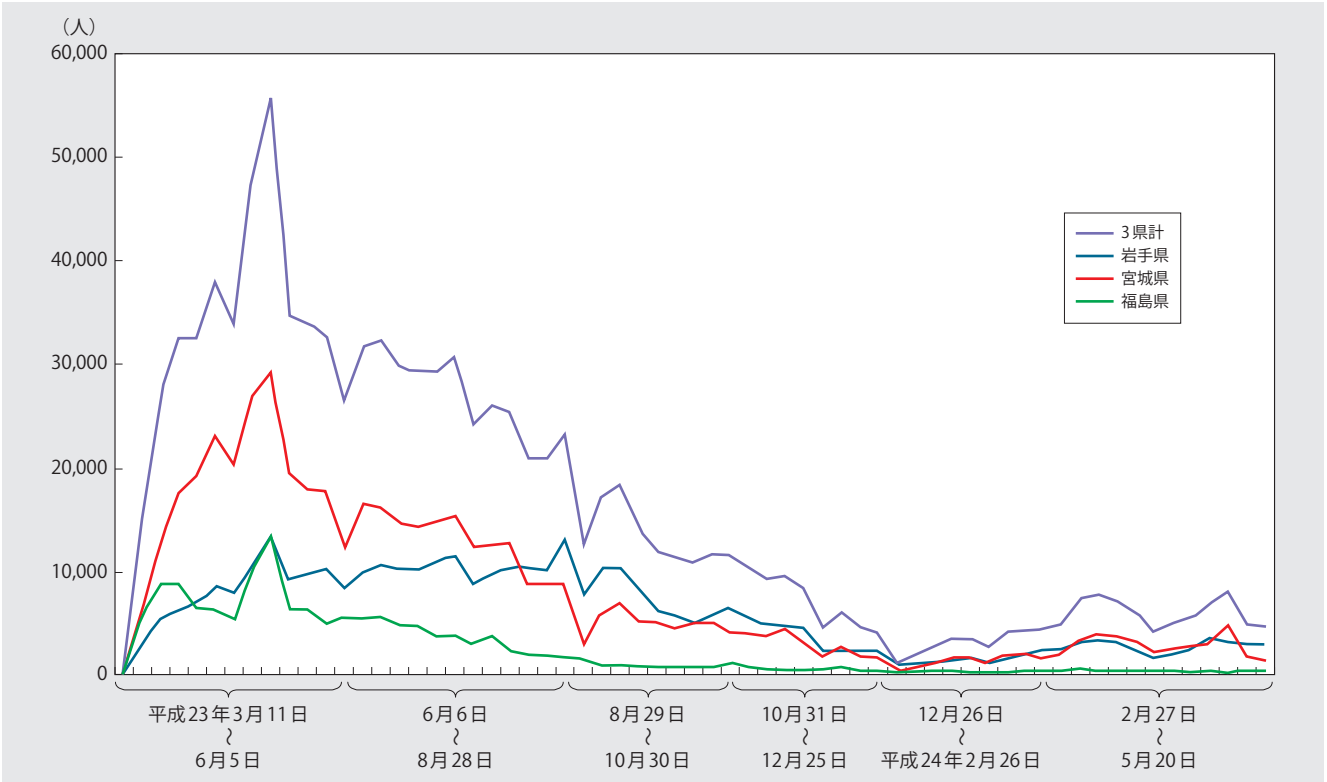

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
2）内閣府　平成24年版防災白書（復興庁が全国社会福祉協議会資料から作成したもの）
http://www.bousai.go.jp/hakusho/h24/index.htm（平成25年1月21日参照）

1 内閣官房震災ボランティア連携室の対応[1)]

平成23年3月16日、内閣総理大臣は、復旧・復興の段階ではボランティアやNPO法人の活動が重要になってくることから、内閣官房震災ボランティア連携室（以下「連携室」という。）を設置した。

連携室では、発災後しばらくの間は、必要な支援が届いていない被災者や被災地の情報を現地で活動するボランティア等から得て、必要に応じて物資等を担当する部署につなぐこと、国の施策や事業内容につき、被災者のために活動するボランティア等に情報提供し、その取組を支援した。また、活動の障害となる制度や手続の運用等に関する問い合わせに対し、関係府省庁に照会・調整を行った。

平成23年3月22日、ボランティア活動を活性化させるべくプロジェクト震災情報WEBサイト「助けあいジャパン」を開設し、3月25日からは「助けあいジャパン　ボランティア情報ステーション」を開設した。

平成23年4月27日、ゴールデンウィークを利用したボランティア活動への参加を呼びかけるため、ホームページにメッセージを発信したり、ボランティアバス一覧、FAQを掲載する等の工夫を講じた。

その結果、ゴールデンウィーク中のボランティア数が8万人に達した。

平成23年9月16日付で政府における震災ボランティアに関する担当部門は、東日本大震災復興対策本部事務局震災ボランティア班に移管された。移管の理由は、ボランティア活動が仮設住宅でのコミュニティの確保、心のケア、復興のための街づくりへの市民参加等、復興に向けたボランティア活動にシフトしていくことが予想されるからである[2)]。

なお、政府におけるボランティアの担当部門は、平成24年2月10日に復興庁へ組織を移行し、平成24年12月時点も継続して活動している。

2 ボランティアに関する他省庁の対応

文部科学省は、平成23年4月1日、学生のボランティア活動に関する通知を発出した[3)]。この通知では、ボランティア活動に参加する学生に対し、補講、追試の実施、レポート活用による評価等、ボランティア活動が授業の目的と密接な場合やボランティア活動で休学する場合の措置を要請している。また、ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供を依頼している。

厚生労働省は、平成23年6月10日、企業に対して、日本経済団体連合会等にボランティア休暇制度の整備及び活用の促進等を要請する通知を発出した[4)]。

なお、平成23年4月22日、厚生労働省では、ボランティア活動中に負傷をせずにがれき処理を安全に行うため、「がれき処理における留意事項」と題するリーフレットを作成した[5)]。

1）復興庁　辻元前総理大臣補佐官及び内閣官房震災ボランティア連携室の活動経緯　平成23年9月16日
http://www.reconstruction.go.jp/topics/volunteer_keii.pdf（平成25年1月21日参照）
2）復興庁　震災ボランティアに関する事務移管のお知らせ
http://www.reconstruction.go.jp/topics/0922volunteer.pdf（平成25年1月21日参照）
3）文部科学省ホームページ　東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について（通知）
http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1304540.htm（平成25年1月21日参照）
4）厚生労働省労働基準局長　東日本大震災の被災地におけるボランティア活動に係るボランティア休暇制度の整備及び活用の促進等に関する要請書
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001fikq.html（平成25年1月21日参照）
5）厚生労働省　がれきの処理における留意事項
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a5xh.html（平成25年1月21日参照）

4.10 海外から受け入れた救助隊等の活動

海外からは29の国、地域、機関から救助隊・専門家チーム等が派遣された。政府の緊急災害対策本部から消防庁への受入れ要請に基づき、消防庁は、岩手県において米国、英国及び中国の救助隊の活動を、宮城県においてドイツ、スイス、オーストラリア及びニュージーランドの救助隊の活動を支援した[1)]。

ここでは、この7ヶ国の救助隊と消防との連携活動を記述し、他省庁と連携した米軍等による活動は対象外とする。

4.10.1 ▶海外からの救助隊受入れの仕組み[2)3)]

防災基本計画（中央防災会議決定）では、海外等からの受入れについて、国の府省庁の役割について次のとおり定めている。なお、下線の部分は、平成23年12月27日及び平成24年9月6日の中央防災会議で追加された箇所である。

【防災基本計画の地震災害対策編より関連箇所の抜粋】

9　海外等からの支援の受入活動関係

○国〔内閣府、外務省、消防庁、警察庁、防衛省〕は、海外等からの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ。）について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを、発災前に予め個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。

○国〔内閣府等〕は、予め海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、受入判断、受入手続、人員・物資のマッチング方法など、その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。

○国〔内閣府、外務省、農林水産省、消防庁、警察庁、防衛省等〕は、海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について、予め定めておくものとする。

また、首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の各応急対策活動要領においても、海外からの支援受入れの手続についてそれぞれ次のように定められている。

(1)　外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には、外務省は緊急災害対策本部に対し、支援の種類、規模、内容、到着予定日時、場所等を通報する。

(2)　緊急災害対策本部は、外務省からの連絡を受け、関係道県及び関係省庁にニーズ等を照会し、支援受入れの可能性を検討する。

(3)　緊急災害対策本部が支援の受入れを決定した場合、予め定めた対応方針に基づいて受入計画を作成し、関係道県及び関係省庁に受入計画を提示するとともに、外務省を通じ、申し入れ国に対し、受入計画を通報する。その後、関係省庁は受入計画に基づき支援を受け入れる。

(4)　緊急災害対策本部が支援を受け入れないと決定した場合、関係道県及び関係省庁に受け入れない旨連絡するとともに、外務省を通じ、申し入れ国に対し、受け入れない旨通報する。

4.10.2 ▶海外救助隊に対する消防の対応

1　消防庁への協力要請[2)]

消防庁は、平成23年3月13日に緊急災害対策本部からドイツ、スイス、米国、中国、英国及びニュージーランドの救助隊受入れの協力要請を、翌3月14日にはオーストラリアの救助隊受入れの協力要請を受けた。

受入れにあたっては、消防庁と緊急災害対策本部との間で、来日する救助隊は自己完結型の体制であること、日本国内での移動手段を各国が手当すること、救助隊を派遣する各国事情に詳しい外務省職員が同行することなどが協議された。

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
2）（株）近代消防社　近代消防　海外からの救助隊受入　12年1月号
3）中央防災会議　防災基本計画　http://www.bousai.go.jp/keikaku/kihon.html（平成25年1月21日参照）

図4.10-1 諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等活動場所一覧（平成23年9月時点）[1)]

2 被災県災害対策本部での調整

図4.10-1に海外救助隊の活動場所一覧を示す。

消防庁は、岩手県災害対策本部と宮城県災害対策本部に連絡をとり、海外救助隊受入れの協力要請をした。

現地での活動については、岩手県においては大船渡地区消防組合消防本部を中心に岩手県に派遣された緊急消防援助隊（名古屋市消防局（指揮支援部隊長）、大阪市消防局（指揮支援隊）、堺市消防局（指揮支援隊）、山形県隊等）、宮城県においては登米市消防本部（気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部が行う受援任務を代行）を中心に宮城県に派遣された緊急消防援助隊（札幌市消防局（指揮支援部隊長）、京都市消防局（指揮支援隊）、鳥取県隊等）が活動場所の割り振り、連絡員の配置などを実施し、各国救助隊の活動に協力した。

3 各国の活動状況[2)3)4)]

(1) 岩手県大船渡市・釜石市

岩手県大船渡市及び釜石市には、表4.10-1のとおり米国、英国、中国の3ヶ国が参加し、検索活動を実施した。

表4.10-1 岩手県大船渡市における海外救助隊

国名	チーム構成	日本滞在	活動場所	主な協力緊急消防援助隊	撤収
米国	救助隊員144人（フェアファックス隊、ロサンゼルス隊） 救助犬12匹	3月13日到着 3月19日出国	大船渡市 釜石市	名古屋市消防局（指揮支援部隊長） 大阪市消防局（指揮支援隊） 堺市消防局（指揮支援隊） 山形県隊 高知県隊	3月19日
英国	救助隊員69人 プレス8人 救助犬2匹	3月13日到着 3月19日出国			3月17日
中国	救助隊員15人	3月13日到着 3月20日出国	大船渡市		3月20日

大船渡市災害対策本部（大船渡市役所内）では、自衛隊、警察、大船渡地区消防組合消防本部、消防

1）外務省　2011年版政府開発援助（ODA）白書
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html（平成25年1月21日参照）
2）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月
3）外務省ホームページ　各国・地域等からの緊急支援
http://www.mofa.go.jp/mofaj/saigai/shien.html（平成25年1月21日参照）
4）（株）近代消防社　近代消防　海外からの救助隊受入　12年1月号

団、指揮支援隊、市（建設課、総務課）等の関係機関が、毎夕刻開催した連絡調整会議でその日の活動結果、翌日の活動範囲と活動方針について協議した。その後21時頃から消防署会議室（防災部）において、地元消防職団員や緊急消防援助隊代表と、海外からの救助隊（米国・英国・中国）代表者が参加し、円滑な活動をするために大阪市指揮支援隊より具体的な活動地域、活動内容、投入部隊等の説明があった（写真4.10-1）。

連絡調整会議等での調整に基づき、要救助者が多数存在すると見込まれていた浸水被災地域において重点的に救助・捜索活動を実施した。

写真4.10-1　会議室で調整会議を実施する緊急消防援助隊や海外からの救助隊（大阪市消防局提供）[1)]

捜索箇所が広範囲となるため、緊急消防援助隊指揮隊と被災地消防署員1人で前進指揮所を設置し、海外救助隊と防災部との連絡調整、情報収集や部隊指揮にあたった。

編成は米国、英国、中国のほかに台湾NGO隊、オランダのボランティア隊も捜索犬とともに加わり、米国隊の捜索犬も含んだ各チーム編成に対して地元消防職団員を同行させ捜索活動を展開した。具体的には、以下のような活動が実施された。

〈**大船渡市**〉

【3月13日】

20時00分頃：海外救助隊（米国・英国・中国）が大船渡市に投入されることが決定

22時30分：中国隊が大船渡地区消防組合消防本部に到着し、その後、0時まで活動調整会議に参画

【3月14日】

7時57分から17時00分：中国隊が大船渡市大船渡町で人命検索活動を実施

9時43分から13時06分：中国隊は、津波警報発令のため、一時避難し活動を中断

12時20分：米国、英国の陸路部隊は、三沢基地を出発

12時51分から：空路部隊は順次出発

15時00分：陸路部隊がキャンプ地に到着

21時30分から22時40分：米国、英国、中国隊の代表者が消防隊活動調整会議に参画

【3月15日】

7時10分から17時00分：米国、英国隊が大船渡市大船渡町で活動

7時30分から17時00分：中国隊が大船渡市大船渡町加茂神社付近で活動

21時30分から22時40分：米国、英国、中国隊の代表者が消防隊活動調整会議に参画

【3月16日】

7時30分から16時00分：中国隊が大船渡市大船渡町下船渡で活動

7時45分から10時10分：米国、英国隊が大船渡市大船渡町下船渡で活動

9時15分：台湾NGO隊が、日本のNPOを通じて大船渡市大船渡町下船渡の各国合同指揮本部に到着し、16時まで大船渡町で活動

11時57分から16時00分：米国隊（US2隊）は、大船渡町、盛町で重機と連携して活動

22時00分から23時50分：米国、英国、中国隊の代表者が消防隊活動調整会議に参画

【3月17日】

7時30分から16時40分：中国隊が大船渡市大船渡町で重機と連携して活動

8時40分から16時40分：台湾NGO隊が大船渡市大船渡町で重機と連携して活動

21時00分：英国隊がキャンプ地を引揚げ

21時00分から22時50分：中国隊の代表者が消防隊活動調整会議に参画

【3月18日】

8時00分から15時50分：中国隊が大船渡市大船渡町で重機と連携して活動

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

8時00分から14時00分：台湾NGO隊が大船渡市大船渡町で重機と連携して活動
14時00分：米国隊がキャンプ地を引揚げ
【3月19日】
8時15分から17時00分：中国隊が大船渡市大船渡町で重機と連携して活動
写真4.10-2に活動の様子を示す。

写真4.10-2　被災地で捜索活動を実施する海外からの救助隊（大船渡地区消防組合消防本部提供）[1)]

〈釜石市〉
【3月16日】
9時40分頃：釜石市災害対策本部から海外救助隊の派遣要請
11時40分：米国隊（US1隊）56人、英国隊62人が釜石市に転進
14時30分から16時50分：米国隊（US1隊）、英国隊が釜石市で活動
【3月17日】
7時30分：米国2隊、英国隊が釜石市へ出発
10時00分から13時00分：米国隊（US2隊）は、釜石市鵜住居町で重機と連携して活動
14時00分：米国2隊、英国隊が釜石市を引揚げ

(2)　宮城県南三陸町

表4.10-2のとおり、宮城県南三陸町には、ドイツ、スイス、オーストラリア、ニュージーランドの4ヶ国が参加し、南三陸町戸倉地区の国道45号線沿いで検索活動を実施した。

表4.10-2　宮城県南三陸町における海外救助隊

国名	チーム構成	日本滞在	主な協力緊急消防援助隊	撤収
ドイツ	救助隊員41人 救助犬3匹	3月13日到着 3月19日出国	札幌市消防局（指揮支援部隊長） 京都市消防局（指揮支援隊） 鳥取県隊	3月15日
スイス	救助隊員27人 救助犬9匹	3月13日到着 3月19日出国		3月16日
オーストラリア	救助隊員72人 救助犬2匹	3月14日到着 3月21日出国		3月19日
ニュージーランド	先遣隊員7人 救助隊員45人	3月13,14日到着 3月19日出国		3月18日

【3月14日】
7時30分頃：宮城県登米市消防本部の担当者から海外救助隊の内4ヶ国が鳥取県隊受持区域に入るかもしれないという情報提供を鳥取県隊が受けた
11時00分頃：スイス・ドイツ進出拠点到着、大津波警報の情報により拠点で待機
15時00分頃：スイス・ドイツ14日当日の活動中止引揚げ
19時00分頃：スイス・ドイツ合同チーム代表者と鳥取県隊代表者による調整会議実施（15日の活動開始時刻は、8時とする。）
【3月15日】
8時30分頃：スイス・ドイツ進出拠点到着（東京電力福島第一原発の爆発情報の収集のために一旦撤収）
10時00分頃：外務省がオーストラリア・ニュージーランド2チーム追加受入れを要請し、鳥取県隊長が受諾
12時00分頃：外務省より、ドイツチームは撤退を決定との連絡
12時35分頃：外務省より、原子力発電所事故で活動を保留していたスイスチーム参加依頼あり
14時00分頃：オーストラリア・スイス進出拠点到着（スイス27人・救助犬9匹、オーストラリア先遣隊6人）、現地へ先導
14時45分頃：ニュージーランド先遣隊（大使館員・外務省同行）6人進出拠点到着（参加隊員40人規模）、現地へ先導
17時30分：活動の終了
【3月16日】
8時30分頃：海外救助隊（スイス・オーストラリ

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

ア・ニュージーランド）、自衛隊及び警察と調整会議を実施（スイス4人・救助犬3匹、オーストラリア25人・救助犬2匹、ニュージーランド50人）

11時00分：現地捜索活動の開始

16時00分：現地捜索活動の終了

【3月17日】

10時30分頃：オーストラリア隊52人が検索活動開始（14時00分頃活動終了）

14時15分頃：ニュージーランド隊代表者等3人が、鳥取県隊指揮本部へ帰国挨拶のため来場

4 海外からの救助隊受入れに関する課題[1)]

東日本大震災における海外から救助隊の受入れに関して、以下のような課題が明らかになった。

○海外からの救助隊の活動の法的な位置付け、責任の所在の明確化

海外救助隊の救助活動に伴い物品の破損、過失等により負傷者の死傷等事故の発生時の法的な責任の整理が必要である。

○受入手続、受入窓口の明確化

消防庁が受け入れた海外救助隊についての連絡は、消防庁を通じて関係省庁から連絡するようになっていたが、関係省庁から県対策本部や被災市町村に直接連絡が入ることがあった。県対策本部や被災市町村に対し複数ルートから連絡が入ると、被災地の負担が増大するだけでなく、情報の錯綜を招くことにつながる。

そのため、連絡方法、連絡体制等について予め定めるだけでなく、被災市町村のニーズが確認できない場合についても被災地に負担をかけずに海外救助隊が円滑に活動できる方策について検討が必要である。

○受入基準の明確化

海外救助隊を制限なく受け入れることは、被災地への負担増につながるため、その受入れについては、水、食料等の「自己完結」体制だけでなく、各国の救助チームの能力を評価するIEC[*1]の受検結果を考慮し、3段階のうち最高分類である「重」の評価を受けた国を優先的に受け入れる等の検討が必要である。

○マスコミ対応

被災地での海外救助隊の活動は注目度が高く、一時は活動に関する問い合わせ、取材が被災市町村に殺到し、災害対応に追われる市町村、消防本部に一層の負担を強いることになったため、予めマスコミ対応を行う機関を定めておく必要がある。

○通信連絡が困難な中での情報共有

東日本大震災では、海外救助隊が事前の連絡がないまま被災市町村の活動拠点に到着し、すぐに活動サイトについての問いかけが行われる場面があった。県災害対策本部、消防庁、緊急災害対策本部、外務省及び海外救助隊の間では情報共有がなされていたものの、海外救助隊の活動拠点への到着予定場所やその変更連絡が被災市町村まで連絡が間に合わなかったものと思料される。

大規模災害時でも確実に情報共有できるような連絡体制の構築の検討が必要である。

○現地活動時のサポート

①外務省リエゾンの体制整備

外務省では、海外救助隊の活動が円滑に行われるため、リエゾンを配置し同行させる措置を講じた。概ね現場レベルでの連絡調整は円滑化されたが、救助チームに常時同伴するため、テント生活、現地作業に耐えられる装備、食料品の携行が望まれる。

②燃料、移動手段等のサポート

海外救助隊派遣国に対しては、「自己完結」体制での来日を外務省から強く要請した。国によって準備状況に違いがあった。東日本大震災のように、交通手段が分断され、国内で車両やガソリンが調達できない状況の中で、多数の人員、大量の資機材を「自己完結」で輸送するのは困難である。実際に、ガソリン、食料等の現地調達を市町村に相談した例もある。被害の状況によって「自己完結」をどこまで求めるのか具体的な明確化が必要である。

1）（株）近代消防社　近代消防　海外からの救助隊受入　12年1月号

*1 IECとは、INSARAG（国際都市型捜索救助諮問グループ）のガイドラインに基づき、評価員が捜索救助チーム（USAR）の能力、装備、体制等を評価するものである。「Light」（軽）、「Medium」（中）、「Heavy」（重）の3段階に評価分類がされており、「Heavy」（重）が最も能力の高いランクを示すものである。

4.11 地方公共団体間の支援等

東日本大震災により被災した地方公共団体に対して、行政や民間から職員派遣等の人的支援や物資等の支援が行われた。以下にこれらの人的支援や物的支援について記述する。

4.11.1 ▶人的支援

東日本大震災により被災した地方公共団体に対しては全国の地方公共団体から、災害時相互応援協定や姉妹都市提携等による地方公共団体間での人的支援のほか、全国知事会のシステムや総務省が全国市長会・全国町村会の協力を得て構築したシステム等により、職員派遣が行われている。

1 総務省の動き[1)2)]

総務省は、平成23年3月22日付で各都道府県、各指定都市宛に職員の派遣についての支援・協力を依頼する通知を発出した。また、全国市長会及び全国町村会の協力を得て、「東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望について」の事務連絡を発出した。

この事務連絡の中で短期間の人的支援の体制づくりを進めるとともに希望する職種の職員の派遣要請の申し出を受けることとした。図4.11-1に派遣スキームを示す。

図4.11-1 市町村職員の派遣スキーム[1)]

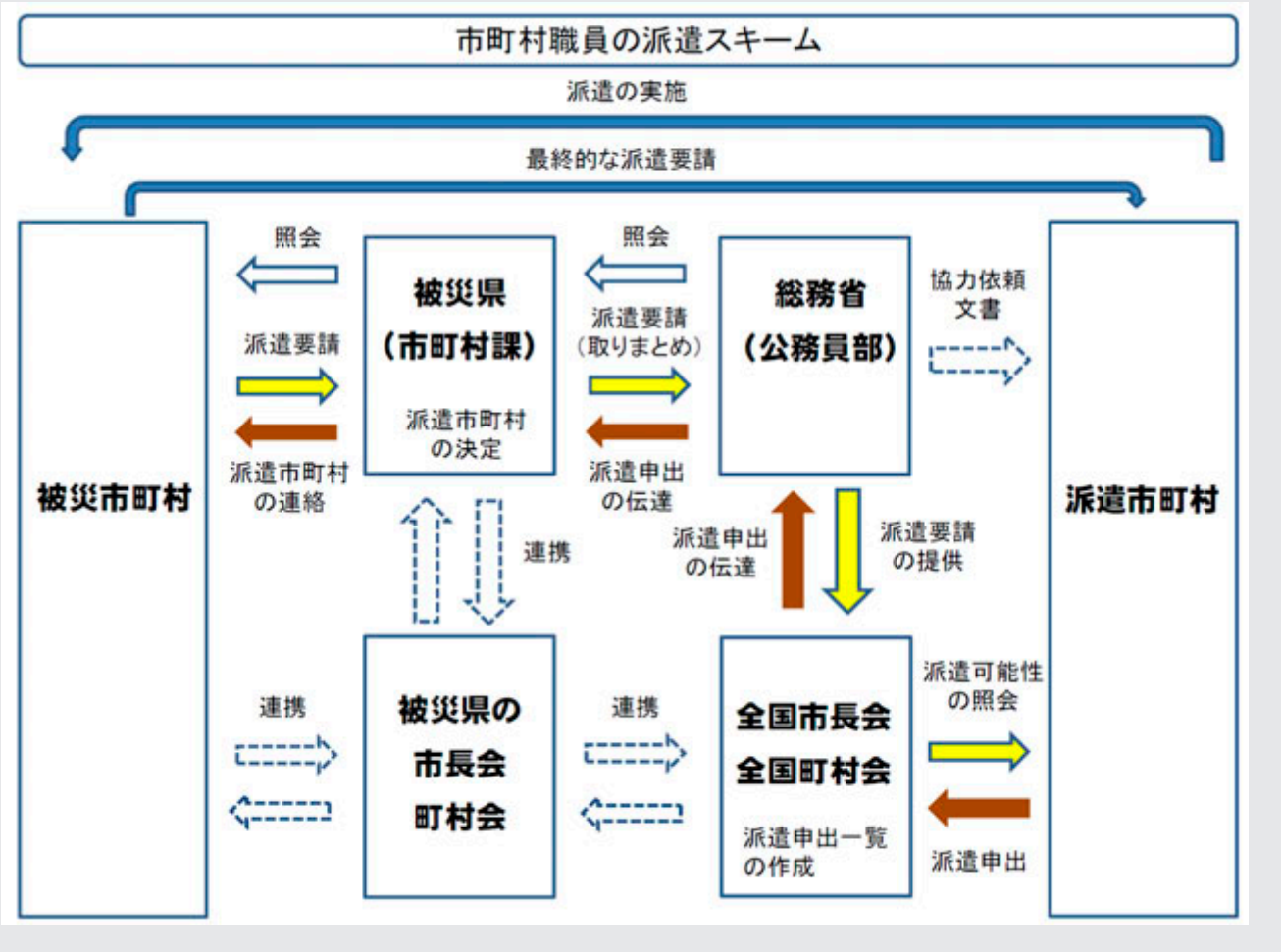

1）総務省自治行政局公務員部　報道資料
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_01000002.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

短期的な派遣に加え、中長期的な職員派遣の必要が本格化されることが予想されるため、平成23年5月26日付で、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県に、中長期的な職員派遣に関して、職種、人数、派遣期間等の要望を照会する「東日本大震災に係る中長期的な職員の派遣要望について」の事務連絡を発出した。また、平成23年6月10日付で、各都道府県に、被災市町村への職員派遣について引き続き支援・協力を依頼する「東日本大震災による被災市町村に対する中長期的な職員派遣の取組について」の事務連絡を発出した。

平成23年10月31日時点で、岩手県、宮城県及び福島県内の市町村を中心に1,312人のマッチングが行われている。

派遣職員への要望としては、主に救援物資の管理、避難所の運営管理、罹災証明書の発行事務、家屋の被害認定、災害復旧事業の設計・管理、上下水道の復旧、保健・福祉業務等が多かった。

特に災害発生当初は、救援物資の管理などの一般事務職系が多く、中長期的な派遣の要望では家屋被害認定や災害復旧事業や公共施設復旧の設計管理などについて土木職や建築職の要望が多くなっていった傾向があった。

2 全国知事会の動き[1)]

平成23年3月11日、発災後、直ちに通常業務を停止して事務総長を本部長とする「災害対策都道府県連絡本部」を設置し、情報収集にあたると共にブロック幹事県に情報提供を開始した。

平成23年3月12日、全国知事会の会長指示により、会長を本部長、災害対策特別委員会委員長を副本部長とする全国知事会緊急広域災害対策本部を設置し、被災都道府県知事に応援を要請する項目を照会するとともにブロック知事会（北海道東北地方知事会、関東地方知事会、中部圏知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会、四国知事会、九州地方知事会）の幹事県に情報提供を開始した。

さらに平成23年3月13日から被災県からの人材の支援要請を受けて、FAXによる全県照会を開始した。

平成23年4月21日までの発災当初の支援状況は、表4.11-1のとおり702人の支援要請に対して632人の紹介をした。職種別では、一般事務が417人（約60%）となっている。なお、この時点での派遣可能人数は、1,101人となっている。

表4.11-1 全国知事会緊急広域災害対策本部の人的支援[1)]

被災県から要請人数		
	702人	
（内訳）	・一般事務	417人
	・土木系	210人
	・その他	75人
知事会によるマッチング人数		
	632人	
（内訳）	・一般事務	402人
	・土木系	204人
	・その他	26人
派遣可能人数照会結果		
	1,101人	
（内訳）	・一般事務	516人
	・土木系	434人
	・その他	151人

※被災県から後日派遣要請を取り下げられた職種に係る人数は除いた。

3 被災地方公共団体への地方公務員の派遣状況[2)]

表4.11-2に示すとおり、全国の自治体から被災自治体へ公務として派遣された職員数（消防及び警察は除く。）は、平成24年3月31日時点で、延べ81,544人となっている。また、平成23年7月1日、10月1日、平成24年1月4日、4月16日の各時点での被災地への地方公務員の派遣人数を表4.11-3から表4.11-6に示す。

1）全国知事会　全国知事会議　資料6-3　平成23年7月21日
http://www.nga.gr.jp/news/2012/201271920.html（平成25年1月21日参照）
2）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成23年8月11日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000125227.pdf（平成25年1月21日参照）

表4.11-2 被災地への地方公務員の派遣人数（平成23年3月11日から平成24年3月31日までの延べ人数）[1)]

派遣元＼派遣先	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
都道府県	5,812	14,435	7,942	956	29,145
政令指定都市	4,059	9,321	1,201	132	14,713
市区町村	9,710	20,924	6,219	833	37,686
合計	19,581	44,680	15,362	1,921	81,544

（注1）派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）派遣元の都道府県、市区町村には、岩手県、宮城県及び福島県内は含まれていない。

表4.11-3 被災地への地方公務員の派遣人数（平成23年7月1日時点）[2)]

派遣元＼派遣先	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
都道府県	176	580	174	0	930
政令指定都市	95	238	20	0	353
市区町村	230	699	210	38	1,177
合計	501	1,517	404	38	2,460

（注1）派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）派遣元の都道府県、市区町村には、岩手県、宮城県及び福島県内は含まれていない。

表4.11-4 被災地への地方公務員の派遣人数（平成23年10月1日時点）[3)]

派遣元＼派遣先	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
都道府県	125	259	167	7	558
政令指定都市	69	101	7	0	177
市区町村	56	284	116	20	476
合計	250	644	290	27	1,211

（注1）派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）派遣元の都道府県、市区町村には、岩手県、宮城県及び福島県内は含まれていない。

表4.11-5 被災地への地方公務員の派遣人数（平成24年1月4日時点）[4)]

派遣元＼派遣先	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
都道府県	110	211	165	0	486
政令指定都市	42	60	3	0	105
市区町村	34	102	62	15	213
合計	186	373	230	15	804

（注1）派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）派遣元の都道府県、市区町村には、岩手県、宮城県及び福島県内は含まれていない。

表4.11-6 被災地への地方公務員の派遣人数（平成24年4月16日時点）[5)]

派遣元＼派遣先	岩手県			宮城県		
		県庁	市町村		県庁	市町村
都道府県	165	138	27(15)	271	226	45(17)
政令指定都市	61	5	56(-)	99	1	98(0)
市区町村	153	0	153(57)	299	0	299(10)
合計	379	143	236(72)	669	227	442(27)

派遣元＼派遣先	福島県			その他		
		県庁	市町村		県庁	市町村
都道府県	209	205	4(3)	1	0	1(1)
政令指定都市	2	1	1(-)	0	0	0(0)
市区町村	138	2	136(1)	9	2(2)	7(1)
合計	349	208	141(4)	10	2(2)	8(2)

派遣元＼派遣先	合計		
		県庁	市町村
都道府県	646(36)	569(0)	77(36)
政令指定都市	162(0)	7(0)	155(0)
市区町村	599(71)	4(2)	595(69)
合計	1,407(107)	580(2)	827(105)

（注1）派遣先の「その他」は、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）（ ）内の人数は、同一県内における派遣（例：岩手県庁から県内各市町村への派遣）に係る人数で、内数である。

表4.11-3から表4.11-6より、派遣職員の合計人数はどの時点でも宮城県への派遣が最も多かった。

なお、派遣人数は、2,460人（平成23年7月1日時点）、1,211人（平成23年10月1日時点）、804人（平成24年1月4日時点）と減少傾向にあったが、平成24年4月16日時点は1,407人となっており、平成24年1月4日時点から603人増（1.75倍）となっている。

1）総務省自治行政局公務員部　報道資料　資料2　平成24年6月12日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000163447.pdf（平成25年1月21日参照）
2）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成23年8月11日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000125227.pdf（平成25年1月21日参照）
3）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成23年11月18日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000135806.pdf（平成25年1月21日参照）
4）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成24年2月17日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000147259.pdf（平成25年1月21日参照）
5）総務省自治行政局公務員部　報道資料　資料1　平成24年6月12日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000163446.pdf（平成25年1月21日参照）

表4.11-7 被災地への地方公務員の職種別の派遣状況（平成24年4月16日時点）[1)]

派遣元＼派遣先	岩手県			宮城県		
		県庁	市町村		県庁	市町村
一般事務	137	37	100(51)	206	14	192(20)
土木等	194	87	107(9)	409	168	241(6)
その他	48	19	29(12)	54	45	9(1)
合計	379	143	236(72)	669	227	442(27)

派遣元＼派遣先	福島県			その他		
		県庁	市町村		県庁	市町村
一般事務	148	79	69(1)	0(0)	0(0)	0(0)
土木等	160	94	66(0)	10(4)	2(2)	8(2)
その他	41	35	6(3)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	349	208	141(4)	10(4)	2(2)	8(2)

派遣元＼派遣先	合計		
		県庁	市町村
一般事務	491(72)	130(0)	361(72)
土木等	773(19)	351(2)	422(17)
その他	143(16)	99(0)	44(16)
合計	1,407(107)	580(2)	827(105)

（注1）派遣先の「その他」は、茨城県内及び千葉県内の合計である。
（注2）（ ）内の人数は、同一県内における派遣（例岩手県庁から県内各市町村への派遣）に係る人数で、内数である。
（注3）職種別派遣状況における職種のうち、「土木等」は、土木、建築、機械、電気、農業土木の職であり、「その他」は、文化財技師、保健師等の職である。

また、地方公務員の業種別の派遣状況については表4.11-7に示した。土木等のウエイトが大きくなってきており、専門的知識を有する職員の派遣要望が高まっていることが分かる。

次に岩手県、宮城県及び福島県への地方公務員の派遣人数推移について図4.11-2から図4.11-4に示す。

図4.11-2 岩手県への地方公務員の派遣状況[1)2)3)4)]

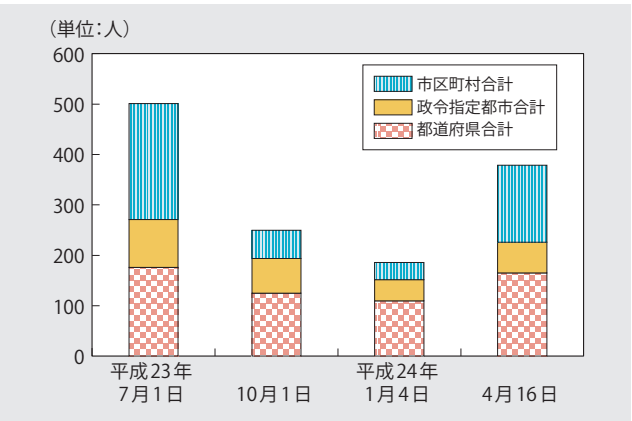

図4.11-3 宮城県への地方公務員の派遣状況[1)2)3)4)]

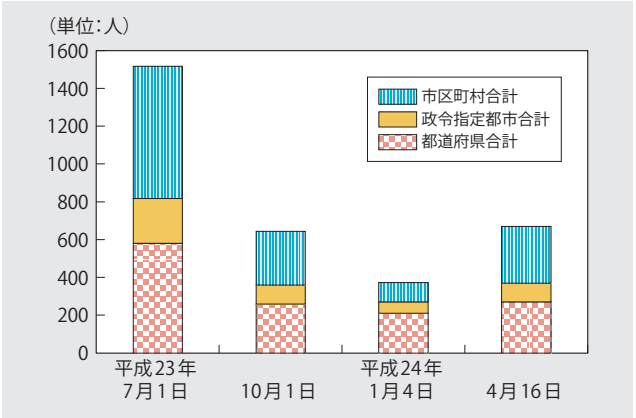

図4.11-4 福島県への地方公務員の派遣状況[1)2)3)4)]

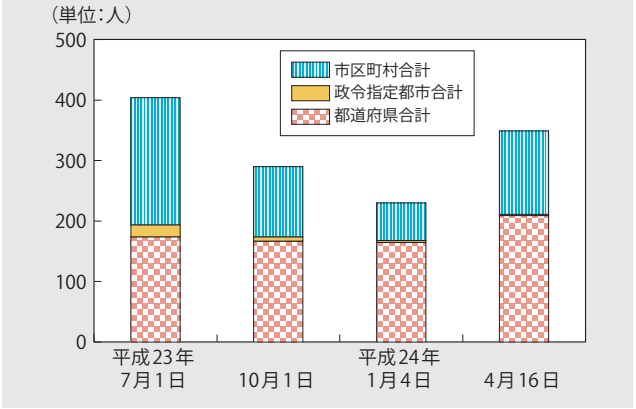

岩手県、宮城県及び福島県それぞれの公務員の派遣人数推移は、図4.11-5のとおり、発災後、宮城県への派遣が多く、減少の割合も大きいことが分かる。

図4.11-5 岩手県、宮城県及び福島県への地方公務員の派遣状況[1)2)3)4)]

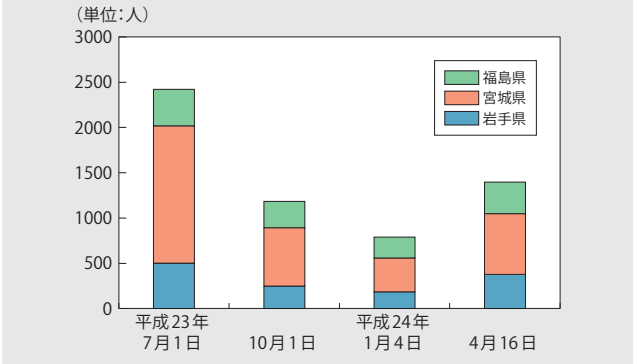

1）総務省自治行政局公務員部　報道資料　資料1　平成24年6月12日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000163446.pdf（平成25年1月21日参照）
2）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成23年8月11日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000125227.pdf（平成25年1月21日参照）
3）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成23年11月18日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000135806.pdf（平成25年1月21日参照）
4）総務省自治行政局公務員部　報道資料　平成24年2月17日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000147259.pdf（平成25年1月21日参照）

また、表4.11-8から表4.11-11に平成23年7月1日時点、平成23年10月1日時点、平成24年1月4日時点の県別の職務内容別の派遣人数をまとめた。

表4.11-8　岩手県への職務内容別派遣状況

職務内容（派遣元は、都道府県、政令指定都市、市区町村）	平成23年		平成24年
	7月1日	10月1日	1月4日
災害応急対策支援	46	26	25
避難所管理運営支援	112	1	0
義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金等	42	9	1
その他の住民生活支援業務	75	46	27
医療・健康・衛生対策支援	110	22	17
仮設住宅関係業務支援	32	8	8
災害廃棄物処理対策（がれき対策含む）支援	14	23	2
各種施設復旧業務支援	51	64	58
復興対策支援	13	38	38
その他	6	13	10
合計	501	250	186

表4.11-9　宮城県への職務内容別派遣状況

職務内容（派遣元は、都道府県、政令指定都市、市区町村）	平成23年		平成24年
	7月1日	10月1日	1月4日
災害応急対策支援	93	16	6
避難所管理運営支援	293	23	0
義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金等	351	154	11
その他の住民生活支援業務	189	68	19
医療・健康・衛生対策支援	165	27	8
仮設住宅関係業務支援	63	39	12
災害廃棄物処理対策（がれき対策含む）支援	82	22	10
各種施設復旧業務支援	143	187	206
復興対策支援	111	71	76
その他	27	37	25
合計	1,517	644	373

表4.11-10　福島県への職務内容別派遣状況

職務内容（派遣元は、都道府県、政令指定都市、市区町村）	平成23年		平成24年
	7月1日	10月1日	1月4日
災害応急対策支援	50	11	4
避難所管理運営支援	78	1	1
義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金等	46	25	5
その他の住民生活支援業務	27	27	10
医療・健康・衛生対策支援	69	25	22
仮設住宅関係業務支援	47	20	12
災害廃棄物処理対策（がれき対策含む）支援	1	5	3
各種施設復旧業務支援	64	112	117
復興対策支援	4	37	41
その他	18	27	15
合計	404	290	230

表4.11-11　全県への職務内容別派遣状況

職務内容（派遣元は、都道府県、政令指定都市、市区町村）	平成23年		平成24年
	7月1日	10月1日	1月4日
災害応急対策支援	193	54	35
避難所管理運営支援	484	25	1
義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金等	442	188	17
その他の住民生活支援業務	291	141	56
医療・健康・衛生対策支援	348	81	47
仮設住宅関係業務支援	142	67	32
災害廃棄物処理対策（がれき対策含む）支援	97	50	15
各種施設復旧業務支援	283	382	396
復興対策支援	129	146	155
その他	51	77	50
合計	2,460	1,211	804

（注）全県とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の合計である。

表4.11-8から表4.11-11を見るといずれも平成23年7月1日時点では、災害応急対策支援、避難所管理運営支援、医療・健康・衛生対策支援業務に係る派遣職員の数が多いが、同年10月1日、平成24年1月4日時点では、大きく減少している。一方、復興に向けた職務内容の各種施設復旧業務支援や復興対策支援の業務に係る派遣職員の数は横ばい若しくは増加の傾向にあることが分かる。

4.11.2 ▶物的支援

1　国からの物的支援[1)2)]

通常は、災害により、避難所生活を余儀なくされた場合、必要な物資については、地方公共団体で調達を行うが、東日本大震災では、大規模で被害が広範囲に及んでおり、さらに、地方公共団体の機能が著しく低下していることから、政府が物資の調達・搬送を代行するなどの支援を行った。

政府では、被災地の要請に合わせて支援するため、各県が取りまとめた被災市町村の要請に基づき調整し、搬送した。具体的には、被災者生活支援チームにおいて、各関係団体・企業を通じて、必要となる救援物資を調達し、県・市町村の物資拠点で仕分けられ、被災地内に搬送した。

物資調達は、平成23年4月21日から県による調達・配送の枠組みへ移行したが、3月11日から4月20日までに実施した被災者生活支援チームによる物資支援は、食料約2,621万食、飲料約793万本、燃料約1,603万ℓなどであった（表4.11-12）。

3月15日から5月12日までの食料及び燃料支援の実績を図4.11-6及び図4.11-7に示す。なお、時系列の変化を追ったものであるため、最終日の数字と最終実績とは一致していない。

また、県、市町村の物資集積拠点において、物資が滞留する事態が起こったため、要請に応じて物流専門家を派遣し、円滑に物流の搬送ができるようにした。

1）内閣府ホームページ　http://www.cao.go.jp/shien/2-shien/2-bussi1.html（平成25年1月21日参照）
2）内閣府ホームページ　http://www.cao.go.jp/shien/2-shien/2-bussi2.html（平成25年1月21日参照）

表4.11-12 被災者生活支援チームによる物資調達・輸送の最終実績（平成23年5月13日）[1)]

区分	調達品目	実績
食料・飲料	食料計（食）	26,209,234
	パン（食）	9,391,373
	即席めん類（食）	2,557,730
	おにぎり・もち・包装米飯（食）	3,501,074
	精米（食）	3,357,313
	その他（缶詰等）（食）	7,401,744
	飲料（本）	7,937,171
生活用品	トイレットペーパー（個）	379,695
	毛布（枚）	409,672
	おむつ（枚）	395,521
	一般薬（箱）	240,314
	マスク（枚）	4,380,442
燃料	燃料等（リットル）	16,031,000

図4.11-6 被災者生活支援チームによる食料支援の推移（平成23年3月15日から5月12日まで）[1)]

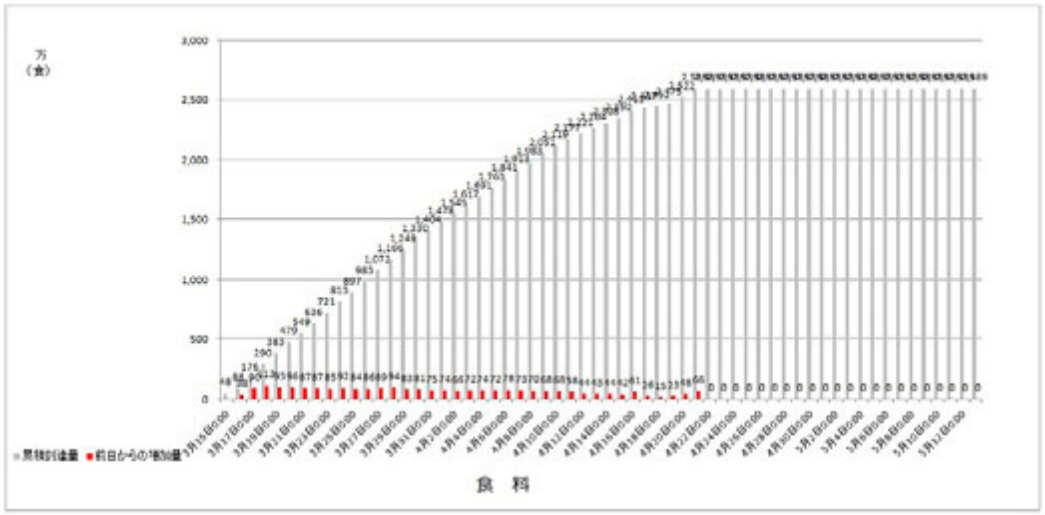

図4.11-7 被災者生活支援チームによる燃料支援の推移（平成23年3月15日から5月12日まで）[1)]

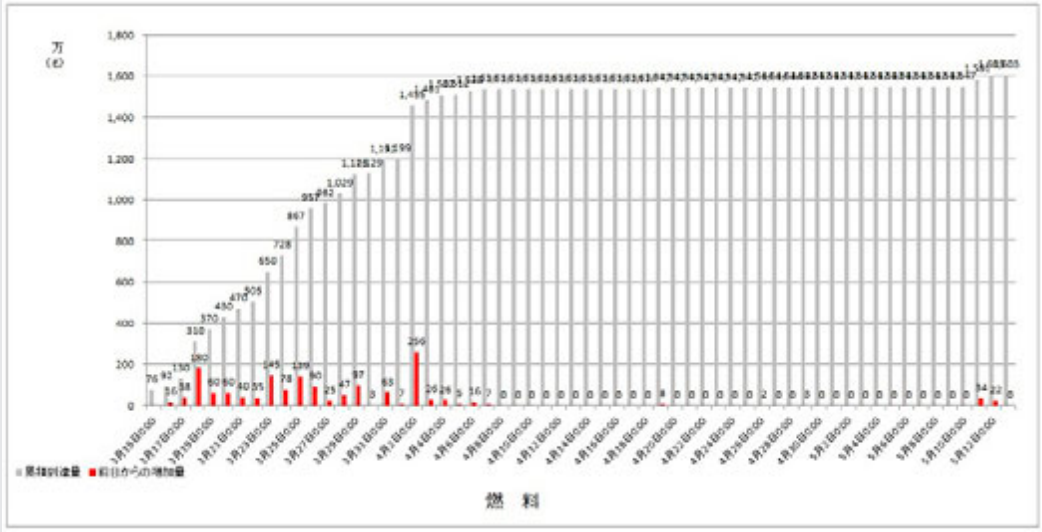

1）内閣府ホームページ　http://www.cao.go.jp/shien/2-shien/2-bussi2.html（平成25年1月21日参照）

政府による支援物資の調達・輸送の流れを図4.11-8に示す。

図4.11-8　政府による支援物資の調達・輸送の流れ[1)]

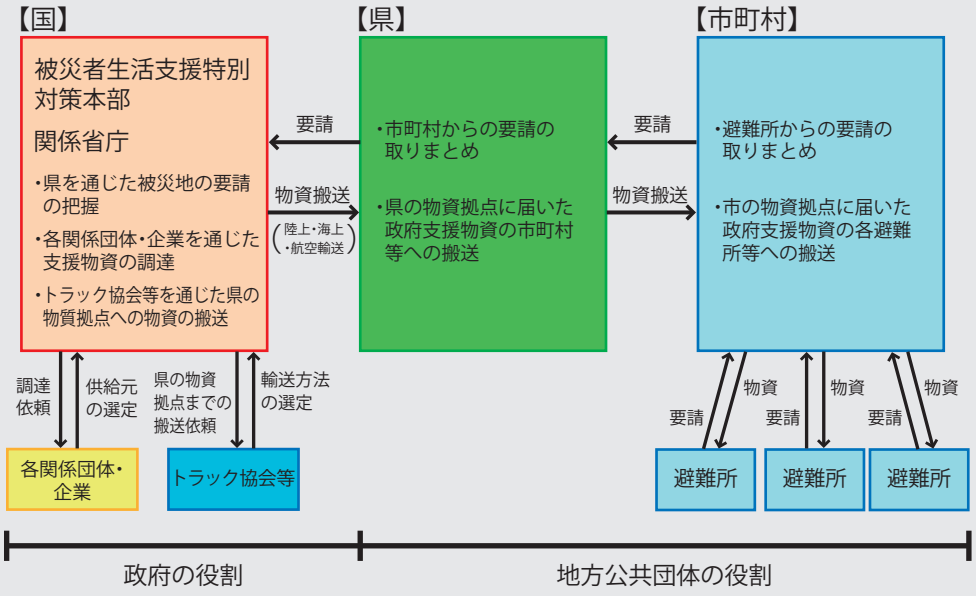

2　地方公共団体からの物的支援[2)3)4)]

物的支援については、全国知事会、全国市長会、全国町村会からも全国の自治体に対する支援要請を行っており、44都道府県から飲料水、食料のほか、衣類、簡易トイレ、オムツ・ティッシュ・石鹸等の衛生用品、ストーブ・毛布・使い捨てカイロ・防寒着等の防寒用品、衛星携帯電話・充電式ラジオ・医薬品・懐中電灯等の防災用品、自転車・トラック・給水車等の車両、原子力災害への対応資機材（防護服、防護マスク等）、その他様々な物品の支援が、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした被災地に対して実施された。

なお、各都道府県では、民間企業や個人からの救援物質を受付けする窓口を設け、岩手県、宮城県及び福島県のニーズに合う支援対応をした。

全国知事会では、平成23年3月13日から被災県からの物資や人材の支援要請を受けて、ファクシミリによる全県照会を開始し、平成23年3月14日から生活物資支援要請を調整し、各県に搬送を開始した。表4.11-13に発災直後から平成23年4月19日までに搬送した物的支援を示す。

表4.11-13　全国知事会緊急広域災害対策本部の物的支援（平成23年3月12日から4月19日）[4)]

品目（主要品目のみ）		合計
食料品	米	2,007,362　食
		188,120　kg
		4,362　箱・袋
	水	3,106,270　本
		4,163　箱
	乾パン、クラッカー、レトルト食品、缶詰等	981,298　食
		3,360　箱
生活用品	毛布	569,785　枚
		5,153　箱
	タオル	245,956　枚
		3,005　箱
衛生用品	マスク	6,701,207　枚
		5,924　箱
	紙おむつ等	1,108,550　枚
		85,904　箱
	簡易トイレ	123,443　個
燃料	重油	86,600　リットル
	灯油	6,600　リットル
電気製品	乾電池	25,823　個
		304　箱

1）内閣府ホームページ　http://www.cao.go.jp/shien/2-shien/2-bussi1.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
3）全国知事会　全国知事会議（平成23年5月31日）資料1-1
http://www.nga.gr.jp/news/2011/post-269.html（平成25年1月21日参照）
4）全国知事会　全国知事会議（平成24年7月21日）資料6-3
http://www.nga.gr.jp/news/erhyahatjh.pdf（平成25年1月21日参照）

4.11.3 ▶避難に対する支援

全国知事会は、平成23年3月15日に福島県知事から原発避難者受入れの緊急要請を受け、全都道府県に一時避難所の確保及び受入先情報の提供を依頼した。情報は、全国知事会のホームページに掲載した[1)]。

被災者の受入れの多い都道県上位7ヶ所の平成23年6月から平成24年12月にかけての推移を図4.11-9に示す。この図から、平成23年8月から最も避難者の受入れが多い県は、山形県となっている。

平成24年7月4日時点の受入状況を表4.11-14に示す。東日本大震災から約1年6ヶ月経過したこの時点でも約20万人もの多くの被災者が避難生活を強いられていることが分かる。

表4.11-14　各都道府県の被災者受入態勢・状況[2)]

（平成24年7月4日時点）

都道府県名	受入人数（人）
北海道	3,011
青森県	1,268
岩手県	42,263（1,593）
宮城県	115,856（8,251）
秋田県	1,346
山形県	11,751
福島県	99,521（60,047）
茨城県	6,240
栃木県	2,953
群馬県	1,885
埼玉県	4,329
千葉県	3,871
東京都	9,397
神奈川県	2,942
新潟県	6,452
富山県	335
石川県	490
福井県	325
山梨県	822
長野県	1,387
岐阜県	379
静岡県	1,314
愛知県	1,255
三重県	501
滋賀県	366
京都府	1,026
大阪府	1,238
兵庫県	1,063
奈良県	191
和歌山県	128
鳥取県	195
徳島県	88
香川県	104
愛媛県	201
高知県	146
福岡県	758
佐賀県	284
長崎県	155
熊本県	332
大分県	352
宮崎県	258
鹿児島県	269
沖縄県	1,018

（注1）網かけ部分は、同県内で被災し仮設住宅に入居の被災者を含む。
（注2）網かけ部分の（）内の数字は、県外避難者数。
　　茨城県、千葉県及び長野県は、県外への避難者数の内訳は不明。

図4.11-9　主な都道県における避難者数（受入れた被災者数）の推移[3)]

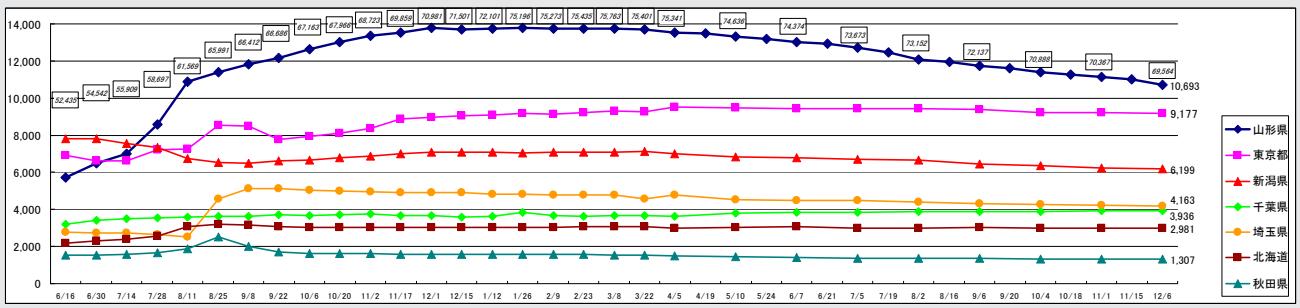

1）全国知事会　全国知事会議（平成23年5月31日）資料1-1
　http://www.nga.gr.jp/news/2011/post-269.html（平成25年1月21日参照）
2）復興庁　助け合いジャパン　全国の避難生活者数　平成24年9月6日現在のデータを加工
　http://tasukeaijapan.jp/?page_id=11505（平成25年1月21日参照）
3）山形県

以下、避難者数の多い山形県と東京都及び平成24年11月時点で一次避難所がある埼玉県の受入れ事例について示す。

1 山形県の事例[1)]

山形県広域支援対策本部によれば、平成23年3月21日には県・市町村の公共施設等の一次避難所に3,834人の避難者がいたが、平成24年12月6日時点で、宮城県から529人、福島県から10,105人、その他から59人の合計10,693人が山形県に避難をしている。アパート等の民間賃貸住宅や公営住宅に9,984人、知人宅や病院等に709人入っており、一次避難所及び二次避難所での受入れは終了している。

山形県では、県所有の体育施設、県営住宅、研修施設、職員公舎等を利用して避難者を受け入れてきた。また、山形県のホームページには、避難者向けの情報を充実させるとともに避難者の実態・意向等に関するアンケート調査をする等の工夫をしている。

2 東京都の事例[2)]

東京都は、発災後直ちに被災者の救出救助やインフラの応急復旧支援などに取り組み、岩手県、宮城県及び福島県に現地事務所を設置した。

(1) 発災直後の対応

東京都は、発災後直ちに、警視庁、東京消防庁による救出救助活動、東京DMATなどによる医療支援等を開始するとともに、日常生活に直結する道路・河川・港湾施設や上下水道等の復旧支援に着手した。また、交通網が寸断されるなか、食料、医薬品等が不足する被災地に救援物資を搬送した。

甚大な被害を受け混乱が続く被災地からの支援の要請を的確に把握し、迅速かつ効果的な支援活動に結び付けるため、3月22日に宮城県、3月25日に福島県、3月30日に岩手県の順に現地事務所を開き、職員が常駐して情報収集にあたることで、都の被災地支援の基礎を構築した。

また、被災地から都内への避難者のために、東京武道館（写真4.11-1、4.11-2）、東京ビッグサイト（写真4.11-3）、味の素スタジアム（写真4.11-4）等で緊急受入れを開始した（表4.11-15）。

表4.11-15 避難者の緊急受入れ[2)]

施設名	開設期間	最大受入数
東京武道館	3/17から4/24	362人
東京ビッグサイト	3/22から4/24	162人
味の素スタジアム（調布庁舎）	3/17から5/22	187人

写真4.11-1 東京武道館避難所の外観[2)]

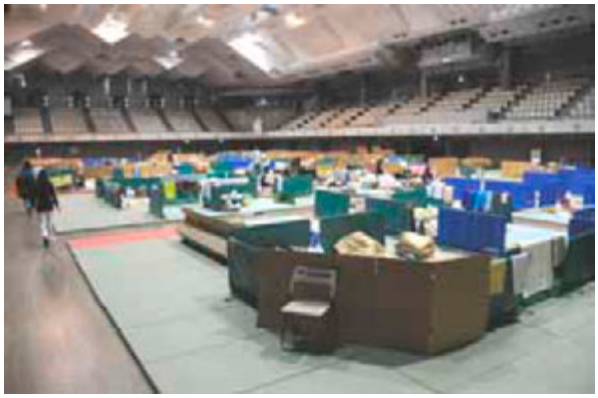

写真4.11-2 東京武道館避難所の内部[2)]

写真4.11-3 東京ビッグサイト避難所[2)]

1）山形県広域支援対策本部避難者支援班　避難者・避難所に関する情報
http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020020/03/fukkou/lifeline/hinansha.html（平成25年1月21日参照）
2）東京都総務局　東日本大震災　支援活動報告　～復興を支える都職員の記録～　第8章
http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/hukkoushien.html（平成25年1月21日参照）

写真4.11-4　味の素スタジアム避難所[1)]

さらに、東京都の全組織が参加する被災地支援対策連絡会議を東京都庁内に設置し、区長会、東京都市長会及び東京都町村会と連携し、都内区市町村との協力体制を構築し、現地事務所から届く支援要請に対して、東京都が一つになって取り組んだ。

(2)　平成23年4月からの対応

岩手県、宮城県及び福島県では、当初、避難所に避難者があふれ、支援物資の仕分け・搬入等を担う人員も不足していた。その後状況は刻々と変化し、被災地での支援業務は避難所支援から罹災証明書発行業務などへと移行していった。また、都内の宿泊事業者の協力を得て、表4.11-16のとおり旧グランドプリンスホテル赤坂や都内旅館等事業者施設でも避難者の受入れを行うとともに、都営住宅などへの受入れも開始した。

表4.11-16　避難者受入れのための事業者施設の提供[1)]

施設名	開設期間	最大受入数
旧グランドプリンスホテル赤坂	4/9から6/30	788人
東京セントラルユースホステル	4/3から7/15	58人
都内ホテル・旅館等	4/24から12/15	549人
都職員共済組合施設	3/18から7/31	158人

3　埼玉県の事例[2)3)]

埼玉県では、福島県知事からの全国知事会長に対する緊急要請に応えて、東日本大震災で被災した方及び東京電力福島原子力発電所の事故にともなって避難した方を受け入れるため、さいたまスーパーアリーナを一時避難場所として提供した。受入期間は、平成23年3月16日から3月31日までで、受入予定人数は、約5,000人であった。また、閉鎖後は、加須市の旧騎西高校を避難場所として設置した。

なお、埼玉県では、「今後の避難者に対する支援方針」を策定し、平成23年5月16日にホームページ上に掲載している。この支援方針では、支援の期間を被災県が避難者を受け入れられる態勢が整うまでとしている。避難者への今後の支援内容としては、

○住宅支援　　○ホテルや旅館への受入
○福祉サービス支援　　○健康管理支援
○教育支援　　○就業支援
○旧騎西高校に避難している双葉町に対する支援
○その他（県や関係団体の各種事業への招待等）

など多岐にわたっている。

1）東京都総務局　東日本大震災　支援活動報告　～復興を支える都職員の記録～　第8章
http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/hukkoushien.html（平成25年1月21日参照）
2）埼玉県ホームページ　県政ニュース2011年3月16日
http://www.pref.saitama.lg.jp/news/page/news110331.html（平成25年1月21日参照）
3）埼玉県ホームページ　県政ニュース2011年5月16日
http://www.pref.saitama.lg.jp/news/page/news110516-06.html（平成25年1月21日参照）

4.11.4 ▶姉妹都市や災害時応援協定等による支援

市町村間では、様々な交流を通じて姉妹都市又は友好都市として提携しているところがある。また、災害時における相互応援協定を締結している市町村もある。東日本大震災では、これら市町村間の結びつきによる支援が多くみられた。以下に主な事例を示す。

1 姉妹都市による支援

主な被災地の自治体は、姉妹都市（友好都市を含む。）関係にある市町村から多くの支援を受けた。

(1) 宮城県白石市の事例

宮城県白石市は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓に、姉妹都市である北海道登別市と神奈川県海老名市の両市と個別に災害時相互応援協定を結んでいた。

宮城県沖地震や東南海地震の発生が懸念される中、平成22年4月には個別に締結していた応援協定を発展解消し、3市による相互応援協定を締結した[1)]。

東日本大震災発生直後、この協定に基づき登別市と海老名市は白石市への物資支援を決定した。登別市では白石市までの輸送手段が確保できなかったため、海老名市に支援物資の輸送を委ねた。発生翌日の平成23年3月12日12時7分、海老名市が神奈川県厚木市の米軍基地で海軍のヘリコプターの手配に成功し、アルファ米やパンの缶詰などの物資を届けた（写真4.11-5）。

写真4.11-5　米軍ヘリコプターに物資を積込み[2)]

また、同年3月13日には、運搬車両の燃料不足が深刻となったため、白石市と海老名市の市職員担当者がほぼ中間地点である栃木県矢板市で待ち合わせ、水や乾電池などの支援物資を受け取るなど、白石市は姉妹都市である登別市と海老名市から迅速な支援を受けた。

(2) 岩手県大船渡市の事例[3)]

岩手県大船渡市では、独立行政法人 宇宙航空研究開発機構（JAXA）の研究施設が立地されていることが縁となり、鹿児島県肝付町、北海道大樹町、秋田県能代市、長野県佐久市及び神奈川県相模原市とともに、相互の発展と宇宙への夢とロマンを育むことを目的とした友好都市「銀河連邦」を設立している。銀河連邦は昭和62年に発足され、所属する各自治体は子ども留学交流や物産販売等の経済交流など、様々な交流事業を継続している。

銀河連邦は、阪神・淡路大震災の発生をうけて、災害時に相互応援を行う防災組織という側面も有するようになった。平成22年4月には、新たに加盟した北海道大樹町とともに「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定」を締結し、それが今回の支援のきっかけとなった。

震災後、北海道大樹町では数回にわたり大船渡市への職員派遣と、物資輸送を行った。なお、物資は町民や地元建設業協会、農協、漁協のほか、市民、団体からも寄せられた。長野県佐久市では、発災後の平成23年3月14日、大船渡市へ向けて災害救援派遣の第一陣が出発した。その後も数回にわたり、職員の派遣と物資の支援を行った。神奈川県相模原市では義援金や物資を募り、大船渡市への支援を行った。鹿児島県肝付町では、大隅半島に位置する4市4町（鹿屋市、垂水市、曽於（そお）市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町）に呼びかけ、平成23年3月22日に復興支援チームを結成し支援を行った。秋田県能代市では、平成23年3月29日に東日本大震災支援能代市民協議会を設立し、団体・事業所の職員、市民ボランティアの派遣や支援物資の搬送等の支援活動を行った。このよう

1）海老名市ホームページ
http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1173157044333/index.html（平成25年1月21日参照）
2）海老名市ホームページ　http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1301089946045/（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書　平成23年12月
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/jirei-4.pdf（平成25年1月21日参照）

に、大船渡市に向けては銀河連邦に属する各自治体から支援が行われた。

(3) 宮城県山元町の事例[3)]

東日本大震災で被災した宮城県山元町は、昭和63年に北海道の伊達市と姉妹都市となった。伊達市は、山元町の他に、東日本大震災で被災した、亘理町、柴田町、新地町とも姉妹都市の関係にあった。

伊達市では、震災後、姉妹都市への支援活動を行うため、発災から3日後の平成23年3月14日に「東北地方震災姉妹都市支援室」を設置し、山元町を含む4町に先遣隊の職員3人を送り、情報収集等を行うことを決定した。その結果、図4.11-10に示すとおりホームページに姉妹都市を支援するコーナーを設け被害が最も深刻であると思われる山元町に支援組織を集中的に派遣することを決定した。

その後、3月20日には伊達市の職員13人に、伊達市赤十字奉仕団5人を加えた第1次派遣団18人が支援に出発した。また3月25日には市職員6人と北海道職員3人の第2次派遣団が向かい、第3次派遣団として、市の職員2人に加え、伊達市の取組みに賛同した近隣市町と北海道の職員で構成される計9人を派遣した。

図4.11-10 北海道伊達市のホームページ画面[1)]

(4) 岩手県陸前高田市の事例[2)]

名古屋市では、陸前高田市からの支援要請に対して、各分野の専門家10人（岩手県庁派遣1人を含む。）を派遣することを決定し、平成23年4月23日から活動を行った。

その後、5月12日には、第2陣として職員20人を陸前高田市に派遣した。第2陣の職員は会計、被災者支援、土地関係、農業振興、復興計画策定など幅広い分野の担当者で構成された。

また、5月中旬には名古屋市役所内に「陸前高田産業支援デスク」を開設し、陸前高田市の産業復興の支援を行った。その他に、陸前高田市の中学生を市民や企業からの寄付金によって名古屋市へ招待するなど、市民交流へと支援が発展している。

なお、名古屋市では、平成23年度は、派遣された職員が陸前高田市への支援の様子や状況を「陸前高田市リポート－名古屋市奮闘中－」として、ホームページで掲載し、日々、内容更新をして情報発信を行った。平成24年度は、「被災地支援リポート－陸前高田市－名古屋市－」に情報発信を行っているところである。

2 災害時応援協定による支援

(1) 20大都市災害時相互応援に関する協定の事例[3)]

仙台市は、東京都及び全国の19の政令指定都市間で結ばれている「20大都市災害時相互応援に関する協定」により支援を受けた。この協定により神奈川県横浜市が仙台市を支援した事例を以下に示す。

横浜市では支援の役割を本部調整班、物資搬出入班、避難所運営支援班に分け、それぞれの班を平成23年3月13日、仙台市青葉区役所、宮城県消防学校（写真4.11-6）及び元気フィールド仙台へ先遣隊として派遣を行った。5月21日までの第16次隊を派遣し、合計派遣数は366人（本部調整班57人、物資搬出入班93人、避難所運営支援班216人）となった。派遣職員は、被災者への対応として避難所の運営、救援物資・備蓄品の提供、罹災証明書・災害弔慰金の対応等を行った。また、受援本部等の運営活動として、他都市応援の受入れ、物資集配本部の搬出入を行ったほか、職員のケアや派遣体制整備など

1）北海道伊達市ホームページ
http://www.city.date.hokkaido.jp/soumu/soumu/n96bln000004t73d.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書　平成23年12月
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/jirei-4.pdf（平成25年1月21日参照）
3）横浜市　東日本大震災に係る被災地に派遣された職員からの提言
http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/h2303jishin/（平成25年1月21日参照）

の支援活動を行った。

写真4.11-6　宮城県消防学校における物資搬出入業務[1)]

(2)　福島県相馬市の事例

福島県相馬市は、平成19年2月7日に、「災害時の相互応援に関する協定」を静岡県裾野市と締結した。東日本大震災後、裾野市は、福島県境付近で交通規制などを受け、一度は物資輸送を断念した。その後、平成23年3月14日には、再び支援に向かい無事に食料物資を輸送したほか、毛布や乾電池等の物資を支援し、消防職員6人を派遣した。同年3月中には要望に応じて3度の物資輸送支援を行い、急きょ補正予算を組み、相馬市に1,800万円の復旧・復興金を支援した[2)]。

3　関西広域連合の事例[3)]

関西広域連合[*1]は、平成23年3月13日に緊急の広域連合委員会を開催し、支援対策に係る緊急声明（第1次）を発表した。この声明では被災地対策、支援物資等の提供、応援要員の派遣、避難生活等の受入れについて取組んでいくことを表明した。翌3月14日には、岩手県庁内及び宮城県庁内に現地連絡所を設置した（写真4.11-7）。福島県においては、原子力発電所事故の関係で3月16日に福島県庁内及び会津若松合同庁舎内に設置した。また、迅速かつ機動的で継続性をもった責任ある支援とするためカウンターパート方式[*2]を採用した。岩手県には大阪府及び和歌山県、宮城県には、兵庫県、鳥取県、徳島県、福島県には、滋賀県及び京都府が担当となった。

同年3月29日に緊急声明（第2次）を発表し、4月4日には国に対して東日本大震災に関する緊急提案をした。当初は、職員派遣や物的支援等を実施していたが、阪神・淡路大震災時の復興計画作成のノウハウを伝承すべく平成24年度からは復興まちづくり事業の推進のための人材を派遣している。

写真4.11-7　関西広域連合現地事務所の様子[3)]

4　岩手県遠野市における後方支援活動の事例[4)]

岩手県遠野市は、宮古市、釜石市、大船渡市など沿岸市町へ陸路で約1時間、ヘリコプターで約15分で移動できる立地環境などから、平成19年度から「地震・津波災害における後方支援拠点施設整備構想」を進めてきた。平成19年の岩手県総合防災訓練、平成20年の東北方面隊震災対処訓練（みちのくALERT2008）では、遠野市の運動公園や早瀬川敷地で、自衛隊・警察・消防・医療機関・住民などと合同の訓練を実施し、宮城県沖地震に備えてきた。

この平成19年度の構想及び2度にわたる大規模な総合防災訓練が活かされ、東日本大震災において遠野市は沿岸被災地域への後方支援活動に大きく貢献した。初動時に、遠野市に集結した主な組織・団体を表4.11-17に示す。

1）横浜市　東日本大震災に係る被災地に派遣された職員からの提言
http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/h2303jishin/（平成25年1月21日参照）
2）裾野市　広報すその　平成23年4月1日号
http://www.city.susono.shizuoka.jp/prm/pdf/2011/1193/1193-P02-03.pdf（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会　第3回　配布資料5
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/03/shiryo_05.pdf（平成25年1月21日参照）
4）遠野市　2011.03.11　東日本大震災　遠野市沿岸被災地後方支援　50日の記録　―「縁」が結ぶ復興への『絆』　平成23年5月11日
*1 関西広域連合とは、関西を住民や企業にとって魅力ある地域とするために国に任せず地方の自立と自己責任を確立した関西の特色を活かせる地方分権のあり方を検討するため、平成22年12月に設立された。
*2 カウンターパート方式とは、支援する側の構成団体をそれぞれ担当する被災地に割り当てる方式である。

表4.11-17 初動時に遠野市に集結した主な組織・団体[1)]

平成23年3月20日現在

分野	名称	人員	活動拠点	集結日（予定）
自衛隊	第9後方支援連隊	1,800	遠野運動公園	3月11日
警察	岩手県機動隊	30	運動公園集結⇒沿岸に移動	3月11日
	花巻警察	35	運動公園集結⇒沿岸に移動	3月11日
	兵庫県警	150	運動公園集結⇒沿岸に移動	3月12日
	秋田県警	38	運動公園集結⇒大船渡に移動	3月11日
	山形県警	38	運動公園集結⇒陸前高田に移動	3月12日
	関東管区	68	綾織地区センター集結⇒沿岸に移動	3月14日
	千葉県警検視隊	20	柏木平レイクリゾート	3月15日
	福岡県警検視隊	10	柏木平レイクリゾート	3月17日
	富山県警検視隊	10	柏木平レイクリゾート	3月18日
	秋田県警検視隊	10	柏木平レイクリゾート	3月18日
	九州管区（佐賀12、長崎10）	22	柏木平レイクリゾート遊々プラザ	3月22日
	兵庫県警広緊隊	32	土淵地区センター	3月18日
	北海道警広緊隊	10	土淵地区センター	3月18日
	千葉県警広緊隊	100	清養園クリーンセンター	3月20日
	長野県警広緊隊	68	上郷空手道場	3月20日
消防	大阪緊急消防援助隊	500	緑峰高校	3月13日
	大分緊急消防援助隊	81	綾織地区センター	3月16日
	愛媛緊急消防援助隊	112	綾織地区センター	3月16日
医療	岩手医大チーム	35	ふれあいプラザ	3月13日
	日本赤十字社	43	健康福祉の里	3月15日
	沖縄県医師会医療チーム	14	健康福祉の里	3月16日
	倉敷市医療チーム	7	市民センター書院	3月19日
	東北大学内科医チーム	2	県立遠野病院	3月17日
	弘前大学整形外科医チーム	2	県立遠野病院	3月17日
電力	東北電力青森隊	100	運動公園⇒沿岸に移動	3月14日
電話	NTT		運動公園⇒沿岸に移動	3月12日
水道	神戸水道局	50	上宮守多目的集会施設	3月20日
獣医	岩手県獣医師会	5	畜産振興センター	3月15日
ボランティア	天理教災害救援ひのきしん隊	30	清養園クリーンセンター	3月19日
	支援活動ボランティア	100	消防コミュニティセンターで調整中	3月20日
合計		3,522		

※数値は、災害対策本部調べによる概数

(1) 自衛隊・警察・消防機関の受入れ

地震発生直後から全国の自衛隊、警察や消防が遠野市に集結するために動き出し、3月11日15時には運動公園を開放し、遠野市消防本部が照明器具などを設置して、受入体制を整えた。陸上自衛隊延べ3,500人は運動公園などに、大阪市消防局緊急消防援助隊800人は緑峰高校に、警視庁や群馬県警は青笹地区センターなどにそれぞれ拠点を置き、被災地支援の任務にあたった。2度にわたる訓練が活かされ、訓練どおりの動きが見られた。

(2) 医療機関の受入れ及び後方支援

医療機関も全国から遠野市に集結し、活動の拠点とした。岩手県立遠野病院では、沿岸被災地の医療機関からの患者の受入れや医療を必要とする被災者のために医師や看護師、調理師などを派遣して、医療の後方支援拠点として受入れと派遣の両面で被災地の救命支援にあたった。

(3) 後方支援本部

遠野市では、3月13日に沿岸被災地のため「東日本大震災後方支援活動本部」を設置し、28日には後方支援活動を継続的に推進するため「沿岸被災地

1）遠野市　2011.03.11　東日本大震災　遠野市沿岸被災地後方支援　50日の記録　－「縁」が結ぶ復興への『絆』
平成23年5月11日

後方支援室」を立ち上げた。3月21日に岩手県は、遠野市を「岩手県災害対策本部遠野支援基地」として位置づけ、また3月26日には静岡県が遠野市に「静岡県現地支援調整本部」を立ち上げるなど、遠野市内外の組織が連携して、沿岸被災地への後方支援活動を全力で推進する体制を構築した。

(4) 物資支援

3月13日に救援物資受入・配送場所として稲荷下屋内運動場を指定して、救援物資の搬送も数多くなされた。全国44市町村から救援物資提供を受け、釜石市、大船渡市、陸前高田市、山田町へと救援物資搬送を行った。支援の内容は、炊き出しのおにぎりと、友好都市をはじめとした全国の自治体、市内外の企業などから寄せられた水と食料、生活用品などで、送ったおにぎりは14万食を超え、炊き出しには延べ2,050人、物資の仕分けには延べ1,300人のボランティアが協力をした。

4.11.5 ▶義援金とその配布状況[1)]

日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団の4団体に国内外から寄せられた東日本大震災の義援金は、平成24年9月21日時点で3,610億円であり、その後も、多くの義援金が寄せられていることから、募集期間を更に延長し、平成25年3月31日まで延長した。

この義援金は、日本赤十字社等から、まず被災都道県に送金され、各都道県の義援金配分委員会で被災者への配付基準が定められる。その上で、市町村を通じ、銀行口座振込などにより、被災者の手元に届けられている。

日本赤十字社等では、義援金配分割合決定委員会の決定（図4.11-11）により、被災都道県に送金し、平成24年9月21日時点までに募金総額の約99%の3,558億円を送金した。

図4.11-11 義援金配分割合決定委員会決定事項[1)]

○第1回（平成23年4月）
- 死亡・行方不明者　1人当たり　35万円
- 住宅全壊（焼）　1戸当たり　35万円
- 住宅半壊（焼）　1戸当たり　18万円
- 原発避難関係世帯　1世帯当たり　35万円

○第2回（平成23年6月）
- 被災の程度に応じて被災都道県に配分する。この際、便宜、死亡・行方不明者の数、全・半壊の戸数、原発避難関係世帯の数を、被災の程度の指標とする。
- 特段の事情がない限り、このルールに基づき定期的に被災自治体に配分する。

○第3回（平成23年12月）決定事項

【平成24年9月30日までの受付分】
- 被害指標により、第2次配分ルールに基づきその全額を配分し、義援金募集期間終了後被害状況を確定し精算する。残余があった場合には追加配分する。

【平成24年10月以降受付分】
- 被害指標により、第2次配分ルールに基づき配分し精算は行わないこととし、各都道県の配分委員会で配分基準を検討する。その際、震災遺児・孤児等の被災者支援基金に積み立てるなど、義援金の効果的な活用を期待する。

被災都道県では、送金された額の約95%にあたる3,389億円を市町村に送金し、このうち、市町村では、被災者の手元に約95%の3,202億円を届けた。

表4.11-18に、岩手県、宮城県、福島県及びその他12都道県の義援金の配布状況（平成24年9月21日時点）を示す。

表4.11-18 義援金の配布状況[2)]

（平成24年9月21日時点）

	日赤等からの送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額
岩手県	33,083,615 千円	30,671,194 千円 (92.7%)	29,468,081 千円 (96.1%)
宮城県	174,737,223 千円	160,647,410 千円 (91.9%)	157,992,920 千円 (98.3%)
福島県	121,503,903 千円	121,390,408 千円 (99.9%)	107,854,393 千円 (88.8%)
その他12都道県	26,450,575 千円	26,220,375 千円 (99.1%)	24,870,044 千円 (94.9%)
合計	355,775,316 千円	338,929,387 千円 (95.3%)	320,185,438 千円 (94.5%)

1）厚生労働省　義援金とその配付状況（9月21日現在）平成24年9月21日
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/gienkin_120921_01.pdf（平成25年1月21日参照）
2）1）を基に作成

4.11.6 ▶消防資機材の支援

1 消防車両等

東日本大震災により、消防本部及び消防団において、消防庁舎、消防団詰所、消防車両等が大きな被害を受けた。

被害を受けた地域の消防力を補完するため、消防車両等について、次の支援が行われた。

(1) 被災地の消防本部への支援[1)]

全国消防長会では、全国の消防本部の消防車両等を被災地の消防本部に譲渡するための事務調整を行い、平成23年8月には、被災地から要望のあった消防ポンプ自動車等28台について、整備・点検等を行ったうえで、譲渡を完了した。

なお、車両の譲渡に際し、株式会社モリタにより、車両、ポンプなどの整備、消防車両等に表示されている消防本部名の変更、被災県までの陸送、車検、緊急車両等の登録事務処理等の支援があった。

このほか平成23年4月には、消防ポンプ自動車等20台が消防本部相互間で直接調整が図られ、迅速に譲渡がなされている。

(2) 被災地の消防団への支援[2)]

財団法人日本消防協会では、消防庁及び全国各地の消防団等と連携し、消防ポンプ自動車等91台、小型動力ポンプ13台の整備・点検を行ったうえで、被災地の消防団へ無償譲渡した（平成24年10月時点）。

このほか、消防団相互間で多数の車両・資機材の無償譲渡が実施されている。

2 AEDの寄贈[3)]

東日本大震災で被災した消防本部に対し、複数のAED製造販売事業者からAEDの寄贈・無償貸与の申し出があった。消防庁は、各消防本部（局）の要望を取りまとめ下表のとおり送ることにした。

提供したAED製造販売事業者は、以下のとおり。

○日本光電工業株式会社：15台
○日本メドトロニック株式会社：9台
○レールダルメディカルジャパン株式会社：12台

表4.11-19 AED寄贈・無償貸与の一覧表[3)]

消防本部	台数
陸前高田市消防本部	2
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	8
宮古地区広域行政組合消防本部	2
仙台市消防局	3
名取市消防本部	1
岩沼市消防本部	1
石巻地区広域行政事務組合消防本部	6
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	1
相馬地方広域消防本部	1
取手市消防本部	2
常陸大宮市消防本部	5
茨城町消防本部	2
常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	1
旭市消防本部	1
合計　14消防本部	36

3 住宅用火災警報器の寄贈

消防用機器メーカー4社により計8.9万個（宮城県4.4万個、岩手県3.3万個、福島県1.2万個）の住宅用火災警報器が、各県庁を通じて宮城県、岩手県及び福島県の仮設住宅に寄贈された。

○ホーチキ株式会社：6.2万個
○日本フェンオール株式会社：2万個
○能美防災株式会社：0.5万個
○株式会社LIXILニッタン：0.2万個

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
2）財団法人日本消防協会
http://www.nissho.or.jp/2011/05/daishinsai-shienjigyou.html（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　AED製造販売事業者から被災消防本部へのAEDの寄贈等　平成23年5月20日　報道資料
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h23/2305/230520_1houdou/01_houdoushiryou.pdf（平成25年1月21日参照）

4.12 災害情報等の伝達

東日本大震災では、岩手県、宮城県及び福島県を中心に避難指示、避難勧告等が発令され、多くの住民が避難所等へ避難した。避難指示、避難勧告等の伝達手法としては、市町村防災行政無線（同報系）を用いて行う市町村が多かった。市町村防災行政無線（同報系）以外の伝達手段としては、消防職員や消防団員、一般行政職員による広報車等を用いた伝達が多く行われた。

以下に、東日本大震災において市町村防災行政無線（同報系）や広報車等を用いて住民に対し災害情報等を伝達した状況について記述する。

4.12.1 ▶住民の災害情報等の入手状況

岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難している被災者870人を対象とした面接調査*1結果（図4.12-1）によると、「大津波の津波警報」の入手先としては、「防災行政無線」が最も多く、「ラジオ」、「消防の車や人」、「テレビ」と続いた[1)]。

図4.12-1 岩手県、宮城県及び福島県の被災者を対象とした大津波警報の入手先に関する面接調査結果[1)]

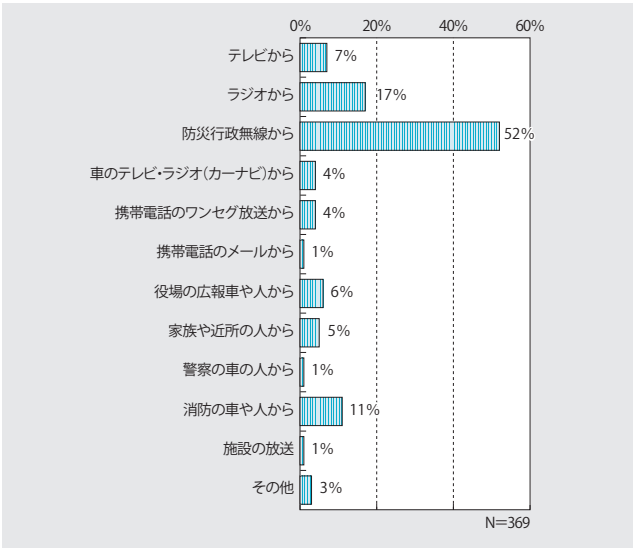

4.12.2 ▶住民への災害情報等の伝達手段

1 市町村防災行政無線（同報系）[1)2)]

住民の大津波警報の入手手段としては、防災行政無線が多かった一方、津波の影響により利用できなかった防災行政無線も少なくなかった。ここでいう防災行政無線とは、市町村が、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一斉伝達をする市町村防災行政無線（同報系）と呼ばれるものである*2（以降、特に断りがなければ、防災行政無線は市町村防災行政無線（同報系）をいう。）。

(1) 整備率

岩手県、宮城県及び福島県の全市町村を対象として、平成23年7月7日から29日までに実施されたアンケート結果[3)]によると防災行政無線の整備率は、3県合計で75%であり（表4.12-1）、そのうち太平洋沿岸の市町村における整備率は95%であった（表4.12-2）。

表4.12-1 岩手県、宮城県及び福島県の全市町村における防災行政無線の整備率[3)]

調査対象	整備済	市町村数	整備率
岩手県	25	34	73%
宮城県	21	35	60%
福島県	50	59	85%
3県合計	96	128	75%

表4.12-2 岩手県、宮城県及び福島県の太平洋沿岸の市町村における防災行政無線の整備率[3)]

調査対象	整備済	市町村数	整備率
岩手県	12	12	100%
宮城県	13	15	87%
福島県	10	10	100%
3県合計	35	37	95%

1）中央防災会議　東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　第7回会合　参考資料1
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/higashinihon/7/sub1.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書　平成23年12月
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/index.pdf（平成25年1月21日参照）
*1 面接調査は、平成23年7月上旬から下旬に内閣府、消防庁、気象庁が共同で岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域で県内避難している被災者870人を対象に実施した。
*2 防災行政無線には、このほか市町村や消防本部等と都道府県の間の情報収集・伝達を行う都道府県防災無線や、市町村庁舎と市町村の車両や市町村内の防災機関（病院、電気、ガス、通信業者等）、自主防災組織等を結ぶ通信網である市町村防災行政無線（移動系・地域防災系）等がある。

(2) 使用状況

(1)のアンケート調査において、太平洋沿岸の市町村のうち回答があった27市町村で、問題なく防災行政無線を利用できたのが10市町村で、17市町村が利用できなかった。利用できなかった理由（複数回答可）としては、「倒壊・破損等」が11市町村、「バッテリー切れ」が5市町村、「燃料切れ等」が2市町村であった（図4.12-2）。

また、利用できなかった間の代替手段（複数回答可）としては、図4.12-3のとおりで、「広報車、消防団、職員による広報等」及び「FMラジオ・メール等配信」が多かった。

(3) Jアラートとの連携

東日本大震災では、Jアラート*1と連携させ、自動的に市町村防災行政無線から緊急地震速報や大津

図4.12-2 防災行政無線を利用できなかった理由（複数回答可）[1)]

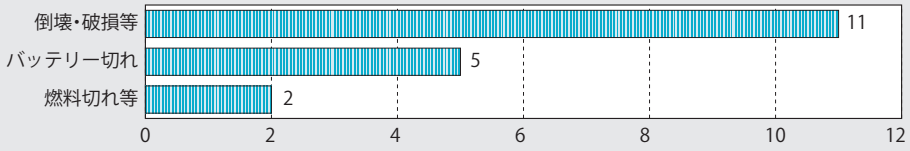

図4.12-3 防災行政無線を利用できなかった間の代替手段（複数回答可）

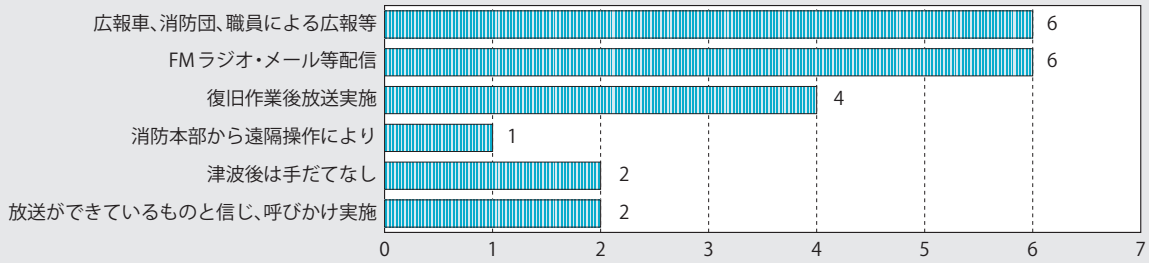

図4.12-4 全国瞬時警報システム（Jアラート）の概念図[2)]

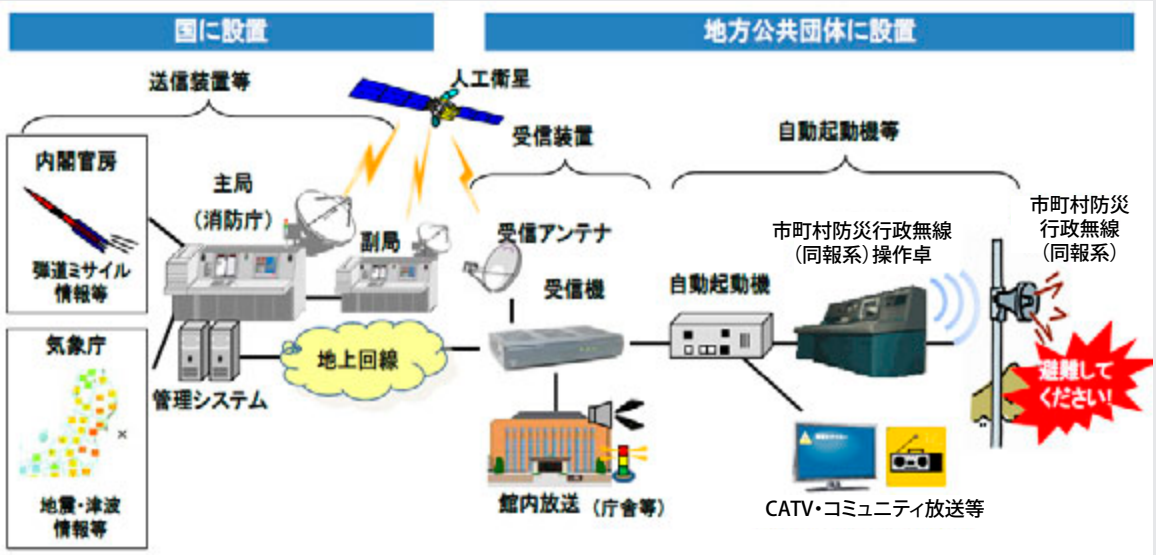

1）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書　平成23年12月
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/index.pdf（平成25年1月21日参照）

*1 Jアラートとは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステムである。弾道ミサイル発射情報など国民保護に関する情報は内閣官房から、緊急地震速報、津波警報、気象警報などの気象情報は気象庁から、消防庁の送信設備を通じて全国の都道府県、市町村等に送信される。概念図を図4.12-4に示す。

波警報等を放送し、住民に情報伝達した事例がある。例えば、岩手県洋野町、宮城県東松島市、福島県新地町等においては、本震の直後で混乱している状況の中で自動的に防災行政無線を起動させて大津波警報の第一報を放送できたことは住民の避難を促す上で非常に有効であった旨の報告が当該市町村よりなされている。また、福島県新地町においては、Jアラートによる第一報の放送が通常防災行政無線から流れる音声と異なる音声（男性の合成音声）であったため、異常な事態であることがすぐに分かったという住民の声があったと報告されている。図4.12-4にJアラートの概念図を示す。

一方、沿岸部を中心として地震の揺れや津波による倒壊・破損や電源喪失等により、Jアラートや防災行政無線等の情報伝達機器が利用できなくなり情報伝達に支障が生じた例もあった。

図4.12-5にJアラートの東日本大震災での活用状況（全国の状況）を示す。

なお、Jアラートを含めた気象庁から市町村への一般的な情報伝達の流れは、図4.12-6のとおりである。

図4.12-5　Jアラートの東日本大震災での活用状況（全国の状況）[1)]

3月11日時点での全国の運用団体	773団体（1,691市町村のうち約46%）		
うち受信機のみ運用団体	391団体（1,691市町村のうち約23%）		
うち受信機・自動起動機運用団体	382団体（1,691市町村のうち約22%）		
うち緊急地震速報の対象団体	63団体	うち津波予報の対象団体	145団体
うち自動起動団体	35団体	うち自動起動団体	99団体
うち震度の設定、猶予時間判定により自動起動しなかった団体	27団体	うち津波注意報は自動起動しない団体	36団体
うち事故により自動起動しなかった団体	1団体	うち事故等により期待された起動をしなかった団体	8団体
		うち自動起動したか不明な団体	2団体

※1　福島県内の59市町村を除く全国1,691市町村を調査対象としたアンケート調査
※2　津波予報は、3/11 14:49（第1報）～3/12 03:20（第8報）までを対象

図4.12-6　関係機関から市町村までの一般的な情報伝達の流れ[2)]

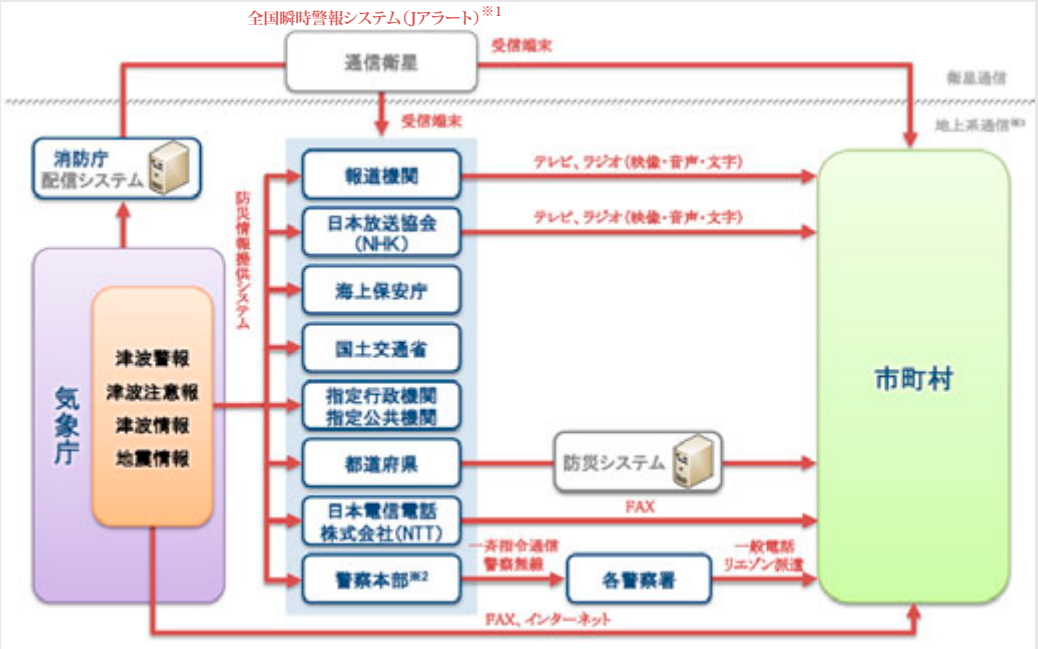

※1　全国瞬時警報システム業務規程では、地方公共団体の他に、指定行政機関（気象庁等）、指定地方行政機関（管区警察局等）、その他の国の機関（裁判所等）及び指定公共機関（NHK等）のうち国民保護運用室長が認めるものについて、Jアラートの情報受信機関の対象に加えている。
※2　気象庁からの情報は、警察本部だけではなく管区警察局にも伝達される。各警察署への情報は警察本部から伝達される。
※3　地上系を補完する衛星通信（地上系未整備地域・海域・災害時の予備等）を含む。

1）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書　平成23年12月
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/index.pdf（平成25年1月21日参照）
2）中央防災会議　災害時の避難に関する専門調査会　津波防災に関するワーキンググループ第3回会合　資料4-2
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_tsunami/3/index.html（平成25年1月21日参照）

Jアラートと連携しないで防災行政無線で住民に情報伝達をする際の情報源としては、気象庁やNTTからのファクシミリや、都道府県の防災システム、各警察署からの一般電話等によるものがある。

3月11日における岩手県、宮城県、福島県の37沿岸市町村のうち、緊急地震速報や地震情報、津波情報に関する初期の情報収集手段としては、震度計（37市町村）、テレビ（35市町村）、ラジオ（27市町村）の割合が高く、その他の手段として「津波監視カメラ」「ワンセグ」などがあった（図4.12-7）。

大船渡地区消防組合消防本部では、防災ステーションで水門監視カメラの映像を監視しており、3月11日15時23分に津波が陸に上がった映像を確認して、消防本部から大船渡市に報告をした事例もあった。

図4.12-7　主な情報収集手段（緊急地震速報・震度・津波情報を得たもの）[1)]

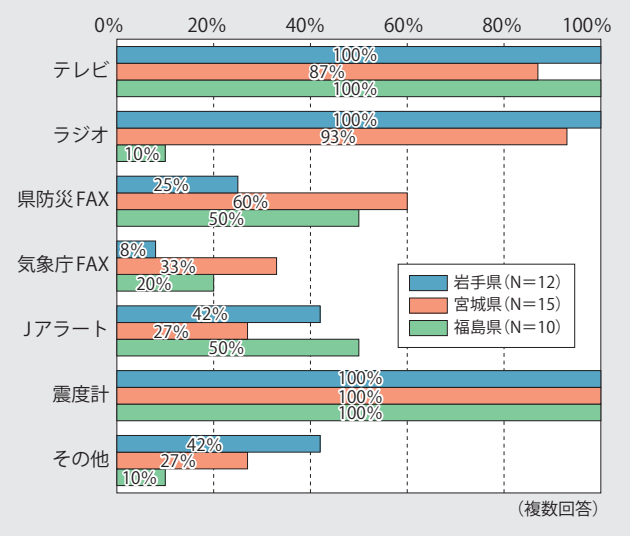

(4)　防災行政無線の活用事例

以下に、東日本大震災における、防災行政無線の活用事例を示す。

ア　隣町の防災行政無線を利用した事例（宮城県山元町）[2)]

山元町役場の望楼（展望台）には防災行政無線の送信アンテナが設置されていたが、地震の揺れで根元から倒れて望楼から宙吊りになったが、ケーブルがつながっており、かろうじて機能している状態だった。

防災行政無線の親機は2階にある電話交換室に設置されていたが、地震によりスチール棚が倒れ、交換室の扉が開かず、たどり着けなかったことと、度重なる余震のために庁舎内が危険であったことから、親機の操作を行うことができなかった。

山元町では、日頃から緊急時の放送を隣町の亘理消防署から放送する取決めをしており、亘理消防署と役場の間は有線回線がつながっていた。東日本大震災においては、地震と停電の影響で機器の一部が故障したために十分ではなかったものの、亘理消防署から山元町内に放送を流すことができた。

写真4.12-1　山元町役場の様子[2)]

写真4.12-2　震災前の山元町役場（山元町提供）[2)]

1）中央防災会議　災害時の避難に関する専門調査会　津波防災に関するワーキンググループ第3回会合　資料4-2
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_tsunami/3/index.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書　平成23年12月
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/index.pdf（平成25年1月21日参照）

イ　呼びかけの表現や口調を工夫した事例（茨城県大洗町）[1)]

大洗町では地震発生直後、津波避難を呼びかける際に、ふだん使わない「命令調」の表現を使ったり、次々と「内容を変化」させて継続的に放送したりした。

『命令調の表現』…「避難命令」や「避難せよ」という命令的な言葉を繰返し使用（大洗町は、早く住民に避難してもらう緊迫感ある放送にするため、切羽詰まった言い方を選択）。

『放送内容の変化』…①「バス通り」「○○町」など、より具体的で分かりやすい場所の名前を盛り込んで避難を指示、②津波が今どこまで来ているかという、現況の報告、③「避難して」だけでなく「自宅に戻らないで」といった、その時々に適した言い回し、④「避難せよ」と「避難してください」を交互に使用、などの形で内容に変化をつけていた（大洗町は、火災発生の連絡など日ごろの無線放送でも「特徴ある印象的なひと言」を盛り込むよう気をつけているので、今回も①②③のように内容がどんどん変化していった。④は、違う言い方をして聞き手に我に返ってもらうことを狙ったという）。

このほか、異変を知らせるためにサイレンも意識的に多く鳴らした。

茨城県内では、津波によって北茨城市と鹿嶋市で合わせて6人が死亡したが、大洗町では、4mの津波に襲われながら、津波による死者は1人も出なかった。

写真4.12-3　大洗町消防通信指令室（大洗町提供）[2)]

ウ　電話・インターネット不通時の事例[3)]（茨城県日立市）

被災後は停電等により電話・インターネットが使用できなかったため、防災行政無線屋外放送塔や戸別受信機で避難を呼びかけた。

エ　住民の避難事例[4)]（千葉県旭市　女性）

地震の際、自宅で踊りの稽古をしていた女性が、怖くなって外へ飛び出すと、近所の90歳になるお婆ちゃんもいた。そのうち防災行政無線から津波警報の知らせが聞こえたため、一緒に避難することができた。

オ　教訓事例[5)]

防災行政無線については、文言が聞き取りづらい場合がある等の課題があることから、予め大津波警報発令時に吹鳴するサイレンを定め、サイレン吹鳴により即高台へ避難する等の方法によって対応する方向に切替えることを検討している市町村もあった。

1）井上裕之（メディア研究部（放送用語））大洗町はなぜ「避難せよ」と呼びかけたのか、NHK放送文化研究所、放送研究と調査　2011年9月号を基に作成
2）茨城県大洗町
3）茨城県日立市　東日本大震災　日立市の記録　3.11からの出発　平成24年7月
4）千葉県旭市　被災地あさひ　―被災から復旧、そして復興へ　2011.3.11　東日本大震災の記録　平成24年3月
5）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書　平成23年12月
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/index.pdf（平成25年1月21日参照）

⑸ Jアラートの活用事例

以下に、東日本大震災における、Jアラートの活用状況の事例を示す。

○本震の直後で混乱している状況の中で自動的に防災行政無線を起動させて大津波警報の第一報を放送できた。（岩手県洋野町、宮城県東松島市、福島県新地町）
○停電により市庁舎の受信機は使用できなくなっていたが、消防署に設置された受信機は自家発電設備で稼動しており、大津波警報の内容を防災行政無線の副制御卓にて遠隔操作して手動で放送した[1)2)]。（岩手県宮古市）
○情報を他のシステムより早く受信でき、庁内放送、メールシステムの初動に役立った[1)]。（秋田県大仙市）

また、教訓事例としては、以下に示す事例があった。

○地震後の停電の際、非常電源が適切に確保できなかった[1)]。
この教訓を踏まえ、非常用電源設備の整備について、消防庁は平成23年5月6日に各都道府県知事宛に「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について」（通知）（消防災第157号）を発出した。
○地域設定が広範囲に設定されていた等の理由により、ピンポイントに作動しなかった[1)]。
○機器の不具合により、正常に作動しなかった[1)]。

なお、3月15日原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、東京電力福島第一原発の半径20km～30km圏内の屋内退避指示が出された際、平成22年度に新たに追加された機能（即時音声合成）によりこの屋内避難指示についてJアラートにより情報配信された。

2 消防職団員による広報車等を用いた伝達

津波警報発表時等において沿岸部の各消防本部は、防災行政無線による放送や消防車両等による広報活動、ヘリコプターによる上空からの広報の実施等の住民への広報活動を実施した[3)]。

以下に、消防職団員による広報活動の事例を示す。

○沿岸部の消防分団は、大津波警報発表を受け、津波浸水危険の存する区域に対して避難指示等の広報、避難誘導等の活動を積極的に行った[4)]。（青森県八戸市）
○消防本部・消防署・消防団では防災計画及び消防計画により津波襲来が予想されることから、警報等の発表前から、防災行政無線を活用し海岸・河川堤防の水門閉鎖命令、沿岸住民の避難誘導を実施した。3月11日14時49分「大津波警報」発表により避難指示を発令、監視カメラ等を活用して海面状況の情報収集を行い、15時25分頃津波第1波を視認し高台への避難指示を繰返し広報するが、僅か6分から10分程度で市街地は壊滅状態と化した[4)]。（岩手県陸前高田市）
○宮城県仙台市では、サイレンや音声で津波予報や避難情報を防災行政無線（同報系）で一斉に知らせる「津波情報伝達システム」を整備しており、津波警報発表後の3月11日14時53分にシステムを起動し、津波警戒区域の沿岸部や河川付近に設置された50基の屋外拡声装置を通じ、避難指示を伝達した。また、消防車両による地上からの避難広報とあわせ、15時00分には仙台市消防ヘリコプター2号機が離陸し、沿岸部上空からの津波警戒と避難広報を行った[4)]。（宮城県仙台市）
○地震発生後、大津波警報の発表と同時に各方面に車両による広報・避難誘導を行った[4)]。（宮城県気仙沼市）
○発災直後は、多くの消防団員が大津波警報発令に伴い避難広報活動を行っていたが、20人が殉職

1）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書　平成23年12月
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/houkokusyo/index.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　地方公共団体の危機管理に関する懇談会　資料2-2　平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23/chihou_kiki_kondankai/17/shiryo_01.pdf
（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告　平成24年4月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/houkoku.pdf（平成25年1月21日参照）
4）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

し、1人が負傷した[1)]。（福島県相馬地方）

○沿岸部に位置する6町（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町）では、警察、消防署、消防団は、津波警戒を実施するとともに、住民への避難広報及び避難誘導の活動を行った。この津波により、消防団員4人が殉職した。さらに、東京電力福島第一原発事故により、緊急事態宣言が発令され、住民の避難誘導を行った[1)]。（福島県双葉郡）

1）全国消防長会　東日本大震災活動記録誌　平成24年3月

第5章

東日本大震災を踏まえて速やかに講じた対応

第5章 東日本大震災を踏まえて速やかに講じた対応

東日本大震災では、緊急消防援助隊等の消防機関の活動や被災した消防防災施設・設備の復旧に多大な費用を要することが見込まれた。そのため、消防庁は、平成23年度補正予算による予算措置を講じた。

また、東日本大震災の災害現場等で尽力した消防機関に感謝の意を表すための「感謝の集い」等の対応を行った。

本章では、第3章で記述した消防職団員・消防関連施設の被害及び第4章で記述した消防職団員の活動を受けて消防庁等が速やかに講じた補償等の対応について記述する。

なお、本文中の通知・事務連絡等の全文は、資料編を参照のこと。

5.1 予算措置の全体像[1)2)]

平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部により「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定された。この中で国による復興の基本的な考え方とともに復興を支援する仕組みとして「使い勝手のよい交付金」が創設された。また、その財源は、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯して負担することを基本とした。

復興の基本方針に従い、平成23年度の補正予算によって、当面緊急に必要となる東日本大震災関連経費（災害救助等関係経費、災害廃棄物処理事業費、災害対応公共事業関係費、施設災害復旧費、災害関連融資関係経費、地方交付税交付金等）の追加等が行われた。その一方、子ども手当の減額、高速道路の原則無料化社会実験の一時凍結、基礎年金国庫負担の年金特別会計へ繰入の減額等の既定経費の削減が行われたほか、国有財産売却、公務員人件費等の見直し等により財源の確保が図られた。

また、政府は、復旧・復興財源確保の一環として、平成23年度における公債の発行の特例に関する法律により、国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行することとした。

消防庁の関連事項としては、原則として平成23年度補正予算（第1号）の具体的な内容（例えば、緊急消防援助隊及び県内消防機関等への補償、被災地における消防防災施設・設備の緊急復旧、緊急消防援助隊設備の無償使用制度活用による整備、賞じゅつ金等）は本章で記述した。

なお、東日本大震災からの復興の基本方針を踏まえた平成23年度補正予算（第3号）及び平成24年度当初予算のうち消防防災通信基盤の整備・高度化、緊急消防援助隊の機能強化、消防防災体制の充実、消防防災技術の調査研究の推進及び震災における消防活動等の経験の集積・検証等、東日本大震災以降の具体的な防災対策の内容については第6章で取り上げた。

東日本大震災を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等を行うための緊急防災・減災事業については、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）等によって、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源について地方財政措置を講じた。これは事業費の全額を地方債で充当し、その70%が公債費方式により基準財政需要額に算入されるものである。

1）復興庁　東日本大震災からの復興の基本方針（8月11日改定）平成23年8月
http://www.reconstruction.go.jp/topics/000056.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

表5.1-1 平成23年度補正予算（第1号）の概要[1)]

（単位：百万円）

事業名		平成23年度第1次補正予算額
Ⅰ	被災地で活動を続ける緊急消防援助隊及び県内消防機関等への補償	25,634
	緊急消防援助隊の出動経費（緊急消防援助隊活動費負担金）	20,120
	東京電力福島第一原子力発電所における事故に伴う緊急消防援助隊等の出動経費（原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金）	1,800
	被災県内において応援活動を行った消防機関の活動経費（災害発生県内消防応援活動費交付金）	383
	消防職団員に対する賞じゅつ金	3,330
Ⅱ	被災地における消防防災施設・設備の緊急復旧	28,082
	消防防災施設災害復旧費補助金	20,779
	消防防災設備災害復旧費補助金	7,303
Ⅲ	緊急消防援助隊設備の災害対応力の緊急増強	8,440
	緊急消防援助隊設備の緊急整備（無償使用制度の活用）	8,440
合計		62,156

消防庁は、表5.1-1に示すとおり、平成23年5月2日に成立した平成23年度補正予算（第1号）によって、緊急消防援助隊等の消防機関の活動に要した出動経費、消防職団員に対する賞じゅつ金、震災等で大きな被害を受けた消防防災施設・設備の復旧・復興、緊急消防援助隊の災害対応力の緊急増強など、消防力の迅速な復活・充実強化を図るための費用に関する予算措置を講じた。

さらに表5.1-2に示すとおり、平成23年11月21日に成立した平成23年度補正予算（第3号）によって、東日本大震災からの復興の基本方針を踏まえ、消防職団員に対する賞じゅつ金、被災地における消防防災設備の復旧費用の積増しをはじめ、消防防災通信基盤の緊急整備、緊急消防援助隊の機能強化、消防団員の安全対策の推進等を図るための費用に関する予算措置を講じた。

表5.1-2 平成23年度補正予算（第3号）の概要[1)]

（単位：百万円）

事業名		平成23年度第3次補正予算額
Ⅰ	1次補正の積増しなど	9,562
	消防職団員に対する賞じゅつ金	5,070
	消防防災設備災害復旧費補助金	4,266
	無償使用制度により整備した消防設備の復旧	48
	消防職団員の惨事ストレス対策	19
	消防庁の危機管理能力の向上	159
Ⅱ	消防防災通信基盤の整備・高度化	16,131
	消防防災通信基盤の緊急整備	15,181
	住民への災害情報伝達手段の多様化	950
Ⅲ	緊急消防援助隊の機能強化・消防防災体制の充実	7,603
	緊急消防援助隊活動拠点施設の整備（無償使用制度による設備整備を含む）	5,608
	地域防災の中核を担う消防団員の安全対策の推進	1,995
Ⅳ	消防防災技術の調査研究の推進/震災における消防活動等の経験の集積・検証	510
	震災・津波を踏まえた調査研究、消防技術研究開発の充実	451
	消防機関等の活動記録の集積・調査分析等	60
合計		33,806

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

また、表5.1-3に示すとおり、平成24年4月5日に成立した平成24年度当初予算において、平成23年度補正予算の積増しとして、被災地における消防防災施設・設備の災害復旧、緊急消防援助隊の機能強化、消防防災通信基盤の整備、地域における消防防災インフラの強化等を図るための費用について予算措置を講じた。

表5.1-3　平成24年度当初予算の概要[1)]

（単位：百万円）

事業名		平成24年度当初予算額
Ⅰ	被災地における消防防災施設・設備の災害復旧	14,316
	消防防災施設災害復旧費補助金	9,496
	消防防災設備災害復旧費補助金	4,820
Ⅱ	通信基盤の整備、地域における消防防災インフラの強化	961
	消防防災施設整備費補助金	723
	消防団の充実強化	190
	自主防災組織の育成等	23
	津波避難対策の推進	25
Ⅲ	緊急消防援助隊の機能強化	7,212
	緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,897
	緊急消防援助隊の設備の充実強化（無償使用制度）	2,292
	緊急消防援助隊活動拠点施設に係る調査・検討	23
Ⅳ	火災予防、危険物事故防止対策等の推進、救急救命体制の強化	387
	石油コンビナート災害等特殊災害対策の充実強化	387
合計		22,876

1）消防庁ホームページ　その他　政策など：消防庁の政策・予算など　平成24年度消防庁予算の概要
http://www.fdma.go.jp/other/seisaku_yosan/pdf/2012_yosan_gaiyo.pdf（平成25年1月21日参照）

5.2 被災地における消防防災施設・設備の復旧

東日本大震災で大きな被害を受けた消防防災施設・設備の復旧、消防力の迅速な復活・充実強化を図るため、平成23年度補正予算（第1号）、平成23年度補正予算（第3号）及び平成24年度当初予算において、合計46,664百万円の予算措置を講じた。

5.2.1 ▶災害復旧費補助事業の概要[1)]

災害復旧費補助事業とは、東日本大震災において被災した消防関連の施設及び設備の復旧を速やかに実施するために必要となる経費を、補助金として被災地方公共団体に対して交付するものである。

災害復旧費補助金には、消防防災施設を対象とした消防防災施設災害復旧費補助金（以下「施設補助金」という。）と消防防災設備を対象とした消防防災設備災害復旧費補助金（以下「設備補助金」という。）がある。

5.2.2 ▶補助金の概要[2)3)]

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財政援助法」という。）第7条（消防施設の復旧に要する経費の補助）に基づき、東日本大震災による被害を受けた消防防災施設及び消防防災設備の復旧に要する経費の3分の2を補助している。

補助事業の対象者及び対象施設・設備は、以下のとおりである。

1 対象者

補助事業の対象者は、東日本大震災財政援助法第2条第2項の特定被災地方公共団体並びに特定被災地方公共団体である市町村の加入する一部事務組合及び広域連合である。

2 補助対象施設・補助対象設備

補助対象施設及び補助対象設備は、それぞれ表5.2-1及び表5.2-2のとおりである。

表5.2-1 補助対象施設[2)]

	補助対象施設
1	消防庁舎（訓練施設及び仮設の消防庁舎を含む。）
2	消防団拠点施設等整備事業（仮設の消防団拠点施設を含む。）
3	耐震性貯水槽
4	備蓄倉庫（仮設の備蓄倉庫を含む。）
5	防火水槽
6	林野火災用活動拠点広場
7	画像伝送システム（施設分）
8	消防救急無線施設
9	防災行政無線施設
10	消防指令センター整備事業
11	ヘリコプター離着陸場
12	その他の消防の用に供する施設

1）消防庁　災害復旧費補助金の概要
2）消防庁　消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱（最終改正平成24年4月6日消防消第88号）
3）消防庁　消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱（最終改正平成24年4月6日消防消第89号）

表5.2–2　補助対象設備[1)]

	補助対象設備
1	消防ポンプ自動車
2	水槽付消防ポンプ自動車
3	化学消防ポンプ自動車
4	救助工作車
5	救急自動車
6	はしご付消防ポンプ自動車
7	屈折はしご付消防ポンプ自動車
8	高発泡車
9	屈折放水塔車
10	大型高所放水車
11	泡原液搬送車
12	特殊災害対応自動車
13	支援車
14	海水利用型消防水利システム
15	自然水利活用遠距離送水システム
16	自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム
17	小型動力ポンプ付水槽車
18	小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用）
19	林野火災工作車
20	指揮車
21	電源車
22	給水車
23	起震車
24	震災工作車
25	消防艇
26	救助用資機材
27	高度救助用資機材
28	高度探査装置
29	テロ対策用特殊救助資機材
30	救急用資機材
31	震災初動対応資機材
32	林野火災対策用資機材
33	消防団設備総合整備事業
34	自主防災組織資機材等整備事業
35	消防救急無線設備
36	防災行政無線設備
37	全国瞬時警報システム（Jアラート）
38	震度情報ネットワークシステム
39	ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備）
40	その他の消防の用に供する設備

5.2.3 ▶無償使用制度に係る消防設備の復旧措置[2)]

総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができることとした（消防組織法第50条）。

この無償使用制度により地方公共団体が使用していた救助・救急機器や放射線防護資機材などの消防防災設備の一部が東日本大震災で使用不能となったため、消防庁において必要な資機材を再度調達することになった。

平成23年度補正予算（第3号）でこれらの被災して使用不能となった設備を復旧するために、48百万円の予算措置を講じた。

1）消防庁　消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱（最終改正平成24年4月6日消防消第89号）
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

5.3 緊急消防援助隊等の活動経費に対する補償

5.3.1 ▶緊急消防援助隊の活動費負担金の概要[1)]

平成15年6月に消防組織法が改正され、消防庁長官が、都道府県知事又は市町村長に対して緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を指示できることとされた。

「指示」による出動は、長官の「求め」による出動とは異なり、一定の強制力を有するため、これにより増加し又は新たに発生した費用については、国が負担することになった。これが緊急消防援助隊活動費負担金の制度である。

負担金の交付にあたっての手続は、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」に定められた。

平成23年度補正予算（第1号）では、20,120百万円の予算措置を講じた。実績報告により認定された負担金は申請する地方公共団体等の負担はなく、全額国庫負担である。

緊急消防援助隊の負担金の交付を受けられる対象者及び負担金の対象経費は、以下のとおりである。

1 対象者

交付金の対象者は、消防組織法第44条第5項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員及び施設の属する地方公共団体である。

2 対象となる経費

交付金の対象となる経費は、以下のとおりである。

緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第3条(抄)

(1) 緊急消防援助隊の隊員の手当
長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからオの手当
ア 特殊勤務手当
イ 時間外勤務手当
ウ 管理職員特別勤務手当
エ 夜間勤務手当
オ 休日勤務手当

(2) 緊急消防援助隊の隊員の旅費
長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからウの旅費
ア 鉄道賃・航空賃等
イ 日当
ウ 宿泊費、食卓料

(3) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設（消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。）に係る修繕料（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費など）

(4) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設が当該活動のために使用したことにより滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきもの（同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。）の購入費（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）

(5) 緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費

(6) 緊急消防援助隊の活動のために要した消耗品費

(7) 緊急消防援助隊の活動のために要した賃借料（宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費（宿泊費）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

(8) 緊急消防援助隊の活動のために要したその他の物件費（食糧費については、第2号の旅費（日当、宿泊費、食卓料）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

3 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱の改正

東日本大震災発生時点の交付要綱は、部隊派遣を伴わない都道府県は、交付対象とされていないため、政令上対象とされている経費にあっても直接交付を受けられない制度となっていた。

1）消防庁　緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱

そこで、平成24年11月、対象者に当該緊急消防援助隊の要請を受けてその活動に協力した地方公共団体を追加するよう交付要綱の改正を行った。

この改正により、緊急消防援助隊の隊員・資機材の輸送や出動途上の休息場所の提供等に際し、都道府県が支援を行いやすい財政的環境を整備することにより、都道府県隊としての一体的かつ効率的な後方支援活動を促進することが可能となった。

5.3.2 ▶原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金の概要[1)]

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所（以下この項において「福島第一原発」という。）事故の発生に伴い、福島第一原発に対する放水、除染、救急活動等に従事するために出動した緊急消防援助隊並びに福島県及び福島県内の市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊（以下「福島県隊」という。）の的確かつ迅速な活動を確保するとともに消防機関から福島第一原発に施設を貸与することにより福島第一原発の自衛消防力の向上を図り、もって福島第一原発事故による被害の軽減を図ることを目的として、原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金に関する制度が設けられ、「原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱」に定められた。

平成23年度補正予算（第1号）では、1,800百万円の予算措置を講じた。交付申請する地方公共団体等の負担はなく、全額国庫負担である。

なお、原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱によれば、対象者及び負担金の対象経費は、以下のとおりである。

1 対象者

交付金の対象者は、緊急消防援助隊等の隊員及び施設の属する地方公共団体並びに福島第一原発の自衛消防力向上のために福島第一原発に施設を貸与した地方公共団体である。

2 対象となる経費

交付金の対象となる経費は、以下のとおりである。

原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱第3条（抄）

(1) 緊急消防援助隊等の隊員の手当
福島第一原発事故の発生に伴い、福島第一原発事故に対する放水、除染、救急活動等に従事するために出動した緊急消防援助隊及び福島県隊（以下「緊急消防援助隊等」という。）の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからオの手当
ア 特殊勤務手当
イ 時間外勤務手当
ウ 管理職員特別勤務手当
エ 夜間勤務手当
オ 休日勤務手当

(2) 緊急消防援助隊等の隊員の旅費
緊急消防援助隊等の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからウの旅費
ア 鉄道賃・航空賃等
イ 日当
ウ 宿泊費、食卓料

(3) 緊急消防援助隊等の活動のために使用した当該緊急消防援助隊等の施設（臨時的な活動拠点等簡易な施設、消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。）に係る修繕料（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費など）

(4) 福島第一原発の自衛消防力向上のために福島第一原発に貸与した消防機関の施設に係る修繕料及び役務費（点検費、運搬費など）

(5) 緊急消防援助隊等の活動のために使用した当該緊急消防援助隊等の施設が、当該活動のために使用したことにより滅失等した場合における当該滅失等した施設に代わるべきもの（以下「代替施設」という。）の購入費及び当該購入に係る事務経費等（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）

1）消防庁　原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱

⑹　福島第一原発の自衛消防力向上のために消防機関が福島第一原発に貸与した施設が、福島第一原発での活動のために使用したことにより滅失等した場合における代替施設の購入費及び購入に係る事務経費等
⑺　緊急消防援助隊等の活動のために必要な施設の購入費及び賃借料並びに当該購入及び賃借に係る経費
⑻　緊急消防援助隊等の活動のために要した燃料費
⑼　緊急消防援助隊等の活動のために要した消耗品費
⑽　緊急消防援助隊等の活動のために要した賃借料（宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費（宿泊費）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）
⑾　緊急消防援助隊等の活動のために要したその他の物件費（食糧費については、第2号の旅費（日当、宿泊費、食卓料）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

3　警戒区域等における交付金の活用[1)2)]

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金を活用して、消防力の向上を図った。以下に交付金で配備した消防防災施設及び主な消防防災設備を示す。

⑴　警戒区域内の各町への監視カメラの設置

20km圏内警戒区域の火災を早期に発見するために、毎日巡回警戒を実施し、管内全域の防火体制の強化を図っているが、補完するために交付金により、立入が制限されている各町（楢葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町）の役場屋上等に監視カメラを設置し、平成24年4月1日から火災を早期発見できる体制運用を開始した（写真5.3-1）。

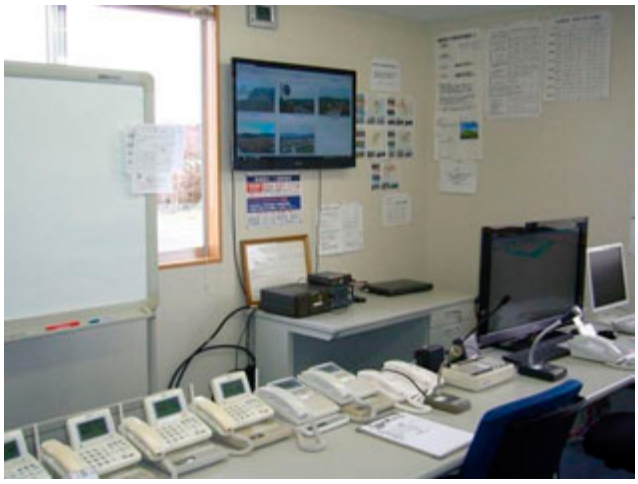

写真5.3-1　楢葉分署に設置の監視モニター[2)]

⑵　水利の確保

双葉地方広域市町村圏組合消防本部管内の防火水槽は震災の影響により約10%が使用不能になっており、20km圏内に所在する29の住宅密集地のうち、防火水槽が設置されていない8地域における火災の急性期の対応（中継体制が整うまでの間）に備えて、平成24年6月から順次交付金により地上設置型防火水槽（写真5.3-2）を配備した。

写真5.3-2　双葉町役場駐車場に設置の防火水槽[2)]

1）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　活動概要報告　平成24年10月
2）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金事業に係る現状報告書　平成24年11月

さらに、大規模火災時の消火活動に備え、長時間使用できる消防用水を確保するため、交付金により、河川から大容量（2,500ℓ/min以上）の給水が可能な高性能ポンプ（写真5.3-3）を平成24年9月に浪江消防署に配備した。

写真5.3-3　浪江消防署に配備の高性能水中ポンプ[1)]

(3)　臨時的活動拠点施設の建設[1)]

警戒区域の設定により既存庁舎が使用不能となったための代替措置として、楢葉分署敷地内に軽量鉄骨軸構造（プレハブ構造）2階建の臨時的活動拠点施設を建設（写真5.3-4）し、災害対策指揮本部としての機能を集約、さらに消防救急無線デジタル化等の施設整備を図ることから交付金により建設した。

写真5.3-4　楢葉分署敷地内に設置の臨時的活動拠点施設[1)]

5.3.3 ▶応援消防機関の活動費交付金補償制度の概要[2)]

東日本大震災による災害発生市町村では、消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊とともに、災害発生県内の消防機関が活動し、当該災害発生市町村以外の市町村に属するもの（以下「応援消防機関」という。）の応援活動（以下「県内消防応援活動」という。）も盛んに行われた。この応援消防機関の活動によって増加し又は新たに必要となる消防に要する費用については、その一部を国が交付することとし、被災県内において応援活動を行った消防機関の活動費交付金補償制度が設けられた。

平成23年度補正予算（第1号）では、383百万円の予算措置を講じた。交付申請する地方公共団体等の負担は10%で、国庫負担は90%である。

1　対象者

交付を受けられる対象者は、都道府県である。

2　対象となる経費

交付金の対象となる経費は、県内消防応援活動により増加し又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、「災害発生県内消防応援活動費交付金交付要綱」第3条に定められたものである。

1）双葉地方広域市町村圏組合消防本部　原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金事業に係る現状報告書　平成24年11月
2）消防庁　災害発生県内消防応援活動交付金交付要綱

災害発生県内消防応援活動費交付金交付要綱
第3条（抄）

⑴ 応援消防機関の隊員の手当
応援消防機関の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからカの手当
ア 特殊勤務手当
イ 時間外勤務手当
ウ 管理職員特別勤務手当
エ 夜間勤務手当
オ 休日勤務手当
カ 出動手当

⑵ 応援消防機関の隊員の旅費
応援消防機関の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからウの旅費
ア 鉄道賃・航空賃等
イ 日当　ウ 宿泊費、食卓料

⑶ 県内消防応援活動のために使用した当該応援消防機関の施設（消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。）に係る修繕料（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費など）

⑷ 県内消防応援活動のために使用した当該応援消防機関の施設が当該活動のために使用したことにより滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきもの（同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。）の購入費（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）

⑸ 県内消防応援活動のために要した燃料費

⑹ 県内消防応援活動のために要した消耗品費

⑺ 県内消防応援活動のために要した賃借料（宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費（宿泊費）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

⑻ 県内消防応援活動のために要したその他の物件費（食糧費については、第2号の旅費（日当、宿泊費、食卓料）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

5.4 消防関係法令に係る緊急措置[1)]

消防庁では、以下のとおり地方公共団体等に防災対策のなお一層の強化を求めるとともに、被災地の早急な復旧・復興に向け、安全確保を前提としつつ経済的な負担軽減対策及び防災資機材の支援を図るため、消防関係法令・通知に係る緊急措置を講じた。

5.4.1 ▶危険物施設に対する規制の期限延長

東日本大震災の被災地では、危険物施設も大きな被害を受けた。そのため、平成22年に行った危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）の改正で設けた地下貯蔵タンクの流出防止対策に係る技術上の基準の経過措置期間を、一定の安全性の確保を条件に3年間（平成28年1月31日まで）の延長が可能となるよう、同規則の改正を行った（平成23年総務省令第129号、平成23年9月15日公布・同日施行）。

5.4.2 ▶石油コンビナート等特別防災区域の防災対策の徹底

東日本大震災により、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）に基づく石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においても相当の被害が発生したため、「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る石油コンビナート等特別防災区域の防災対策について」（平成23年3月28日消防特第35号）を関係道府県消防主管部長宛に発出した。

地震により被害を受け又は被害を受けたおそれのある石災法第15条に規定する特定防災施設等を設置する特定事業者において、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）第15条第1項に規定する総合点検と同様の点検を実施するなど安全の確認を図るとともに、異常の認められた特定防災施設等に対して適切な保安対策を講じることを依頼した。

5.4.3 ▶防火対象物及び危険物施設に係る消防法令の運用

東日本大震災に対応して、「平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について（通知）」（平成23年3月28日消防予第92号）及び「平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について（通知）」（平成23年3月28日消防危第52号）を各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長宛に発出し、東日本大震災で被災し又は被災したおそれのある防火対象物及び危険物施設について、防火対象物の使用に際しては消防用設備等を事前に点検することを当該防火対象物の関係者に指導することや、危険物施設について迅速な点検を行い、安全を確認すること等を当該施設の所有者等に指導することを要請するとともに、被災者となった消防設備士、危険物取扱者等は講習の受講期限の延長等が可能であることを周知した。

5.4.4 ▶危険物の取扱い等に係る留意事項の周知

東日本大震災においては、危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、被災地においてガソリン、軽油、灯油等の燃料が不足した。また、被災地では、避難所をはじめ、危険物施設以外の場所において危険物を取り扱う必要が生じた。

このような状況をかんがみ、被災地でガソリン等を安全に取り扱うための留意事項を広く周知するため、「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項について」（平成23年3月16日事務連絡）、「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項に係る啓発資料の送付について」（平成23年3月17日事務連絡）を各都道府県消防防災主管課及び東京消防庁・各指定都市消防本部宛に発出した。

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

5.4.5 ▶応急仮設住宅の防火対策

発災後初めての冬期を迎えるにあたって、応急仮設住宅における防火対策等の徹底を要請する通知が厚生労働省から発出されたことを受け、平成23年10月31日に応急仮設住宅のある岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県の各県の消防防災主管課宛に「東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等について（情報提供）」（平成23年10月31日事務連絡）を発出した。

さらに、早急に火災発生時の対策を確立させるため、「応急仮設住宅における早急な消火体制の確立等について」（平成23年12月2日消防消第207号）を関係各県消防防災主管部長宛に発出した。この通知の中で以下の留意事項を示している。

1 消防水利の確保及び点検

○「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、防火水槽等の消防水利を確保すること。また、消防水利の確保が困難な場合においては、応急仮設住宅の受水槽の活用等、早急に消防水利の基準に準じた水利を確保すること。

○消防水利（消防水利の基準に準じた水利を含む。）の定期的な点検を実施し、水量等の状況を確認すること。

2 消火体制の早急な確立

○応急仮設住宅の位置、構造等をはじめ、周辺の地理・水利状況を直ちに確認し、現地状況の把握を行うこと。

○水槽付消防ポンプ自動車の活用や消防団との連携強化など、それぞれの応急仮設住宅における消火体制を直ちに定め、不測の事態の発生にも対応できるよう万全の対策を確立すること。

5.5 被災・活動した消防職団員への対応

5.5.1 ▶殉職した消防職団員への対応

1 公務災害補償

消防職員には、公務又は通勤中に死亡、障がい又は負傷をした場合は、地方公務員災害補償法により地方公務員災害補償基金から一時金等及び年金が支給される。

一方、消防団員には、団員が消防団活動等で負傷、障がい、死亡の身体的損害を受けた場合に消防組織法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）に基づいて市町村及び消防団員等公務災害補償等共済基金から一時金等及び年金が補償される。東日本大震災においては、平成24年5月末時点で198人の消防団員が公務災害の認定を受けている。

なお、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第254号）により、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償に要する経費の支払等の安定的な実施を確保するため、平成23年度に限り、市町村及び水害予防組合が支払う掛金を団員1人当たり1,900円から24,700円に引上げ、改正前後の差額の支払期限を同年12月末にする特例を設けた。掛金の引上げに伴う、市町村の財政負担の増加に対応するため、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第15条第3項の規定に基づく大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例により、約200億円の特別交付税措置を平成23年9月20日に実施した。

2 消防職団員に対する賞じゅつ金[1)]

賞じゅつ金の支給は、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡した消防職団員に対し、消防庁長官表彰とあわせて賞じゅつ金を支給することで、本人や家族の精神的苦痛を見舞い、あわせて爾後（じご）の生活の安定を図り、消防職団員が後顧に憂いなくその業務を遂行するため支給するものである。なお、生前の功績を称えるため、殉職者特別賞じゅつ金として殉職時の賞じゅつ金の最高額である1人当たり3,000万円を支給した（国のほか、県及び市町村からも同様に賞じゅつ金が支給されている。）。

平成23年度補正予算（第1号）では、3,330百万円の予算措置を講じ、平成23年度補正予算（第3号）でさらに5,070百万円の予算を積増した。

3 東日本大震災消防殉職者等全国慰霊祭[2)]

平成23年11月29日、財団法人日本消防協会主催、消防庁の後援による、東日本大震災消防殉職者等全国慰霊祭が、天皇皇后両陛下の御臨席（写真5.5-1）のもと、日本消防会館ニッショーホールにおいて、厳粛に挙行された（写真5.5-2）。

ニッショーホール正面に祭壇が設けられ、全国の消防殉職者の霊位が祀られた。新たに239柱の御霊が合祀され、慰霊祭には、当時の野田佳彦内閣総理大臣をはじめ、横路孝弘衆議院議長、平田健二参議院議長、松崎公昭総務副大臣（写真5.5-3）、久保信保消防庁長官、北村吉男全国消防長会会長や全国の消防殉職者のご遺族、都道府県消防協会関係者など多くの方々が列席した。

写真5.5-1　天皇皇后両陛下御臨席

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　消防の動き12年1月号　http://www.fdma.go.jp/concern/publication/index_3.html（平成25年1月21日参照）

写真5.5-2　ご遺族の献花

写真5.5-3　松崎総務副大臣の献花

慰霊祭に先立ち、東日本大震災において、地域住民の生命と財産を守るため、この未曾有の大災害に立ち向かって殉職した消防職団員を悼み、その活動、功績を永く後世に伝えるため、震災モニュメントとして、巨大津波と災害現場での様々な活動の様子を表現した東日本大震災鎮魂レリーフ（横3m×縦1m）が、同会館1階北側の壁面に設置された（写真5.5-4、5.5-5）。

写真5.5-4　東日本大震災鎮魂レリーフの拡大図[2)]

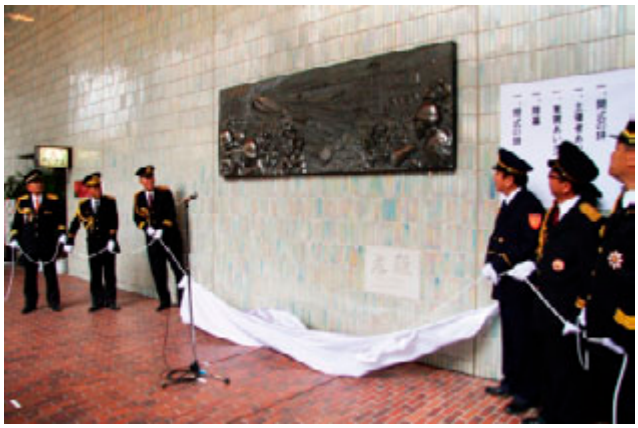

写真5.5-5　東日本大震災鎮魂レリーフの除幕式[1)]

5.5.2 ▶東日本大震災で活動した消防職団員等への対応[1)]

平成23年11月9日、消防庁主催でイイノホールにおいて、東日本大震災に際し、災害活動等に尽力した被災地の消防本部をはじめとする全国の消防本部、消防団及び消防防災航空隊に対し感謝の意を表するため、「消防職団員への感謝の集い」を開催し、功績のあった消防機関等を表彰した（写真5.5-6、5.5-7）。来賓として、当時の野田佳彦総理大臣（代理＝長浜博行内閣官房副長官）、横路孝弘衆議院議長、尾辻秀久参議院副議長らが出席した[3)]。

総務大臣表彰が授与された消防本部：	751機関
総務大臣表彰が授与された消防団：	91機関
総務大臣表彰が授与された消防防災航空隊：	39隊

1）消防庁　消防の動き12年1月号
　http://www.fdma.go.jp/concern/publication/index_3.html（平成25年1月21日参照）
2）財団法人日本消防協会　東日本大震災鎮魂レリーフ除幕式の開催
　http://www.nissho.or.jp/2011/12/h23oshi-1206.html（平成25年1月21日参照）
3）（株）近代消防社　近代消防2012年1月号　消防職団員への感謝の集い

写真5.5-6　消防本部代表として代表受領する陸前高田市消防本部[1)]

写真5.5-7　消防団代表として代表受領する石巻市石巻消防団[1)]

5.5.3 ▶原発事故の対応にあたった「フクシマの英雄たち」へのアストゥリアス皇太子賞

平成23年10月21日、スペインのアストゥリアス皇太子賞財団は、東京電力福島第一原発事故に対応した「フクシマの英雄たち」にスペインで最も権威のあるアストゥリアス皇太子賞（共存共栄賞）として賞状（写真5.5-8）及び副賞品（楯、ジョアン・ミロの彫刻）を授与した。

授与式には、消防関係者として東京消防庁消防救助機動部隊総括隊長の冨岡豊彦消防司令、他に警察庁及び防衛省から各2人が出席した。

なお、楯（写真5.5-9）には、「アストゥリアス市民に代わり、アストゥリアス公国州議会は、2011年3月に発生した津波による悲惨な状況を被った日本国の市民の苦しみを共に分かち合うことを表明すると共に、アストゥリアス皇太子賞・共存共栄賞の受賞に値する「フクシマの英雄たち」の模範的な行動を高く評価し、義務の遂行に際しその無限の勇敢さと比類なき利他心、そして最善の人間的精神を世界中に示した。」（仮訳）と記されている。

写真5.5-8　アストゥリアス皇太子賞の賞状

写真5.5-9　アストゥリアス皇太子賞の副賞の楯

1）消防庁　消防の動き12年1月号　http://www.fdma.go.jp/concern/publication/index_3.html（平成25年1月21日参照）

5.5.4 ▶惨事ストレス対策

東日本大震災においては、地震発生直後から岩手県・宮城県・福島県のほか、全国44都道府県から30,684人（平成24年9月28日時点）の消防職員が緊急消防援助隊として被災地に派遣され、降雪による天候不良や山積するがれきが行く手を阻む厳しい環境下において、余震や津波への警戒を続けながら、消防活動に従事した。同僚の死亡・行方不明及びこれまでに経験したことがなかったような大規模かつ凄惨な災害現場での消防活動により、強い心理的影響を受けた消防職団員の惨事ストレス発生が懸念された。

消防庁では、平成23年5月より被災県内消防本部・消防団に精神科医、臨床心理士等により構成される緊急時メンタルサポートチームを順次派遣するとともに、平成23年11月より岩手県・宮城県・福島県及び全国主要都市において惨事ストレスセミナー及び個別相談会を開催し、消防職団員の惨事ストレスケアを実施した。

1 消防本部に対する惨事ストレスケア

消防庁は、まず、平成23年3月23日に、各消防本部に対して惨事ストレスケアの実施の必要性等、消防職員の身体的・精神的ケアに関する事務連絡[1]を発出した。

震災から約1ヶ月後の平成23年4月15日[2]には、被災県の各消防本部や緊急消防援助隊として出動した44都道府県の消防本部に対して、緊急時メンタルサポートチーム（従来からの体制で図5.5-1のとおり。）の派遣要望調査を実施した。

その結果を取りまとめ、被災地を重点対象として派遣することとする一方で、緊急消防援助隊として出動した消防本部に対しては、派遣時期が不明確であったことから、独自のメンタルケア対策をとる本部のために、専門家を紹介するとともに、その経費については、平成23年度補正予算（第1号）で対応可能である旨の周知を行った[4]。

図5.5-1 消防職員への惨事ストレスケア体制[3]

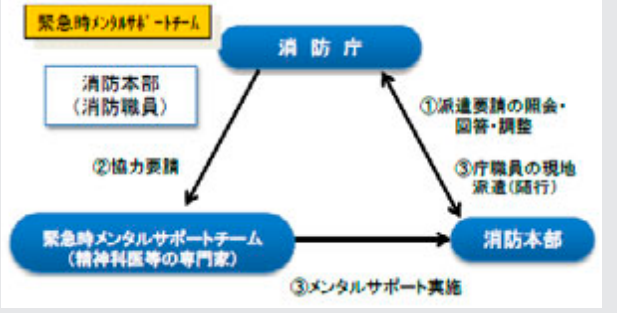

表5.5-1 緊急時メンタルサポートチームの派遣状況[5]

派遣先	消防本部		
	派遣対象の消防本部数	全体講義	個別カウンセリング
岩手県	—	—	—
宮城県	5本部	282人	217人
福島県	3本部	236人	89人
合計	8本部	518人	306人

(注)表中の数字は、延べ数字である。

緊急時メンタルサポートチームの派遣は、平成23年5月17日から開始し、表5.5-1のとおり要望のあった被災地に対し、延べ8消防本部824人（平成24年3月31日時点）の消防職員に対してメンタルケア対策を実施した。

派遣先消防本部における同チームの活動は、惨事ストレスへの理解を深めるための全体講義及び要受診者等に対する個別カウンセリングを中心として行った。

全体講義は、緊急時メンタルサポートチームの精神科医、臨床心理士、大学教授などにより、消防職員に対する講義として実施した。講義の内容は、「惨事ストレスに関する正しい理解やそのケアの方法」や「被災者家族に対するケア」、「組織としての殉職者への弔い」等、それぞれの消防本部に必要なテーマをチームの専門家が資料を準備して対応した（写真5.5-10）。

また、講義にあわせて、会場で呼吸法やストレッチ等のリラクゼーション方法なども実施した。

1）消防庁　東北地方太平洋沖地震で現場活動に従事した消防職員の惨事ストレス対策について（事務連絡）　平成23年3月23日
2）消防庁　東日本大震災に係る緊急時メンタルサポートチームの派遣に関する要望調査等について（照会）　消防消第50号　平成23年4月15日
3）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　第2回ワーキングチーム会議　資料3　平成24年1月30日
4）消防庁　東日本大震災に係る緊急時メンタルサポートチームの派遣について（事務連絡）　平成23年5月13日
5）（株）近代消防社　近代消防2012年6月号　東日本大震災に係る消防職団員の惨事ストレスと今後の課題

写真5.5-10　消防本部における全体講義の様子[1)]

さらに、福島県での講義では、放射線科の医師等の協力のもと、「放射線に関する正しい知識」や「被ばくによる健康被害」等について講義や相談会を実施するなど、あらゆる角度からストレス解消に努めた。

個別カウンセリングについては、①本人の希望や周囲からの勧めがある者、②チェックリスト（PTSD*1予防チェックリスト、IES-R*2）の高得点者、③被災状況（殉職者の上司・部下・同僚、身内との死別、自宅や自家用車が被災等）からケアが必要と思われる者等を考慮して対象者とした。

個別カウンセリングは、原則として内容を他に漏らさないこととし、それぞれが個室でチームの専門家とマンツーマンでケアを実施した。

本人から申し出のあった場合、改善事項やカウンセリング受診者個人の特殊な事情について、消防本部の幹部職員に伝達した。また、医療機関への受診が必要な者に対しては、直接本人に医療機関への受診に関する指導・助言を行った。

カウンセリングを実施した結果、不眠、イライラする、怒りっぽくなった等のストレス症状を訴える受診者が多く、その要因として、震災により家族や同僚を失った人的な要因、津波により自宅や自家用車等が損壊等した物的な要因、二重ローン等による金銭的な要因、放射線被ばくに関する要因等、場所・人により様々なストレス要因があった。

なお、個別カウンセリングの結果は、守秘義務に配慮しながら消防本部の幹部職員等に伝達し、組織として今後どのような対応をすべきかについて指導・助言を行った。

緊急時メンタルサポートチーム（写真5.5-11）として派遣された専門家数は、延べ24人で、その内訳は、精神科医7人、臨床心理士等16人、大学教授1人である。

写真5.5-11　消防本部から活動状況の説明を受ける緊急時メンタルサポートチーム[1)]

1）消防庁　消防の動き　東日本大震災に係る消防職団員の惨事ストレスケアについて　平成23年12月488号
http://www.fdma.go.jp/concern/publication/ugokiList23.html（平成25年1月21日参照）

*1 Posttraumatic stress disorder（心的外傷後ストレス）とは、強い心的外傷がストレス源となり心身に支障をきたし、社会生活にも影響を及ぼすストレス障害のことである。

*2 IES-R（改訂出来事インパクト尺度）とは、災害や事件等の外傷的出来事についてPTSDの症状の尺度となるものであり、日本語版を東京都精神医学総合研究所で作成している。

2 消防団に対する惨事ストレスケア

被災地の消防団については、多数の消防団員が津波等により死亡・行方不明となった。また、非常に過酷な活動に従事したことから消防職員と同様に惨事ストレスの発生が危惧される状態であった。そのため、消防庁は、厚生労働省と連携協力し、被災地で活動している「心のケアに関する専門家チーム」の支援が受けられるよう対応を図った[1)]。

図5.5-2 消防団員への惨事ストレスケア体制[2)]

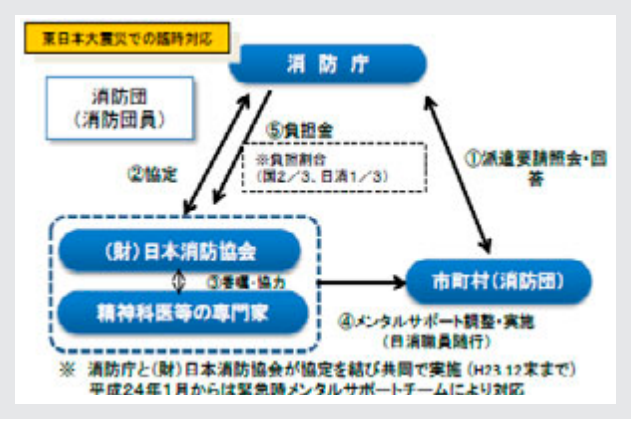

しかしながら、津波により甚大な被害を受けた沿岸部市町村においては、各種の災害対応関係業務に追われるなど、消防団への惨事ストレスケアの対応は困難な状況であった。こうした状況を踏まえて、過去、消防団に対して緊急時メンタルサポートチームを派遣した例はなかったものの、平成15年に同チームを創設して以来、初めて消防庁からチームの専門家を派遣することとし、財団法人日本消防協会と共同して、平成23年5月19日から被災県に対して要望調査を開始し、平成23年6月、財団法人日本消防協会と共同で被災地の消防団を対象に心のケアに関する専門家チームを派遣することを決定した（図5.5-2）。

消防団員の場合、常備消防職員と異なり他に生業等を持っているため、心のケアのための研修会等に参加する時間がとれないことがあるほか、震災により避難所生活を余儀なくされている者も多かった。

そのため、バラバラに避難生活をしていたため、各団員への連絡がスムーズにいかない苦労があった。

惨事ストレスは、活動直後にはストレス反応を示さず、ある程度の時間が経過した後にストレス反応を示す（惨事ストレスの遅発）もあることから、より多くの消防団員に惨事ストレスの対策の基礎について専門家の講義等を受けてもらうべく、平成23年9月30日に改めて被災県に対する専門家チームの派遣要請を照会し、要請に応じて派遣した（表5.5-2）。

表5.5-2 心のケアに関する専門家チーム及び緊急時メンタルサポートチームの派遣状況[3)]

派遣先	消防団	
	派遣対象数	対象者数
岩手県	5会場	199人
宮城県	1会場	114人
福島県	2会場	98人
合計	8会場	411人

（注1）表中の数字は、延べ数字である。
（注2）福島県の対象者数には、個別面談2人を含む。

これらの活動の結果、平成23年7月から平成23年12月末までの間、7会場延べ302人の消防団員の惨事ストレスケアを行った。なお、消防庁は、平成24年1月から同年3月末までは、平成23年度補正予算（第3号）で予算措置を講じ、消防庁事業として同チームの派遣を行い、1会場109人の消防団員の惨事ストレスケアを行った。また、平成24年度においても要望に応じて派遣している。

派遣先消防団における同チームの活動については、消防団員を一堂に集め、同チームメンバー講師による講義が中心になった。そもそも、消防団においては、惨事ストレスに対する教育を受ける機会も少なく、消防職員と異なり惨事ストレスに関する知識を有している団員が少ない状況であったことから、基礎的な内容の講義とし、惨事ストレスへの理解に努めた。また、講義の中で、心のケアに関する相談窓口を紹介するなど、適切な惨事ストレスケアが受けられるよう支援を行った。

1）消防庁　東日本大震災地震に係る消防団員の心のケアについて　事務連絡　平成23年4月27日
2）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　第2回ワーキングチーム会議　資料3　平成24年1月30日
3）（株）近代消防社　近代消防2012年6月号　東日本大震災に係る消防職団員の惨事ストレスと今後の課題

3 惨事ストレスセミナーの開催[1)]

東日本大震災においては、被災地の消防職団員のみならず、緊急消防援助隊として出動した全国の消防職員への惨事ストレスケアも必要な状況となった。

そこで、消防庁は、惨事ストレスに対する理解や認識、対策を学ぶ機会を設けることを目的として、岩手県・宮城県・福島県だけでなく全国主要都市において計9回の惨事ストレスセミナーを開催した（表5.5-3）。さらに、同時並行して個別相談会を実施し、同チームメンバーに対して惨事ストレス全般を相談できる機会を設けた。なお、福島県会場においては、放射線に関する講義と個別相談会を実施した。また、地方公共団体で惨事ストレスに対する認識を共有し、体系的な惨事ストレス対策の確立を図るため、この惨事ストレスセミナー及び個別相談会には、消防職団員に加え、都道府県及び市町村の消防防災主管課職員にも出席を促し、消防職員延べ1,009人（セミナー977人、個別相談会32人）、消防団員延べ57人（セミナー）、その他（都道府県及び市町村消防防災主管課職員等）延べ56人の参加があった。

惨事ストレスセミナー（写真5.5-12）については、惨事ストレスを理解するための概論とストレスケアマネジメントを大きな柱とした。緊急時メンタルサポートチームメンバーが講師となって、惨事ストレスに対する理解からその対処方法等を講義し、より一層の惨事ストレス対策の充実を図ることとした。また、講義では、効果的なリラクゼーションなども取り入れ、緊張の緩和方法なども伝授した。

個別相談会では、同チームメンバーが相談に対応することとし、惨事ストレス全般に関する相談に対応することとした。相談内容は、実際に被災地で活動した自身の惨事ストレスに関する相談、個人としての惨事ストレス対策に関する相談、組織としての惨事ストレス対策に関する相談など、消防職団員や消防本部等が抱える諸問題について様々な相談が寄せられた。

表5.5-3　惨事ストレスセミナーの開催状況[2)]

（平成24年3月31日時点）

会場	実施日	消防職団員数
岩手県	12月12日	46人
宮城県	12月21日	65人
北海道	1月11日	97人
福島県	1月20日	100人
東京都	2月16日	271人
大阪府	2月24日	151人
福岡県	3月6日	79人
愛知県	3月9日	144人
広島県	3月16日	81人
合　計	9会場	1,034人

（注1）表中の数値は延べ数である。
（注2）各会場とも、当該都道府県以外の消防職団員も参加可能とした。
（注3）個別相談会への参加者数は含まない。

写真5.5-12　惨事ストレスセミナーの状況[1)]

なお、上記のような消防職団員に対する惨事ストレス対策に係る相談会等の開催を行うために平成23年度補正予算（第3号）では、19百万円の予算措置を講じた。

1）（株）近代消防社　近代消防2012年6月号　東日本大震災に係る消防職団員の惨事ストレスと今後の課題
2）消防庁　報道資料「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」の開催　平成24年6月1日

第6章

東日本大震災を踏まえた課題への対応

第6章 東日本大震災を踏まえた課題への対応

本章では、第3章で記述した災害の概要、第4章で記述した消防庁・消防機関等の活動及び第5章で記述した東日本大震災を踏まえて速やかに講じた対応を通じ、明らかになった克服すべき課題とそのための消防防災のあり方について検討してきた対策を第26次消防審議会答申の内容を踏まえて幅広く記述する。

消防庁長官は、平成23年8月24日、東日本大震災における教訓を踏まえ、消防防災体制の充実・強化を図るため、諮問機関である消防審議会（第26次）に対し以下のとおり諮問をした。

「広範な地域に甚大な被害を及ぼす大規模災害に対応するため、東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方について、意見を示されたい。」[1)]

平成23年6月から同年12月まで合計5回の審議を経て、審議会と並行して行われてきた消防庁内の各種検討会との相互連携や中央防災会議における各種専門調査会の報告等の議論を踏まえ、平成24年1月30日に消防審議会会長より「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」が行われた[1)]（写真6-1）。

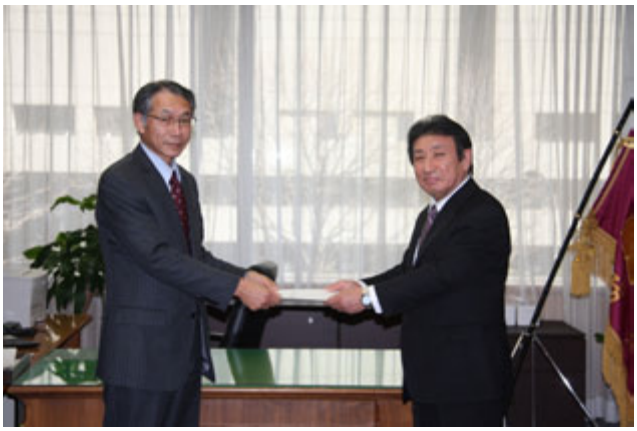

写真6-1　第26次消防審議会への答申の様子

第26次消防審議会においては、図6-1に示すとおり基本的な考え方に基づき、「地震・津波対策の推進と地域総合防災力の充実・強化」、「消防職団員の活動のあり方等」、「緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等のあり方」、「民間事業者における地震・津波対策」について答申した。

図6-1　第26次消防審議会答申の構成[2)]

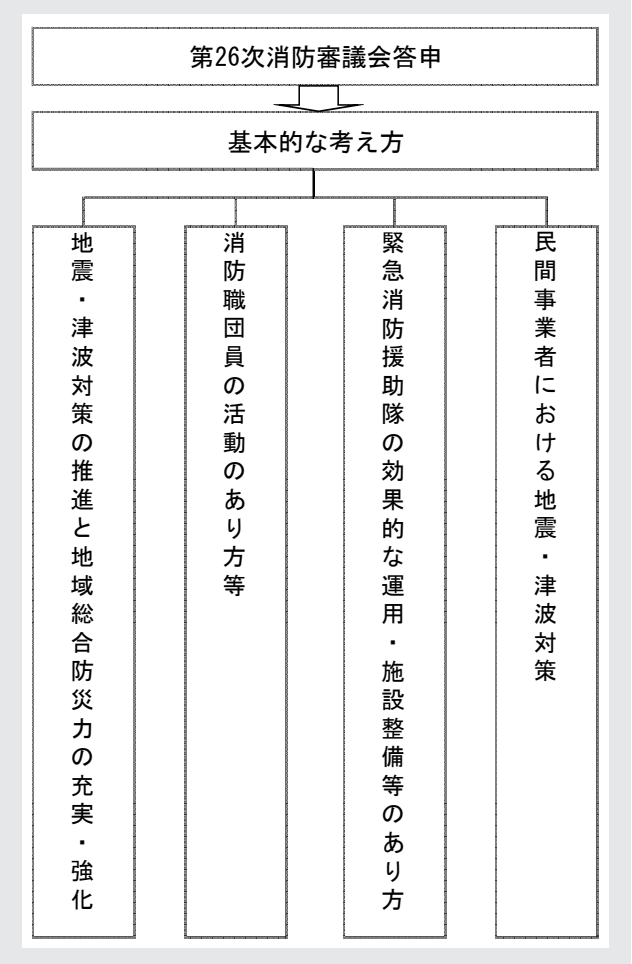

また、基本的な考え方として、東日本大震災における被害や応急活動等を踏まえ、既存の消防防災体制全般について課題等を抽出し、詳細な検証・検討を行い、今後の国民の安心・安全確保のため、消防本部、消防団、自主防災組織などの充実による消防防災体制の整備を目指す必要があるとされている。

1）消防庁　消防審議会　http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/shingi.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　消防審議会　答申から作成

以下に、第26次審議会答申の概要を示す。

1 地震・津波対策の推進と地域総合防災力の充実・強化について

東日本大震災での防災活動を検証した結果、今後の大規模地震に備え、地域における地震・津波対策を確立する必要があり、地域防災計画の主な見直し項目や必要な対策を示し、地方公共団体に以下の取組を推進している。

○市町村におけるハザードマップ等の見直し、避難施設・経路の点検・耐震化、備蓄物資の点検・見直し、防災教育の充実、実践的な避難訓練の実施
○防災行政無線の整備促進、災害情報伝達手段の多様化（Jアラート、コミュニティFM、緊急速報メール等）

2 消防職団員の活動のあり方等について

消防職団員は、東日本大震災でその活動を高く評価された一方で、安全対策等に課題を残した。東日本大震災での活動の検証を行い、大規模災害時における対応を講じる必要がある。

○消防職団員の活動のあり方（消防本部の効果的な初動活動、連携のあり方等）の検討、安全対策の推進、装備の充実、惨事ストレス対策の強化
○消防団員の数の確保など地域コミュニティの核としての消防団の充実強化
○救急搬送体制の強化
○消防部隊間や関係機関との連携を含め、救助活動のあり方について検証・検討

3 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等のあり方について

東日本大震災での活動を踏まえ、今後の大規模地震において効果的・効率的な活動を行うため、主として以下の主な観点から今回の活動の検証を行い、対応を講じる必要がある。

⑴ 長期に及ぶ消防応援活動への対応

○後方支援活動に必要な人員や資機材、燃料などを搬送する車両の配備
○より効果的な後方支援部隊の運用のあり方などの検証
○長期にわたる活動を支える後方活動拠点施設の整備に関する検討

⑵ 消防力の確実かつ迅速な被災地への投入

○航空機による人員・資機材の投入手法の検討（関係機関との連携を含む。）
○緊急消防援助隊の出動計画の見直し（広範囲の被害を想定）
○消防庁及び緊急消防援助隊相互間の情報共有・収集体制の強化

4 民間事業者における地震・津波対策について

東日本大震災を踏まえた以下の対応が必要である。

⑴ 危険物施設等の地震・津波対策のあり方

○危険物施設の建築物や配管等の耐震性能の再確認や津波の発生を念頭に置いた緊急停止措置等の対応について予防規程等に明記すること等
○石油コンビナート施設における地震及び津波の発生頻度に応じた対策（応急措置の準備等）の実施

⑵ 防火・防災管理体制の強化等について

○大規模・高層の建築物をはじめとする建築物における防火・防災管理体制の強化等に関する検討
○建築物の耐震性の向上及び消防用設備等の耐震対策の促進

消防庁では、この第26次消防審議会答申の内容を踏まえて、地域防災計画の見直しに対する支援、災害情報伝達手段の多重化・多様化、消防職団員の安全対策の強化、緊急消防援助隊の充実・強化、統括防火管理制度及び統括防災管理制度の整備を内容とする消防法の改正等、ハード・ソフトの両面から、より一層の消防防災体制の強化に取り組んでいる。なお、本章で記述した検討会や研究会の検討状況、報告、提言等は、平成24年12月末時点の情報である。また、直近の取組を記述している平成24年版消防白書の情報を反映している。

本文中の通知・事務連絡等の全文は、資料編を参照のこと。

6.1 地震・津波対策の推進と地域総合防災力の充実・強化

平成23年9月の中央防災会議における東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会[1)]（平成23年4月設置。以下「地震・津波対策専門調査会」という。）は、発生頻度の高い津波のみならず、発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波も想定し、住民の避難を軸に、防災教育の充実などを組み合わせた総合的な地震・津波対策を確立する必要があるとしている。

消防庁では、第26次消防審議会答申において地震・津波対策の推進にあたり、東日本大震災時における防災活動の検証等を行うほか、中央防災会議のもとで進められている災害対策法制の検討状況や防災基本計画の修正等にも留意しつつ、各地方公共団体における地域防災計画の抜本的な見直しの支援や情報伝達手段の多重化・多様化の対策等を推進している。

図6.1-1に示すとおり、消防庁は、地震・津波対策の推進と地域総合防災力の充実・強化に関し、地域防災計画の見直し、津波避難対策の推進、防災意識の向上と共助体制の強化、地方公共団体間の相互応援、災害情報等の伝達のあり方等について取組んできた。

図6.1-1　地震・津波対策の推進と地域総合防災力の充実・強化について消防庁が実施している取組

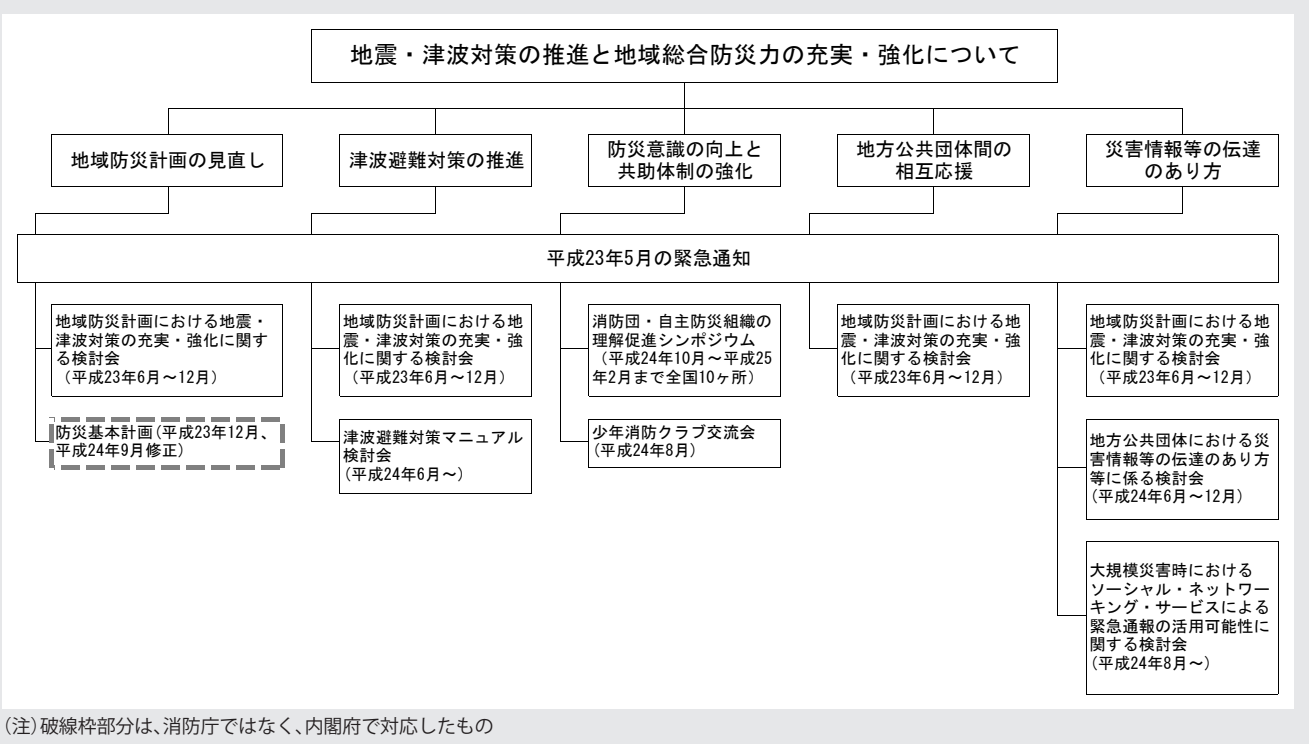

（注）破線枠部分は、消防庁ではなく、内閣府で対応したもの

1）中央防災会議　東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/higashinihon/index_higashi.html（平成25年1月21日参照）

6.1.1 ▶総合的な地震・津波対策の推進

災害対策基本法第34条により、図6.1-2に示すとおり中央防災会議において、防災基本計画の作成と公表が定められている。東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえ、平成23年12月、津波災害対策編が追加される等の防災基本計画の一部修正がされた。この動きを受けて、各都道府県及び市町村では、同法第40条及び第42条により、それぞれの地域防災計画を見直すこととなった[1)]。

なお、津波対策の推進として、中央防災会議における提言のほか、国土交通省がハザードマップ作成のためのシミュレーションツールを提供、気象庁が津波警報の検討をするなど様々な対策が実施されてきた。

消防庁においては、これらの検討と並行して地域防災計画の見直しの支援を行ってきた。

1 防災基本計画の修正と地域防災計画の見直し[2)]

消防庁では、平成23年5月6日、消防庁長官から各都道府県知事宛に「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について」の緊急通知を発出した。東日本大震災の津波による被害が甚大だったことを受けて、通知発出時点で留意すべき事項（被害想定、避難対策、災害応急対策、災害予防）をまとめ、防災体制の緊急点検を要請した。例えば、大津波発生のおそれがあるため、沿岸部では地形や都市化等の状況など地域特性を考慮し、避難場所、避難路等についても検討されているか緊急点検する必要があるとしている。

図6.1-2 防災基本計画の体系と災害対策基本法、地域防災計画との関係[3)]

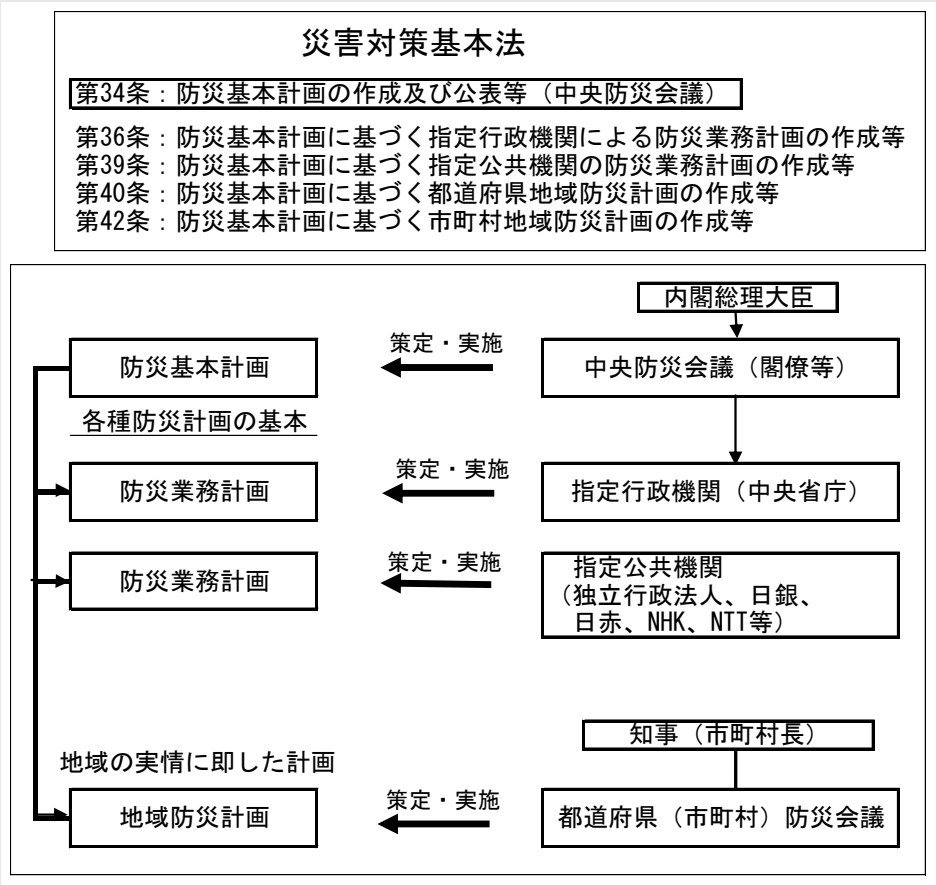

1）内閣府　防災基本計画　http://www.bousai.go.jp/keikaku/kihon.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/index.html（平成25年1月21日参照）
3）内閣府　防災情報のページ　http://www.bousai.go.jp/keikaku/disaster_management_plan.html（平成25年1月21日参照）

さらに中央防災会議の地震・津波対策専門調査会の動きも踏まえつつ、地方公共団体の災害対応等を検証し、地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会（以下「地域防災計画の地震・津波対策検討会」という。）を開催した。

この検討会で平成23年8月に岩手県・宮城県・福島県を除いた都道府県にアンケート調査を実施した。その結果、平成23年7月末時点で37都道府県（84%）が地域防災計画の見直しに着手しており、17都道府県（39%：海岸線を有していない団体を除外すると47%）が津波被害想定の見直しに着手していることが判明した。

一方、中央防災会議では、地震・津波対策専門調査会の提言内容をもとに、防災基本計画を修正した[1)]（平成23年12月27日）。同計画の中で、従来、津波対策は、震災対策の特記事項という位置付けであったが、「津波災害対策編」が津波災害に対する新たな編として設けられた。

新設された「津波災害対策編」の主な内容は、①あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施、②二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策、③津波に強いまちづくり（避難場所・避難ビル等の計画的整備）、④津波警報等の伝達及び避難体制確保などとなっている。

防災基本計画の修正及び第26次審議会の議論を踏まえ、消防庁は、地域防災計画の地震・津波対策検討会の報告書を取りまとめるとともに、各都道府県消防防災主管部長宛に「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化について」（平成23年12月27日付消防災第436号）を発出した。この通知において、地域防災計画の地震・津波対策検討会の報告書を取りまとめたこと、この報告書に地方公共団体が地震・津波対策に係る地域防災計画の見直しを行う上で参考となる留意点や参考事例がまとめられていることを明らかにし、実効性のある地域防災計画の見直しを行うよう促している。

なお、地域防災計画の地震・津波対策検討会の報告書では、東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しに係る留意点等がまとめられた。主な留意点等は、以下のとおりである。

⑴　初動対応マニュアル

災害の初動対応マニュアルは、時間経過に即し、簡潔明快で、数値目標を設定し、実行計画として機能するものを作成すること及び応急対応は、住民への避難等の情報伝達に留意する一方、災害対応力を失った場合の受援に必要な事項を予め定めておくことが重要である。

⑵　被害想定

地域防災計画の見直しにあたっては、特に津波の高さの被害想定を精緻に予測した上で、市役所、警察署、消防署、基幹病院等の設置場所、耐震化、通信基盤等の点検等の見直しを行うことが必要である。

⑶　市町村防災行政無線

市町村防災行政無線等の電源確保や避難所への情報伝達手段の確保・整備や避難所にいる避難者に対する避難や被害に関する適切な情報提供が課題となったことから、対策を実施する必要がある。車を使用した避難方法の検討や避難時間を考慮した避難の実動訓練をすることが有効である。また、自衛隊車両等の幅などを考慮した避難路等の整備を進めることが必要である。

⑷　様々な情報収集手段

災害時は通常の通信手段が使用できないことを想定し、様々な情報収集手段を事前に確保・整備することで、現場の行政職員や消防団員の安全確保が図られる必要がある。また、孤立集落においては、高齢者が使いやすいような仕組み等の構築が必要である。住民に関するデータのバックアップの検討・整備が必要であり、非常用電源は設置されているだけでなく、電源確保時間が重要である。

1）中央防災会議　第29回中央防災会議　配布資料
http://www.bousai.go.jp/chubou/29/index.html（平成25年1月21日参照）

(5) 災害予防

地方公共団体備蓄の在庫管理及び輸送手段に係るシステムの構築、適切な備蓄場所かどうかの点検も重要である。施設整備などのハード整備だけでなく、防災訓練や協定締結などのソフト対策も含め、見直す必要がある。なお、ハザードマップは一つのモデルであり、すべてではないことを住民に丁寧に説明し、ハザードマップを介在させた住民と行政との協働による点検・話し合いが重要である。

地方公共団体によっては、シンクタンクに地域防災計画を作成してもらう場合があるが、防災の担当者自らが地域防災計画の見直しに関わっていくことが重要である。

さらに、平成24年2月1日、各都道府県消防防災・危機管理部局長及び東京消防庁・政令市消防長宛に、「防災・減災対策等の推進に係る留意事項について（通知）」を発出した際にこの通知の中で平成23年12月に公表の「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書」を参考の上、地域防災計画の見直しをするように要請した。

2 消防庁の防災業務計画と業務継続計画の改定

消防庁では、平成23年12月に公表された防災基本計画の修正及び地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書の留意事項、平成24年1月の消防審議会答申、東日本大震災の災害応急対応の課題等を踏まえ、平成24年2月に防災業務計画、同年3月に業務継続計画を改定した。

(1) 防災業務計画

消防庁の防災業務計画の修正ポイントは、大きく以下の2点である。

○津波災害対策を新規に章立て

・最大クラスの津波及び比較的頻度の高い津波の2種類の想定とそれぞれの対策を講ずるように助言をする。

・災害予防として想定に基づき住民の避難を円滑に行うための対策（徒歩による避難の原則化、避難場所、避難路等の整備、実践的な避難訓練の実施等）等の内容を充実させた。

○内容の追加と充実

地域防災計画作成の基本的な考え方として、「簡潔明瞭で数値目標設定等定量的な記述とし、実行計画として機能する内容とすること」及び「災害の初動対応について時間経過に即して記述することとし、必要に応じてマニュアルを整備すること」を追加した。

災害時に活動の拠点となる庁舎等の非常用電源設備を含む安全対策や地方公共団体における情報の収集・伝達体制の整備に関する助言を追加した。また、避難勧告等の具体的な発令基準の策定・見直しに対する助言も追加した。

(2) 業務継続計画

業務継続計画の修正ポイントは、以下のとおりである。

○中央合同庁舎2号館（霞ヶ関）が被災し、災害応急対策の実施等に支障が生じた場合等において消防大学校（調布市）に災害対策本部を設置し、災害応急対策業務等を継続するための執務環境の確保について追加する。

○備蓄物品について災害が長期化した場合の対応として総務省と相互に連携して対応する。

○ツイッターによる情報提供を追加するとともに、総務省ホームページと相互に連携し、対応する。

3 災害対策基本法の改正[1)2)]

平成23年10月、政府では中央防災会議の専門調査会として防災対策推進検討会議を設置した。この会議は、内閣官房長官を座長とし、総務大臣を含む関係閣僚と学識経験者で構成されており、東日本大震災における政府の対応を検証し、大震災の教訓を総括するとともに、首都直下地震、南海トラフ巨大地震や火山災害等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、災害対策の充実・強化を図ることを目的とされた。

平成24年3月7日、防災対策推進検討会議の中間報告において、東日本大震災の教訓・課題を受けた防災対策全般の見直しの方向性が示された。この報告において安否確認面の今後の災害対応の方向性として、住民の円滑かつ迅速な避難を支援するための住民に対する避難情報の円滑な伝達システム、発災後の安否確認や広域避難者の所在確認の円滑化に向けた安否情報システムの高度化を検討するとともに、通信事業者に安否確認手段の利用促進を推進している。

これを受けて、平成24年3月29日、中央防災会議で「防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針」が決定され災害対策の法制に関わる課題のうち、大規模災害時における対応の円滑化、迅速化等、緊急性の高いものから法制化の検討を進め、政府が関連法案の通常国会への提出を目指すとされており、このような検討を経て、政府は災害対策基本法（以下「災対法」という。）の改正案を第180回国会（常会）へ提出した。

主な検討経緯・改正内容を以下に示す。

(1) 災対法改正の検討経緯[3)]

内閣府（防災担当）は、平成23年8月から同年

図6.1-3 災害対策基本法改正の全体像（左側の今国会に提出の項目は、平成24年6月改正）[4)]

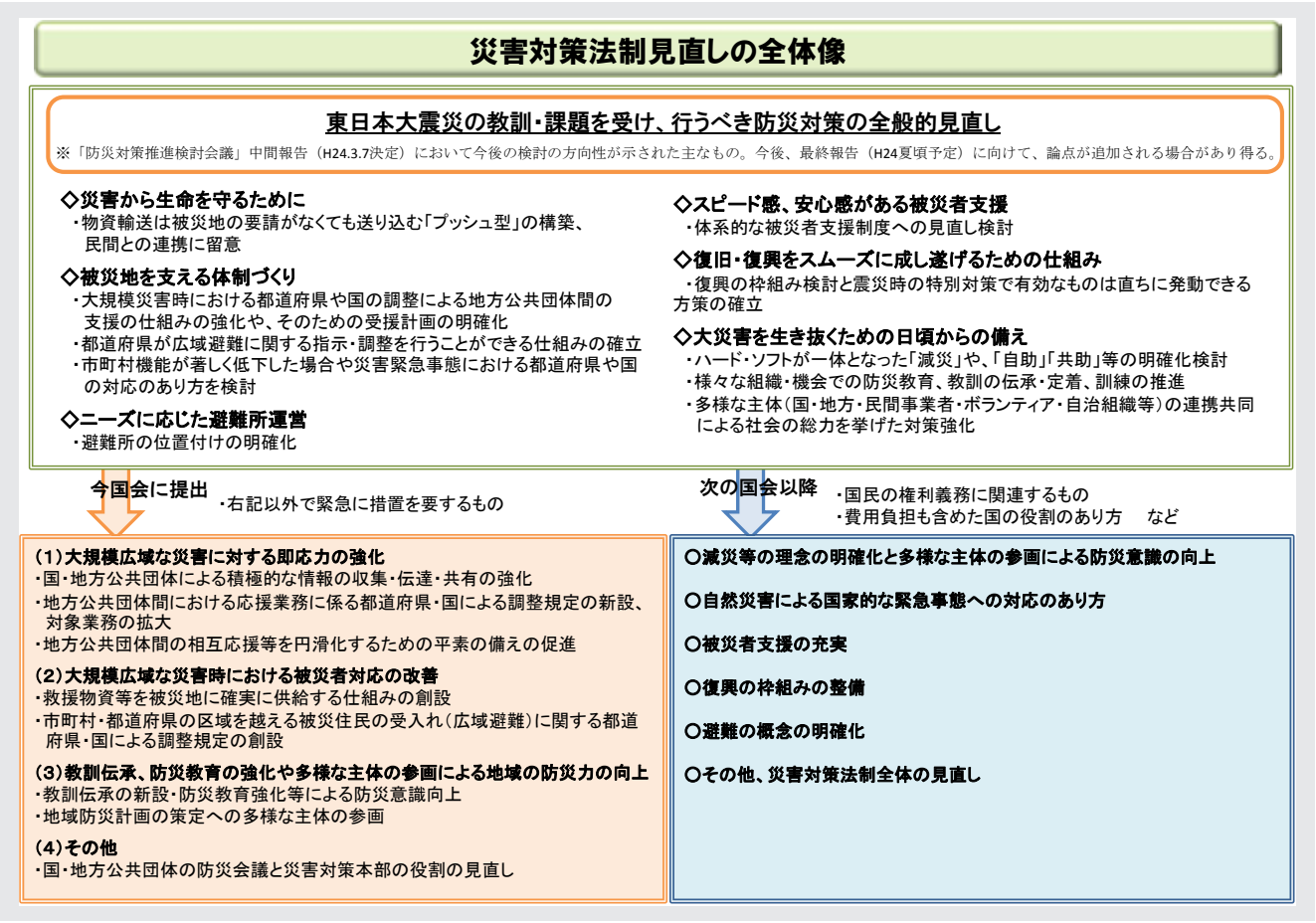

1）内閣府　平成24年版防災白書　http://www.bousai.go.jp/hakusho/hakusho.html（平成25年1月21日参照）
2）中央防災会議　防災対策推進検討会議　http://www.bousai.go.jp/chubou/suishinkaigi/index.html（平成25年1月21日参照）
3）内閣府　災害対策法制のあり方に関する研究会　http://www.bousai.go.jp/1info/saigaitaisaku/index.html（平成25年1月21日参照）
4）内閣府（防災担当）災害対策基本法の一部を改正する法律案について　平成24年5月18日記者発表資料
http://www.bousai.go.jp/oshirase/h24/120518-1kisya.pdf（平成25年1月21日参照）

12月まで6回にわたって災害対策法制のあり方に関する研究会を開き、災対法をはじめとする災害対策法制のあり方を検討した。検討にあたって、消防庁からも資料を提供する等の参画をした。

平成23年12月6日に出された中間論点整理（案）の検討の視点としては、主に以下の4項目である。なお、この翌日の12月7日に中間論点整理（案）を参考に防災対策推進検討会議で議論が深められた。

○「巨大災害」における災害応急対策等に関し、国・都道府県・市町村の果たすべき役割の見直し
○行政・地域・市民・企業等の防災力を高めるための平常時の取組を推進する仕組
○被災者の目線で一貫した支援の仕組みの確立
○災対法制定後約50年を経過し、今日的状況に合わなくなっている箇所の見直し

⑵　災対法改正（平成24年6月）の内容[1)]

ア　大規模広域な災害に対する即応力の強化

㈠　発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化

東日本大震災では、市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の報告、情報収集等が必ずしも十分ではなかった事例がみられた。このことを踏まえ、国・地方公共団体等の災害応急対策責任者が情報を共有し、連携して災害応急対策を実施すること、市町村が災害対策基本法（以下「法」という。）第53条第1項に基づく被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が自ら情報収集等のための必要な措置を講ずべきこと等とした。

㈡　地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大

東日本大震災では、地方公共団体間の応援に関して、一部を除き国が調整を行う法制度がなかったことから、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等が協力して臨時に構築したスキームに基づき、地方公共団体間の応援の調整等が行われたところである。

このような教訓及び課題を踏まえ、被災した地方公共団体への人的支援を強化するため、災害応急対策業務に係る地方公共団体間の応援について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設した。

また、消防、水防、救助等の人命に関わるような緊急性の極めて高い応急措置に限定されている応援の対象業務を、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような災害応急対策一般に拡大し、このうち、法第68条第1項に基づく市町村から都道府県への応援の要求又は要請については、応急措置以外の災害応急対策についても応諾義務を課すこととした。

㈢　地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

災害が発生した際に他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、従前より規定されていた地方公共団体の相互応援に加えて、広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項の実施に努めなければならないとした。さらに、防災上重要な施設の管理者も含めた災害予防責任者は、予め地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

イ　大規模広域な災害に対する被災者対応の改善

㈠　救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設

災害時に必要となる物資等については、備蓄以外に災害対策基本法の規定がなかった。このことを踏まえ、備蓄物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、市町村は都道府県に対し、都道府県は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長（以下この項目において「国」という。）に対し物資等の供給を要請等できることとした。

また、東日本大震災では、国が自ら支援物資の調達・運送を行ったことを踏まえ、緊急を要し、要請等を待ついとまがないと認められるときは、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できること及び都道府県・国は運送事業者である指定公共機関等に対し、物資等の運送の要請や指示を行うことができることとした。

1）内閣府　災害対策基本法の一部を改正する法律案　概要　http://www.cao.go.jp/houan/180/index.html（平成25年1月21日参照）

㈠　市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定の創設

東日本大震災では、市町村の区域を越える被災住民の移動及びその受入れが必要になったが、そのような事態を想定した備えが十分ではなかったため、受入れ側の地方公共団体による被災住民の受入れ支援の実施までに時間を要した。また、必ずしも市町村単位での広域避難が計画的に実施されず、被災市町村が被災者の行先を十分把握できない面があった。

このような教訓及び課題を踏まえ、市町村・都道府県の区域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、地方公共団体間の被災住民の受入れ手続、都道府県・国による調整手続に関する規定等を新設した。

ウ　教訓の伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

㈠　教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上

いわゆる「釜石の奇跡」[*1]が示すように、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要である。このことから、防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、災害予防責任者が防災教育を行うよう努めなければならないこととした。

㈡　地域防災計画の策定等への多様な主体の参画

東日本大震災において、避難所の運営にあたり女性、高齢者等の視点が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったこと等を踏まえ、平成23年12月に修正された防災基本計画においては、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により地域の防災力向上を図る」ことが盛り込まれた。

上記の点も含め、地域防災計画の策定等にあたり多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職[*2]となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加できることとした。

4　防災基本計画の第２次修正[1)2)]

防災基本計画は、平成24年９月６日に「大規模広域災害への対策の強化」と「原子力災害への対策」について修正された。以下に「大規模広域災害への対策の強化」の修正ポイントを示す。（原子力災害への対策は、後掲6.5原子力災害への対応に示す。）

大規模災害に対する即応力を強化するため、市町村が被害状況を報告できなくなった場合に、都道府県が自ら情報収集する等発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化し、地方公共団体間の相互応援等を円滑化するため、平素から受援・支援計画の作成、協定の締結等の備えをする必要がある。また、地方公共団体と民間団体間において物資調達・供給協定等の協定締結等を推進する。共同防災訓練においては、国、公共機関、地方公共団体、学校、NPO等の参加を促し、訓練内容も対策本部間の連絡・調整、要員・資機材の投入計画作成、複合災害を想定した訓練とする。

被災者への対応改善を図るため、要請を待たずに物資の輸送を開始するなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入や市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ（広域一時滞在）協定を締結する。また、避難者情報の共有による情報や避難者へ確実な物資の送付等市町村を越えた広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携強化が必要である。住民による災害教訓伝承、国民運動の一環としての啓発、災害に係る資料の収集・保存・公開、防災教育の強化及び地域防災計画の策定にあたって女性や障がい者等の多様な主体が参画することも地域の防災力の強化につながる。

1）内閣府　防災基本計画　http://www.bousai.go.jp/keikaku/kihon.html（平成25年１月21日参照）
2）内閣府　第31回中央防災会議　防災基本計画の修正について　資料1-1
http://www.bousai.go.jp/chubou/31/index.html（平成25年１月21日参照）
*1 岩手県釜石市において、地震が発生したら率先して逃げるという教育が徹底されていたため、小中学校の児童・生徒が迅速・適切な避難行動をとり、またその避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた。
*2 充て職とは、特定の職にある者を別の特定の職に充てる（兼任させる）こと。

5 津波避難対策の推進

未曾有の被害をもたらした東日本大震災を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフの巨大地震に起因する津波災害等に備えるため、地方公共団体においては、消防審議会答申も踏まえた、地域における総合的な地震・津波対策を確立し、ハザードマップや津波避難計画の策定の推進が求められる。

このことからも、都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、津波浸水シミュレーション等を実施したうえで、市町村に対して津波浸水想定区域図を示すことが求められる。市町村では、この津波浸水想定区域図を踏まえ、避難対象地域の指定や避難困難地域の抽出、避難場所や避難経路の指定・設定など、地域の実情を考慮した津波避難計画を、住民や自主防災組織、消防機関、警察等の様々な主体の参画を得たうえで策定し、住民等に対して解りやすく示すことが重要である。

消防庁では、有識者及び地方公共団体関係者等による「津波避難対策推進マニュアル検討会」を平成24年6月から開催しており、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置されたワーキンググループ（津波避難対策検討ワーキンググループ、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）等の議論や、平成23年12月に公布・施行された「津波防災地域づくりに関する法律」等を踏まえ、都道府県が市町村に対して示す津波避難計画策定の指針や、市町村の津波避難計画策定の参考となる「津波対策推進マニュアル検討報告書（平成14年3月消防庁）」を平成24年度内に改訂し、地方公共団体に提示することで、地方公共団体の津波避難対策をより一層推進することとしている。

また、地方公共団体が整備する津波避難タワーや、住民の避難経路となる避難路・避難階段、避難所における防災機能の強化などに係る地方単独事業に関する経費については、従来より地方債と地方交付税による支援を行っているが、東日本大震災の教訓を踏まえて新たに設けられた「緊急防災・減災事業（単独）」において、臨時的な地方税制上の措置により確保される財源の範囲内で、更なる支援措置を講じている。

(1) 政府の取組

平成23年4月27日に開かれた中央防災会議において新たに設置された地震・津波対策専門調査会において、東日本大震災における被害の状況について分析が行われた。同年6月28日の同調査会の中間取りまとめの提言の中で「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討していくべき」との指摘があり、さらに「今後の津波対策は、ハード・ソフトのとりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立が急務である。」と提言している[1)]。

平成23年10月に設置された防災対策推進会議においては、津波からの避難対策について、津波避難対策検討ワーキンググループが設置され、平成24年1月から平成24年6月までに合計8回の検討会を実施した。平成24年7月の防災対策推進会議の最終報告における津波避難対策の具体的な方向性として、以下に示す項目の津波避難対策を進めることが必要である[2)]。

> ○主体的な避難行動の徹底
> 早めに避難を開始することが消防職団員の負担を軽減させ、人的被害の軽減につながることを住民等に周知させる必要がある。また、地震発生後、速やかに避難するために各家庭ごとに安否確認の方法や津波から避難した際の集合場所のルールを定める等、避難ルールを予め取り決めておく必要がある。

1）内閣府　中央防災会議　東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/higashinihon/index_higashi.html（平成25年1月21日参照）
2）内閣府　中央防災会議　津波避難対策ワーキンググループ
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_tsunami/index.html（平成25年1月21日参照）

○避難行動を促す情報の確実な伝達
津波警報・津波情報発表の改善、市町村防災行政無線等による呼びかけの改善、確実かつ迅速な情報の伝達を確保すべく、障害に強い伝達体制の整備が必要である。
○より安全な避難場所の確保
避難場所、避難路・避難階段の整備を進めるとともに耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。
○安全に避難するための計画の策定
地域の実情を踏まえ、自動車避難も検討に入れた具体的な津波避難計画を策定する必要がある。避難誘導者等の人的被害を防ぐため、避難誘導・避難支援等に関するルールの取り決めをすることが重要である。
○主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育等の推進
学校教育の現場で体系立った防災教育の実施をすることは重要であるが、防災教育を行う人材の確保、実戦的な避難訓練の実施が対策につながる。

内閣府は、上記の動きに並行して今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震の検討対策として、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループを、平成24年4月、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置した。同ワーキンググループでは、東日本大震災の教訓を踏まえて南海トラフ巨大地震を対象として具体的な対策を進め、特に津波対策を中心として実行できる対策を速やかに強化していくことが重要との認識の下、当面取り組むべき対策等を取りまとめた中間報告を平成24年7月19日に作成した[1)]。

一方、気象庁では、東日本大震災当時発表した津波警報の内容・タイミング等を検証し、人命を守る情報としての津波警報を今後どのように改善すべきか等について、有識者、関係防災機関等から意見を収集するため、平成23年6月から9月にかけて「東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえた津波警報改善に向けた勉強会」[2)]を実施した。この最終報告においては津波警報改善の基本方針（早期警戒と安全サイドに立った情報）が公表され、内容や伝え方は情報の利用者の立場に立ったものとするべきとされた。

同勉強会を踏まえ、津波警報の改善を具体化するため、情報の伝え方、発表のあり方、防災対応とのリンクについて別途検討が必要との考え方から平成23年10月から平成24年1月にかけて「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会[3)]」が実施され、同検討会で津波警報の高さ予想の表現や津波観測情報の伝え方について提言された。

なお、平成24年5月、提言を踏まえた津波警報等の情報文の新しい形式・内容（想定される可能性で最大規模の地震を想定し、地震の規模によっては高さ予測の数値を示さず、巨大などと表現する。また、高さの予測を出す場合は、幅の上限値を伝えることとした）が確定された（図6.1-4）。

新しい津波警報等は、平成25年3月7日から運用が開始されている。

1）内閣府　中央防災会議　津波避難対策ワーキンググループ
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_tsunami/index.html（平成25年1月21日参照）
2）気象庁　東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえた津波警報改善に向けた勉強会
http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tsunami_keihou_kaizen/index.html（平成25年1月21日参照）
3）気象庁　津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会
http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tsunami_keihou_kentokai/index.html（平成25年1月21日参照）

図6.1-4 東日本大震災の教訓を踏まえた津波警報等の改善[1)]

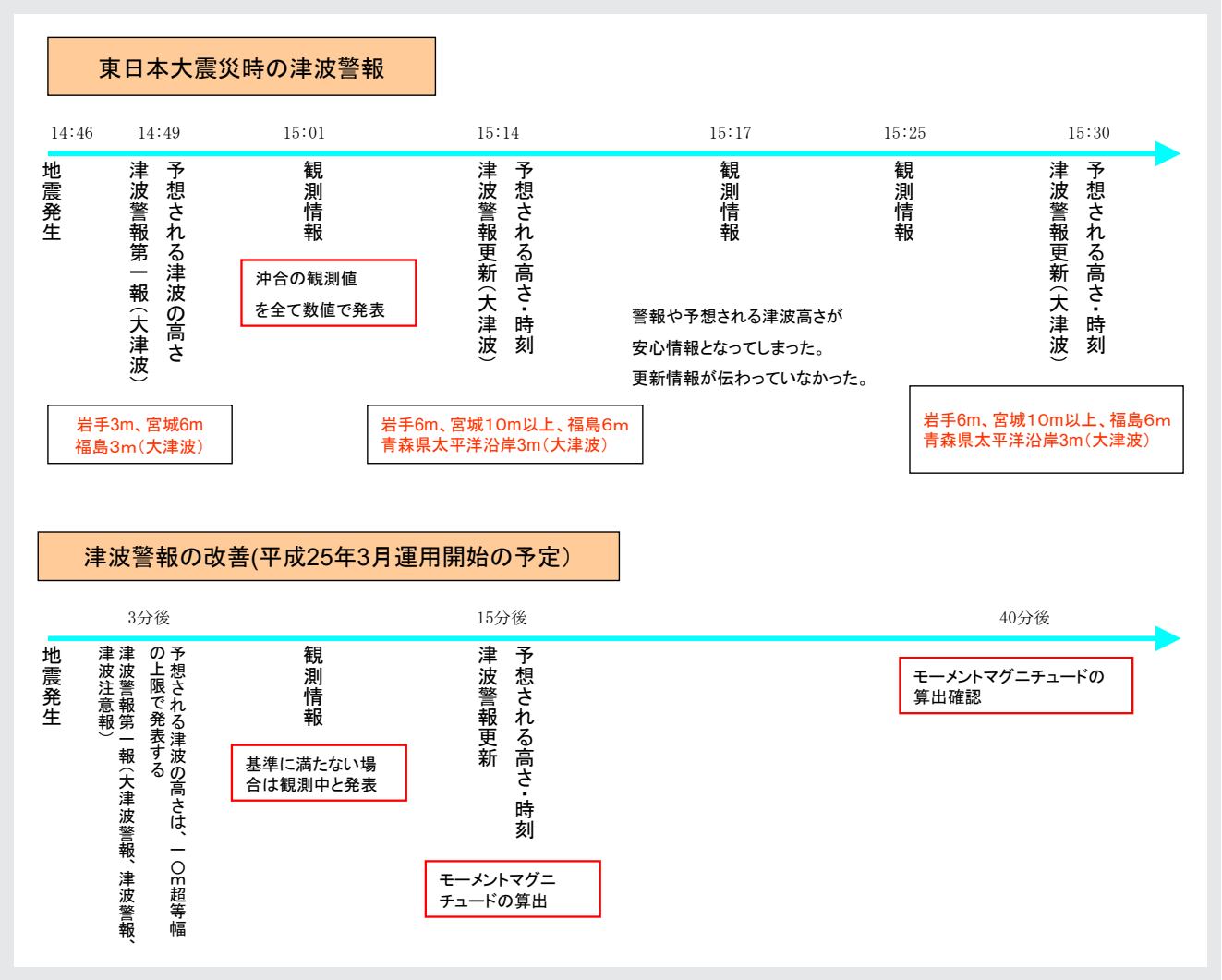

1）気象庁　津波警報改善に伴う津波警報等の新しい情報文及びその運用開始時期について　平成24年5月16日の資料を基に作成
http://www.jma.go.jp/jma/press/1205/16b/tsunami_keihou_jyouhoubun_henkou.html（平成25年1月21日参照）

⑵　消防庁の取組

消防庁は、大震災を踏まえて、津波からの避難対策を推進した。また、内閣府の中央防災会議や気象庁等での各種検討会の議論や消防審議会の方針に基づき、津波避難対策推進マニュアル検討会において検討を行っている。

ア　緊急点検の通知

消防庁の平成23年5月の緊急通知[1]の目的は、東日本大震災の津波による被害が甚大だったことを受けて通知発出時点で留意すべき事項をまとめ、防災体制の緊急点検を要請するためである。例えば、避難対策等として、以下の事項を示している。

○津波に関する避難指示等の発令に係る具体的な基準未策定の市町村は、速やかな作成の検討、策定を行い、基準策定済の市町村は、その内容の再点検が行われていること。また、避難指示等の住民への伝達が迅速かつ確実に行われる体制となっていて、情報伝達時、避難時等において災害時要援護者に配慮された体制が確保されていること。

○東日本大震災では、避難指示等の住民への伝達手段として、市町村防災行政無線の重要性が再認識されたところであり、未整備の団体は早急な整備をする必要がある。また、災害に強く、かつ住民に確実に伝達されるように整備がされ、全国瞬時警報システム（Jアラート）の活用とともに、市町村防災行政無線のみならず、コミュニティFM、エリアメール、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保が検討されていること。

写真6.1-1　東日本大震災の際に使用したトランシーバー（岩手県山田町　消防団）[2]

イ　地域防災計画の見直しに向けた取組の促進[2]

消防庁は、平成23年6月から12月にかけて地域防災計画の地震・津波対策充実・強化検討会を開き、地域防災計画の見直しにあたって津波に関する対策の留意点をまとめた。以下に主なポイントを示す。

○地方公共団体では災害時要援護者を個々に把握し、避難させるための個別計画を策定する必要がある。

○津波に関する避難指示等の住民への伝達手段として、Jアラートの活用とともに、市町村防災行政無線のみならず、コミュニティFM、エリアメール、衛星携帯電話など多様な伝達手段を確保することが重要である。

○避難場所自体の見直し、避難路の整備、避難所運営の訓練が重要である。

○防災事務従事者も人命優先の観点から、安全確保のためのルールを策定する必要がある。

1）消防庁　地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）平成23年5月6日（消防災第157号）
http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2305/t_index.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

平成23年12月27日、中央防災会議での防災基本計画の修正が決定されたことを受けて消防庁は、「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書」を公表した。さらに各都道府県消防防災主管部長宛に「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化について（依頼）」（平成23年12月27日付消防災第436号）を発出し、中央防災会議で修正された防災基本計画の内容に基づき、この報告書も参考にしながら実効性のある地域防災計画の見直しをするように要請した。

ウ　津波避難対策マニュアル等の見直し[1)]

東日本大震災を踏まえ、また、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に起因する津波災害等に備えるため、市町村における津波避難計画の策定など、地方公共団体の津波避難対策の推進を目的として、平成24年6月から検討会を実施し、この検討会の中で「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月消防庁）の見直しを検討している。

マニュアルの見直しにあたっての主なポイントは、以下の3項目である。

○東日本大震災の知見や教訓

最大クラスの地震・津波を想定して対策を立てるべきである。住民等に対する情報伝達のあり方、避難場所等のあり方、防災事務従事者の安全確保、車を使った避難についての考え方の整理、防災教育・避難訓練の重要性について反映すべきである。

○東日本大震災を受けた制度等の見直し

平成23年6月に津波対策の推進に関する法律、平成23年12月に津波防災地域づくりに関する法律の制定、津波警報の改善及び津波観測体制の強化などを考慮して見直しを行う必要がある。

○平成14年3月以降のシステム等の改善

平成17年3月の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン、平成18年3月の災害時要援護者の避難支援ガイドライン、Jアラートの整備、緊急速報メールなどを考慮して見直しを行う必要がある。

また、愛知県弥富市及び徳島県海陽町において住民参加によるワークショップ等を開催し、津波避難計画の検討と津波避難訓練を実施することで得られた知見も反映させることとしている。

(3)　緊急防災・減災事業（単独）

全国的に緊急に実施する防災・減災事業に係る地方単独事業のうち投資的経費に係る起債対象事業費については、その100％まで地方債（緊急防災・減災事業（単独））を充当できることとし、後年度における元利償還金の70％が公債費方式により基準財政需要額に算入されることとしている。

（主な対象事業）

○津波避難タワー

○避難路

○避難所において防災機能を強化するための施設

○津波浸水想定区域内にあり地域防災計画上津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転

写真6.1-2　東日本大震災の際に使用された小本小学校と高台を結ぶ津波避難道路（岩手県岩泉町）[2)]

1）消防庁　津波避難対策推進マニュアル検討会
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/index.html（平成25年1月21日参照）

2）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

6.1.2 ▶住民の防災意識の向上と共助体制の強化

東日本大震災においては、死者・行方不明者が多数に上る一方で、住民が早期に適切な避難行動をとったことにより、被害を防止又は軽減できた事例として、釜石市での小中学生に対する防災教育の成功事例が挙げられる。

防災・減災の観点から、住民の防災意識の向上を目指すこと、防災教育・訓練の充実を図ることが重要であり、その際、地域の行政主体である市町村が中心となって、消防本部、消防団、婦人（女性）防火クラブ、少年消防クラブ、自主防災組織、ボランティア組織、教育機関などが更に連携して防災教育に取り組み、地域の総合的な防災力を高めていく必要性が再認識された。

消防庁においては、将来の地域防災の担い手（消防団等）育成を図るため、東日本大震災の被災地の消防団等から震災の教訓を学ぶとともに、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員との交流を深める場として、平成24年8月、岩手県において初めて、「少年消防クラブ交流会」を開催した。また、これまでもインターネット等の広報媒体を通じた防災知識の普及啓発や、自主防災組織を育成するための資機材整備及び運営に対する補助や地区単位の連絡協議会の設置の支援などを行っている[1)]。

写真6.1-3　少年消防クラブ交流会（岩手県）

図6.1-5　地域防災力のイメージ図

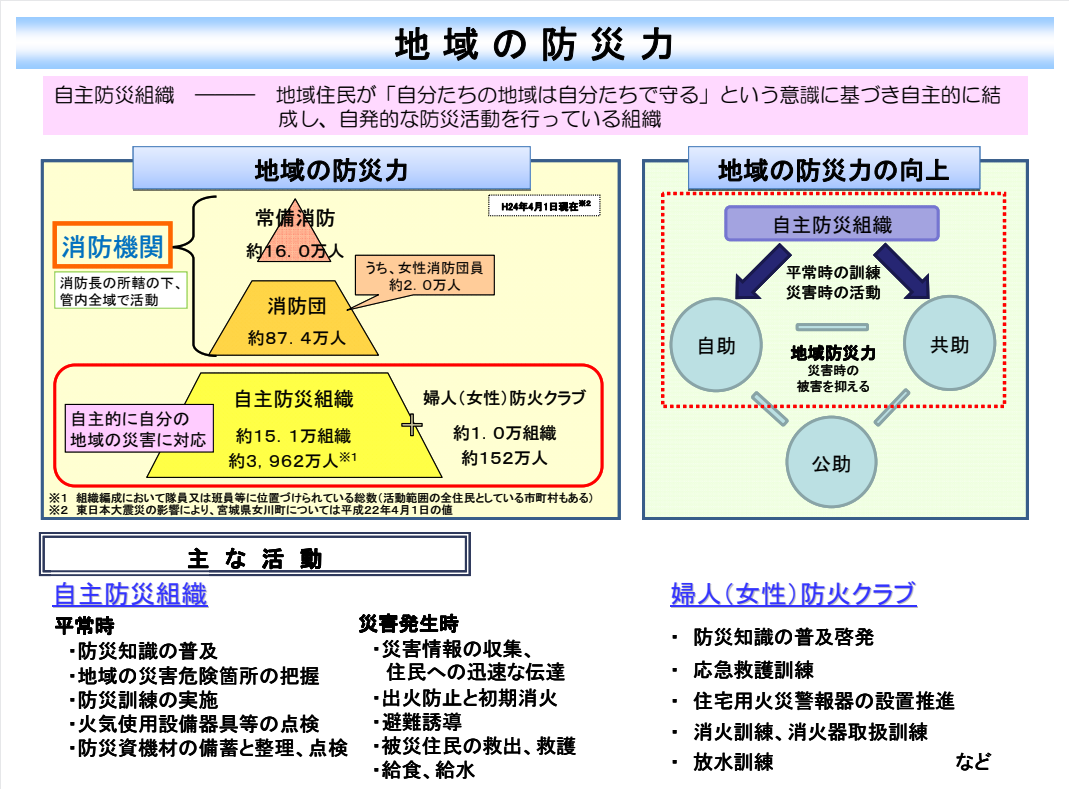

1）消防庁　少年消防クラブ交流会の開催　報道資料　平成24年7月31日
http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou24nen.html#july（平成25年1月21日参照）

取組み等を通じ、地域の総合的な防災力を高めるため、引き続き、地域防災の中核となる消防団をはじめ、婦人（女性）防火クラブ、少年消防クラブ及び自主防災組織の更なる充実・強化を図る必要がある。

写真6.1-4　東日本大震災の被災現場の陸前高田市の見学[1)]

6.1.3 ▶地方公共団体間の相互応援や多様な機関等との連携協力[2)]

東日本大震災では、避難が広域に及んだため、全国知事会・全国市長会・全国町村会などとも連携しながら都道府県の区域を越えた災害時の物資や燃料の提供のほか、職員派遣、避難住民の長期間にわたる受入れの対応など地方公共団体間の相互応援が迅速かつ円滑に実施できるように態勢を構築し、事前の研修や訓練をしておくなど、システム化を進める必要がある。食料、飲料水、携帯トイレなどの物資の備蓄については、住民、地方公共団体、国において、それぞれ役割分担しながら備える必要がある。

地方公共団体においては、医療関係機関、ボランティア、流通関係機関、地元企業など多様な機関・主体との連携・協力の強化を図るべきであり、海外からの支援の受入れについても、一層の体制整備等を進めていく必要がある。

以上の方針を踏まえ、消防庁は、平成23年12月に地域防災計画の地震・津波対策検討会の報告書を公表しており、その中で以下の助言を示している。

各地方公共団体においては、

○災害時における燃料供給、物資等の輸送につき、民間企業等と協定を締結する。

○備蓄しておくべき物資の品目、数量等を検討のうえ、確保する。

○近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっている。

○災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結の推進がなされている。

○国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受入れについても、受援計画等について検討、整備が行われている。

一方、消防庁では、地方公共団体の防災担当者を委員とした災害対策基本法改正等に関する地方公共団体連絡会を平成24年4月27日から開催し、自治体間の相互応援や広域応援等について3回にわたって意見交換をしている（平成24年11月末時点）。

表6.1-1　東日本大震災における岩手県の内陸部から沿岸部市町村への後方支援[2)]

	後方支援拠点市	拠点施設名	支援ブロック（自治体名）
1	久慈市	久慈市役所	【県北】 洋野町、普代村、野田村
2	盛岡市	旧農林中金盛岡支店	【県央】 宮古市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
3	遠野市	稲荷下屋内運動場	【県南1】 釜石市
4	一関市	一関市役所	【県南2】 大船渡市、陸前高田市

1）消防庁　少年消防クラブ交流会の開催　報道資料　平成24年7月31日
http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou24nen.html#july（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会
http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

6.1.4 ▶ 災害情報等の伝達のあり方[1)]

1 東日本大震災の教訓への対応[2)]

東日本大震災においては、沿岸地域を中心として市町村防災行政無線（同報系）が地震の揺れや津波による倒壊・破損や電源喪失等により利用できなくなり、情報伝達に支障が生じた例があった。

このため、市町村防災行政無線（同報系）の未整備市町村における早急な整備をはじめ、整備済地区においても設備の耐震化、無線の非常用電源の容量確保等の耐災害性の向上が重要な課題とされた。また、住民に災害情報を確実に伝達するため、市町村防災行政無線（同報系）に限らず、コミュニティ放送、緊急速報メール等を有機的に組み合わせて災害情報伝達手段の多重化・多様化を進めることが重要となっている。Jアラートについても、市町村防災行政無線（同報系）だけでなく、緊急速報メール、コミュニティ放送、ケーブルテレビなど様々な伝達手段を活用し、地方公共団体が受信した緊急情報を住民に確実かつ迅速に伝達することが求められている。

2 市町村防災行政無線（同報系も移動系も含む。）への財政支援

市町村防災行政無線については、東日本大震災前から防災基盤整備事業において財政支援を講じてきた。

しかし、東日本大震災での教訓を踏まえ、平成23年度補正予算（第3号）では避難所となる学校や病院等と市町村庁舎において双方向通信を可能とする市町村防災行政無線等を整備するための経費について、補助金による予算措置を講じた。

また、平成23年12月に創設された「緊急防災・減災事業（単独）」において、市町村防災行政無線の設置・更新を対象とし、財政支援を充実させてきた。

3 Jアラートによる迅速な情報伝達の課題

平成24年6月1日時点におけるJアラートの受信機を整備している市町村の割合は、99％を超え、気象警報や国民保護情報をはじめとする災害関連情報がJアラートにより市町村に伝達される体制が整備されている。

しかしながら、Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を有する市町村の割合は、69.9％（平成24年6月1日時点）にとどまり、市町村防災行政無線（同報系）を除くと、一部の音声告知端末、コミュニティ放送やケーブルテレビ等に限られているのが現状である。

また、住民への情報伝達体制について万全を期すため、これまで消防庁においては、Jアラート受信機を運用するすべての地方公共団体を対象とした毎月の受信機までの導通試験や、任意の団体が参加する年2回のJアラートを用いた緊急地震速報訓練を実施してきたところである。

平成24年9月12日には、Jアラート受信機を運用するすべての地方公共団体が参加する初めての全国一斉の自動放送等訓練を実施した[3)]。

1）消防庁　報道資料　地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会　平成24年12月21日
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2412/241221_1houdou/02_houdoushiryou.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　報道資料　全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉自動放送等訓練の実施結果　平成24年9月28日
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2409/240928_1houdou/01_houdoushiryou.pdf（平成25年1月21日参照）

図6.1-6 住民への情報伝達手段の多様化のイメージ図

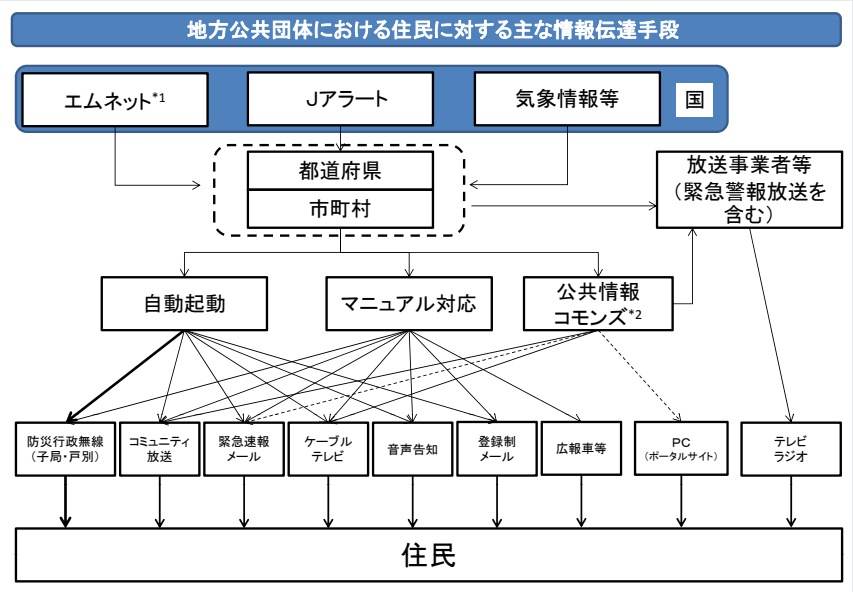

訓練は、2回実施されたが、2回とも予定どおり放送等の訓練が実施されたのは、1,441団体であった。（1回目1,725団体、2回目1,724団体が参加した。）

放送等がなされなかった団体については、再度、Jアラートを用いた訓練を実施することとし、各地方公共団体において、不具合の原因を調査し、早急に改善を図ったうえで、住民への広報に必要な期間等の諸事情を踏まえつつ、準備が整った団体から、4回に分けて順次実施したところである[1)]。

4 地方公共団体における災害情報等の伝達体制の充実[2)]

消防庁では、平成23年の東日本大震災、平成24年の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案、茨城県等における竜巻災害等を踏まえ、平成24年6月から「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」を開催し、地方公共団体における情報伝達手段の整備及び管理並びに地方公共団体職員の防災に関する研修等について検討が行われ、同年12月に報告書を取りまとめた。

報告書においては、情報伝達手段の整備に関して、災害時において、住民の安全の確保を図るため、住民に対して災害関連情報を確実かつ迅速に伝達することが極めて重要であることから、①情報伝達手段の多重化・多様化の推進及び②迅速性に優れた情報伝達手段の確保を図ることを目標として掲げ、さらにシステムの耐災害性の強化、Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の確保等具体的な整備内容について取りまとめている。また、市町村における住民への災害情報伝達に関する確認のためのチェックリスト及び地方公共団体職員の防災に関する研修等について取りまとめている。

さらに、住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化の観点から、平成23年度補正予算（第3号）で950百万円の予算措置を講じて災害情報伝達手段の多様化に係る実証実験[3)]を岩手県大槌町、岩手県釜

1）消防庁　報道資料　「全国瞬時警報システムの自動放送等に関する第1回再訓練」の実施結果の公表
平成24年11月15日　http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2411/241115_1houdou/01_houdoushiryou.pdf
消防庁　報道資料　「全国瞬時警報システムの自動放送等に関する第2回再訓練」の実施結果の公表
平成24年12月4日　http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2412/241204_1houdou/01_houdoushiryou.pdf
消防庁　報道資料　「全国瞬時警報システムの自動放送等に関する第3回再訓練」の実施結果の公表
平成24年12月26日　http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2412/241226_1houdou/01_houdoushiryou.pdf
（上記3つのURLは、すべて平成25年1月21日参照）
2）消防庁　報道資料　地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会　平成24年12月21日
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2412/241221_1houdou/02_houdoushiryou.pdf（平成25年1月21日参照）
3）消防庁　報道資料　住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験　平成24年11月8日
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2411/241108_1houdou/01_houdoushiryou.pdf（平成25年1月21日参照）
*1 エムネットとは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して国と地方公共団体間で緊急情報を双方向で通信するためのシステムで2006年から導入が開始されている。
*2 公共情報コモンズとは、地域の災害などの安心・安全に関する情報を多様なメディアを通して迅速・効率的に住民に伝達することを目的として、財団法人マルチメディア振興センターが提供する新たな情報流通のための基盤である。

石市、宮城県気仙沼市、千葉県旭市、東京都江東区、東京都豊島区において実施している。当該実証実験においては、非常電源の充実等による耐災害性の強化や、多様な情報伝達手段の活用、様々なメディアとの連携等について検証を行っている。実証実験の結果を踏まえ、平成24年度末を目途に、災害情報伝達手段に係る推奨仕様書を策定し、全国に配布することとしている。

5 消防救急無線のデジタル化の推進

東日本大震災では、地震動や津波による消防救急無線の機器や基地局の被害により、緊急消防援助隊として出動している部隊と消防応援活動調整本部との通信、同県内で活動している部隊同士の通信、緊急消防援助隊として出動している部隊と受援消防本部との通信等の一部に問題が生じた。

従来から、アナログ方式（150MHz帯）により整備・運用されてきた消防救急無線は、車両動態管理・文字等のデータ通信や秘話性の向上による利用高度化及び電波の有効活用を図る観点から、平成28年5月末までにデジタル方式（260MHz帯）に移行することとされている。東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の大規模災害において緊急消防援助隊の応援と受援をスムーズかつ一元的に行うため、全国の消防本部は早急に消防救急無線をデジタル化していく必要がある。

消防庁では、財政支援措置、技術アドバイザーの派遣及びデジタル化実証実験で得られた知見の提供など全国の消防救急無線のデジタル化が円滑に行われるよう支援策を推進している。

6 消防救急無線のデジタル化に対する財政支援措置[1)]

消防救急無線については、東日本大震災前から防災基盤整備事業において財政支援を講じてきた。しかし、東日本大震災での教訓を踏まえ、平成23年度補正予算（第3号）では消防広域応援に係るデジタル通信施設・設備を緊急に整備し、消防本部及び応援部隊の円滑な通信体制を確保するための経費について、補助金による予算措置（9,896百万円）を講じた。

平成24年度当初予算は、緊急消防援助隊補助金による予算措置（19,997百万円）を講じた。さらに、

写真6.1-5　消防車の移動局（携帯部）による音声通信

図6.1-7　消防救急無線のデジタル化によるメリット

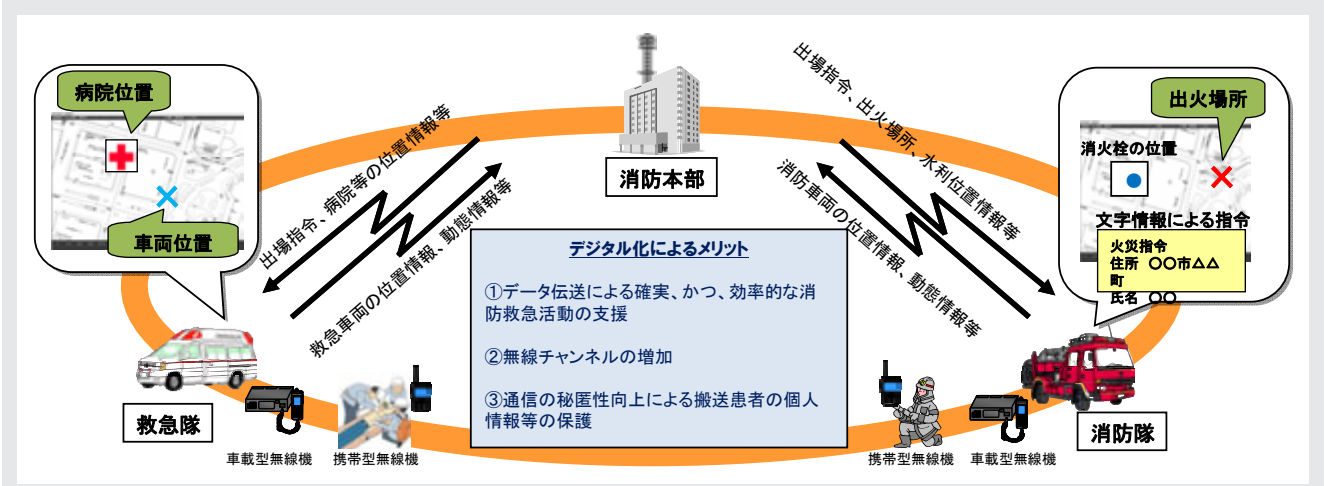

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）

平成24年10月には、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費による予算措置（20,499百万円）を講じた。

7 SNSによる緊急通報の活用可能性[1)]

東日本大震災では、固定電話網が不通となる中、救助にソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS[*1]」という。）が役立った事例が報告されている。このようなことを背景に、平成24年7月に、IT戦略本部のもとに設置されたIT防災ライフライン協議会・幹事会で協議された「IT防災ライフライン構築のための基本方針及びアクションプラン」において「インターネット、メール、SNS等による119番通報について、検討を進め、実施可能な取組から実行」することが決定された。それを受け、平成24年8月から「大規模災害時等におけるSNSによる緊急通報の活用可能性に関する検討会」が開かれ、大規模災害発生等で電話（固定電話、IP電話、携帯電話）を使った「音声による緊急通報」に障害が発生した場合におけるSNSを活用した緊急通報を実現化するために、下記の取組が行われている。

○電話と異なり、消防側から聞き返すことができないため、緊急通報の項目の設定をどうするか。
○いたずら通報の排除、同じ事案につき複数通報があった場合の対策など情報のフィルタリングをどのように実施するか。
○把握した情報を災害対応本部に伝える情報伝達の流れ。
○SNSによる緊急通報を多数受信した場合や電話との優先順位などの適用範囲（限界）をどうするか。

1）消防庁　大規模災害時におけるソーシャル・ネットワーキング・サービスによる緊急通報の活用可能性に関する検討会
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/sns_kinkyutsuhou/index.html（平成25年1月21日参照）
*1 SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）ユーザ同士がオンラインコミュニティを通じて共通の趣味や活動について意見や話題を交換し合うことで、人と人との新たなつながりを築く場を提供するウェブサイトである。

6.2 消防職員の初動活動及び消防職団員の安全対策

東日本大震災において、消防職団員は、多大な人的・物的被害を受けながらも消火・救助・救急活動はもとより、水門閉鎖や住民の避難誘導・避難所の運営支援など、それぞれの役割に応じて実に様々な活動に献身的に取り組み、高い評価を受けている。特に被災地の消防団員は、自らが被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神にもとづき、水門等の閉鎖、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の捜索、発見された遺体の搬送・安置、さらには信号機が機能しない中での交通整理、夜間の見回りまで、実に様々な活動に献身的に従事した。

一方では、大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方や、消防本部や消防団が具体的にとるべき方策、消防職団員の活動時における安全対策の強化や装備の充実、消防団との円滑な連携のあり方についても検討の必要性が生じた。

第26次消防審議会答申において、今後の大規模災害に備えるため、津波災害時の行動マニュアルの見直しなど関係省庁と連携した安全対策の強化、情報伝達体制や装備の充実をはじめ、団員の処遇や長く減少傾向が続いている団員数の確保などについて検討を行い、地域コミュニティの核である消防団の充実・強化を図っていく必要があると示している。

また、救急業務は、大規模災害時に病院選定に支障が出ないよう、通信体制を整備・強化すること等により、救急搬送体制を強化する必要がある。さらに通信障害等の理由により、医師と連絡を取れない場合の救急救命処置のあり方を検討する必要がある。

救助技術においても、大規模かつ広範囲に及ぶ耐火建物倒壊・座屈現場における救助活動のあり方について技術的検証・検討を行い、救助活動部隊の能力向上を図る必要がある。

救助活動等にあたり、警察等の他機関との連携により多くの人々を救助するなど、消防機関と警察、自衛隊、海上保安庁といった実動部隊との連携、消防防災ヘリコプターとドクターヘリの連携、医師会及び医療機関等（医療関係機関）、物流機関、ボランティア組織などとの連携が必要である。

惨事ストレス対策に関しては、東日本大震災における消防職団員への取組を検証し、今後の大規模災害時等における惨事ストレス対策のあり方等について、適切に対応していく必要がある。

図6.2-1に消防職員の初動活動及び消防職団員の安全対策に関する課題について消防庁が実施した取組を項目別に一覧にした。以下に各項目別の取組状況を記述する。

図6.2-1　消防職員の初動活動及び消防職団員の安全対策について消防庁が実施している取組

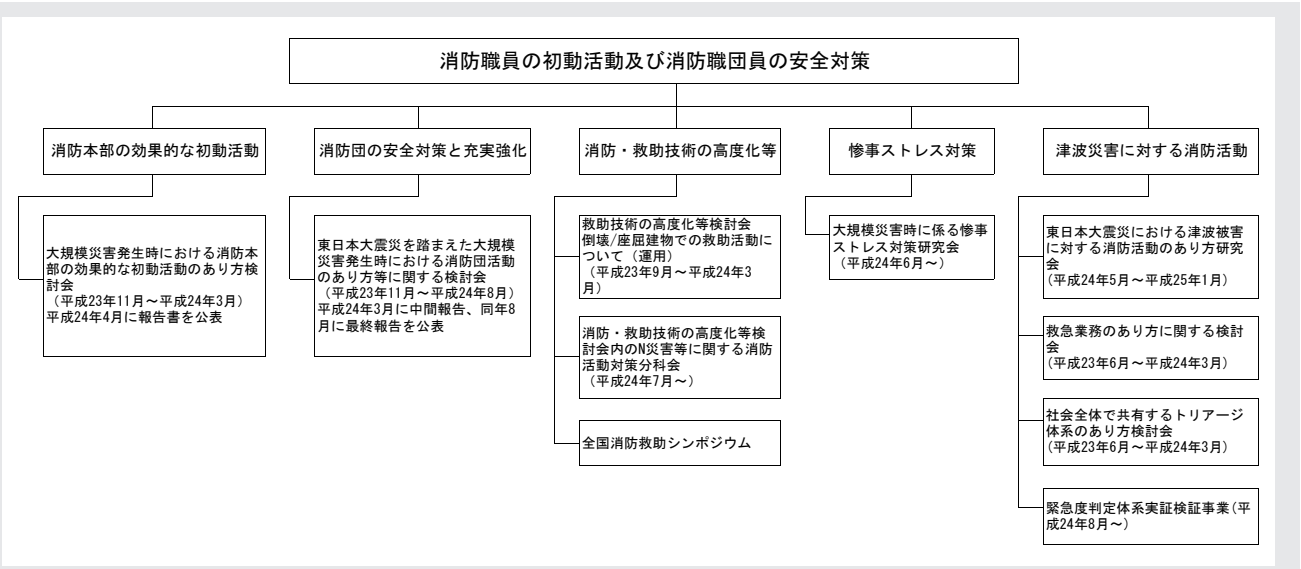

6.2.1 ▶消防本部の効果的な初動活動[1)]

消防庁では、東日本大震災での被災地消防本部の活動等について調査を行い、大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方や、職員の安全対策を含め、消防本部が具体的に取るべき方策等について検討した。その結果を報告書に取りまとめ、平成24年4月11日に各都道府県消防防災管理部長及び東京消防庁・各指定都市消防長宛に「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方について（通知）」（消防消第96号）を発出した。

なお、主に以下の具体的な方策について検討された。

1 災害対応体制の確立

消防本部では、大規模災害が発生した際、災害に即応していくため、その人員、施設、車両、装備、資機材及び水利等の消防力を早期に確保し、災害対応体制を確立することが重要となり、庁舎等の被災を想定した事前計画の策定及び職員の安全管理を含めた非常招集計画の策定が必要である。

2 情報管理体制の確立

早期に情報を収集・集約・分析し、災害活動につなげていくことや、災害の発生状況等から保有する消防力による対応の可否判断を行うためにも、初動期における情報管理が重要となり、情報通信手段の複数確保、119番通報途絶時の対応、関係機関等による情報収集及び伝達などが必要である。

3 消防活動方針

大規模災害発生時の活動方針は、消防本部の消防力を最大限に発揮し、総合的な対応を図るため、災害の状況に応じた活動の優先順位や部隊活動の原則等、地域の実情に応じ、災害を想定して事前に定めておき、職員が共通認識を持つ必要がある。また、地震発生後、沿岸部での津波発生に備えた情報の収集、広報・避難誘導活動や津波の浸水想定区域内における活動の方針を定めておくことに加え、同時多発する災害に限られた消防力で対応するため、二次的に発生する火災への優先対応など、状況に応じた出動の選別を行う必要があり、その基準等について定めておく必要がある。

4 部隊等の安全管理

消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということを基本とする。このことについては、事前に住民に周知し、十分な理解を得ておくことが必要である（図6.2-2）。

5 部隊運用方策

消防本部では、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼として、災害に対する消防活動の効果等を的確に判断し、限られた部隊を効果的に運用することが重要となり、災害状況等に応じた本部運用と署所運用の切替え、災害の同時多発時における個々の災害への部隊出動数、被害集中地域への部隊の移動配置、大規模火災時の部隊運用等を想定した計画が必要である。また、地震時は災害覚知の遅れ、消防水利の不足、がれき等による現場到着遅延及び障害が発生することを考慮する必要がある。

6 消防団等との情報共有及び連携のあり方

大規模災害発生時は被害の範囲が広大であることから、情報の収集をはじめ、広報・避難誘導活動、災害対応などにおいて、関係機関との連携は不可欠であり、特に消防本部と消防団との情報共有及び連携活動が重要となる。消防本部等と消防団との通信手段の確保及び連絡体制の確立を行い、災害時における活動の分担や連携方法について事前に計画を策定し、共同して平時における訓練等を実施しておくことが必要である。また、災害対応の中心となる消防本部等と消防団による合同の指揮本部を設置など、情報の共有と指揮系統の統一を図ることが重要となる。

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

7 長期化活動への対策等

大規模災害発生時は活動が長期化することが想定されるため、職員の食料、飲料水及び車両等の燃料の確保とともに、継続した活動における職員の健康・安全を考慮した休憩や交替が必要となる。食料等の備蓄とともに、活動が長期継続した場合に必要な物資等を調達できるよう、署所近隣における事業所等との事前協定や協力体制の確立が必要である。また、活動時間に応じた職員の交替計画や休憩場所の確保等にも留意する必要がある。

さらには、応援隊を受け入れるための体制づくり（応援隊の要請、受援準備の開始など）にも配慮する必要がある。

図6.2-2 津波等に対する消防職員の安全管理について[1)]

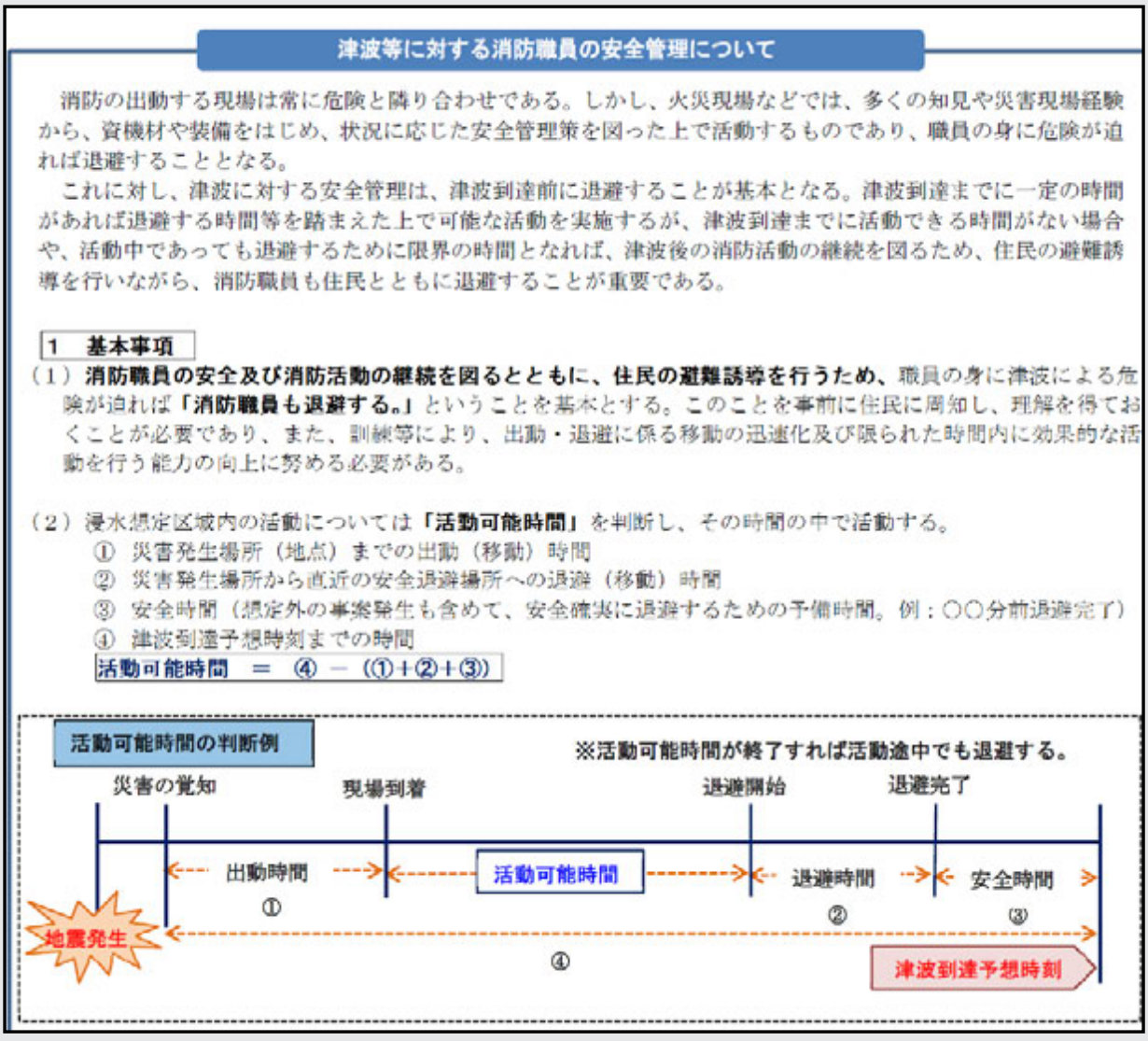

1）消防庁　大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会
http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

6.2.2 ▶ 消防団の安全対策と充実強化[1)]

消防庁では、消防審議会での議論も踏まえつつ、平成23年11月から、有識者、地方公共団体関係者及び関係省庁からなる「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を開催した。平成24年3月には、津波災害時の消防団員の安全確保対策を中心とした中間報告書を取りまとめ、都道府県を通じ、市町村における津波災害時の消防団の任務と団員の安全を両立させた消防団活動・安全管理マニュアルの作成や地域ぐるみの津波避難計画の策定などを推進するよう通知した。

図6.2-3に、津波災害時の消防団員の安全確保対策に関する検討結果を示す。

また、同中間報告書を基に、平成24年9月から災害対応指導者育成支援事業*1を実施した。

さらに、平成24年8月には、各都道府県の消防防災主管部長及び東京消防庁・各政令指定都市消防長宛に「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書を受けた取り組みの推進について（通知）」（消防災第305号）を発出した。本通知により、同検討会が取りまとめた報告書を参考に、津波災害時における消防団の任務と消防団員の安全を両立する取組をはじめとする消防団の充実強化に向けた取組の推進を、都道府県を通じ市町村等に助言するべく依頼した。

通知では、消防団への入団促進を図るため、処遇の改善による家族の理解、事業所への働きかけ、地域ぐるみの取組などにより女性や学生も参加できるより多様で魅力ある消防団とするように取組を推進している。

加えて、地域の総合的な防災力の向上を目指すための取組として、自主防災組織や企業の自衛消防組織との連携を図り、本来の災害対応に専念できる仕組みが重要である。また、平常時から資機材や備蓄倉庫の点検、避難訓練などを連携して実施することが重要である。

1）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

*1 消防団員の安全確保及び消防団の災害対応能力のさらなる向上を目指し、安全管理や幅広い防災知識、図上訓練等の企画・運営能力を持った団員の育成を図ることを目的として47都道府県において実施している事業である。

図6.2-3 津波災害時の消防団員の安全確保対策の推進[1)]

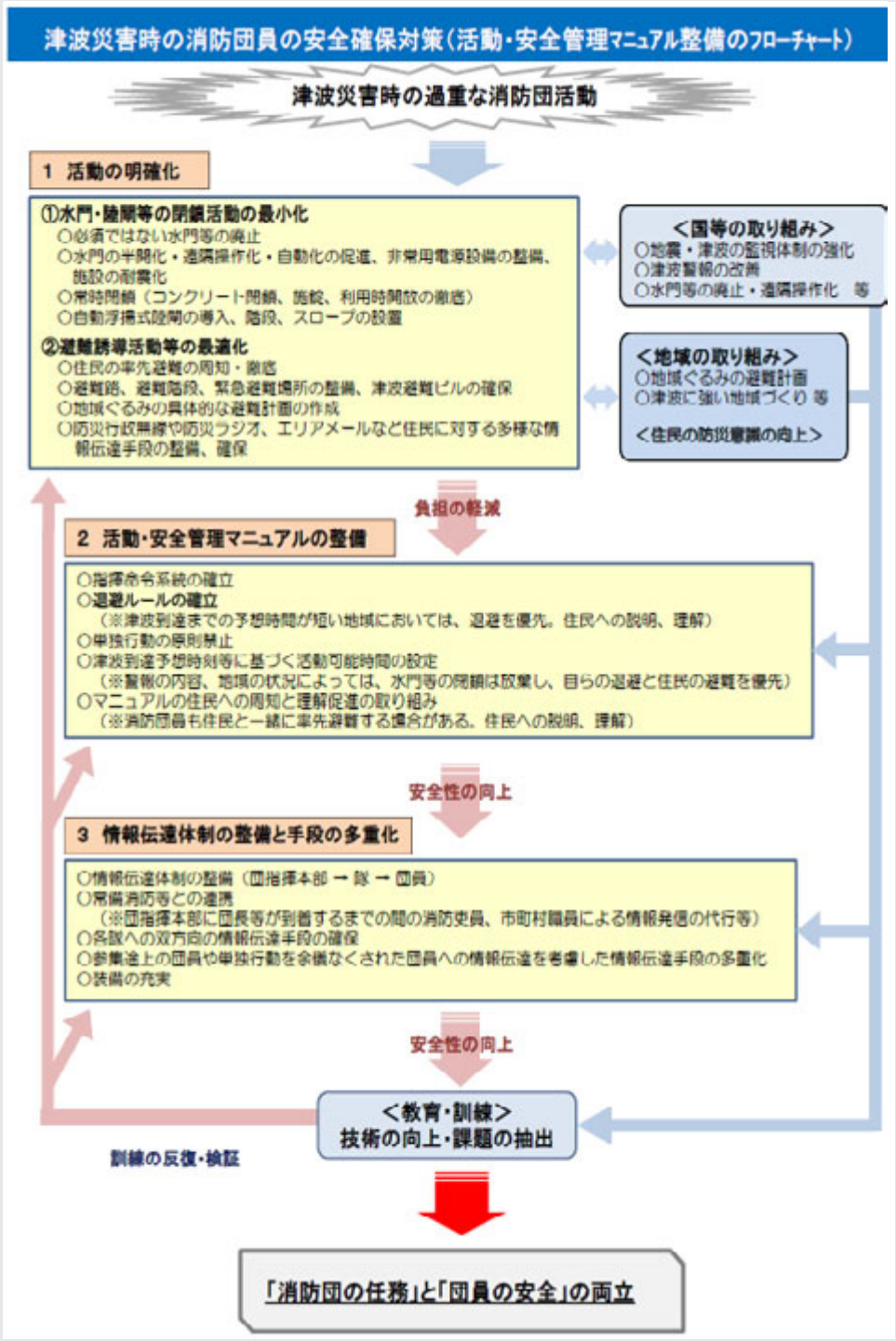

また、消防団の装備・施設の充実強化を図るため、これまでも消防車両・無線機器等の装備や活動拠点となる施設に対する財政支援を行ってきており、平成23年度補正予算（第3号）においては、東日本大震災を踏まえ、消防団員の活動中の安全確保のための装備の整備を支援する補助制度を設け、1,995百万円の予算措置を講じ、トランシーバー、ライフジャケット、投光器などの配布を行った。

さらに、平成24年度からは、ライフジャケット等の安全装備品に対する地方交付税措置の拡充を図り、引き続き、消防団の安全対策の強化を進めていくとしている。

1）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

6.2.3 ▶消防・救助技術の高度化等

消防庁は、平成20年度から3年間にわたってがれき救助についての技術を検討してきた。平成23年度救助技術の高度化等検討会は、このがれき救助についての技術を活用することを前提に大規模耐火建物倒壊/座屈現場における救助隊、指揮隊、ポンプ隊、救急隊、消防団等の部隊運用や医療機関等の関係機関との連携活動のあり方について検討し、「指針」として取りまとめた。

検討にあたっては、過去の事故事例の検証、英国救助体制等の調査のうえ、現実に即した救助モデルを想定し、活動と連携のあり方を検討した。検討結果を踏まえつつ、救助の標準的な活動内容と留意事項等を示した救助活動要領を作成した。この救助活動要領の主な内容は、以下のとおり。

○出場段階、現場到着、救助活動開始、活動終了までの各段階で確認すべき内容、情報収集先、報告等の情報の把握に関する事項
○現場指揮本部、消防警戒区域、救助活動区域、退避エリア、現地調整所、避難場所、休憩場所等の条件に合致した場所の設定
○安全面、労務面からみた指揮隊、救助隊、消防隊の各隊の具体的な活動内容
○現地調整所における、消防団、医療関係者等との連携・調整事項、調整のポイント　等

なお、この活動要領は、津波災害等の大規模災害時の活動にも一部準用可能な内容となっている。

本検討会においては、平成24年7月から「NBC災害*1に対する消防・救助活動」について検討を行っている。救助技術の高度化等分科会とN災害等に関する消防活動対策分科会に分かれて検討を進めている。

特別高度救助隊及び高度救助隊の創設以降、検知、除染等の活動に使用する資機材の高性能化が進むとともに、消防活動上の安全管理手法等の研究が進んでいる。本検討会においては、こうしたNBC災害を取り巻く状況の変化にかんがみ、NBC災害への対応力の向上や救助活動等の迅速化、効率化を図るため、実災害での活動結果や海外での先進事例等を参考にして、現行のNBC災害に関するマニュアルの内容を見直しするとともに、災害態様別の標準的な部隊編成等の検証・検討を行っている。

また、「全国消防救助シンポジウム」（第1回開催：平成10年度）を全国の救助隊員等を対象に毎年度開催しており、平成23年度は、「未曾有の大震災～東日本大震災の教訓を活かした今後の救助活動～」をテーマに開催し、東日本大震災における救助活動から得られた教訓を共有化し、全国の救助隊員の救助活動能力の向上を図った。

写真6.2-1　特殊災害対応自動車（NBC災害対応車両）

6.2.4 ▶消防職団員の惨事ストレス対策[1)]

平成24年6月から東日本大震災における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、より効果的な惨事ストレス対策について必要な検討を行うため「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」を実施した。消防本部及び消防団における惨事ストレス対策に関する実態調査及び分析を行ったうえで、国、都道府県、消防本部及び消防団等の各般各層における惨事ストレス対策の充実・強化を図ることとしている。

1）消防庁　大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/sanji_stress/index.html（平成25年1月21日参照）
*1 NBC災害とは、N（放射性物質）、B（有毒性の高い病原体等）、C（有毒性の高い化学物質）の危険性を伴う事故等をいう。

6.2.5 ▶津波災害に対する消防活動

東日本大震災における消防活動は、津波による浸水やがれきの堆積等、多くの活動障害がある非常に困難な状況下で行われた。

このことから、「東日本大震災における津波災害に対する消防活動のあり方研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、今後の津波災害発生時における消防活動の実効性を高めるための活動方策及び活動上の留意点等について、火災、救助、救急の3つの分野で検討を行った。

1 消火活動

東日本大震災では、津波に起因して多くの火災が発生するとともに、燃えている家屋等が漂流することで広範囲に火災を拡大させ、また、散乱したがれきや道路に放置された自動車等を介して、大規模な火災に延焼拡大した。さらに、消火活動は、多くの障害のため限られた消防水利を活用し、がれき等の上を長距離にわたってホースを延長せざるを得ないなどの厳しい活動となった。

このことから、平成24年5月から研究会では、実際に活動した被災地を管轄する消防本部や、緊急消防援助隊として出動した応援消防本部の知見を踏まえ、津波に起因して発生した火災に対する効果的な消火活動、消火活動上有効な資機材、活動上の安全管理を中心に、今後の津波に起因した火災発生時における消火活動の実効性を高めるための方策や留意事項について検討を行った。その主な項目については以下のとおり。

⑴ 津波による火災の主な特徴

津波の浸水区域内で多くの火災が発生しており、また、津波により住民が避難していることから火災の発見が遅延し、初期消火が実施されないため、すでに延焼拡大している場合がある。延焼拡大要因としては、火の付いた漂流物が集合したり、分散したりすることで火災が拡大したり、多発化している。また、防火帯となり得る道路、空地等をがれきなどが埋め尽くしているため、延焼拡大しやすい状態となっている。

⑵ 津波浸水区域内の火災に対する消火活動のあり方

高所見張り員を配置した火災の早期発見や、現場指揮本部における活動危険場所、進入可能場所、活用可能水利等の情報集約を行うとともに、ヘリコプターからの情報を有効に活用する。また、同時多発火災、大規模火災に対しては、消防力に応じた優先順位や、重点的に火災防御を行う地域を定めて活動する必要がある。浸水やがれきの堆積等により消防車両が近づけない火災現場では、状況に応じて消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターによる空中消火、また、沿岸部からの接近が可能な場合における消防艇の活用も配慮する。

⑶ 安全管理

浸水区域内の活動では、津波に関する情報から危険時には退避指示を行う。また、状況に応じてライフジャケットを着用し、退路の確保を図った上で活動するとともに、がれきを踏み抜いて落下することが想定されるため、足場を確認して移動するといった点にも留意する。

2 救助活動

東日本大震災では、消防本部により、多くの現場で極めて困難な救助活動が展開された。広範囲に津波に襲われた地区では目標となる建物等がなく自隊の現在位置や要救助者の位置を特定することに困難が生じた。余震が続き、津波警報が継続している中で、津波の再襲来に備えて高台の監視員と連絡を取り合いながら救助活動を続けた消防本部もあった。

また、がれきや泥水に阻まれて救助車両が現場に近づくことができず、大型の救助器具を持ち込むことができない場面が多かった。その場合は、小型・軽量の救助資機材を携行しながら徒歩でがれきを乗り越えて移動したが、出力が十分でない資機材しか使えない場合も多かった。

浸水した地区ではウェットスーツやボートを使った救助活動となったが、泥水中の鋭利ながれきによってゴム製の器具はすぐに破損した。また、行方不明の要救助者が多数発生したため、長期間にわたって救助活動を継続した。

このような東日本大震災での津波災害特有の救助活動上の教訓を取りまとめるため、本研究会では、その対応を取りまとめた消防本部の活動記録誌等の文献調査や実際の活動にたずさわった消防職員への聴き取り調査を行い、そこから抽出された課題について、関連分野の専門家の意見等を求めていく方法で検討を行った。本研究会で取りまとめられた東日本大震災での救助活動に関する主な教訓の概要は次のとおりである。

⑴　主な教訓

ア　生存者の救助について

生存者の救助は、時間との競争であり、発災直後に可能な限り迅速に多くの救助隊員を現場に投入することが必要である。また、津波災害の特徴として48時間や72時間を超えても生存者の発見・救出の可能性は十分あることがあげられる。

イ　人命検索・救助方法について

津波浸水区域では、要救助者の位置を特定するのは困難であり、人命検索においては人海戦術に頼らざるを得ないため、生存者の発見される可能性を高めるため、検索地域や箇所の優先順位付けが必要である。

ウ　重機の活用について

道路啓開や人命救助のがれき除去のため重機の活用は不可欠であるが、消防機関の重機保有に加えて、建設業者等との協定、合同訓練等が必要である。関係機関との連携のための情報通信システムや連絡体制の整備が必要である。

⑵　消防庁及び消防本部の対応

消防庁では、消防審議会、各種検討会での検討に加え、消防救急無線のデジタル化の推進、機動力の高い車両等の配備、広域的情報収集及び情報共有体制強化、小型救助用破壊器具及びドライスーツの配備等を進めている。各消防本部等では、活動記録誌の編纂（へんさん）、検証会議を行った上で、津波災害対応も取り入れた合同訓練の実施、津波災害活動要領の策定、車両資機材の配備などを行っている。

3　救急活動[1)]

東日本大震災の発生を受けて消防庁では、平成23年度、「救急業務のあり方に関する検討会」において、下記（1）から（6）のテーマ別に、災害時における救急業務のあり方について検討を行った。

⑴　大規模災害時の救急搬送体制の強化

災害時に搬送先医療機関の情報を把握する方法としてEMIS[*1]等があるが、医療機関等の被害が甚大な場合には、受入れ可能医療機関の情報を把握することが困難となることから、事前に関係者間で対処方針を議論し、地域防災計画等に、傷病者の受入れ医療機関を定めておくこと等が必要である。

⑵　大規模災害時（通信途絶時）のメディカルコントロール[*2]のあり方

救急救命士の行う特定行為に対して医師の具体的指示が得られない場合は、医療機関への搬送を優先する必要があり、有線回線等の通信途絶時においては、消防指令センターに医師を配置又は指示病院に連絡員とともに消防救急無線を配置し、医師の具体的な指示が得られるよう努める必要がある。また、国においても、その状況に応じ速やかに適切な対応が求められる。今後、プロトコル[*3]や指示のあり方等について検討しておくことが必要である。

⑶　被災地までの移動手段

緊急消防援助隊の被災地への移動手段として、列車での消防車両等の移送については、特殊貨車の保有台数、クレーン設備、専用駅等を考慮すると、災害時に緊急に活用する体制を全国で構築するのは困難な状況である。今後の災害に列車を活用できるかどうかについては、さらなる検討が必要である。

1）消防庁　救急業務のあり方に関する研究会　http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/kyukyu_arikata_h23.html（平成25年1月21日参照）
*1 EMISとは、広域災害救急医療情報システム（Emergency Medical Information System）の略称で、災害時に都道府県を越えて医療機関の稼動状況、医師・看護士等のスタッフの状況、ライフラインの確保、災害医療に係る総合的な情報を共有するためのシステムである。
*2 この場合のメディカルコントロールとは、救急救命士が傷病者の重症度等の状況を医師に的確に伝え、医師からの指示に基づき救急救命処置の中の特定行為を実施することをいう。
*3 この場合のプロトコルとは、トリアージをする上での判断基準である。

⑷　大規模災害時における消防と医療の連携

ア　災害対策本部等における連携

県の災害対策本部に地域の医療資源を把握する医師を含む医療班が入って、連絡・調整を行うことが望ましい。

また、災害現場での救急活動が円滑に行われるために、トリアージ*1の実施方法、搬送先医療機関並びに指示、指導及び助言を行う医師等について、災害対策本部において消防と医療が調整し、早期に方針を決定・周知することが必要である。

イ　情報共有体制の確保

医療機関に無線を配置する、医療機関に消防救急無線を携行した人員を派遣する等、消防本部と医療機関等との連絡体制を構築し情報共有を図ることが重要であり、平時から消防本部と医療機関等との間で協議を行うことが必要である。

ウ　被災地（災害現場）への出動

都道府県は、移動手段、安全管理、指揮命令系統、災害補償及びその他検討すべき課題に配意した上で、緊急消防援助隊運用要綱第27条第2項の規定を踏まえ、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう、都道府県隊の体制構築等に努める必要がある。

⑸　消防防災ヘリコプターとドクターヘリ等の連携

安全運航や人命救助の観点から、都道府県災害対策本部内に設置されるヘリコプターの運航調整を行う部署にドクターヘリ関係者も参加し、活動に関する情報を共有することが必要である。

⑹　救急活動時のヒヤリハット対策

東日本大震災の発生を受けて、消防庁では、平成23年度に、「救急業務のあり方に関する検討会」において、東日本大震災における救急活動の実態を把握するため、各消防本部に対し、救急活動中に危険を感じた又は障害となった事例等（以下「ヒヤリハット事例」という。）について、アンケート調査を実施した。

平成24年7月から、「東日本大震災における津波災害に対する消防活動のあり方研究会（救急活動分科会）」を開催し、被災地における受入れ可能医療機関の減少に伴う遠方の医療機関への長距離転院搬送の増加を踏まえた「大規模災害における転院搬送のあり方」について検討を行うとともに、アンケート調査結果に基づき、更なる調査・分析を行い、今後取組むべき留意点を以下のとおりまとめた。

ア　大規模災害における転院搬送のあり方

東日本大震災では、受入れ可能な少数の医療機関に搬送が集中し、また、医療機関そのものが被災するといったことから、入院患者等を転院させる必要性が生じ、結果として長距離転院搬送に至った事例などが報告されているが、大規模災害発災初動時においては、消防機関で転院搬送に十分に対応するのは困難であり、関係団体等との連携を図っていく必要がある。

さらに、自衛隊、警察、DMATなど関係団体と連携を図りつつ、災害対策本部、調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部、被災地消防本部等で連絡を密にすることが重要となる。

イ　ヒヤリハット事例に基づく対策等

ヒヤリハット事例には、津波にのまれるといった重大事故に区分されるような事例もあり、分析方法として、事例の原因となるリスクの種類（①物理的リスク、②津波・余震等によるリスク、③停電等によるリスク、④燃料不足等によるリスク、⑤寒さ・凍結等によるリスク、⑥長時間活動等によるリスク）別に分類し、検討を行った。

検討結果として、リスクの分類ごとの活動方針を策定するなど、事前の対策を十分に行うことで、多くの場合そのリスクを回避することができると推測され、今後の対策の策定が望ましいとされた。

*1 トリアージとは、限られた人的・物的資源の状況下で最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、傷病者の緊急度・重症度により治療の優先度を決めることで、災害時には最も救命の可能性のある傷病者に医療資源を投入するために優先順位をつける。

6.2.6 ▶消防機関と他機関等の連携

東日本大震災においては、災害が非常に広範囲にわたったことから、救助活動等にあたり、消防機関と警察、自衛隊、海上保安庁といった実動部隊との連携、医師会及び医療機関等（医療関係機関）、物流機関、ボランティア組織などとの連携の必要性が再認識された。

大規模地震により発生が想定される建物の倒壊・座屈現場や津波災害時の活動では、救助隊、指揮隊、ポンプ隊、救急隊、消防団等の効果的な部隊運用に加えて、自衛隊、警察、医療関係機関、建設業者など、多くの部隊や関係機関と連携した救助活動を展開することが必要となる。この面からも、救助活動における関係機関の連携体制の強化に向け早急に検討を行う必要がある。

また、都道府県や市町村等に設けられる災害対策本部や消防応援活動調整本部等の運用を踏まえ、関係省庁や地方公共団体と調整し、役割分担の明確化やより具体的な計画の策定、訓練の方法等について検討し、定期的に関係機関との共同の訓練を実施し、連携方法の更なる改善に取り組むことが必要である。

図6.2-4 大規模災害時における国、自衛隊、警察、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等との連携[1)]

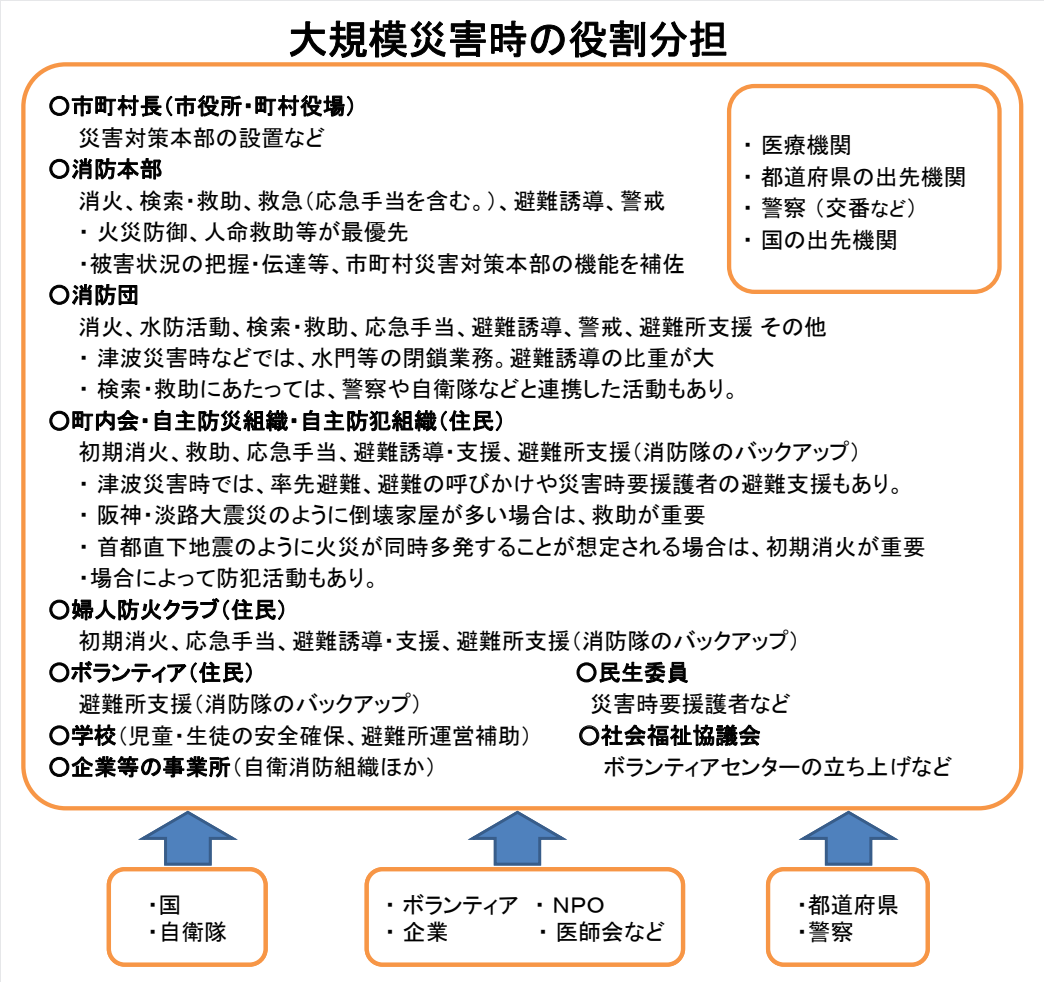

1）消防庁　東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会　第4回配布資料
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

6.3 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等

東日本大震災においては、緊急消防援助隊の運用において、平成15年の法制化以降初めて消防庁長官が消防組織法第44条第5項の規定に基づき出動の指示を行ったこと、緊急消防援助隊創設以来初めて水上部隊を派遣したこと、最終的には岩手県、宮城県及び福島県の主たる被災3県を除く全国44都道府県から8,854隊30,684名を派遣したこと、活動期間が88日にも及んだことなどにおいて過去に類のない出動事例になった。

緊急消防援助隊の懸命の活動は、各被災地において多くの人命を救うとともに、全国各地から多くの部隊が駆け付けることにより、被災地の地域住民に大きな安心感を与えることにもつながり、その活動は高い評価を得た。

一方で、今後発生の切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震等の大規模地震への対応を念頭に、全国の消防の総力を最大限引き出すための体制の構築が求められる。

そのため、今回の活動経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の活動がより効果的・効率的に行われるよう、長期に及ぶ消防応援活動への対応や消防力の確実かつ迅速な被災地への投入等の課題に対応していく必要がある。

消防庁は、平成23年9月から平成25年1月に5回にわたって緊急消防援助隊運用連絡会議専門部会、平成24年2月から3月に緊急消防援助隊広域総合進出拠点施設に係る検討会、平成24年8月から緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会を開き課題に取組んできた。

図6.3-1に緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等に関する課題について消防庁が実施している取組状況を記述する。

図6.3-1 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等について消防庁が実施している取組

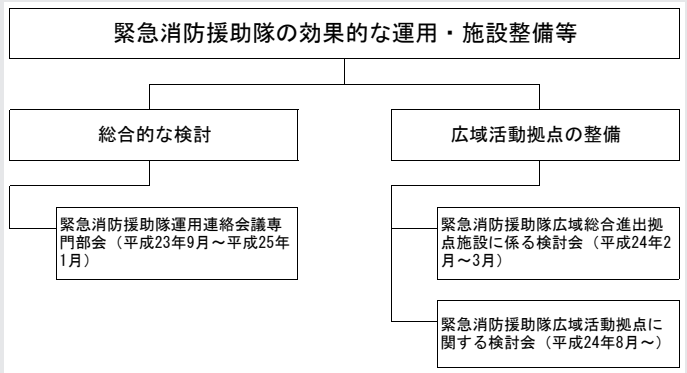

6.3.1 ▶長期に及ぶ消防応援活動への対応

今回の応援活動が88日間というこれまでにない長期に及んだことに加え、低温・降雪といった気象状況や燃料不足、ライフライン途絶等の厳しい環境の下で展開されたことから、あらためて応援活動を支える体制の構築の重要性が認識された。これを踏まえ、消防庁では次のような取組を進めている。

写真6.3-1　緊急消防援助隊の野営状況[1]**（平成23年3月26日6時頃　石巻市）**

1 長期に及ぶ活動を支援する車両等の整備

消防組織法第50条の規定による無償使用制度*1を活用し、緊急消防援助隊の長期に及ぶ活動を支援するため、人員輸送車*2、資機材搬送車*3、燃料補給車*4、支援車Ⅰ型*5等の車両等の整備を行っている。

写真6.3-2　人員輸送車*2

写真6.3-3　資機材搬送車*3

写真6.3-4　燃料補給車*4

写真6.3-5　支援車Ⅰ型*5

2 より効果的な後方支援部隊の運用のあり方

新たに整備された車両や資機材の活用を含めたより効果的な後方支援部隊の運用のあり方などの検証を進める。また、後方支援部隊の編成や、応援を受ける場合の受援力の強化に向けて、各都道府県毎に策定している緊急消防援助隊の応援等実施計画及び受援計画の見直しの取組を支援していく。

1）新潟市消防局
*1 緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率的なものについて、大規模・特殊災害時における国の責任を果たすため、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させるもの
*2 隊員の交代時等に輸送を行うほか、後方に資機材を搬送するスペースを保有
*3 重量物をも容易に積み下ろしすることができるようにパワーゲートを装備し、資機材や後方支援物資の搬送を実施
*4 被災地において活動する消防車両（軽油燃料車）を対象に燃料を補給
*5 ボディが拡幅する機能を有し、トイレ、シャワー、固定式小型厨房等を装備するとともに、各種災害に対応した資機材収納室を有する。最大約20名の乗車が可能

3 広域活動拠点の整備に関する検討

東日本大震災での活動経験を踏まえ、緊急消防援助隊の長期にわたる活動を支える広域活動拠点の整備について調査検討を進めており、平成23年度は、「緊急消防援助隊広域総合進出拠点施設に係る検討会」において、広域活動拠点に求められる機能及び標準的な施設・設備を整理するとともに、その整備イメージ、整備のあり方等の検討を行った。

また、平成24年8月から「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会」を開催し、航空機による人員・資機材の投入をも想定しつつ、既存の資源の活用を含め、緊急消防援助隊の活動を支援するのに必要とされる諸機能の具体的な実現手法等を調査検討しており、被災時における都道府県及び市町村の応援部隊の受援機能を含む地域防災力のさらなる向上を目指している。

6.3.2 ▶消防力の確実かつ迅速な被災地への投入

1 空路や海路も利用した機動的な体制の構築

東海地震、東南海地震・南海地震や首都直下地震等においては、被災地へのアクセス道路が相当程度寸断される事態が大いに懸念される。こうした事態に備え、空路及び海路をより機動的に用いた被災地への消防力の投入を検討する必要がある。

このため、消防防災ヘリコプターの整備促進を図るとともに、自衛隊等関係機関との連携も進めながら、航空機を活用して車両、資機材等を搬送する際の技術面・運用面にわたる検討を行う。

2 機動力の高い車両等の配備

東日本大震災では、がれきが山積している現場や広範囲に浸水が続く現場など、活動に苦慮した事例があったことから、走破力の向上や小型化等により、機動力の高い車両等の配備も必要である。

そこで、消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、全地形対応車*1、重機*2、大規模震災用高度救助車*3等の車両等を整備している。

写真6.3-6　重機及び重機搬送車

3 緊急消防援助隊の出動計画の見直し等

広範囲に甚大な被害が発生した場合も想定して、緊急消防援助隊の出動計画を見直すほか、東日本大震災において見受けられた都道府県隊におけるブロック毎の分割出動や先行的な部隊出動等の手法の活用など、より確実かつ迅速に被災地へ到達するための取組について、都道府県単位での積極的な検討を促進している。

4 広域的情報収集及び情報共有の体制強化

東日本大震災では、ヘリコプターテレビ電送システムの地上受信局の被災のほか、公衆通信網や消防救急無線の被害・輻輳（ふくそう）等により、通信面で問題が生じた。大規模災害発生初期においては、的確に被害状況を把握することがとりわけ重要であることから、広域的な情報収集体制と消防庁及び緊急消防援助隊間の情報共有体制を強化することが必要である。そこで、消防庁では、次のような取組を進めている。

(1) ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）の整備

消防庁では、大規模災害時における緊急消防援助隊の運用を的確に行うため、迅速かつ広域的な災害情報収集を目的として、消防組織法第50条に基づく無償使用制度を活用してヘリコプターの整備に努めているが、衛星を介した我が国独自の映像送信システムであるヘリサットの搭載を併せて進め、地上の受信設備の有無にかかわらず映像伝送が可能な情報収集体制

*1 浸水、がれき、土砂、雪等あらゆる地形に対応でき、救助活動のほか、人員・物資の搬送等にも活用できる。
*2 がれき、土砂等の障害物を除去することにより、道路の啓開、救助隊等と連携した効果的な救助活動に活用可能。
*3 大規模震災時において、活動が困難な救助現場に対処するため、圧縮空気を動力源とした破壊工作器具や小型・軽量・高性能な救助資機材を積載した走破性の高い四輪駆動タイプの救助活動用の車両。

写真6.3-7　ヘリサットアンテナの搭載状況

の確立により、初動体制の向上に取り組んでいる。

平成24年度より、東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県に配備又は配備予定の消防庁ヘリコプターに順次搭載している。

(2)　緊急消防援助隊動態情報システム

緊急消防援助隊動態情報システムは、緊急消防援助隊が出動した際に、部隊の位置及び動態状況を把握し、緊急消防援助隊の円滑かつ効果的な活動に資することを目的として開発されたシステムで、平成18年4月に運用を開始した。さらに、東日本大震災での活動における諸課題への対策を考慮して、平成24年6月から新システムの運用を開始した。指揮支援部隊登録消防本部及び各都道府県の代表消防本部に対して、可搬型端末機器（タブレット型パソコン）等の通信機器を配備し、運用訓練を行うなどして取扱いの習熟を図っている。

このシステムの活用により、各部隊で災害情報を共有、視覚的な被害情報の把握などが可能となり、また、3G携帯電話回線が不通になった場合でも、自動的に衛星回線に切り替わることにより、確実な通信が確保できることとなった。

図6.3-2　緊急消防援助隊動態情報システムの概念

⑶　ヘリコプター動態管理システム

ヘリコプター動態管理システムは、ヘリコプターの位置情報の把握だけでなく、地上から文字メッセージや目的地をヘリコプターに伝送するシステムである。大規模災害時に際し消防庁において出動機体の選定を迅速に行えるよう、点検予定などの平時動態及び自管内や広域応援で出動中といった災害時動態双方の入力が可能となる機能拡張を図っている。

平成24年6月1日時点で73機の消防防災ヘリコプターのうち21機に搭載されている。

⑷　無線中継車及び可搬型衛星地球局（VSAT）の整備

東日本大震災では、固定電話・携帯電話の発信制限や停電による消防救急無線の基地局の機能停止により、消防応援活動調整本部、指揮支援隊、指揮下各活動隊及び派遣元の消防本部間の連絡体制の確保が困難となった。

そこで、大規模災害発生時の通信確保の支援体制を強化するため、平成24年度末までに、無線中継と映像送受信等が可能な無線中継車及び地域衛星通信ネットワーク経由で電話やファクシミリなどが利用できる可搬型衛星地球局（VSAT）を整備する。

写真6.3-8　無線中継車

写真6.3-9　可搬型衛星地球局（VSAT）

6.3.3 ▶補助金による整備[1)]

今後発生が懸念される東海地震をはじめ、東南海・南海地震、首都直下地震、南海トラフの巨大地震等の大規模地震への対応や、NBCテロ災害発生等も念頭に、今回の東日本大震災における大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能強化を更に積極的に推進していくことが必要である。

このため、緊急消防援助隊設備については、より効果的な活動体制を構築するために、緊急消防援助隊設備整備費補助金を交付し、補助基準額の1/2の補助を行っている。

平成24年度予算として、同補助金を前年度と同額の4,900百万円計上し、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等の消防用車両、地震災害時の人命検索・救助活動に威力を発揮する高度探査装置等の高度な救助用資機材等及び緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線等について整備を促進している。

1）消防庁　お知らせ一覧（年別）平成24年6月のお知らせ　平成24年度消防庁予算の概要

6.4 民間事業者における地震・津波対策

大規模・高層の建築物については、テナントごとに防火管理者及び防災管理者を選任し防火・防災管理を行わせることが義務付けられているが、東日本大震災では高層建築物を中心に激しい揺れに伴う被害が発生していること等を踏まえ、それら建築物における防火・防災管理体制の強化等について取組を進めた。その取組を踏まえ、「消防法の一部を改正する法律」(平成24年6月27日法律第38号)が成立し、統括防火管理制度及び統括防災管理制度が整備された。

また、東日本大震災においては、危険物施設や石油コンビナート施設においても地震や津波による被害が発生しており、特に被害を受けたと考えられる16都道県に所在する全危険物施設の1.6%が被災している。被害施設数は少ないものの、地震により危険物施設の建築物や配管等が破損する被害や、津波により施設全体が損壊する等の被害が発生している。

このことから危険物施設や石油コンビナート施設の安全確保のための対策を講じていく必要がある。

図6.4-1に、民間事業者における地震・津波対策に関する課題について消防庁が実施した取組を項目別に一覧にした。以下に対応状況を示す。

図6.4-1 民間事業者における地震・津波対策について消防庁が実施している取組

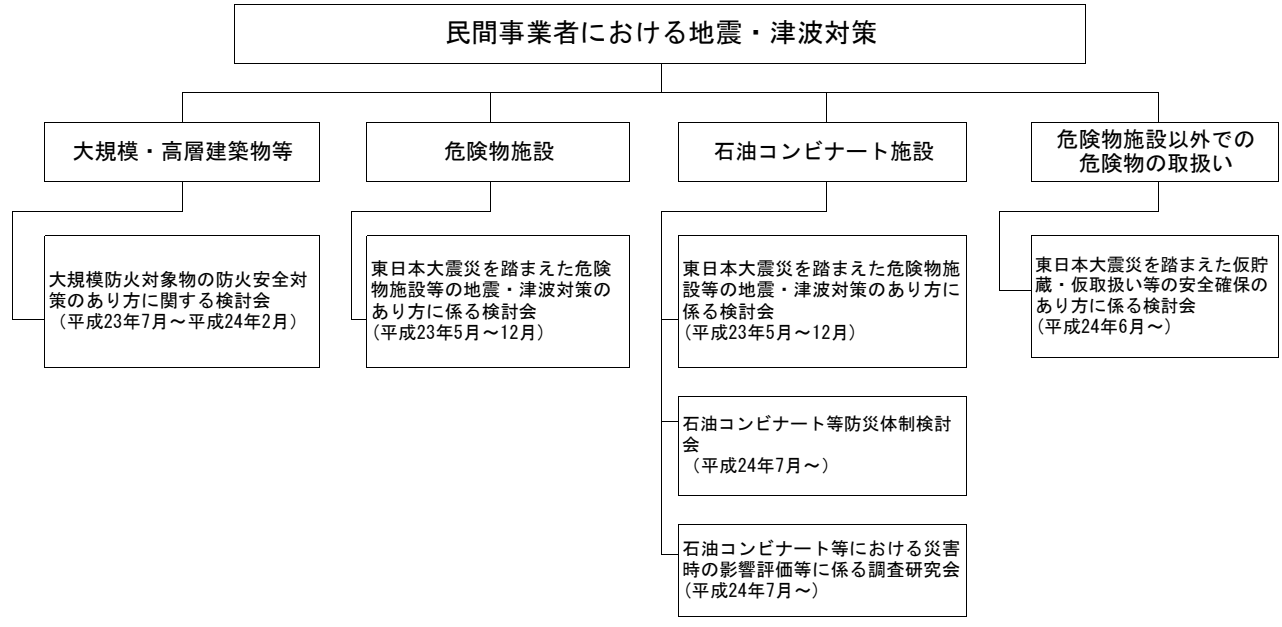

6.4.1 ▶ 消防法の一部改正

改正前の制度においては、大規模・高層建築物等で管理権原者が複数となるものについては、共同で防災管理を行うこととしており、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理として共同で実施すべき事項については、管理権原者間で協議して定めることを義務付けており、これらの事項を定めた場合には、消防機関に届出を行わなければならないこととしている。

また、共同防災管理を実施している建築物等においては、消防法施行規則に基づき、管理権原者間で協議すべき事項の一つとして「統括防災管理者」を定めることとしている。

しかしながら、改正前の制度では、統括防災管理者の役割や権限が法令上において明確でないことなどから、例えば建築物全体での避難訓練等の実施に支障が生じている等の課題が指摘されていた。

このことから東日本大震災時における被災地及び首都圏の対応の実態やその時の教訓等を整理することにより、今後の防災管理体制・自衛消防体制の充実強化をはじめとした災害対応能力の向上に資することを目的として平成23年7月から平成24年2月にかけて「大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討会[1)]」で調査を実施し具体的な課題の洗出しに取組んできた。

また、消防審議会答申において高層建築物等の防火・防災管理体制の強化等についても検討を進めていく必要があるとされた。

これらを踏まえ、消防法の一部を改正する法律案は、第180回国会（常会）に提出され、参議院及び衆議院で可決、成立し、平成24年6月27日に公布された。

改正消防法においては、管理権原者に「統括防災管理者」の選任を義務付け、さらに統括防災管理者に、建築物全体の防災管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく建築物全体の避難訓練の実施等の建築物全体の防災管理上必要な業務を行わせるとともに、建築物全体の防災管理を実効性のあるものとするために、統括防災管理者が各防災管理者に対して必要な措置を講ずることを指示することができることとされている。

6.4.2 ▶ 危険物施設等における地震・津波対策等[2)]

東日本大震災では、被災地における危険物施設や石油コンビナート施設においても地震や津波により大きな被害を受けた。このため、消防庁では平成23年5月から東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会（以下「危険物施設等の地震・津波対策検討会」という。）を開催し、これらの施設の被害状況の実態調査を通じ、危険物施設及び石油コンビナート施設における地震・津波対策について検討を行った。

1 危険物施設

危険物施設等の地震・津波対策検討会において、危険物施設に共通の対策として、地震により危険物施設の建築物等が破損する被害が発生していることから、施設の基準適合の状況や維持管理の状況を含め、事業者自らが配管等の耐震性能、液状化の可能性等を再確認することが必要とされた。また、津波の発生を念頭に置いた防災対策が十分に講じられていなかったことから、津波が発生した又は発生するおそれのある状況において、従業員等の避難する方法や施設の緊急停止措置等の対応について予防規程等に明記することが必要とされた。

1）消防庁　大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討会
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h23_yobou_kento/index.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討報告書
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/jishin_tsunami/index.html（平成25年1月21日参照）

一方、屋外タンク貯蔵所に特有の課題として、スロッシング（液面揺動）に伴う浮き屋根の漏油等の被害は耐震基準に適合していないタンク及び耐震基準の対象ではないタンクの両方で発生していることから、これらのタンクの浮き屋根について、構造強度等の再確認が必要であるとされた。また、浮き蓋についても耐震基準に適合してないタンクで沈没等の被害が発生していることから、策定された浮き蓋の耐震基準に適合するよう、速やかな措置が必要であるとされた。

さらに、津波によりタンクの付属配管が移動して流出事故が発生していることから、1,000kℓ以上の屋外タンクに緊急遮断弁を設置すること等が求められた。

このことを受け、平成24年5月に危険物の規制に関する規則を改正し、予防規程への記載事項に津波対策を追加するとともに、危険物施設における地震・津波対策に係る留意事項について、平成24年8月21日に「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について（通知）」（消防危第197号）により全国の消防機関に通知した。なお、屋外タンク貯蔵所における津波対策については、当該タンクの規模や津波浸水想定等に基づいた津波被害シミュレーションを踏まえて具体的な措置を講じる必要があることから、消防庁において当該シミュレーションツール[1)]を作成し、消防庁ホームページにおいて提供しているところである。

2 石油コンビナート施設

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に設けられている特定防災施設等や防災資機材等については、①発生頻度が高い地震に対してはその機能の維持、②最大クラスの津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては直ちに復旧できるようにするための浸水対策や応急措置の準備、③発生頻度は低いものの甚大な被害をもたらす地震及び最大クラスの津波に対しては、被害が発生した際の応急措置又は代替措置に係る計画の策定等の対策を、それぞれ講じていく必要がある。また、上記検討会において、石油コンビナート施設（石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に設けられている特定防災施設等や防災資機材等）については、地震及び津波の発生頻度や被害の大きさに応じた対策の考え方、施設や資機材等ごとの対応策等が平成23年12月に取りまとめられた。検討結果を踏まえ、特定防災施設等及び防災資機材等の地震対策及び津波対策について、平成24年3月30日に「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について（通知）」（消防特第63号）により石油コンビナート等が所在する道府県及び消防機関に通知した。

(1) 石油コンビナート等防災体制[2)]

東日本大震災及びその後において発生した石油コンビナート災害では、特定事業所の自衛防災組織について地震・津波時の運用や安全管理に課題がみられ、また爆発や火災に伴い当該事業所外に被害が及ぶ事案も発生している。

消防庁では、平成24年7月から石油コンビナート等防災体制検討会を開催し、石油コンビナートにおける事業者の自衛防災体制及び活動のあり方、関係地方公共団体における防災体制と周辺住民の安心・安全確保のあり方等について取組んでいる。

1）消防庁　屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールの提供について（平成24年8月1日）　消防危第184号
http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2408/t_index.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　石油コンビナート等防災体制検討会
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/sekiyu_bousaitaisei/index.html（平成25年1月21日参照）

⑵ 石油コンビナート等の影響評価等[1)]

東日本大震災における地震・津波による被害等を踏まえ、関係道府県の石油コンビナート等防災計画での災害想定に活用されている防災アセスメント指針について見直しを行うとともに、特定事業所に設置が義務づけられている特定防災施設等及び防災資機材等について地震動により受ける影響評価方法を整備すること等が必要となっている。消防庁では、平成24年7月から「石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会」を開催し、石油コンビナートの被害予測等に関する技術的な検討を行っている。

3 上記施設以外での危険物の取扱い

被災地では、危険物施設以外の場所における危険物の貯蔵又は取扱いや、危険物施設における通常と異なる形態による危険物の取扱いを余儀なくされた。

消防庁では、これらの対応の実態を調査した上で震災時等における仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について取組むために平成24年6月から「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会[2)]」を開催している。

まず、平成24年7月下旬から8月にかけて岩手県、宮城県、福島県及び茨城県等の消防本部、危険物関係の業界団体（危険物安全協会、トラック協会等）及び同団体の会員を対象に、東日本大震災の際に行われた危険物の取扱い等の実態調査を実施した。調査結果を踏まえ、ドラム缶から車両や重機への給油、変圧器等からの危険物の抜き取り、移動タンク貯蔵所への充填、移動タンク貯蔵所からの給油についての安全対策を検討することとなり、これらのケースにおける火災危険性を明らかにするため、シミュレーション及び文献調査により技術的検証をすることとなった。検証結果を踏まえドラム缶の集積・貯蔵に係る保有空地、数量、環境等の目安、ドラム缶からの給油に係る保有空地、換気環境、静電気対策等の目安等を決めるべく検討を行っている。

1）消防庁　石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/sekiyu_eikyohyoka/index.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/karichozou_karitoriatsukai/index.html（平成25年1月21日参照）

6.5 原子力災害への対応

東日本大震災における原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力災害特別措置法が改正されるなど政府において原子力防災体制の抜本的見直しがなされている。

6.5.1 ▶原子力災害対策特別措置法等の改正[1)2)]

平成23年8月15日の閣議決定「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」を受け、法案の立案などの準備をしてきた。平成24年6月27日に原子力規制委員会設置法が公布され、同年9月19日に原子力規制委員会が発足した。原子力規制委員会設置法では、原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより縦割り行政の弊害を除去し、事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない。そのため、原子力規制委員会設置法公布と同時に原子力安全のための規制や制度の見直しとして原子炉等規制法及び原子力災害対策特別措置法が改正された。

改正のポイントは、次のとおりである。①原子力災害の予防対策充実のため、国が原子力事業者の防災訓練実施状況を確認し必要な改善等を命令できることとし、違反した場合の罰則等も措置する。②原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化策として、全国務大臣を本部員とし、副大臣のみならず大臣政務官も本部員に任命可能とし、副本部長(環境大臣)も増員可能にする。③原子力緊急事態解除後の事後対策の円滑化を図るため、原子力緊急事態解除後も引続き原子力災害対策本部を存置し、事後対策推進のための本部長による各省・自治体等への指示権等の確保や残留する放射性物質の影響を考え、市町村長による避難指示や立入制限等ができることとする。④環境大臣による原子力防災指針の策定を法定化し、各府省・自治体等による原子力災害対策の実施に係る専門的・技術的事項を規定する。

6.5.2 ▶防災基本計画第11編原子力災害対策編の修正[3)]

内閣府は、平成24年9月6日、防災基本計画の修正を公表した。原子力災害対策の修正に係るポイントは、下記のとおりである。

政府は、初動時から委員長等が官邸に参集することにより、官邸の意思決定及び情報発信機能を強化し、電力会社の本店等に事態即応センターを設置し事故収束対応の拠点とするとともに、現地本部をオフサイトに設置して住民の安全確保に特化する等の役割分担が必要である。また、複合災害やシビアアクシデント等を想定した実践的な訓練をする。なお、複合災害が発生し、対策本部が複数設置された場合には、相互連携に努める。

オンサイト対応(事故収束活動の体制・支援)として、緊急時対策所、後方支援拠点、原子力レスキューの整備等の原子力事業者の防災体制及び平時からの訓練等を通じた実動組織も含めた連携・体制の強化を図る。

オフサイト対応(住民保護・被災者支援)として、区域ごとに予め避難手順を定めておく計画の準備の導入、SPEEDIの予測結果の公表手順の明確化を含む緊急時モニタリングの体制整備等による住民防護措置を強化する。また、原子力被災者生活支援チームの設置により、避難住民の受入先確保、一時立入り等の緊密な支援体制を構築する。

防災インフラ・資機材面において、官邸、原子力規制庁、原子力事業者、自治体をつなぐTV会議等の通信網を整備し、複合災害時にも途絶しない通信網を確保するため、衛星回線等による経路の多重化、非常用電源を確保する。また、オフサイトセンターにおいても放射線防護対策の強化や代替施設を確保する。

事後対策として、緊急事態解除宣言後も、政府が健康相談や除染等に責任を持つ体制を明記する。

1) 首相官邸　原子力規制のための新しい体制について
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/genshiryokukisei.html(平成25年1月21日参照)
2) 原子力規制委員会　原子力規制委員会設置法　原子力規制委員会設置法の概要
http://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/about.html(平成25年1月21日参照)
3) 内閣府　第31回中央防災会議資料1-1　防災基本計画の修正について　資料
http://www.bousai.go.jp/chubou/31/index.html(平成25年1月21日参照)

6.5.3 ▶原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理[1)2)]

東京電力福島第一原発において、緊急消防援助隊として第3号機の使用済燃料プールへの放水活動等を実施した消防職員の安心や長期的な影響の確認に資するため、これらの消防職員について長期的な健康管理を行っていく必要がある。

消防庁では、平成23年度に、当該消防職員についてホールボディーカウンター*1等による検査を行うとともに、平成23年7月から、医療や放射線の専門家等により構成される「福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理検討会」において、健康状態に関する把握方法や管理方法等を検討した。

また、平成24年度からは、「福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理審査連絡会」において、当該消防職員に係る定期追加検査を実施し、当該検査等の結果に基づく健康状態の確認等を行うこととしている。

6.5.4 ▶消防機関における活動対策等の充実強化[1)]

1 消防活動対策マニュアルの見直し

原子力施設等における消防活動を安全かつ的確に行うことができるよう、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」（平成13年3月）等を取りまとめ、教育・訓練等に活用を図ってきたところであるが、東京電力福島原発事故等を踏まえ、見直しを行うことが必要となっている。

消防庁としては、「消防・救助技術の高度化検討会（N災害等に関する消防活動対策分科会）」を開催し、政府全体の原子力防災体系の見直しへの対応、福島原発事故等における消防活動事例や近年の技術的進展の反映等の観点から取組を進めている。

2 放射性物質事故対応資機材の配備

放射性物質による事故等への対応力の強化のため、消防庁では、平成23年度補正予算（第1号）を活用し、個人警報線量計などの放射性物質事故対応資機材を消防組織法第50条の無償使用制度により緊急消防援助隊登録消防本部に配備している。

写真6.5-1　個人警報線量計

6.5.5 ▶関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等

関係地方公共団体においては、原子力防災全体の見直しと合わせ、地域防災計画の見直しが進められているところであるが、原子力災害対策指針上「原子力災害対策を重点的に講ずべき地域」の目安となる範囲が、原子力発電所にあっては従前の概ね半径8～10kmから概ね半径30kmに拡大されたことから、新たに当該地域に入ることとなった地方公共団体の地域防災計画において原子力災害対策を定めること、広域での避難体制を確保すること等が急務となっている。

消防庁では、内閣府（原子力防災担当）とともに「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル」を改定し、関係地方公共団体における防災計画の見直しや、訓練等を通じた防災体制の充実強化を支援することとしている。

1）消防庁　福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理検討会　報道資料　平成23年7月13日
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h23/2307/230713_1houdou/01_houdoushiryou.pdf（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理審査連絡会　報道資料　平成24年7月10日
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2407/240710_1houdou/01_houdoushiryou.pdf（平成25年1月21日参照）
*1 人の体内に沈着した放射性物質から放出されるガンマ線を人体の外側から検出する計測装置

6.6 活動記録の調査分析と震災を踏まえた研究開発[1)]

東日本大震災における被害状況、国や地方公共団体、消防機関などの活動状況を詳細に調査するほか、震災を踏まえた課題及びその対応を資料として残すことで貴重な教訓を次世代に残すことを目的に活動記録の調査分析を行った。平成23年度から平成24年度にかけて主として東日本大震災における被害状況、緊急消防援助隊等の活動状況等について情報収集・整理及び調査分析を行った。なお、本記録集の作成費用もこの中に含まれている。

消防防災分野においては、次の科学技術上の重要課題が改めて浮き彫りとなった。①極めて広域な地域が被災地となるような災害が発生した場合における早期かつ的確な被害推定及び被害情報収集並びに応急対応に関する意思決定支援のための情報通信技術の必要性、②津波浸水域で発生した火災の発生原因・延焼要因の究明と防火対策に関する知見の必要性、③水やがれきが滞留している津波浸水域における消防活動・救助活動を高度化する技術の必要性、④石油コンビナートにおける地震・津波対策、特に津波対策に関する知見の必要性、⑤震災後に発生するがれきなど堆積物の火災予防対策に関する知見と消火技術の必要性、⑥原子力発電所の事故を受けて、今後なお一層利活用の推進が予想される再生可能エネルギーの防火安全対策に関する知見の必要性などである。

消防防災科学技術の研究開発の中心的機関である消防研究センターでは、東日本大震災を踏まえて平成23年度からの5年間の研究計画の見直しを行い、前記①から⑥の課題を解決するため、様々な研究に取組んでいる。

具体的には、広域版地震被害想定システムの研究開発、東日本大震災における火災分析と防火対策に関する研究、津波浸水域における消防活動用車両等の研究、石油タンクの津波による損傷メカニズム及び発生防止策の研究、巨大地震による石油コンビナート地域における強震動予測及び石油タンク被害予測の研究、がれきなど堆積物の火災危険性評価方法及び消火技術の開発、再生可能エネルギー関連設備・装置の火災危険性把握のための研究等に取組んでいる。

東日本大震災におけるコンビナート施設被害の調査・解析、津波滞留水域内における消防活動の調査・解析、トリアージ体系（緊急度判定支援システム）の構築等を行った。

東日本大震災後に策定された「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）には、新たな基本方針として「震災からの復興、再生の実現」が盛り込まれた。平成25年度科学技術予算における最重点化の対象となる施策を特定している「平成25年度科学技術重要施策アクションプランの対象施策について－社会的課題の解決に向けた科学技術最重点施策－」（科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員、平成24年9月13日）では、「復興・再生並びに災害からの安全性向上」が一つの柱として掲げられており、この柱には上記課題に対応するほとんどの消防庁の関係施策が平成23年度に引き続き盛り込まれている。このように、東日本大震災が突きつけた消防防災の科学技術上の課題は、最優先で取り組むべきものとなっている。

これまで、消防庁においては「消防防災科学技術高度化戦略プラン」（平成19年2月策定）に基づき、消防防災科学技術の高度化の推進に努めてきたが、東日本大震災で浮き彫りになった課題や、昨今の社会構造、経済情勢の変化に伴い現出した課題など、山積する消防防災分野における様々な課題について科学技術の側面から解決する研究・開発を、戦略的かつ効率的に推進するため、第4期科学技術基本計画との整合を図りつつ、平成24年9月に同プランを改定した[2)]。

1）消防庁　平成23年版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html（平成25年1月21日参照）
2）消防庁　報道資料「消防防災科学技術高度化戦略プラン（2012）」の公表
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2410/241018_1houdou/01_houdoushiryou.pdf（平成25年1月21日参照）

東日本大震災記録集

平成25年3月　発行

消防庁

（http://www.fdma.go.jp/）

〒100-8927　東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

（問い合わせ先）

総務課

TEL　03-5253-7506　　FAX　03-5253-7531

本書は、著作権法上の保護を受けています。本書の一部又はすべてについて、
発行者の許諾を得ずに無断で複写・複製することは禁じられています。